大正八年六月二日印刷
大正八年六月五日發行

編輯兼發行者　早稻田大學出版部

右代表者　東京府豊多摩郡戸塚町大字下戸塚五十八番地　種村宗八

印刷者　東京市牛込區榎町七番地　渡邊八太郎

印刷所　日清印刷株式會社

發行所　東京市牛込區早稻田　振替東京一一二三番　早稻田大學出版部

史記國字解第一卷終

赤星五寛舒之祠官、以歲時致禮、凡六祠、皆太祝領之、至如八神・諸神・明年・凡山・他名祠、行過則祀、去則已、方士所興祠、各自主、其人終則已、祠官弗主、他祠皆如其故、今上封禪、其後十二歲而還遍於五嶽四瀆矣、而方士之候祠神人、入海求蓬萊、終無有驗、而公孫卿之候神者、猶以大人跡爲解、無其效、天子益怠厭方士之怪迂語矣、然終羈縻弗絕、冀遇其眞、自此之後、方士言祠神者彌衆、然其效可睹矣、

【校異】八神諸神、下の神の字無し、方士言祠神者、祠神を神祠に作る、

太史公曰、余從巡祭天地諸神名山川、而封禪焉、入壽宮侍祠神語、究觀方士祠官之言、於是而論次自古以來用事於鬼神者、具見其表裏、後有君子、得以覽焉、至若俎豆珪幣之詳、獻酬之禮、則有司存焉、

【校異】祠官之言、言を意に作る、至若俎豆珪幣之詳、至若を若至に作る、

（本紀終）

其明年、東巡海上、考神僊之屬、未有驗者、方士有言、黃帝時爲五城十二樓、以候神人於執期、命曰迎年、上許作之如方、明年、上親禮祠上帝、衣上黃焉、

【校異】明年、此の上に命曰の二字あり、後節に八神諸神明年凡山他名祠云々とあれば此の明年は翌年の意にあらずして五城十二樓を造營して祀れる祠の名なり、故に命曰の二字あるを正しとなす、

公玉帶曰、黃帝時、雖封泰山、然風后封鉅岐伯令黃帝封東泰山禪凡山、合符然後不死焉、天子既令設祠具、至東泰山、東泰山卑小、不稱其聲、乃令祠官禮之、而不封禪焉、其後令帶奉祠候神物、

【校異】封鉅、封巨に作る、東泰山卑小、東の字無し、有るを正しとなす、

夏遂還泰山、脩五年之禮如前、而加禪祠石閭、石閭者在泰山下阯南方、方士多言、此僊人之閭也、故上親禪焉、

其後五年復至泰山、脩封、還過祭常山、

【字解】常山、常を恆に作る、

今天子所興祠、泰一后土、三年親郊祠、建漢家封禪、五年一脩封、薄忌泰一及三一・冥羊・馬行・

泉作諸侯邸、勇之乃曰、越俗有火烖、復起屋必以大、用勝服之、於是作建章宮、度爲千門萬戶、前殿度、高未央、其東則鳳闕、高二十餘丈、其西則唐中數十里虎圈、其北治大池漸臺、高二十餘丈、名曰泰液池、中有蓬萊・方丈・瀛洲・壺梁、象海中神山龜魚之屬、其南有玉堂・璧門・大鳥之屬、乃立神明臺・井幹樓、度五十餘丈、輦道相屬焉、

夏、漢改曆、以正月爲歲首、而色上黃、官名更印章以五字、因爲太初元年、

【校異】因爲太初元年、因の字無し、

是歲西伐大宛、蝗大起、丁夫人雒陽虞初等以方祠詛匈奴大宛焉、

其明年有司言、雍五畤無牢熟具、芬芳不備、乃命祠官進畤犢牢具、五色食所勝、而以木耦馬代駒焉、獨五帝用駒、行親郊用駒、及諸名山川用駒者悉以木耦馬代、行過乃用駒、他禮如故、

【校異】有司言、有司上言に作る、五色、五の字無し、木耦馬、耦を偶に作る、同義なり、五帝用駒、五月嘗駒に作る、義異なり、

於下房、以二十太牢、天子從昆崙道入、始拜明堂、如郊禮、禮畢燎堂下、而上、又上泰山、有祕祠其顚、而泰山下祠五帝、各如其方、黃帝幷赤帝、而有司侍祠焉、泰山上擧火、下悉應之、

【校異】崑崙道、昆侖道に作る、

其後二歲、十一月甲子朔旦冬至、推歷者以本統、天子親至泰山、以十一月甲子朔旦冬至日、祠上帝明堂、每脩封禪、其贊饗曰、天增授皇帝泰元神筴、周而復始、皇帝敬拜泰一、

【校異】每脩封禪、每を毋に作る、徐廣曰、常五年一脩耳、今適二年、故但祠於明堂、此によれば毋の字を正しとなす、神筴、筴を策に作る、同じ、

東至海上、考入海及方士求神者、莫驗、然益遣冀遇之、

十一月乙酉、柏梁烖、十二月甲午朔、上親禪高里、祠后土、臨渤海、將以望祠蓬萊之屬、冀至殊庭焉、

【校異】望祠、祠を祀に作る、

上還以柏梁烖故、朝受計甘泉、公孫卿曰、黃帝就靑靈臺、十二日燒、黃帝乃治明庭、明庭甘泉也、方士多言古帝王有都甘泉者、其後天子又朝諸侯甘泉、甘

有復作、

【校異】 殿防内中、防を房に作る、同義なり、甘泉防、甘泉房中に作る、

其明年伐朝鮮、夏旱、公孫卿曰、黃帝時封則天旱乾封三年、上乃下詔曰、天旱、意乾封乎、其令天下尊祠靈星、其明年上郊雍、通回中道、巡之、春至鳴澤、從河西歸、

其明年冬、上巡南郡、至江陵而東、登禮潛之天柱山、號曰南嶽、浮江自尋陽出樅陽、過彭蠡、祀其名山川、北至琅邪、並海上、四月中、至奉高脩封焉、

【校異】 潛之天柱山、潛を灊に作る、潛は灊の誤なり、潛と灊と同じ、祀其名山川、祀を禮に作る、

初天子封泰山、泰山東北阯、古時有明堂處、處險不敞、上欲治明堂奉高旁、未曉其制度、濟南人公玉帶上黃帝時明堂圖、明堂圖中有一殿、四面無壁、以茅蓋、通水、圜宮垣、爲複道、上有樓、從西南入、命曰昆侖、天子從之入以拜祠上帝焉、於是上令奉高作明堂汶上、如帶圖、及五年脩封、則祠泰一五帝於明堂上坐、令高皇帝祠坐對之、祠后土

使卿將卒塞決河、河徙二渠、復禹之故跡焉、

【校異】若云見天子、見の字の上に欲の字あり、見大人跡、跡の字の下に云の字あり、毋名、無名に作る、河徙二渠、河の字無し、

是時既滅南越、越人勇之乃言、越人俗信鬼、而其祠皆見鬼、數有效、昔東甌王敬鬼、壽至百六十歳、後世謾怠、故衰耗、乃令越巫立越祝祠、安臺無壇、亦祠天神上帝百鬼、而以雞卜、上信之、越祠雞卜始用焉、

【校異】南越、兩越に作る、越人俗信鬼、信の字無し、壽至百六十歳、至の字無し、謾怠、怠慢に作る、始用焉、焉の字無し、

公孫卿曰、僊人可見、而上往常遽、以故不見、今陛下可爲觀如緱氏城、置脯棗、神人宜可致、且僊人好樓居、於是上令長安則作蜚廉桂觀、甘泉則作益延壽觀、使卿持節設具而候神人、乃作通天臺、置祠具其下、將招來神僊之屬、於是甘泉更置前殿、始廣諸宮室、

【校異】緱氏城、氏の字無し、通天臺、通天莖臺に作る、

夏有芝生殿防内中、天子爲塞河興通天臺、若有光云、乃下詔曰、甘泉防生芝九莖、赦天下、毋

至海上望、冀遇蓬萊焉、奉車子侯暴病、一日死、上乃遂去、並海上、北至碣石、巡自遼西、歷北邊至九原、五月返至甘泉、有司言、寶鼎出爲元鼎、以今年爲元封元年、

【校異】 封禪泰山、禪の字無し、既無風雨菑、既の字無し、菑を災に作る、諸神山、山の字無し、返至甘泉、返を反に作る、

其秋有星茀于東井、後十餘日有星茀于三能、望氣王朔言、候獨見其星出如瓠、食頃復入焉、有司言同、陛下建漢家封禪、天其報德星云、其來年冬、郊雍五帝、還拜祝祠泰一、贊饗曰、德星昭衍、厥維休祥、壽星仍出、淵耀光明、信星昭見、皇帝敬拜泰祝之饗、

【校異】 其星出如瓠、其を旗に瓠を瓜に作る、

其春、公孫卿言、見神人東萊山、若云見天子、天子於是幸緱氏城、拜卿爲中大夫、遂至東萊宿留之數日、毋所見、見大人跡、復遣方士求神怪采芝藥以千數、是歲旱、於是天子既出毋名、乃禱萬里沙、過祠泰山、還至瓠子、自臨塞決河、留二日、沈祠而去、

神藉、五色土益雜封、縱遠方奇獸蜚禽及白雉諸物、頗以加祠、兕旄牛犀象之屬弗用、皆至泰山、然後去、封禪祠、其夜若有光、晝有白雲起封中、天子從封禪還、坐明堂、羣臣更上壽、於是制詔御史、朕以眇眇之身承至尊、兢兢焉懼弗任、維德菲薄不明于禮樂、脩祀泰一、若有象景光、屑如有望、依依震於怪物、欲止不敢、遂登封泰山、至於梁父、而后禪肅然、自新嘉與士大夫更始、賜民百戶牛一、酒十石、加年八十孤寡布帛二匹、復博・奉高・蛇丘・歷城、毋出今年租稅、其赦天下、如乙卯赦令、行所過毋有復作、事在二年前、皆勿聽治、

【校異】泰山下阯、阯を趾に作る、同義なり、頗以加祠、祠を禮に作る、然後去、祭后土に作る、從封禪、封の字無し、依依、此の二字無し、依々は思ひ煩ふさまなり、

又下詔曰、古者天子五載一巡狩用事泰山、諸侯有朝宿地、其令諸侯各治邸泰山下、天子既已封禪泰山、既無風雨菑、而方士更言蓬萊諸神山若將可得、於是上欣然庶幾遇之、乃復東

令人上石立之泰山顚、上遂東巡海上、行禮祠八神、齊人之上疏言神怪奇方者以萬數、然無驗者、乃益發船令言海中神山者數千人求蓬萊神人、公孫卿持節常先行候名山、至東萊、言夜見一人長數丈、就之則不見、見其跡甚大類禽獸云、羣臣有言、見一老父牽狗、言吾欲見巨公、已忽不見、上既見大跡未信、及羣臣有言老父、則大以爲僊人也、宿留海上、與方士傳車、及間使求僊人以千數、

【校異】一人、大人に作る、

四月還至奉高、上念諸儒及方士言封禪人人殊不經難施行、天子至梁父禮祠地主、乙卯令侍中儒者皮弁薦紳射牛行事、封泰山下東方、如郊祠泰一之禮、封廣丈二尺、高九尺、其下則有玉牒書、書祕、禮畢天子獨與侍中奉車子侯上泰山、亦有封、其事皆禁、明日下陰道、丙辰禪泰山下阯東北肅然山、如祭后土禮、天子皆親拜見、衣上黃而盡用樂焉、江淮間一茅三脊爲

其儀禮、而羣儒采封禪尙書周官王制之望祀射牛事、齊人丁公年九十餘、曰、封者合不死之名也、秦皇帝不得上封、陛下必欲上、稍上卽無風雨、遂上封矣、上於是乃令諸儒習射牛草封禪儀、數年至且行、天子既聞公孫卿及方士之言、黃帝以上封禪皆致怪物與神通、欲放黃帝以嘗接神遷人蓬萊士、高世比德於九皇、而頗采儒術以文之、羣儒既以不能辯明封禪事、又牽拘於詩書古文而不敢騁、上爲封祠器示羣儒、羣儒或曰不與古同、徐偃又曰太常諸生行禮不如魯善、周霸屬圖封事、於是上絀偃・霸、盡罷諸儒弗用、

【校異】放黃帝以嘗接神遷人、以嘗を以上に依る、不敢騁、敢を能に作る、封祠器、封の字の下に禪の字あり、圖封事、封事を封禪事に作る、絀偃霸、霸の字の下に而の字あり、

三月遂東幸緱氏、禮登中嶽太室、從官在山下、聞若有言萬歲云、問上上不言、問下下不言、於是以三百戶封太室奉祠、命曰崇高邑、

【校異】中嶽太室、嶽の下に縣の字あり、

東上泰山、山之草木葉未生、乃

除道繕治宮觀名山神祠所、以望幸矣、

【校異】 候神河南、此下に言の字あり、以歲乃可致、致の下に也の字あり、以望幸矣、矣を也に作る、

其年既滅南越、上有嬖臣李延年、以好音見、上善之、下公卿議曰、民間祠尙有鼓舞之樂、今郊祠而無樂、豈稱乎、公卿曰、古者祀天地皆有樂、而神祇可得而禮、或曰、泰帝使素女鼓五十弦瑟、悲、帝禁不止、故破其瑟爲二十五弦、於是塞南越、禱祀泰一后土、始用樂舞、益召歌兒作二十五弦及箜篌、瑟自此起、

【校異】 其年、年を歲に作る、祀天地、祀を祠に作る、塞南越、塞を賽に作る、塞は賽に通ず、箜篌、空侯に作る、瑟自此起、瑟の上に琴の字あり、無きを正しとなす、

其來年、冬、上議曰、古者先振兵〔澤〕旅、然後封禪、乃遂北巡朔方、勒兵十餘萬、還祭黃帝冢橋山、〔澤〕兵須如、上曰、吾聞黃帝不死、今有冢何也、或對曰、黃帝已僊上天、羣臣葬其衣冠、

【校異】 振兵澤旅、澤兵須加、二の澤の字釋に作る、澤は誤なり、

既至甘泉、爲且用事泰山、先類祠泰一、自得寶鼎、上與公卿諸生議封禪、封禪用希曠絕、莫知

有光焉、公卿言、皇帝始郊見泰一雲陽、有司奉瑄玉嘉牲薦饗、是夜有美光、及晝黃氣上屬天、太史公祠官寬舒等曰、神靈之休、祐福兆祥、宜因此地光域、立泰畤壇以明應、令太祝領祀、及臘閒祀、三歲天子一郊見、

【校異】　空桐、崆峒に作る、壇放薄忌泰一壇、上の壇の字の上に祠の字あり、犛牛、貍牛に作る、如雍禮、雍の下に郊の字あり、筴、策に作る、同じ、滿壇旁、旁の字無し、及臘閒祀、及の上に秋の字あり、

其秋爲伐南越、告禱泰一、以牡荊畫幡日月北斗登龍、以象天一、三星爲泰一鋒、名曰靈旗、爲兵禱則太史奉以指所伐國、而五利將軍使不敢入海、之泰山祠、上使人微隨驗、實無所見、五利妄言見其師、其方盡多不讎、上乃誅五利、

【校異】　使人微隨驗、微の字無し、無所見、無を毋に作る、

其冬公孫卿候神河南、見僊人迹緱氏城上、有物若雉往來城上、天子親幸緱氏城視跡、問卿得毋效文成・五利乎、卿曰、僊者非有求人主、人主求之、其道非少寬假、神不來、言神事、事如迂誕、積以歲乃可致、於是郡國各

拜卿爲郎、東使侯神於太室、

【校異】宛侯、宛朐に作る、宛朐は地名にして宛侯は宛朐を領せる諸侯ならむ、區對同、區の上に鬼臾の二字あり、神筴、筴を策に作る、同じ、得朔旦冬至、得を復に依る、申功、功を公に作る、當黃帝之時、時の字の下に曰の字あり、從上龍七千人、龍の字無し、千を十に作る、龍頷拔、拔の字の下に二の墮の字あり、其弓與龍胡頷號、龍の字無し、

上遂郊雍至隴西西登空桐、幸甘泉、令祠官寬舒等具泰一祠壇、壇放薄忌泰一壇、壇三垓、五帝壇環居其下、各如其方、黃帝西南除八通鬼道、泰一所用如雍一時物、而加醴棗脯之屬、殺一犛牛以爲俎豆牢具、而五帝獨有俎豆醴進、其下四方地爲餟食、羣神從者及北斗云、已祠胙餘皆燎之、其牛色白、鹿居其中、彘在鹿中、水而洎之、祭日以牛、祭月以羊彘特、泰一祝宰則衣紫及繡、五帝各如其色、日赤月白、十一月辛巳朔旦冬至、昧爽、天子始郊拜泰一、朝朝日、夕夕月、則揖而見泰一如雍禮、其贊饗曰、天始以寶鼎神筴授皇帝、朔而又朔、終而復始、皇帝敬拜見焉、而衣上黃、其祠列火滿壇旁、壇旁亨炊具、有司云、祠上

獨有此鼎書、曰、漢興復當黄帝之時、漢之聖者在高祖之孫・且曾孫也、寶鼎出而與神通、封禪、封禪七十二王、唯黄帝得上泰山封、申功曰、漢主亦當上封、上封則能僊登天矣、黄帝時萬諸侯、而神靈之封居七千、天下名山八、而三在蠻夷、五在中國、中國華山・首山・太室・泰山・東萊、此五山黄帝之所常遊與神會、黄帝且戰且學僊、患百姓非其道、乃斷斬非鬼神者、百餘歲然後得與神通、黄帝郊雍上帝、宿三

月、鬼臾區號大鴻、死葬雍、故鴻冢是也、其後黄帝接萬靈明廷、明廷者甘泉也、所謂寒門者谷口也、黄帝采首山銅、鑄鼎於荊山下、鼎既成、有龍垂胡顄下迎黄帝、黄帝上騎、羣臣後宮從上龍七千餘人、龍乃上去、餘小臣不得上、乃悉持龍顄、龍顄拔、墮黄帝之弓、百姓仰望、黄帝既上天、乃抱其弓與龍胡顄號、故後世因名其處曰鼎湖、其弓曰烏號、於是天子曰、嗟乎、吾誠得如黄帝、吾視去妻子如脱躧耳、乃

心知其意而合德焉、鼎宜見於祖禰藏於帝廷以合明應制曰可、

【校異】驗問巫錦、錦の字無し、晏溫、曣𥁕に作る、義同じ、今年、年を歳に作る、未有報、有の字無し、遷于夏商、遷の上に鼎の字あり、不虞、虞を吳に作る、義同じ、かまびすし、大饗、饗を享に作る、義同じ、

入海求蓬萊者言、蓬萊不遠、而不能至者、殆不見其氣、上乃遣望氣佐候其氣云、　其秋、上幸雍且郊、或曰、五帝泰一之佐也、宜立泰一而上親郊之、上疑未定、齊人公孫卿曰、今年得寶鼎、其冬辛巳朔旦冬至、與黃帝時等、卿有札書、曰、黃帝得寶鼎、宛侯問於鬼史區、區對曰、黃帝得寶鼎神策、是歲己酉朔旦冬至、得天之紀、終而復始、於是黃帝迎日推策、後率二十歲得朔旦冬至、凡二十推三百八十年、黃帝僊登于天、卿因所忠欲奏之、所忠視其書不經、疑其妄書、謝曰、寶鼎事已決矣、尚何以爲、卿因嬖人奏之、上大說、召問卿、對曰、受此書申功、申功已死、上曰、申功何人也、卿曰、申功齊人也、與安期生通、受黃帝言、無書、

言有禁方能神僊矣、

【校異】 振、震に作る、

其夏、六月中、汾陰巫錦、爲民祠魏脽后土營旁、見地如鉤狀、掊視得鼎、鼎大異於衆鼎、文鏤無款識、怪之言吏、吏告河東太守勝、勝以聞、天子使使驗問巫錦得鼎、無姦詐、乃以禮祠迎鼎、至甘泉、從行上薦之、至中山、晏溫有黃雲蓋焉、有麃過、上自射之、因以祭云、至長安、公卿大夫皆議請尊寶鼎、天子曰、間者河溢、歲數不登、故巡祭后土、祈爲百姓育穀、今年豐廡未報、鼎曷爲出哉、有司皆曰、聞昔太帝興神鼎一、一者一統、天地萬物所繫終也、黃帝作寶鼎三、象天地人也、禹收九牧之金、鑄九鼎、皆嘗鬺亨上帝鬼神、遭聖則興、遷于夏商、周德衰、宋之社亡、鼎乃淪伏而不見、頌云、自堂徂基、自羊徂牛、鼐鼎及鼒、不虞不驁、胡考之休、今鼎至甘泉、光潤龍變、承休無疆、合茲中山、有黃白雲降、蓋若獸爲符、路弓乘矢、集獲壇下、報祠大饗、惟受命而帝者、

繇不息、朕臨天下二十有八年、天若遺朕士而大通焉、乾稱蜚龍、鴻漸于般、意庶幾與焉、其以二千戸封地士將軍大、爲樂通侯、賜列侯甲第・僮千人・乘輿斥車馬帷帳器物、以充其家、又以衞長公主妻之、齎金萬斤、更名其邑曰當利公主、天子親如五利之第、使者存問所給、連屬於道、自大主將相以下皆置酒其家、獻遺之、於是天子又刻玉印曰天道將軍、使使衣羽衣夜立白茅上、五利將軍亦衣羽衣立白茅上受印、以示弗臣也、而佩天道者、且爲天子道天神也、於是五利常夜祠其家、欲以下神、神未至而百鬼集矣、然頗能使之、其後治裝行東入海求其師云、

【校異】 康后、康王后に作る、中得、得の字無し、悔恨、恨の字無し、大悦、悦を説に作る、悦説相通ず、以爲臣賤、以臣爲賤に作る、予方、予を與に作る、掩、奄に作る、上使先驗小方、先の字無し、闘旗旗自相觸擊、旗を棊に作る、是なり、四金印、金の字無し、天道將軍印、天道將軍の四字無し、按ずるに天道將軍の玉印は此より後に刻せしこと下文に明なり、恐らくは五利將軍の誤ならむ、意庶幾與焉、意の上に朕の字あり、連屬、連を相に作る、

大見數月、佩六印、貴振天下、而海上燕齊之間莫不搤捥而自

文成已死、而欲自媚於上、乃遣欒大因樂成侯求見言方、天子既誅文成、後悔恨其早死、惜其方不盡、及見欒大、大悅、大爲人長美、言多方略、而敢爲大言、處之不疑、大言曰、臣嘗往來海中、見安期羨門之屬、顧以爲臣賤、不信臣、又以爲康王諸侯耳、不足予方、臣數言康王、康王又不用臣、臣之師曰、黃金可成、而河決可塞、不死之藥可得、僊人可致也、臣恐效文成、則方士皆掩口、惡敢言方哉、上曰、文成食馬肝死耳、子誠能脩其方、我何愛乎、大曰、臣師非有求人、人者求之、陛下必欲致之、則貴其使者、令有親屬、以客禮待之、勿卑、使各佩其信印、乃可使通言於神人、神人尚肯邪不邪、致尊其使、然後可致也、於是上使先驗小方、鬭旗、旗自相觸擊、是時上方憂河決、而黃金不就、乃拜大爲五利將軍、居月餘得四金印、佩天士將軍・地士將軍・大通將軍・天道將軍印、制詔御史、昔禹疏九江、決四瀆、間者河溢皐陸、隄

命、不宜以一二數、一元曰建元、二元以長星曰元光、三元以郊得一角獸曰元狩云、

【校異】建元・元光・元狩、皆元の字無し、

其明年冬、天子郊雍、議曰、今上帝朕親郊、而后土毋祀、則禮不荅也、有司與太史公祠官寬舒等議、天地牲角繭栗、今陛下親祀后土、后土宜於澤中圜丘爲五壇、壇一黃犢太牢具、已祠盡瘞、而從祠衣上黃、於是天子遂東、始立后土祠汾陰脽上、如寬舒等議、上親望拜如上帝禮、禮畢天子遂至滎陽而還、過雒陽下詔曰、三代邈絕、遠矣難存、其以三十里地封周後、爲周子南君、以奉先王祀焉、是歲天子始巡郡縣、浸尋於泰山矣、

【校異】寬舒等、等の字無し、繭、蠒に作る、蠒は繭の俗字なり、祀后土、祀を祠に作る、圜丘、圜を圓に作る、脽上、上を丘に作る、

其春樂成侯上書言欒大、欒大膠東宮人、故嘗與文成將軍同師、已而爲膠東王尙方、而樂成侯姊爲康王后、毋子、康王死、他姬子立爲王、而康后有淫行、與王不相中、相危以法、康后聞

之人、之の字其に作る、

文成死明年、天子病鼎湖甚、巫醫無所不致、至不愈、游水發根乃言曰、上郡有巫、病而鬼下之、上召置祠之甘泉、及病使人問神君、神君言曰、天子毋憂病、病少愈强與我會甘泉、於是病愈、遂幸甘泉、病良已、大赦天下、置壽宮神君、神君最貴者大夫、其佐曰大禁、司命之屬、皆從之、非可得見、聞其音與人言等、時去時來、來則風肅然也、居室帷中、時晝言、然常以夜、天子祓然後入、因巫爲主人關飲食、所欲者言行下、又置壽宮北宮、張羽旗設供具、以禮神君、神君所言、上使人受書其言、命之曰書法、其所語世俗之所知也、毋絶殊者、而天子獨喜、其事祕、世莫知也、

【校異】至不愈、至の字無し、乃言曰、乃曰の二字無し、鬼下之、鬼の下に神の字あり、置壽宮神君、置の下に酒の字あり、神君最貴者大夫、神君の上に壽宮の二字あり、大夫は太一に作る、聞其音與人言等、其音を其言に作り、與人言を言與人音に作る、肅然、肅を蕭に作る、肅然は松風の吹く聲なり、所欲者言行下、所以言行下に作る、漢志には所欲言行下に作る、此にては神君の欲する所は言ひ行ひて之を巫に下し示すをいふ、

其後三年有司言、元宜以天瑞

先王祀、而以常山為郡、然後五嶽皆在天子之郡、

【校異】天子受之更以他縣償之、受之更の三字無し、有皐、皐を罪に作る、皐は罪の古文なり、

其明年、齊人少翁、以鬼神方見上、上有所幸王夫人、夫人卒、少翁以方術蓋夜致王夫人及竈鬼之貌云、天子自帷中望見焉、於是乃拜少翁為文成將軍、賞賜甚多、以客禮禮之、文成言曰、上卽欲與神通、宮室被服不象神、神物不至、乃作畫雲氣車、及各以勝日駕車辟惡鬼、又作甘泉宮、中為臺室、畫天・地・泰一諸神、而置祭具以致天神、居歲餘、其方益衰神不至、乃為帛書以飯牛、詳弗知也、言此牛腹中有奇、殺而視之得書、書言甚怪、天子疑之、有識其手書、問之人、果偽書、於是誅文成將軍、而隱之、其後則又作柏梁・桐柱・承露・僊人掌之屬矣、

【校異】方術、術の字無し、詳、佯に作る、二字通用す、いつはるなり、弗知也、也の字無し、言、此の下に曰の字あり、天子疑之有識其手書、疑之有の三字無し、封禪書にては天子自ら其の手書を識れる意なり、此にては天子之を疑ひ、其の手書を識れる者あらむとの意なり、故に下文に之を人に問ふとあり、問

其後人有上書言、古者天子三年一用太牢具祠神三、一天、一地、一泰一、天子許之、令太祝領祠之忌泰一壇上、如其方、

【校異】太牢具、具の字無し、領祠之忌泰一壇上、忌の上に於の字あり、

後人復有上書言、古者天子常以春秋解祠、祠黃帝用一梟破鏡、冥羊用羊祠、馬行用一青牡馬、泰一・皐山・山君・地長用牛、武夷君用乾魚、陰陽使者以一牛、令祠官領之、如其方、而祠於忌泰一壇旁、

【校異】皐山、澤山に作る、山君、山の字無し、

其後天子苑有白鹿、以其皮爲幣、以發瑞應、造白金焉、其明年郊雍、獲一角獸、若麃然、有司曰、陛下肅祗郊祀、上帝報享、錫一角獸、蓋麟云、於是以薦五時、時加一牛以燎、賜諸侯白金、以風符應合于天地、

【校異】若麃然、麃を麟に作る、麃は麕の屬にして一角なり、賜、錫に作る、

於是濟北王以爲天子且封禪、乃上書獻泰山及其旁邑、天子受之、更以他縣償之、常山王有辠遷、天子封其弟於眞定、以續

致物而丹砂可化爲黄金、黄金成以爲飲食器、則益壽、益壽而海中蓬萊僊者可見、見之以封禪則不死、黄帝是也、臣嘗游海上、見安期生、食巨棗、大如瓜、安期生僊者、通蓬萊中、合則見人、不合則隱、於是天子始親祠竈、而遣方士入海求蓬萊安期生之屬、而事化丹砂諸藥齊爲黄金矣、居久之、李少君病死、天子以爲化去不死也、而使黄錘史寛舒受其方、求蓬萊安期生莫能得、而海上燕齊怪迂之方士、多相效更言神事矣、

【校異】是時有李少君、有の字無し、入以主方、入以を舍人に作る、及所生長、所を其に作る、產業、產を生に作る、以少君、爲神數百歲人也、以爲少君神數百歲人也に作る、少君言於上、於の字無し、見安期生、食巨棗、安期生の下復安期生の三字あり、始親祠竈而遣方士、而の字無し、不死也、也の字無し、方士多相效更言神事矣、方士多更來言神事矣に作る、

亳人薄誘忌奏祠泰一方、曰、天神貴者泰一、泰一佐曰五帝、古者天子以春秋祭泰一東南郊、用太牢具七日、爲壇開八通之鬼道、於是天子令太祝立其祠長安東南郊、常奉祠如忌方、

【校異】薄誘忌、謬忌に至る、太牢具、具の字無し、

是時上求神君、舍之上林中蹏氏觀、神君者長陵女子、以子死悲哀、故見神於先後宛若、宛若祠之其室、民多往祠、平原君往祠、其後子孫以尊顯、及武帝卽位、則厚禮置祠之內中、聞其言不見其人云、

【校異】悲哀故、此の三字無し、武帝、今上に作る、

是時有李少君、亦以祠竈穀道卻老方見上、上尊之、少君者故深澤侯、入以主方、匿其年及所生長、常自謂七十、能使物卻老、其游以方偏諸侯、無妻子、人聞其能使物及不死、更饋遺之、常餘金錢帛衣食、人皆以爲不治產業而饒給、又不知其何所人、愈信爭事之、少君資好方、善爲巧發奇中、嘗從武安侯飮、坐中有年九十餘老人、少君乃言與其大父游射處、老人爲兒時從其大父行、識其處、一坐盡驚、少君見上、上有故銅器、問少君、少君曰、此器齊桓公十年陳於柏寢、已而案其刻、果齊桓公器、一宮盡駭、以少君爲神數百歲人也、少君言於上曰、祠竈則致物、

東王、孝景七年、栗太子廢爲臨江王、以膠東王爲太子、孝景十六年崩、太子卽位、爲孝武皇帝、孝武皇帝初卽位、尤敬鬼神之祀、

【講義】 孝武皇帝は孝景皇帝の中子なり、母を王太后といふ、孝景四年に皇子を以て膠東王と爲す、孝景七年に栗太子廢せられて臨江王と爲るや、膠東王を太子と爲す、孝景は在位十六年にして崩じぬ、太子位に卽きて孝武皇帝と爲る、孝武皇帝初めて位に卽きて尤も鬼神の祀を敬む、

【字解】 孝景中子、孝景に十三子あり、帝は其の第九子なり、故にいふ、

元年漢興已六十餘歲矣、天下乂安、薦紳之屬、皆望天子封禪、改正度也、而上鄕儒術、招賢良趙綰王臧等、以文學爲公卿、欲議古立明堂城南、以朝諸侯、草巡狩封禪改歷服色事、未就、會竇太后治黃老言、不好儒術、使人微伺得趙綰等姦利事、召案綰臧、綰臧自殺、諸所興爲者皆廢、

【校異】 乂安、封禪書には艾安に作る、以下封禪書の三字を略す、薦紳、薦を搢に作る、縉・搢・薦共に通ず、諸所興爲者、者の字無し、

後六年竇太后崩、其明年、上徵文學之士公孫弘等、明年上初至雍、郊見五時、後常三歲一郊、

【校異】 上、今上に作る、

太史公曰、漢興、孝文施大德、天下懷安、至孝景不復憂異姓、而晁錯刻削諸侯、遂使七國俱起、合從而西鄉、以諸侯太盛、而錯爲之不以漸也、及主父偃言之、而諸侯以弱、卒以安、安危之機、豈不以謀哉、

【講義】　太史公曰く、漢興りて孝文帝に至り、大德を施したれば天下之に懷き安んぜり、孝景帝に至るも尙其の餘德を承けて復異姓の諸侯を憂へざりき、而るに一朝晁錯が諸侯の大を懼れて其の封地を刻み削りしより、遂に吳楚七國をして俱に起ちて合從して兵を西の方京師に向はしめたり、是れ畢竟諸侯の太だ盛んなるに際し、而かも錯は之を治むるに漸を以て弱むることを爲さゞりしによるなり、彼の主父偃が上言するに及び、天子をして恩を下すの令を布き、諸侯をして各〻封邑を其の子弟に分たしめて、次第に之を弱らしたれば、卒に天下は安寧となれり、夫れ安危の分るゝ機は何と謀を以てせざらむやと、

【字解】　異姓、異姓の諸侯なり、七國、吳・楚・趙・膠西・濟南・菑川・膠東是れなり、合從、南北を從といふ、南北の國攻守同盟するをいふ、以安、天下の安寧となりしをいふ、

孝武本紀第十二

太史公の舊作は武帝の過を極言せり、故に帝の怒に遭ひて削らる、其の後褚少孫封禪書の武帝元年以下を採りて之を補ふ、此の紀卽ち是れなり、今之を講ずるに第二節以下は殆ど封禪書と同一なれば之を省略す、惟文字の異同ある所を校合して之を記すのみとなしぬ、

孝武皇帝者、孝景中子也、母曰王太后、孝景四年、以皇子爲膠

守太微、月貫天庭中、正月甲寅、皇太子冠、甲子、〔孝景〕皇帝崩、遺詔賜諸侯王以下至民為父後爵一級、天下戸百錢、出宮人歸其家、復無所與、太子卽位、是為孝武皇帝、三月、封皇太后弟蚡為武安侯、弟勝為周陽侯、〔置〕陽陵、

【講義】 後三年、十月、朔に日食あり望に月食あり、而して日食後日に光なく惟赤きこと五日に及ぶ、」十二月の晦に雷鳴り、日の光紫の如く、歳星(木)熒惑(火)大白星(金)辰星(水)鎭星(土)の五星は逆行して太微を守り、月は天庭の中を貫きぬ、」正月甲寅の日に皇太子冠す、同月甲子に孝景皇帝崩じぬ、遺詔して諸侯王より以下民の父の後嗣たる者に至るまで各爵一級を賜ひ、天下の戸毎に百錢づつを下し、宮人を免じて、其の家に歸へして復宮中の事に與ることなからしむ、」太子位に卽く、是を孝武皇帝と為す、」三月、皇太后の弟の田蚡を封じて武安侯と為し、其の弟の勝を周陽侯と為す、是の月皇帝を陽陵に葬れり、

【字解】 日月皆食、一日に日月共に食せしにあらず、日は朔に月は望に食せしなり、一説に漢紀に日月の食せしこと無し、故に食の字衍なりと、雷、雷の古文なり、五星、木火土金水の五星なり、木は東方の歳星、火は南方の熒惑、土は中央の鎭星、金は西方の大白星、水は北方の辰星なり、太微、翼軫の北に在り、天子の南宮と稱する星なり、天庭、三台三衡の稱なり、龍星の右角に在り、孝景皇帝、孝景の二字衍ならむ、遺詔賜諸侯王以下至民為父後爵一級、漢書景帝紀を案ずるに賜民為父後者爵一級は皇太子冠の句の下にあるべくして遺詔にはあらざるなり、而して遺詔には夫々等差ありて一樣に非ず、即ち諸侯王列侯には馬二駟、吏二千石には黃金二斤、吏民には戸毎に百錢を賜はりしなり、置陽陵、置の字一本に葬に作れりと、是なり、而して此の三字は上文太子卽位の前にあるべきなり、恐らくは錯簡ならむ、

には右庶長の爵を賜ふ、」四月、民をして大に聚會飲酒せしむ、」五月の丙戌に地震あり、其の朝食の時に復動けり、上庸の地震は二十二日間連續して城の垣を壞てり、」七月、乙巳の日に日食ありたり、」此の月に丞相劉舍免官と爲る、八月の壬辰に御史大夫綰を丞相と爲し、封じて建陵侯と爲す、

【字解】中大夫衞尉、漢書百官表に據るに當に中大夫令に作るべきなり、宮門の衞兵を主る官なり、中二千石、月俸百八十石の秩を受くる官の稱、即ち太常より執金吾に至るまでの官をいふ、爵二右庶長一、右庶長は第十一爵なり、官等高くして爵の卑き者あり、故に此等の者に爵を賜ふなり、酺、聚會飲酒すること、蚤食の時、朝食の時なり、八月壬辰、後元年の八月は丙午の朔なれば壬辰の日無し、恐らくは誤あらむ、

後二年、正月、地一日三動、」郅將軍擊匈奴、」酺五日、」令内史郡不得食馬粟、沒入縣官、令徒隸衣七緵布、止馬舂、爲歲不登、禁天下食不造、歲省列侯遣之國、」三月、匈奴入鴈門、」十月、租長陵田、」大旱、」衡山國、河東・雲中郡民疫、

【講義】後二年、正月、一日に三たび地震せり、」郅將軍匈奴を擊つ、」民をして五日間聚會飲酒せしむ、」内史郡をして馬に粟を食ふことを得ざらしめ、之を縣官に沒收し、又徒隸をして七升の粗布を衣せしめ、又人力を勞して馬の爲に粟を舂くことを止む、是れ皆先年の五穀豐熟せざりしが爲めなり、故に又天下に令して食膳に美食を作ることを禁じ、歲毎に列侯を遣して各其の本國に行かしむることを省けり、」三月に匈奴又鴈門に入りて寇す、」十月、長陵の田に租税を課す、」大に旱魃す、」衡山國の河東・雲中の二郡の民は惡疫に困めり、

【字解】七緵、緵は升に同じ八十縷なり、馬舂、人が馬の爲に粟をうすつくこと、不造、美食を作らざること、

後三年、十月、日月皆食、赤五日、」十二月晦、靁、日如紫、五星逆行、

す、是れ梁を分ちて五と爲し、梁王の外四侯を封ぜしなり、」廷尉を更め命けて大理と爲し、將作少府を將作大匠と爲し、主爵中尉を都尉と爲し、長信詹事を長信少府と爲し、將行を大長秋と爲し、大行を行人と爲し、奉常を太常と爲し、典客を大行と爲し、治粟內史を大農と爲し、大內を二千石と爲し、左右の內官を置きて大內に屬す、」七月の辛亥に日食ありたり、」八月に匈奴上郡に入りて寇す、

【字解】梁分爲五封四侯、按ずるに漢紀には分梁爲五國、立孝王子五人、皆爲王とあり、是に據れば孝王の子明・彭離・定・不識の外に乘氏侯買あり、買は梁王を嗣げるを以て此に數へざるなり、而して此の四人の內惟明のみ桓邑侯と爲りて他の三人は未だ嘗て侯とならざりしなり、故に此の封四侯は當に封五王の誤なるべし、廷尉、刑法を司る官なり、將作少府、宮室を造營することを掌る官なり、主爵中尉、列侯を掌る官なり、長信詹事、長信は宮の名なり、詹事は皇后・太后・太子の家事を掌る官なり、此は長信宮の詹事なるが故にしかいふ、若し長樂宮なれば又長樂詹事といふなり、將行、皇后宮の卿なり、大行、賓客の禮を掌る官なり、奉常、宗廟の禮儀を掌る官なり、典客、四夷の賓客を掌る官なり、治粟內史、穀貨を掌る官なり、大內、京師の府藏を掌る官なり、內官、天子の私財を掌る官なり、

後元年、冬、更命中大夫爲衞尉、三月丁酉赦天下、賜爵一級、中二千石、諸侯相、爵右庶長、四月、大酺、五月丙戌、地動、其蚤食時復動、上庸地動二十二日、壞城垣、七月、乙巳日食、丞相劉舍免、八月壬辰、以御史大夫綰爲丞相、封爲建陵侯、

【講義】後元年、冬、中大夫を更め命けて衞尉と爲す、」三月の丁酉の日に天下の罪人を赦し、民に爵一級を賜ふ、中二千石の秩を受くるものと諸侯の相と

封十侯、六月丁巳、赦天下、賜爵一級、天下大潦、更命諸侯丞相曰相、秋、地動、

【講義】中五年、夏、皇子舜を立てゝ常山王と爲し、十侯を封ず、六月の丁巳に天下の罪人を赦し、民に爵一級を賜ふ、天下に大水出でたり、諸侯の丞相を更め命けて相といふ、秋、地震ありたり、

【字解】十侯、五侯は判明すれども他は詳ならず、一說に十は五の誤なりと、卽ち亞谷侯盧他之・龍盧侯陳留嬌・乘氏侯劉買・桓邑侯劉明・蓋侯王信是なり、大潦、大水なり、更命諸侯丞相曰相、漢書景帝紀には八月に在り、此には六月と爲す、稍異なり、

中六年、二月己卯、行幸雍、郊見五帝、三月、雨雹、四月、梁孝王・城陽共王・汝南王皆薨、立梁孝王子明爲濟川王、子彭離爲濟東王、子定爲山陽王、子不識爲濟陰王、梁分爲五、封四侯、更命廷尉爲大理、將作少府爲將作大匠、主爵中尉爲都尉、長信詹事爲長信少府、將行爲大長秋、大行爲行人、奉常爲太常、典客爲大行、治粟內史爲大農、以大內爲二千石、置左右內宮屬大內、七月辛亥、日食、八月、匈奴入上郡、

【講義】中六年、二月の己卯の日に雍に行幸し、五帝の時を祀りて之に見ゆ、三月に雹降れり、四月に梁の孝王・城陽の共王・汝南王皆薨じぬ、孝王の子の梁の明を立てゝ濟川王と爲し、子の彭離を濟東王と爲し、子の定を山陽王と爲し、子の不識を濟陰王と爲

居・周・横・弃を四侯に封ず、」九月の甲戌に日食ありたり、

【字解】 臨江王、前の太子榮なり、四侯、前三年吳楚七國の反せむとするや、楚の相の張尙・太傅の趙夷吾・趙の相の建德・內史の王悍、各〻其の王を諫めて反すること無らしむ、王聽かずして皆之を殺せり、故に今年に至り朝廷其の子を列侯に封ぜしなり、卽ち張尙の子當居・趙夷吾の子周・建德の子橫・王悍の子弃是れなり、

中三年、冬、罷二諸侯御史中丞一、春、匈奴王二人、率二其徒一來降、皆封爲二列侯一、立二皇子〔方〕乘一爲二淸河王一、三月、彗星出二西北一、丞相周亞夫〔死〕、以二御史大夫桃侯劉舍一爲二丞相一、四月、地動、九月戊戌、晦、日食、軍二東都門外一、

【講義】 中三年、冬、諸侯の御史中丞の官を罷む、」春、匈奴の王二人其の徒衆を率ゐて來り降る、是に於て皆封じて列侯と爲す、」皇子乘を立てゝ淸河王と爲す、」三月、はゝき星西北に出でたり、」丞相周亞夫死にければ、御史大夫桃侯劉舍を丞相と爲す、」四月、地震ありたり、」九月、戊戌の晦に日食せり、」警備の爲に東都門外に屯營せしむ、

【字解】 方乘、漢紀に方の字無し、恐らくは衍文ならむ、亞夫死、此の時亞夫相を免ぜられしのみ、死にしにはあらず、將相表に免とありて死とあらず、

中四年、三月、置二德陽宮一、大蝗、秋、赦二徒作陽陵一者上、

【講義】 中四年、三月、景帝の廟の德陽宮を置く、」夏、大いに蝗發生せり、」秋、徒隷の陽陵を作れる者を赦せり、

【字解】 德陽宮、景帝自らの廟なり、生前之を起す、故に之を諱みて廟と言はずして宮といふ、

中五年、夏、立二皇子舜一爲二常山王一、

を免ず、」丞相陶青免官と爲る、」二月の乙巳に太尉條侯の周亞夫を以て丞相と爲す、」四月の乙巳に膠東王の太后を立てゝ皇后と爲し、丁巳に膠東王を立てゝ太子と爲す、太子名は徹といふ、

【字解】 冬廢栗太子爲臨江王、冬の字恐らくは誤あらむ、如何となれば下文に四月に膠東王を太子と爲すとあれば、栗太子を廢せるは四月以前にあるべきを以てなり、栗太子は太子榮のことなり、青、陶青なり、名徹、是れ後人の注文の謬寫して大字となり本文に入りしものならむ、

中元年、封故御史大夫周苛孫〔平〕爲繩侯、故御史大夫周昌〔子〕左車爲安陽侯、四月、乙巳、赦天下、賜爵一級、除禁錮、地動、衡山原都雨雹、大者尺八寸、

【講義】 中元年、故の御史大夫周苛の孫の應を封じて繩侯となし、故の御史大夫周昌の子左車を安陽侯と爲す、」四月、乙巳に天下に赦し、爵一級を賜ひ、禁錮の刑を除く、」地震あり、又衡山の原都に雹降りて大いなるは一尺八寸ありしといふ、

【字解】 周苛孫平、平一本に應に作れり、是なり、應は周成の孫にして周苛の曾孫なり、平は應の子にして應に嗣ぎて繩侯と爲りしなり、周昌子左車、史漢の表に中二年封昌孫左車爲安陽侯とあり、即ち左車は昌の子にあらざるなり、

中二年、二月、匈奴入燕、遂不和親、三月、召臨江王來、即死中尉府中、夏、立皇子越爲廣川王、子寄爲膠東王、封四侯、九月甲戌、日食、

【講義】 中二年、二月、匈奴燕に入りて寇す、是れ遂に約に背きて和親せざるなり、」三月、臨江王を召して來らしむ、王即ち中尉の府中に自殺せり、夏、皇子越を立てゝ廣川王と爲し、皇子寄を膠東王と爲し、當

ふ、江都に大暴風ありて西方より來りて城壁を壞つこと十二丈に及ぶ、丁卯の日に長公主の子の蟜を封じて隆慮侯と爲す、廣川王を徙して趙王と爲す、

【字解】 募、民をつのるなり、徙陽陵、民を陽陵に徙して邑を起すをいふ、丁卯、蟜を封ぜしは表によるに中五年五月丁丑に在り、此に前五年五月丁卯とあるは誤ならむ、

六年、春、封中尉趙綰爲建陵侯、江都丞相嘉爲建平侯、隴西太守渾邪爲平曲侯、趙丞相嘉爲江陵侯、故將軍布爲鄃侯、梁楚二王皆薨、後九月、伐馳道樹、〔殖〕蘭池、

【講義】 六年、春、中尉趙綰を封じて建陵侯と爲し、江都の丞相程嘉を建平侯と爲し、隴西の太守渾邪を平曲侯と爲し、趙の丞相蘇嘉を江陵侯と爲し、故の將軍布を鄃侯と爲す、梁の孝王楚の文王皆薨じぬ、後九月に馳道の樹木を伐採して蘭池を塡む、

【字解】 梁楚二王、梁の孝王と楚の文王となり、按ずるに梁の孝王の薨ぜし年は史表漢表共に景帝中六年と爲す、此に前六年となすは誤ならむ、馳道、天子の行幸する道路なり、御成道のこと、殖、一本に塡に作れり、是なり、殖は種なり、已に伐りたる樹を種うる理なし、

七年、冬、廢栗太子爲臨江王、十二月晦、日有食之、春、免徒隷作陽陵者、丞相靑免、二月乙巳、以太尉條侯周亞夫爲丞相、四月乙巳、立膠東王太后爲皇后、丁巳、立膠東王爲太子、〔名徹〕

【講義】 七年、冬、栗太子榮を廢して臨江王と爲す、十二月の晦に日食あり、春、徒隷の陽陵を作れる者

爲し、淮陽王餘を魯王と爲し、汝南王非を江都王と爲す、」是歳齊王の將廬と燕王の嘉と共に薨じぬ、

【字解】　長星、一種の妖星なり、其の光芒一直線にして二三丈より十丈若しくは天を竟るものあり、此の星出づれば兵革ありといふ、雒陽、雒一に淮に作る、是なり、漢書景帝紀に正月淮陽王宮正殿災とあり、證すべし、濞、高祖の兄仲の子なり、戊、高祖の弟楚王交の孫なり、遂、高祖の孫幽王友の子なり、卬・辟光・賢・雄渠、共に高祖の孫齊の悼惠王の子なり、將廬、齊王襄の子なり、漢書に將閭に作れり、蓋し廬閭の二字古字通用せり、嘉、劉澤の子なり、表・傳・世家竝に其の薨ぜる年を五年となす、此に三年となすは誤なり、

四年、夏、立太子、立皇子徹爲膠東王、」六月甲戌、赦天下、」後九月、更以弋陽爲陽陵、」復置津關、用傳出入、」冬、以趙國爲邯鄲郡、

【講義】　四年、夏、皇子榮を立てゝ太子と爲し、皇子徹を立てゝ膠東王と爲す、」六月の甲戌に天下の罪人を赦す、」後九月に弋陽の地を更めて陽陵と爲す、」是歳復津關の備を置き、割符を用ひて出入せしむ、冬、趙國を邯鄲郡と爲す、

【字解】　太子、皇子榮なり、弋陽、侯國の名なり、汝南郡に屬す、陽陵、景帝の陵なり、津關、渡し場と關所となり、傳、津關を通ずるに必要なる割符なり、文帝十二年に關を除きて傳を用ふること無からしめしが、去年吳楚七國新に反せしを以て復此の制を定めて非常に備へしなり、

五年、三月、作陽陵渭橋、五月、募徙陽陵、予錢二十萬、江都大暴風、從西方來、壞城十二丈、丁卯封長公主子蟜爲隆慮侯、徙廣川王爲趙王、

【講義】　五年、三月に陽陵の渭橋を架す、」五月に民を募りて陽陵に徙して邑を起し、民に錢二十萬を予

ちて左右となすとあり、是れ恐らくは缺誤あらむ、

三年、正月、乙巳赦天下、長星出西方、天火燔雒陽東宮大殿城室、吳王濞・楚王戊・趙王遂・膠西王卬・濟南王辟光・菑川王賢・膠東王雄渠反、發兵西鄉、天子爲誅晁錯、遣袁盎諭告、不止、遂西圍梁、上乃遣大將軍竇嬰・太尉周亞夫、將兵誅之、六月乙亥、赦亡軍、及楚元王子蓺等與謀反者、封大將軍竇嬰、爲魏其侯、立楚元王子平陸侯劉禮爲楚王、立皇子端爲膠西王、子勝爲中山王、徙濟北王志爲菑川王、淮陽王餘爲魯王、汝南王非爲江都王、齊王將廬・燕王嘉皆薨、

【講義】　三年、正月、乙巳の日に天下の罪人を赦す、」長星ありて西方に現れたり、」又天火ありて雒陽の東宮の大殿城室を燒きぬ、」當時晁錯事を用ひて諸侯王の地を削る、是に於て吳王濞・楚王戊・趙王遂・膠西王卬・濟南王辟光・菑川王賢・膠東王雄渠等の吳楚七國の王相與に謀反して晁錯を誅するを以て名となし、兵を發して西の方京師に向ふ、天子爲に晁錯を誅し三族を夷げ、袁盎を吳楚に遣して諭し告ぐ、されど七國は其の進軍を止めず、遂に西して梁を圍む、上乃ち大將軍竇嬰・太尉周亞夫をして兵に將として吳楚七國の王を誅す、」六月乙亥に逃亡の軍卒及び楚の元王の子の蓺等の謀反に與せし者を赦す、」大將軍竇嬰を封じて魏其侯と爲す、」楚の元王の子の平陸侯劉禮を立てゝ楚王と爲す、」皇子端を立てゝ膠西王と爲し、皇子勝を中山王と爲し、濟北王志を徙して菑川王と

二年、春、封故相國蕭何孫係、爲武陵侯、男子二十而得傅、四月壬午、孝文太后崩、廣川・長沙王、皆之國、丞相申屠嘉卒、八月、以御史大夫開封侯陶靑爲丞相、彗星出東北、秋、衡山雨雹、大者五寸、深者二尺、熒惑逆行守北辰、月出北辰間、歲星逆行天廷中、置南陵及內史祋祤爲縣、

【講義】二年、春、故の相國蕭何の孫なる係を封じて武陽侯と爲しぬ、天下に令して、男子二十歲になれば公家の徭役に就くことを得しむ、四月の壬午に孝文帝の太后の薄氏崩じぬ、此の月に廣川王の彭祖・長沙王の發は皆夫れ〴〵其の封國に行きぬ、丞相申屠嘉卒しぬ、八月に御史大夫開封侯陶靑を丞相と爲す、此の月にはゝき星東北に出でたり、秋、衡山に雹ふれり、大いなるは五寸ありて積ること深さ二尺なりしといふ、熒惑星は逆に行りて北極星を守り、月は北極星の間に出で、歲星は天廷の中に逆行するなどの變事ありき、南陵及び內史祋祤を置きて縣と爲しぬ、

【字解】孫係、係一に傒に作る、又功臣表及び蕭何傳には孫嘉に作れり、一人にて二名ありしなり、武陵侯、功臣表及び漢書表傳には武陽侯蕭嘉に作れり、此に武陵と作れるは恐らくは誤ならむ、二十而得傅、此れまでは二十三歲より傅せしを二十歲よりと改めしなり、傅は附なり著なり、名籍を著けて公家の徭役に給するをいふ、えだつ、孝文太后、太后薄氏なり、廣川長沙王、廣川王は彭祖、長沙王は發、皆景帝の子なり、彗星出東北、彗星ははゝきぼし也、東北は漢紀及天文志に西南に作れり、衡山、五嶽の中の南嶽なり、熒惑、火星なり、北辰、北極星也、天廷、三能三衡をいふ、天官書の末尾に詳也、南陵內史、名臣表及び漢志によれば南陵縣は已に文帝七年に置き、內史は已に高帝九年に置けり、又百官表によれば是歲內史を分

論語子路篇の語なり、論語にては必世の上に如有王者の四字ありて下句の古語と轉倒せり、世は三十年也、勝殘去殺、殘暴の人を化して惡をなさしめず、民善に化して刑殺を用ひざらしむるをいふ、廩廩、懍懍に同じ、敬み懼るゝ貌なり、鄕、向ふなり、

孝景本紀第十一

此は司馬遷の舊紀にあらずして褚少孫の補紀せしものなり、遷の舊紀は景帝の短所を不遠慮に記し、又武帝本紀に於て其の過失を極言せり、故に武帝の怒に觸れて共に削り去られしなり、

孝景皇帝者、孝文之中子也、母竇太后、孝文在代時、前后有三男、及竇太后得幸、前后死、及三子更死、故孝景得立、

【講義】孝景皇帝は孝文皇帝の中の子なり、母は竇太后といふ、さて孝文皇帝の未だ代に在りて代王と稱せし時に、前の后に三人の男兒ありき、其の後竇太后の愛幸を得るに及び、前の后は死にぬ、及び其の三子も更る〱死せり、故に孝景皇帝は中子たりしと雖位に立つことを得たり、

元年、四月乙卯、赦天下、乙巳、賜民爵一級、五月、除田半租、爲孝文立太宗廟、令羣臣無朝賀、匈奴入代、與約和親、

【講義】元年四月の乙卯の日に天下の罪人を赦す、乙巳の日に民に爵一級を賜ひて公士と爲す、五月に田租の半を除く、孝文帝の爲に太宗の廟を立て、羣臣をして朝賀することなからしむ、匈奴代の地に入りて中國と和親を約す、

【字解】乙巳、乙巳は乙卯より前十日なり、此の紀事前後轉倒せるか、或は此の二字衍文ならむ、

べし、天子は世々祖宗の廟に供養を獻ずべし、郡國の諸侯は宜しく各〻費を出して孝文皇帝の爲に太宗の廟を建立すべし、又諸侯王及び列侯は歳時に使者を遣して京師に詣り、天子が歳ごとに祖宗の廟に獻ずる祭に侍べりて祭を助けしめ、請ふ之を記錄に著して天下に宣べ布かむと、天子制して曰く、可なりと、

【字解】　制詔、制は帝王制度の命なり、詔は告令なり、制詔は制度の命令なり、有功、始めて天下を取りし功ある者、有德、始めて天下を治めし德ある者、酎、三たび重ねて釀したる醇酒なり、味厚きが故に宗廟に薦む、武德、高帝の作りし舞の名なり、文始、舜の舞の名なり、五行、周の舞の名なり、關梁、せきしよと橋となり、去肉刑、下文にも亦除肉刑出美人の句ありて重複す、恐らくは是れ錯簡ならむ、梁玉繩は去田租の誤ならむと云へり、或は然らむ、不祭、刑を妻子に及ぼさゞること、侔、齊等なり、ヒトシと訓む、昭德之舞、景帝が高祖の武德の舞を采りて作りたる舞の名なり、休德、大いなる德なり、

太史公曰、孔子言、必世然後仁、善人之治國百年、亦可以勝殘去殺、誠哉是言、漢興至孝文、四十有餘載、德至盛也、廩廩鄉改正服、封禪矣、謙讓未成於今、嗚呼豈不仁哉、

【講義】　太史公曰く、孔子言へるあり、若し受命の王者あらば、必ず三十年にして仁政天下に布かれ、古語にも善人の國を治むること百年なれば殘暴の人を化して惡をなさしめず、民善に化して刑殺を用ひざらしむと、誠なるかな是の言や、善人已に然り、受命の王者の一世にして仁を布く難きにあらずと、さて漢興りて孝文に至るまで四十有餘載、帝德至りて盛んなり、されど敬み懼れて正服を改め封禪するに向ふと雖、殊更に謙り讓りて今に至るまで未だ之を成さず、嗚呼何ぞ仁にあらずや、孝文皇帝こそ眞の仁君とも申すべけれ、

【字解】　必世然後仁、以下の古語及び誠哉是言まで

廟、孝文皇帝廟、宜爲帝者太宗之廟、天子宜世世獻祖宗之廟、郡國諸侯、宜各爲孝文皇帝、立太宗之廟、諸侯王・列侯使者侍祠、天子歲獻祖宗之廟、請著之竹帛、宣布天下、制曰、可、

【講義】孝景皇帝元年、十月に御史に制詔す、蓋し聞き及べり、古は始めて天下を取りたる有功者を祖と爲し、始めて天下を治めたる有德者を宗と爲す、而して此等の廟を祀るには其禮樂各、其の故由ありと、又聞けり、歌をうたふは廟主の德を顯す所以なり、舞をまふは廟主の功を明かにする所以なりと、今高祖の廟には酎を薦めて武德・文始・五行の舞を奏し、孝惠の廟には酎を薦めて文始・五行の舞を奏す、孝文皇帝天下に君臨し、關所と橋とを通じて遠近を同一にし、誹謗の罪を除き、肉刑を去り、長老を賞め賜ひ、孤獨を收め恤み、以て羣生を撫育し、自ら嗜欲を減じて獻上物を受けず、其の利を私にせず、人を罪するに妻子までに及ぼさず、罪無き者を誅せず、肉刑を除き、宮中の美人を出して、人の世嗣の絶えむことを重んぜり、先帝の仁惠豈に此のみならむや、朕既に不才にして盡く記憶せず、此れ皆上古の帝王の及ばざる所にして、而も孝文皇帝親ら之を行ひ給へり、其の德の厚きは天地と等しく、其の利澤は四海に施して之が福を獲ずといふことなし、其の明は實に日月に象れり、而るに其の廟樂は之に稱はず、朕甚だ之を懼る、故に孝文皇帝の廟の爲に、昭德の舞を作りて其の大いなる德を明にすべし、然る後に祖・宗の功と德とを記錄に著はして萬世に施さば、永々の末まで窮りなけむ、されば朕も亦甚だ之を嘉せむ、其れ丞相・列侯・中二千石・禮官と具さに孝文皇帝の廟を祭る禮儀を制定せよと、是に於て丞相臣嘉等言さく、陛下永く孝道を思ひて昭德の舞を立て以て孝文皇帝の盛德を明かにし給ふ、臣嘉等の愚の及ばざる所なり、臣謹み議して曰く、功は高皇帝より大いなるは莫し、德は孝文皇帝より盛なるは莫し、高皇の廟は宜しく帝者の太祖の廟と爲すべし、孝文皇帝の廟は帝者太宗の廟と爲す

巳、此の下葬の字を脱す、漢書には之あり、

孝景皇帝、元年、十月、制詔御史、蓋聞古者祖有功、而宗有德、制禮樂、各有由、聞歌者所以發德也、舞者所以明功也、高廟酎、奏武德・文始・五行之舞、孝惠廟酎、奏文始・五行之舞、孝文皇帝臨天下、通關梁、不異遠方、除誹謗、〔去肉刑、〕賞賜長老、收恤孤獨、以育羣生、減嗜欲、不受獻、不私其利也、罪人不帑、不誅無罪、除肉刑、出美人、重絕人之世、朕既不敏不能識、此皆上古之所不及、

而孝文皇帝親行之、德厚侔天地、利澤施四海、靡不獲福焉、明象乎日月、而禮樂不稱、朕甚懼焉、其爲孝文皇帝廟、爲昭德之舞、以明休德、然後祖宗之功德、著於竹帛、施於萬世、永永無窮、朕甚嘉之、其與丞相・列侯・中二千石・禮官、具爲禮儀奏、丞相臣嘉等言、陛下永思孝道、立昭德之舞、以明孝文皇帝之盛德、皆臣嘉等、愚所不及、臣謹議曰、功莫大於高皇帝、德莫盛於孝文皇帝、高皇廟、宜爲帝者太祖之

べきことにあらずや、崩ずとも其れ何ぞ悲哀することあらむ、其れ崩ぜば下の如く天下の官吏庶民に布令せよ、令至らば、出でて哭すること三日にして、皆喪服を脱ぎ、婦を娶り女を嫁せしめ神を祀り酒を飲み肉を食ふ者を禁ずること勿れ、又自ら當に喪に臨みて哭すべき者は皆徒跣の禮を省くべし、又喪服の麻の帶は三寸に過ぐること勿れ、又車及び兵器に布もて被ふこと勿れ、又人の男女を徵して宮殿に臨哭せしむること勿れ、又宮殿中にて當に哭すべき者は、皆旦夕にて各、十五たび聲を擧げよ、禮畢れば之を廢せよ、而して旦夕の臨哭の時にあらざれば、禁じて擅に哭することを得しむる勿れ、已に棺郭を壙に下せば、大功(九ヶ月)を服する者は十五日、小功(五ヶ月)を服する者は十四日、纖細の布衣(三ヶ月)を服する者は七日にて其の服を脱げよ、此の他令中に在らざる者は皆此の令に準じて事に從へよ、よつて此の令を天下に布き告げて明に朕が意を知らしめよ、霸陵の山川は其の舊に因りて改むること勿れ、又崩後は夫人より以下の女官少使に至る迄を各、其家に歸せよ、又中尉亞夫を車騎將軍と爲し、屬國悍を將屯將軍と爲し、郎中令の張武を復土將軍と爲さしめ、近縣の現在の卒一萬六千人を發し、內史の卒一萬五千人を發せしめ、郭を藏むる者山を穿ちて壙を掘る者藏郭後壙を埋むる者は復土將軍武に屬せしめよと、乙巳に葬る、群臣皆頓首して尊號を上りて孝文皇帝と曰ふ、太子位に高廟に卽く、丁未に號を襲ひて皇帝と曰ふ、

【字解】業、生業なり、服、喪服なり、臨、死の哭禮なり、離、遭ふ也、眇眇、微小の貌、方內、四方の中、卽ち中國なり、兵革、兵は兵器なり、革は甲冑なり、轉じて戰爭のこと、不レ終、天年を終へざるなり、與、發聲なり、意味なし、嘉レ之、天年を卒へたることを嘉ぶをいふ、釋レ服、喪服を脫ぐなり、踐、徒跣なり、經帶、喪服の麻帶なり、布、布もて被ふなり、大紅小紅、大功小功に同じ、大功の喪は七ヶ月、小功は五ヶ月なり、纖、纖細の布衣なり、喪は輕き程細布を用ふ、卽ち緦麻の服にして三ヶ月なり、比率、比べ準ふなり、夫人以下至二少使一、夫人より以下の女官に七等あり、卽ち夫人・美人・良人・八子・七子・長使・少使是なり、復土、穿ちたる壙を埋むること、見卒、現在の兵卒なり、藏郭穿、藏郭は棺郭を壙に入れをさむる者、穿は壙を穿つ者、乙

紅十四日、纖七日、釋服、佗不在令中者、皆以此令、比率從事、布告天下、使明知朕意、霸陵山川、因其故、毋有所改、歸夫人以下至少使、令中尉亞夫、爲車騎將軍、屬國悍、爲將屯將軍、郎中令武、爲復上將軍、發近縣見卒萬六千人、發內史卒萬五千人、藏郭穿復土、屬將軍武、乙巳、葬、羣臣皆頓首、上尊號、曰孝文皇帝、太子卽位于高廟、丁未、襲號曰皇帝、

【講義】　後七年、六月の己亥に、帝未央宮に崩じぬ、遺詔を發して曰く、朕聞けり、蓋し天下の萬物の萠し生ずるものは、死あらずと云ふこと無し、死は天地の理にして物の自然なるなり、故に死ぬればとて奚ぞ甚だ哀むべけや、近頃の世の人人は生を嘉みして死を惡み、死なば葬を厚くして生業を破り、喪服を重んじて衞生を傷る、吾れ甚だ之に同ぜず、且つ朕既に不德にして百姓の困難を佐け救ふこと無し、而るに今崩じて、又世の習の如く喪服を重んじ久しく哭して數月にわたりて寒暑に遭はしめ、人の父子を哀ましめ、長幼の志を傷ひ、其の飲食を損し、鬼神の祭祀を絕ち廢てしめて、吾が不德を重ぬれば、其れ天下に告ぐるに何といはん、朕宗廟を保つことを得て、微眇の身を以て天下の諸侯王の上に寄すること、二十有餘年なり、天地の靈と社稷の福とに賴りて、四方の中安寧にして戰爭の患あることなし、朕既に不才なれば常に過失ありて先帝の遺されたる德を辱しめむことを畏れ、さて又年月の久しく長き間に吾が天年を終へざらむことを懼れたり、今乃ち幸に天年を以て復高廟に供養することを得たり、かくて朕の不明なるにも拘らず、天年を卒ふることを得たるは已に嘉みす

後七年、六月己亥、帝崩於未央宮、遺詔曰、朕聞、蓋天下萬物之萌生、靡不有死、死者天地之理、物之自然者、奚可甚哀、當今之時、世咸嘉生、而惡死、厚葬以破業、重服以傷生、吾甚不取、且朕既不德、無以佐百姓、今崩、又使重服久臨、以離寒暑之數、哀人之父子、傷長幼之志、損其飲食、絕鬼神之祭祀、以重吾不德也、謂天下何、朕獲保宗廟、以眇眇之身、託于天下君王之上、二十有餘年矣、賴天地之靈・社稷之

福、方內安寧、靡有兵革、朕既不敏、常畏過行以羞先帝之遺德、維年之久長、懼于不終、今乃幸以天年、得復供養于高廟、朕之不明與嘉之、其奚哀悲之有、其令天下吏民、令到、出臨三日、皆釋服、毋禁取婦嫁女祠祀飲酒食肉者、自當給喪事服臨者、皆無踐、經帶無過三寸、毋布車及兵器、毋發人男女、哭臨宮殿、宮殿中當臨者、皆以旦夕、各十五擧聲、禮畢罷、非旦夕臨時、禁毋得擅哭、已下、服大紅十五日、小

無く、禁制の民に便ならざる所あれば、輙ち之を弛めて民を利せり、或る時露臺を作らむと欲し、工匠を召して之を設計せしむるに、其直百金なりと、上曰く、黄金百金は中產の民十家の資財なり、吾先帝の宮室を承けて、尙常に德の薄くして先帝をはづかしめむことを恐る、何ぞ新に臺を建てんやと、遂に之を立てざりき、上常につむぎの衣を著、幸愛する所の愼夫人にも其衣を短くして地に曳くことを得ず、幃帳に文繡することを得ざらしめ、以て手あつく質素なることを朝野に示して天下の先と爲れり、又霸山の陵を治むるに瓦器を以てして、金銀銅錫を以て飾となすことを禁じ、其の山に因りて別に墳を治めず、勞力を省きて民を煩すことなからむことを欲せり、又南越王の尉佗自立して武帝と爲る、然れども上尉佗が兄弟を召し貴び、德を以て之に報ず、是を以て佗遂に帝號を去りて臣と稱せり、又已に匈奴と和親せり、而るに匈奴約に背きて國境に入りて盜を爲す、されど帝は邊境に在る卒をして備へ守らしめ、別に大兵を發し深く其地に入らざりしは、是れ百姓を煩し苦しめむことを惡みてなり、又吳王の詐り病みて朝せざりし時、帝親ら其邸に就き、わざと几と杖とを賜ひて之を諷したり、又群臣の中袁盎等の如き諫說することを尤も切なる者ありと雖、常に怒を含まず假借して之を用ひき、又群臣の中張武等の如き賄賂に遺られたる金錢を受けて發覺したる時、上乃ち御手元金を發きて之を賜ひ、以て其の心を愧ぢしめ、之を獄吏に下さざりき、此の如く專ら務めて德を以て民を化しぬ、是を以て海內殷んに富みて禮義に興れり、

【字解】 弛、禁制をゆるむる也、露臺、露の字一本に靈に作る、露臺は屋根なき臺なり、匠、工匠なり、大工をいふ、羞之、羞ははづかしむるなり、德の薄くして先帝をはづかしむるをいふ、綈衣、綈は厚繒なり、つむぎ、幃帳、とばりなり、文繡、あやぬひとりなり、敦朴、手あつくして質素なること、霸陵、霸山にあるみさゝぎ也、墳、土を高く封じたる墓なり、爲省、勞力をはぶくこと、帝、帝號なり、几杖、おしまづきとつくゑと、稱說、漢書に諫說に作る、賂遺、まひなひにおくること、御府、天子の御庫なり、御府の金錢は天子の御手元金なり、殷富、殷は盛んなり、

し、民に爵を賣ることを得しむ、

【字解】 山澤、山澤の禁制なり、服御狗馬、衣服調度車馬の類なり、倉庾、米倉なり、邑に在るを倉といひ、野に在るを庾といふ、賣爵、富人は爵を欲し、貧人は錢を欲す、故に之が賣買を許して經濟上の融通を爲さしむ、

孝文帝從代來、卽位二十三年、宮室・苑囿・狗馬・服御、無所增益、有不便、輒弛以利民、嘗欲作露臺、召匠計之、直百金、上曰、百金中民十家之產、吾奉先帝宮室、嘗恐羞之、何以臺爲、上常衣綈衣、所幸愼夫人、令衣不得曳地、幃帳不得文繡、以示敦朴、爲天下先、治霸陵、皆以瓦器、不得以金銀銅錫爲飾、不治墳、欲爲省毋煩民、南越王尉佗自立爲武帝、然上召貴尉佗兄弟、以德報之、佗遂去帝稱臣、與匈奴和親、匈奴背約入盜、然令邊備守、不發兵深入、惡煩苦百姓、吳王詐病不朝、就賜几杖、群臣如袁盎等、稱說雖切、常假借用之、群臣如張武等、受賂遺金錢、覺、上乃發御府金錢賜之、以愧其心、弗下吏、專務以德化民、是以海內殷富、興於禮義、

【講義】 孝文帝代より來り、位に卽きてより二十三年、宮室苑囿狗馬服御など凡て先帝より增益すると

貌なり、一說に元元は善なりと、

後六年、冬、匈奴三萬人入上郡、三萬人入雲中、以中大夫令勉、爲車騎將軍、軍飛狐、故楚相蘇意、爲將軍、軍句注、將軍張武、屯北地、河內守周亞夫、爲將軍、居細柳、宗正劉禮、爲將軍、居霸上、祝茲侯軍棘門、以備胡、數月胡人去、亦罷、

【講義】後六年、冬、匈奴の衆三萬人は上郡に入り、一方の三萬人は雲中に入りて寇す、是をもつて朝廷中大夫の令勉を車騎將軍と爲して飛狐に屯營せしめ、故の楚國の相の蘇意を將軍と爲して句注に屯せしめ、將軍張武を北地に屯せしめ、河內郡の太守の周亞夫を將軍と爲して細柳に居らしめ、宗正の劉禮を將軍と爲して霸上に居らしめ、祝茲侯を棘門に軍せしめ、以て匈奴の進入に備ふ、數月の後胡人皆去りぬ、よつて亦此等の諸將軍の兵をも罷め退かしむ、

【字解】令勉、令は姓勉は名なり、令を官名と爲すは非なり、飛狐、地名なり、代郡に在り、句注、山の名なり、雁門の陰館に在り、細柳、地名なり、長安の西に在り、祝茲侯、姓は徐名は悍なり、棘門、秦時の宮門なり、渭北に在り、胡、匈奴なり、亦罷、諸將軍の屯營を退くこと、

天下旱蝗、帝加惠、令諸侯毋入貢、弛山澤、減諸服御狗馬、損郎吏員、發倉庾、以振貧民、民得賣爵、

【講義】是歲旱し且つ蝗發生したれば年豐ならず、帝乃ち惠を加へて諸侯をして入貢することなからしめ、山澤の禁制を弛め、諸の衣服調度車馬の類の數を減じ、郎吏の人員を損し、米倉を發きて貧民に振は

外之國、將何以自寧、今朕夙興夜寐、勤勞天下、憂苦萬民、爲之怛惕不安、未嘗一日忘於心、故遣使者、冠蓋相望、結軼於道、以諭朕意於單于、今單于反古之道、計社稷之安、便萬民之利、親與朕俱弃細過、偕之大道、結兄弟之義、以全天下元元之民、和親已定、始於今年、

【講義】後二年に、上曰く、朕既に不明にして德を遠く布くこと能はず、是を以て中國の方域外の國をして或は寧く息はざらしむ、夫れ戎狄荒服の外は其の生を安んぜず、封畿の內は勤勞するも其の安に處らず、此の二者の咎は皆朕が德薄くして遠く達すること能はざるによれり、故に此の頃每年の如く、匈奴しきりに邊境を暴して多く吏民を殺せり、邊臣兵吏又吾が內志を諭すこと能はずして吾が不德を重ねたり、夫れ久しく仇を結び兵を連ぬ、中外の國將に何を以て自ら安からむや、今朕夙に興き夜半に寢ねて天下の爲に勤め勞し、萬民の爲に憂ひ苦み、之が爲に驚き懼れて安からず、未だ嘗て一日も心に忘れざるなり、故に頻に使者を遣して之を慰撫せしむ、其の使者の繁きこと冠蓋相望み、使車の往還の軼を道に結ぶに至る、此の如くして朕が意を單于に諭しき、今や單于は古の道に反りて社稷の安を計り、萬民の利を便にし、親しく朕と俱に細過を棄てゝ偕に大道に行き、兄弟の義を結びて天下の憐み愛すべき民を全くす、かくて和親已に定れること今年より始まると、

【字解】後二年、改元後二年なり、方外、中國の方域外なり、四荒、戎狄荒服なり、一說に北は觚竹、南は北戶、西は王母、東は日下なりと、不處、安居せざること、累年、每年なり、結レ難、難は仇なり、怛惕、驚き懼るゝなり、冠蓋相望、往來頻繁なるの意なり、軼、轍と通ず、使車のわだちなり、親與レ朕、親は漢書に新に作れり、元元之民、元元は猶喁喁の如し、憐み愛すべき

す、有年、豐年のこと、五帝、四方と中央との天の神なり、卽ち青帝・赤帝・白帝・黑帝・黃帝是なり、

趙人新垣平以望氣見、因說上、設立渭陽五廟、欲出周鼎、當有王英見、十六年、上親郊見渭陽五帝廟、亦以夏答禮、而尙赤、十七年、得玉杯、刻曰、人主延壽、於是天子始更爲元年、令天下大酺、其歲新垣平事覺、夷三族、

【講義】　趙人の新垣平は氣を望むといふを以て文帝に見ゆ、因つて上に說きて渭陽に五帝の廟を設け立つ、周鼎を出さむと欲し、且つ當に玉英ありて見るべしと爲す、十六年に上親ら渭陽の五帝の廟に郊見し、亦夏を以て答禮す、而して色は黑を廢して赤を尙ぶ、十七年に玉杯を得たり、是れ新垣平が詐りて人をして獻ぜしめしものなり、其の刻銘に曰く人主延壽と、是に於て天子始めて改元して元年と爲し、天下に令して大いに會聚して飮食せしむ、其の歲に新垣平が詐僞の行事覺れて三族を誅せらる、

【字解】　玉英、玉のはなぶさなり、瑞應圖に玉英は五常竝び修まれば見ると、事覺、詐僞の行事の發覺せしをいふ、夷三族、夷は誅し平ぐるなり、三族は父母・兄弟・妻子なり、

後二年、上曰、朕既不明、不能遠德、是以使方外之國、或不寧息、夫四荒之外、不安其生、封畿之內、勤勞不處、二者之咎、皆自於朕之德薄而不能遠達也、間者累年、匈奴竝暴邊境、多殺吏民、邊臣兵吏、又不能諭吾內志、以重吾不德也、夫久結難連兵、中

公孫臣、以爲博士、申明土德事、於是上乃下詔曰、有異物之神、見于成紀、無害於民、歲以有年、朕親郊祀上帝諸神、禮官議毋諱以勞朕、有司禮官皆曰、古者天子、夏躬親禮祀上帝於郊、故曰郊、於是天子始幸雍、郊見五帝、以孟夏四月答禮焉、

【講義】 是の時に、北平侯の張蒼は丞相と爲りて、方に律度歷數に明かなり、魯人公孫臣は五行の説に詳なり、上書して終始の傳及び五行の德の事を陳べて言ふ、方今は土德の時なり、故に土德の應兆は黄龍見れむ、よつて當に正朔服色制度を改むべしと、天子其の事を下して丞相と相議す、丞相歷數を推し算へて思へらく、今は水德始めて明かなり、故に十月を歲首として水の色の黒事を上ぶ、公孫臣の言は是に非ず、之を採用せざらむことを請ふと、其の明年黄龍成紀縣に見る、天子公孫臣の言の效ありしを知り、乃ち復魯の公孫臣を召して博士と爲す、臣土德の事を申べ明かす、是に於て上乃ち詔を下して曰く、異しき形の神ありて成紀縣に見はれて、民を害ふこと無く歲は是を以て豐なり、よつて朕親ら上帝諸神を郊祀せむ、禮官等議して之を諱みて朕を以て勞すとなすなかれと、有司禮官皆曰く、古へは天子夏日に於て躬親ら上帝を南郊に禮祀せり、故に此の祭を郊といふと、是に於て天子始めて雍に幸して五帝を郊祀して之に見ゆ、孟夏の四月を以て五帝に答禮せり、

【字解】 律歷、律度歷數なり、終始傳五德事、帝王の相承けて傳易するは五行の德の終りて復始まるの理による所以を記載したるもの、正朔、正は正月なり、年の首なり、朔は月の首なり、歷數の義なり、正十月、正は歲首なり、十月は坤月にして陰なり、水は北方に配して陰なり、故に十月を歲首と爲す、黒事、水の色は玄なり、故に水德の王は黒事を尙ぶ、成紀、縣の名なり、異物之神、あやしき形の神、卽ち黄龍を指

至明之極也、今吾聞祠官祝釐、皆歸福朕躬、不爲百姓、朕甚愧之、夫以朕不德、而躬享獨美其福、百姓不與焉、是重吾不德、其令祠官致敬、毋有所祈、

【講義】十四年の春に上詔を下して曰く、朕犧牲珪幣を執りて上帝宗廟に事ふることを獲しこと今に十四年なり、其の日を歴たることはるかに長し、其の不敏不明を以てして久しく天下に臨みて之を撫す、朕自ら愧づ、よつて諸の祀の墠場の珪幣を廣め增せよ、昔の先王は遠く施して其の報を求めず、山川を望祀するも其の福を祈らず、賢者を尊び親戚を卑み、民を先にして己を後にせり、是れ至明の極なればなり、今吾聞くに祠官の福を祝ふは皆福を朕が躬に歸して百姓の爲めにせずと、朕甚だ之を愧づ、夫れ朕が不德を以て躬ら福を受け、獨り其の福を美にして百姓之に與らざれば、是れ吾が不德を重ぬるなり、其れ今より後祠官をして神に敬を致さしむるとも、祈りて福を求むる所あらしむべからずと、

【字解】犧牲珪幣、鬼神に上るいけにへ、たま、ぬさ等なり、縣長、縣は遠なり、ハルカと訓む、墠場、神を祭るに地を除ひたる處、まつりのには、右賢左戚、右は尊ぶなり、左は卑むなり、釐、福なり、享、受くるなり、福を受くること、

是時北平侯張蒼爲丞相、方明律歷、魯人公孫臣、上書陳終始傳・五德事、言、方今土德時、土德應黃龍見、當改正朔服色制度、天子下其事、與丞相議、丞相推以爲今水德始明、正十月、上黑事、以爲其言非、是請罷之、十五年、黃龍見成紀、天子乃復召魯

朝那塞、殺北地都尉卬、上乃遣三將軍、軍隴西・北地・上郡、中尉周舍爲衛將軍、郎中令張武爲車騎將軍、軍渭北、車千乘・騎卒十萬、帝親自勞軍、勒兵申教令、賜軍吏卒、帝欲自將擊匈奴、羣臣諫、皆不聽、皇太后固要帝、帝乃止、於是以東陽侯張相如爲大將軍、成侯赤爲內史、欒布爲將軍、擊匈奴、匈奴遁走、

【講義】十四年、冬、匈奴相謀りて邊境に入りて寇を爲し、朝那の要塞を攻めて北地の都尉卬を殺す、上乃ち三將軍を遣して隴西・北地・上郡の三箇處に屯營せしめ、中尉周舍を衛將軍と爲し、郎中令張武を車騎將軍となして渭北にたむろせしむ、凡て車千乘・騎卒十萬あり、帝親しく自ら諸軍を勞ひ兵を治めて教令を申べ、軍の吏卒に賜ふ、帝自ら將として匈奴を擊たむと欲す、群臣之を諫めて止めむとすれども皆聽かず、よつて太后は悲痛にして神に誓ふの言を以て固く之を劫し抑へければ、帝乃ち止まりぬ、是に於て東陽侯張相如を以て大將軍と爲し、成侯赤を內史と爲し、欒布を將軍と爲して匈奴を擊たしむ、匈奴遁れ走る、

【講義】塞、とりでなり、勞、ねぎらふなり、勒、治むるなり、申、のべしくなり、約束するをいふ、要、劫なり、おびやかしおさふなり、

春、上曰、朕獲執犧牲珪幣、以事上帝・宗廟、十四年于今、歷日縣長、以不敏不明、而久撫臨天下、朕甚自愧、其廣增諸祀墠場珪幣、昔先王遠施、不求其報、望祀不祈其福、右賢左戚、先民後己、

り、されど姦惡を爲す者止まず、其の咎安んかある、是れ朕が德薄くして敎の明かならざるにあらずや、吾甚だ自ら之を愧づ、故に夫れ訓導善からざれば姦吏事を構へて愚民罪に陷るなり、詩に曰く、和ぎ樂める君子は民の父母なりと、しかるに今人の過失あるは、是れ敎訓の未だ施さゞるによる、而して刑之に加へらる、民或は行を改めて善を爲さむと欲すれども、其の道は如何ともすべきなし、朕甚だ之を憐む、さて刑は支體を斷ち肌膚を刻みて終身復生ぜざるに至る、何ぞ其のいたく\しくして不德なる、何と之が民の父母たるの意あらむや、其れ今日以後は肉刑を除けよと、

【字解】　詔獄、詔を奉じて罪人を糾すこと、逮、及なり、辭の及ぶ所に從ひて之を追捕すること、トラフと訓む、一說に今の囚人を傳送することなりと、太倉公、姓は淳于名は意、齊の太倉の令と爲る、故に之を太倉公といふ、緩急、緩は帶說にして意輕し、危急のこと、屬、連なり、付なり、原形に復するをいふ、贖、貿なり、アガナフと訓む、有虞氏之時、舜帝の時なり、章服、章は采なり、僇、辱なり、肉刑三、劓・刖・宮の三刑なり、馴道、訓導なり、純、善なり、詩、詩經小雅靑蠅篇なり、愷悌、樂易なり、和ぎ樂むこと、不レ息、息は生なり、楚痛、楚は辛楚なり、いたましきこと、

上曰、農、天下之本、務莫レ大焉、今勤レ身從レ事、而有二租稅之賦一、是爲二本末一者毋二以異一、其於二勸レ農之道一未レ備、其除二田之租稅一、

【講義】　六月、詔して曰く、農は天下の本なり、故に世の務め之より大いなるはなし、而るに今身を勤め農事に從ふ者にして租稅の賦あり、是れ農は本たり、賈は末たるに俱に租を出して異なること無きは、其の理然らざるに似たり、且つ其れ農を勸むるの道未だ備はらず、よつて田の租稅を除けよと、

【字解】　爲二本末一者毋二以異一、本は農なり、末は賈なり、二者俱に租を出して異なることなきをいふ、

十四年、冬、匈奴謀レ入レ邊爲レ寇、攻二

贖父刑罪、使得自新、書奏天子、
天子憐悲其意、乃下詔曰、蓋聞
有虞氏之時、畫衣冠、異章服、以
爲僇、而民不犯、何則至治也、今
法有肉刑三、而姦不止、其咎安
在、非乃朕德薄、而教不明歟、吾
甚自愧、故夫馴道不純、而愚民
陷焉、詩曰、愷悌君子、民之父母、
今人有過、教未施而刑加焉、或
欲改行爲善、而道毋由也、朕甚
憐之、夫刑至斷支體、刻肌膚、終
身不息、何其楚痛而不德也、豈
稱爲民父母之意哉、其除肉刑、

【講義】 五月に、齊の太倉の令淳于公罪ありて刑に當り、詔獄に捕はれて長安に徙し繋がる、太倉公男無くして女子五人あり、太倉公將に行きて逮捕に會はんとして、其の女子を罵りて曰く、子を生めども男兒を生まざれば、かゝる緩急のことあれども何の益あるにあらずと、其の少女の緹縈といふ者自ら傷み泣きて、乃ち其の父に隨ひて長安に至り、上書して曰く、妾が父は吏と爲りて齊の國中皆其の廉直公平なるを稱せり、而るに今法に罪せられて當に刑せらるべし、妾傷み念ふに、夫れ死ぬれば復び生くべからず、刑せらるれば其の肉體復び連り付くべからず、故に復び過を改めて自ら新生涯に入らむと欲すと雖、其の道由なけむ、妾願くは身を沒し入れて官婢と爲り、父の罪を贖ひて、父が自から新にせむことを得しめむと、此の上書を天子に奏す、天子其の意を憐み悲み、乃ち詔を下して曰く、蓋し聞けり、有虞氏の時には犯罪者の衣冠に畫き采服を異にして、一見彼は何の罪を犯したる者なるかを知らしめて、民に辱を爲す、是を以て民罪を犯さず、何となれば帝德廣大にして其の治至極したればなり、今や法に肉刑三つあ

所、遷し居らしむる所、即ち配所のこと、予三人、其の名安・勃・賜なり、

十三年、夏、上曰、蓋聞天道、禍自怨起、而福繇德興、百官之非、宜由朕躬、今祕祝之官、移過于下、以彰吾之不德、朕甚不取、其除之、

【講義】 十三年、夏、上曰く、蓋し聞き及べり、天道なりといふと雖、實は禍は人の怨むることによりて起り、福は人の德によりて興るものなりと、是に由つて之を觀れば禍福の起る所以知るべきなり、故に百官の非を爲すは、是れ皆宜しく朕が躬に由るなるべし、今祕祝の官は災禍を祓はむと禱りて其の效無ければ、其の過を下に移し、以て吾が不德を彰すなり、朕甚だ之を取らず、故に今より後は此の官を除けよと、

【字解】 繇、隨從なり、ヨルと訓む、祕祝之官、祝官の一なり、神に天下の災禍を祓はむことを禱り、若し其の效無ければ其の過を下に移して自ら其の責任を免るゝもの、國家之を諱む、故に祕といふ、一說に祕は禁中のこと、禁内にて禱禳のことを爲す、故に祕祝といふのみと、

五月、齊太倉令淳于公、有罪當刑、詔獄逮、徙繫長安、太倉公無男、有女五人、太倉公將行會逮、罵其女曰、生子不生男、有緩急、非有益也、其少女緹縈、自傷泣、乃隨其父、至長安、上書曰、妾父爲吏、齊中皆稱其廉平、今坐法當刑、妾傷、夫死者不可復生、刑者不可復屬、雖復欲改過自新、其道無由也、妾願沒入爲官婢、

中に投ずるをいふ、去來、反者と相往來する者の歸り服する者を指す、

六年、有司言、淮南王長、廢先帝法、不聽天子詔、居處毋度、出入擬於天子、擅爲法令、與棘蒲侯太子奇謀反、遣人使閩越及匈奴、發其兵、欲以危宗廟社稷、羣臣議皆曰、長當弃市、帝不忍致法於王、赦其罪、廢勿王、群臣請處王蜀嚴道邛〔都〕、帝許之、長未到處所、行病死、上憐之、後十六年、追尊淮南王長、諡爲厲王、立其子三人、爲淮南王・衡山王・廬江王、

【講義】六年、有司言す、淮南王の長は、先帝の法を廢て、天子の詔を聽かず、邸宅に節度無く、出入は天子の鹵簿に比し、自ら擅に法令を爲り、棘蒲侯の太子の奇と倶に謀反し、人を遣して閩越及び匈奴に使して、其の兵を徵發して以て宗廟社稷を危くせむと欲すと、羣臣議して皆曰く、長の罪は當に刑して屍を市に曝すべしと、されど帝は法を王に致すに忍びず、其の罪を赦して、唯庶人と爲して王たることなからしむ、帝の處斷餘に輕きを以て羣臣は王を蜀の嚴道邛郵に處らしめむことを請ふ、帝之を許す、長未だ配所に到らざるに、行く途中に病みて死にぬ、上之を憐む、後十六年に淮南王長を追尊して諡して厲王と爲し、其の子三人を立てゝ淮南王・衡山王・廬江王と爲しぬ、

【字解】六年、四年五年を缺きて書せず、居處、ゐどころなり、邸宅のこと、擬、比すなり、發、徵發なり、弃市、刑したる屍を京中に曝すこと、邛都、都は郵字の譌なり、史記漢書の淮南王の傳には邛郵に作れり、處

之、八月、破濟北軍、虜其王、赦濟北諸吏民、與王反者、

【講義】五月に、匈奴北地に入り、進みて河南に居て寇を爲す、帝初めて甘泉宮に幸す、六月に、帝曰く、漢は前に匈奴と約して兄弟の親をなし、邊境を害はしむることを禁ぜり、故に中國より物貨を匈奴に輸び遺すこと甚だ厚かりき、而るに今右賢王は其の國を離れて衆を將ゐて河南の降地に居るは、常の故にあらず、又手近き要塞に往來して吏卒を捕へ殺し、又要塞を戍り保つ所の蠻夷を驅りて其の舊處に居ることを得ざらしめ、又邊境にある官吏を踐み躙り、入りて盜みをなす、此の如く甚だ敖りて無道なり、是れ前に結びし約にあらざるなり、其れ邊境に在る吏騎八萬五千を發して高奴に詣らしめよと、遂に丞相潁陰侯灌嬰をして匈奴を擊たしむ、匈奴去りぬ、中尉の材官を發して衞將軍に付して長安に屯營せしむ、辛卯の日に帝甘泉宮より高奴に行く、因つて太原に幸し、故の羣臣を見て皆之に賜し、功ある者を擧げて賞を行ひ、諸民の里每に牛酒を賜ひ、晉陽中都の民に三歲の租稅を免ず、帝太原に留まり游ぶこと十餘日なりき、濟北王の興居は帝が代に行きてそれより進みて胡を擊たむと欲すると聞きて、乃ち謀反を起し、兵を發して滎陽を襲はむと欲す、是に於て詔して丞相の兵を罷めて、棘蒲侯の陳武をして大將軍と爲し、十萬の兵に將として往きて胡を擊たしむ、而して祁侯の賀を將軍と爲して滎陽に至りて濟北王の反兵と戰はしむ、七月辛亥の日に、帝太原より長安に還る、迺ち有司に詔して曰く、濟北王は德に背きて上に反し、吏民を詿らしめて大逆を爲しぬ、されど濟北の吏民にして官兵未だ至らざる前に先づ自ら定まり、及び軍の在る地邑を知らして降らむ者は皆之を赦して元の官爵に復らしめ、又王の興居に與して相往來して反するとも、降る者は亦之を赦さむと、八月に、濟北の賊軍を破りて其の王を虜にし、濟北の諸の吏民の王と倶に反せる者は皆赦せり、

【字解】陵轢、踐み踏むなり、ふみにじること、中尉、秦官なり、材官、騎士の材力あるもの、復、租稅を免ずること、三歲、漢書に歲の下に租の字あり、詿誤、詿はあやまりなり、詿誤は民をあやまらしめて反亂の渦

淮南王の長と從者魏敬と倶に辟陽侯の審食其を殺せり、

五月、匈奴入北地、居河南爲寇、帝初幸甘泉、六月、帝曰、漢與匈奴約爲昆弟、毋使害邊境、所以輸遺匈奴甚厚、今右賢王、離其國、將衆居河南降地、非常故、往來近塞、捕殺吏卒、驅保塞蠻夷、令不得居其故、陵轢邊吏、入盜、甚敖無道、非約也、其發邊吏騎八萬五千、詣高奴、遣丞相潁陰侯灌嬰、擊匈奴、匈奴去、發中尉材官、屬衞將軍、軍長安、辛卯、帝

自甘泉之高奴、因幸太原、見故群臣、皆賜之、擧功行賞、諸民里賜牛酒、復晉陽中都民三歲、留游太原十餘日、濟北王興居、聞帝之代、欲往擊胡、乃反、發兵欲襲滎陽、於是詔罷丞相兵、遣棘蒲侯陳武、爲大將軍、將十萬、往擊之、祁侯賀、爲將軍、軍滎陽、七月辛亥、帝自太原、至長安、迺詔有司曰、濟北王背德反上、詿誤吏民、爲大逆、濟北吏民、兵未至、先自定、及以軍地邑降者、皆赦之、復官爵、與王興居去來、亦赦

誹謗之木、政の過失を記す板なり、是も亦堯が始めて橋梁の四柱の頭に作りしなり、妖言、異き言なり、祝詛、神明に告げて殃咎を加へしむること、のろひ、別けて言へば、言を以て神に告ぐるを祝といひ、神に請ひて殃を加ふるを詛といふ、謾、欺くなり、抵、觸なり、罪にふるゝをいふ、

九月、初與郡國守相、爲銅虎符竹使符、

【講義】九月に、初めて郡國の太守宰相に與へむが爲に銅虎符と竹使符とを作る、

【字解】銅虎符、銅製の虎の形の符なり、長さ六寸にして五等あり、之を二分し、右は京師に留め、左は守相に與へ置き、兵を發する時に當りて、使者をして郡國に至らしめ、此の符を合せて其の證となすなり、竹使符、此の符は竹箭五枚にて作る、長さ五寸にして篆書を鐫り刻み、第一より第五に至る、其の使用方は前の如し、

三年、十月丁酉晦、日有食之、

【講義】三年、十月丁酉の晦に、日蝕あり、

十一月、上曰、前日計遣列侯之國、或辭未行、丞相朕之所重、其爲朕率列侯之國、絳侯勃、免丞相就國、以太尉潁陰侯嬰、爲丞相、罷太尉官、屬丞相、四月、城陽王章薨、淮南王長與從者魏敬、殺辟陽侯審食其、

【講義】十一月に、上曰く、前の日に計りて列侯をして其の封國に行かしむ、而るに或はことわりて未だ行かざる者あり、此くては其の意に反すれば悉く行かしめざるべからず、丞相は朕の重んずる所なり、されど朕が爲に丞相を罷めて列侯を率ゐて其の國に行けと、是に於て絳侯勃丞相を免じて其の國に就く、よつて太尉潁陰侯嬰を以て丞相と爲す、太尉の官を廢して其の務を丞相に付く、四月に城陽王の章薨じぬ、

立てゝ城陽王と爲し、東牟侯を立てゝ濟北王と爲し、
皇子の武を代王と爲し、子の參を太原王を爲し、子の
揖を梁王と爲す、

【字解】 幽死、推し込められて殺さるゝこと、卽ち呂
太后に幽閉せられ、其の邸にて餓死せしをいふ、

上曰、古之治天下、朝有進善之旌・誹謗之木、所以通治道而來諫者、今法有誹謗妖言之罪、是使衆臣不敢盡情、而上無由聞過失也、將何以來遠方之賢良、其除之、民或祝詛上、以相約結、而後相謾、吏以爲大逆、其有他言、而吏又以爲誹謗、此細民之愚、無知抵死、朕甚不取、自今以來、有犯此者、勿聽治、

【講義】 上曰く、古の天下を治むる者は、朝廷に進善の旌と誹謗の木とあり、是は民に善を進め、政の過失を上に知らすものなれば、世を治むる道に通じて諫むる者を來す所以の具なり、而るに今は法律に政の過失をそしり異しき言を爲したりとて之を罰するの罪あり、是れ衆臣をして遠慮なく其の情を上に盡さざらしむるものなれば、從つて上は其の過失を聞くに由無きなり、此の如くしては將何を以て遠方の賢良を來すことを得んや、其れ今よりは此の法律を廢すべし、又民或は初め相結び約して上を詛ふも、後に至りて巫は貨を前取りして其の詛を畢へず、中道にして止むることあり、而るに吏は之を聞き知りて大逆なりと爲す、又他の事を言ふことあるも而も吏は之を以て上をそしる者と爲す、此の如くなれば細民の愚なる、遂に法に觸れて死することを知る無きなり、朕甚之を取らざるなり、故に今より後はかゝる犯罪者あれば之を獄に聽き治むること無かれと、

【字解】 進善之旌、民に善事を勸むるの幡なり、是は堯が始めて五達の道に設けしなり、民に善を進めむと欲する者は其の幡の下に立ちて言ひ聞かすなり、

り、股肱、もゝと、ひぢと、重臣をいふ、三光、日月星なり、令、此の詔書なり、白、明日なり、匡、正すなり、不レ逮、思慮の及ばざるをいふ、飭、治なり、整なり、繇費、繇は傜なり、ぶやくなり、えだち、憪然、寢視の間も安んぜざる貌なり、有レ非、非は姦非なり、見馬、見は現在なり、財足、財は纔なり、ワヅカと訓む、足はたるなり、置傳、驛傳なり、

正月、上曰、農天下之本、其開籍田、朕親率耕、以給宗廟粢盛、

【講義】正月に、上曰く、農は天下の本なり、其れ籍田を開けよ、朕親ら民を率ゐ耕して宗廟に奉る供米を給し、且つ以て天下に農を勸めむと、

【字解】籍田、宗廟に奉る米を作る田なり、天子は千畝、諸侯は百畝なり、籍は借なり、民力を借りて之を耕し、其黍稷を宗廟に奉り、且つ是を以て民に農を勸むるなり、一說に籍は踏むなり、親ら田を踏み耕すの義なりと、粢盛、供米なり、黍稷を粢といひ、器中に在るを盛といふ、

三月、有司請立皇子爲諸侯王、上曰、趙幽王幽死、朕甚憐之、已立其長子遂爲趙王、遂弟辟彊及齊悼惠王子、朱虛侯章・東牟侯興居、有功、可王、乃立趙幽王少子辟彊爲河間王、以齊劇郡、立朱虛侯爲城陽王、立東牟侯、爲濟北王、皇子武爲代王、子參爲太原王、子揖爲梁王、

【講義】三月に、有司請ひて皇子を立てゝ諸侯王と爲さむとす、上曰く、趙の幽王幽死せり、朕甚だ之を憐みて、已に其の長子の遂を立てゝ趙王と爲しぬ、遂の弟辟彊及び齊の悼惠王の子の朱虛侯章と東牟侯興居とは功あれば王と爲すべしと、乃ち趙の幽王の少子の辟彊を河間王と爲し、齊の劇郡を以て、朱虛侯を

及擧賢良方正能直言極諫者、以匡朕之不逮、因各飭其任職、務省繇費、以便民、朕既不能遠德、故憪然念外人之有非、是以設備未息、今縱不能罷邊屯戍、而又飭兵厚衞、其罷衞將軍軍、太僕見馬遺財足、餘皆以給置傳、

【講義】 十一月晦に、日蝕あり、十二月望に、又日蝕あり、是れ皆あるべからざる時にありしなり、是に由つて上曰く、朕聞けり、天の萬民を生ずや、之が爲に君を置きて養ひ治めしむ、人主不德にして政を布くこと均しからざる時は、天之に菑を示して其治まらざるを誡むるなりと、而るに日蝕は歷數上朔にあるべきに十一月晦に有りて、其の責天に現れたり、其の菑何ものか之より大ならむ、朕位に卽きて宗廟を保つことを獲て、微眇の身を以て億兆の民及び諸侯王の上に寄す、天下の治まるも亂るゝも朕一人の任にあり、唯二三の執政大臣は吾が股肱の如し、朕は下は羣生を理め育つること能はず、上は日月星の明を累す、其の不德大なり、故に此の詔書天下に布き至らば、其れ悉く朕が過失を思ひ、知見思の及ばざる所に至りては明白に朕に告げよ、又賢良方正にして能く面のあたり臆せずして諫むる者を擧げて、朕が思慮の及ばざる所を正せ、朕已に此の如く思へり、因つて汝等羣臣も各其の任職を飭へ、務めて徭役の費を省き、以て民に便にせよ、朕既に德を遠く布くこと能はず、故に寢視にも安からずして外夷の姦非あらむことを念ふ、是を以て邊境の備を設くること未だ息めず、今縱ひ邊境の屯營戍卒を罷むること能はずと雖、而も又兵を整へ衞兵を厚くせむや、其れ衞將軍の軍を罷めて其の費を省き、又太僕の現在の馬は纔に足るばかりを遺し、其の餘は皆驛傳の馬に給せよと、

【字解】 十二月望日又食、此の文漢書文帝紀及び五行志に無し、一本に日を月に作る、蒸民、蒸は衆なり、萬民をいふ、菑、災に同じ、適、責めなり、託、寄すな

多居長安、邑遠、吏卒給輸費苦、而列侯亦無由教馴其民、其令列侯之國、爲吏及詔所止者、遣太子、

【講義】上曰く、朕聞けり、古より諸侯の國を建つること千餘歳、各〻其の封地を守り、時を以て朝廷に入りて其の貢物を上る、是を以て民勞り苦まず、上下驩欣して德に違ふことあるなしと、今列侯多く長安に居り、其の封邑京師を去ること遠し、故に吏卒の京師と封邑との間を往來して給輸すること、費多くして苦勞なり、而して列侯も亦其の民を教へ導くに由なし、故に今より後列侯をして其の國に行かしめむ、但し卿大夫となりて朝廷に勤むる者及び特に恩愛を蒙りて京師に留めらるゝ者は其の太子を遣るべしと、

【字解】驩欣、よろこぶなり、遺德、漢書文帝紀には違德に作れり、給輸、足しはこぶなり、教馴、馴は古の訓の字なり、爲吏、列侯の卿大夫と爲りて朝廷に勤むる者、詔所止、列侯の特に天子の恩愛を蒙りて京師に留めらるゝ者、太子、列侯の嗣子なり、

十一月晦、日有食之、十二月望、日又食、上曰、朕聞之、天生蒸民、爲之置君、以養治之、人主不德、布政不均、則天示之以菑、以誡不治、乃十一月晦、日有食之、適見于天、菑孰大焉、朕獲保宗廟、以微眇之身、託于兆民君王之上、天下治亂、在朕一人、唯二三執政、猶吾股肱也、朕下不能理育群生、上以累三光之明、其不德大矣、令至其悉思朕之過失、及知見思之所不及、白以告朕、

【講義】上曰く列侯の高帝に從ひて蜀漢中に入れる者六十八人には、皆封を益すこと各三百戸を、故の吏の二千石以上の者の高帝に從へる潁川郡の太守尊等十人には食邑六百戸を、淮南郡の太守申屠嘉等十人には食邑五百戸を、衞尉定等十人には食邑四百戸を賜ふ、

封淮南王舅父趙兼爲周陽侯、齊王舅父駟鈞爲淸郭侯、秋、封故常山丞相蔡兼爲樊侯、

【講義】淮南王の舅父趙兼を封じて周陽侯と爲し、齊王の舅父駟鈞を淸郭侯と爲す、秋に至り、故の常山の丞相蔡兼を封じて樊侯と爲す、

【字解】舅父、母の兄弟なり、をぢ、

人或說右丞相曰、君本誅諸呂、迎代王、今又矜其功、受上賞、處尊位、禍且及身、右丞相勃、乃謝病免、罷、左丞相平、專爲丞相、

【講義】或人右丞相勃に說きて曰く、君は本諸呂を誅して代王を迎へたり、今又其の功に矜りて最上の賞を受け、尊位に處れり、禍且に身に及ばんと、右丞相勃乃ち病と稱してことわりて免官を請ふ、上乃ち聽して罷む、これより左丞相の陳平專ら丞相の事を爲す、

【字解】矜、自ら賢とするなり、ほこる、謝病、やまひなりとてことわること、

二年、十月、丞相平卒、復以絳侯勃、爲丞相、

【講義】二年、十月に、丞相陳平卒しぬ、是に於て復絳侯の周勃を丞相と爲す、

上曰、朕聞古者諸侯建國、千餘歲、各守其地、以時入貢、民不勞苦、上下驩欣、靡有遺德、今列侯

に、天下の鰥寡孤獨窮困者及び年八十以上の者孤兒の九歲已下なる者に布帛米肉を賜ひて、夫々定まれる數ありき、

【字解】 鰥寡、鰥は老いて妻無きもの、やもを、寡は夫無きもの、やもめ、孤獨、たよりなき者、ひとりもの、孤兒、父無きもの、

上從代來、初卽位、施德惠天下、塡撫諸侯四夷、皆洽驩、乃（循）從代來功臣、上曰、方大臣之誅諸呂迎朕、朕狐疑、皆止朕、唯中尉宋昌勸朕、朕以得保奉宗廟、已尊昌爲衛將軍、其封昌爲壯武侯、諸從朕六人官皆至九卿、

【講義】 上代より來りて初めて位に卽き、德惠を天下に施し、諸侯四夷を塡め安んじければ、上下皆洽く驩ぶ、よつて代より來れる功臣を修む、上曰く、大臣の諸呂を誅して朕を迎ふるに方りて、朕之を疑ひ、群臣皆朕を止めぬ、唯中尉宋昌のみ朕を勸めて今日あるに至らしめ、以て宗廟を保ち奉ずることを得たり、是を以て朕其の功を表はさむと欲す、而るに昌は已に尊びて衛將軍となしぬ、故に今は昌を封じて壯武侯とせよ、又諸〻朕に從へる六人は其の官皆九卿に至るべしと、

【字解】 塡撫、塡は鎭に同じ、定むるなり、撫は安んずるなり、驩、歡ぶなり、循、漢書に修に作る、是なり、狐疑、うたがふなり、九卿、太常・光祿・衛尉・太僕・廷尉・大鴻臚・宗正・大司農・少府、是なり、

上曰、列侯從高帝入蜀漢中者、六十八人、皆益封各三百戶、故吏二千石以上從高帝潁川守尊等十人、食邑六百戶、淮陽守申屠嘉等十人、五百戶、衛尉定等十人、四百戶、

を有つや、太平に治まりしこと各、千餘歳なりき、古來天下を有ちし者は殷周より長きは莫し、是れ子を建てゝ太子と爲すの道を用ひたればなり、故に嗣を立つるに必ず子を以てするとは從つて來ること久遠なり、其れ古の例のみにあらず、近事を以てするも亦然り、卽ち高帝は親ら士大夫を率ゐて始めて天下を平ぐるや、諸侯を建てゝ帝者の太祖となりぬ、諸侯王及び列侯の始めて國を受けたる者も、亦皆其の國祖となりぬ、而して子孫繼ぎ嗣ぎて世々絶えず、是れ天下の大義なり、故に高帝此の制を設けて海内を撫でぬ、今宜しく建つべき所の者を釋てゝ更に諸侯及び宗室に選ばむは、高帝の志にあらざるなり、よつて更に議せむこと宜しからず、陛下の子某最も長なり、純厚にして慈仁なり、請ふ之を建てゝ太子とせむと、上乃ち之を許す、而して其の子にのみ福を饗くることの專なるを欲せず、因つて天下の民の當に父の後に代るべき者に爵各、一級を賜ふ、

【字解】 蚤、早なり、歆享、歆は神の香を嗅ぐこと、享は食を饗くること、嗛、漢書に慊に作る、快なり、謂ニ天下何、天下に告ぐるの言無きの意なり、其安之、安は徐なり、徐々として且らく待ての意なり、春秋、年歯なり、閲、歴なり、秉、把なり、トルと訓む、陪、輔なり、莫不長焉、漢書に不の字無し、此道、子を立つるの道なり、子某、某は啓なり、卽ち景帝のこと、

封ニ將軍薄昭一爲ニ軹侯一、

【講義】 將軍薄昭を封じて軹侯と爲す、

三月、有司請レ立ニ皇后一、薄太后曰、諸侯皆同姓、立ニ太子母一爲ニ皇后一、皇后姓竇氏、上爲レ立レ后故、賜ニ天下鰥・寡・孤獨・窮困・及年八十已上・孤兒九歳已下布帛米肉一各有レ數、

【講義】 三月に、有司皇后を立てむことを請ふ、薄太后曰く、諸侯王は皆漢と同姓なり、故に其の女を以て皇后と爲すべからず、よつて太子の母を立てゝ皇后とせむと、皇后姓は竇氏なり、上后を立てしが爲の故

道也、立嗣必子、所從來遠矣、高帝親率士大夫、始平天下、建諸侯、爲帝者太祖、諸侯王及列侯始受國者、皆亦爲其國祖、子孫繼嗣、世世弗絶、天下之大義也、故高帝設之、以撫海內、今釋宜建、而更選於諸侯及宗室、非高帝之志也、更議不宜、子某最長、純厚慈仁、請建以爲太子、上乃許之、因賜天下民、當代父後者、爵各一級、

【講義】 正月に、有司上言して曰く、早く太子を建つるは宗廟を尊ぶ所以なり、請ふ太子を立て給へと、上曰く、朕既に不德なり、故に上は上帝神明未だ朕の上る所の香食を嗅ぎ饗け給はず、下は天下の人民未だ快きの志あらず、今縱博く天下の賢聖有德の人を求めて天下を禪ること能はずと雖、而かも豫め太子を建てんといふは、是れ吾が不德を重ぬるなり、實に天下に告ぐるの言葉無し、朕固執して子を立てずといふにあらず、徐々として且らく待てと、有司曰く、豫め太子を建つるは、宗廟社稷を重んじて天下を忘れざる所以なりと、上曰く、楚王は季父なり、年歯高く、天下の義理を歷たること多く、國家の大體に明かなり、吳王は朕に於ては兄なり、仁惠にして德を好む、淮南王は弟なり、德を把りて朕を輔けたり、朕が宗室には此の如き有德の人あり、豈に朕にして豫め太子を建てずと爲んや、太子を建つべきを知ると雖、諸侯王・宗室の昆弟・有功の臣には、賢及び德義ある者多し、若し有德者を擧げて朕が終ふるを能はざる事を陪けなば、是れ社稷の靈及び天下の福なり、今此有德者を選び擧げずして必ず子を建てよと曰はゞ、人其れ朕を以て賢者及び有德者を忘れて子に專にすとせむ、是れ實に天下を憂ふる所以にあらず、朕甚だ之を取らざるなりと、有司皆固く請ひて曰く、古殷周の國

るなり、卿等其れ熟、之を計れと、有司皆曰く、陛下大惠を加へ德甚だ盛にして、臣等の及ぶ所にあらず、願くは詔書を奉じて收帑及び諸の相坐の律令を除かむと、

【字解】治之正、天下を治むるの正道をいふ、同産、家族なり、坐、罪なり、收帑、帑は孥に通ず、子なり、妻子を收めて獄に繫ぐをいふ、相坐、罪を犯せば其の父母妻子同産を同じ罪に處すること、慇、謹なり、

正月、有司言曰、蚤建太子、所以尊宗廟、請立太子、上曰、朕既不德、上帝神明、未歆享、天下人民、未有嗛志、今縱不能博求天下賢聖有德之人、而禪天下焉、而曰豫建太子、是重吾不德也、謂天下何、其安之、有司曰、豫建太子、所以重宗廟社稷、不忘天下也、上曰、楚王季父也、春秋高、閱天下之義理多矣、明於國家之大體、吳王於朕兄也、惠仁以好德、淮南王弟也、秉德以陪朕、豈爲不豫哉、諸侯王・宗室昆弟・有功臣、多賢及有德義者、若擧有德以陪朕之不能終、是社稷之靈・天下之福也、今不選擧焉、而曰必子、人其以朕爲忘賢有德者、而專於子、非所以憂天下也、朕甚不取也、有司皆固請曰、古者殷周有國、治安皆千餘歲、古之有天下者、莫〔不〕長焉、用此

十二月、上曰、法者治之正也、所以禁暴而率善人也、今犯法已論、而使毋罪之父母妻子同產坐之、及爲收帑、朕甚不取、其議之、有司皆曰、民不能自治、故爲法以禁之、相坐坐收、所以累其心、使重犯法、所從來遠矣、如故便、上曰、朕聞、法正則民愨、罪當則民從、且夫牧民、而導之善者、吏也、其既不能導、又以不正之法罪之、是反害於民、爲暴者也、何以禁之、朕未見其便、其熟計之、有司皆曰、陛下加大惠、德甚盛、非臣等所及也、請奉詔書、除收帑諸相坐律令、

【講義】　十二月、上詔して曰く、法は天下を治むるの正道なり、是れ暴亂を禁じて善人を率ゐる所以なり、今法を犯せる者は已に其の罪を論じて處分す、而るに罪無き所の其の父母妻子の如き家族をして同じく其の罪に連らしめ、又は其の妻子を獄に收むること を爲す、朕は此の法を甚だ取らず、其れ卿等之を議せよと、有司皆曰く、民は自ら治むること能はず、故に上法を爲りて之を禁じ、且つ其の家族を同罪にす、此の家族を同罪にして獄に收むることは其の心を煩はして法を犯すことを重んぜしめて後を懲さんが爲めなり、故に此の法の從つて來ること遠ければ、舊の如くせむこと便なりといふ、上曰く、朕聞けり、法正しき時は民愨み、罪其の科に當る時は民從ふと、且つ夫れ民を養ひて之を善に導く者は吏なり、而るに吏既に之を導くこと能はず、又不正の法を以て之を罪すれば、是れ反つて民を害して暴を爲す者なり、何を以て民の犯罪を禁ぜむ、朕は未だ其の所謂便なるを見ざ

國、呂祿爲上將軍、擅矯遣灌將軍嬰將兵擊齊、欲代劉氏、嬰留滎陽、弗擊、與諸侯合謀、以誅呂氏、呂產欲爲不善、丞相陳平與太尉周勃、謀奪呂產等軍、朱虛侯劉章首先捕呂產等、太尉身率襄平侯通、持節承詔、入北軍、典客劉揭身奪趙王呂祿印、益封太尉勃萬戶、賜金五千斤、丞相陳平・灌將軍嬰、邑各三千戶・金二千斤、朱虛侯劉章・襄平侯通・東牟侯劉興居、邑各二千戶・金千斤、封典客揭、爲陽信侯、賜金千斤、

【講義】　壬子の日に車騎將軍薄昭をして皇太后を代に迎へしむ、皇帝詔を下して曰く、呂產は前に自ら官を置きて相國と爲り、呂祿は上將軍と爲り、擅に命を矯めて灌將軍嬰をして兵に將として齊を擊たしめ、俱に謀りて劉氏に代らむと欲せり、されど嬰は滎陽に留りて齊を擊たず、諸侯と謀を合せて呂氏を誅せり、此呂產の不善を爲さむと欲するや、丞相陳平と太尉周勃とは共に謀りて呂產等の軍を奪へり、朱虛侯劉章は第一先づ呂產等を捕へたり、此時周勃は身ら襄平侯紀通を率ゐ、天子の節を持ち詔を承けて北軍に入れり、典客劉揭は身ら趙王呂祿の印を奪へり、此の如く各〻呂氏を誅するに功ありき、よつて太尉勃を萬戶に益し封じて金五千斤を賜ふ、丞相陳平・灌將軍嬰の二人には邑各〻三千戶と金二千斤とを、朱虛侯劉章・襄平侯紀通・東牟侯劉興居の三人には邑各〻二千戶と金千斤とを賜ひ、典客劉揭を封じて陽信侯と爲し金千斤を賜ふと、

【字解】　皇太后、文帝の母の薄氏なり、

帝卽位の日の夕に未央宮に入る、乃ち夜宋昌を拜して衞將軍と爲して南北軍を鎭撫せしめ、張武を以て郞中令と爲して殿中を巡らしむ、張武殿中異狀無きを觀て還りて前殿に坐す、是に於て夜詔書を下して曰く、此の間諸呂政を用ひ權を擅にして大逆を爲さむと謀り、劉氏の宗廟を危くせむと欲せり、是を以て將相列侯宗室大臣の相共に謀りて之を誅せしに賴りて、皆其の辜に伏しぬ、朕今初めて位に卽く、其れ天下に赦し、民には爵一級・女子には百戸に牛一頭酒十石を賜ひ、會聚して飮食すること五日せよと、

【字解】 淸レ宮、天子の幸する所、必ず先づ靜宮令をして殿中を淸靜せしめて、非常を慮るなり、法駕、第二の鹵簿なり、鹵簿に大駕・法駕・小駕の別あり、大駕は公卿之を奉引し、大將軍參乘し、屬車八十一乘なり、法駕は公卿在らず、鹵簿の中惟京兆尹と執金吾と長安令とのみありて奉引し、侍中參乘し、屬車三十六乘なり、爵一級、公士なり、牛酒、封禪書には牛一頭酒十石に作る、酺、王者德を布き、民樂みて會聚飮食すること、漢律に三人以上故無くして群飮すれば罰金四兩に處す、今詔して之を解くこと五日に及ぶ、

孝文皇帝、元年、十月庚戌、徙立故琅邪王澤、爲燕王、辛亥、皇帝卽阼、謁高廟、右丞相平徙爲左丞相、太尉勃爲右丞相、大將軍灌嬰爲太尉、諸呂所奪齊・楚故地、皆復與之、

【講義】 孝文皇帝、元年、十月庚戌の朔に、故の琅邪王澤を徙し立てゝ燕王と爲す、翌辛亥に、皇帝、主人の階に卽きて高帝の廟に謁す、同日に右丞相陳平を徙して左丞相と爲し、太尉周勃を右丞相と爲し、大將軍灌嬰を太尉と爲す、諸呂の奪へる齊楚の故地を皆舊に復して之を與ふ、

【字解】 阼、主人の階なり、右丞相左丞相、此の時右を尙べり、

壬子、遣車騎將軍薄昭、迎皇太后于代、皇帝曰、呂產自置爲相

以二一節一入二北軍一、周勃が紀通の矯める天子の符節を以て呂氏の權力内なる北軍に入りしこと、呂后本紀に詳なり、一呼、周勃が軍中に令して呂氏の爲にせむ者は右袒せよ劉氏の爲にせむ者は左袒せよと呼はりしこと、猶與、猶豫に同じ、卦兆、龜を荊にて灼きて現れたるきざしなり、大横、卦兆の正しく横に現れたる理をいふ、庚庚、庚は更なり、諸侯を去りて帝位に卽くの意なり、夏啓以光、啓は夏の禹王の子なり、光は大なり、先君の業を大いに治めしをいふ、昔五帝は賢者に禪れり、夏啓に至りて父の爵を續ぐ、故に代王も亦父の業を嗣ぐべしとの意なり、絳侯、周勃のこと、參乘、參は驂と通ず、そへのりなり、傳、傳車なり、驛傳の車をいふ、渭橋、渭水に架したる橋なり、秦の昭王の時、咸陽宮は渭北に在り、興樂宮は渭南に在り、故に昭王兩宮の間を通ぜむとて之を作る、間、隙なり、人を屏くるをいふ、大將軍陳武、漢書の注に柴武に作る、陰安侯、高帝の兄の伯が妻なり、不佞、不才なり、西鄉南鄉、鄉は向ふなり、此時大臣は西に在り群臣は南に在り、故にしかせしなり、

群臣以レ禮次侍、乃使二太僕嬰與二東牟侯興居一清一レ宮、奉二天子法駕一、迎二于代邸一、皇帝卽日夕入二未央宮一、乃夜拜二宋昌一爲二衞將軍一、鎭二撫南北軍一、以二張武一爲二郎中令一、行二殿中一、還坐二前殿一、於レ是夜下二詔書一曰、間者諸呂用レ事擅レ權、謀レ爲二大逆一、欲下以危二劉氏宗廟一、賴二將相・列侯・宗室・大臣一誅上レ之、皆伏二其辜一、朕初卽レ位、其赦二天下一、賜二民爵一級・女子百戶牛酒一、酺二五日一、

【講義】群臣禮を以て位の順によりて左右に侍る、乃ち太僕の嬰と東牟侯の興居とをして先づ未央宮を清めしめ、天子の法駕を奉じて皇帝を代邸に迎ふ、皇

に至りて休止す、而して宋昌をして先づ馳せて長安に行きて其の變を觀せしむ、昌渭橋に至れば、丞相より以下皆出迎へり、宋昌還りて報ず、代王よつて馳せて渭橋に至る、群臣拜謁して臣と稱す、代王車より下りて拜す、太尉勃進みて曰く、願くは人を屏けて上言せむと、宋昌曰く、言ふ所公ならば公に之を言へ、言ふ所私ならば王は私を受けじと、太尉乃ち跪きて天子の璽符を上る、代王謝して曰く、代の上屋敷にて之を議せむと、遂に代邸に入る、群臣從つて至る、丞相陳平・太尉周勃・大將軍陳武・御史大夫張蒼・宗正劉郢・朱虛侯劉章・東牟侯劉興居・典客劉揭等皆再拜して曰く、子弘等は皆孝惠帝の實子に非ず、是れ他人の子を養ひし者なれば、當に宗廟の祀を奉ぜしむべからず、故に臣謹みて請ひて陰安侯・列侯頃王の后及び琅邪王・宗室の大臣・列侯・吏の二千石等と議して曰く、大王は高帝の長子なり、故に宜しく高帝の後嗣たるべしと、由つて願くは大王天子の位に卽けよと、代王曰く高帝の宗廟に奉事せむこと重き役なり、寡人已に不才なれば、宗廟に稱ふに足らず、願くは楚王に請ひて適當の者を計れ、寡人敢て其の任に當らじと、されど群臣皆伏して固く請ふ、代王由つて西に鄕ひて大臣等に讓ること三たびし、又南に鄕ひて群臣に讓ること再びす、丞相陳平等皆曰く、臣伏して計るに大王が高帝の宗廟を奉祀せむこと、最も宜しく稱ふべし、又天下の諸侯萬民と雖宜しと思へり、故に臣等宗廟社稷の爲に計ること、敢て忽にせず、願くは大王幸に臣等の計る所を聽せ、臣謹みて天子の璽符を奉じて上つると、代王曰く、宗室・將相・王・列侯、皆議して寡人より外に適當の者無しとすれば、寡人敢て辭せずと、遂に天子の位に卽く、

【字解】　屬意、屬は付なり、意を付くとは此にては意を配りて企つること、非ニ止此一、止は唯なり、此は此の度の事なり、言は常に異志あるをいふ、喋ニ血京師一、喋は漢書に喋に作る、すゝるなり、京は大なり、師は衆なり、大衆の居る所、卽ち天子の都なり、言は盟を約すること、犬牙相接、封地の境土相交り接することと犬牙の相當らずして銜み入り互に控制するをいふ、所謂磐石之宗、磐石は固くして動かざるの譬、宗は首位なり、第一なり、此の語六韜に出づ、故に所謂といふ、苛政、苛は酷なり、三王、梁王產・趙王祿・趙王通なり、

反對して進みて曰く、群臣の議する所皆非なり、夫れ秦其の政の道を失ひければ、諸侯豪傑並び起り、此等の人々皆自ら天下を得んと思へる者萬を以て數ふ、然るに卒に天子の位を踐みしは我が劉氏一人なりき、故に天下の人々皆望を絶ちぬ、是れ漢の天下を有ちし所以の一なり、高帝子弟を封じて王と爲し、其の領土犬牙の如く銜み入りて互に諸侯を制せり、此れ所謂磐石の固にして天下其の彊きに服せり、是れ漢の天下を有ちし所以の二なり、漢興りて秦の酷しき政を除き、法令を簡約にして德惠を施したれば、上下の人々自ら安んじて動搖すること難し、是れ漢の天下を有ちし所以の三なり、さて又呂太后の峻嚴を以て諸大臣の反對ありしにも拘らず、諸呂を立てゝ三王と爲し、權を擅にし制を專にするも、太尉周勃が紀通の矯むる所の天子の符節を以て北軍に入り、一たび軍中に令して呂氏の爲にせむ者は右袒せよ劉氏の爲にせむ者は左袒せよと呼はりければ、士皆左袒して劉氏の爲にせむことを誓ひ、諸呂に叛きて卒に之を滅したり、此の事たるや全く天の授にして人力に非らず、夫れ漢の天下を有つ所以は此の如く固くして天祐なり、今大臣假令變を爲さむと欲すと雖、天下の百姓此等の輩に使はれじ、其の黨寧ぞ能く權を專にするを得んや、方今內には朱虛侯の劉章・東牟侯の劉興居の親あり、外には吳・楚・淮南・琅邪・齊・代の彊きを以て畏れしむ、方今高帝の子は獨り淮南王と大王とのみなり、而して大王は又淮南王より長にして、且つ賢聖にして仁孝なること已に天下に聞えたり、故に大臣天下の民心に因りて迎へて大王を立てんと欲す、大王疑ふことなかれと、代王之を太后薄氏に報じて計る、太后猶豫して未だ定まらず、是に於て之を龜にトす、其の卦兆に大橫を得たり、其の占辭に曰く、大橫庚々たり、余れ天王たらむ、夏の啓以て大いなりと、代王曰く、寡人已に王たり、又何の王たらむと、卜人曰く、所謂天王とは天子のことなりと、是に於て代王乃ち太后の弟の薄昭をして往きて絳侯周勃に見えしむ、周勃等具に昭が爲に代王を迎へて位に卽けむとする所以の意を言ふ、薄昭還りて報じて曰く、信なり、疑ふべきこと無しと、代王乃ち笑ひて宋昌に謂つて曰く、果して公の言の如しと、乃ち宋昌に命じて參乘せしめ、張武等六人傳車に乘りて長安に向ひ、高陵

朱虚侯劉章・東牟侯劉興居・典客劉揭、皆再拜言曰、子弘等、皆非孝惠帝子、不當奉宗廟、臣謹請與陰安侯・列侯頃王后、與琅邪王・宗室大臣・列侯・吏二千石議曰、大王高帝長子、宜爲高帝嗣、願大王卽天子位、代王曰、奉高帝宗廟、重事也、寡人不佞、不足以稱宗廟、願請楚王、計宜者、寡人不敢當、群臣皆伏、固請、代王西鄕讓者三、南鄕讓者再、丞相平等、皆曰、臣伏計之、大王奉高帝宗廟、最宜稱、雖天下諸侯萬民、以爲宜、臣等爲宗廟社稷計、不敢忽、願大王幸聽臣等、臣謹奉天子璽符、再拜上、代王曰、宗室・將相・王・列侯以爲莫宜寡人、寡人不敢辭、遂卽天子位、

【講義】 丞相陳平・太尉周勃等、人をして代王を迎へしむ、代王之を左右の近侍及び郎中の令の張武等に問ふ、張武等議して曰く、漢の大臣は皆故の高帝の時の大將にして兵に習ひて詐謀多し、是を以て其の意を配りて企つること止に此度の事のみにあらず、常に異志を抱き機を見て發せむとす、されど今までは特り高帝・呂太后の威を畏れたるのみ、今已に高帝は崩御し給ひ諸呂も亦誅したれば、新に血を京師に喋りて互に盟ひて相謀りて事を興さむとす、今や大王を迎ふるを以て名となすと雖、其の實は如何なるか信ずべからず、願くは大王疾と稱して往くこと無く、先づ其の事の變化を觀察せよと、中尉の宋昌は之に

今內有朱虛・東牟之親、外畏吳・楚・淮南・琅邪・齊・代之彊、方今高帝子、獨淮南王與大王、大王又長、賢聖仁孝、聞於天下、故大臣因天下之心、而欲迎立大王、大王勿疑也、代王報太后、計之、猶與未定、卜之龜、卦兆得大橫、占曰、大橫庚庚、余爲天王、夏啓以光、代王曰、寡人固已爲王矣、又何王、卜人曰、所謂天王者乃天子、於是代王乃遣太后弟薄昭、往見絳侯、絳侯等具爲昭言所以迎立王意、薄昭還報曰、信矣、毋可疑者、代王乃笑謂宋昌曰、果如公言、乃命宋昌參乘、張武等六人、乘傳詣長安、至高陵休止、而使宋昌先馳之長安觀變、昌至渭橋、丞相以下皆迎、宋昌還報、代王馳至渭橋、群臣拜謁稱臣、代王下車拜、太尉勃進曰、願請閒言、宋昌曰、所言公、公言之、所言私、王者不受私、太尉乃跪上天子璽符、代王謝曰、至代邸而議之、遂馳入代邸、羣臣從至、丞相陳平・太尉周勃・大將軍陳武・御史大夫張蒼・宗正劉郢・

當る、其の七月に高后崩じぬ、九月に諸呂呂產等亂を爲して劉氏を危くせむとす、由つて丞相陳平・太尉周勃等共に之を誅し、謀りて代王を代より召して天子の位に立つ、此の事の詳しきは呂后本紀の語中に在り、

【字解】 卽位、位は代王の位なり、

丞相陳平・太尉周勃等、使人迎代王、代王問左右・郎中令張武等、張武等議曰、漢大臣、皆故高帝時大將、習兵多謀詐、此其屬意、非止此也、特畏高帝・呂太后威耳、今已誅諸呂、新喋血京師、此以迎大王爲名、實不可信、願大王稱疾毋往、以觀其變、中尉宋昌進曰、群臣之議、皆非也、夫秦失其政、諸侯豪桀竝起、人人自以爲得之者以萬數、然卒踐天子之位者劉氏也、天下絕望、一矣、高帝封王子弟、地犬牙相制、此所謂磐石之宗也、天下服其彊、二矣、漢興除秦苛政、約法令、施德惠、人人自安、難動搖、三矣、夫以呂太后之嚴、立諸呂爲三王、擅權專制、然而太尉以一節入北軍、一呼士皆左袒、爲劉氏、叛諸呂、卒以滅之、此乃天授、非人力也、今大臣雖欲爲變、百姓弗爲使、其黨寧能專一邪、方

女主稱レ制、政不レ出二房戸一、天下晏然、刑罰罕用、罪人是希、民務二稼穡一、衣食滋殖、

【講義】 太史公曰く、孝惠皇帝、呂后の時庶民戰國の苦を離るゝことを得、君臣倶に無爲の治に休息せんと欲す、故に惠帝は垂拱して天下治まり、呂后は女子にして制を稱し、政宮中を出でずして天下晏然と治まり、刑罰を用ふること罕なれども、罪人希に、民は農業を務めて、衣食の料滋〻增殖せり、

【字解】 黎民、黎は黑なり、民の首は黑し、故に黎民とは庶民のことなり、無爲、施設する所なくして治を致すをいふ、垂拱、衣を垂れ手を拱ぬきて無事に天下の治るをいふ、政不レ出二房戸一、呂后制を稱し、政を主るも身房戸を出でざるをいふ、晏然、晏は安なり、天下の太平なるをいふ、稼穡、五穀を種うるを稼といひ、五穀を歛むるを穡といふ、農業のことなり、

孝文本紀第十

孝文皇帝、高祖中子也、高祖十一年春、已破二陳豨軍一、定二代地一、立爲二代王一、都二中都一、太后薄氏子、

【講義】 孝文皇帝は高祖の中の子なり、高祖十一年の春に、已に陳豨の軍を破りて代の地を定めぬ、よつて中子を立てゝ代王と爲し中都に都せしむ、而して帝は太后薄氏の產みし子なり、

【字解】 中子、高祖に八子あり、文帝は其の第四子なり、故に中子といふ、

卽レ位十七年、高后八年、七月、高后崩、九月、諸呂呂產等、欲レ爲レ亂、以危二劉氏一、大臣共誅レ之、謀召立二代王一、事在二呂后語中一、

【講義】 代王の位に卽きて十七年は、高后の八年に

十人、皆掊レ兵而去、

【講義】東牟侯興居曰く、呂氏を誅する吾れ功なし、請ふ宮中の掃除を爲さんと、乃ち太僕汝陰侯滕公と宮に入り、進んで少帝に謂つて曰く、足下劉氏に非ず、當に帝位に立つべからずと、乃ち左右の戟を執る者をして武器を仆して護衛を罷め去らしむ、其の内の數人罷め去ることを肯ぜず、宦者令張澤諭告して武器を取り去らしむ、滕公乃ち乘輿の車を召し、少帝を載せて宮を出づ、少帝曰く、我れを送りて安くに之かんと欲するかと、滕公曰く、出でて舍に就くなりと、少府に舍す、迺ち天子の法駕を奉じ、代王を邸より迎へ報じて曰く、宮中は謹んで掃除せりと、代王其の夕未央宮に入る、謁者十人あり、戟を持して端門を護り曰く、此の内には天子在り、足下は何する者ぞ、而して此の内に入るかと、代王迺ち太尉に謂ふ、太尉往きて謁者十人に諭し皆武器を仆して去らしむ、

【字解】除レ宮、天子行幸の時、至る所靜室をして殿中を掃除せしめ、以て非常に備ふ、掊レ兵、掊は仆也、兵は武器なり、乘輿車、天子の乘る車なり、少府、天子より私に賜ふべき物品を入れ置く庫なり、法駕、乘輿に同じ、端門、未央宮前殿の正南門なり、

代王遂入而聽レ政、夜、有司分レ部、誅二滅梁淮陽常山王及少帝於邸一、

【講義】代王遂に入りて政を聽く、夜に入り有司部を分つて梁の淮陽・常山王及び少帝を邸に誅し滅す、

代王立爲二天子一、二十三年崩、諡爲二孝文皇帝一、

【講義】代王立ちて天子と爲り、在位廿三年にして崩ず、諡して孝文皇帝と爲す、

太史公曰、孝惠皇帝、高后之時、黎民得レ離二戰國之苦一、君臣俱欲レ休二息乎無爲一、故惠帝垂拱、高后

の位に卽くべきなりと、大臣皆曰く、外家たる呂氏の惡しきが故に、殆んど國家を危くし功臣を亂せり、今齊王の母家は駟鈞にして、駟鈞は惡人なり、卽ち齊王を立つれば復呂氏の爲めに淮南王を立てんと欲す、思ふに齊王年少く母家又惡し、迺ち曰く代王は方今の世に在りて、現に高祖の子にして最も長じ、仁孝寬厚なり、太后の家は薄氏にして謹良なり、且つ長を立つるは固に順なり、仁孝を天下に聞ゆるは便なりと、迺ち相與に共に陰かに人をして代王を召さしむ、代王人をして辭退せしむ、使者再び往反して然る後六乘の傳車に乘じ、閏九月晦日己酉の日長安に至り、代邸に舍す、大臣皆往きて謁し、天子の御璽を奉じて代王に奉り、共に尊び立てゝ天子と爲せり、代王數〻辭退せしも、群臣固く請ふて、然る後に之を聽許せり、

【字解】彊呂氏、彊は强なり、呂氏の勢力を强固にするをいふ、適子、嫡子に同じ、正室の生みし子をいふ、駟鈞、駟は姓、鈞は名なり、乘六乘傳、六乘の傳車に乘ずるなり、傳車は驛傳の車なり、後九月、閏九月なり、當時律歷を廢して閏を知らず、之れを後九月といふなり、

東牟侯興居曰、誅呂氏、吾無功、請得除宮、乃與太僕汝陰侯滕公入宮、前謂少帝曰、足下非劉氏、不當立、乃顧麾左右執戟者、掊兵罷去、有數人不肯去兵、宦者令張澤諭告、亦去兵、滕公迺召乘輿車載少帝出、少帝曰、欲將我安之乎、滕公曰、出就舍、舍少府、迺奉天子法駕、迎代王於邸、報曰、宮謹除、代王卽夕入未央宮、有謁者十人、持戟衞端門、曰天子在也、足下何爲者而入、代王迺謂太尉、太尉往諭謁者

及諸王、以彊呂氏、今皆已夷滅諸呂、而置所立、卽長用事、吾屬無類矣、不如視諸王最賢者立之、或言、齊悼惠王、高帝長子、今其適子爲齊王、推本言之、高帝適長孫、可立也、大臣皆曰、呂氏以外家惡、而幾危宗廟、亂功臣、今齊王母家駟鈞、駟鈞惡人也、卽立齊王、則復爲呂氏、欲立淮南王、以爲少、母家又惡、迺曰、代王方今高帝見子、最長、仁孝寬厚、太后家薄氏謹良、且立長故順、以仁孝聞於天下、便、迺相與共陰使人召代王、代王使人辭謝、再反、然後乘六乘傳、後九月晦日己酉、至長安、舍代邸、大臣皆往謁、奉天子璽、上代王、共尊立爲天子、代王數讓、羣臣固請、然後聽、

【講義】諸大臣相共に陰に謀つて曰く、少帝及び梁の淮陽・常山王等は、皆眞の孝惠帝の子にあらず、呂后計を以て詐りて他人の子を帝の子と名づけ、其の母を殺し、之を後宮に養ひ、孝惠帝の子たらしめ、立てゝ後嗣及び諸王と爲し、以て呂氏の權力を强固にせしものなれば、今皆已に諸々の呂氏を夷滅し、而して其の立てし所を其のまゝ置かば、卽ち長じて事を用ひ、吾が屬遺類なからん、諸王の最も賢なる者を視て之れを立つるに如かずと、或は曰く、齊の悼惠王は高祖の長子にして、今其の嫡子は齊王たり、根本を推して之れを言はゞ高祖の嫡長孫にして、立ちて皇帝

逃走せしが、たまく天風大に起り、故を以て呂産に從へる者は、亂れて敢て鬪ふこと能はず、呂産を逐うて之れを郎中府吏の厠の中に殺せり、朱虚侯は已に呂産を殺せしかば、帝は謁者に命じ通行の割符を持して朱虚侯を慰勞せり、朱虚侯は其の割符を奪はんと欲せしも、謁者肯ぜざりしかば、朱虚侯共に謁者の車に載せられ、謁者の持てる割符に因り馳走して長樂衞尉呂更始を斬り、還り馳せて北軍に入り、狀を太尉に報ぜしかば、太尉は起つて拜し朱虚侯を賀して曰く、患ふる所は獨呂産のみなりしが、今已に誅したれば、天下の大勢は定れりと、遂に人を遣し手分して悉く諸呂の男女を捕へ、少長と無く皆之れを斬れり、辛酉の日捕へて呂祿を斬り、呂嬃を笞うちて殺し、人をして燕王呂通を誅し、魯王偃を廢せしむ、壬戌の日帝、太傅酈食其を以て復左丞相と爲せり、

【字解】　詘、公なり、公言せざるをいふ、日晡時、晡は中の刻にして、今の午後四時に當れり、天風、天より吹き來る風、卽ち天の祚けある風なり、郎中府吏厠、郎中は宮殿門戸を掌る官なり、故に其の府宮中に在り、府は役所なり、節信、符節を以て信を取るなり、長樂衞尉、長樂宮の門を護衞する官なり、

戊辰、徙濟川王王梁、立趙幽王子遂爲趙王、

【講義】　戊辰の日、濟川王を徙して梁王とし、趙の幽王の子遂を立てゝ趙王と爲す、

遣朱虚侯章、以誅諸呂氏事告齊王、令罷兵、灌嬰兵亦罷滎陽而歸、

【講義】　朱虚侯章、諸の呂氏を誅せし事を以て、齊王に告げて兵を罷めしめ、灌嬰の兵も亦滎陽の守備を罷めて歸れり、

諸大臣相與陰謀曰、少帝及梁淮陽・常山王、皆非眞孝惠子也、呂后以計詐名他人子、殺其母、養後宮、令孝惠子之、立以爲後

未央宮、欲爲亂、殿門弗得入、徘徊往來、平陽侯恐弗勝、馳語太尉、太尉尚恐不勝諸呂、未敢訟言誅之、迺遣朱虛侯謂曰、急入宮衞帝、朱虛侯請卒、太尉予卒千餘人、入未央宮門、遂見產廷中、日餔時、遂擊產、產走、天風大起、以故其從官亂、莫敢鬭、逐產、殺之郎中府吏廁中、朱虛侯已殺產、帝命謁者、持節勞朱虛侯、朱虛侯欲奪節信、謁者不肯、朱虛侯則從與載、因節信馳走、斬長樂衞尉呂更始、還馳入北軍、報太尉、太尉起拜、賀朱虛公曰、所患獨呂產、今已誅、天下定矣、遂遣人分部、悉捕諸呂男女、無少長皆斬之、辛酉、捕斬呂祿、而笞殺呂嬃、使人誅燕王呂通、而廢魯王偃、壬戌、以帝太傅食其復爲左丞相、

【講義】呂產は呂祿の已に北軍を去りしことを知らず、迺ち未央宮に入り亂を爲さんと欲せしも、殿門深く鎖して入ることを得ず、徘徊往來せり、平陽侯は呂氏に勝たざることを恐れ、馳せて太尉に語げしも、太尉は尚諸呂に勝たざることを恐れ、未だ敢て公けに呂氏を誅することを言はず、廼ち朱虛侯を遣し謂つて曰く、急に宮中に入りて帝を衞れと、朱虛侯兵卒を請ひ、千餘人を得て未央宮の門に入り、呂產を廷中に見る、申の刻に至り、遂に呂產を擊ちしに、呂產はそこを

に告ぐ、乃ち呂產を趣がし急に宮に入る、平陽侯頗る其語を聞き、乃ち馳せて丞相太尉に告ぐ、太尉北軍に入らんと欲して入ることを得ず、襄平侯通符節を主る、乃ち節を持し矯めて太尉を北軍に入る、太尉亦酈寄をして典客劉揭と先づ呂祿に說かしめて曰く、帝太尉をして北軍を守らしむ、足下國に之かんと欲せば、急に主將の印綬を歸し、辭し去れ、然らずんば禍將に起らんとすと、呂祿以爲らく酈兄己れを欺かずと、遂に印綬を解いて典客劉揭に屬し、兵を以て太尉に授く、太尉之れに將として軍門に入り、行く〳〵軍中に號令を下して曰く、呂氏の爲めにする者は右襢せよ、劉氏の爲めにする者は左襢せよと、是に於て軍中皆左襢して劉氏の爲めにせり、太尉行き至り、將軍呂祿も亦已に上將の印綬を解いて立ち去りしかば、太尉は遂に北軍に將たり、

【字解】　數、責なり、尙、主なり、つかさどるなり、符節、古は玉を以て作り、文字を刻し、中分して之れを合せ信と爲す、今の謂はゆる割符手形なり、典客、諸侯及び四方義に歸する蠻夷等を掌る官也、左襢、襢は袒に同じ、衣を脱して左の肩を露し贊成の意を表するなり、

然尙有南軍、平陽侯聞之、以呂產謀告丞相平、丞相平迺召朱虛侯佐太尉、太尉令朱虛侯監軍門、令平陽侯告衛尉、毋入相國產殿門、

【講義】　然れども尙南軍は、呂產の掌中に在り、平陽侯之を聞き、呂產の謀を以て丞相平に告ぐ、丞相平迺ち朱虛侯を召し太尉を助く、太尉朱虛侯をして軍門を監督せしめ、平陽侯をして衛尉に告げしめて、相國呂產を殿門に入ること無からしむ、

【字解】　告衛尉毋入相國產殿門、衛尉は宮門の護衛を掌る官なり、平陽侯時に御史大夫たり、蓋し丞相の命を以て衛尉に告げ、呂產を納るゝことと無からしむるなり、

呂產不知呂祿已去北軍、迺入

となるべき、珠玉寶器を守るも益なきなりと、

【字解】 其姑呂嬃、呂嬃は呂后の妹、樊噲の妻なれば、呂祿の姑に當れり、

左丞相食其免、

【講義】 左丞相酈食其、其の職を免ぜらる、

八月庚申旦、平陽侯窋行御史大夫事、見相國產計事、郎中令賈壽、使從齊來、因數產曰、王不蚤之國、今雖欲行、尚可得邪、其以灌嬰與齊楚合從、欲誅諸呂、告產、乃趣產急入宮、平陽侯頗聞其語、乃馳告丞相太尉、太尉欲入北軍、不得入、襄平侯通、尚符節、乃令持節矯內太尉北軍、太尉復令酈寄、與典客劉揭、先說呂祿曰、帝使太尉守北軍、欲足下之國、急歸將印、辭去、不然禍且起、呂祿以爲酈兄不欺己、遂解印屬典客、而以兵授太尉、太尉將之、入軍門、行令軍中曰、爲呂氏右襢、爲劉氏左襢、軍中皆左襢、爲劉氏、太尉行至、將軍呂祿、亦已解上將印去、太尉遂將北軍、

【講義】 八月庚申の旦、平陽侯窋御史大夫の事を行ひ、相國呂產に見えて事を計る、郎中令賈壽、使して齊より來り、因つて呂產を責めて曰く、王蚤く國に之かず、今行かんと欲するも尚得べきか、其灌嬰と齊楚と合從し、諸〻の呂氏を誅せんと欲するを以て、呂產

得ず、曲周侯酈商老いて病み、其の子の寄は呂祿と仲善かりしかば、絳侯は乃ち丞相陳平と謀り、人をして酈商を劫かさしめ、其の子寄をして往いて呂祿に紿き說かしめて曰く、高帝と呂后と共に天下を定め、劉氏の立つる所は九王、呂氏は三王を立つ、是れ皆大臣の議にして事已に諸侯に布告し、諸侯皆以て宜しとせり、今太后崩じ帝少くして足下趙王の印綬を佩び、急ぎ國に之きて藩を守らず、乃ち上將と爲り、兵に將として此に留り、大臣諸侯の疑ふ所と爲れり、足下何ぞ上將の印綬を歸し、兵を以て太尉に屬せざる、梁王に請うて相國の印綬を歸し、大臣と盟つて國に之かば、齊兵必ず罷め、大臣も安きを得て足下も枕を高うし千里の外に王たらん、此れ萬世の利なりと、呂祿は其の計を信に然りとし、將印を歸し兵を以て太尉に屬せんとせり、

【字解】 莫自堅其命、劉氏の命に隨はんと、堅く決斷するものなきなり、太尉、四方兵事の功課を掌り、歲盡れば奏して賞罰を行ふ、其の他郊祀大喪等の事に與る、

使人報呂產及諸呂老人、或以爲便、或曰不便、計猶豫未有所決、

【講義】 呂祿は、人をして呂產及び諸呂の人々へ將印を歸し、兵を以て太尉に屬せんとのことを報ぜしめしに、或は以て便と爲し、或は不便といひ、猶豫して計容易に決せざりき、

呂祿信酈寄、時與出游獵、過其姑呂嬃、嬃大怒曰、若爲將而弃軍、呂氏今無處矣、乃悉出珠玉寶器、散堂下曰、毋爲他人守也、

【講義】 呂祿は深く酈寄を信じ、時々共に出でて游獵し、其の序を以て姑なる呂嬃の許を過ぎりしに、呂嬃大に怒りて曰く、若し上將と爲りて軍を棄てなば、呂氏の一族は今より身を置く所なからんと、乃ち悉く珠玉寶器を出し、堂下に散じて曰く、他日他人の有

【字解】猶豫、二字共に獸の名なり、二者疑深き獸故、疑惑進退を決せざるを猶豫といふ、

當是時、濟川王太・淮陽王武・常山王朝、名爲少帝弟、及魯元王呂后外孫、皆年少、未之國、居長安、趙王祿・梁王產、各將兵居南北軍、皆呂氏之人、列侯羣臣、莫自堅其命、太尉絳侯勃、不得入軍中主兵、曲周侯酈商老病、其子寄、與呂祿善、絳侯乃與丞相陳平謀、使人劫酈商、令其子寄、往紿說呂祿曰、高帝與呂后共定天下、劉氏所立九王、呂氏立三王、皆大臣之議、事已布告諸侯、諸侯皆以爲宜、今太后崩、帝少、而足下佩趙王印、不急之國守藩、乃爲上將、將兵留此、爲大臣諸侯所疑、足下何不歸將印、以兵屬太尉、請梁王歸相國印、與大臣盟而之國、齊兵必罷、大臣得安、足下高枕而王千里、此萬世之利也、呂祿信然其計、欲歸將印、以兵屬太尉、

【講義】是の時に當り濟川王太・淮陽王武・常山王朝、名は少帝の弟たり、及び魯の元王は呂后の外孫にして、皆年少國に之かずして長安に居る、趙王祿・梁王產、各兵に將として南北の軍に居り、皆呂氏の人なれば、列侯群臣自ら進んで劉氏の命に堅く從はんとするものなし、太尉絳侯勃、軍中に入りて兵を主るを

西界ニ待ツ約、

【講義】　齊王乃ち諸侯王に、書を遺りて曰く、高祖天下を平定して諸子弟を王とし、悼惠王は齊に王たり、悼惠王薨じ、孝惠帝、留侯張良をして臣を立て、齊王たらしむ、孝惠帝崩じて後は呂后專ら事を用ひ、歳老いて後は諸呂の言を聽きて擅に帝を廢し、更に帝を立て、又頻に三趙王を殺し、梁趙燕を滅し以て諸呂を王とし、齊國を別ちて四と爲し、忠臣諫を進むるも上惑亂して聽かず、今呂后崩じて帝は歳若く、未だ天下を治むること能はず、固大臣諸侯を恃み、而して諸呂又擅に自ら官を高くし、兵を聚め威を嚴にして列侯忠臣を劫かし、天子の制を矯めて以て天下に號令し、暴戾至らざるなし、是れ宗廟の危き所以なり、寡人兵を率ゐ入りて王たるべからざる者を誅せんとすと、漢之れを聞きて、相國呂產等乃ち潁陰侯灌嬰を遣し、兵に將として之れを擊たしむ、灌嬰命を奉じ滎陽に至り、乃ち謀つて曰く、諸呂兵權を關中に擁し、劉氏を危うして自立せんとす、今我れ齊を破りて還り報ずるは、此れ呂氏の資力を益すなりと、乃ち滎陽に留り屯して、使をして齊王及び諸侯に諭さしめ、共に連合和睦して以て呂氏の變動を待ちて共に之れを誅せんとす、齊王之れを聞き、乃ち兵を西界に還し、約束の時機の到るを待てり、

【字解】　春秋高、春秋は春夏秋冬中より二を取る、年の意に用ふ、歳老いしことなり、比、頻なり、三趙王、趙の隱王如意、趙の幽王友、趙王恢是れなり、春秋富、春秋の意前に同じ、歳若きことなり、擁ニ兵關中一、兵權を關中に擁するなり、益ニ呂氏之資一、資は貨なり、財源なり、用度なり、資力を益すをいふ、

呂祿・呂產、欲レ發ニ亂關中一、內憚ニ絳侯・朱虛等一、外畏ニ齊楚兵一、又恐ニ灌嬰畔一レ之、欲下待ニ灌嬰兵與一レ齊合上而發上、猶豫未レ決、

【講義】　呂祿呂產等亂を關中に發せんとせしも、內は絳侯朱虛等を憚り、外は齊楚の兵を畏れ、又灌嬰の之れに畔かんことを恐れ、灌嬰の兵の齊と合するを待ちて兵を發さんとし、猶豫して未だ決せず、

り、誅せられんことを恐れ、迺ち陰かに人をして其兄齊王に告げしめ、兵を發して西し、諸呂を誅して立たしめ、朱虛侯中より大臣と之れに應ぜんとす、是に於て齊王兵を發せんとせしに、其の輔相聽かざりしかば、八月丙午の日、齊王は人をして相を誅せしめんとせしに、相召平は乃ち反して兵を擧げ、齊王を圍まんと欲す、齊王因つて召平を殺し、遂に兵を發して東し、詐りて琅邪王の兵を奪ひ、之れに幷せ將として西す、齊王の宣言せしことは、載せて次節の齊王の語中に在り、

齊王乃遺諸侯王書曰、高帝平定天下、王諸子弟、悼惠王王齊、悼惠王薨、孝惠帝使留侯良立臣爲齊王、孝惠崩、高后用事、春秋高、聽諸呂、擅廢帝更立、又比殺三趙王、滅梁趙燕、以王諸呂、分齊爲四、忠臣進諫、上惑亂弗聽、今高后崩、而帝春秋富、未能治天下、固恃大臣諸侯、而諸呂又擅自尊官、聚兵嚴威、劫列侯忠臣、矯制以令天下、宗廟所以危、寡人率兵、入誅不當爲王者、漢聞之、相國呂產等、迺遣潁陰侯灌嬰、將兵擊之、灌嬰至滎陽、迺謀曰、諸呂權兵關中、欲危劉氏而自立、今我破齊還報、此益呂氏之資也、迺留屯滎陽、使使諭齊王及諸侯、與連和、以待呂氏變、共誅之、齊王聞之、迺還兵

千金、將相列侯郎吏、皆以秩賜金、大赦天下、

【講義】辛巳の日、高后崩ず、遺詔して諸侯王に各千金を賜ひ、將相・列侯・郎吏に至るまで、皆秩祿に應じて金を賜ひ、天下に大赦せり、

以呂王產爲相國、以呂祿女爲帝后、高后已葬、以左丞相審食其爲帝太傅、

【講義】呂王產を以て、相國と爲し、呂祿の女を以て帝后と爲せり、高后已に葬り、左丞相審食其を以て帝の太傅と爲せり、

【字解】相國、丞相に同じ、

朱虛侯劉章、有氣力、東牟侯興居、其弟也、皆齊哀王弟、居長安、當是時、諸呂用事擅權、欲爲亂、畏高帝故大臣絳灌等、未敢發、朱虛侯婦呂祿女、陰知其謀、恐見誅、迺陰令人告其兄齊王、欲令發兵西、誅諸呂而立、朱虛侯欲從中與大臣爲應、齊王欲發兵、其相弗聽、八月丙午、齊王欲使人誅相、相召平、迺反擧兵、欲圍王、王因殺其相、遂發兵東、詐奪琅邪王兵、幷將之而西、語在齊王語中、

【講義】朱虛侯劉章氣力あり、東牟侯興居は其の弟なり、皆齊の哀王の弟にして、長安に居る、是の時に當り、諸呂事を用ひ、權を擅にし、亂を爲さんとせしも、高祖の故大臣絳灌等を畏れて未だ敢へて發せず、朱虛侯の婦は呂祿が女なるを以て、陰に其の謀を知

輔魯元王偃、及封中大謁者張釋爲建陵侯、呂榮爲祝茲侯、諸中宦者令丞、皆爲關內侯、食邑五百戶、

【講義】呂后其の外孫たる、魯の元王偃、年少うして蚤く父母を喪ひ孤弱なるが爲に、迺ち張敖が前姬の生みし所の兩子を封じ、侈を新都侯と爲し、壽を樂昌侯と爲し、以て魯の元王偃を輔け、及び中大謁者張釋を封じて建陵侯と爲し、呂榮を祝茲侯と爲し、諸の中宦者令丞は、皆關內侯と爲し、食邑五百戶を賜ふ、

【字解】中大謁者、賓贊受事を掌る、宦官を以て之れに充つ、諸中宦者令丞、謁者の令及び丞なり、關內侯食邑五百戶、列侯は關を出でて國に就き、關內侯は但其の身に爵するのみなれども、特別の場合には關內の邑を與へて其の租稅を食ましむるなり、

七月中、高后病甚、迺令趙王呂祿爲上將軍、軍北軍、呂王產居南軍、呂太后誡產・祿曰、高帝已定天下、與大臣約曰、非劉氏王者、天下共擊之、今呂氏王、大臣弗平、我卽崩、帝年少、大臣恐爲變、必據兵衞宮、愼毋送喪、毋爲人所制、

【講義】七月中頃に至りて、呂后の病甚し、迺ち趙王呂祿をして上將軍となし、北軍に軍せしめ、呂王產を南軍に居らしむ、呂太后產祿を誡めて曰く、高帝已に天下を定めし時、大臣と約して曰く、劉氏にあらずして王たる者あらば、天下共に之を擊てと、今呂氏王たり、大臣平かならず、我れ卽ち崩ぜば帝年少く大臣恐らくは變を爲さん、必ず兵に據りて宮を衞り、愼んで喪を送ること毋れ、人の爲めに制せらるゝこと毋れと、

辛巳、高后崩、遺詔賜諸侯王各

代王謝、願守代邊、太傅産・丞相平等言、武信侯呂祿、上侯、位次第一、請立爲趙王、太后許之、追尊祿父康侯、爲趙昭王、九月、燕靈王建薨、有美人子、太后使人殺之、無後、國除、八年十月、立呂肅王子東平侯呂通、爲燕王、封通弟呂莊、爲東平侯、

【講義】　秋太后使を使して代王に告げしめ、徙して趙に王たらしめんと欲す、代王謝して曰く、願くは代邊を守らんと、太傅産、丞相平等曰く、武信侯呂祿、上侯の位次第一たり、請ふ立てゝ趙王と爲さんと、太后之れを許し、祿の父康侯を追尊して趙の昭王と爲す、九月燕の靈王建薨ず、美人の生める子あり、太后人をして之れを殺さしめ、後を嗣ぐべき者なし、因りて國除かる、八年十月呂肅王の子東平侯呂通を立てゝ燕王と爲し、通の弟呂莊を封じて東平侯と爲す、

三月中、呂后祓還、過軹道、見物如蒼犬、據高后掖、忽弗復見、卜之、云、趙王如意爲祟、高后遂病掖傷、

【講義】　三月中旬、呂后は災厄を除かん爲めに祭事を濟して還り、軹道を過ぎりしに、物の蒼犬の如きもの呂后の腋に據ると見しが、忽ち復見えざりしかば、之を卜せしに、曰く、趙王如意祟りを爲すと、是れに因りて呂后は遂に腋傷を病めり、

【字解】　祓、災厄を除く爲めの祭事にして、我が邦のみそぎの類なり、軹道、地名なり、蒼犬、蒼色の犬なり、掖、腋と通ず、わきの下なり、

高后爲外孫魯元王偃年少、蚤失父母、孤弱、迺封張敖前姬兩子、侈爲新都侯、壽爲樂昌侯、以

太后女弟呂嬃、有女爲營陵侯劉澤妻、澤爲大將軍、太后王諸呂、恐卽崩後、劉將軍爲害、乃以劉澤爲琅邪王、以慰其心、

【講義】太后の女弟呂嬃、女あり營陵侯劉澤の妻と爲る、澤は大將軍たり、太后諸呂を王として崩御の後劉將軍の害を爲さんことを恐れ、乃ち劉澤を以て琅邪王と爲し、以て其の心を慰む、

梁王恢之徙王趙、心懷不樂、太后以呂產女爲趙王后、王后從官、皆諸呂、擅權、微伺趙王、趙王不得自恣、王有所愛姬、王后使人酖殺之、王乃爲歌詩四章、令樂人歌之、王悲、六月、卽自殺、太后聞之、以爲王用婦人、弃宗廟禮、廢其嗣、

【講義】梁王恢の徙りて趙に王たりしも、心中樂まざりしかば、太后は呂產の女を以て趙王の后と爲ししが、王后をはじめ從官皆呂氏の一族にて權力を擅にし、微かに趙王の擧動を伺ひ、趙王は身王位にありながら、何事も自ら恣にすることを得ざりき、王愛する所の姬あり、王后人をして之を毒殺せしむ、王悲しみの餘り歌四章を爲り、樂人に命じて之れを歌はしめ、六月卽ち自殺せり、太后は之れを聞きて、趙王は一婦人の故を以て、自殺して宗廟の禮を棄つと爲し、其の後嗣を廢して其の家を絕てり、

宣平侯張敖卒、以子偃爲魯王、敖賜謚爲魯元王、

【講義】宣平侯張敖卒す、子偃を以て魯王と爲し、敖に謚を賜うて魯の元王と爲す、

秋、太后使使告代王、欲徙王趙、

しかば、其の群臣或は窃かに食物を寄贈して其餓を救ひしが、其の事露顯すれば、輙ち捕へて其の罪を論定せられしかば、趙王終に餓ゑて歌うて曰く、諸、の呂氏は事を用ひ權を專にして、漢の王家たる劉氏はいよ〳〵危く、王侯に迫り脅して彊ひて我妃を授く、我が妃既に我れを妬みて、我れを誣ふるに惡事を以てす、讒女は國家を亂せども上曾て悟らず、我にかゝる惡弊を矯むる忠臣なし、何が故に國を棄てん、已むを得ざるなり、あゝ我中野に自殺す、蒼天忠直の士を擧げて此の弊を矯めよ、于嗟悔ゆるも及ぶべからず、寧ろ蚤く自裁せん、今我れ王と爲りて餓死す、誰れか之れを憐む者ぞ、呂氏は既に道理を絶ちて暴政を恣にし、如何ともすること能はず、唯公明なる天地神明に託して此の仇を報ぜんのみと、丁丑の日遂に幽囚の中に在りて怨を呑んで死せり、此に於て王者の禮を用ひず、民禮を以て長安の民の墓地に埋葬せり、

【字解】 寤、悟と通ず、さとるなり、蒼天擧レ直、天は忠直の士を擧げよとなり、自財、財、裁と通ず、自裁は自殺なり、

己丑、日食、晝晦、太后惡レ之、心不レ樂、乃謂二左右一曰、此爲レ我也、

【講義】 己丑の日、日食ありて晝晦し、太后之れを惡み、心中樂まず、乃ち左右の臣に謂つて曰く、此れ天我が爲めに戒むるなりと、

【字解】 日食、日蝕に同じ、當時の俗、日蝕其の他の天變地異を以て爲政者宜しきを得ざる爲め、天之れを戒むるものとせり、

二月、徙二梁王恢一爲二趙王一、

【講義】 二月、梁王恢を徙して趙王と爲す、

呂王產徙爲二梁王一、梁王不レ之レ國、爲二帝太傅一、立二皇子平昌侯太一爲二呂王一、更二名梁一曰レ呂、呂曰二濟川一、

【講義】 呂王產徙りて梁王と爲る、梁王國に之かずして帝の太傅となる、皇子平昌侯太を立てゝ呂王と爲し、梁を改め名づけて呂と曰ひ、呂王を濟川王と曰ふ、

【講義】六年十月、太后曰く呂王嘉居處驕り恣なりと、之れを廢し肅王台の弟呂產を以て呂王と爲す、

夏、赦天下、封齊悼惠王子興居爲東牟侯、

【講義】夏天下に大赦を行ひ、齊の悼惠王の子興居を以て東牟侯と爲す、

七年正月、太后召趙王友、友以諸呂女爲后、弗愛、愛他姬、諸呂女妒、怒去、讒之於太后、誣以罪過、曰、呂氏安得王、太后百歲後、吾必擊之、太后怒、以故召趙王、趙王至、置邸不見、令衞圍守之、弗與食、其羣臣、或竊饋、輒捕論之、趙王餓、乃歌曰、諸呂用事兮、劉氏危、迫脅王侯兮、彊授我妃、我妃既妒兮、誣我以惡、讒女亂國兮、上曾不寤、我無忠臣兮、何故弃國、自決中野兮、蒼天擧直、于嗟不可悔兮、寧蚤自財、爲王而餓死兮、誰者憐之、呂氏絕理兮、託天報仇、丁丑趙王幽死、以民禮葬之長安民冢次、

【講義】七年正月、太后趙王友を召す、友は呂氏の女を以て后と爲しゝも、之を愛せずして他の姬を愛せしかば、呂氏の女は之を妒み怒りて王の許を去り、之を太后に讒し、且つ誣ふるに罪過を以てして曰く、呂氏の族安んぞ王たることを得ん、太后百歲の壽を全うせし後は、吾れ必ず之れを擊たんと、太后怒りて趙王を召す、趙王至れば之れを邸中に留置して見ず、護衞の番卒をして之れを圍み守らしめ、食物を與へざり

して其の皇后の子にあらざることを聞き、迺ち怨言を出して曰く、皇后安んぞ吾が母を殺して我れに名づけしぞ、我れ未だ壯年ならざれば默して已まんも、若し壯年に至らば即ち變亂を爲さんと、呂太后之れを聞きて他日禍の生ぜんことを恐れ、迺ち帝を永巷の中に幽閉し、病甚だ篤しと稱して左右の者も帝に見ゆることを得ず、呂后曰く凡そ天下の太平を有ち、萬民の命を爲すもの、其德大にして之れを蓋ふこと天の如く、其量寬くして之れを容るゝこと地の如く、上に懽心なりて以て百姓の心を安んじ、百姓欣然として以て其の上に事へ、上下懽欣交〻通じて天下治る、今皇帝の病久しうして已まず、迺ち道理に惑ひ精神惛亂し、皇帝の繼嗣として宗廟の祭祀を奉ずること能はず、天下の大權を屬すること能はず、其れ之を代へよと、群臣皆頓首して言ふ、皇太后天下齊民の爲め、宗廟社稷を安んずる所以を計ること甚だ深し、群臣頓首詔を奉ぜんと、是に於て太后帝位を廢し、之れを幽殺し、五月丙辰の日を以て常山王義を立てゝ帝と爲し、名を更めて弘といふ、卽位元年を稱せざるは太后天下の事を制するを以てなり、

【字解】幽二之永巷中一、幽は幽囚なり、永巷は後改めて掖庭といふ、宮中の長巷なり、惛亂、惛は惑なり、惑なり、齊民、齊は等なり、一般國民には貴賤の區別なく相等しき意なり、

以二軹侯朝一爲二常山王一、

【講義】軹侯朝を以て常山王と爲す、

置二太尉官一、絳侯勃爲二太尉一、

【講義】太尉の官を置き、絳侯勃を太尉と爲す、

【字解】太尉、天下の兵事を掌る官なり、

五年八月、淮陽王薨、以二弟壺關侯武一爲二淮陽王一、

【講義】五年八月淮陽王薨ず、弟壺關侯武を以て淮陽王と爲す、

六年十月、太后曰、呂王嘉、居處驕恣、廢レ之以二肅王台弟呂產一爲二呂王一、

爲し、呂忿を呂城侯と爲す、及び諸侯の丞相五人を侯と爲せり、

【字解】　及諸侯丞相五人、諸侯の丞相中より、五人を選びて侯とせしなり、

宣平侯女爲孝惠皇后時、無子、詳爲有身、取美人子名之、殺其母、立所名子爲太子、孝惠崩、太子立爲帝、帝壯、或聞其母死、非眞皇后子、迺出言曰、后安能殺吾母而名我、我未壯、壯卽爲變、太后聞而患之、恐其爲亂、迺幽之永巷中、言帝病甚、左右莫得見、太后曰、凡有天下治爲萬民命者、蓋之如天、容之如地、上有懽心以安百姓、百姓欣然以事其上、懽欣交通、而天下治、今皇帝病久不已、迺失惑惛亂、不能繼嗣奉宗廟祭祀、不可屬天下、其代之、羣臣皆頓首言、皇太后爲天下齊民、計所以安宗廟社稷甚深、羣臣頓首奉詔、帝廢位、太后幽殺之、五月丙辰、立常山王義爲帝、更名曰弘、不稱元年者、以太后制天下事也、

【講義】　宣平侯の女、孝惠帝の皇后たりし時、子無かりしかば佯りて身めるありと爲し、他の美人の子を取り之れに名づけ、其の母を殺し、名づくる所の子を立てゝ太子と爲す、孝惠帝崩じて此の太子立ちて帝と爲りしが、帝年壯なるに及んで、或る日其の母は死

王、子山爲襄城侯、子朝爲軹侯、子武爲壺關侯、太后風大臣、大臣請立酈侯呂台爲呂王、太后許之、

【講義】 呂后呂氏を王とせんと欲して、先づ孝惠帝の後宮の子彊を立てゝ淮陽王と爲し、子不疑を常山王と爲し、子山を襄城侯と爲し、子朝を軹侯と爲し、子武を壺關侯と爲す、かくて呂后は大臣を諷して呂氏を王と爲さんとせしに、大臣には酈侯呂台を立てて呂王と爲さんと請ひしかば、太后は之れを許せり、

【字解】 後宮、奥向なり、風、諷と通ず、譬喩して諫め直言せざるをいふなり、

建成康侯釋之卒、嗣子有罪廢、立其弟呂祿爲胡陵侯、續康侯後、

【講義】 建成康侯釋之卒す、嗣子罪ありて廢せられ、其弟呂祿を立てゝ胡陵侯と爲し、康侯の後を續ぐ、

二年、常山王薨、以其弟襄成侯山、爲常山王、更名義、

【講義】 二年常山王薨ず、其の弟襄成侯山を以て常山王と爲し、名を義と更む、

十一月、呂王台薨、謚爲肅王、太子嘉代立爲王、

【講義】 十一月呂王台薨ず、謚して肅王と爲す、太子嘉代り立ちて王と爲る、

三年、無事、四年、封呂嬃爲臨光侯、呂他爲兪侯、呂更始爲贅其侯、呂忿爲呂城侯、及諸侯丞相五人、

【講義】 三年は紀すべき事無し、四年呂嬃を封じて臨光侯と爲し、呂代を兪侯と爲し、呂更始を贅其侯と

不治事、令監宮中、如郎中令、食其故得幸太后、常用事、公卿皆因而決事、乃追尊酈侯父、爲悼武王、欲以王諸呂、爲漸、四月、太后欲侯諸呂、迺先封高祖之功臣、郎中令無擇爲博城侯、魯元公主薨、賜謚爲魯元太后、子偃爲魯王、魯王父宣平侯張敖也、封齊悼惠王子章爲朱虛侯、以呂祿女妻之、齊丞相壽爲平定侯、少府延爲梧侯、乃封呂種爲沛侯、呂平爲扶柳侯、張買爲南宮侯、

【講義】 迺ち左丞相平を以て右丞相と爲し、辟陽侯審食其を以て左丞相と爲す、左丞相は政治の實務に當らず、宮中を監督せしむること郎中令の如し、食其は此の故を以て呂后の寵幸を得、常に權力を恣にし、公卿皆食其に因りて事を決するに至れり、乃ち酈侯の父を追尊して悼武王と爲し、以て諸呂を王とする漸を爲さんとせり、四月呂后諸呂を侯にせんと欲し、迺ち先づ高祖の功臣を封じ、郎中令無擇を博城侯と爲す、魯元公主薨ず、謚を賜うて魯元太后と爲し、其子偃を魯王と爲せり、魯王の父は宣平侯張敖なり、齊の悼惠王の子章を朱虛侯と爲し、呂祿の女を以て之れに妻はす、齊の丞相壽を平定侯と爲し、少府延を梧侯と爲す、乃ち呂種を封じて沛侯と爲し、呂平を扶柳侯と爲し、張買を南宮侯と爲す、

【字解】 不治事、政治の實務に當らざるをいふ、郎中令、宮殿掖門を掌る官なり、漸、漸次なり、物變動あるに當り、徐にして急速ならざるをいふ、

太后欲王呂氏、先立孝惠後宮子彊、爲淮陽王、子不疑爲常山

欲阿意背約、何面目見高帝地
下、陳平・絳侯曰、於今面折廷爭、
臣不如君、夫全社稷、定劉氏之
後、君亦不如臣、王陵無以應之、

【講義】呂后の制を稱するや、議して諸の呂氏を立てゝ王と爲さんとし、右丞相王陵に問ひしに、王陵曰く、高祖白馬を斬り血を歃り、盟つて曰く、劉氏に非ずして王たる者あらば共に之を撃てと、今呂氏を王とするは其約束に非ざるなりと、太后悅ばず、左丞相陳平・絳侯周勃に問ふに、周勃等對へて曰く、高祖天下を定め子弟を王とす、今太后制を稱し、兄弟及び諸の呂氏を王とす、不可とする所なしと、太后喜び朝を罷む、王陵、陳平・絳侯を責めて曰く、始め高祖と血を啑りて盟ふ、其の時諸君も居りしにあらずや、今は高祖崩じ呂后は女主、呂氏を王とせんとす、諸君縱ひ女主の意に阿り高祖の約束に背かんと欲するも、何の面目ありて高祖に地下に見えんやと、陳平絳侯曰く、今日に於て面折廷爭するは、臣君に如かず、社稷を全うし劉氏の後を定むるは君亦臣に如かずと、王陵以て之れに應ふる無し、

【字解】刑白馬、刑は刀を以て頸を割くなり、昆弟、昆は兄なり、昆弟とは猶兄弟といふが如し、面折廷爭、面前にて人の過失を指すを面折といひ、朝廷に於て諫爭するを廷爭といふ、社稷、社は土地の神、稷は穀物の神なり、土地穀物は以て民人を養ふ、故に國家といふ義なり、

十一月、太后欲廢王陵、乃拜爲
帝太傅、奪之相權、王陵遂病免
歸、

【講義】十一月太后王陵を廢せんとし、乃ち拜して帝の太傅と爲し、右丞相の權を奪ふ、王陵遂に病に罷り、職を免されて歸る、

【字解】太傅、天子を輔導する官なり、

迺以左丞相平爲右丞相、以辟
陽侯審食其爲左丞相、左丞相

壯子無し、太后君等を畏る、君今乞うて呂台・呂產・呂祿等を拜して大將とし、兵に將として南北軍に居き、及び諸々の呂氏皆宮中に居り事を用ふること此の如くなれば、則ち太后心安く、君等は幸に禍を脫することを得んと、丞相迺ち辟彊の計の如くす、呂后悅び其の哭すること迺ち哀し、呂氏の權此れより起れり、

【講義】泣、目中の淚なり、侍中、天子の左右に侍して衆事を贊同し、顧問應對を掌る、丞相、天子を輔けて萬機を處理す、後左右丞相を置く、君知其解乎、解は理由なり、

迺大赦天下、九月辛丑葬、太子卽位爲帝、謁高廟、元年、號令一出太后、太后稱制、

【講義】迺ち天下に詔して大赦し、九月辛丑の日を以て葬る、皇太子位に卽き帝と爲り高祖の廟に謁す、卽位の元年より號令一に呂后より出で、呂后制を稱す、

【字解】大赦、卽位を祝する爲め罪人を赦し、或は減刑するを云ふ、稱制、天子の言一は制書といひ、二は詔書といふ、制書とは制度の命をいふなり、皇后の稱するを得る所にあらず、今呂后朝に臨みて天子の事を行ふ、故に稱制といふなり、

議欲立諸呂爲王、問右丞相王陵、王陵曰、高帝刑白馬盟曰、非劉氏而王、天下共擊之、今王呂氏、非約也、太后不說、問左丞相陳平・絳侯周勃、勃等對曰、高帝定天下、王子弟、今太后稱制、王昆弟諸呂、無所不可、太后喜、罷朝、王陵讓陳平・絳侯曰、始與高帝啑血盟、諸君不在邪、今高帝崩、太后女主、欲王呂氏、諸君縱

を恠みて敢て飲まず、佯り醉うて去り、問うて其の毒酒なることを知り、恐れて自ら思へらく、無事に長安の都を脫することを得ずと、大に心配せり、時に齊の內史士王に說きて曰く、太后獨り孝惠帝と魯元公主との子あり、今王には七十餘城を有し、公主は迺ち數城を食むに過ぎざれば、王誠に一郡を以て呂后に奉り、公主の御化粧料と爲さば、呂后必ず喜び王も必ず憂無からんと、是に於て齊王迺ち城陽郡を上り、公主を王太后と爲しゝかば、呂后は喜びて之れを許せり、迺ち酒を齊王の邸に置き、樂飲し罷めて齊王を歸らしむ、三年方に長安城を築き、四年半を就し、五年六年に城方に就れり、是に於て諸侯此に來會せり、

【字解】燕飲、酒宴なり、兩巵、二つの杯なり、爲壽、杯を擧げて健康を祝するなり、泛、覆なり、詳、佯と通ず、公主、天子の女を諸侯に嫁する時、同姓の諸侯をして之れを主らしむ、故に公主といふ、湯沐邑、湯沐の費用に供する采地、即ち化粧料なり、

十月朝賀、七年秋八月戊寅、孝惠帝崩、發喪、太后哭、泣不下、留侯子張辟彊、爲侍中、年十五、謂丞相曰、太后獨有孝惠、今崩、哭不悲、君知其解乎、丞相曰、何解、辟彊曰、帝毋壯子、太后畏君等、君今請拜呂台・呂產・呂祿爲將、將兵居南北軍、及諸呂皆入宮、居中用事、如此、則太后心安、君等幸得脫禍矣、丞相迺如辟彊計、太后說、其哭迺哀、呂氏權由此起、

【講義】十月朝賀す、七年秋八月戊寅の日孝惠帝崩じ喪を發す、呂后哭すれども淚下らず、留侯の子張辟彊年十五にして侍中となり、丞相に謂つて曰く、太后獨り孝惠帝あり、今崩じて哭すれども悲まず、君其の理由を知るか、丞相曰く何の事由ぞ、辟彊曰く孝惠帝

瘖藥、聾を枯らして啞と爲す藥、厠中、便所の中なり、人彘、彘は豕也、戚夫人の有樣豕の如きよりいふ、終不能治天下、父帝の寵姬の終を全うせしむると能はず、何ぞ天下を治むることを得んとの意なり、

二年、楚元王、齊悼惠王皆來朝、十月、孝惠與齊王燕飮太后前、孝惠以爲齊王兄、置上坐、如家人之禮、太后怒、迺令酌兩卮酖置前、令齊王起爲壽、齊王起、孝惠亦起取卮、欲倶爲壽、太后迺恐、自起泛孝惠卮、齊王怪之、因不敢飮、詳醉去、問知其酖、齊王恐、自以爲不得脫長安、憂、齊內史士說王曰、太后獨有孝惠與魯元公主、今王有七十餘城、而公主迺食數城、王誠以一郡上太后、爲公主湯沐邑、太后必喜、王必無憂、於是齊王迺上城陽之郡、尊公主、爲王太后、呂后喜、許之、迺置酒齊邸、樂飮、罷歸齊王、三年、方築長安城、四年、就半、五年六年城就、諸侯來會、

【字解】二年楚の元王、齊の悼惠王、皆來朝す、十月孝惠帝には齊王と呂后の前に燕飮せしに、孝惠帝以爲へらく齊王は兄なればとて上坐に置くこと家人の禮の如くせしに、呂后之を怒り、兩個の杯に毒酒を酌みて前に置かしめ、齊王をして起ちて健康を祝せしめしに、齊王起ち孝惠帝も亦起ち杯を取りて倶に健康を祝せんとせしかば、呂后其の害孝惠帝に及ばんことを恐れ、自ら起ちて帝の杯を覆へせしかば、齊王も之

相徵されて長安に至りしに、呂后には更に人をして趙王を召さしむ、趙王來りて未だ到着せざるうちに、孝惠帝には慈仁の心篤かりしかば、太后の怒を知りて自ら趙王を霸上に迎へ、與に宮中に入りて自ら趙王を挾けて起居飮食を共にせしかば、太后之れを殺さんと欲せしも、其の間を得ず、孝惠帝の元年十二月、帝晨に出でて弓を射しが、趙王年少にして早起すること能はざりしかば、太后には其の獨居を聞き、人をして鴆毒の藥を飮ましむ、既にして夜明けんとする頃、孝惠帝還れば趙王已に死せり、是に於て乃ち淮陽王友を徙して趙王と爲せり、夏詔して酈公の父に榮爵を賜ひ、追謚して令武侯と爲せり、

【字解】 永巷、宮中の女官の罪あるものを入るゝ獄、自挾、挾は輔なり護なり、酖、鴆と通ず毒藥なり、鴆といふ鳥の羽を酒の中に入れてかきまはし、之れを飮ましむれば立ちどころに死す、犂明、夜の明けんとする頃なり、

太后遂斷戚夫人手足、去眼、煇耳、飮瘖藥、使居厠中、命曰人彘、居數日、迺召孝惠帝觀人彘、孝惠見問、迺知其戚夫人、迺大哭、因病歲餘、不能起、使人請太后曰、此非人所爲、臣爲太后子、終不能治天下、孝惠以此日飮爲淫樂、不聽政、故有病也、

【講義】 太后は遂に戚夫人の手足を斷ち、眼球を拔き去り、耳を煇べて聾とし、瘖藥を飮ませて唖とし、厠の中に居らしめ、命じて人彘と曰ふ、居ること數日、乃ち孝惠帝を召して之れを觀させしに、帝之れを見、侍臣に問うて戚夫人たることを知り、迺ち大に哭す、因て愕きの餘に病むこと一年餘起つこと能はず、人をして太后に請はしめて曰く、此れ人の爲す所にあらず、臣太后の子として終に天下を治むること能はずと、これより日々飮宴して淫樂に耽り、政を聽かず、故に病を獲たり、

【字解】 煇、ふすぶなり、ふすぶはいぶすことなり、

と爲り、諸姬の子子恢は梁王と爲り、子友は淮南王と爲り、子建は燕王と爲り、高祖の弟交は楚王と爲り、兄の子濞は吳王と爲れり、其の他劉氏の一族にあらずして功臣番君吳芮の子臣は長沙王と爲れり、

呂后最怨戚夫人及其子趙王、乃令永巷囚戚夫人、而召趙王、使者三反、趙相建平侯周昌、謂使者曰、高帝屬臣趙王、趙王年少、竊聞太后怨戚夫人、欲召趙王、幷誅之、臣不敢遣王、王且亦病、不能奉詔、呂后大怒、迺使人召趙相、趙相徵至長安、迺使人復召趙王、王來、未到、孝惠帝慈仁、知太后怒、自迎趙王霸上、與入宮、自挾與趙王起居飮食、太后欲殺之、不得閒、孝惠元年、十二月、帝晨出射、趙王少、不能蚤起、太后聞其獨居、使人持酖飮之、犂明、孝惠還、趙王已死、於是乃徙淮陽王友爲趙王、夏詔賜酈侯父追謚、爲令武侯、

【講義】呂后は最も戚夫人及び其の子趙王を怨み、乃ち永巷の吏をして戚夫人を囚へし上趙王を召さしめ、使者三たび往復せしも、趙王の輔相たる建平侯周昌といふ者使者に向つて謂へる樣、高帝臣に屬して趙王を保護せしむ、王は年猶少し、竊に聞く太后には戚夫人を怨む、故に趙王を召し寄せ併せて之れを誅せんと欲するなるべし、臣敢て王を遣らず、且つ王には病氣保養中なれば詔を奉ずること能はずと、是に於て呂后大に怒り、迺ち人をして趙相を召さしむ、趙

りき、されど孝惠は諸大臣爭うて太子を廢することの不道理なることを爭ひ、及び張良の策に賴りて廢立の厄を免るゝことを得たり、呂后の人と爲りは剛毅にして高祖を輔佐して、天下を一統し、謀反の疑ある大臣を誅するなど呂后の力に待つこと多かりき、

【講義】仁弱、なさけ深くして意志薄弱なるをいふ、留侯策、張良の策を用ひて、東園公・綺里季・夏黃公・角里先生の四老を山中より迎へて太子に從ひ輔佐せしめしをいふ、留侯世家を見よ、毋、無なり、

呂后兄二人、皆爲將、長兄周呂侯死事、封其子呂台爲酈侯、子產爲交侯、次兄呂釋之爲建成侯、

【講義】呂后の兄は二人あり、皆將と爲りて高祖に從ふ、長兄の周呂侯は國家の事に死せり、其の子呂台を封じて酈侯と爲し、呂台の弟子產を交侯と爲し、次兄呂釋之を建成侯と爲せり、

高祖十二年四月甲辰、崩長樂宮、太子襲號爲帝、是時高祖八子、長男肥孝惠兄也、異母、肥爲齊王、餘皆孝惠弟、戚姬子、如意爲趙王、薄夫人子、恆爲代王、諸姬子、子恢爲梁王、子友爲淮陽王、子長爲淮南王、子建爲燕王、高祖弟交爲楚王、兄子濞爲吳王、非劉氏功臣番君吳芮子臣、爲長沙王、

【講義】高祖には卽位の十二年四月甲辰の日を以て長樂宮に崩ず、太子帝號を襲ぎて卽位す、是れ孝惠帝なり、是の時高祖に八子あり、長男肥は惠帝の兄なれども母を異にして齊王と爲れり、餘は皆景帝の弟なり、戚姬の子如意は趙王と爲り、薄夫人の子恆は代王

く終始循環する天の統紀といふ義、朝以十月云々、此以下は前節の太子襲號爲皇帝孝惠帝也と令郡國諸侯云々との間に入るべきが誤りて此に入りたるなり、

呂后本紀第九

呂太后者、高祖微時妃也、生孝惠帝・女魯元太后、

【講義】呂太后は高祖微賤なりし時の妃なり、孝惠帝及び皇女魯元太后を生めり、

【字解】妃、古、妻の通稱なり、

及高祖爲漢王、得定陶戚姬、愛幸、生趙隱王如意、孝惠爲人仁弱、高祖以爲不類我、常欲廢太子、立戚姬子如意、如意類我、戚姬幸、常從上之關東、日夜啼泣、欲立其子代太子、呂后年長、常留守、希見上、益疏、如意立爲趙王、後幾代太子者數矣、賴大臣爭之、及留侯策、太子得毋廢、呂后爲人剛毅、佐高祖定天下、所誅大臣、多呂后力、

【講義】漢の高祖漢王と爲るに及び、定陶の戚姬を得て寵愛し、趙の隱王如意を生む、孝惠帝人と爲り仁弱なり、高祖おもへらく、我れに似ずと、常に太子を廢し戚姬の子如意を立てんと欲し、いふ如意は性行我に似たりと、戚姬も寵愛せられて常に高祖の關東に行くに從ひ、日夜啼泣して衷情を高祖に訴へ、其子如意を立てゝ太子に代らしめんと欲しぬ、又呂后は戚姬より年長じて姿色衰へしかば、常に留守居のみして、高祖に見ゆることは希にして、益〻疏んぜらるゝに至れり、一方如意は戚姬と共に寵愛益〻厚く、立ちて趙王と爲り、幾んど太子に代らんとせしこと屢〻な

太史公曰、夏之政忠、忠之敝小人以野、故殷人承之以敬、敬之敝小人以鬼、故周人承之以文、文之敝小人以僿、故救僿莫若以忠、三王之道若循環、終而復始、周秦之間、可謂文敝矣、秦政不改、反酷刑法、豈不繆乎、故漢興、承敝易變、使人不倦、得天統矣、〔朝以十月、車服黄屋左纛、葬長陵。〕

【講義】　太史公曰く、夏の世の政は質朴のみ尚びたれば、その弊は下民に浸みわたりて禮節少く、野卑なるに至れり、こゝに於て殷の世に至りこれをうくるに敬とて禮儀作法を以てし、其弊を救へり、然るに敬の弊は下民に浸みわたりて、徒に禮儀作法にのみかたまり、其有様恰も鬼神に事ふるが如く、少しもあやもやうなきに至れり、是に於て周の世に至り之をうくるに文とてあやもやうありて尊卑の差を正しくし、以て其弊を救へり、然るに文の弊はまた下民に浸みわたりて、たゞ表面のみかざりて少しも誠なきに至れり、故に此の弊を救ふには、忠とて誠にて至つて質朴なる風を以てせざるべからず、而して此の夏殷周三王の道は、循れる輪の如く、終りてまた始まるもの、特に周と秦との間は文の弊の極りたる時なり、然るに秦の始皇は政を爲すに當りて其弊を改めず、却つて刑法をきびしくせり、是れ豈に間違の甚だしきものにあらずや、故に漢興りて其世となるや文の弊をうけをれば之を救ふに忠を以てし、秦の苛法を變へ、人をして少しも倦まず、安んじて事に從はしめたり、これ天の終始循環する統紀を得たるものなり、

【字解】　忠、質朴なり、野、禮節なきこと、敬、進退の禮正しく神を敬するが如きをいふ、鬼、威儀多くして鬼神に事ふるが如きをいふ、文、尊卑の差なり、僿、一本に薄に作れり、文法にのみ習ひて少しも誠無きをいふ、循環、まはる輪なり、天統、猶循天叙といふが如

れ、沛の宮殿を以て高祖の原廟と爲したり、又高祖が沛に歸り父老を會して宴を張りし時、自ら大風起兮の詩を作り、之を敎へたる百二十人の兒童をして音樂を吹奏せしめたり、而して爾後樂を吹奏する時は必ず百二十人を以て定員を爲し、若し一人にても缺くることあれば直ちに之を補ひたり、蓋しこれ高祖を追慕するの意なり、

【字解】微細、極めて微賤なると、撥、ヲサムと訓む、亂れたるを治むること、反之正、之を正道にかへすこと、朝以十月車服黃屋左纛葬長陵、此句十三字は諸本幷びに次節の末文に錯入せるを以て今訂正す、車服黃屋左纛は天子の禮なり、天子の車は黃繒を以て裏と爲す故に黃屋といふ、天子の車の衡の左には纛を立つ故に左纛といふ、纛は旄牛の尾を以て作れる大旗なり、長陵は高祖の陵墓の名なり、悲樂沛、高祖故鄕なる沛に歸りて悲み樂みたるをいふ、原廟、原は再なり、先に既に沛に廟を立つ、而して今又再び立つ、故に先に立てたる沛宮を原廟といふなり、吹樂、音樂を吹奏すること、

高帝八男、長庶、齊悼惠王肥、次孝惠、呂后子、次戚夫人子、趙隱王如意、次代王恆、已立爲孝文帝、薄太后子、次梁王恢、呂太后時、徙爲趙共王、次淮陽王友、呂太后時、徙爲趙幽王、次淮南厲王長、次燕王建、

【講義】高帝は八人の男子ありき、而して長男は妾腹にて卽ち齊の悼惠王名は肥なり、次は孝惠皇帝にして呂后の子なり、次は戚夫人の子にして趙の隱王名は如意なり、次は代王名は恆にして、後立つて孝文帝と爲りしが、これは薄太后の子なり、次は梁王名は恢にして、呂太后の時徙して趙の共王と爲し、次は淮陽王名は友にして、呂太后の時又徙して趙の幽王と爲し、次は淮南の厲王名は長にして、次は燕王名は建なり、

るも聽かれざることを知り、遂に亡げて匈奴に入れり、かくて丙寅の日即ち甲辰の日より二十三日目を以て高祖を殯葬せり、

【字解】塞下、長城の下なり、候伺、起居をうかがふこと、幸、ネガフと訓む、望み願ひたること、高祖崩、高祖は秦の昭襄王五十一年に生れ、今年崩ぜらる、年六十三なり、編戶民、編戶は戶籍を列ねたる義にて、言ふは同輩の人なりしとなり、怏々、不平不滿の貌、族、一族を殘らず殺すこと、翹足、翹はアゲテと訓む、足を翹げて待つとは必然の意、葬、殯葬なり、殯はもかりなり、

己巳立太子、至太上皇廟、羣臣皆曰、高祖起微細、撥亂世反之正、平定天下、爲漢太祖、功最高、上尊號爲高皇帝、太子襲號爲皇帝、孝惠帝也、〔朝以十月、車服黃屋左纛、葬長陵、〕令郡國諸侯各立高祖廟、以歲時祠、及孝惠五年、思高祖之悲樂沛、以沛宮爲高祖原廟、高祖所教歌兒百二十人、皆令爲吹樂、後有缺輒補之、

【講義】己巳の日即ち殯葬の日より中二日を隔てゝ皇太子を立てたり、而して太子は群臣と共に太上皇の廟に至りて報告せり、此の時群臣皆曰く、高祖は身を下賤より起して亂世を鎭定して之を正道にかへし、天下を平定して漢の太祖となり、功最も高し、よりて尊號を上りて高皇帝と爲さんと、又太子は號を繼ぎて皇帝と爲さんと、太子は卽ち孝惠帝なり、朝禮を行ふに十月を以てし車服黃屋左纛を備へて高祖を長陵に葬る、かくて郡國の諸侯に令し、各高祖の御靈屋を建て、歲時に之を祠らしめたり、孝惠帝は卽位の後五年に及び、高帝が在世中嘗て沛に歸られし時父老と共に或は悲まれ或は樂まれたることを追思せら

或聞之、語酈將軍、酈將軍往見審食其曰、吾聞帝已崩四日、不發喪、欲誅諸將、誠如此、天下危矣、陳平・灌嬰將十萬守滎陽、樊噲・周勃將二十萬定燕代、此聞帝崩諸將皆誅、必連兵還鄉、以攻關中、大臣內叛、諸侯外反、亡可翹足而待也、審食其入言之、乃以丁未發喪、大赦天下、盧綰聞高祖崩、遂亡入匈奴、丙寅葬、

【講義】燕王盧綰は數千騎と共に長城の下に居りて樣子を伺ひ、高祖の病平癒せば自ら入りて罪を謝せんと思へり、四月甲辰の日に至り、高祖は遂に長樂宮に崩ぜられたり、しかるに四日を經るも未だ之を發表せず、ひたすら祕密にしたり、時に呂后は審食其と謀りて曰く、諸將はもと帝と同輩の民なるに、今北面して臣と爲ること故、常に之を不滿足に思ひ居れり、されど在世中は帝の威力にて鎮めたれば默して從ひしも、今崩ぜられて少主に事ふるときは、彼等は必ず慢心を起して其命令に從はざるべし、されば盡く其一族を殺し盡すにあらざれば、天下は到底安からざるべしと、之を漏れ聞くものありて酈將軍に語りけるに、酈將軍は大に驚き、以ての外の大事なりとて、直ちに審食其を訪ひて曰く、吾れ高帝既に崩ぜられて四日を經るも未だ喪を發せず、諸將を誅せんと欲すと聞けり、誠にかくの如くなれば天下危からん、見られよ、陳平と灌嬰とは十萬の兵に將として滎陽を守り、樊噲と周勃とは二十萬の兵に將として燕滎の地を定め居れり、此等の人々にして帝崩じ諸將皆誅せらると聞かば、必ず兵を連ね、還りて關中を攻むべし、かくて大臣內に叛き諸侯外に反する時は漢家の滅亡は足をあげて待つべしと、其無謀を諭しければ、審食其も尤と思ひ、直ちに入りて呂后に申し上げ、丁未の日を以て喪を發し、天下の罪人を大赦したり、さて盧綰は高祖の崩ぜられしことを聞き、最早入謝す

癒すべきことを對へたり、是に於て高祖忽ち醫者を嫚罵して曰く、吾は下賤より起り、三尺の劍を提げ、以て天下を取れり、これ天命の自然にて我が力にあらず、されば我が命も亦天命の自然に任かすの外無し、我はかく我が命を天命の自然に任せてあるものなれば、假令扁鵲の如き名醫ありと雖も何等の益なしとて治療せしめず、金五十斤を診察料として賜はり、罷めて歸らしめたり、これ蓋し高祖は自ら其不治の病たるを覺悟せし故なり、醫師還りて後間も無く呂后は高祖に向ひ、陛下萬一の後、蕭相國若し死亡せば、誰れを相國に任じて宜しきやと尋ねけるに、高祖は曹參よかるべしといはれたり、呂后はまた、其次に任ずべきものを尋ねければ、高祖は王陵よかるべし、されど少し正直過ぐれば陳平を以て之を助けしむべし、陳平は才智餘りあれども一人にては大事に任じ難し、周勃は重厚にして文才に乏し、されど我が劉氏を安んぜんものは必ず勃なれば、彼を太尉に任じ兵馬の權を與ふべしと、呂后また重ねて其次を問ひければ、高祖は此後の事は汝の知る所にあらずとて之を斥けたり、蓋し高祖が周勃を太尉になしたるは、我が死後呂后の一族亂を爲すべきことを豫知せられたるものにして高祖の深謀あるを知るべし、

【字解】 行道、ゆく道にて卽ち途中の義なり、流矢、いづこともも知れず飛び來りし矢なり、嫚罵、あなどり罵ること、布衣、ぬのにて作りたる衣服にて賤者の着るべきものなり、これより轉じて下賤の者の稱となれり、以布衣とは卽ち下賤の身を以てといふ義なり、扁鵲、昔の名高き醫者、罷之、治療することをやめさせて還らしめしこと、百歲後、死んだ後といふ意、戇、馬鹿正直のこと、重厚、態度壯重にして心のしまりたること、少文、文才少きこと、

盧綰與數千騎居塞下候伺、幸上病愈自入謝、四月甲辰、高祖崩長樂宮、四日不發喪、呂后與審食其謀曰、諸將與帝爲編戶民、今北面爲臣、此常怏怏、今乃事少主、非盡族是、天下不安、人

の中に、陳豨のそむける時、燕王盧綰は使を豨の所にやりて共に陰かに反謀を爲したりとて、盧綰の事を發きたるもの ありければ、高祖はその 眞僞を確むる爲め、辟陽侯審食其をして燕王綰の許にやり、迎へて共に漢に朝せしめたり、然るに綰は悟られしと思ひしか、病氣なりと稱して出で來らざりければ、辟陽侯は歸りて具さに其反謀の端緒顯はれたることを述べたり、よりて高祖は樊噲・周勃の二人をして兵を率ゐて燕王綰を撃たしめ、燕の役人や百姓にして謀反にくみしたるものは、特別の惠を以て許したり、而して皇子建を立てゝ燕王と爲し、其地を治めしめたり、

【字解】 辟陽侯、審食其なり、有端、端緒を見出したること、

高祖撃布時、爲流矢所中、行道病、病甚、呂后迎良醫、醫入見、高祖問醫、醫曰、病可治、於是高祖嫚罵之曰、吾以布衣、提三尺劍、取天下、此非天命乎、命乃在天、雖扁鵲何益、遂不使治病、賜金五十斤罷之、已而呂后問曰、陛下百歲後、蕭相國卽死、令誰代之、上曰、曹參可、問其次、上曰、王陵可、然陵少戇、陳平可以助之、陳平智有餘、然難以獨任、周勃重厚少文、然安劉氏者必勃也、可令爲太尉、呂后復問其次、上曰、此後亦非而所知也、

【講義】 高祖は黥布を征伐せし時、流矢に當り、途中より痛み始め、宮に還りて後も猶ます〳〵甚だしくなりしかば、呂后は良醫を迎へて治療に盡せり、かくて醫者は入りて高祖に見えけるに、高祖は先づ我が病は治癒すべきやと尋ねられけるに、醫者は必ず治

後、予守家各十家、秦皇帝二十家、魏公子無忌五家、赦代地吏民、爲陳豨・趙利、所劫掠者、皆赦之、

【講義】漢の將は別に黥布の軍を洮水といふ川の南と北とに於て攻撃し、共に皆大に之を破り、追撃して布を捕へ之を鄱陽に於て斬れり、樊噲は又別に兵を率ゐて代を平定し、陳豨を當城縣に於て斬れり、十一月に高祖は黥布を平定し、軍を率ゐて長安に凱旋せり、十二月、高祖曰く、秦の始皇帝を始め、楚の隱王と陳渉、魏の安釐王や齊の湣王、及び趙の悼襄王等は皆子孫絶えて後無く氣の毒なりと、因つて其墓の番人に各〻十家の邑を與へ、よく其墓を守護せしめたり、而して特に秦の始皇帝の墓守には二十家の邑を與へ、魏の公子無忌の墓守には五家を與へたり、又高祖は代の地の吏民にして曾て陳豨や趙利に屬し、劫掠を恣にせる者に對し、皆赦して其罪を問はざりけり、

【字解】至長安、至は還の意、即ち長安に凱旋せしこと、隱王、楚の懷王の孫にして考烈王の子なり、世家に幽王に作る、安釐王、名は圉、昭王の子なり、孫王假に至つて始皇に滅さる、湣王、戰國時代有名の王なり、近國を征服して威名高かりしが後燕の樂毅に破られ、孫建に至り始皇に滅さる、悼襄王、孝成王の子なり、其子、幽繆王に至り始皇に滅さる、守冢、墓の番人なり、十家、十家ある邑なり、無忌、戰國時代有名なる信陵君なり、この人及び前の四王の事蹟は十八史戰國時代の條に詳なり、

陳豨降將言、豨反時、燕王盧綰、使人之豨所、與陰謀、上使辟陽侯迎綰、綰稱病、辟陽侯歸、具言綰反有端矣、二月、使樊噲・周勃將兵撃燕王綰、赦燕吏民與反者、立皇子建、爲燕王、

【講義】陳豨は既に樊噲の爲めに斬られたりしかば、其部下の大將ども各〻降參したり、其降參せる人

遂に天下を有つに至りたる次第なれば、沛は我と尤も因緣の深きものなり、されば我は沛を以て我が湯沐の邑と爲し、永く之を記念して忘れざることを示すべし、また沛中の民に限り徭役を除き、代々勞役に與かること無からしむべしと、沛の父兄諸母故人と日に樂みて喜びを極め、ありし昔の舊きことなどを話して興じ樂むこと十餘日なりき、かくて高祖は辭して歸らんとせしに、沛の父兄は別を惜み、固く之を止めたれども、高祖は吾が人數は至つて多ければ、父兄は永く朕等を給養すること能はざるべしと諸詭して去られたり、是に於て沛中の人民は一縣のこらず出で、邑の西に於て牛酒を獻じ之れをねぎらへり、高祖また留りてまくを張り、共に飲むこと三日に及べり、沛の父兄皆頓首して曰く、沛は幸に徭役を除かれたれども、豐は未だ除かれず、唯陛下之を哀憐して除き下さるべしと願ひけるに、高祖は豐は我が生長せし所なれば極めて忘れず、然るに其除かざるは雍齒の爲めに我に反し、魏の爲めにせし故なりと、されど沛の父兄は固く之を願ひしかば、高祖は之を許し、沛に比して湯沐の邑と爲りしを以て沛侯劉濞の封を移し吳王と爲せり、

【字解】 縱酒、ほしいまゝに酒を飲むことなり、筑、樂器なり、大風起兮雲飛揚、秦末群雄蜂起し互に相競逐して天下大に亂れしことを謂ふ、威加海內、反賊既に平ぎて海內平穩になりたること、傷懷、故鄉をいたみ懷ふこと、游子、故鄉を去りて天下に游ぶ者の義、湯沐邑、其邑の賦稅を以て湯沐の料とすることにて、卽ち天子直轄の地なり、復其民、沛中の民だけに徭役を除くこと、復は除なり、驩、喜びなり、獻、牛酒を獻ずること、張、幕を張ること、頓首、首垂れて地に至ることにて、敬禮することなり、

漢將別擊布軍洮水南北、皆大破之、追得斬布鄱陽、樊噲別將兵定代、斬陳豨當城、十一月、高祖自布軍至長安、十二月、高祖曰、秦始皇帝、楚隱王・陳涉、魏安釐王、齊湣王、趙悼襄王、皆絕無

其以沛爲朕湯沐邑、復其民、世世無有所與、沛父兄・諸母・故人、日樂飮極驩、道舊故爲笑樂、十餘日、高祖欲去、沛父兄固請留高祖、高祖曰、吾人衆多、父兄不能給、乃去、沛中空縣、皆之邑西獻、高祖復留止張、飮三日、沛父兄皆頓首曰、沛幸得復、豐未復、唯陛下哀憐之、高祖曰、豐吾所生長、極不忘耳、吾特爲其以雍齒故、反我爲魏、沛父兄固請、乃幷復豐比沛、於是拜沛侯劉濞爲吳王、

【講義】　十二年十月高祖已に黥布の軍を會甀に擊ちけるに、布敗走せり、依て別將をして之を追擊せしめたり、かくて高祖は軍を率ゐて歸り、故鄕なる沛を過ぎり、沛宮に大酒宴を張り、悉く故人父老子弟を呼び集めてほしいまゝに酒を飮めり、時に沛中の兒を選り集めて百二十人を得、之に歌を敎へたり、而して酒酣なる頃、高祖は自ら歌を作り、筑をたゝきて唱うて曰く、秦政を失ひて豪傑所在に蜂起し、天下亂れしこと恰かも大風の吹き起りて雲の滿天に飛揚するが如くなりき、しかるに余は今や此の大亂を平げてなづかしき故鄕に歸り、父老と樂むを得たり、快樂何ものか之に加ふべき、唯今後努むべきは、治に居て亂を忘れざることなれば、勇猛の壯士を得て四境を守らしめんのみと、滿腔の豪懷を披瀝し、豫ねて集めたる小兒をして之に和し習はしめたり、而して高祖は乃ち自ら起ちて舞ひ、慷慨胸に滿ち、傷懷禁ずる能はず、泣數行下れり、徐ろに沛の父兄に謂うて曰く、游子は故鄕を悲み思ふものなり、されば吾關中に都すと雖も、萬歲の後には吾魂魄は猶沛を樂しく思うて慕ふべし、且つ朕沛公となりてより四方の暴逆者を誅し、

春、淮陰侯韓信、謀反關中、夷三族、夏、梁王彭越謀反、廢遷蜀、復欲反、遂夷三族、立子恢爲梁王、子友爲淮陽王、秋七月、淮南王黥布反、東幷荊王劉賈地、北渡淮、楚王交走入薛、高祖自往擊之、立子長爲淮南王、

【講義】春淮陰侯韓信關中にて反逆を企てたる故、身は殺され三族も亦誅せられたり、夏に至り、梁王彭越謀反せし故、漢王は之を捕へ、其罪を許し、廢して蜀に左遷したり、其後越復蜀にて謀反せんとしたる故、遂に其三族は殘らず誅せられたり、是に於て漢王は子の恢を立て梁王と爲し、子の友を立てゝ淮陽王と爲す、秋七月に淮南王黥布反し、東の方荊王劉賈を攻めて其地を幷呑し、遂に北の方淮水を渡りて楚を擊てり、楚王交敗走して薛に逃込む、是に於て高祖自ら往いて布を擊ち、子の長を立てゝ淮南王と爲す、

十二年十月、高祖已擊布軍會甀、布走、令別將追之、高祖還歸、過沛留、置酒沛宮、悉召故人父老子弟縱酒、發沛中兒得百二十人、敎之歌、酒酣高祖擊筑、自爲歌詩曰、大風起兮雲飛揚、威加海內兮歸故鄉、安得猛士兮守四方、令兒皆和習之、高祖乃起舞、慷慨傷懷、泣數行下、謂沛父兄曰、游子悲故鄉、吾雖都關中、萬歲後吾魂魄猶樂思沛、且朕自沛公以誅暴逆、遂有天下、

籠絡する方法を知れりと、乃ち多く金を以て豨の諸將に與へしかば、諸將果して漢に降る者多かりき、
【字解】陳豨反、事陳豨傳に見えたり、所急、一旦緩急ある際は尤も重要なる地の意、與之、容易に相手とすることが出來るとの意にて輕蔑せるなり、

十一年、高祖在邯鄲、誅豨等未畢、豨將侯敞、將萬餘人游行、王黃軍曲逆、張春渡河擊聊城、漢使將軍郭蒙與齊將擊、大破之、太尉周勃、道太原入定代地、至馬邑、馬邑不下、卽攻殘之、豨將趙利守東垣、高祖攻之、不下月餘、卒罵高祖、高祖怒、城降令出罵者斬之、不罵者原之、於是乃分趙山北、立子恆以爲代王、都晉陽、

【講義】十一年に高祖邯鄲に在り、而して豨等を誅すること未だ畢らざりき、時に豨の大將侯敞は一萬餘人を率ゐて游行し、王黃は曲逆縣に軍し、張春は黃河を渡りて聊城縣を擊てり、漢は將軍郭蒙をして齊の將と共に之を擊たしめて大に之を破れり、又漢の太尉周勃は太原より入りて代の地を定め、進んで馬邑に至りしに、馬邑未だ下らざりしかば之を攻め落し、多くの人を殺戮せり、此時豨の大將の一人なる趙利は東垣を守りしが、高祖之を攻めしも下らざること月餘に及び、剩へ高祖を罵りければ、高祖は非常に怒れり、而して城降る時罵る者を出さしめて之を殺し、罵らざるものは之を許せり、かくて爭亂はすべて平ぎたるを以て、趙の山北の地を分ち、我が子の恆を立てゝ代王と爲し、以て晉陽に都せしめたり、
【字解】游行、別に定りたる任務無く、恰かも游步の如く行軍して味方を掩護するをいふ、攻殘、攻は攻擊なり、殘は殺戮すること多きことなり、原、ユルスと訓む、宥すこと、

朝長樂宮、春夏無事、七月、太上皇崩櫟陽宮、楚王・梁王皆來送葬、赦櫟陽囚、更命酈邑曰新豐、

【講義】 十年十月に、淮南王黥布・梁王彭越・燕王盧綰・荊王劉賈・楚王劉交・齊王劉肥・長沙王吳芮等皆來りて長樂宮に朝し、漢王の機嫌を奉伺せり、此の歳春夏の間は、何の出來事も無く無事なりき、七月に至り太上皇櫟陽宮にて崩御の不幸に會せり、楚王梁王等皆來りて弔し送葬せり、此の歳櫟陽の囚徒を赦し、酈邑を更めて新豐と稱したり、

八月、趙相國陳豨反代地、上曰、豨嘗爲吾使、甚有信、代地吾所急也、故封豨爲列侯、以相國守代、今乃與王黃等、劫掠代地、代地吏民、非有罪也、其赦代吏民、九月、上自東往擊之、至邯鄲、上喜曰、豨不南據邯鄲而阻漳水、吾知其無能爲也、聞豨將皆故賈人也、上曰、吾知所以與之、乃多以金啗豨將、豨將多降者、

【講義】 八月に至り、趙の相國陳豨、代の地にて反旗を飜したり、高祖之を聞いて曰く、豨は嘗て吾が使となりて甚だ信用あり、且つ代の地は我が最も緩急に備ふべき重要の所なれば、我は彼を封じて諸侯と爲し、且つ相國に任じて代の地を守らしめたるなり、然るに今彼は代の吏民王黃等と共に反して代の地を劫し掠むるも、由來代の吏民は何の罪も無き者なれば、之を赦すべしと、かくて九月に至り、上自ら東に行きて豨を伐ち、邯鄲に至りし時、豨の陣形を見て喜びて曰く、豨は南の方邯鄲に據り、漳水を隔てゝ陣せず、我れ彼がよく爲すヿ無きを知れりと、又豨の將は皆元商賣人なりしヿを聞き、又喜んで曰く、吾此の輩を

貴族楚昭・屈・景・懷・齊田氏關中、未央宮成、高祖大朝諸侯羣臣、置酒未央前殿、高祖奉玉卮、起爲太上皇壽曰、始大人常以、臣無賴、不能治產業、不如仲力、今某之業所就、孰與仲多、殿上羣臣、皆呼萬歲、大笑爲樂、

【講義】　趙の宰相貫高等高祖を暗殺するの陰謀發覺し三族悉く誅せられたり、同時に趙王張敖を廢して宣平侯に貶したり、是の歲貴族富豪なる楚の昭氏・屈氏・景氏・懷氏・齊の田氏の輩を漢中に徙せり、蓋し高祖は都を漢中に定めたれども、長き戰後のことなれば、いたく殘破して、戶口減少せる故、天下の富豪をこゝに移して其繁盛を圖りたるなり、さて蕭何が幾多の月日と數多の資金とを費して營作したる未央宮は既に落成せしかば、高祖は大に諸侯群臣を朝せしめ、未央宮の前殿に於て大酒宴を催したり、時に高祖は玉卮を捧げ、起つて太上皇の長壽を祝し、且つ曰く、始め大人は常に臣を放蕩にして依賴すべきものに非ず、迚も產業を治むる能はざるものと思ひ、臣の弟仲が働くに如かずとなされたり、然るに今臣は天下を平定して未曾有の大業をなしたり、先きに大人は仲の力を多とせられたれども、今臣の成したる事業を之に比ぶればいづれか大なるやと述べ、往時を追懷して今日の成功を喜びければ、殿上の群臣は皆萬歲を三呼し、大に笑ひ興じて歡樂を極めたり、

【字解】　貴族、金持のこと、玉卮、玉にて造りたる杯、四升を容るといふ、常以、以は思と同じ、無賴、放蕩にて依賴すべき點無きをいふ、力、働くこと、孰與仲多、大人は常に仲の働くを多として之を褒めたれども、今臣が爲したる業を仲の働に比ぶれば孰れか大なりやとの意なり、

十年十月、淮南王黥布・梁王彭越・燕王盧綰・荊王劉賈・楚王劉交・齊王劉肥・長沙王吳芮、皆來

よりて漸く天下を平定したれど、尙ほ其餘黨の四方に反するものありて、天下は匈々とし、人民は常に戰爭に苦み居れり、されば表面は治まりたりといふも、いつ如何なる事起りて、我は天下を失ふに至るや其成敗は未だ判明せざるなり、且つ戰亂の後財政も未だ豐ならず、重ね〲注意を要すべき時なり、此の際に於て宮殿を造るだに如何と思ふに、しかも之を莊麗にせしは何故ぞや、常識を逸したるふるまひなりと詰りければ、蕭何對へて曰く、天下亂れて未だ定らず、されば いよ〱以て宮殿を造りて威光を天下に示すべきなり、且つ天子は四海を以て家となすものなれば、區々たるみすぼらしき宮殿に住むべきものにあらず、必ずや雄大莊麗天下に冠たるものにあらざるべからず、然らざれば決して威光を示し以て天下の重きを爲すに足らざるなり、今臣の宮殿を莊麗に造りしは蓋し此の意に外ならず、啻にこれのみならず、天下後世、宮室を造營するものをして、其規模莊麗迚も陛下の宮殿に及ぶものを造る能はざらしめんと欲せしなりとて、一は天下に威重を示す爲め、一は高祖の創業の偉大なることを後世に示さん爲めなることを述べければ、高祖も怒り解けて、却つていたく喜ばれたり、其後高祖は東垣に行きて栢人縣を過ぎれり、此の時趙國の宰相貫高等は高祖を要して之を弑せんと謀り居りたりしが、高祖いよ〱栢人縣に至りしに、何となく胸さわぎして不安を感じければ、こゝに宿泊せずして通過せり、代王の劉仲は國を棄てゝ亡げ、自ら洛陽に歸りしかば、高祖は之を廢して合陽侯に貶したり、

【字解】 闕、門なり、未央宮には東と北とのみに門ありて、西と南とに無きこと顏師古の註に見えたり、武庫、武器を藏めたる庫、太倉、粟米を貯ふる倉、壯甚、甚だ壯大にして美麗なるをいふ、匈々、不安の貌、過度、天下草創の際とて反亂未だ定らず、財政また調はざるに、かゝる莊麗なる宮闕を造るは、度に過ぎて不都合なりといふ意、之、ユクと訓む、行くこと、貫高謀弑、事は張耳傳に見えたり、

九年、趙相貫高等事發覺、夷(シ)三族(ヲ)、廢(シ)趙王敖(ヲ)爲(ス)宣平侯(ト)、是歲、徙(ス)

陽より長安に至れり、此の時長安にては豫て建築せる長樂宮が落成せしかば、丞相以下の百官皆長安に遷りて政務を執れり、

【字解】 信謀反太原、信馬邑に都し、以て匈奴に備へけるが、其秋匈奴の王冒頓大兵を率ゐて圍みたり、よりて信は使をやりて和解を求めけるに、漢廷にて數多の兵を發して信を援けたり、かくて漢廷は信が屢々匈奴に使をやりしを二心あるものと思ひ、信を責め立てけり、よりて信は前に封を遷され快々たる上に今又疑はれて責讓せられしかば、誅せられんことを恐れ、乃ち匈奴と約して共に漢の軍を攻め、反つて馬邑を以て匈奴に降り、太原に反するに至りしなり、長安、前に見えたる咸陽なり、高祖六年に改めて長安と名づくと漢儀註に見えたり、

八年、高祖東擊韓王信餘反寇於東垣、蕭丞相營作未央宮、立東闕・北闕・前殿・武庫・太倉、高祖還、見宮闕壯甚、怒謂蕭何曰、天下匈匈、苦戰數歲、成敗未可知、是何治宮室過度也、蕭何曰、天下方未定、故可因遂就宮室、且夫天子以四海爲家、非壯麗無以重威、且無令後世有以加也、高祖乃說、高祖之東垣、過柏人、趙相貫高等、謀弑高祖、高祖心動、因不留、代王劉仲、棄國亡、自歸雒陽、廢以爲合陽侯、

【講義】 八年に高祖は韓王信の餘黨にして漢に反寇せしものを東垣に討伐したり、是より先き丞相蕭何は長安に於て未央宮を造營し、東西に門を設け、前殿及び武器を收むる庫、粟米を貯ふる倉を建て、莊嚴華麗を極めたり、高祖東垣より還り、其宮闕の甚だ莊麗なるを見、怒つて蕭何に謂つて曰く、余は諸將の功に

ふ、百二、百分の二なり、建瓴水、建はコボスと、瓴は水を入るゝ器、高屋の上に在りて瓴水をこぼすが如しとは、其下に向ふの勢易きをいふなり、饒、豐饒なり、濁河之限、黃河の水は常に濁れり、故に濁河といふ、限とは黃河にて國と國との間を限るをいふ、持戟、戟を持ちたる兵、十二、十分の二なり、東西秦、齊の地は秦と相抗す、故に秦を西秦とすれば齊は東秦といふを得べし故に東西秦といふ、七十餘城、齊の國には七十餘の城あり、故に七十餘城に封ずとは、齊國に封ずといふに同じ、齊言者云々、齊國の語を使ふものは殘らず齊に屬せしむとの義なり、徙、左遷の意、

七年、匈奴攻韓王信馬邑、信因與同謀反太原、白土曼丘臣・王黃、立故趙將趙利為王、以反、高祖自往擊之、會天寒、士卒墮指者什二三、遂至平城、匈奴圍我平城七日、而後罷去、令樊噲止定代地、立兄劉仲為代王、二月、高祖自平城過趙、雒陽至長安、長樂宮成、丞相已下、徙治長安、

【講義】七年に匈奴は韓王信を馬邑に攻めたり、信は先きに移封せられて怏々たる折柄、今漢皇に疑はれたれば、殺されんことを恐れ、兵を引いて匈奴に下り、同じく太原に反したりしが、漢の軍に破られたる爲め、走りて匈奴の地に入れり、而して其將白土縣の人曼丘臣と王黃と共に、故の趙の將にて、また趙王の子孫に當れる趙利といへるを立てゝ王と爲し、復び反旗を飜したり、よりて高祖は自ら往いて之を擊ちしが、寒氣に會ひて士卒多くシモヤケにかゝり、指を落すもの十分の二三に及べり、かくて漢皇は平城より白登に至りしに、匈奴の爲めに圍まれ、非常に困難を受けたり、然し七日の後、漸く匈奴の圍を解き去るに會ひしかば、無事に歸るを得たり、かくて高祖は樊噲をして止りて代の地を定めしめ、兄劉仲を立てゝ代王と爲せり、二月に高祖平城より趙を過ぎり、又洛

く、秦はその地勢自ら出でて他を攻むること易くして、他より攻め入られざる便利なる地なれば、從つて兵を出して諸侯を攻むるの易き事は、恰かも高屋の上に居りて瓴中の水を覆すが如く、實に易々たるなり、次に齊國に就いて言はんに、齊は東には琅邪卽墨の豐饒なる土地あり、南には泰山一帶の山脈ありて境を固め、西には黃河ありて他國との間を限り、北には渤海灣ありて鹽魚の利あり、國富み守り固し、且つ其土地の廣きこと四方二千里もあり、故に齊の地形を以てすれば、恰かも諸侯の國を隔つると、遠き千里の外に在るが如く、亦容易に攻め入られざるなり、之を譬へば、諸侯に持戟百萬人ありとするも、齊はその十分の二、卽ち二十萬人を以て相當ることを得るなり、此の如く秦は諸侯の兵百萬に對して二萬人、齊は二十萬人を要すと雖も、その形勝の地を扼し、諸侯を制するに至つては一なり、これに由つて之を觀れば秦と齊とは殆んど相抗するの勢力あり、されば秦を西秦とすれば、齊は東秦と謂ふを得べし、夫れ齊の國たるや此の如く强し、故に陛下の親しき子弟にあらざれば、必ず之れに王たらしむる勿れ、他人を封じ、若しこれによつて叛せらるれば、實に由々敷大事なりと述べければ、高祖は深く其說に感じ、賞として金五百斤を與へたり、其後十餘日を經て、高祖は韓信が、好し叛逆の心あるにせよ、天下を定むる際、第一に力を盡したる大功ある者なれば之を殺すことを惜み、貶して淮陰侯となし、其地を分ちて二國となしたり、而して更らに曰く、將軍劉賈は屢〻軍功ありたりと、因て以て荊王と爲して、淮水の東に王とし、又自分の弟交を以て楚王と爲して、淮水の西に王とし、子の肥を立てゝ齊王と爲し、其七十餘城に王とし、且つ齊の近邑にても民のよく齊の語を使ふものは、皆齊の屬地とせり、蓋し父子たる故に其屬地を大にせしなり、高祖また諸侯の功を論じ、諸々の列侯にワリフを割き與へて封を行ひたり、而して特に陽翟に都せる韓王信の材勇を忌み、何のわけも無く、封を太原に徙したり、

【字解】 陳平計、陳丞相世家にあり、秦中、山東の人關中を稱して秦中といふ、形勝之國、形勢の勝れて便利なる地をいふ、帶河山之險、河は黃河、山は華山なり、黃河と華山とが、帶の如く國の四境を擁するをい

便利、其以下兵於諸侯、譬猶居高屋之上、建瓴水也、夫齊東有琅邪・卽墨之饒、南有泰山之固、西有濁河之限、北有渤海之利、地方二千里、持戟百萬、縣隔千里之外、齊得十二焉、故此東西秦也、非親子弟莫可使王齊矣、高祖曰、善、賜黃金五百斤、後十餘日、封韓信爲淮陰侯、分其地爲二國、高祖曰、將軍劉賈數有功、以爲荊王、王淮東、弟交爲楚王、王淮西、子肥爲齊王、王七十餘城、民能齊言者皆屬齊、乃論功、與諸列侯剖符行封、從韓王信太原、

【講義】六年十二月に、或る人變事を上り、楚王韓信叛せりと告げたるものありければ、高祖は左右の臣を召し、如何せんと問はれけり、左右の臣は皆爭うて之を擊たんことを主張せしも、高祖は之に從はず、陳平の計を用ひ、僞りて雲夢に遊ぶと稱し、以て諸侯を陳に會合したり、楚王韓信はかゝる計ありとは露知らず、自ら出でゝ之を迎へしかば、高祖は直ちに之を捕へたり、且つ此の日令を發して天下の罪人を赦したり、玆に田肯なる者あり、高祖が計を以て韓信を捕へたるを賀し、因りて以て高祖に說いて曰く、陛下は今韓信を捕へまた關中に都して天下を治めらる、由來秦は形勝の國にて河山の險を帶びたり、而して其山河險固形勝の勢は、恰かも諸侯の國と千里の遠きを隔つるが如き次第にて、容易に攻め入られざるなり、之を譬へば假りに諸侯に持戟百萬ありとするも、秦は險要に據るの故を以て、其百分の二卽ち二萬人を以て之れに相當ることを得るなり、夫れかくの如

法、於是高祖乃尊太公為太上皇、心善家令言、賜金五百斤、

【講義】六年に至り、高祖は五日每に必ず一たび父の太公に伺候し、その安否を伺ふこと恰かも普通の人子たるものが、其父に對する禮の如くなしたりき、時に太公の家令は之を見て、太公に申上ぐるやう、凡そ天には二の日無く、土地には二人の王あること無し、今高祖は太公の子なりと雖も人主にて、太公は父なりと雖も人臣なり、されば如何でか人主をして人臣を拜せしむべき、若し今までの如く人臣を拜せしむる時は、人主の重き威權行はれずして、爲めに禍も自然に其身に及ぶべければ、宜しく御考へあるべしと諫めければ、太公も尤と思はれ、其後高祖が朝せられたる時は、太公自ら箒を持ちて道を掃ひ、門に迎へてあとじさりに歩き、いと敬禮を盡されければ、高祖は大に驚き、車より下りて太公を扶けたり、太公は高祖に向ひ、帝は人主にて我は人臣なり、よしや我は父なりとも人臣なれば、之を禮するは天下の法を亂すわけなれば、誠に忍びざる所なりと述べられければ、高祖は直ちに太公を尊んで太上皇と爲し、ます〳〵朝禮を盡されたり、又深く家令の言を嘉し、金五百斤を賜ひたり、

【字解】家令、太公の一家を取締るものなり、箒、ハウキと訓む、箒なり、却行、あとじさりに歩くことにて尊貴の人に對する禮なり、太上皇、太上は無上の義、皇は帝より德行あるものをいふ、故に高祖は其父を尊んで太上皇といふなり、

十二月、人有上變事、告楚王信謀反、上問左右、左右爭欲擊之、用陳平計、乃僞遊雲夢、會諸侯於陳、楚王信迎、卽因執之、是日、大赦天下、田肯賀、因說高祖曰、甚善、陛下得韓信、又治秦中、秦形勝之國、帶山河之險、縣隔千里、持戟百萬、秦得百二焉、地勢

燕王臧荼、卽立太尉盧綰爲燕王、使丞相噲將兵攻代、其秋利幾反、高祖自將兵擊之、利幾走、利幾者項氏之將、項氏敗、利幾爲陳公、不隨項羽、亡降高祖、高祖侯之潁川、高祖至雒陽、擧通侯籍召之、而利幾恐、故反、

【講義】六月天下に大赦を行へり、十月燕王臧荼反し、攻めて代の地を下しゝ故、高祖自ら兵に將として之を擊ち、遂に燕王臧荼を生擒せり、是に於て更めて太尉盧綰を立てゝ燕王と爲し、丞相樊噲をして兵を率ゐて代を攻めしめたり、其の年の秋、利幾といへる者亦叛せり、高祖又自ら兵を率ゐて之を擊つ、利幾は戰破れて奔れり、此利幾といへるは嘗て項羽の將たりしが、項羽敗るゝに及び、自ら陳公と爲りて之に隨はず、亡げて高祖に降れり、高祖之を潁川に封じて諸侯とせり、かくて後高祖は洛陽に至り、利幾を以て列侯の戸籍に入れて之を召しけるに、利幾は何故か恐怖心を抱き、遂に反せしなり、

【字解】太尉、軍兵を總括する官にて今の我が陸軍大臣に當れり、通侯籍、通侯は列侯と同じ、籍は戸籍なり、卽ち利幾を以て列侯の籍に編入したるなり、重ねていへば諸侯の斑に列せしめしなり、

六年、高祖五日一朝太公、如家人父子禮、太公家令說太公曰、天無二日、土無二王、今高祖雖子人主也、太公雖父人臣也、奈何令人主拜人臣、如此則威重不行、後高祖朝、太公擁篲、迎門却行、高祖大驚、下扶太公、太公曰、帝人主也、奈何以我亂天下

へて曰く、陛下は傲慢にして人を侮り、項羽は情け深くして人を愛す、然れども陛下は人をして城を攻め、地を略して之を降す時は、之を功として其儘をしげも無く其人に與へ、常に天下の公衆と共に其利を同うし給へり、項羽は然らず、賢者は之をねたみ、才能の士は之をにくみ、功ある者は之を害し、賢者は之を疑ひて各其才能を盡さしめず、且つ戰に勝つも其功を賞せず、地を攻めて之を取るも之を與へて利を得しめず、唯自らの利をのみ是れ計れり、是れ其の天下を失ひたる所以なりと、高祖聽き終りて曰く、公等は我が天下を取る理由の其一を知れども未だ其二を知らざるなり、夫れ見られよ、かの帷の中に坐して敵を制する謀をめぐらし、千里の外の戰爭に勝つことを見極むることは我れ張子房に及ばず、よく國家を鎭め百姓を撫育し、絶えず糧食を送りて軍士を養ひ、其力を盡さしむることは我れ蕭何に及ばず、百萬の兵を率ゐ、戰へば必ず勝ち、攻むれば必ず取ることは我れ韓信に及ばず、此の三人は皆人中の英傑なり、而して我れよく之を用ひたり、これ我が天下を取りたる所以なり、彼の項羽は一の范增あれども之を用ふる能はず、これ項羽の我が爲めにとりこにせられたる所以なりと、是に於て群臣皆其言に服せり、かくて高祖は永く洛陽に都せんと思ひしが、齊人劉敬其不可を說き、且つ留侯張良も亦關中に都するの便を言上し、共に之を勸めければ、高祖も之に從ひ、卽日駕を命じて關中に入り、こゝに都を定めたり、

【字解】置酒、酒宴を催すこと、狀、事狀なり、妬、ねたむこと、嫉、にくむこと、籌策、はかりごと、帷帳、とばりの前面に垂れたるを帷といひ、周圍にめぐらしたるを帳といふ、陣中にて軍の評定を爲す時は多く之を用ふ、餽饟、兵糧を送ること、人傑、英雄豪傑の意、擒、トリコと訓む、捕虜となることなり、項羽は自刎して死したるにて擒にせられたるにあらず、然るに今我に擒にせらるゝといふは、所謂物のいひやうなれば、字面に拘泥せざるを可とす、劉敬說、劉敬が高祖に說きしこと、劉敬傳に詳なり、

六月、大赦天下、十月、燕王臧荼反、攻下代地、高祖自將擊之、得

土へ歸りたるもの、食、祿なり、ふち米なり、

高祖置酒雒陽南宮、高祖曰、列侯諸將、無敢隱朕、皆言其情、吾所以有天下者何、項氏之所以失天下者何、高起・王陵對曰、陛下慢而侮人、項羽仁而愛人、然陛下使人攻城略地、所降下者、因以予之、與天下同利也、項羽妬賢嫉能、有功者害之、賢者疑之、戰勝而不予人功、得地而不予人利、此所以失天下也、高祖曰、公知其一、未知其二、夫運籌策帷帳之中、決勝於千里之外、吾不如子房、鎭國家、撫百姓、給餽饟不絕糧道、吾不如蕭何、連百萬之軍、戰必勝攻必取、吾不如韓信、此三者、皆人傑也、吾能用之、此吾所以取天下也、項羽有一范增而不能用、此其所以爲我擒也、高祖欲長都雒陽、齊人劉敬說、及留侯勸上入都關中、高祖是日、駕入都關中、

【講義】高祖は洛陽の南宮に列侯諸將を招き、大宴會を催したり、而して之に謂つて曰く、諸君少しも隱す所無く、皆其思ふ所を述べよ、諸君、一體我が天下を得たる所以は如何なるわけぞ、項氏が天下を失ひたるは如何なる理由ぞ、諸君宜しく腹藏なく意見を述べられよと、時に高起・王陵の二人卽坐に立ちて對

王信爲韓王、都陽翟、徙衡山王呉芮爲長沙王、都臨湘、番君之將梅鋗、有功、從入武關、故德番君、淮南王布・燕王臧荼・趙王敖、皆如故、天下大定、高祖都雒陽、諸侯皆臣屬、故臨江王驩、爲項羽叛漢、令盧綰・劉賈圍之、不下、數月而降、殺之雒陽、五月、兵皆罷歸家、諸侯子在關中者、復之十二歲、其歸者、復之六歲、食之一歲、

【講義】高祖既に項羽を斃したりければ、茲に外來の諸將を封ぜり、此の時皇帝曰く、楚の義帝はその後裔無し、而して齊王韓信はよく楚の習俗に慣れ居れりと、是に於て韓信を徙して楚王と爲し、下邳に都せしめたり、又建成侯彭越を立てゝ梁王と爲し、定陶に都せしめ、故の韓王信を封じて韓王と爲し、陽翟に都せしめ、衡山王呉芮を徙して長沙王と爲し、臨湘に都せしめたり、此の呉芮は番君と稱し、其部下の將梅鋗嘗て漢王に從つて武關に入りたるの功あり、漢王是を以て深く其主番君の功と爲し、常に之を德とせし故今封じて長沙王と爲しゝなり、又淮南王黥布・燕王臧荼・趙王張敖等には、皆以前の封土を其儘與へ、少しも變へざりき、かくして天下大に定りければ、高祖は洛陽に都し、諸侯は皆高祖に臣屬せり、獨り故の臨江王驩は、項羽の爲めに漢に叛きたる故、高祖は盧綰と劉賈とをして之を攻圍せしめたり、王驩は始めは頑强に抵抗して降らざりしが、數月の後遂に降りしかば、之を洛陽に殺せり、其年五月に至り諸兵皆戰を罷めてそれ〴〵家國へ歸れり、而して諸侯の子にして關中に在る者には徭役を除くこと十二年、其本土に還る者には同じく六年、之に祿を與ふること一年なりき、

【字解】復、除なり、徭役を除くなり、歸者、已に其本

水之陽、

【講義】　漢王既に天下を平定す、其正月諸侯及び諸將諸宰相等、皆相共に漢王を尊び、皇帝とならんことを請へり、漢王曰く、我れ聞く帝は賢者の爲るべきものなりと、されば帝位は賢者の所有といふべし、徒らに空言虚語のみにて、其德無きものは其守る所に非ず、況んや我の如き不德の者に於てをや、いかでかこれに當り得んとて辭退しけり、群臣諸將皆曰く、大王は身を微賤より起して暴逆の者を誅し、以て四海を平定す、諸將にて功有る者は輙ち地を割き、封じて王侯となす、これ有德の賢者にあらざれば、いかでかここに至らんや、且つ大王にして尊號を有せざる時は、皆疑うて信ぜざるべし、何となればかゝる功德ありて尊號を有せざる者は、古來未だ嘗てあらざるのみならず、また其理無きを以てなり、臣等死を以て必ず大王を守衞すべし、大王決して辭すること勿れと、されど漢王は三度讓りたる後、已むを得ずして許諾して曰く、これ諸君は予が皇帝たるを以て國家に必ず便利ありとなすが爲めならん、然るを敢て辭するは禮にあらざるなりと、かくて甲午に皇帝の位に氾水の北に卽きたり、

【字解】　帝賢者有也云々、賢者に非ざれば帝位に登る能はず、故に帝位は賢者のみの所有といふべし、徒らに空言虚語のみにて、其德無き者は此の位を維持する能はずとの意なり、便便國家、下の便の字は衍なり、皇帝、蔡邕曰く、上古の天子を皇と稱し、其次を帝と稱し、其次を王と稱す、秦三王の末をうけ、漢の爲めに驅除す、自ら以爲らく、德三皇五帝を兼ぬと、故に號して皇帝といふ、漢の高祖天命を受けて功德ともに之に宜し、因て改めずと、甲午、徐廣曰く二月なりと、陽、北なり、凡そ支那に於て、山に在りては陽を南と爲し、川に在りては陽を北と爲す、これ川は東流する故北側、山は南側のみ太陽の光を受くるを以てなり、

皇帝曰、義帝無後、齊王韓信習楚風俗、徙爲楚王、都下邳、立建成侯彭越爲梁王、都定陶、故韓

三十萬人に將として敵に當れり、而して部下の將孔將軍は其左に、費將軍は其右に陣し、皇帝卽ち高祖は其後に在り、絳侯と柴將軍とは又その後に陣取りたり、時に項羽の兵十萬人ばかりあり、韓信先づ之きて合戰せしに、戰利あらずして退却しければ、孔將軍と費將軍とは左右より兵を放ちて攻め立てしに楚兵崩れ立ちければ、淮陰侯これに乘じて勢を盛り返し、軍を引きかへして戰ひ、大に楚軍を垓下に破りたり、項羽の卒は漢の軍が楚の歌を唱ふを聞き、漢悉く楚の地を得たるものと思ひ、それ〴〵敗走しければ、流石の項羽も如何ともなし難く、自ら圍を潰して走りたり、されば殘兵も益〻亂れ、大敗北を招きたり、かくて漢王は騎將灌嬰をして項羽を追はしめ、之を城東に殺し、首を斬ること凡そ八萬、遂に楚の地を略定せり、時に魯は楚の爲めに固く守りて下らず、是に於て漢王は諸侯の兵を率ゐて北し、魯の父老に項羽の首級を示し、最早や戰ふも詮なきことを諭しゝかば、父老も之を諒として漢に降れり、よりて漢王は項羽を待つに魯公の名號を以てし、之を穀城に葬りたり、かくて漢王はかへりて定陶に至り、齊王韓信の陣に馳せ入り、其軍を奪ひ、自ら之を率ゐて指揮したり、

【字解】孔將軍、孔熙なり、蓼侯に封ぜらる、費將軍、費侯陳賀なり、柴將軍、姓名詳ならず、縱、兵を放ちて之を擊つこと、以魯公號、項羽本紀に始楚懷王、初封項籍一爲魯公、及其死、魯最後降、故以魯公禮葬項王穀城、とある、

正月、諸侯及將相、相與共、請尊漢王爲皇帝、漢王曰、吾聞、帝賢者有也、空言虛語、非所守也、吾不敢當帝位、羣臣皆曰、大王起微細、誅暴逆、平定四海、有功者輒裂地、而封爲王侯、大王不尊號、皆疑不信、臣等以死守之、漢王三讓、不得已曰、諸君必以爲便〔便〕國家、甲午、乃卽皇帝位氾

領土を與ふることを以てしければ兩人皆許諾し、兵を進めて楚の地に攻め往くことを約せり、かくて劉賈の軍は楚の地に攻め入りて壽春縣を圍むに及び、折惡しく漢王は固陵に於て敗戰せしかば、劉賈は乃ち使者をして大司馬周殷を召さしめたり、是に於て周殷楚に叛きて漢に歸し、九江の兵を擧げて劉賈を迎へたり、又武王鯨布は行く〳〵城父縣を屠りて楚に迫りたり、是に於て韓信・周殷・武王等の軍は、隨河・劉賈・齊梁の諸侯の兵と共に皆大に垓下に會したり、漢王は武王鯨布を立てゝ淮南王と爲したり、

【字解】而西、以西に同じ、留侯陳平計、詳に項羽本紀にあり、用張良計、これも項羽本紀にあり、迎之、之は劉賈を指す、周殷劉賈を迎へて之に從ふなり、武王、鯨布なり、布楚に叛き未だ漢に歸せざる以前自ら武王と號したり、漢王父母妻子、母子の二字衍なり、

五年、高祖與諸侯兵共擊楚軍、與項羽決勝垓下、淮陰侯將三十萬自當之、孔將軍居左、費將軍居右、皇帝在後、絳侯柴將軍在皇帝後、項羽之卒可十萬、淮陰先合、不利卻、孔將軍費將軍縱、楚兵不利、淮陰侯復乘之、大敗垓下、項羽卒聞漢軍楚歌、以爲漢盡得楚地、項羽乃敗而走、是以兵大敗、使騎將灌嬰追殺項羽東城、斬首八萬、遂略定楚地、魯爲楚堅守不下、漢王引諸侯兵北、示魯父老項羽頭、魯乃降、遂以魯公號葬項羽穀城。還至定陶、馳入齊王壁、奪其軍、

【講義】漢の五年高祖は諸侯の兵と共に楚軍を擊ち、項羽と勝負を垓下にて決せり、淮陰侯韓信は自ら

妻子、軍中皆呼萬歲、乃歸而別去、項羽解而東歸、漢王欲引而西歸、用留侯陳平計、乃進兵追項羽、至陽夏南止軍、與齊王信・建成侯彭越期、會而擊楚軍、至固陵、不會、楚擊漢軍、大破之、漢王復入壁、深塹而守之、用張良計、於是韓信・彭越皆往、及劉賈入楚地、圍壽春、漢王敗固陵、乃使使者召大司馬周殷、擧九江兵而迎之、武王行屠城父、隨何・劉賈・齊梁諸侯、皆大會垓下、立武王布、爲淮南王、

【講義】此の時に當りて彭越は兵を將ゐて梁の地に居り、漢と往來して楚の兵を苦しめ、楚軍の糧食を絶ちたり、而して田横も亦往きて彭越に從屬せり、是に於て項羽屢、彭越等を擊ちければ、齊王韓信も亦進んで楚を擊てり、項羽大に恐れ、乃ち漢王と約し、天下を中分して、鴻溝より以西の地を漢と爲し、以東を楚と爲さんことを以てす、漢王之を許しゝかば、茲に漢楚の和成り、項王は更に漢王の父と妻とを歸へしたりしかば、漢軍皆歡喜して萬歲を三唱しき、かくて項王は漢王の父妻を歸して別れ去れり、漢楚の和既に成る、依て項羽は圍を解いて東に歸れり、而して漢王も亦兵を引いて西の方自國に歸らんと欲せしが、俄に留侯張良と陳平等の謀を用ひ、兵を進めて項羽を追擊し、夏陽縣の南に至りて軍を止めたり、それより齊王韓信・建成侯彭越等と相會して楚軍を擊たんことを約束し、兵を進めて固陵に至りしに、韓信・彭越等の兵は約束通りに來り會せず、その中に楚は漢を擊ちて大に之を破りしかば、漢王は復たび城壁の中に立ち籠り、塹を深くして堅く守りけり、而して張良の計を用ひ、使者を韓信・彭越等の軍に遣はし、

かに義帝を江南に弑せしむ、罪九なり、それ人臣と爲りて其主を殺し、已に降れる者を殺し、政を爲して不公平多く、約を掌りて少しも信實ならず、これ天下に容るゝ能はざるの大逆無道なる行なり、汝が罪十なり、吾これを以て義兵を率ゐ、諸侯を從へ、殘酷にして逆賊なる汝を誅す、汝既に穢らはしき逆賊なり、豈に常人を以て之に當らしめんや、宜しく刑餘の罪人をして汝を擊ち殺さしめん、何を苦みて汝と挑み戰ふの愚を爲さんやと、きめつけたり、項羽大に怒り、弩を伏せ、射て漢王に當てたり、漢王は射られて胸を傷けたりしが毫も屈せず、乃ち足をもぢりて曰く、虜奴項羽我が指を射たりと、これ蓋し味方の士卒の心を安ぜしめんが爲め極めて平氣を裝ひしなり、かくて漢王は傷を病みて打ち臥しけるに、張良士卒の意氣弱らんことを憂ひ、强ひて漢王に請ひ、出でて軍をねぎらひ、以て士卒を安んじ、楚をして勝に乘じて事を爲さしむる勿れといひければ、漢王も之れに從ひ、病を勉めて出でて軍をめぐりたり、されど痛み益、甚だしければ、馳せて成皐に入り、こゝに一時休みてありけるが、程なく創も癒えたるにより、西の方關中に入り、櫟陽に至り、父老の安否を問ひ、酒宴を張りて之をもてなしたり、かくて故の塞王欣の頭を櫟陽の市に梟して公衆に縱觀せしめ、四日間逗留して後、復び軍に歸り、廣武に陣したり、是に於て關中の兵は益、出でて漢王に從ひし故、漢の軍亦大に振ふに至れり、

【字解】轉饟、轉は轉送なり、饟は兵糧を運ぶことなり、捫足、捫はモヂルと訓む、踵を逆に轉ずること、彊、シヒテと訓む、無理にの意、勞、慰問すること、梟、首を樹にかけて公衆に觀すること、如軍、如は行なり、

當此時、彭越將兵居梁地、往來苦楚兵、絕其糧食、田橫往從之、項羽數擊彭越等、齊王信又進擊楚、項羽恐、乃與漢王約、中分天下、割鴻溝而西者爲漢、鴻溝而東者爲楚、項王歸漢王父〔母〕

誅殘賊、使刑餘罪人擊殺項羽、何苦乃與公挑戰、項羽大怒、伏弩射中漢王、漢王傷胷、乃捫足曰、虜中吾指、漢王病創臥、張良彊請漢王、起行勞軍、以安士卒、毋令楚乘勝於漢、漢王出行軍、病甚、因馳入成皐、病愈、西入關至櫟陽、存問父老置酒、梟故塞王欣頭櫟陽市、留四日、復如軍、軍廣武、關中兵益出、

【講義】　漢楚の軍久しく中原に相持し、勝敗未だ決せず、壯丁は軍戰に苦しみ、老弱は運送に疲れ、いつ治るべしとも見えず、この時漢王項羽と共に廣武の間にのぞみて舌戰せり、項羽は氣象荒き故漢王を挑みて單身に戰ひ、以て勝負を一氣に決せんと申し込みけるに、漢王は痛くこれを彈ねつけ、却つて項羽を責めて曰く、我れ初め汝項羽と共に命を懷王に受けし時、先づ秦に入りて關中を定むる者は之れに王たらんと約せり、然るに汝約に負きて我を蜀漢に王とす、汝の罪一なり、汝王命と矯りて卿子冠軍宋義を殺し、自ら尊位に居る、罪二なり、汝既に命を受けて趙を救ふ、趙を救はゞ、まさに歸りて詳に報告すべき筈なるも之を爲さず、ほしいまゝに諸侯を劫迫して關に入る、罪三なり、懷王征秦諸將に約するに秦に入りて暴逆を行ひ、貨財を掠むることなきを以てせり、然るに汝秦の宮室を燒き、始皇帝の墓をあばき、ひそかに其財物をぬすむ、罪四なり、それのみならず秦の降王子嬰を殺す、罪五なり、新安にて詐りて秦の子弟二十萬人を阬殺し、其子弟を率ゐたる將を王とす、殘忍といふべし、罪六なり、汝己れに屬する諸將を善地に王とし、故主田氏・趙歇・韓廣等を惡地に遷して之を放逐し、爲めに其臣下をして叛逆して民を苦ましむ、罪七なり、汝義帝を彭城より放逐して自ら代りて之に都し、韓王の地を奪ひ、梁楚の地を併せ、之に王と爲りて多く自ら地を取る、罪八なり、汝人をしてひそ

將龍且の軍破れたるを聞き、乃ち大に恐れ、盱台の人武渉をして往いて韓信に天下三分の策を説かしめしが、韓信は承知せざりき、

【字解】 邊、近なり、近く境を接すること、使自爲守、自らの領地の爲めに自ら守らしむること、武渉説韓信、これは韓信に漢に反し、楚と連和し天下を三分して王たるを勸めたることにて淮陰侯傳に詳なり、

楚漢久相持未決、丁壯苦軍旅、老弱罷轉饟、漢王・項羽、相與臨廣武之間而語、項王欲與漢王獨身挑戰、漢王數項羽曰、始與項羽俱受命懷王、曰、先入定關中者王之、項羽負約、王我於蜀漢、罪一、項羽矯殺卿子冠軍、而自尊、罪二、項羽已救趙、當還報、

而擅劫諸侯兵入關、罪三、懷王約、入秦無暴掠、項羽燒秦宮室、掘始皇帝冢、私收其財物、罪四、又彊殺秦降王子嬰、罪五、詐阬秦子弟新安二十萬、王其將、罪六、項羽皆王諸將善地、而徙逐故主、令臣下爭叛逆、罪七、項羽出逐義帝彭城、自都之、奪韓王地、并王梁楚、多自予、罪八、項羽使人陰弑義帝江南、罪九、夫爲人臣而弑其主、殺已降、爲政不平、主約不信、天下所不容、大逆無道、罪十也、吾以義兵從諸侯

立之、使自爲守、乃遣張良、操印綬、立韓信爲齊王、項羽聞龍且軍破、則恐、使盱台人武涉、往說韓信、韓信不聽、

【講義】漢の四年項羽は乃ち春海侯大司馬曹咎に謂つて曰く、君は堅く成皐の城を守れ、假令漢より戰を挑むも深く用心して決して之れと戰ふ勿れ、只君の任務は漢の兵をして東方に攻め入ること能はざらしむればそれにて充分なり、我は十五日の間には必ず彭越を誅して梁の地を定め、復び將軍（春海侯）と一つになるべしと、乃ち東に行きて陳留の外黄睢黃等を擊ちて之を下せり、此の間漢果して戰を楚軍曹咎に挑みしも、曹咎は固く項羽の命を守りて應戰せず、一步も城より出でざりき、是に於て漢軍は一計を案じ、人をして五六日間楚軍に恥辱を與へ、楚軍をおびき出さんとしたり、果して大司馬曹咎は大に怒り、兵を率ゐて汜水を渡りて漢軍を攻めたり、さて漢軍は、楚軍の士卒半分程河を渡りし頃を見計ひ、急に楚軍を擊ちて大に之を破り、悉く楚軍の蓄へたる金玉財物等を分捕りしたり、此戰に於て大司馬曹咎と長史欣とは敗戰の責に任じて皆汜水の畔に自ら首はねて死したり、かくて項羽は睢陽に至り、海春侯が己れの命に叛き戰うて敗れたることを聞き、乃ち事容易ならずとし、兵を引いて還りたり、時に漢軍は方に楚の將鍾離昧を滎陽の東に圍みけるが、項王が兵を引いて還りしと聞き、圍を解いて全軍悉く險阻の地に走り、こゝに其天險を擁して楚軍を防ぎたり、一方漢の將韓信は已に齊を破りたりければ、人をして漢王に謂はしめて曰く、齊は楚に近ければ、之を治むる者は少くも楚と對等の權威無かるべからず、而して今臣は權威輕し、故に假王と爲りて齊民に臨まざれば、恐らくは齊國を鎭安すること能はざらん、大王宜しく臣を以て齊の假王とせよと、漢王大に怒り、自ら韓信を攻めんと欲す、此時留侯張良漢王を諫めて曰く、今は韓信の請を容れ、立てゝ齊王と爲し、且つ韓信をして自らの領地の爲に自ら齊國を守らしむるに如かずと、漢王乃ち其諫を用ひ、張良を遣り、韓信に齊王の印綬を授け、立てゝ齊王と爲せり、此時項羽は、部下の勇

破り、且つ楚を撃たんと欲すと聞き、則ち龍且・周蘭をして往きて韓信を撃たしめたり、韓信乃ち之れと戰ひしが、其騎馬の將灌嬰は撃ちて大に楚軍を破り、龍且を殺したり、是に於て齊王田廣は彭越の軍に走れり、此時に當りて彭越は兵に將として梁の地に居り、往來して楚の兵を苦め其の糧食を絶ちたり、

【字解】淮陰、淮陰侯韓信なり、酈生說齊王、酈生漢王の命を奉じて齊王に說きしこと酈生傳に見えたり、韓信用蒯通計、韓信蒯通の計を用ひて齊を破りしことは淮陰侯傳にあり、犇、ハシルと訓む、走るなり、往來苦楚兵、田儋傳に彭越是時居梁地、中立且爲漢且爲楚とあるより見れば、往來とは彭越が中立して漢楚兩軍に通じ、所謂うちまた的態度を持したるとに取れるが然し項羽本紀に是時彭越復反、下梁地絶楚糧とあるより見れば、往來は漢にのみ往來したることなり、

四年、項羽乃謂海春侯大司馬曹咎曰、謹守成皐、若漢挑戰、愼勿與戰、無令得東而已、我十五日必定梁地、復從將軍、乃行、撃陳留外黃・睢陽下之、漢果數挑楚軍、楚軍不出、使人辱之五六日、大司馬怒度兵汜水、士卒半渡、漢撃之大破楚軍、盡得楚國金玉貨賂、大司馬咎・長史欣皆自剄汜水上、項羽至睢陽、聞海春侯破、乃引兵還、漢軍方圍鍾離昧於滎陽東、項羽至、盡走險阻、韓信既破齊、使人言曰、齊邊楚權輕、不爲假王、恐不能安齊、漢王欲攻之、留侯曰、不如因而

漢王自ら使者と僞稱し、早朝馳せて張耳・韓信の陣營に入り、其軍を奪うて之を從へたり、而して改めて張耳をして北し、益、趙の地の兵を召集し、別に韓信をして東の方齊を擊たしめたり、かくて漢王は韓信の軍を得て之を指揮するに至りし故、軍勢復た大に振ふに至れり、乃ち兵を引き河に臨んで南に向ひ、小修武城の南に陣し、復び楚と戰はんと欲せり、此時郎中の鄭忠、其不可を說き、漢王をして交戰を止めしめ、城壘を高くし、城濠を深くして自衞するの利なることを說きしかば、漢王は其說に從ひたり、而して別に盧綰と劉賈とをして、兵二萬人騎士數百人を率ゐ、白馬津を渡つて楚の地に攻め入らしめ、而して親ら彭越と共に復た楚の軍を燕郭縣の西に破り、遂に復た梁の地十餘城を降服せしめたり、

【字解】跳、逃なり、走るをいふ、玉門、北の門を玉門といふ、

淮陰已受命東、未渡平原、漢王使酈生往說齊王田廣、廣叛楚與漢和、共擊項羽、韓信用蒯通計、遂襲破齊、齊王烹酈生、東走高密、項羽聞韓信已擧河北兵、破齊趙、且欲擊楚、則使龍且・周蘭往擊之、韓信與戰、騎將灌嬰擊大破楚軍、殺龍且、齊王廣犇彭越、當此時、彭越將兵居梁地、往來苦楚兵、絕其糧食、

【講義】淮陰侯韓信已に漢王の命を受けて東の方齊を攻めしが、未だ平原の渡し場を渡らざるに、漢王は酈生をして往きて齊王田廣に說かしめしかば、田廣は楚に叛きて漢と和し、共に項羽を擊ちたり、此の時韓信は范陽の辯士蒯通が計を用ひ、遂に襲うて齊王を擊ち破りしかば、齊王田廣は酈生が己れを欺きたりと思ひ、之を烹殺して東の方高密縣に走り、楚に通じたり、一方項羽は韓信已に河北の兵を擧げ、齊趙を

故、自然其勢力分離するに至る、勢力分離すれば其戰鬪力も弱くなるなり、然るに漢の軍は充分休養して勇氣を養ふことなれば、復び楚と戰ふも楚軍を破ること必然なりと、漢王其計に從ひ、軍を宛葉の間に出し、黥布と共に行く〳〵諸郡の兵を收容せり、項羽漢王が宛に在ることを聞き、果して兵を引いて南征せり、然れども漢は城壁を固くして與に戰はざりき、是の時彭越は睢水を渡り、楚の項聲薛公の軍と下邳に戰ひ、大に楚の軍を破りたり、項羽之を聞き兵を引いて東の方彭越を擊ちたり、此の時漢王も亦兵を引いて北し、成皐に軍し以て楚軍を牽制せり、

項羽已破走彭越、聞漢王復軍成皐、乃復引兵西、拔滎陽、誅周苛・樅公、而虜韓王信、遂圍成皐、漢王跳、獨與滕公共車、出成皐玉門、北渡河、馳宿修武、自稱使者、晨馳入張耳・韓信壁、而奪之軍、乃使張耳北、益收兵趙地、使韓信東擊齊、漢王得韓信軍、則復振、引兵臨河南饗、軍小修武南、欲復戰、郎中鄭忠乃說止漢王、使高壘深塹、勿與戰、漢王聽其計、使盧綰・劉賈將卒二萬人騎數百、渡白馬津、入楚地、與彭越復擊破楚軍燕郭西、遂復下梁地十萬餘城、

【講義】項羽已に彭越を破りて之を走らせたり、而して漢王復た成皐に軍することを聞き、乃ち復た兵を引いて西攻し、滎陽を拔き周苛・樅公を誅し、韓王信を虜にし、遂に進んで成皐を圍めり、漢王支ふること能はず、逃走して獨り滕公と共に車に乘り、成皐の玉門を出で、北の方河を渡り、疾驅して修武に宿し、

【字解】 反國之王、魏豹を指す、魏豹は嘗て楚にくみし、又漢にくみし、更に背きて楚に從ひ、韓信の爲めに虜にせられたる反覆極り無き人なり、故に反國之王と謂ふ、

漢王之出滎陽、入關收兵、欲復東、袁生說漢王曰、漢與楚相距滎陽數歲、漢常困、願君王出武關、項羽必引兵南走、王深壁令滎陽成皐間且得休、使韓信等輯河北趙地、連燕齊、君王乃復走滎陽、未晚也、如此則楚所備者多力分、漢得休、復與之戰、破楚必矣、漢王從其計、出軍宛葉間、與黥布行收兵、項羽聞漢王在宛、果引兵南、漢堅壁不與戰、是時彭越渡睢水、與項聲薛公戰下邳、彭越大破楚軍、項羽乃引兵東、擊彭越、漢王亦引兵北、軍成皐、

【講義】 漢王の滎陽より脫出するや、直ちに關に入りて兵を收め、復た東せんと欲せり、此の時袁生漢王に說いて曰く、漢と楚と滎陽に相防ぐこと數歲なり、而して漢常に敗軍して困めり、今此の敗勢を復せんと欲せば、君王は願くは武關を出でられよ、君王若し武關を出でば、項羽は必ず兵を引いて南に赴いて君王を擊たん、此の場合君王は城壁を堅固にして共に戰はず、暫らく軍兵を滎陽成皐の間に休養するを得しめ、一面韓信等をして河北と趙の地の兵を集め、之れに燕齊二國の兵を連合して項羽に對せしむべし、かくして後君王復び滎陽に赴くも未だ晚からざるなり、果して此の如くせば則ち楚の備ふる所の兵多き

の計を用ひ、陳平に金四萬斤を與へて以て楚の君臣を中傷し、之を離間せしめたり、是に於て項羽は亞父を疑へり、是の時亞父は項羽に遂に滎陽を下すことを勸めたりしが、今や我が赤心を疑はるゝを知りて大に怒り、老年といふを辭柄とし骸骨を賜うて卒伍に歸せんことを願ひ、其許可を得て歸途に就きしが、未だ彭城に至らずして死せり、これ憤慨の結果疽背に生ぜし爲めなり、

【字解】 割滎陽云々、滎陽を割きて楚に與へ其以西を漢と爲すの意なり、間疏、間はへだつること、疏はうとんずること、

漢軍絕食、乃夜出女子東門二千餘人、被甲、楚因四面擊之、將軍紀信、乃乘王駕、詐爲漢王、誑楚、楚皆呼萬歲、之城東觀、以故漢王得與數十騎出西門遁、令御史大夫周苛・魏豹・樅公、守滎陽、諸將卒不能從者、盡在城中、周苛・樅公相謂曰、反國之王難與守城、因殺魏豹、

【講義】 漢王の軍糧道を絕たれたり、そこで漢王は將軍紀信の計を用ひ、乃ち夜竊かに二千餘人の女子を東門より出し、此の女子には皆甲冑を着けさせたり、楚の軍は之を見て四方より攻擊を始めたりければ、將軍紀信は乃ち漢王の駕に乘りて城の東門を出で、詐りて漢王と爲りて楚軍を誑かしければ、楚軍皆萬歲と呼びたり、これ蓋し楚人は漢王降ると思ひたればなり、かくて楚軍は城の東門に集りて紀信を觀しかば、漢王は其隙に乘じ、數十騎と共に城の西門より遁れ出づることを得たり、當時漢王は御史大夫周苛と樅公と魏豹とをして滎陽城を守らしめしが、漢王の諸將にして漢王に從つて脫出せざる者は皆滎陽城中に在りたり、然るに周苛・樅公等は相談して曰く、我等は反國の王たる魏豹とは共に城を守ること不安心なりとて遂に魏豹を殺したり、

耳與韓信、遂東下井陘擊趙、斬陳餘・趙王歇、其明年、立張耳爲趙王、

【講義】三年に魏王豹漢王に謁見し、暇を告げて國に歸り、親の病氣を見舞へり、かくて國に歸るや、卽ち河津を絶ちて漢に叛し、楚の爲めに力を盡せり、是に於て漢王は酈食其をして豹に說かしめしが、豹遂に聽かざりき、依つて漢王將軍韓信を遣し、擊つて大に之を破り、遂に魏の地を定め、三郡を置けり、卽ち河東・太原・上黨是れなり、漢王は又張耳と韓信とをして、遂に東の方井陘を下りて趙を擊たしめければ、二將は陳餘と趙王歇とを斬れり、其明年に漢王は張耳を立て、趙王と爲せり、

漢王軍滎陽南、築甬道、屬之河、以取敖倉、與項羽相距、歲餘、項羽數侵奪漢甬道、漢軍乏食、遂圍漢王、漢王請和、割滎陽以西者爲漢、項王不聽、漢王患之、乃用陳平之計、予陳平金四萬斤、以間疏楚君臣、於是項羽乃疑亞父、亞父是時勸項羽遂下滎陽、及其見疑、乃怒、辭老、願賜骸骨歸卒伍、未至彭城而死、

【講義】漢王滎陽の南に陣し、甬道を築いて之を黃河につゞかせ、以て敖倉に蓄へたる米を取りて粮食に供し、以て項羽と相對陣すること一年以上に及べり、此の間項羽は屢、漢の甬道を侵奪せし故、漢の軍は兵粮の缺乏を告ぐるに至りたり、かくて項羽は遂に漢王を包圍せり、是に於て漢王和を請ひ、滎陽を割き、其以西は漢の有と爲したしとの條件を提議せしも、項王は之を承諾せざりし故、漢王は甚だ困却し、食乏しき上圍まれ居ることなれば、痛く心配せり、乃ち陳平

【講義】此の時呂后の兄周呂侯、漢の爲めに兵を率ゐて下邑縣に居りし故、漢王は呂侯の軍に身を寄せ、追々と散兵を收めて碭に軍せり、かくて漢王は西の方梁の地を過ぎて虞に至り、謁者隨何をして九江王黥布の陣に使せしめ、隨何に謂うて曰く、君能く黥布をして兵を擧げて楚に叛かしめよ、かくせば項羽は必ず留りて黥布を擊つならん、かくて項羽の軍を控制し、之が進軍を防遏すること數月なるを得ば、我れ必ず天下を取ることを得んと、是に於て隨何命を奉じて往きて九江王黥布に說けり、黥布果して楚に叛けり、楚因って龍且をして往いて布を擊たしめたり、是より先き漢王の彭城に破れて西するや、行く〳〵我が家族を求めしめしが、家族も亦既に亡げて相求むるを得ず、敗後に獨り一子孝惠を得たるのみなりしかば、六月に至り立て、太子と爲し、而して特に大赦を行ひ、罪人を放還して恩德を示したり、尋ぎて太子をして櫟陽を守らしめ、又諸侯の子にて關中に在る者をば、皆櫟陽に集めて太子の守衞と爲し、又水を引いて章邯の都廢丘に灌ぎければ、廢丘遂に降り、章邯自殺せり、因て廢丘の名を改めて槐里と稱せり」廢丘遂に降りし故、是に於て司宮の官をして天神地祇及び四方の神と上帝と山川とを祀らしめたり、而して此等の祭事は爾後春夏秋冬の日時を以て之を行ひたり、又關內の士卒に命じて城塞を守らしめたり、此の時九江王黥布龍且と戰うて勝たず、隨何と共に間道より潛行して漢軍に歸せり、漢王稍〻敗卒を收め、諸將及び關中の卒と共に益〻軍を進めたり、是を以て漢の兵大に滎陽に振ひ、遂に楚軍を京縣索亭の間に破りたり、

【字解】隨何說九江王布、事黥布傳に詳なり、廢丘、雍王章邯の都する所、乘塞、乘は守なり、塞は保砦なり、

三年、魏王豹謁歸視親疾、至卽絕河津、反爲楚、漢王使酈生說豹、豹不聽、漢王遣將軍韓信擊、大破之、虜豹、遂定魏地、置三郡、曰河東・太原・上黨、漢王乃令張

魯より胡陵に出で、蕭縣に至り、漢王と大に彭城縣の靈壁城の東、睢水の上に於て合戰し、大に漢の軍を破り、多くその士卒を殺しゝかば、爲めに睢水は死屍を以て滿たされ、水之れが爲めに流れざる程なりき、此の戰項羽は遂に漢王の父と妻とを捕虜とせしかば、常に之を軍中に置き以て人質とせり、是の時に當りて五諸侯は楚軍强く漢軍敗るゝを見て、各兵を引いて封に還り、皆漢を去つて楚に歸し、楚の爲めに力を盡せり、塞王欣も亦亡げて楚の軍に入りたり、

呂后兄周呂侯、爲漢將兵、居下邑、漢王從之、稍收士卒、軍碭、漢王乃西過梁地、至虞、使謁者隨何、之九江王布所、曰、公能令布擧兵叛楚、項羽必留擊之、得留數月、吾取天下必矣、隨何往說九江王布、布果背楚、楚使龍且往擊之、漢王之敗彭城而西、行使人求家室、家室亦亡、不相得、敗後乃獨得孝惠、六月、立爲太子、大赦罪人、令太子守櫟陽、諸侯子在關中者、皆集櫟陽爲衞、引水灌廢丘、廢丘降、章邯自殺、更名廢丘爲槐里、於是、令祠官祀天地四方上帝山川、以時祀之、興關內卒、乘塞、是時九江王布、與龍且戰、不勝、與隨何間行歸漢、漢王稍收士卒、與諸將及關中卒、益出、是以兵大振滎陽、破楚京索間、

て教化を掌れり、董公はその一人なり、遮、道に横はりて自ら言ふを遮といふ、袒、衣の袖を脱すること、これは哭する時の禮なり、發喪、其死を發表するをいふ、縞素、縞は素なり、素服せよとの意なり、

是時項王北擊齊、田榮與戰城陽、田榮敗走平原、平原民殺之、齊皆降楚、楚因焚燒其城郭、係虜其子女、齊人叛之、田榮弟橫、立榮子廣爲齊王、齊王反楚城陽、項羽雖聞漢東、既已連齊兵、欲遂破之而擊漢、漢王以故得刧五諸侯兵、遂入彭城、項羽聞之、乃引兵去齊、從魯出胡陵、至蕭、與漢大戰彭城靈壁東睢水上、大破漢軍、多殺士卒、睢水爲之不流、乃取漢王父〔母〕妻〔子〕於沛、置之軍中、以爲質、當是時、諸侯見楚彊漢敗還、皆去漢復爲楚、塞王欣亡入楚、

【講義】 是の時に當り、項王は北の方齊を擊ちけるに、齊の田榮は與に城陽に戰うて大敗し、平原縣に走れり、平原縣の民田榮を捕へて之を殺したり、是に於て齊は皆楚に降れり、楚因て其の城郭を燒き、その子女美人を虜にせしかば、齊人怒つて楚に叛けり、田榮の弟に田橫といふ者あり、榮の子廣を立てゝ齊王と爲せり、是に於て齊王田廣楚に城陽に叛けり、時に項羽は漢王の東征を聞くと雖も、既に齊の兵と交戰中なるを以て、急に漢に向ふこと能はず、故に遂に齊を破つて後漢を擊たんと決心せり、漢王は此の間に乘じ、五諸侯の兵を脅威して遂に彭城に攻め入ることを得たり、項羽之を聞き、乃ち兵を引いて齊を去り、

獄とて獄することも許し、以て人望を博することを計れり、」正月に雍王の弟章平を虜にせり、」漢王は大赦を行ひ罪人を放免せり、又關中を出でて陝に至りし時、關外の父老を慰撫して還れり、是れ又民心を收攬する爲めなり、此の時張耳來りて謁見せしかば、漢王は厚く之を待遇したり、二月に秦の社稷を除き、代りに漢の社稷を立てしめたり、三月に漢王は臨晉より渡りしが、此の時魏王豹、兵を將ゐて之に從ひ河內を下し、殷王を虜にせり、漢王是に於て河內郡を置き、更に南の方平陰津を渡つて雒陽に至りたり、

新城三老董公、遮說漢王、以義帝死故、漢王聞之、袒而大哭、遂爲義帝發喪、臨三日、發使者、告諸侯曰、天下共立義帝、北面事之、今項羽放殺義帝於江南、大逆無道、寡人親爲發喪、諸侯皆縞素、悉發關內兵、收三河士、南浮江漢以下、願從諸侯王、擊楚之殺義帝者、

【講義】 漢王兵を率ゐて新城に至りけるに、其三老の一人なる董公といへる者、漢王を遮り止め、說くに義帝の殺されたることを以てしたり、漢王之を聞き、袖を脫して大に哭し、遂に義帝の爲めに其喪を發表し、喪に臨むこと三日の後、使者を發し、徧く諸侯に告げて曰く、天下共に義帝を立て、北面して之に事へたり、然るに今項羽は之を江南に放ち、人をして之を殺さしむ、これ大逆無道と謂ふべし、よりて寡人親から帝の爲めに喪を發したり、諸侯皆素服せよ、(喪中は素服する禮なり)、我悉く關內の兵を發し、河南・河東・河內の三河の兵を收め、南の方江漢に浮びて下り、願くは諸侯王に從ひて、楚の義帝を殺したる逆賊項羽を誅せんと欲すと、かく漢王は大義名分を唱へ堂々として項羽に向つて宣戰したり、

【字解】 三老、秦の制、一鄕には三老といふものあり

定せしめ、更に將軍薛歐・王吸をして武關を出で南陽に在る王陵の兵の援助を得て太公と呂后とを沛より迎へしめたり、楚の項羽之を聞き、兵を發して之を陽夏縣に防ぎしかば、漢の兵進むことを得ざりき、楚は又故の吳の令鄭昌を以て韓王と爲し以て漢の兵の東進を防がしめたり、

二年、漢王東略地、塞王欣・翟王翳・河南王申陽皆降、韓王昌不聽、使韓信擊破之、於是置隴西・北地・上郡・渭南・河上・中地郡、關外置河南郡、更立韓太尉信爲韓王、諸將以萬人、若以一郡降者、封萬戶、繕治河上塞、諸故秦苑囿園池、皆令人得田之、正月、虜雍王弟章平、大赦罪人、漢王之出關、至陝、撫關外父老、還、張耳來見、漢王厚遇之、二月、令除秦社稷、更立漢社稷、三月、漢王從臨晉渡、魏王豹將兵從、下河內、虜殷王、置河內郡、南渡平陰津、至雒陽、

【講義】　二年漢王東の方諸侯の地を攻略せしに、塞王欣・翟王翳・河南王申陽等皆降れり、獨り韓王昌のみ降服を肯ぜざりしかば、漢王は韓信をして擊つて之を破らしめたり、是に於て關中に隴西・北地・上郡・渭南・河上・中地の諸郡を置き、關外に河南郡を置けり、更に又韓の太尉信を立てゝ韓王とせり、又敵の諸將にして一萬人を率ゐ、若くは一郡を擧げて降服する者は、之を萬戶の邑に封じたり、此の時漢王は又河上の要塞を修繕せり、漢王は又人民に對し、諸の故の秦の苑囿とて、鳥獸を畜ひし所、及び珍草花木を植ゑある園地に、自由に出入することを許し、且つ田

して出立させたり、帝の群臣どもは帝の勢衰へたるを見、追々に帝に叛き去れり、項羽乃ち竊かに衡山王吳芮と臨江王共敖に申しつけ、帝を江南に殺さしめたり、又項羽は田榮を怨み、齊の將田都を立てゝ齊王と爲し以て田榮を斥けければ、田榮大に怒り、因つて自立して齊王となり、田都を殺して楚に反し、更らに又彭越に將軍の印を與へ、梁の地に據りて楚に反せしめたり、楚因つて蕭公角をして彭越を擊たしめければ、彭越は却つて大に角の軍を破りたり、又陳餘は項羽が己れを王とせざるを怨み、夏說をして田榮に說かしめ、其兵を請うて張耳を擊たんとせり、齊の田榮之を諾し、陳餘に兵を與へ、擊つて常山王張耳を破りしかば、張耳亡げて漢王に歸せり、よりて陳餘は嚮きに從されたる故の趙王歇を代より迎へ、復び立てて趙王と爲せり、趙王は因つて陳餘の功を賞し、立てて代王と爲せり、而して項王は此の事を聞いて大に怒り、北の方齊を擊てり、これ齊王田榮が陳餘を助けたるを以てなり、

八月、漢王用韓信之計、從故道還、襲雍王章邯、邯迎擊漢陳倉、雍兵敗、還走、止戰好畤、又復敗、走廢丘、漢王遂定雍地、東至咸陽、引兵圍雍王廢丘、而遣諸將、略定隴西・北地・上郡、令將軍薛歐・王吸、出武關、因王陵兵南陽、以迎太公・呂后於沛、楚聞之、發兵距之陽夏、不得前、令故吳令鄭昌爲韓王、距漢兵、

【講義】八月に至り、漢王は遂に韓信の謀を用ひ、故道縣より還つて雍王章邯を襲擊せしかば、章邯之を陳倉縣に迎擊し、敗戰して後退し、止つて好畤縣に戰ひしが、復敗れて廢丘に走れり、漢王遂に雍の地を定め、東の方咸陽に至り、兵を引いて雍王を廢丘に圍めり、而して別に諸將を遣し、隴西北地上郡の三郡を略

鋒を用ひて山東に打つて出でなば、必ず大功を得らるべし、若し天下既に定つて人皆自ら土に安ずるに至らば、復兵を用ふること能はざるべければ、寧ろ此の機會に於て、策を決して彼等を用ひ、東に向うて出陣し、以て項羽と天下を爭ふに如かずと勸めたり、

【字解】棧道、閣道をいふ險絶の處は行き難きを以て、巖を鑿ち木を架し、柵を造りて渡るやうにしたるなり、韓信、韓王信にて、漢の三傑の一人たる淮陰侯韓信にあらず、遷也、罪ありて左遷されたるが如しとの意、跂、踵を擧ぐること、鄕、嚮に同じ、

項羽出關、使人徙義帝、曰、古之帝者、地方千里、必居上游、乃使使徙義帝長沙郴縣、趣義帝行、羣臣稍倍叛之、乃陰令衡山王・臨江王擊之、殺義帝江南、項羽怨田榮、立齊將田都爲齊王、田榮怒、因自立爲齊王、殺田都而反楚、予彭越將軍印、令反梁地、楚令蕭公角擊彭越、彭越大破之、陳餘怨項羽之弗王己也、令夏說說田榮、請兵擊張耳、齊予陳餘兵、擊破常山王張耳、張耳亡歸漢、迎趙王歇於代、復立爲趙王、趙王因立陳餘爲代王、項羽大怒、北擊齊、

【講義】此の時に當りて項羽の行動如何と見れば、項羽は親ら關を出でて國に就きしが、同時に義帝を彭城より他へ徙さんと欲し、人をして義帝に謂はしめて曰く、古の帝王は領分の地四方千里ありて、必ず川の上流に都を構へたり、よりて帝も之に從はざるべからずと、乃ち義帝を長沙郡の郴縣に徙し、帝を促

燕王と爲して薊に都せしめ、而して故の燕王の韓廣を徙して遼東に王と爲したり、然るに韓廣は之を承知せざりしかば、臧荼は廣を攻めて之を無終に殺したり、成安君陳餘を河間の三縣に封じて南皮城に居らしめ、梅鋗を十萬戸の邑に封ぜり、かくて四月に至り諸將は各封邑の令を受け終りたる故、戲水の下より引き取りて各己れの封國に赴けり、(この段項羽本紀を參照すべし)

漢王之國、項王使卒三萬人從、楚與諸侯之慕從者數萬人、從杜南入蝕中、去輒燒絕棧道、以備諸侯盜兵襲之、亦示項羽無東意、至南鄭、諸將及士卒、多道亡歸、士卒皆歌思東歸、韓信說漢王曰、項羽王諸將之有功者、而王獨居南鄭、是遷也、軍吏士卒、皆山東之人也、日夜跂而望歸、及其鋒而用之、可以有大功、天下已定、人皆自寧、不可復用、不如決策東鄉、爭權天下、

【講義】漢王は己れの國に行きける、項王は卒三萬人をして漢王に從はしめたり、漢王は楚人と諸侯の兵卒にて己れを慕ひて從ふ者數萬人を率ゐ、杜南より蝕中に入り、去つて棧道を燒き拂ひ、以て諸侯の盜兵の之に襲ふに備へ、亦項羽に對し東に伐つて出づる意無きを示せり、これ東するには此棧道によらざる可からざるを以てなり、かくて都と定めたる南鄭に至るころ、諸將及び士卒の多くは道より亡げ歸れり、又亡げずして從ひ居る士卒も、皆歌うて東に歸らんことを思へり、時に韓信は漢王に說いて曰く、項羽は諸將の功有る者を善地に王とし、而して大王のみ獨り南鄭の邊鄙に居るは、是れ罪人と等しく遷されたるなり、且つ軍吏士卒は皆山東の人にて、日夜踵をあげて東に歸るを望み居れば、この機會を逸せず、其

相張耳爲常山王、都襄國、當陽君黥布爲九江王、都六、懷王柱國共敖爲臨江王、都江陵、番君吳芮爲衡山王、都邾、燕將臧荼爲燕王、都薊、故燕王韓廣徙王遼東、廣不聽、臧荼攻殺之無終、封成安君陳餘河間三縣、居南皮、封梅鋗十萬戶、四月、兵罷戲下、諸侯各就國、

【講義】 項羽は人をして秦を滅したる巓末を懷王に報告させしに、懷王曰く、豫ての約束の如くし、沛公をして關中に王たらしめよと、項羽は懷王が初めより己れをして沛公と共に西の方關に入らしむることを承知せず、爲めに己れは北の方趙を救ひしにより、天下の約に後れて先づ關中に入ること能はざりしを怨み、乃ち曰く、懷王なる者は我が家の項梁が立てし所に係り、敢て攻伐の功ある者にあらず、故に何を以て我が主となり天下の約を主ることを得んや、彼は斷じて我等を指揮命令する資格なき者なり、由來天下を定めたるものは諸將軍と籍となり、懷王の關知せし所にあらずと、乃ち懷王を佯り尊んで義帝と爲し、而して實は其命令を用ひざりけり、かくて正月に至り、項羽は自立して西楚の霸王と爲り、梁楚の地併せて九郡の王と爲り彭城に都せり、且つ約に負き更めて沛公を立てゝ漢王と爲し、巴蜀漢中に王として南鄭に都せしめ、而して關中を三分し、秦の降將三人を封じたり、卽ち章邯を雍王と爲して廢丘に都せしめ、司馬欣を塞王と爲して櫟陽に都せしめ、董翳を翟王と爲して高奴に都せしめたり、楚の將瑕丘公申陽を河南王と爲して洛陽に都せしめ、趙の將司馬卬を殷王と爲して朝歌に都せしむ、又趙歇を徙して代に王とし、趙の相張耳を常山王と爲して襄國に都せしめ、當陽君黥布を九江王と爲して六に都せしめ、懷王の柱國共敖を臨江王と爲して江陵に都せしめ、番君吳芮を衡山王と爲して邾に都せしめ、燕の將臧荼を

項伯のこの斡旋に會ひ、沛公を進撃することを中止したり、而して一方沛公は親ら百餘騎を從へて項羽に面會せんと欲し、走せて鴻門に行き、項羽に見えて其無禮を謝せり、項羽曰く、事此に至れるは、これ沛公の左司馬曹無傷が言によるなり、然らざれば籍不肖なりと雖何を以てかく怒ることを爲さんやと、かくて沛公は樊噲と張良との庇護を以て漸く我が軍に歸還することを得たり、而して歸るや否や立ろに曹無傷を誅せり、かくて項羽は關中に入りて咸陽の宮殿を屠り燒き、通過する所にてあらゆる暴虐と亂暴を恣にせしかば、秦人は大に失望せり、然れども皆項羽の威力に恐れ、一人として敢て其の命に服せざるものなし、

【字解】　以文論項羽、項羽本紀に、項伯曰く沛公先づ關中を破らざれば公、豈敢て入らんや、今人大功あり、之を擊つは不義なりとあるをいふ、以樊噲張良故得解歸、事詳に項羽本紀鴻門の會の條にあり、

項羽使人還報懷王、懷王曰、如約、項羽怨懷王不肯令與沛公俱西入關、而北救趙、後天下約、乃曰、懷王者、吾家項梁所立耳、非有功伐、何以得主約、本定天下、諸將及籍也、乃佯尊懷王爲義帝、實不用其命、正月、項羽自立爲西楚霸王、王梁楚地九郡、都彭城、負約、更立沛公爲漢王、王巴蜀漢中、都南鄭、三分關中、立秦三將、章邯爲雍王、都廢丘、司馬欣爲塞王、都櫟陽、董翳爲翟王、都高奴、楚將瑕丘申陽爲河南王、都洛陽、趙將司馬卬爲殷王、都朝歌、趙王歇徙王代、趙

傷言之、不然、籍何以至此、沛公以樊噲・張良故、得解歸、歸、立誅曹無傷、項羽遂西、屠燒咸陽秦宮室、所過無不殘破、秦人大失望、然恐不敢不服耳、

【講義】或る人沛公に説いて曰く、秦は其富天下に十倍し、且つ地形堅强なり、今聞く所によれば、秦の將章邯項羽に降るや、項羽は乃ち章邯を雍王と爲し、以て關中に王たらしむと、故に今章邯關中に來らば、沛公は恐らくは此の關中を保持することを得ざるべし、されば急に兵を出して函谷關を扼守し、斷じて諸侯の兵を一歩も內に入るゝことを無らしむべし、かくして後徐ろに關中の兵を招集し、以て自ら其兵勢を益し、彼の來關を防ぐべしと、沛公其の計を然りとして之を實行したり、かくて十一月中旬、項羽は果して諸侯の兵を率ゐて西進し函谷關に入らんとせしに、關門閉ぢ居たりしかば、心甚だ平かならず、且つ沛公既に關中を平定せしことを聞きて大に怒り、直ちに黥布等をして攻めて函谷關を破らしめ、十二月中遂に進んで戲に至れり、是の時沛公の左司馬曹無傷、項王怒つて沛公を攻めんとすと聞き、人をして項羽に言はしめて曰く、沛公は關中の地に王と爲り、秦王の子嬰を宰相となし、あらゆる珍寶を悉く己れの所有と爲さんとする考へなりと告げしめたり、これ曹無傷は、項羽に賴りて封邑を求めんと欲し、かく沛公を讒せしなり、而して亞父范增も亦項王に沛公を擊つべきことを勸めたり、されば項羽はいよ〳〵親ら兵を指揮して沛公を討たんと決心し、直に士卒を饗應して其士氣を鼓舞し、明朝黎明を期して合戰せんとせり、此時項羽の兵は正味四十萬人なりしが、百萬人なりと號し、沛公の兵は十萬なりしが、亦二十萬人と號し、互に虛勢を張りて敵を威嚇せんとせり、然し沛公は兵數に於て項羽に劣り居りし故、一戰せば敗績すること明なり、此の時項伯は沛公敗戰せば其親友なる張良必ず戰死することを知り、之を活さんと欲し夜竊に往きて張良に見えて善後の策を講じ、且つ之に因て文を以て項羽を諭して其怒をなだめたり、項羽は

汝等に此の如き費をかけしむることを望まずと、是に於て秦人又益〻其惠み深きを喜び、只一日も早く沛公が秦王と爲らざるを恐れたり、

【字解】族、三族なり、三族は父の一族、母の一族、妻の一族をいふ、偶語、偶は對也差向ひにて語るをいふ、始皇本紀に經書を偶語する者は弃死すとあり、弃死、死罪なり、其死骸を市中に棄てゝさらすを以て弃死といふ、案堵、安心の義、獻饗、獻は獻納、饗は饗應すること、

或說沛公曰、秦富十倍天下、地形彊、今聞、章邯降項羽、項羽乃號爲雍王、王關中、今則來、沛公恐不得有此、可急使兵守函谷關、無內諸侯軍、稍徵關中兵、以自益距之、沛公然其計、從之、十一月中、項羽果率諸侯兵西、欲入關、關門閉、聞沛公已定關中、大怒、使黥布等攻破函谷關、十二月中、遂至戲、沛公左司馬曹無傷、聞項王怒、欲攻沛公、使人言項羽曰、沛公欲王關中、令子嬰爲相、珍寶盡有之、欲以求封、亞父勸項羽擊沛公、方饗士、旦日合戰、是時項羽兵四十萬、號百萬、沛公兵十萬、號二十萬、力不敵、會項伯欲活張良、夜往見良、因以文諭項羽、項羽乃止、沛公從百餘騎、驅之鴻門、見謝項羽、項羽曰、此沛公左司馬曹無

吾當王關中、與父老約、法三章耳、殺人者死、傷人及盜抵罪、餘悉除去秦法、諸吏人皆案堵如故、凡吾所以來、爲父老除害、非有所侵暴、無恐、且吾所以還軍霸上、待諸侯至而定約束耳、乃使人與秦吏、行縣鄉邑、告諭之、秦人大喜、爭持牛羊酒食、獻饗軍士、沛公又讓不受曰、倉粟多非乏、不欲費人、人又益喜、唯恐沛公不爲秦王、

【講義】かくて沛公は諸縣の父老と豪傑を召して曰く、父老等は秦の苛酷なる法律政治に苦しみしこと久しく、若し秦の政治の事を誹謗する時は、三族を誅戮せられ、經書を相對して話す時は、弃死の刑に處せらるゝなど、虐政に泣きしこと久しかりき、而して我れ今諸侯と先づ關中に入る者は之に王たらんと約束しをれば、我は當さに此の關中に王となるべし、依て今汝父老等と約束すべし、我が法律は僅かに三條のみなるぞ、卽ち人を殺す者は死刑に處すべし、人を傷け、又は人の家財を盜む者は罪に當つべし、我は唯新にこの三條のみを制定し、其他總べての秦の法律を除去すべし、故に汝諸の役人等は、皆安心して故の如く業務に從事すべし、凡そ吾が來る所以は、汝等父老の爲めに害を除くものにて、父老の家財を亂暴にも侵し掠むるにあらざれば、決して恐るゝこと勿れ、且つ我還りて霸上に軍する所以は、諸侯の至るを待ちて約束を履行し、關中に王とならんが爲めなりと、沛公かくの如くして秦の父老を慰め、一面には人をして秦の役人と共に遍く諸縣の鄉邑に至り、叙上の箇條を告諭せしめたり、是に於て秦の民大に喜び、皆先きを爭うて牛羊及び酒食の類を持ちて沛公の軍をもてなしたり、されど沛公は謙讓して之を受けずして曰く、我が軍は食ふ粟米多く有りて乏しからざれば、

吏、遂西入咸陽、欲止宮休舍、樊噲・張良諫、乃封秦重寶財物府庫、還軍霸上、

【講義】漢の元年十月、沛公は兵を率ゐ、諸侯に先ちて霸上に至れり、是に於て秦王子嬰は素車白馬に乘り、頸に組をかけて以て自殺せんと欲するの意を示し、皇帝の印璽と、わりふと使者の信を表する節とを封じて天子の位を去りしことを示し、以て軹道亭の傍に於て降れり、されば諸將は直ちに之を誅戮せんといふ者ありたれども、沛公は之れに耳を貸さずして曰く、初め懷王我を選んで遣さるゝや、能く寛大にして衆議を容るべきを以てせられたり、且つ人既に降れるに係らず之を殺すは不祥なりとて、乃ち秦王を以て吏に委し之を監視せしめて、親ら兵を引いて遂に西の方咸陽に入りたり、而して秦の宮殿中に止り、以て休息せんと欲せり、これ蓋し秦の財寶婦女千を以て數ふるものあるが爲めなり、是に於て樊噲張良共に沛公を諫めしかば、沛公乃ち其の諫を容れ、秦の重寶財物の府庫を封じて一切手に觸れず、還りて霸上に軍せり、

【字解】王子嬰、二世の兄の子なり、素車白馬、素車は何の飾も無き車なり、白馬は白毛の馬也、二者共に喪の時に用ふ、今子嬰は降參の折なれば、喪に擬して之を用ひしなり、組、禮記內則の注疏に、薄く廣きを組といふとあり、所謂ひらうちにて璽を帶ぶる紐なり、之を頸にかくるは自殺せんと欲するをいふなり、璽、天子の印なり、符、わりふなり、漢の制竹を以て之を作り、上下相重ぬるものなり、象を竹節に取る、故に以て名と爲し、使者之を持して以て信と爲すなり、屬吏、役人の方に廻送すること、休舍、休は息なり、宮殿中に止り居りて息はんと欲すとは此處に美婦あるが爲めなり、樊噲張良諫、この事留侯世家に見えたり、

召諸縣父老豪傑、曰、父老苦秦苛法久矣、誹謗者族、偶語者弃市、吾與諸侯約、先入關者王之、

大破之、乘勝遂破之、

【講義】沛公は魏人寗昌といへる者を遣りて秦に使せしめたりしが、此使者未だ歸來せざるに先だち、秦將章邯は既に軍を以て項羽に趙に下れり、初め項羽宋義と北の方趙を救ひたりしが、項羽宋義を殺し自ら代はりて上將軍となるに及び、諸將軍黥布等皆項羽に屬したり、而して項羽更に秦の將王離を鉅鹿に殺し、又章邯を降すに及び、諸將皆悉く項羽に附從ひたり、然るに秦の相趙高既に二世を殺して權を擅にするに及び、人をして特に沛公の軍に來らしめ、約して關中を分ちて共に王たらんことを以てせり、されど沛公は之を以て詐と爲して應ぜず、乃ち張良の計を用ひ、酈食其及び陸賈をして往いて秦將に說かしめ、啗はすに利を以てし、先づ其心を動かさしめ置き、因つて不意に武關を攻めて之を破り、又秦軍と藍田の南に交戰せり、此の戰、沛公は益、旗幟を林立し、敵をして我れに多くの兵ある如く疑はしめ、以て其逆襲を防ぎたり、沛公は又諸兵の過ぐる所は毫も人民の家財を掠奪せしめず、又人民を虜とすること勿からしめしかば、秦人は痛く沛公の仁惠を喜びたり、かくて沛公は藍田にある秦兵の氣力解け怠りたるに乘じ、擊つて大に之を破り、又之と其の北方にて戰ひて大に之を破り、勝に乘じて追擊し、遂に之を擊破して大勝を博したり、

【字解】章邯以軍降、事項羽紀にあり、趙高殺二世、事李斯傳に詳なり、張良之計、事留侯世家に見えたり、張疑兵、兵の數實は僅少なるも、之を大勢ある樣に見せかくること、掠鹵、掠は家財をかすめ取ること、鹵は虜と同じくとりこにすることなり、秦軍解、解は士氣衰へて氣力無きこと、

漢元年十月、沛公兵遂先諸侯至霸上、秦王子嬰、素車白馬、係頸以組、封皇帝璽符節、降軹道旁、諸將或言誅秦王、沛公曰、始懷王遣我、固以能寬容、且人已服降、又殺之不祥、乃以秦王屬

は今や進退谷まれりと謂ふべし、故に我れ足下の爲めに計るに、太守と妥協して其降參を約し、同時に太守を諸侯に封じ、留りて宛城を守らしむべし、而して足下は其兵を引いて西の方秦に向ふべし、さすれば諸侯の未だ降らざる者は、足下の德聲を聞き、爭うて門を開いて足下の來るを待ち居ること疑ひなければ、足下は何處を通行しても一兵を損する累も無き次第なりと說きけり、沛公其言を善とし、早速承諾の旨を答へ、宛の太守を封じて殷侯となし、陳恢を千戶の邑に封じたり、而して沛公親ら兵を引いて西伐せり、是に於て果して諸城は風を聞きて降らざる者なく、かくて丹水縣に至りし比、高武侯名は鰓、襄侯名は王陵皆西陵に於て降れり、是に於て沛公還りて胡陽縣を攻め、途にて番君の別將梅鋗に遇ひしが、此の番君も亦王陵等の如く共に沛公に析縣と酈縣に於て降伏せり、

【字解】 更、改むること、黎明、黎は頃なり、天明に至る頃をいふ、舍人、元は寵を得て常に左右に待る者の通稱なりしが、後に司屬の官名となれり、陳恢、縣内を主る小吏なり、乘、登るなり、城に上りて守るをいふ、千戶、千の戶數のある邑、

遣魏人甯昌使秦、使者未來、是時章邯已以軍降項羽於趙矣、初項羽與宋義北救趙、及項羽殺宋義、代爲上將軍、諸將黥布皆屬、破秦將王離軍、降章邯、諸侯皆附、及趙高已殺二世、使人來、欲約分王關中、沛公以爲詐、乃用張良計、使酈生・陸賈往說秦將、啗以利、因襲攻武關、破之、又與秦軍戰於藍田南、益張疑兵旗幟、諸所過毋得掠鹵、秦人憙、秦軍解、因大破之、又戰其北、

封其守、因使止守、引其甲卒、與之西、諸城未下者、聞聲爭開門而待、足下通行無所累、沛公曰、善、乃以宛守爲殷侯、封陳恢千戸、引兵西、無不下者、至丹水、高武侯鰓、襄侯王陵、降西陵、還攻胡陽、遇番君別將梅鋗、與皆降析酈、

【講義】沛公は宛を攻めず、兵を引いて西せり、張良諫めて曰く、我が君沛公は急に關中に入らんと欲せらるれど、秦の兵は未だ甚だ多く險阻によりて防ぎ居れり、且つ今や南陽の守齮は宛を守れり、若し之を下さざる時は、秦兵は前より、宛の軍は後より、共に我が軍を挾撃ちにせん、これ誠に危き道に居る者なり、されば夙く宛を攻めて之を下すべしと勸めければ、沛公は卽夜兵を引いて他の道より還り、旗さしものを更め、天明に至るころ、宛城を三重に取り圍めり、こゝに於て南陽の太守は迚も守ること能はざるを知り、自ら剄ねて死せんとしけるを、舍人の陳恢といへる者急に之を止めて曰く、死するは早し、暫く待たれよとて、乃ち城壁を踰え、沛公の營所に行きて曰く、臣は足下が懷王と先づ秦都咸陽に攻め入る者は其地に王たらんことを約束すと聞けり、今足下留りて宛を守れり、(實は攻むるなれども辭令上かくいへる也)宛は大郡の都にて、是より郡中に連り、大城數十あり、其の上人民は衆く、積み貯へたる粟米は多し、而して役人や人民は自ら降るときは必ず殺されんと思ひ、由りて城に上りて必死に守り居れり、然るに足下毎日々々ある限りの日を盡して踏み止りて之を攻めば、足下の兵士死傷する者必ず多からん、さればとて宛の全く下らざる時兵を引きて去れば宛の軍は必ず足下の後に隨ふべし(後より追撃する意)惟ふに足下前には既に多くの日數を費して宛を攻めたるにも係はらず第一に咸陽に入る能はざる次第なれば、足下は遂に懷王との約束は反古になるべく、又歸らん。とすれば後には強き宛の軍控へ居ることなれば、足下

に韓の險阻なる要地轘轅を攻め取れり、是の時に當り、趙の別將司馬印は將に河を渡りて關に入らんとせしかば、沛公は北して之を平陰縣に攻め、更に河の渡場を絶ち切りて南し、これと洛陽の東に戰ひしに、沛公の軍利あらざりき、依りて還りて陽城に至り、軍中の騎兵を收めて、南陽郡の太守齮と犨縣の東に戰うて之を破り、南陽郡を攻め取れり、こゝに於て南陽郡の太守齮は走りて城を保ち、且つ宛の大城をも固守せり、

【字解】監門、門番なり、踞床、寢臺の如きものゝ上に坐し兩足を差し延ばすをいふ、長揖、兩手を組み合せて胸より高く差し上げて敬禮することなり、攝衣、衣服の前を引きしめかいつくろふをいふ、延、鄭重なる態度で案内すること、積粟、積み蓄へたる粟なり、轘轅、險阻なる道の名、說沛公、酈食其が沛公に說きたるは詳に本傳に見えたり、絶河津、絶は遮斷なり、津は渡し場なり、

沛公引兵過而西、張良諫曰、沛公雖欲急入關、秦兵尚衆距險、今不下宛、宛從後擊、彊秦在前、此危道也、於是沛公乃夜引兵、從他道還、更旗幟、黎明圍宛城三匝、南陽守欲自剄、其舍人陳恢曰、死未晚也、乃踰城見沛公曰、臣聞、足下約、先入咸陽者王之、今足下留守宛、宛大郡之都也、連城數十、人民衆、積蓄多、吏人自以爲、降必死、故皆堅守乘城、今足下盡日止攻、士死傷者必多、引兵去宛、宛必隨足下後、足下前則失咸陽之約、後又有彊宛之患、爲足下計、莫若約降、

秦積粟、乃以酈食其爲廣野君、酈商爲將、將陳留兵、與偕攻開封、未拔、西與秦將楊熊戰白馬、又戰曲遇東、大破之、楊熊走之滎陽、二世使使者斬以徇、南攻潁陽、屠之、因張良遂略韓地轘轅、當是時、趙別將司馬卬、方欲渡河入關、沛公乃北攻平陰、絕河津、南戰雒陽東、軍不利、還至陽城、收軍中馬騎、與南陽守齮戰犨東、破之、略南陽郡、南陽守齮走保城守宛、

【講義】沛公は西して高陽を過ぎける時酈食其といへる者あり、門番に謂つていへるやう、諸將此の地を過ぐる者多けれども、皆凡庸の人のみなり、吾今沛公を視るに大人長者なりと、乃ち沛公に見えて說かんことを求めしに許されたり、此時沛公は牀上に腰うちかけて兩足を延ばし、二人の侍女をして足を洗はせながら食其に面會したり、食其は禮拜せず、只兩手をこまぬきて揖禮をなしゝまゝにていへるやう、足下必ず無道の秦を誅せんと欲せば、傲慢無禮なる可からず、されば兩足を延べながら長者を見るが如きとあるべからずと戒めければ、沛公は急に立ちて衣服をつくろひ、偏にさきの無禮を謝して食其を上坐に案內せり、よりて食其は沛公に說く所ありければ、沛公は其說を容れ、陳留を襲ひ、秦にて積み貯へたる粟を得たり、そこで沛公は酈食其を以て廣野君となし、其弟酈商を將軍と爲し、陳留の兵を率ゐて共にともに開封縣を攻めたりしが、開封未だ拔けざるに、秦將楊熊攻め來りければ、更らに西して之と白馬城に戰ひ、又曲遇里の東に戰ひて大に之を破れり、楊熊は走りて滎陽にゆけり、よりて二世は敗軍の罪を責め、使者を遣り、斬りて以て軍中に徇へしめたり、沛公は又南の方潁陽を攻めて之を屠り、張良の言を用ひて遂

大將と爲し、征討するも毫も人民を侵し暴虐を施すこと無ければ、容易に之を降服せしむるを得べし、今項羽は慓悍にして且つ殘酷なれば、決して遣る可からず、獨り沛公は心寬く量大にして、特に惠み深き人なれば、之を大將として遣はすべしと論じければ、ここに評議一決し、卒に項羽の願を許さずして沛公を遣り、西して秦の地を攻略せしめたり、沛公旣に西地に派遣せらる、是に於て故の陳王及び項梁の部下の兵にして四散せる者を收容し、先づ碭郡より成陽杠里の二縣に攻め入れり、秦の軍壁を挾んで之を防ぎ、沛公の部下なる魏の二軍を破れり、因て沛公は兵を引いて西に轉じけるに、圖らず將軍彭越に昌邑縣にて出會ひたり、因て彭越と共に秦軍を攻めしも、戰亦利あらず、還つて栗縣に至りしに、茲にて亦剛武侯が軍に遭遇せしかば、その兵四千人許りを奪ひて麾下の兵と爲し、且つ魏の將皇欣、魏の司徒武蒲が軍とを合せ、共に昌邑を攻めたりしが、未だ之を拔くこと能はざりき、

【字解】 奮、憤激するなり、慓悍滑賊、慓は疾なり、悍は勇なり、雷霆の如くすばやくして荒きをいふ、滑は亂なり、賊なり、殘忍なるをいふ、無遺類、一族殘す所無く殺す意、楚、陳、涉項梁を指す、此の兩人ともに楚と稱せり、扶義、仁義を保有する事、今不可遣今の字は衍文なり、寬大、心ひろく量の大なること、散卒、陳王敗れ項梁死し兵凡て四方に散じたるを以て沛公之を寄せ集めたるなり、楚軍出兵擊王離大破之、此の十字は梁王繩の說に從ひ衍文とせり、剛武侯、其姓名詳ならず、沛公の配下なるべし、申徒、司徒の誤なり、司徒は官の名、兵を掌る、

西過高陽、酈食其謂監門曰、諸將過此者多、吾視沛公、大人長者、乃求見說沛公、沛公方踞牀、使兩女子洗足、酈生不拜、長揖曰、足下必欲誅無道秦、不宜踞見長者、於是沛公起、攝衣謝之、延上坐、食其說沛公、襲陳留、得

前陳王項梁皆敗、不如更遣長者、扶義而西、告諭秦父兄、秦父兄苦其主久矣、今誠得長者、往毋侵暴、宜可下、今項羽慓悍〔令〕不可遣、獨沛公素寬大長者、可遣、卒不許項羽、而遣沛公、西略地、收陳王項梁散卒、乃道碭至成陽與杠里、秦軍夾壁、破魏二軍、〔楚軍出兵擊王離、大破之、〕沛公引兵西、遇彭越昌邑、因與俱攻秦軍、戰不利、還至栗、遇剛武侯、奪其軍可四千餘人、并之、與魏將皇欣・魏〔申〕徒武蒲之軍、并攻昌邑、昌邑未拔、

【講義】懷王は項羽等をして北の方趙を救はしめ、沛公をして西の方地を攻略して函谷關に入らしめたり、初め懷王諸將と約し、先づ關中に入りて秦を平定する者は長く其地に王たらしむべしといへり、是の時に當りて秦の兵殊の外强く、常に勝に乘じ、諸侯の兵の逃ぐるを追擊し、其の勢ひ猛烈なりければ、諸將は率先して關に攻め入る事を望む者無かりき、獨り項羽のみは秦が項梁の軍を破りたるを遺恨と爲し、憤然として沛公と共に西の方關に攻め入らんことを願へり、此の時懷王の諸老將皆曰く、項羽の人と爲りは雷霆の如く、慓悍にして且つ殘忍なり、嘗て襄城を攻めし時、すべての人民を一族殘らず阬殺せり、其他諸〻の過ぐる所は、皆殘滅せざるなく、毫も仁義の心なし、且つ楚は屢〻進んで地を攻め取るを事とし、前に陳王項梁皆爲に敗死せり、再び前轍を蹈むべからず、故に此度は惠深き人を遣り、仁義を扶持して西し、秦の父兄に懇諭するに如かず、秦の父兄其主君の暴虐に苦しむこと久しければ、今惠み深き人を得て

又秦の將章邯は、已に項梁の軍を定陶に破りてより、最早楚の地の兵は憂ふるに足らずと爲し、乃ち黄河を渡りて北の方趙の國を撃ちて大に之を破りたり、是の時に當りて、趙は趙歇立ちて王と爲り居たりしかば、秦の將王離は之を鉅鹿城に圍めり、これ世に謂ふ所の河北の軍なり、

秦二世三年、楚懷王見項梁軍破恐、徙盱台都彭城、幷呂臣項羽軍、自將之、以沛公爲碭郡長、封爲武安侯、將碭郡兵、封項羽爲長安侯、號爲魯公、呂臣爲司徒、其父呂靑爲令尹、趙數請救、懷王乃以宋義爲上將軍、項羽爲次將、范增爲末將、北救趙、

【講義】秦の二世三年に、楚の懷王は項梁の軍大敗せしを見て大に恐れ、盱台より徙りて彭城に都し、呂臣と項羽との軍を併て一團となし、自ら之に將となり、而して沛公を以て碭郡の長と爲し、武安侯に封じ、碭郡の兵に將たらしめたり、又項羽を長安侯に封じ、號して魯公と爲し、呂臣を司徒と爲し、其父呂靑を令尹と爲せり、此の時趙王屢ゝ救を請ひしかば、懷王即ち宋義を以て上將軍と爲し、項羽を次將と爲し、范增を末將と爲し、以て北の方趙を救はしめたり、

令沛公西略地入關、與諸將約、先入定關中者、王之、當是時、秦兵彊、常乘勝逐北、諸將莫利先入關、獨項羽怨秦破項梁軍、奮願與沛公西入關、懷王諸老將皆曰、項羽爲人、慓悍猾賊、項羽嘗攻襄城、襄城無遺類、皆阬之、諸所過無不殘滅、且楚數進取、

と聞き、因て楚の懷王の孫名は心といへる者を立てて楚王と爲し、盱台に治して此處を都と爲し、項梁自ら武信君と號せり、さて項梁は盱台に居ること數ヶ月の後、兵を引いて北の方亢父を攻め、且つ齊王田榮を東阿縣に救ひ、大に秦軍を破れり、此の時齊王は軍を率ゐて齊に歸りしが、楚の軍のみ獨り敗走せる秦軍を追擊せり、項梁は又沛公と項羽とをして別に城陽を攻めしめければ、二人は攻めて之を屠り、進で濮陽縣の東に陣し、再び秦軍と戰うて之を破りたり、其後秦軍は敗卒を收めて復び軍を整へ、濮陽を守りたるが、此の時秦軍は黃河の水を引いて溝を鑿ち、之を城に環繞して敵の進入を防ぎ以て守を固うせり、是に於て楚の軍去つて定陶縣を攻めたりしが、定陶も亦守り固くして未だ俄に下すこと能はざりき、依て沛公は項羽と共に西の方地を攻略して雍丘縣下に至り、秦軍と戰うて大に之を破り、秦將李由を斬り、還りて外黃縣を攻めしに、こゝは容易に下らざりき、

項梁再破秦軍、有驕色、宋義諫、不聽、秦益章邯兵、夜銜枚擊項梁、大破之定陶、項梁死、沛公與項羽方攻陳留、聞項梁死、引兵與呂將軍俱東、呂臣軍彭城東、項羽軍彭城西、沛公軍碭、章邯已破項梁軍、則以爲楚地兵不足憂、乃渡河、北擊趙、大破之、當是之時、趙歇爲王、秦將王離、圍之鉅鹿城、此所謂河北之軍也、

【講義】項梁再び秦の軍を破つて驕慢の色ありける故、宋義之を諫めしも聽く氣色なかりき、かくて秦は章邯の兵を增し、夜枚を銜んで不意に項梁を襲擊し、大に之を定陶に破りたり、此の役武信君項梁は戰死せり、時に沛公は項羽と共に、外黃を去りて陳留を攻め居たりしが、項梁の死せしことを聞き、兵を引いて呂將軍臣と共に東に退き、呂臣は彭城の東に軍し、項羽は彭城の西に陣し、而して沛公は碭に軍せり、さて

敗れたりければ、還りて兵を收めて留に聚り、更らに兵を引いて碭を攻め、三日にして碭を取れり、因つて碭の兵を收めて五六千人を得、進んで下邑を攻めて之を拔き、更らに軍を豐に還して雍齒と對陣せり、

【字解】甯君秦嘉、顏師古の説に、甯君と秦嘉と二人とあり從ふべし、甯君は傳詳ならず、秦嘉は項羽本紀にあり、從陳、陳より追討するをいふ、

聞項梁在薛、從騎百餘、往見之、項梁益沛公卒五千人、五大夫將十人、沛公還、引兵攻豐、從項梁月餘、項羽已拔襄城還、項梁盡召別將居薛、聞陳王定死、因立楚後懷王孫心、爲楚王、治盱台、項梁號武信君、居數月、北攻亢父、救東阿、破秦軍、齊軍歸、楚獨追北、使沛公項羽別攻城陽、屠之、軍濮陽之東、與秦軍戰、破之、秦軍復振、守濮陽環水、楚軍去、而攻定陶、定陶未下、沛公與項羽西略地、至雍丘之下、與秦軍戰、大破之、斬李由、還攻外黃、外黃未下、

【講義】沛公は項梁が薛に在りと聞き、百餘騎を從へて往いて項梁に見えたり、是に於て項梁は、沛公に卒五千人と、五大夫の爵を有する者十人を將として之に與へ、其軍勢を增益せり、因て沛公は此等の兵を率ゐ、還りて再び豐を攻めたり、沛公はかくして項梁に從ふこと月餘に及べり、而して項羽は既に襄城を拔き、還りて之を項梁に報じたり、此の時項梁は盡く別將を召して薛城に居れり、時恰も陳王陳涉は其御者莊賈の爲めに殺され、其死は紛ふ方なく確定せり

り、時に陳王は魏人周市をしして地を略せしめたり、周市は人をして雍齒に謂はしめて曰く、豐は故と梁の移りたる地なり、されば豐は梁の徒といふを得べし、然るに今魏の地既に定まる者數十城に及べるに、獨り豐のみ下らず、されば汝齒に於ては、今早く魏に下らば、魏は汝を以て諸侯となし、豐を守らしむべく、下らざれば直樣豐を屠り取るべしと脅したり、雍齒は固より沛公に屬するを欲せざりしかば、今魏の招くに過ひ、是れ幸なりとて、即ち反して魏に降りて豐を守れり、沛公は之を聞きて大に怒り、兵を引きて豐を攻めけるも、之を略取すること能はず、其中病に罹りたれば、即ち引き還して沛に赴けり、

【字解】周市來攻方與、この六字は衍文なり、梁徒、戰國の時梁（魏は大梁に都す、故に梁といふ）の惠王の孫假、秦の爲めに破られ、東に轉じて豐に移れり、故に豐は梁の徒なりといふ、

沛公怨雍齒與豐子弟叛之、聞東陽甯君・秦嘉、立景駒爲假王在留、乃往從之、欲請兵以攻豐、是時秦將章邯、從陳別將司馬尼、將兵北定楚地、屠相至碭、東陽甯君・沛公、引兵西、與戰蕭西、不利、還收兵聚留、引兵攻碭三日、乃取碭、因收碭兵、得五六千人、攻下邑、拔之、還軍豐、

【講義】沛公は雍齒と豐の子弟とが己れに叛きて魏に應じたることを怨み、東陽の甯君及び秦嘉の二人、景駒を立てゝ假王と爲し、留縣に在りと聞き、乃ち往きて之に從ひ、兵を請うて以て豐を攻めんと欲せり、是の時秦の將章邯は陳王を破り勢に乘じて追討し、又別將司馬尼をして兵を引きて北し、楚の地を定めしめたり、よりて司馬尼は相を屠りて碭に至り、將に沛公の軍を攻めんとせり、是に於て東陽の甯君と沛公とは、兵を引きて西し、司馬尼と蕭の西に戰ひて

秦二世二年、陳渉之將周章軍、西至戲而還、燕・趙・齊・魏、皆自立爲王、項氏起吳、

【講義】 秦の二世皇帝の二年、陳渉が麾下の將周章の軍は、西の方戲といふ川迄攻め入りしが、秦の將章邯に破られて歸還せり、此の歲陳渉の將武臣といふ者自立して趙王と爲り、韓廣自立して燕王と爲り、田儋自立して齊王と爲り、魏咎自立して魏王となり、而して項氏項梁は吳に崛起せり、

秦泗川監平、將兵圍豐二日、出與戰破之、命雍齒守豐、引兵之薛、泗川守壯、敗於薛、走至戚、沛公左司馬、得泗川守壯殺之、

【講義】 秦の泗川郡を監せる名は平といへる者、沛公が豐に據れりと聞き、兵を率ゐて豐を圍むこと二日に及びたり、沛公は出でて共に戰つて之を破り、部將名は雍齒といふ者に命じて豐を守らしめ、自らは兵を引いて薛に行きたり、泗川の守將名は壯といふ者、沛公に薛に破られ走りて戚に至れり、沛公の左司馬某之を追擊し、遂に壯を捕へて之を殺したり、

【字解】 監、守の配下にて郡を監するを掌る者なり、

沛公還軍亢父、至方與、周市來攻方與、未戰、陳王使魏人周市略地、周市使人謂雍齒曰、豐、故梁徙也、今魏地已定者數十城、齒今下魏、魏以齒爲侯、守豐、不下且屠豐、雍齒雅不欲屬沛公、及魏招之、卽反、爲魏守豐、沛公引兵攻豐、不能取、沛公病、還之沛、

【講義】 沛公は薛より還りて亢父に軍し方與に至れ

るべしと、然るに蕭何・曹參等は皆文官にして自ら我が身の安全をのみ圖る方なれば、若し令と爲りて己の企圖せし事成就せざる時は、秦爲めに一類一族悉く誅滅されんことを恐れ、ことごとく劉季に讓れり、諸、の父兄も亦皆劉季に請うて曰く、吾等平生聞く所によれば、劉季は種々不可思議の然かも珍らしき瑞兆ありと、故に將來必ず尊貴の人と爲るべし、且つ吾等令の適任者を卜筮に問ひしに最も吉祥なる者は劉季にして、何人も之に及ぶもの無し、劉季敢て辭すること勿れと、ともぐ\に請ひけり、然かも劉季屢、讓りて承諾せず、而して衆も亦敢て令と爲らんと欲する者なし、是に於て衆强ひて劉季を立てゝ沛の令と爲し、廟を立てゝ黃帝を祠り、蚩尤を庭に祭りて福祥を祈り、牲を殺して其血を取り、之を鼓に塗りて神に捧げたり、これ黃帝は阪泉に戰ひて天下を定めたる偉人、蚩尤は五兵を好み始めて武器を作りたる者なれば、之を祠りて福祥を求めしなり、又旗幟は皆赤とせり、これ曾て殺したる大蛇は白帝の子にして、殺す者は赤帝の子なるの故事によりて、赤を貴びたるなり、さて既に主領たる令も定りたることなれば、是に於て少年にて才能優れたる役人蕭何・曹參・樊噲の如きは、皆沛公の爲めに計り、縣內の子弟を招集して二千人を得、之を收めて一隊と爲し、胡陵方與の二縣を攻めて之を取り、還りて豐縣を守れり、

【字解】　諸亡在外者、秦の虐政、賦役の煩多なるに苦んで逃亡せるものをいふ、保劉季、保は安なり、劉季に就きて自ら安ずるなり、塗地、一朝戰に敗れて肝腦をして地に塗れしむるをいふ、能薄、能は才能なり、薄は薄劣なり、種族、種は類なり、一種一類、殘らずの意なり、黃帝、黃帝は數多の漢人種を率ゐて支那に移住したる第一の酋長なり、彼は幾多の部落を征服して同種族の安全を保ち、領地を擴張したり、其他文字も家屋も舟車も武器も各創造し、遂に阪泉に戰ひて天下を統一し、漢人種にありては第一の祖たるべき人なるを以て、之を祠りて福を求めたるなり、蚩尤、黃帝の時の人、五兵を好み、始めて武器を造りたり、故に之を祭りて福を祈るなり、釁鼓、釁は祭なり、牛羊豕を殺し、其血を以て鼓に塗るを釁といふ、旗幟、幟は旗じるしなり、上赤、上は貴なり尊なり、赤色を尊ぶことなり、

に沛縣の獄を司れる曹參と主吏の蕭何とは、共に令に告げて曰く、君は秦の役人でありながら、今之に叛き、沛の子弟を率ゐて陳渉に應ぜんと欲するも、沛の子弟は君が秦の爲にするならんと恐れ、敢て君の命をきかざるべし、由來我が沛には秦の虐政に苦み、逃亡せるもの甚だ多し、願くは君先づ此の輩を呼び集めよ、必ず四五百人は得らるべし、而して君既に四五百人を得ば、君の勢力强大となる、かくて君此の四五百人を擁し、その强大を以て沛中の子弟を脅威せば、衆敢て君の命に服從せざる者無く、併せて君の生命も亦安全なるべしと說きけるに、沛の令も尤もと思ひ、乃ち樊噲を遣りて先づ劉季を召ばしめたり、此時劉季は既に數百人の部下ありたり、かくて樊噲は劉季に從ひて沛に來りたるに縣令は蕭曹の言に從ひたるを後悔し、劉季がかく多數の部下を率ゐて來る以上、或は變事の內より起り反つて殺されんことを恐れ、俄に城門を閉ぢ固く守りて劉季を入れず、剰へ蕭何・曹參等を誅せんと欲せしかば、蕭曹は恐れて城の垣を越えて逃れ出で、身を劉季に寄せて自安の策を執れり、是に於て劉季は帛に文を書いて之を矢に付け、城に向けて射、沛の父老に告げて曰く、今や天下秦の虐政に苦しむこと久し、されば今父老等は沛の令の爲めに城を守らるゝと雖も、諸侯並び起りて必ず沛を屠るべし、よりて今共に令を誅し、子弟の中にて令と爲るべき者を選んで之を令と爲し、以て諸侯に應ぜば、則ち家室完かるべし、若し然らずして固守するときは、父子とも〴〵屠り殺され、何も爲すこと無しに終るべしと喩しければ、父老は其言に從ひ、子弟を率ゐて共に沛の令を殺し、城門を開きて劉季を迎へたり、而して劉季を推して沛の令と爲せんとせり、劉季辭して曰く、今や天下方に亂れ、諸侯並び起る時なれば、一縣たりとも大將を置くには之を愼まざるべからず、今大將を置くも不幸にして其任に堪へざる人ならば、一朝變事の起りし際、期機宜しきを失して大敗を招き、父老子弟をして肝腦地に塗るの慘事に遭遇せしむるに至るべし、我れ敢て自ら身を愛して辭するにあらず、自ら才能薄劣にして、父兄子弟を完全に保護すること能はざるを知ればなり、且つ此の事たるや頗る大事にして、輕々に爲すべきものにあらず、願くは更に相推薦して適任者を選ば

保劉季、劉季乃書帛、射城上、謂沛父老曰、天下苦秦久矣、今父老雖爲沛令守、諸侯竝起今屠沛、沛今共誅令、擇子弟可立者立之、以應諸侯、則家室完、不然父子俱屠無爲也、父老乃率子弟、共殺沛令、開城門迎劉季、欲以爲沛令、劉季曰、天下方擾、諸侯竝起、今置將不善、壹敗塗地、吾非敢自愛、恐能薄不能完父兄子弟、此大事、願更相推擇可者、蕭曹等皆文吏、自愛、恐事不就、後秦種族其家、盡讓劉季、諸父老皆曰、平生所聞劉季諸珍怪、當貴、且卜筮之、莫如劉季最吉、於是劉季數讓、衆莫敢爲、乃立季爲沛公、祠黃帝、祭蚩尤於沛庭、而釁鼓、旗幟皆赤、由所殺蛇白帝子、殺者赤帝子、故上赤、於是少年豪吏、如蕭・曹・樊噲等、皆爲收沛子弟二三千人、攻胡陵方與、還守豐、

【講義】 秦の虐政は天下の人心を失ひ、陳勝は吳廣と共に兵を蘄に起し、陳に至りて自ら王と爲り、國を張楚と號したり、時に秦の二世皇帝の元年秋七月なりき、是に於て諸の郡縣の民は、皆多く其長吏を殺して陳涉に應ぜり、されば沛縣の令も民に殺さるゝを憂ひ、自ら沛中の民を率ゐて陳涉に應ぜんとせり、時

雲氣、故從往常得季、高祖心喜、沛中子弟、或聞之、多欲附者矣、

【講義】秦の始皇帝常に曰く、東南の角に當りて天子の瑞氣あり、これ我家の不祥なりと、因て東に游幸し威を以て之を鎭壓せんとせり、當時高祖は種々の瑞兆を得て自負し居る折柄なれば、此の始皇の出馬を聞きて心安んぜず、自ら災禍の身に及ばんことを疑ひ、逃亡して芒碭二縣の界なる山澤に在る巖石の間に隱れたり、而して呂后は此の場合人とともに高祖を搜索し、常に之をさがし當てたり、高祖之を怪み、如何にして我が居處を知り得たるやと尋ねけるに、呂后答へていへるやう、季の居る上には常に五色の雲棚引き合へり、故に其の雲を便りとして尋ぬれば、常に遇ふことを得るなりと、高祖之を聞きて獨り心に喜び、前途を祝福したり、沛中の子弟等も此の雲氣の話を傳聞して高祖の偉人なることを知り、高祖に從はんと欲する者頗る多かりき、

【字解】厭、壓なり、鎭なり、威を以て壓し鎭むるなり、雲氣、顏師古の說に四方常に大雲あり、五色具はて雨ふらず、其下に賢人の隱るゝあり、故に呂后雲氣を望んで之を得たりとあり、

秦二世元年秋、陳勝等起蘄、至陳而王、號爲張楚、諸郡縣皆多殺其長吏、以應陳涉、沛令恐、欲以沛應涉、掾主吏蕭何・曹參、乃曰、君爲秦吏、今欲背之、率沛子弟、恐不聽、願君召諸亡在外者、可得數百人、因劫衆、衆不敢不聽、乃令樊噲召劉季、劉季之衆已數十百人矣、於是樊噲從劉季來、沛令後悔、恐其有變、乃閉城城守、欲誅蕭曹、蕭曹恐、踰城

へるやう、大蛇ありて徑に橫り居れば、引き返すこそ宜しけれと述べければ、高祖は醉うて居ることとて之を聽かず、壯士たるものが行くに何の畏るゝ事かあらんとて、親ら進み行きて劍を拔き、擊ちて大蛇を斬り殺せり、かくて徑開けたれば高祖は又行くこと數里にして醉ひ來つて倒れ臥したり、少し遲れて後より來りし人、彼の大蛇の殺されたる所に至りたるに、一人の老嫗ありて夜中も憚らず聲を擧げて悲みて居たり、其人老嫗に向ひ何故に悲むかと問ひたるに、老嫗は或人我が子を殺したるによりて悲むなりと答へたり、よりて又何故に殺されたるやと尋ねたるに、我が子は白帝の子にて、化して大蛇となり道に橫りて居りしが、今赤帝の子が通り之を斬り殺せり、故に悲しむなりと答へたり、其人馬鹿なことをいふ老嫗なりと爲し、之を笞たんとしたるに、嫗は忽ち見えずなりぬ、後れたる人、暫くして高祖の處に至りしに、高祖も丁度眠を覺したる處なりければ、途中にて遇ひし事柄を詳しく告げたり、高祖は之を聞きて獨り喜びて自負したり、是より諸々の從ふ者は日にます〱高祖を畏れ敬ひたり、

【字解】竹皮爲冠、應劭の說に竹の始生の皮を以て作りしなりとあり、竹の始生の皮とは筍の皮なり、求盜、趙甌北の說に、求盜は亭長の副なり、薛に作冠師卽ち冠の製造人あり、故に其副をして薛に至り冠師をして之を造らしむるなりとあり、送徒酈山、秦の始皇帝生存中に墳墓を酈山に築く、高祖は則其人夫を率ゐて赴きしなり、解縱、解き放つと、逝、去ると同意なり、被酒、猶ほ酒を帶ぶといふが如し、徑澤中、徑は、小徑なり、澤中の小道に沿ひて行くといふ義、何爲、ナンスレゾと訓む、何故の意、爲不誠、虛をいふと思ひたること、自負、負は恃なり、自負は自ら高ぶることなり、

秦始皇帝常曰、東南有天子氣、於是因東游、以厭之、高祖卽自疑、亡匿隱於芒碭山澤巖石之間、呂后與人俱求、常得之、高祖恠問之、呂后曰、季所居上、常有

中、止飲、夜乃解縱所送徒、曰、公等皆去、吾亦從此逝矣、徒中壯士、願從者十餘人、高祖被酒、夜徑澤中、令一人行前、行前者還報曰、前有大蛇當徑、願還、高祖醉曰、壯士行、何畏、乃前拔劒擊斬蛇、蛇遂分爲兩。徑開、行數里、醉因臥、後人來、至蛇所、有一老嫗、夜哭、人問、何哭、嫗曰、人殺吾子、故哭之、人曰、嫗子何爲見殺、嫗曰、吾子白帝子也、化爲蛇當道、今爲赤帝子斬之、故哭、人、乃以嫗爲不誠、欲笞之、嫗因忽不見、後人至、高祖覺、後人告高祖、高祖乃心獨喜、自負、諸從者、日益畏之、

【講義】高祖亭の長たる時、竹の皮を以て冠を作る爲め、常に求盜をして薛に行き、冠工に命じて之を作らしめたり、而して時々之を冠するのみか、貴き身分に及びても常に之を冠れり、世に謂ふ所の劉氏冠は乃ち是なり、當時秦の始皇帝は墳墓を酈山に築く爲め、數多の人夫を募りしかば、高祖は縣令の爲めに多くの人夫を引き連れて酈山に赴きけり、然るに人夫ども多くは途中にて逃げ去りしかば、高祖以爲らく、酈山に到る頃には必ず皆逃げ去るべしと、依つて豐縣の西に當る澤中に止りて酒を飲み、斷然人夫を解放して曰く、貴公等は皆去るべし、吾も亦これより去るべしと、然るに人夫中の壯士にて高祖に從はんことを願ふ者十餘人ありけり、かくて高祖は酒氣を帶びながら、夜澤中の小徑を通りけるとき、一人の者をして前に進ませしに、その者馳せ還りて報じてい

不可言、高祖乃謝曰、誠如父言、不敢忘德、及高祖貴、遂不知老父處、

【講義】高祖亭長たりし時は常に休暇を請ひて鄉里に歸りけり、此時呂后も共に歸りけるが、或る日呂后は二人の子と田中にて耨りけるに、一人の老翁ありて其傍を過ぎ、飲み物を請ひたりければ、呂后は之を許し與へたり、時に老翁は呂后の人相を觀ていへるやう、夫人は天下の貴人なりと、呂后は因りて二子を觀せけるに、老翁は孝惠を相し、夫人の貴き所以は此の男子あるが故なりといひ、魯元を相して亦貴しといへり、間も無くして老翁は去り、其のあとへ高祖は旁舍の方より來れり、因て呂后は詳に老翁の事を述べ、我が母子を觀て皆大に貴しといへりと告げければ、高祖は老翁は何時頃去りしかと尋ねたり、呂后は今去りし許りにて未だ遠くは行くまじと答へければ、高祖は馳行きて之に追ひ付き、それと無く物尋ねけるに、老翁のいへるやう、曩に我が觀たる夫人と嬰兒は、君の故を以て貴を得るなり、君が相の貴きこと實に言ふべからずと、高祖乃ち謝して曰く、誠に翁の言の如く貴くなれば、敢て其恩德を忘れざるべしとて別れけるが、翁の言は遂に虛ならず、高祖は後に天下に王たるの貴に至りしかば、茲に老翁の舊事を追懷し、其德に報いんと欲して其居所を尋ねたり、然れども遂に之を知ること能はざりき、

【字解】告歸、休暇を請ひて歸ること、兩子、孝惠と魯元の二子なり、餔、養ふの訓あり、顏師古の說に與へて之を食はしむるをいふとあり、鄉者、鄉は嚮と通ず、似君、似は漢書に以に作れり、從ふべし、言ふ心は夫人及び兒子は、君の故を以て貴を得るといふ義、

高祖爲亭長、乃以竹皮爲冠、令求盜之薛治之、時時冠之、及貴常冠、所謂劉氏冠乃是也、高祖以亭長爲縣送徒酈山、徒多道亡、自度比至、皆亡之、到豐西澤

るとを好み、既に相したる人幾多なるを知らざれども、未だ足下の人相に及ぶものなし、願くは足下自愛して輕擧すること無く、大事に志されよ、臣には息女ありて早や年頃なれば、願くは足下の召使となさんと述べけり、酒宴全く罷みし頃妻たる呂媼は呂公の處置を怒り、之を詰りて曰く、公は始めより此女は尋常人に異れば、貴人に嫁がせんといはれ居り、別懇にして地位高き縣令の懇望をも謝絕したるに係はらず、妄りに傲慢なる劉季の如き輩にかしづかしむるは如何なる思召ぞと、呂公は我の考は婦人子供の知る所に非ずとて之に取り合はず、卒に劉季に與へたり、この呂公の女は卽ち名高き呂后にて、高祖に嫁して後孝惠皇帝と魯元公主とを生めり、

【字解】 呂公、名詳ならず、豪桀吏、傑出したる役人の義、重客、貴重の客にて俗にいふ珍客に同じ、主吏、今の書記官の如き者なり、主進、進は會費、主は司るなり、大夫、客の尊き者の總稱なり、易、アナドルと訓む、謁、名刺也、爲謁とは名刺を通じて面會を求むること、相人、人相を觀ること、闌、將さに終らんとするをいふ、竟酒後、酒宴終りて後諸客出づるも獨り後れて坐に在ること、息女、息は生なり、生む所の女をいふ、爲箕帚妾、箕は塵とり、帚は掃也、ふき掃除する召使と爲せよといふにして、妻にしてくれとの謙辭なり、奇、異なり、常人に異るをいふ、公主、天子の娘の稱、

高祖爲亭長時、常告歸之田、呂后與兩子居田中耨、有一老父、過請飮、呂后因餔之、老父相呂后曰、夫人天下貴人、令相兩子、見孝惠曰、夫人所以貴者乃此男也、相魯元、亦皆貴、老父已去、高祖適從旁舍來、呂后具言、客有過、相我子母、皆大貴、高祖問、曰未遠、乃追及問老父、老父曰、鄉者夫人嬰兒、皆〔似〕君、君相貴

目固留高祖、高祖竟酒後、呂公曰、臣少好相人、相人多矣、無如季相、願季自愛、臣有息女、願爲季箕帚妾、酒罷、呂媼怒呂公曰、公始常欲奇此女、與貴人、沛令善公、求之不與、何自妄許與劉季、呂公曰、此非兒女子所知也、卒與劉季、呂公女乃呂后也、生孝惠、魯元公主、

【講義】　この頃單父縣に呂公といへる人あり、沛縣の令と別懇の間柄なりしが、嘗て人を殺したる爲、其仇人を避けて令の客と爲り沛に往みけり、沛中の秀れたる役人共は縣令の許に珍客ありと聞き、皆往きて祝賀の宴を開きけり、當時蕭何は縣の主吏と爲り居たるが、此時會費を集むることを掌りけるが、諸大夫に令して曰へるやう、今般縣令の許に珍客ありて祝宴を開くに就いては、諸君に於て會費金千錢に足らざるものは、之を堂下に坐せしむべしと、時に高祖は亭の長と爲り、素より諸役人を輕蔑して居た折柄なれば、此の祝宴に列せんと思ひ、名刺を通じて曰へるやう、余は會費金萬錢を持ち來れりと、而して實は一錢も所持せざりしなり、かくて受付は名刺を呂公に通じ其旨を報告しければ、呂公は此の巨額の會費を出せしに驚き、自ら起ちて之を門に迎へたり、此の呂公は好んで人相を觀る人なりけるが、今面のあたり高祖の狀貌を觀て其常人にあらざるを知り、尊重して丁重に取り扱ひ、引き入れて堂に坐せしめたり、蕭何は之を見て片腹痛く思ひ、劉季はもと法螺吹きで、何も成し遂げたること無しと罵りけり、然し高祖はもとより諸客を侮りをる事とて毫も之を意に介せず、遂に自ら上座に坐して屈すること無かりき、間も無く宴は開かれ既に闌と覺しき頃、呂公は目クバセして固く高祖を留めたり、高祖も其意を悟り、酒宴終り客散ずるも後れて出でずありしかば、呂公は高祖に向ひて曰ひけるやう、臣は少壯の頃より人相を觀

息曰、嗟乎大丈夫當如此也、

【講義】 高祖は斯く酒を好みしかば、常に王媼・武負の兩店にて酒を貸りて飲みたり、而して醉ひて打臥すこと屢々なりしが、其たび毎に武負と王媼とは、高祖の上に龍あるを見て大に之を怪みたり、而して高祖は王媼・武負兩家にて酒を買うて飲む毎に、必ず四五日間も留り、大に散財するを以て、兩家にては必ず數倍の價を賣りて利益を博したり、然し醉臥の節常に龍あるを見るに及び、其尋常の人に非らざることを知り、歳暮には兩家とも高祖に與へた通帳を引き裂き、酒債を打棄て、少しも催促せざりき、これ恩を沽りて他日の重報を得んが爲めなり、かくて高祖は政府の命にて咸陽に役せしが、秦の始皇帝の行列を縱に拜觀し、喟然として嘆息して曰く、嗟乎大丈夫たる者當に必ず此の如くならざるべからずと、

【字解】 貰、賒なり、賒は貸なり、其上常有龍、神話にて信ずべからず、酤、買ふなり、讎、售なり、歳竟、歳の暮、折券、劵は今の通帳の如きものなり、折は破りて棄つること、弃責、責は債と通じ酒の借金をいふ、繇、役なり、縱觀、常時車駕の出づるときは人民の拜觀を許さざりしが、此の時は之を許し拜觀を縱にせしめし故、之を縱觀といふなり、喟然、嘆息の聲、

單父人呂公、善沛令、避仇、從之客、因家沛焉、沛中豪桀吏、聞令有重客、皆往賀、蕭何爲主吏、主進、令諸大夫曰、進不滿千錢、坐之堂下、高祖爲亭長、素易諸吏、乃給爲謁曰、賀錢萬、實不持一錢、謁入、呂公大驚、起迎之門、呂公者、好相人、見高祖狀貌、因重敬之、引入坐、蕭何曰、劉季固多大言、少成事、高祖因狎侮諸客、遂坐上坐、無所詘、酒闌、呂公因

龍、廣雅に鱗あるを蛟龍といふとあり、

高祖爲人、隆準而龍顏、美鬚髯、左股有七十二黑子、仁而愛人、喜施、意豁如也、常有大度、不事家人生產作業、及壯、試爲吏、爲泗〔水〕亭長、廷中吏無所不狎侮、好酒及色、

【講義】高祖の人と爲りは鼻高く、容貌は龍に似ていかめしく、口ひげいと美はしく、左の股には七十二のホクロあり、性質至つてなさけ深くして物を惠むことを好み、心ばえもサッパリとして小事に拘泥せず、常に大度量を有し、家事などには少しも頓着せざりき、壯年に及び試用せられて吏に補せられ、泗上亭の長と爲れり、然るに役所中の吏皆狎侮せざる所なく擧つて輕蔑せり、これ大人の心は常人には知悉し能はざる爲めなり、痛く酒を好み美人を愛せり、

【字解】隆準、隆は高きこと、準は鼻なり、龍顏、其顏の貌龍に似て頸長く鼻高きなり、鬚髯、頤に在るを鬚といひ、頰に在るを髯といふ、卽ち口ひげのこと、黑子、ホクロなり、仁、慈愛心の深きこと、施、物を惠むこと、豁如、心サッパリとして物に拘泥せぬこと、大度、度量の大なること、生產作業、生產は生活に關すること、作業は業務に關すること、四字にて家事の義なり、試爲吏、試に用ひられて吏に補せらるゝこと、亭、秦の法に十里每に一亭あり、十亭每に一鄕あり、亭長は卽ち一亭間の行政及び司法の事務を掌る者なり、泗水、水は上の誤なり、廷中、猶役所といふが如し、

常從王媼・武負貰酒、醉臥、武負・王媼見其上常有龍、怪之、高祖每酤、留飮酒、讎數倍、及見怪、歲竟、此兩家常折券弃債、高祖常繇咸陽、縱觀、觀秦皇帝、喟然太

侯の己れに叛くを怨める。もそは難いかな、彼、自ら勳功に誇り、其私智のみを奮ひて古昔聖王の道を師とせず、以て霸王の業なりと謂ひ、且つ飽くまで威力征伐を以て天下を經營せんと欲せり、故に五年卒に其國を亡し、身は東城に死しぬ、死に臨みても尙ほ覺悟せずして毫も自ら過惡を責めず、却つて天の我を亡すにして兵を用ふるの罪にあらざるの語を引く、豈に謬らず哉、

【字解】周生、漢時の儒者姓周なる者、重瞳子、一眼に兩眸子ある者、苗裔、子孫、後胤、隴畝、田舍を言ふ、五諸侯、韓・趙・魏・燕・齊、功伐、伐も亦功也、勳也、（イサヲ）、

高祖本紀第八

高祖、沛豐邑中陽里人、姓劉氏、字季、父曰太公、母曰劉媼、其先劉媼嘗息大澤之陂、夢與神遇、是時雷電晦冥、太公往視、則見蛟龍於其上、已而有身、遂產高祖、

【講義】漢の高祖は沛縣豐邑の中陽里の人にして、姓を劉といひ字を季といへり、父を太公と云ひ、母を劉媼と云ふ、是より先き劉媼嘗て大なる澤の堤に休息してうたゝねしけるが、圖らず神と出遇ひたる夢を見たり、是の時雷鳴り電閃き、雲霧四方に塞りてあやめも分かぬ暗黑となれり、夫なる太公は痛く之を氣遣ひ、馳せ行きて覗ければ、蛟龍その上に蟠れるを見たり、其後間も無く媼は身重になれるが、やがて高祖を產みたり、

【字解】高祖、漢王の謚なり、功最も高きを以て高祖と稱す、媼、老女の稱なり、顏師古の說に、史家高祖の母の姓氏を詳にせず、之を記するに由なきを以て、當時相呼稱する者を取つて言ひたるなりとあり、息、休息して眠ること、大澤、大なる澤をいふ、陂、堤なり、遇、期せずして會するをいふ、晦冥、共に暗きこと、蛟

蓋重瞳子、又聞項羽亦重瞳子、羽豈其苗裔邪、何興之暴也、夫秦失其政、陳渉首難、豪傑蠭起、相與竝爭、不可勝數、然羽非有尺寸、乘勢起隴畝之中、三年遂將五諸侯滅秦、分裂天下而封王侯、政由羽出、號爲覇王、位雖不終、近古以來、未嘗有也、及羽背關懷楚、放逐義帝而自立、怨王侯叛己、難矣、自矜功伐、奮其私智而不師古、謂覇王之業、欲以力征經營天下、五年、卒亡其國、身死東城、尚不覺寤、而不自責過矣、乃引天亡我、非用兵之罪也、豈不謬哉、

【講義】 太史公曰く、吾、嘗て之を周生より聞けることあり、虞舜の目は蓋し兩眸子なりきと、又聞く項羽も亦兩眸子なりきと、然らば子羽は豈に虞舜の後胤にてもあるならん耶、何ぞ彼が興起の驟なりしこと、」(兩眸子云々は傳中の無き所を補足しつゝ、項羽が興起の驟なるを驚嘆するの端緒に利用したるまでなり、拘泥する勿れ、)夫れ暴秦政道を失ひ、陳渉亂を起してより、豪傑蜂起し、相ひ與に竝び爭ふ者、幾百幾千、殆んど數ふるに勝ふべからず、然るに項羽は一流寓者の身を以て尺寸の封土あるにもあらず、唯、時勢に乘じて田圃の中より起り、僅々三年にして五諸侯の兵を督して強秦を滅し、天下の土を分割して王侯を封じ、政令皆己れより出で、號して霸王と爲る、其位に居ること終を全うせずと雖も、興起の驟にして且つ盛なるは近古以來未だ嘗てあらざるなり、」然るに彼が關に背きて居らず、楚を懷ひて東に歸り、義帝を放逐して自立するの無道を爲すに及びて、諸

あらずやと、一言呼掛けたるに、馬童愧ぢて面を背けぬ、馬童後より續く王翳に項王を指し示して曰く、此れ項王なりと、項王乃ち曰く、吾、聞く漢我頭を千金幷に邑萬戸に購ふと、吾、若舊友の爲めに恩を施さんと、乃ち自ら刎て死す、漢の將士之を見て我こそ功名せんと競ひかゝる、王翳先づ其頭を取りしが、餘騎相蹂踐して項王を爭ひ、同志打にて相ひ殺す者數十人、其結局、郎中騎の楊喜・騎司馬の呂馬童・郎中の呂勝、及び楊武は各ゝ其手或は足等の一體を得たり、五人共に其體を會接するに皆僞なし、故に項王の領土內の地を分て五と爲し、呂馬童を中水侯に、王翳を杜衍侯に、楊喜を赤泉侯に、楊武を吳防侯に、呂勝を涅陽侯に封ず、項王秦始皇の十五年己巳を以て生れ、漢の五年十二月に死す、死する時年三十一なりき、項王已に死し楚の地皆漢に降りしも、唯ゝ魯のみ下らず、漢乃ち天下の兵を引き之を屠らんと欲せしが、其國禮義を守り主君の爲に死するの習俗なるが故に、漢軍徒に之を攻むるの不利なるを知り、乃ち項王の頭を持し、城兵に示して其已に死せるとの疑ふべからずと城を守るの復た益なきを諭しゝかば、魯の父兄始めて降りぬ、初め楚の懷王始めて項籍を封じて魯公と爲し、其死するに及びて魯最も後に下る、故に漢王、魯公の格式を以て項王を曲阜西北の穀城に葬る、漢王爲めに哀悼を表し之に泣きて去る、諸の項氏の支屬も漢王皆誅せずして之を存す、乃ち項伯を封じて射陽侯と爲す、其他桃侯・平皐侯・玄武侯といふも皆項氏なり、漢より姓劉氏を賜はる、

【字解】 檥レ舟待、船を整へ岸に向ふを檥と謂ふ、音ギ(フナヨソホヒ)、嘗一日行千里、千里ノ馬といふ語ある故斯く云へるのみ、非常の駿足なるを言ふ、短兵、短き兵器、面レ之、面を背けて正視せざるなり、古文往々此解あり、千金、漢、一斤の金を千金と爲す、一萬錢に當る、吾爲レ若德、德は恩德の德、汝に千金と邑萬戸の褒賞を得しめんの意、視レ魯、視は示、魯父兄乃降、子弟軍に從ひ未だ歸らず、城を守る者は唯だ其父兄なればなり、穀城、魯の曲阜の西北の小穀城を謂ふ、留侯張良が黃石を得たる穀城は東郡東阿の東にありて此と異なり、

太史公曰、吾聞之周生曰、舜目

封呂勝爲涅陽侯、項王已死、楚地皆降漢、獨魯不下、漢乃引天下兵欲屠之、爲其守禮義、爲主死節、乃持項王頭視魯、魯父兄乃降、始楚懷王初封項籍爲魯公、及其死、魯最後下、故以魯公禮葬項王穀城、漢王爲發哀、泣之而去、諸項氏枝屬、漢王皆不誅、乃封項伯爲射陽侯、桃侯・平皐侯・玄武侯、皆項氏、賜姓劉氏、

【講義】是に於て項王南走して長江の北岸に出で、乃ち烏江を東に渡らんと欲す、此を渡れば卽ち江東の地也、烏江亭の長船を檥裝して待ち、項王に謂って曰く、江東は天下に於ては小なれども、地方千里、民衆數十萬人、亦王たるに足れり、願くは大王急に渡れ、今臣のみ船あり、漢の軍追至るとも渡るべきやうなしと、然るに項王笑ひつゝ辭謝して曰く、今天我を亡す、我れ何ぞ渡ることをせん、且つ八年前、籍江東の子弟八千人と此江を渡つて西せり、而して今一人の我と倶に還るなし、縱令江東の父兄、憐んで我を王とすとも、我れ何の面目にて之を見ん、縱令彼れ口には之を言はざるも、籍に於ては獨り心に愧ぢざらんやと、蓋し項王、漢軍の烈しき追擊に苦戰奮鬪の極、其足自ら緣故深き江東に引かれて此まで來れるものの、いよ〳〵江を渡るとなりては、心中忽ち慙愧を覺えて一變したるなり、乃ち亭長に謂つて曰く、吾は君の長者なるを知れり、吾れ此馬に騎れること已に五年、當る所敵なく、嘗て一日に千里を行けり、今吾最後に當り、情に於て之を殺すに忍びず、因つて之を長者なる君に賜與すと、遂に騅を亭長に贈れり、乃ち從騎にも皆馬を下らしめ、主從徒步となりて引返し、短兵を持して漢の追兵と接戰す、最後の奮鬪いよ〳〵猛烈にして、項王一人の擊殺する所、猶數百人に上れり、王も亦身に十餘創を被り、今は是れまでなりと、追來れる漢の騎司馬呂馬童を顧みて曰く、若は吾舊友に

於是項王乃欲東渡烏江、烏江亭長檥船待、謂項王曰、江東雖小、地方千里、衆數十萬人、亦足王也、願大王急渡、今獨臣有船、漢軍至、無以渡、項王笑曰、天之亡我、我何渡爲、且籍與江東子弟八千人、渡江而西、今無一人還、縱江東父兄、憐而王我、我何面目見之、縱彼不言、籍獨不愧於心乎、乃謂亭長曰、吾知公長者、吾騎此馬五歲、所當無敵、嘗一日行千里、不忍殺之、以賜公、乃令騎皆下馬步行、持短兵接戰、獨籍所殺漢軍數百人、項王身亦被十餘創、顧見漢騎司馬呂馬童曰、若非吾故人乎、馬童面之、指王翳曰、此項王也、項王乃曰、吾聞漢購我頭千金邑萬戶、吾爲若德、乃自刎而死、王翳取其頭、餘騎相蹂踐爭項王、相殺者數十人、最其後、郎中騎楊喜・騎司馬呂馬童・郎中呂勝・楊武、各得其一體、五人共會其體、皆是、分其地爲五、封呂馬童爲中水侯、封王翳爲杜衍侯、封楊喜爲赤泉侯、封楊武爲吳防侯、

よと、左すれば大澤中に陷り、彷徨時を費しければ、漢の追騎に及ばる、乃ち兵を引いて東に轉じ、具に艱苦を嘗めつゝ臨淮の東城縣に至る、今や從兵愈〻減じて二十八騎を餘すのみ、而して漢の騎の追ふ者は數千人、項王自ら脫し難きを度り、其騎に謂つて曰く、吾、兵を起しゝより今に至るまで八歲、身戰場を經たる七十餘度、當る所の者は破れ、擊つ所の者は服し、未だ嘗て敗北せず、遂に霸として天下を有つ、然るに今最後に於て此に困むことは、此れ天の我を亡すにて、我戰の罪にはあらず、今日固より死を決せり、願くは諸君の爲めに決戰し、必ず三たび之に勝たん、而して諸君の爲めに敵圍を突き破り、敵將を斬り落し、敵旗を薙ぎ仆し、諸君をして天の我を亡すにて、決して我戰の罪に非ざる實證を知らしめんと、乃ち其騎を分ちて四隊となし、四面に嚮はしむ、一隊各〻七騎のみ、而して漢の軍雲霞の如く、之を圍むこと數重、項王丘上より遙に指して其騎に謂つて曰く、吾、公の爲めに彼の一將を打取らんと、四面の騎をして馳下り漢の軍を突かしむ、且つ豫め之を突破せば此山東にて分れて三處となるを期す、是に於て項王其騎と大呼して馳下る、勢疾風の俄に至るがごとく四面の漢軍皆披靡す、王遂に漢の一將を斬る、是の時赤泉侯（追書）楊喜、漢の騎將たり、項王を追ふ、項王目を瞋らして之を叱すれば、赤泉侯が人馬辟易すること數里、項王已に圍を破り、其騎と會して三處となる、漢の軍惑ひて項王の在る所を知らず、乃ち軍を分ちて三と爲し、再び之を圍む、項王乃ち馳せて復た漢の一都尉を斬り、士卒八九十人を殺し、再び其騎を聚めて點檢するに兩騎を失へるのみ、乃ち其騎に謂つて曰く、何如と、騎皆伏して曰く、誠に大王の言の如しと、

【字解】　楚歌、楚國の音度にて歌ふ、名虞、虞は姓なれど之を呼ぶに名の如くす、故に斯く云ふならん、虞兮虞兮にても知るべし、常幸從、幸は寵幸、名騅、是れ亦其馬の毛色にて名とす、騅は蒼白の馬（アシゲ）、悲歌忼慨、悲歌は悲嘆のごとし、忼慨は慷慨と同じ、カナシミナゲク、歌數闋、闋の音ケツ、訖（ヤム）也、終（ヲハル）也、平明、夜の全く明放れたる頃、田父紿曰、田父は農夫、紿は欺（アザムク）、披靡、ひらきなびく、何如、疑問中に比較の意を含む辭、吾言信か、信ならざるかの意、

公取彼一將、令四面騎馳下、期山東爲三處、於是項王大呼馳下、漢軍皆披靡、遂斬漢一將、是時赤泉侯爲騎將、追項王、項王瞋目叱之、赤泉侯人馬俱驚、辟易數里、與其騎會爲三處、漢軍不知項王所在、乃分軍爲三、復圍之、項王乃馳、復斬漢一都尉、殺數十百人、復聚其騎、亡其兩騎耳、乃謂其騎曰、何如、騎皆伏曰、如大王言、

【講義】項王固陵の役後、東南に退却し、垓下に壁して之に據る、垓下は沛の鋑縣の邑名なり、兵少く食盡く、漢の軍及び諸侯の兵之を圍むこと數重、夜間漢の軍四面皆楚歌す、其聲遠近相ひ聞ゆ、項王乃ち大に驚きて曰く、漢皆已に我楚を略取せるか、何ぞ楚人の多きことよと、心中最早事の復た爲すべからざるを知り、即ち起ちて夜間帳中に入りて訣飮す、美姬あり姓は虞氏、常に寵を得て隨從す、駿馬あり名は騅、王常に愛して之に騎る、是に於て項王悲歎慷慨して自ら詩を作る、本文載する所の如し、其意は動かざる者は山、我力之を拔く、至大なる者は世、我氣之を蓋ふ、然るに時運我に利ならずして連戰皆敗れ、駿足の騅も疲れて復た走る能はず、騅の走る能はざる、噫、之を奈何にすべき、虞や虞や又若を奈何にすべきと謂ふなり、反覆して之を歌ふこと數回、虞氏も之に和して歌あり、項王落涙數行、左右の臣も亦皆泣き、一人の能く面を上げ得る者なかりき、是に於て項王馬に上りて騎す、麾下の壯士騎從する者八百餘人、直に夜暗に紛れて重圍を突破し、南に出でて馳走す、平明に漢軍始めて之を覺り、騎將灌嬰に五千騎を以て追はしめたり、項王淮水を渡るとき騎の能く屬從する者百餘人のみ、九江の陰陵縣に至りて迷ひて道を失ひ、一農夫に遭ひて之を問ひたるに、農夫欺いて曰く、左せ

項王則夜起飲帳中、有美人名
虞、常幸從、駿馬名騅、常騎之、於
是項王乃悲歌忼慨、自爲詩曰、
力拔山兮氣蓋世、時不利兮騅
不逝、騅不逝兮可奈何、虞兮虞
兮奈若何、歌數闋、美人和之、項
王泣數行下、左右皆泣、莫能仰
視、於是項王乃上馬騎、麾下壯
士騎從者八百餘人、直夜潰圍
南出馳走、平明漢軍乃覺之、令
騎將灌嬰以五千騎追之、項王
渡淮、騎能屬者百餘人耳、項王
至陰陵、迷失道、問一田父、田父

紿曰、左、左乃陷大澤中、以故漢
追及之、項王乃復引兵而東、至
東城、乃有二十八騎、漢騎追者
數千人、項王自度不得脫、謂其
騎曰、吾起兵至今、八歲矣、身七
十餘戰、所當者破、所擊者服、未
嘗敗北、遂霸有天下、然今卒困
於此、此天之亡我、非戰之罪也、
今日固決死、願爲諸君決戰、必
三勝之、爲諸君潰圍、斬將刈旗、
令諸君知天亡我、非戰之罪也、
乃分其騎以爲四隊、四嚮、漢軍
圍之數重、項王謂其騎曰、吾爲

會せず、而して楚軍反擊して大に漢軍を破る、漢王再び壁中に入り塹壕を深くして自ら守禦す、張子房（良の字）に謂つて曰く、諸侯我約に從はずして此敗戰を致せり、爾後の事深く憂ふべし、之を爲すこと奈何にせんと、子房對へて曰く、信越漢の爲めに其力を盡せる、日も亦久し、而して今や楚の兵將に殆んど破滅せんとするに至れるも、二人未だ確たる分地あらず、心必ず悅ばずして且つ疑ふ所あらん、其至らざるは固より宜なり、然らば君王能く彼等と與に共に天下を分つの一大決心を以て之を待たば、今立に其兵を致すべきなり、故に君王にして能く陳州以東海に著くまで齊の舊地を幷せて盡く韓信に與へ、睢陽以北穀城に至るまで黃河に際して彭越に與へ、各〻自ら奮勵して戰はしめば楚は敗り易きなりと、漢王善と稱す、蓋し漢楚興亡の略は此一策に定まれり、是に於て使者を發し、韓信・彭越に告げて曰く、力を幷せて楚を擊て、楚破るれば、陳より以東海岸に至る迄は齊王（韓信）に與へ、睢陽より以北穀城に至るまでは彭相國に與へんと、使者至れば韓信・彭越皆果して悅び報じて曰く、請ふ今、兵を進發せんと、韓信は齊より往き、劉賈の軍は九江壽春より同時に淮を渡り西北城父縣を屠り、東に轉じて垓下に至る、又大司馬周殷も楚に叛き、先づ舒の衆を以て六縣（縣名）を屠破し、九江方面の大兵を擧げて劉賈・彭越に隨ひ皆垓下に會合す、來つて項王を攻むるなり、

【字解】　大半、凡そ數、三分の二を太半とし、其一を少半とす、楚兵且破、且は將（マサニ）なり、分地、地を分ち經界を立てゝ之を封ず、傅海、傅は附著、屠城父、屠とは刑殺する所多きを言ふ、詣項王、項王の此にあるに攻寄せたるなりの意にて、上の皆會垓下の句を補ひ且つ釋す、蓋し固陵の役後復た項王の所在を言はず、而して突如此に垓下に會すとのみにては其何故なるを知るべからざればなり、

項王軍壁垓下、兵少食盡、漢軍及諸侯兵、圍之數重、夜聞漢軍四面皆楚歌、項王乃大驚曰、漢皆已得楚乎、是何楚人之多也、

越之兵不會、楚擊漢軍、大破之、漢王復入壁、深塹而自守、謂張子房曰、諸侯不從約、爲之奈何、對曰、楚兵且破、信越未有分地、其不至固宜、君王能與共分天下、今可立致也、卽不能、事未可知也、君王能自陳以東傅海、盡與韓信、睢陽以北至穀城、以與彭越、使各自爲戰、則楚易敗也、漢王曰、善、於是乃發使者告韓信・彭越曰、幷力擊楚、楚破、自陳以東傅海、與齊王、睢陽以北至穀城、與彭相國、使者至、韓信彭越皆報曰、請今進兵、韓信乃從齊往、劉賈軍從壽春竝行、屠城父至垓下、大司馬周殷、叛楚、以舒屠六、擧九江兵、隨劉賈・彭越、皆會垓下、詣項王、

【講義】項王已に漢と分割を約し、兵を引き交戰を解きて東歸の途に就きたれば、漢も亦西歸せんと欲す、然るに張良・陳平の二人說いて曰く、漢、天下の大半を有して諸侯皆之に附從す、而して楚は兵力疲れ食糧盡く、此れ天楚を亡すの時なること知るべし、然らば此機を逸せずして遂に之を取らんには如かず、今小信を守り其東歸を釋して擊たずば、此れ所謂虎を養ひて自ら患を遺すものなりと、漢王之を聽す、蓋し漢楚興亡の決は此一言に定まれり、漢の五年、漢王乃ち項王を追ひ淮陽陽夏縣の南に至つて姑く軍を止め、韓信・彭越と日を期し、共に會して楚軍を擊つこととせり、漢軍復た發して固陵に至りしも信越の兵來

して兵力東西の奔命に疲れ、糧食亦乏絶せり漢王之を好機とし陸賈を遣りて項王に說き太公を還さんことを請はしめしも、項王容易に許諾せず、漢王後に侯公を遣りて談判せしむ、乃ち漢と約すらく、天下を中分して鴻溝以西の地を漢と爲し、以東を楚と爲さんと、項王之を許し、卽ち漢王の父と妻とを歸し、媾和全く成りければ、軍皆萬歲を唱へたり、漢王大に侯公の功を賞し封地を賜りて平國君と爲す、然るに侯公身を匿して爾後復た肯て進見せざりきと云ふ、亦奇士と謂ふべし、漢王の號を平國と賜へるは、其の言に曰く、此れ尋常の辯士にあらずして實に天下の辯士なり、居處する所其の辯國を傾くるの力あり、是れ能く此の和平を致す所以なり、故に號して平國君と爲すと、

【字解】 淮陰侯與戰騎將灌嬰擊ㇾ之、漢書には戰騎將の三字なし、戰字全く衍ならんと、從ふべきに似たり、故且降待二大王一、且は姑（シバラク）也、貨賂、金錢の贈り物、大司馬咎・長史翳・塞王欣、翳塞王の三字全く衍也、下文に照らして明なり、且つ前にも長史欣あれども長史翳なきに非ずや、故に講義之を削る、鍾離眛、眛の音末、鴻溝、汴水の一支渠浚義の東、陳留の西に於て東南流する者、（今の河南開封府內）、卽歸漢王父母妻子、太公呂后を歸すをいふ、故に母子二字衍の如しと雖、古文往々此類多し、尤むるに足らず、所ㇾ居傾ㇾ國、所居は如何なる場合に處してもの意、傾國は其辯舌の雄を形容す、平國の字義を解釋するに非ず、

項王已約、乃引ㇾ兵解而東歸、漢欲二西歸一、張良・陳平說曰、漢有二天下大半一、而諸侯皆附ㇾ之、楚兵罷食盡、此天亡ㇾ楚之時也、不ㇾ如下因二其機一而遂取上ㇾ之、今釋弗ㇾ擊、此所ㇾ謂養ㇾ虎自遺ㇾ患也、漢王聽ㇾ之、漢五年、漢王乃追二項王一、至二陽夏南一止ㇾ軍、與二淮陰侯韓信・建成侯彭越一期、會而擊二楚軍一、至二固陵一、而信

楚軍を破り、龍且を殺す、韓信因りて自立して齊王と爲る、項王龍且が軍破ると聞きて、心に恐れ、盱台の人武渉に往きて韓信に說かしめ和を求めたれど、韓信聽かざりき、是の時彭越復た反して梁の地を下し、楚の糧食を絕つ、項王、海春侯大司馬曹咎に謂つて曰く、將軍謹んで成皐を守れ、漢軍挑戰せんと欲すとも、愼んで與に戰ふこと勿れ、漢軍を此に牽制して東進するを得しめざれば足れり、我れ十五日にして必ず彭越を誅して梁の地を平定し、還つて復た將軍に就かんと深く注意し、乃ち東行して先づ陳留縣及び其東北なる外黃縣城を攻む、外黃數日を經れども下らざりしが、已に降れば、項王其降伏の遲きを怒り、悉く城內の男子十五歲以上の者をして城東に至らしめて之を阬殺せんと欲す、時に外黃の令の舍人の兒に本年甫めて十三歲なる者あり、自ら往きて項王に說て曰く、彭越强ひて我外黃を劫し、外黃其暴に恐れたるを以て、姑く降つて大王の救を待てるなり、然るに大王至りて又皆之を阬殺せば、百姓豈に心を大王に歸する者あらんや、是れ唯我外黃に於て然るのみならず、此より以東、梁の地十餘城あれども、必ず皆大王を恐れて降伏を承諾する者なかるべしと、項王其言を然りとし、外黃の阬殺せらるべき者を赦せり、項王東して阬陽に至れば、梁の諸城此事を傳聞きたるより皆爭ひて項王に下りぬ、然るに成皐の方面にありては、漢兵果して幾回となく楚軍に向つて戰を挑む、楚軍初めは項王の命を嚴守して出でざりしが、漢軍能く罵る者を遣り五六日を連ねて楚を辱しめたるに、大司馬曹咎激怒の極、遂に耐忍する能はず、兵を出して城東の汜水を渡し、漢軍の壁を衝かんと競進んで川の半に至るころ、漢兵急に之を擊ちて大に楚軍を破り、盡く楚國の其地方人民より得たる錢貨を鹵獲せり、大司馬咎及び長史欣は汜水の岸上にて皆自ら頸を割きて斃れぬ、大司馬咎は故の蘄縣の獄掾、長史欣も亦故の櫟陽の獄吏にて、兩人嘗て項梁に恩ありしを以て項王は之を信任したるなりき、是の時に當りて項王睢陽にあり、成皐にて海春侯が軍の大敗せるを聞き、急に兵を引きて西に還る、時しも漢軍楚の鍾離眛を滎陽の東に圍みしが、項王の至るを聞き、畏怖して盡く險阻に走れり、然れども當時漢軍は一般に兵勢盛にして糧食多く、楚軍は之に反

之、百姓豈有歸心、從此以東、梁地十餘城、皆恐莫肯下矣、項王然其言、乃赦外黃當阬者、東至睢陽、聞之、皆爭下項王、漢果數挑楚軍戰、楚軍不出、使人辱之五六日、大司馬怒、渡兵汜水、士卒半渡、漢擊之、大破楚軍、盡得楚國貨賂、大司馬咎・長史〔翳・塞王〕欣、皆自剄汜水上、大司馬咎者、故蘄獄掾、長史欣亦故櫟陽獄吏、兩人嘗有德於項梁、是以項王信任之、當是時、項王在睢陽、聞海春侯軍敗、則引兵還、漢軍方圍鍾離眛於滎陽東、項王至、漢軍畏楚、盡走險阻、是時漢兵盛食多、項王兵罷食絕、漢遣陸賈說項王、請太公、項王弗聽、漢王復使侯公往說項王、項王乃與漢約、中分天下、割鴻溝以西者爲漢、鴻溝而東者爲楚、項王許之、卽歸漢王父母妻子、軍皆呼萬歲、漢王乃封侯公爲平國君、匿弗肯復見、曰、此天下辯士、所居傾國、故號爲平國君、

【講義】 項王漢將韓信の已に悉く河北を取り齊趙を破り、且つ楚を擊たんと欲すと聞き、乃ち龍且に往いて之を擊たしむ、韓信之と戰ふ、騎將灌嬰擊つて大に

項王弩を隱伏して射て漢王に中つ、漢王胷に傷き、走つて成皐に入る、

【字解】 積聚、積み儲ふる軍糧芻槀の類、積の音シ、爲高俎置太公其上、俎(俎豆の俎)は牲肉を薦むる物、今太公を俎上に置くは牲肉に比するなり、以て將に之を烹んとすることを示す、若翁而翁、若而幷にナンヂと訓じ、我俗語のオマヘ或はキサマのごとし、汝(アナタ)とは口氣同じからず、翁は俗語のオヤヂに當る、一桮羹、桮は杯と同じ、秖益禍耳、秖は適也、まさにかへつての意、罷轉漕、罷は疲、轉漕は各地に轉じて漕運するなり、匈匈、人心安んぜざる貌、挑戰、士卒を用ひず獨身相ひ戰ふ、樓煩、本來、雁門の縣名、蓋し漢人縣名を以て其胡人を呼ぶなり、

項王聞淮陰侯已擧河北、破齊趙、且欲擊楚、乃使龍且往擊之、淮陰侯與戰、騎將灌嬰擊之、大破楚軍、殺龍且、韓信因自立爲齊王、項王聞龍且軍破、則恐、使盱台人武涉往說淮陰侯、淮陰侯弗聽、是時彭越復反、下梁地、絕楚糧、項王乃謂海春侯大司馬曹咎等曰、謹守成皐、則漢欲挑戰、愼勿與戰、毋令得東而已、我十五日必誅彭越、定梁地、復從將軍、乃東行擊陳留・外黃、外黃不下、數日、已降、項王怒、悉令男子年十五已上詣城東、欲阬之、外黃令舍人兒年十三、往說項王曰、彭越彊劫外黃、外黃恐、故且降、待大王、大王至、又皆阬

き、河を渡りて復た成皐を取り、滎陽の隣地廣武に陣して敖倉の糧食に就く、是の時項王已に東海を定めて還り廣武に至る、廣武に兩山あり、澗水其間を横絶し相ひ距ること百歩、漢は西山に城き、楚は東山に城き、共に澗に臨んで對持し相守ること數月、(數月二字恐くは衍ならんといふ)是の時に當り彭越數、梁の地に反き、撃てば走り、還れば起り、以て楚の糧食を絶つ、項王殆ど困却し、高俎を軍中に造り拘留せる太公を其上に置きて漢王に示し、告げて曰く、今急に降らざれば吾れ太公を烹んと、然るに意外にも漢王の答に曰く、吾れ項羽と倶に北面して懷王の臣となり、其命を受けて曰く、約して兄弟たらんと、然らば吾翁は卽ち若の翁、必ず而の翁を烹んと欲するならば、幸に我れにも一杯の羹を分てと、項王怒つて之を殺さんとするを、季父項伯諫止して曰く、天下の事は如何に定まるべきか未だ知るべからず、且つ天下を料理せんとする者は一家の利害を顧みるものにあらざれば、之を殺し漢王を苦しめんとするも益なきのみならず、却つて彼を激して我禍を益すのみと、項王之に從ふ、漢楚の爭起りしより、一勝一負、久しく相ひ持して未だ決せず、丁壯は兵役に服して戰鬪に苦しみ、老弱は漕運の使役に疲る、是に於て項王、漢王に決鬪を申込みて曰く、天下匈々然として其業に安んぜざる所以の者は、徒に我兩人の爭を以てするのみ、願くは衆人を用ひず漢王と一騎打して勝負を決せん、徒に國民の父子を苦しむるを爲すなきなりと、漢王笑つて之を謝絶して曰く、吾は寧ろ智にて勝負せん、力を鬪はすこと能はずと、項王之を羞ち壯士をして壁を出でゝ一騎打を試みしむ、漢軍中に胡人の騎射を巧にする樓煩と呼做す者あり、楚の壯士三度迄駈合せたれども、樓煩いつも之を射殺す、項王大に怒り乃ち自ら甲を被り戟を持ちて立合ひたるに、樓煩又も之を射んと弓を挽けるを、項王目を瞋らし大喝して叱すれば、樓煩目眩して敢て視ず、手戰いて敢て發せず、遂に走還りて壁に入り、敢て再び陣外に出でざりき、漢王人をして嚮の一騎の何者なるかを探問はしむれば、餘人にあらで項王なり、漢王大に驚く、是に於て項王漢王に會見を求め、相ひ與に東西廣武間の水上に臨んで語る、漢王、項王の十罪を數へて之を責む、項王怒りて一戰せんと欲す、漢王聽かず、

與漢王挑戰、決雌雄、毋徒苦天下之民父子爲也、漢王笑謝曰、吾寧鬪智、不能鬪力、項王令壯士出挑戰、漢有善騎射者樓煩、楚挑戰三合、樓煩輒射殺之、項王大怒、乃自被甲持戟挑戰、樓煩欲射之、項王瞋目叱之、樓煩目不敢視、手不敢發、遂走還入壁、不敢復出、漢王使人間問之、乃項王也、漢王大驚、於是項王乃即漢王、相與臨廣武間而語、漢王數之、項王怒欲一戰、漢王不聽、項王伏弩、射中漢王、漢王傷、走入成皐、

【講義】　漢王の滎陽を出づる、南、宛と葉との地方に走り、隨何の力によりて九江王布を味方とし、行く行く兵を收めて、再び河南に入りて成皐を保守す、成皐は滎陽の西、雒陽の東、汜水と河との間にあり、漢の四年項王東より兵を進めて成皐を圍む、漢王逃れて獨り滕公と城北の玉門より出で、黃河を渡つて河內の修武に屯せる張耳韓信が軍に依る、諸將之を開き、稍々成皐を出でて王に從ふことを得たり、楚遂に成皐を拔き、勢に乘じて西せんと欲したるも、漢、兵を出し之を鞏縣に拒ぎて進むを得ざらしむ、時に彭越睢水（本文の河誤る）を渡りて楚の下邳（本文の東阿誤る）を擊ち、楚の將軍薛公を殺しゝかば項王自ら東して彭越を擊つ、漢王已に韓信の兵を得たるを以て、項王の虛に乘じ河南に渡りて復戰はんとしたるに、郎中鄭忠漢王に說くに猶早きを以てす、乃ち河內に壘壁を築きて止り、別に劉賈に二萬の兵を將ゐ白馬津を渡つて彭越を佐け、楚の糧秣を燒かしめたり、項王東して之を擊破し、彭越を走らす、漢王則ち兵を引

之四年、項王進兵圍成皐、漢王逃、獨與滕公出成皐北門、渡河、走脩武、從張耳韓信軍、諸將稍稍得出成皐從漢王、楚遂拔成皐、欲西、漢使兵距之鞏、令其不得西、是時彭越渡河、擊楚東阿、殺楚將軍薛公、項王乃自東擊彭越、漢王得淮陰侯兵欲渡河南、鄭忠說漢王、乃止壁河內、使劉賈將兵佐彭越燒楚積聚、項王東擊破之、走彭越、漢王則引兵渡河、復取成皐、軍廣武、就敖倉食、項王已定東海來、西與漢

俱臨廣武而軍、相守數月、當此時、彭越數反梁地、絕楚糧食、項王患之、爲高俎、置太公其上、告漢王曰、今不急下、吾烹太公、漢王曰、吾與項羽俱北面受命懷王、曰、約爲兄弟、吾翁卽若翁、必欲烹而翁、則幸分我一桮羹、項王怒、欲殺之、項伯曰、天下事未可知、且爲天下者不顧家、雖殺之無益、祇益禍耳、項王從之、楚漢久相持未決、丁壯苦軍旅、老弱罷轉漕、項王謂漢王曰、天下匈匈數歲者、徒以吾兩人耳、願

背に發して死にき、是れ全く陳平が計に陷りたるにて、項王の行動是れより拙し、而して滎陽の攻圍は愈〻急なり、漢の將紀信、漢王に說いて曰く、事已に急なり、臣請ふ大王の爲めに楚を誑して王と爲りて降らん、大王其間隙に乘じて脫出すべしと、是に於て漢王夜にまぎれて女子を滎陽の東門より出す、甲冑を被る者二千人、楚兵以て漢兵と爲し、四面より之を擊つ、紀信、王の黃屋の車に乘り、左纛を建てゝ出でて曰く、城中食糧盡き、漢王降ると、楚軍之を信じ、大に喜んで皆萬歲を呼ぶ、然るに此れと同時に漢王も亦數十騎の小勢にて城の西門より出でて成皐に走る、楚軍毫も覺らざりき、項王黃屋車より出づる者を見るに漢王にあらず、怪みて漢王安に在るかと問へば、紀信曰く、漢王は已に脫出せりと、項王大に怒つて信を燒殺す、漢王の出づるとき、王御史大夫周苛及び樅公・魏豹に滎陽を留守せしむ、魏豹は是より先き漢に叛きて虜にせられたる者なり、周苛・樅公因りて謀つて曰く、反國の王は與に城を守り難しと、乃ち共に魏豹を殺す、既にして楚、滎陽城を下し、周苛を生擒にす、項王之に謂つて曰く、公我將と爲らば、我れ公を上將軍とし三萬戶に封ぜんと、周苛罵つて曰く、若(オマヘ)こそ速に漢に降らずば、漢今若を虜にせん、若は畢竟漢の敵として對抗し得る者にあらずと、項王怒つて周苛を烹、幷に樅公を殺しぬ、(周苛等魏豹を殺せる以下は後日の事に係れども、其滎陽を守らしめらるゝに連敍して紀信の壯烈と列記したるのみ、)

【字解】甬道、章邯等鉅鹿を圍むの條に解す、敖倉粟、粟は穀類、太牢具、牛羊豕を合せ具ふる美饌、願賜二骸骨一歸二卒伍一、臣は已に一身を奉じて君に事ふ、故に致仕を請ふに骸骨を賜へと曰ふ、卒伍に歸せんとは、封爵位官を辭して卒伍の身分に歸せんと謂ふなり、疽、骨に附する癰、癰は淺く疽は深し、黃屋車、黃繒を蓋裏と爲す車、帝王の車なり、傅二左纛一、傅は附也、纛音タウ又トク、オニガシラと訓ず、乘輿の毛羽幢にて車衡の左に建つ、不二趣降レ漢、趣は速、

漢王之出二滎陽一、南走二宛葉一、得二九江王布一、行收レ兵、復入保二成皐一、漢

王已出矣、項王燒殺紀信、漢王使御史大夫周苛・樅公・魏豹守滎陽、周苛・樅公謀曰、反國之王難與守城、乃共殺魏豹、楚下滎陽城、生得周苛、項王謂周苛曰、爲我將、我以公爲上將軍、封三萬戶、周苛罵曰、若不趣降漢、漢今虜若、若非漢敵也、項王怒亨周苛、幷殺樅公、

【講義】漢王の彭城に敗るゝ、諸侯皆再び楚に與して漢に背けり、漢は滎陽に踏止り持久の計を爲す、滎陽の西北、河の一支流(汴)に臨んで敖山あり、秦以來倉を此に設けて敖倉といふ、是れ實に滎陽に據る者の生命なれば漢王尤も意を用ひ、甬道を築きて滎陽より河に接屬し、以て敖倉の米穀を取る、然るに漢の三年に及んで、項王幾回となく甬道を侵奪したるを以て漢王食糧缺乏し、恐れて遂に和を項王に請ひ、滎陽以西の地を割きて漢と爲さんと求む、項王之を聽さんと欲したるに、歷陽侯范增曰く、彭城以來の戰鬪に觀よ、漢の勢力技倆は與し易きのみ、畏るゝに足らず、今釋して取らざれば後日必ず之を悔いんと、項王乃ち范增と嚴しく滎陽を攻圍す、漢王之を患ひ、陳平の謀計を用ひて項王と范增とを離間す、其計頗る妙なり、一日、媾和の議を以て項王の使者來る、陳平豫め太牢の美膳を備へ、吏に命じ之を擧げて其使者に進めんと欲するの狀を爲さしめ、而して自ら出でて使者を見、佯り驚いて曰く、吾は亞父の使者と以爲へるに、さはなくて項王の使者なるかと、俄に其膳を持去り、更めて粗惡の料理を出して項王の使者に食せたり、使者怒り歸つて之を項王に告ぐ、項王乃ち范增の漢と私あるを疑ひ、稍く其權を奪ふに至れり、范增大に怒つて曰く、天下の事は大に定れり、安ぞ吾輩を用ひん、君王自ら之を爲せ、願くは骸骨を賜はりて卒伍の身に歸せんと、項王引止めもせで直に其願を聽届く、范增憤恨の極、行いて未だ彭城に達せざるに疽

には二十二歳以下及び五十六歳以上の男子にして未だ嘗て傅せずと雖も戰鬪に堪ふる者を謂ふ、

漢王之敗彭城、諸侯皆復與楚而背漢、漢軍滎陽、築甬道屬之河、以取敖倉粟、漢之三年、項王數侵奪漢甬道、漢王食乏、恐請和、割滎陽以西爲漢、項王欲聽之、歷陽侯范增曰、漢易與耳、今釋弗取、後必悔之、項王乃與范增急圍滎陽、漢王患之、乃用陳平計、間項王、項王使者來、爲太牢具、擧欲進之、見使者詳驚愕曰、吾以爲亞父使者、乃反項王使者、更持去、以惡食食項王使者、使者歸報項王、項王乃疑范增與漢有私、稍奪之權、范增大怒曰、天下事大定矣、君王自爲之、願賜骸骨歸卒伍、項王許之、行未至彭城、疽發背而死、漢將紀信說漢王曰、事已急矣、請爲王誑楚爲王、王可以間出、於是漢王夜出女子滎陽東門、被甲二千人、楚兵四面擊之、紀信乘黃屋車、傅左纛、曰、城中食盡、漢王降、楚軍皆呼萬歲、漢王亦與數十騎、從城西門出走成皐、項王見紀信、問漢王安在、信曰、漢

て西走せんと、沛を指して馳せて行く、然るに此時楚も亦之に心付き、人をして漢王を追ひつゝ沛に往きて漢王の家族を取らしめんとせり、漢王巳に沛に至りしも家族は早くも逃走せて相ひ見るを得ざりしが、兎角する間に男(後に孝惠帝)女(後に魯元公主)二人の子に路上にて行逢ひたれば、乃ち喜んで車に載行く、然るに楚の騎兵追來つて漢王急迫すれば、厄介物とて、兩兒を車下に突落す、其度毎に車を御する滕公夏侯嬰は躍下り、之を拾取りて車に載す、是の如きこと三回に及べり、嬰曰く、危急の極、車の驅るべからざるに至るとも、父母たる者奈何んぞ之を棄つべきやと、是に於て父子遂に難を脱るゝを得、更に太公と呂后とを求めたれども相遇はず、太公呂后の方にても審食其を供とし、微行して漢王を求め居たるに、反つて楚軍に遇ふ、楚軍は之を伴ひ歸つて項王に報ぜしかば、項王之を質として常に軍中に置けり、是の時、呂后の兄、周呂侯名は澤といふ者、漢の爲め兵を將ゐて梁の下邑にあり、漢王微行して之に就き、稍々其士卒の散亡せる者を收めて西して河南の滎陽に至る、諸敗軍之を聞き皆來り會す、時に漢の相、蕭何も亦關中の未だ傅せざる者を發し悉く滎陽の軍に到らしめしかば、漢の軍復た大に振ふ、是の役楚軍は彭城より起り、每戰勝に乘じて漢兵の敗走を逐來りしが、滎陽の南、京縣索亭の間に戰ふに及びて漢又楚を破れり、故に楚軍の進路は一時此地方に停止し、滎陽を過ぎて西する能はざりき、項王の齊を去りて彭城を救ひ、漢王を追ひて滎陽に至る、勝利は則ち勝利なり、然れども田横も亦是れに因りて齊を楚より回收するを得て、兄田榮の子廣を立てゝ齊王とせり、

【字解】 五諸侯、注家異說多く、紛々定らず、但、韓魏趙齊衡山と爲す者、當を得たるに似たり、爲二楚所一擠、擠は排擠(オシオトス)也、逢二迎楚軍一、西北の風、東南より來る楚軍を逢迎す、卽ち楚兵の面に吹付くるを言ふ、家室、家族、魯元、漢王の女、呂后の生む所、魯は其食邑、元は謚、太公呂后、漢王の父及び后、審食其、食の音異、周呂侯、周呂は封名、名は澤、但、當時未だ侯に封ぜられず、所謂追書なり、下邑、梁の縣名、老弱未レ傅、當時男兒二十三歲より五十五に至るまで兵役に服する義務あり、之を傅と謂ふ、但、長け六尺二寸に滿たざるを罷癃(病身者)として取らず、故に此

兄周呂侯、爲漢將兵居下邑、漢王間往從之、稍稍收其士卒、至滎陽、諸敗軍皆會、蕭何亦發關中老弱未傅、悉詣滎陽、復大振、楚起於彭城、常乘勝逐北、與漢戰滎陽南京索間、漢敗楚、楚以故不能過滎陽而西、項王之救彭城、追漢王至滎陽、田橫亦得收齊、立田榮子廣爲齊王、

【講義】春漢王、五諸侯の兵凡そ五十六萬人を部署し、東して楚を擊つ、楚已に張良に誑され、國内空虛なれば、餘人にありては驚愕措く所を知らざる場合なれども、項王に於ては少しも動ぜず、之を聞くや卽時に諸將をして留りて齊を擊たしめ、其身は精兵三萬人を率ゐて南の方曲阜より胡陵に出で本國を望んで馳還る、四月漢の大軍皆已に彭城に入り、憚る所もなく悉く城中の寶貨美人を收め、日に置酒高會して歌ひつ舞ひつ、項王の已に近きにあるを覺らざりき、項王乃ち西、蕭縣より泗水に沿ひ、晨に漢軍を襲擊して疾風の如く東を指して彭城に殺到し、日中に大に漢軍を破る、漢軍皆潰走し、相ひ隨つて城下を流るゝ穀泗二水に入りたれば、項王漢卒を殺すこと十餘萬人に上れり、其殘卒は皆南走して山中に逃込まんものと落行く、楚軍又疾く追擊して靈壁縣の東、睢水の北岸に至る、漢の兵壓迫にたへず次第に後下りする程に、遂に楚軍に水中に擠されぬ、項王此處にて再び多く漢卒を殺す、其數實に又十餘萬人、皆睢水中に入りたれば、睢水爲めに堰かれて一時流れずなりぬ、楚兵遂に漢王を圍むこと三重、漢王今は逃出づべき術もなし、然るに是の時、不思議や大風西北よりして起り、屋宇を吹きまくり、沙石を吹き揚げ、天地冥々として白晝晦闇と爲り、且つ其風向楚軍に吹き付くることなれば、楚軍大に亂れ、隊伍壞散せり、漢王乃ち九死を出でゝ數十騎と遁去ることを得たり、王は此足にて鄕里の沛を過ぎ、先年以來殘置きたる家族を收め

春、漢王部五諸侯兵、凡五十六萬人東伐楚、項王聞之、即令諸將擊齊、而自以精兵三萬人、南從魯出胡陵、四月、漢皆已入彭城、收其貨寶美人、日置酒高會、項王乃西從蕭、晨擊漢軍、而東至彭城、日中大破漢軍、漢軍皆走、相隨入穀泗水、殺漢卒十餘萬人、漢卒皆南走山、楚又追擊至靈壁東睢水上、漢軍却爲楚所擠、多殺漢卒十餘萬人、皆入睢水、睢水爲之不流、圍漢王三匝、於是大風從西北而起、折木發屋、揚沙石、窈冥晝晦、逢迎楚軍、楚軍大亂壞散、而漢王乃得與數十騎遁去、欲過沛收家室而西、楚亦使人追之沛、取漢王家、家皆亡、不與漢王相見、漢王道逢得孝惠魯元、乃載行、楚騎追漢王、漢王急、推墮孝惠魯元車下、滕公常下收載之、如是者三、曰、雖急不可以驅、奈何棄之、於是遂得脫、求太公呂后、不相遇、審食其從太公呂后、間行求漢王、反遇楚軍、楚軍遂與歸報項王、項王常置軍中、是時呂后

めしが、張良乃ち項王に書を遺りて曰く、漢王の職を大王に失ひたるは、關中の地を得て前約の如くせんと欲するのみ、前約の如くせば、卽時停止して、敢て關を出でて其兵を東せしめずと、良又私に好意を以て齊梁の反書を項王に遺りて曰く、齊、趙（梁の誤ならん）と共に楚を滅せんと欲すと、此言大半實事なれば項王と雖も全く信ぜざるを得ず、此故に西面を以て緩とし、北方を以て急とし、敢て其兵を西して漢と決戰するの意なく、專ら北進して齊を擊ちき、齊を擊つに當り兵を九江王布に徵したるに、味方の隨一と賴める布は疾と稱して往かず、一部將に僅に數千人の兵を引いて至らしめしかば、項王此によりて布を怨みぬ、漢の二年の春、項王遂に進んで北の方城陽に至れるに、田榮も臨淄を發し兵を將ゐて會戰せり、田榮勝利を失ひ走つて平原に至りしが、平原の民に殺されたり、項王勝に乘じて進み、遂に齊の城郭室屋を燒壞し、田榮の降卒をば皆之を阬殺し、老弱婦女をば繫縛して捕虜とし、齊を徇へて北、渤海に至るまで殘滅する所多かりき、されば畏服すると思ひの外、齊民之に憤激し、相ひ聚りて楚に叛けり、是に於て田榮の弟田橫、齊の亡卒を收め數萬人を得て城陽に反せしかば、項王還るを得ず、留りて橫と連戰したるも、頗る倔強にして未だ容易に下すこと能はざりき、

【字解】　戲下、戲は戲水、項羽戲西に至れること前に見ゆ、鴻門の如き亦其地なり、下は許を許下、洛を洛下と云ふ類、或は云ふ、戲は麾の假借、故に戲下とは上將軍の旌麾の下を云ふと、亦通ず、上游、水の上流の地、趣二義帝一行、趣は促也、江中、高紀には江南に作る、而して其義同じからず、江中と云へば船にて行く途中にて擊殺したるなり、江南と云へば郴に到着したるを擊殺したるなり、三齊、右は卽墨、中は臨淄、左は平陸、醜地、醜惡の地、卽ち偏陬磽确の地、其故主趙王、其字削るべし、資二餘兵一、餘に兵を資せよ、物を人に給して之を助くるを資といふ、扞蔽、猶ほ藩屏の如し、扞は扞禦（フセグ）也、三秦、雍、塞、翟、蕭公角、蕭は縣名、當時の令、皆公と稱す、角は其人の名、漢王失レ職、職を失ふとは敢て兵を動すを云ふ、謙辭なり、漢二年冬、冬は春の誤、會戰、彼我進來りて合戰す、燒夷、夷は平ぐる也、係虜、係は繫也、縛するをいふ、虜は俘虜にする、亡卒、逃亡の兵卒、

利なるを見て稍々に背叛する有樣となりたれば、項王今は畏るゝに足らずとなし、乃ち陰に衡山王芮、臨江王敖に令して、追ひて之を江中に擊殺せしむ、或は云ふ之を殺す者は九江王布なりと、(黥布傳)」韓王成も軍功無しとて、項王其國に往かしめず、之を伴ひて彭城に至りしが、廢して侯となし、程なく又之を殺せり、」燕王臧荼國に就き、因りて舊主韓廣を逐ひて新封遼東に行かしめんとしたるに、廣聽かざるを以て、荼之を無終に擊殺し、其地を幷せて之に王たり、」齊の田榮、項羽の齊王市を膠東に徙して齊の將田都を齊王と爲すと聞き、大に怒りて齊王の膠東に徙ることに不承諾を唱へ、因りて齊を以て楚に反し、國に就ける田都を迎擊つ、田都爲めに入る能はずして楚に走る、然るに齊王市は項王の命に負くを畏れ、逃亡して膠東に往き國に就きたれば、田榮怒りて追擊し、之を卽墨に殺しぬ、榮因りて自立して齊王と爲り、而して西の方濟北王田安をも擊殺して遂に三齊に幷せ王たり、榮又彭越に將軍の印を與へて梁に於て楚に反せしむ、」陳餘陰に張同夏說二人をして齊王田榮に說かしめて曰く、項羽天下の主宰として其爲す所不公平も亦甚だし、今、盡く齊趙韓魏燕の故王を徙して醜地に王とし、而して其羣臣諸將を善地に王とせり、吾故主趙王の如きをば之を逐ひて北の方、代に居く、餘以て不可なりと爲す、聞く大王新に兵を起して且つ項羽が不義に聽從せずと、願くは大王餘に資助するに兵を以てせよ、請ふ率ゐて以て常山を擊ち、趙王を復せん、請ふ其國を以て齊の藩屏たらんと、齊王之を許し、兵を趙に遣る、陳餘も悉く其封三縣の兵を發し、齊と協力して常山を擊ち、大に之を破る、常山王張耳走つて漢に歸す、陳餘乃ち故の趙王歇を代より迎へて趙に返す、趙王因りて陳餘の功を賞し、之を立てゝ代王と爲す、」是の時漢、兵を東に還し、三秦を定む、(高祖紀と合せず、蓋し史公約略之を言ふなり)項王、漢王の皆已に關中を幷せ、又東方齊趙の己れに叛くと聞きて大に怒り、乃ち故の吳縣の令鄭昌を韓王と爲して漢兵の東侵を拒ぎ、蕭縣の令角等に彭越を擊たしめしが、彭越反つて角等を敗れり、項王の東歸以來復た幾日ぞ、席未だ煖ならざるに、四方騷動、諸侯背叛すること斯の如し、而して其最も畏るべき者は漢なり、然るに是の時漢張良に韓の故地を徇へし

趙王歇於代、反之趙、趙王因立陳餘爲代王、是時漢還定三秦、項羽聞漢王皆已幷關中、且東齊趙叛之、大怒、乃以故吳令鄭昌爲韓王、以距漢、令蕭公角等擊彭越、彭越敗蕭公角等、漢使張良徇韓、乃遺項王書曰、漢王失職、欲得關中、如約卽止、不敢東、又以齊梁反書遺項王曰、齊欲與〔趙〕幷滅楚、楚以此故無西意、而北擊齊、徵兵九江王布、布稱疾不往、使將將數千人行、項王由此怨布也、漢之二年〔冬〕、項羽遂北至城陽、田榮亦將兵會戰、田榮不勝、走至平原、平原民殺之、遂北燒夷齊城郭室屋、皆阬田榮降卒、係虜其老弱婦女、徇齊至北海、多所殘滅、齊人相聚而叛之、於是田榮弟田橫收齊亡卒、得數萬人、反城陽、項王因留、連戰未能下、

【講義】漢の元年四月、諸侯戲下の屯戍を罷め、各去つて其封國に就き、項王も出でて西楚に往くこととなりたるも、西楚には儼として義帝の在るあり、乃ち先づ人を以て義帝に白さしめて曰く、古の帝者は地方千里にして必ず水の上流に居れり、然らば盱台の如きは帝者の居にあらずと、遂に護送使をして之を江水の上流長沙の郴縣に徙さしむ、今の湖南の郴州是れなり、使者急に帝を促して行く、其群臣勢の不

古之帝者地方千里、必居上游、乃使使徙義帝長沙郴縣、趣義帝行、其羣臣稍稍背叛之、乃陰令衡山臨江王擊殺之江中、韓王成無軍功、項王不使之國、與倶至彭城、廢以爲侯、已又殺之、臧荼之國、因逐韓廣之遼東、廣弗聽、荼擊殺廣無終、幷王其地、田榮聞項羽徙齊王市膠東、而立齊將田都爲齊王、乃大怒、不肯遣齊王之膠東、因以齊反、迎擊田都、田都走楚、齊王市畏項王、乃亡之膠東就國、田榮怒、追擊殺之卽墨、榮因自立爲齊王、而西擊殺濟北王田安、幷王三齊、榮與彭越將軍印、令反梁地、陳餘陰使張同・夏說說齊王田榮曰、項羽爲天下宰不平、今盡王故王於醜地、而王其羣臣諸將善地、逐〔其〕故主趙王、乃北居代、餘以爲不可、聞大王起兵、且不聽不義、願大王資餘兵、請以擊常山、以復趙王、請以國爲扞蔽、齊王許之、因遣兵之趙、陳餘悉發三縣兵、與齊幷力擊常山、大破之、張耳走歸漢、陳餘迎故

荼を立てゝ燕王と爲す、薊に都す、齋王田市を徙して膠東王と爲す、卽墨に都す、今の萊州府の內にあり、齋の將田都は楚に從つて趙を救ひ、其儘又從つて關に入る、故に都を立てゝ齊王となす、其故都臨菑に都す、故秦の滅せる齊王建の孫、田安は、項羽の方に河を渡つて趙を救ふとき濟北の數城を下し、其兵を引いて楚に降る、故に安を立てゝ濟北王と爲す、博陽に都す、今の濟南府長淸縣の西南にあり、田榮は已に前に見えたるが如く、數項梁に負きたるのみならず、項羽の時に至りても、兵を率ゐ楚に從つて秦を擊たざりしかば封せられざりき、趙の成安君陳餘は張耳との不和より將印を棄てゝ去れるを以て項羽に從つて關に入らざりしも、項羽素常其賢にして趙に功あること、張耳に劣らざるを聞き居りしかば、此頃其南皮に在るを聞き、因りて南皮を繞ぐる三縣の地を以て之を封ぜり、今の天津府內にあり、又番君芮の部將梅鋗も功多きを以て之を十萬戶侯に封ぜり、項王は斯く當初の諸王を徙して、新に其將相の從軍者を王侯に封じ、然る後、自ら立ちて西楚の霸王と號し、梁楚に跨りて泗水・薛・郯・碭・東郡・鄣・會稽・東陽・吳の九郡に王とし、彭城に都す、今の徐州府是れなり、以上は皆項王が關中在陣中の事に係る、

【字解】　四塞、東に函谷、南に武關、西に散關、北に蕭關あり、說者、蔡生、或は云ふ韓生、沐猴、獼猴（サル）、天下初發ㇾ難時、難は亂をいふ、暴露、サラシアラハス、身の屋室內にあらざるを言ふ、暴の音バク、義帝雖ㇾ無ㇾ功、此言暗に義帝の假立なるを言ふ、放弒已に此に兆す、講解、和解、講又媾に作る、竝に和也、瑕丘申陽、瑕丘公、姓は申名は陽、瑕丘は本縣名、先下ニ河南郡一、時に未だ河南郡あらず、郡の字は衍なり、鄱君吳芮、鄱の音ハ、卽鄱陽、吳芮初め鄱縣の令たり、故に號して鄱君といふ、番君將梅鋗、番は鄱と同じ、西楚霸王、周末の楚國、版圖廣大、故に江陵地方を南楚と爲し、吳を東楚と爲し、彭城地方を西楚と爲す、項羽帝と稱せんか上に義帝あり、王と稱せんか諸王侯と混ず、故に特に霸王と曰ふ、

漢元年四月、諸侯罷ニ戲下一、各就ㇾ國、項王出之ㇾ國、使ニ人徙ニ義帝一曰、

ざれば違約の曲我にあり、是れ亦甚だ心に惡む所、加之、これが爲め諸侯我を信ぜず遂に背反するやも測り難し、是れ亦甚だ心に恐るゝ所、項王范增乃ち陰に謀つて曰く、巴蜀の地、道路險惡にして交通至難、故に秦の遷謫者皆蜀に居る、彼を此に葬り去るに如くはなしと、乃ち牽强の語を爲して曰く、巴蜀も亦關中の地なりと、故に沛公を立てゝ漢王と爲し、巴、蜀及び漢中の三郡に王たらしめ、南鄭に都す、而して關中の地をば三分して秦の降將を王とし恩を彼等に賣りて以て漢王東出の路を距塞せんとせり、其區分は、章邯を立てゝ雍王と爲し咸陽以西に王とす、廢丘に都す、今の西安府興平縣是れなり、邯の長史司馬欣は故櫟陽の獄掾として嘗て項梁に恩ありし者、都尉の董翳は本邯に勸めて楚に降伏せしめたる者なれば、欣を立てゝ塞王と爲し咸陽以東黃河以西に王とす、櫟陽に都す、今の西安府臨潼縣是れなり、翳を立てゝ翟王と爲し、上郡に王とす、高奴に都す、今の延安府是れより、魏王豹を徙して西魏王と爲し、河東郡に王とす、平陽に都す、瑕丘の申陽は趙相張耳の嬖臣なりしが、先きに河南の地を下し楚軍の鉅鹿を救ふ者を河上に迎へたる功あり、故に申陽を立てゝ河南王と爲し、三川郡に王とす、雒陽に都す、韓王成は從來の都城に因り潁川郡に王として陽翟に都す、今の開封府禹州是れより、趙の將司馬卬河内を定め、數回の功あり、故に立てゝ殷王と爲し、河内に王とす、朝歌に都す、今の衛輝府洪縣の東北にあり、趙王歇を徙して代王と爲す、代に都す、趙の相、張耳は素より賢名あり、又項王に從つて關に入る、故に耳を立てゝ常山王と爲し、趙の地に王とす、襄國に都す、今の順德府是れより、當陽君黥布は項梁以來楚の將として其功常に軍中に冠たり、故に布を立てゝ九江王と爲す、六に都す、今の廬州府六安州是れより、鄱君吳芮は蠻夷百越の衆を率ゐて諸侯の軍を輔け、又項王に從つて關中に入る、故に芮を立てゝ衡山王と爲し長沙郡の地に王とす、郴に都す、今の黃州府是れなり、義帝の柱國共敖は兵を率ゐ南郡を擊つて功多し、因りて其地を與へ敖を立てゝ臨江王と爲す、江陵に都す、今の荊州府是れなり、燕王韓廣を徙して遼東王と爲す、無終に都す、今の薊州王田縣是れなり、燕の將臧荼は楚に從ひ趙を救ひ其儘從て關に入る、故に

くして其寶貨と婦女とを收めて東歸せんとす、其殘忍貪婪なる大に沛公と異なり、天下を得ざるも亦宜なり、人或は項王に說きて曰く、關中は山河を阻隔して四面塞絕、形勢堅固なるに、地味も亦肥饒なれば、こゝに都し天下に霸として諸侯に號令すべしと、しかるに項王にありては、目には秦の宮室皆燒亡殘破して焦土の荒涼たるを見、心には鄕土を懷思して休まざれば、東歸を欲するの外また餘念なし、項王曰く、富貴にして故鄕に歸らざれば錦繡を衣て夜行するが如し、誰か其榮を知る者ぞと、嚮の說者、陰に之を譏つて曰く、世人言ふ、楚人は沐猴にて衣冠するのみと、衣冠は美なれども、衣冠する者の下卑なるを謂ふなり、今吾れ果して其然るを知ると、項王之を聞き怒つて其人を烹殺す、項王纔に成功したるばかりにて、富貴を鄕人に誇らんとす、是れ已に帝王の器にあらず、其天下を得ざるも亦宜なり、項王咸陽より使者を彭城に遣り關中平定の事を懷王に報命せしむ、王曰く、封侯の事は約の如くせよと、卽ち先づ咸陽に入り秦を破る者は其地に王とせんとの約を謂ふなり、此言尤も項王の意を害せり、項王乃ち天下平定の形式として、先づ懷王に尊號を奉りて義帝といふ、是れ空名を與へたるに過ぎず、而して項王自ら王たらんと欲し、其策として先づ諸侯の將相を王とせり、項王彼等に謂つて曰く、天下初めて大亂を發する時、便宜上、假りに周末諸侯の子孫を立てゝ以て秦を伐てり、然るに實際身に甲を被り劍を執り、其事に首として野外に暴露すること三年の苦辛を嘗め、秦を滅して天下を定めたる者は、皆將相諸君と某との力なり、義帝の如き何の功勞なしと雖も、名義の故と盟主たる以上は、當然吾輩の實功ある者に其地を分ちて之を王とすべきにあらずやと、諸將其己れに利なるを以て何の異議あるべき、一同辭をそろへて、善しと贊成したれば、乃ち天下を分つて諸將を立てゝ侯王と爲すことゝなれり、然るに爰に最も其處置に苦むは沛公なり、項王及び范增は沛公の他日天下を有せんことを疑ひて之を忌めども、業に已に鴻門の會見に和解したることなれば、今更故なくして之を除くことも爲し難し、然らば之を王とせんか、先づ秦を破る者は其地に王とせんとの約あれば關中形勝の地を與へざるべからず、與ふれば危險此上なし、然れども與へ

殷王、王河內、都朝歌、徙趙王歇爲代王、趙相張耳素賢、又從入關、故立耳爲常山王、王趙地、都襄國、當陽君黥布、爲楚將、常冠軍、故立布爲九江王、都六、鄱君吳芮、率百越佐諸侯、又從入關、故立芮爲衡山王、都邾、義帝柱國共敖將兵擊南郡功多、因立敖爲臨江王、都江陵、徙燕王韓廣爲遼東王、燕將臧荼從楚救趙、因從入關、故立荼爲燕王、都薊、徙齊王田市爲膠東王、齊將田都、從共救趙、因從入關、故立

都爲齊王、都臨菑、故秦所滅齊王建孫田安、項羽方渡河救趙、田安下濟北數城、引其兵降項羽、故立安爲濟北王、都博陽、田榮者、數負項梁、又不肯將兵從楚擊秦、以故不封、成安君陳餘棄將印去、不從入關、然素聞其賢、有功於趙、聞其在南皮、故因環封三縣、番君將梅鋗、功多、故封十萬戶侯、項王自立爲西楚霸王、王九郡、都彭城、

【講義】項王鴻門に留ること數日の後、兵を引きて西進し咸陽を屠り、既に沛公に降れる秦の子嬰を殺し、秦の宮室を燒く、其火三月の間消滅せざりき。斯

如約、乃尊懷王爲義帝、項王欲自王、先王諸將相、謂曰、天下初發難時、假立諸侯後、以伐秦、然身被堅執銳首事、暴露於野三年、滅秦定天下者、皆將相諸君與籍之力也、義帝雖無功、故當分其地而王之、諸將皆曰、善、乃分天下、立諸將爲侯王、項王范增疑沛公之有天下、業已講解、又惡負約、恐諸侯叛之、乃陰謀曰、巴蜀道險、秦之遷人皆居蜀、乃曰、巴蜀亦關中地也、故立沛公爲漢王、王巴蜀漢中、都南鄭、

而三分關中、王秦降將以距塞漢王、項王乃立章邯爲雍王、王咸陽以西、都廢丘、長史欣者、故爲櫟陽獄掾、嘗有德於項梁、都尉董翳者、本勸章邯降楚、故立司馬欣爲塞王、王咸陽以東至河、都櫟陽、立董翳爲翟王、王上郡、都高奴、徙魏王豹爲西魏王、王河東、都平陽、瑕丘申陽者、張耳嬖臣也、先下河南(郡)、迎楚河上、故立申陽爲河南王、都雒陽、韓王成因故都、都陽翟、趙將司馬卬、定河內、數有功、故立卬爲

に獻じ、玉斗一對は再拜して大將軍の足下に奉せしむと、項王曰く、沛公は何處に在るかと、良曰く、實を申せば、大王過失を吟味せらるゝ意ありと聞き、畏れて安ずる能はず、身を脫して獨り去れり、意ふに最早其軍に到れるならんと、項王は其璧を受けて之を坐上に置けるに、亞父は玉斗を下に置きたるのみならず、劍を拔き之を微塵に撞破り、項莊を罵る語氣にて、あゝ、豎子は相談相手にならぬ男なり、項王の天下を奪ふ者は必ず沛公ならん、見よ、今に我々は其俘虜と爲らんと叫べり、憤恨想ふべきなり、時に沛公已に霸上に歸り、立に曹無傷を誅殺せり、

【字解】 大行不レ顧ニ細謹ニ、大禮不レ辭ニ小讓ニ、行は固より謹愼を要とし、禮は相ひ讓るを本とす、然れども行の大なるものは、微細の謹を顧るを用ひず、禮の大なるものは、微小の讓を辭するに及ばず、之を略して可なり、何んとなれば枝葉に拘して大本を誤るを恐るれば也、蓋し古語ならん、白璧、璧は圓形扁平にして中心に孔ある玉、玉斗、玉にて作れる酒器、脫レ身、乘中より自己一身を脫出す、間行、間道より行く、度ニ我至ニ軍中ニ、度の音タク、測度（ハカル）也、間至ニ軍中ニ、間は少間（シバラク）也、不レ勝ニ桮杓ニ、酒を飲むに勝へず、桮杓は曲物にて酒を酌む器、杯の類、督レ過、督は督責（タヾシセム）、過は過失、唉、音キ、恨嘆の聲（アア）、

居數日、項羽引レ兵西、屠ニ咸陽ニ、殺ニ秦降王子嬰ニ、燒ニ秦宮室ニ、火三月不レ滅、收ニ其貨寶婦女ニ而東、人或說ニ項王ニ曰、關中阻ニ山河ニ四塞、地肥饒、可ニ都以霸ニ、項王見ニ秦宮室皆以燒殘破ニ、又心懷思欲ニ東歸ニ、曰、富貴不レ歸ニ故鄉ニ、如ニ衣レ繡夜行ニ、誰知レ之者、說者曰、人言楚人沐猴而冠耳、果然、項王聞レ之、烹ニ說者ニ、項王使ニ人致ニ命懷王ニ、懷王曰、

踏して曰く、今、席を立出づるとき、辭せずして出でたるは禮に於て不都合なるべし、之を爲すこと奈何と、樊噲曰く、大行は細謹を顧みず、大禮は小讓を辭せずとかや、今は如何なる場合ぞ、人は方に庖刀俎板と爲り、我は魚類肉類と爲れる場合にあらずや、何ぞ常禮に拘泥して辭し去ることを爲さんと、是に於て沛公遂に辭せずして逃去る、然れども徒に逃去らば後日の責恐るべし、故に乃ち張良を留めて項王に謝せしむることゝせり、張良沛公に問ふ、大王來る時、禮物として何物を持參せられたるかと、沛公曰く、我れ白璧一對、玉斗一對を持參せり、白璧は項王に獻じ、玉斗は亞父に與へんと欲したるなるが、其怒に會ひて之を差出す機會を失ひ敢て獻ぜざりき、公、我爲めに代り獻ぜよと、良謹諾と對ふ、是の時に當つて項王の軍は鴻門にあり、沛公の軍は霸上にあり、其距離四十里、甚だ遠きにあらず、沛公の去るや百餘の從騎は其儘殘し置き、己れのみ身を脱して馬に騎り、僅に樊噲・夏侯嬰・靳彊・紀信等の四人と走る、此四人は皆徒歩にて劍盾を持して從走る、元來本道は鴻門より西して南に折れ以て霸上に至る也、然るに沛公は今鴻門の南なる酈山の下より芷陽に道して斜に間道を取つて行くこととせり、沛公張良に別るゝ時、之に謂て曰く、此間道より吾軍に至るは二十里に過ぎざれば、暫時にして達すべし、君、我等が軍中に到る頃合を度りて乃ち入れと、言畢りて馳去り、少時にして軍中に達せり、我國人（日本人）の耳にて二十里の距離と聞きては容易の路程にあらず、而して沛公の歸陣此の如く迅速なるは驚くべきも、昨夜項伯が往復せる路なるを思はゞ、必ずしも怪しむに足らざるべし、況や捷路を取りたるに於てをや、又沛公樊噲は勿論、張良に至る迄出でて宴席を虚くしたる時刻より言へば、餘り久しきに過ぐるに、項羽范增の疑はざるも怪しむべきなれど、古人は已に漢人の宴會、中坐に多く更衣或は厠に行き竟に去りて主人知らざる者あり、意ふに當時の飲、今と少しく異なりと辯ぜり、況や沛公の未だ去らざるに項羽、陳平をして已に之を召ばしむ、不問に置けるにはあらざるなり、さて張良は時刻を度りて宴席に入り、謝して曰く、沛公酩酊の餘り、桮杓に堪へかね、親しく大王に辭する能はず、謹んで臣良をして白璧一對を奉じ再拜して大王の足下

俎、我爲魚肉、何辭爲、於是遂去、乃令張良留謝、良問曰、大王來何操、曰、我持白璧一雙、欲獻項王、玉斗一雙、欲與亞父、會其怒、不敢獻、公爲我獻之、張良曰、謹諾、當是時、項王軍在鴻門下、沛公軍在霸上、相去四十里、沛公則置車騎、脫身獨騎、與樊噲・夏侯嬰・靳彊・紀信等四人、持劍盾步走、從酈山下、道芷陽間行、沛公謂張良曰、從此道至吾軍、不過二十里耳、度我至軍中、公乃入、沛公已去、間至軍中、張良入謝曰、沛公不勝桮杓、不能辭、謹使臣良奉白璧一雙、再拜獻大王足下、玉斗一雙、再拜奉大將軍足下、項王曰、沛公安在、良曰、聞大王有意督過之、脫身獨去、已至軍矣、項王則受璧、置之坐上、亞父受玉斗、置之地、拔劍撞而破之曰、唉、豎子不足與謀、奪項王天下者、必沛公也、吾屬今爲之虜矣、沛公至軍、立誅殺曹無傷、

【講義】　沛公已に出づ、因りて其軍に走還らんとす、然るに項王都尉の陳平をして之を召ばしむ、斯かる事情にて其儘逃去るも體裁頗る惡しければ、沛公躕

下に覆せ、狙板として豚肩を載せ、劍を拔いて庖刀とし、肉を切りつゝ、頰ふくらして之を食ふ、項王其勇壯の狀を見、呼んで曰く、壯士、尙ほ能く飮むかと、樊噲曰く、臣今死ですら避け申さぬ、巵酒の二杯三杯、安んぞ辭するに足らんや、然れども巵酒は兎も角、臣一言、大王の省察を請はざるべからざるものあり、夫れ秦王虎狼の如き心を以て、人を殺戮することは其數を擧ぐる能はざるが如く多く、人を刑罰することは其煩に勝へざるを恐るゝが如く勤む、故に天下皆之に叛けるなり、(秦を借りて項羽に諷する)懷王諸將と約して曰く、先づ秦を破り咸陽に入る者は之を王とせんと、今沛公先づ秦を破り咸陽に入り、一貨一物も敢て其身に近づくる所あらず、秦の宮室を封閉して退いて霸上に宿陣し、以て大王の來着を待てり、故に將を遣り關を守れることは、他盜の出入と非常の變とに備ふるに過ぎず、豈に他意あらんや、沛公の勞苦して功の高きこと此の如し、然るに未だ封侯の褒賞もあらず、却つて小人の說を信聽し、有功の人を誅せんとせらるゝは道を得たりと謂ふべきか、畢竟亡秦の繼續者のみ、失禮ながら大王の爲めに取らざるなりと、短刀直入の一言、是れ亦項王の肺腑を刺しけん、項王何等の返答をもせず、只云ふ、坐せよと、噲、張良に從ひ西向に坐したり、少時にして沛公起ちて厠に往く、因りて噲を招きて座を出でぬ、

【字解】　同レ命、死生を倶にす、命は生命也、帶劍、長時間の休息に劍を釋き居れる故、今之を帶ぶ、交戟、衞士軍門の兩側に立つ、故に其戟左右より相ひ交る、不レ內、內は納と同じ、披レ帷、帷トバリと訓ず、入口に垂るゝ者、目眦、音モクセイ(マナジリ)、按レ劍而跽、劍を操りて膝上に按じ、膝を屈して劍を承くるを謂ふ、跽の音キ、啗レ之、啗の音カン(クラフ)、細說、細人の說、細人は小人、竊爲二大王一不レ取也、竊は謙辭、不レ取は不利益なればなり、

沛公已出、項王使三都尉陳平召二沛公一、沛公曰、今者出、未レ辭也、爲レ之奈何、樊噲曰、大行不レ顧二細謹一、大禮不レ辭二小讓一、如今人方爲二刀

殺人如不能擧、刑人如恐不勝、天下皆叛之、懷王與諸將約曰、先破秦入咸陽者王之、今沛公先破秦入咸陽、毫毛不敢有所近、封閉宮室、還軍霸上、以待大王來、故遣將守關者、備他盜出入與非常也、勞苦而功高如此、未有封侯之賞、而聽細說、欲誅有功之人、此亡秦之續耳、竊爲大王不取也、項王未有以應、曰、坐、樊噲從良坐、坐須臾沛公起如厠、因招樊噲出、

【講義】 されども沛公の身は今や風前の燈火なり、

是に於て張良起ちて從騎の待ち居たる軍門に至り樊噲を見る、噲、張良を見るや直に問ふ、今日の事善惡何如と、良曰く、甚だ急なり、今や項莊劒を拔いて舞ふ、舞ふと雖も眞意は沛公の身上にあるらし、噲曰く、此れ迫れり、一息の猶豫を許さず、臣請ふ入りて公と死生を同じうせんと、卽時に劍を帶び盾を擁して軍門に入る、軍門の左右に立てる交戟の衞士、之を止めて納れざらん欲しゝも、噲物ともせず、擁する盾を側てゝ矢庭に衞士等を撞仆して遂に入り、帷を掻上げ西向に突立ち、大の眼を瞋らして項王を視る、頭髮逆立ちし、眦こと〴〵く裂けたり、項莊輩肝膽の破れしは言を俟たず、萬夫不當の項王すら劍に手を掛け片膝立直して身構へながら呼んで曰く、客は是れ何爲る者ぞと、張良曰く、沛公の倍乘者樊噲と申す者なりと、項王曰く、壯士、之に巵酒を賜へと、言下に其臣一斗入れの巵酒を與ふ、噲は難有く存ずると一禮して再び起上り、立ちながら之を飲む、項王又呼ぶ、肴無かるべからず、之に豚肩を賜へと、臣下又之を與へたるも、故意にせるにや、生なる豚肩を與ふ、然るに樊噲毫も困却したる氣色もなく、持來たれる盾を

揣けれども劍舞せんと、項王諾と許せしかば、項莊然らばと劍を拔き起つて舞出しぬ、項伯之を見、只事ならずと心付きければ亦劍を拔いて項莊と相ひ列んで舞ふ、莊、沛公の座前に至れば直二と思へども、項伯いつも巧に其間に立入りて身を以て沛公を翼蔽する故、莊擊つことを得ざるに苦めり、

【字解】 令將軍與臣有郤、郤は隙也、亞父、亞は次也、之を尊敬すること父に次ぐ意、猶ほ齊桓公の管仲を稱して仲父とせし類、玉玦、玦は形、環に似て一端を缺き、端尖れり、古人佩びて飾となし且つ結べる紐などを解くときの用に供す、爲人不忍、不忍は俗の所謂人好にて人に對して思切つたることの出來ぬを謂ふ、若入前爲壽、若は爾汝(ナンヂ)、俗にオマヘ、翼蔽、鳥の翼にて雛を蔽ふが如き態を爲す、

於是張良至軍門、見樊噲、樊噲曰、今日之事何如、良曰、甚急、今者項莊拔劍舞、其意常在沛公也、噲曰、此迫矣、臣請入、與之同命、噲卽帶劍擁盾、入軍門、交戟之衛士、欲止不內、樊噲側其盾以撞衛士、仆地、噲遂入、披帷西嚮立、瞋目視項王、頭髮上指、目眥盡裂、項王按劍而跽曰、客何爲者、張良曰、沛公之參乘樊噲者也、項王曰、壯士、賜之卮酒、則與斗卮酒、噲拜謝起、立而飲之、項王曰、賜之彘肩、則與一生彘肩、樊噲覆其盾於地、加彘肩上、拔劍切而啗之、項王曰、壯士、能復飮乎、樊噲曰、臣死且不避、卮酒安足辭、夫秦王有虎狼之心、

之、不者若屬皆且爲所虜、莊則入爲壽、壽畢、曰、君王與沛公飮、軍中無以爲樂、請以劍舞、項王曰、諾、項莊拔劍起舞、項伯亦拔劍起舞、常以身翼蔽沛公、莊不得擊、

【講義】明くれば、沛公故に其從者を寡少にし、僅に百餘騎を從へ、項王に謁見せんが爲め鴻門に至る、項王に謝して曰く、臣劉邦、將軍と力を協せて暴秦を攻め、將軍は黃河の北に戰はれ、臣は河南に戰へる次第なるが、微力の某、能くも先づ關に入り秦を破り、此地に於て再び將軍に拜謁するの榮を得んとは實に自ら豫期せざりし所、欣幸何ぞ堪へん、然るに今小人の言ありて、將軍と臣との間に隙を生ぜしめんと圖れる由なれども、臣何ぞ將軍の德に背かん、幸に諒察せられよと、項王曰く、籍とて輕しく流言を信じて君を疑へるには非ず、實は君が左司馬の曹無傷云々の報告をなせり、然らざれば籍の君を疑ふ何を以て此の如きに至るべきと、項羽より却て辯解に出でたるのみならず、久々の會見誠に以て喜悅の至りなりとて、卽日沛公を留めて酒宴を開くことゝなりぬ、其席たる、項王と項伯は東向して坐し、亞父は南向して坐す、亞父とは餘人にあらず、卽ち范增の敬稱なり、沛公は之に對して北向して坐し、張良は其側に西向して侍坐せり、范增沛公を除くに好機逸すべからずとし、宴中畏ろしき眼光にて項王にめくばせし、腰間に佩びたる玉玦を擧げて合圖すること數回、是れは玦は決と同音なる故、速に決斷せよとの謎なりし也、されども項王は默然として毫も之に應ずる氣色もなし、范增堪へかね、座を起出でて、項羽の從弟項莊を召び、謂つて曰く、君王（項羽を指す）の人柄、情に脆くして決斷に乏し、汝宴席に入り前んで盃を獻じて祝辭を述べ畢らば、請ひて劍舞に事寄せ、沛公を其座に擊殺せ、然らずして彼を生還せしめなば、久しからずして汝等は彼の俘虜とならんと、項莊實にもと頷き、宴席に入りて壽し畢つて曰く、君王久振りにて沛公と飮まるゝに、軍陣中是れといふべき慰もなければ、

なるべけれど、沛公の分疏も順にして明白、項伯の言も亦理あれば、項王遂に沛公を擊たざる事を許諾せり、然れども項王の疑念全く霽れ、中情悅んで之を許せるにはあらず、況んや謀主范增、此際是非共沛公を除かんと思詰めたることとなれば、明日の會見、沛公の安危は未だ遽に判じ易からざるなり、

【字解】項伯、名は纒、伯は其字、大王、張良は未だ王たらざるの沛公を呼んで大王と爲す筈なし、唯太史公が文章上の語と知るべし、鯫生、鯫の音ソウ、姓なり、距レ關毋レ內二諸侯一、距は塞也、毋は無也、內は納也、吾得二兄事一、得とは、心に斯くしたしと願ふ辭、兄事は兄に對する禮を以て之に事ふるなり、要二項伯一、要とは是非共斯くせよと求むる也、巵酒、巵は大杯、爲壽、杯を尊者に進めて無疆の壽を獻ず、秋毫、極少、不二敢有一レ所レ近、近とは、我身に近づくる也、卽ち取つて自己の物と爲す意、籍吏民、籍は簿籍、不三敢倍二レ德、倍は背（ソムク）、德は恩、

沛公旦日從二百餘騎一、來見二項王一、至二鴻門一謝曰、臣與二將軍一戮レ力而攻レ秦、將軍戰二河北一、臣戰二河南一、然不レ自意、能先入レ關破レ秦、得三復見二將軍於此一、今者有二小人之言一、令二將軍與一レ臣有レ郤、項王曰、此沛公左司馬曹無傷言レ之、不レ然、籍何以至レ此、項王卽日、因留二沛公一與飮、項王項伯東嚮坐、亞父南嚮坐、亞父者范增也、沛公北嚮坐、張良西嚮侍、范增數目二項王一、擧二所レ佩玉玦一、以示レ之者三、項王默然不レ應、范增起出、召二項莊一、謂曰、君王爲レ人不レ忍、若入前爲レ壽、壽畢請以レ劍舞、因擊二沛公於坐一殺レ

說きて云ふ、關門を塞ぎ後至の諸侯を納るゝ勿れ、然せば秦の地を擧げて盡く王たるべきなりと、吾も一時尤もと思ひたる故、其說に從へるなりと、良曰く、試に大王の士卒を料るに、其數其鋭、以て項王の士卒に當るに足る乎と、沛公默然として一言なかりしが、少時にして曰く、信に彼れに如かざるなりき、そは兎もあれ、この場合如何にすべきかと、良曰く、臣請ふ出でて項伯に謂つて沛公の敢て項王に背反せざるの事情を說明せん、項伯之を項王に轉語して幸に其怒を釋くを得ば、或は事無きを得んか、危急の場合他に復た良策なしと、沛公曰く、君何によつて項伯と斯かる親しき緣故あるかと、良曰く、秦の時に彼れ臣と交游せるが、彼嘗て殺人罪を犯したるに、臣之を匿して生命を救へることあり、今、事良が身に急なるを以て幸にも來告ぐるなりと、沛公曰く、其年齡の少長は君といづれ、良曰く、臣より長ぜり、沛公曰く、然らば吾に對しても亦年長者なり、君我が爲めに呼入れよ、吾れ願くは之に兄事せんと、張良再び表に出で、沛公の意を告げ、項伯に强ひて請ふ、張良の請に項伯も已むを得ず、直に入りて沛公に見ゆ、沛公恭しく先づ巵(スホサカヅキ)に盈てたる酒を項伯に進めて其壽を祝し、次に將來婚姻を通じて親戚の好(ヨシ)みを結ばんとまで懇誠を表したる後、之に說いて曰く、某(ソレガシ)關中に入りて金銀財物聊かも私する所あらず、吏員民口は明に簿冊に記し、府庫は一切之を封じて手を觸れしめず、以て將軍(項羽を指す)を待受けたり、將を遣り函谷を守らしめたる所以は、戰亂の今日、他の盜賊の出入と非常の變に備ふる事情已むを得ざるに出でたるのみ、斯くして日夜に將軍の到るを待てり、豈に敢て反せんや、願くは伯、某の爲めに將軍に向つて某の敢て從來の恩誼に背かざることを言はれよと、項伯之を許諾し、沛公に謂つて曰く、此事勿論某よりも申すべきも、君に於ても明日早朝鴻門へ參陣せられて一言謝せられざれば不可なりと、沛公曰く、承知せりと、是に於て項伯再び夜中に辭し去つて其軍中に至り、沛公の言を落ちなく項王に告げ、更に自己の意を以て之に言ひて曰く、沛公先づ關中を破り秦の巢窟を覆したるにあらざれば、公豈に容易に入るを得んや、沛公は大功ありと謂はざるべからず、今、人大功あるに反つて之を擊つは不義ならん、大功あるに因りて之を好遇せんこそ道

沛公曰、孰與君少長、良曰、長於臣、沛公曰、君爲我呼入、吾得兄事之、張良出要項伯、項伯卽入見沛公、沛公奉巵酒爲壽、約爲婚姻、曰、吾入關、秋豪不敢有所近、籍吏民、封府庫而待將軍、所以遣將守關者、備他盜之出入與非常也、日夜望將軍至、豈敢反乎、願伯具言臣之不敢倍德也、項伯許諾、謂沛公曰、旦日不可不蚤自來謝項王、沛公曰、諾、於是項伯復夜去、至軍中、具以沛公言報項王、因言曰、沛公不先破關中、公豈敢入乎、今人有大功、而擊之不義也、不如因善遇之、項王許諾、

【講義】楚の左尹の官に居れる項伯なる者は項羽の季父なるが、素と韓の張良に親善なりき、是の頃張良沛公に從つて其軍中にありしかば、項伯良が身の危きを慮り、夜中に馳せて沛公の軍陣に往き、私を以て張良に會見し委曲に項羽が沛公に對する事件を告げて、良を呼出し伴去らんと欲して曰く、君は韓の臣なれば、沛公に從つて倶に死するは無益なりと、然るに張良肯はずして曰く、僕は韓王の命にて沛公が西征を送れる者なり、今沛公危急の事あるに、之を棄てゝ獨り逃去るは不義なり、如何ありても之を沛公に告げざるべからずと、乃ち幕中に入りて委細を沛公に告ぐ、意外の事とて、沛公大に驚きて曰く、斯かる場合如何に處すべきとて、殆ど爲す所を知らず、張良直に之に對へず、却て問ふ、大王の爲めに此關門守備等の策を畫せる者は誰なりしぞと、沛公曰く、鯫生我に

ながら、寸毫も取る所なく、一人も近幸する所なきは、本是れ人望を得ん野心にて其目的たる小にあらず、吾れ術士を遣り、彼が陣營に立昇る氣を望ましむるに、其狀龍虎を爲し、其色五彩を成すと、是れ即ち天子の氣なり、此度の罪過のあるこそ好機なれ、將軍それ急に擊つて之を失ふ勿れと慫慂せり、

【字解】函谷關、漢書に至函谷關に作る、關は、舊新二あり、舊は弘農の衡山嶺にあり、新は河南の穀城にあり、項羽が入れるは即ち舊關、戲西、戲は水名、北流して渭水に入る、鴻門は即ち其西岸にある阪口の名、霸上、地名、霸水の西、霸水も亦北流して渭に合す、其志不在小、天下を取らん大望あるを言ふ、五采、青赤黃白黑、采は彩に同じ、

楚左尹項伯者項羽季父也、素善留侯張良、張良是時從沛公、項伯乃夜馳之沛公軍、私見張良、具告以事、欲呼張良與俱去、曰、毋從俱死也、張良曰、臣爲韓王送沛公、沛公今事有急、亡去不義、不可不語、良乃入、具告沛公、沛公大驚曰、爲之奈何、張良曰、誰爲大王爲此計者、曰、鯫生說我曰、距關毋內諸侯、秦地可盡王也、故聽之、良曰、料大王士卒、足以當項王乎、沛公默然、曰、固不如也、且爲之奈何、張良曰、請往謂項伯、言沛公不敢背項王也、沛公曰、君安與項伯有故、張良曰、秦時與臣游、項伯殺人、臣活之、今事有急、故幸來告良、

曹無傷、使人言於項羽曰、沛公欲王關中、使子嬰爲相、珍寶盡有之、項羽大怒曰、旦日饗士卒、爲擊破沛公軍、當是時項羽兵四十萬在新豐鴻門、沛公兵十萬在霸上、范增說項羽曰、沛公居山東時、貪於財貨、好美姬、今入關、財物無所取、婦女無所幸、此其志不在小、吾令人望其氣、皆爲龍虎、成五采、此天子氣也、急擊勿失、

【講義】項羽は是れより行く〳〵秦の地を略取平定しつゝ、函谷關に向つて進發す、已に到れば一隊の兵ありて關を守衞し、直に入るを得ず、又沛公劉邦已に我に先ちて武關より入り咸陽を破れりと聞きたれば、怒ること甚しく、黥布等の猛將に命じ關門を擊破せしめて、遂に關中に入りて戲西に到れり、時に沛公は霸上に陣したりしが、未だ項羽と會見するを得ざる間に、沛公が左司馬の官、曹無傷といふ者、人を以て項羽に密告せしめて曰く、沛公は關中豐富の地に王たらん野心ありて、降王子嬰を其相たらしめて秦の民望を收め、又咸陽府庫中の珍寶は悉く己が所有に歸せしめたりと、項羽之を聞き、重ねて大に怒を發して曰く、さて〳〵憎むべきは沛公が所爲なるかな、よし、吾れ明朝士卒を饗し慰勞を舉りなば、直に爲めに擊つて沛公が軍を破摧せんと、是の時に當つて、項羽が兵は四十萬にて新豐の鴻門に陣せり、沛公が兵は十萬人、少しく隔りて鴻門の西南なる霸上に陣せり、其兵數項羽が軍の四分の一なるに、勇猛天下に敵なく而も烈火の如く怒れる彼に擊たるゝは、一夜の後に切迫せり、豈に危險の至りならずや、特に項羽が謀主なる居巢の范增、羽に說いて曰く、沛公山東に居れる時は、財貨を貪り美人を好んで、不埒至極の男なりしに、今財物山を成し、婦女林の如き關中に入り

十餘萬人新安城南、

【講義】大軍已に新安に到着したるが、爰に一大慘劇を惹起せり、其故を尋ぬるに、現在山東諸侯の吏卒たる者、數年前まで秦の爲めに或は繇使或は屯戍に徴發せられて秦中を經過したるに、當時秦中の吏卒は之を輕侮し其待遇無法の事多かりき、然るに時勢一變、今や秦軍諸侯に降伏する運命となり、諸侯の吏卒は戰勝の勢を頼み、多年の鬱憤を霽すは此時と、多くは彼等を奴隷同樣に使役して輕しく之を折辱す、されば秦の吏卒等多くは竊に相ひ語りて曰く、章將軍等は已に吾等を欺きて諸侯に降れり、諸侯の軍今能く關內に進入して秦を破らば、我等にも極めて好都合なれども、若しも破ること能はざるときは、諸侯は吾等を俘虜として東歸せん、然らば吾等の虐待せらるゝは一層甚だしきのみならず、秦は必ず盡く吾父母妻子を誅殺せん、當に之を如何すべきと、其議頗る不穩の狀あり、山東の諸將微に其謀計を聞き項羽に告げたれば、項羽乃ち當陽君黥布及び蒲將軍を召し、竊に計りて曰く、秦の吏卒我に降れりと雖も其數尙衆多にして心內亦服せざること此の如し、遠く彼等の鄕里なる關中に至りて後ち、我命令に聽從せざることあらんか、事實に危險なり、然らば未だ關に入らざるに先ち悉く之を擊殺して唯、章邯及び其長史の欣、都尉の翳のみを生存せしめて之と秦に入るを得策とすと、是に於て楚軍夜に乘じ、秦卒を襲ひて其二十餘萬人を新安縣城の南方に阬殺せり、是れを漢の元年十一月の事なりとす、

【字解】異時、猶ほ他日と言はんがごとし、過去將來幷に稱す、多無狀、多とは其大部分の意、以下二字皆同じ、無狀は俗の無禮或は無法の謂、即不能、即は若（モシ）なり、

行略定秦地、[至]函谷關、有兵守關、不得入、又聞沛公已破咸陽、項羽大怒、使當陽君等擊關、項羽遂入、至于戲西、沛公軍霸上、未得與項羽相見、沛公左司馬

るに乘じ、蒲將軍に命じ晝夜を通じ迅速に兵を引いて三戸津より渡過して漳南の一處に軍せしめ、秦軍と戰ひ兩度まで之を破りたれば、項羽其機を逸せず、總軍を引率して秦軍を鄴西の汙水上に擊ち大に之を破れり、是に於て章邯愈、恐れ、再び使者を以て項羽に見えしめて降伏を約せんとす、項羽軍吏を召して謀議して曰く、彼已に大敗し約を請ふもの再度に及べり、而して我に於ても糧食少ければ、吾は其請を聽許せんと欲す、可否何如と、軍吏齊しく贊成して曰く、善しと、項羽乃ち邯の使者に許諾の意を傳へて、邯と與に洹水の南方、殷都の墟に於て會見すべきを期す、章邯約の如く其地に至りて已に盟ひ畢れば、項羽に見えて流涕し、親しく爲に趙高の姦邪專恣の事を說きて慨然たりき、項羽之を憐み乃ち之を立てゝ雍王と爲して楚の軍中に留置し、其長史の欣を上將軍とし、章邯が軍を率ゐて討秦同盟軍の先導たらしめ、遂に西進して新安縣に到著せり、

【字解】 狐疑、狐性疑多し、故に疑惑を狐疑といふ、候始成、候は軍候にて官名、始成は其人の名、殷墟、殷の盤庚が都城の墟、北冢と名く、

諸侯吏卒、異時故繇使屯戍過秦中、秦中吏卒遇之多無狀、及秦軍降諸侯、諸侯吏卒乘勝、多奴虜使之、輕折辱秦吏卒、秦吏卒多竊言曰、章將軍等、詐吾屬降諸侯、今能入關破秦、大善、卽不能、諸侯虜吾屬而東、秦必盡誅吾父母妻子、諸將微聞其計、以告項羽、項羽乃召黥布・蒲將軍計曰、秦吏卒尙衆、其心不服、至關中不聽、事必危、不如擊殺之、而獨與章邯・長史欣・都尉翳入秦、於是楚軍夜擊阬秦卒二

面して孤と稱せざる、此事、身鈇質に伏して重刑に遇ひ、妻子を併せて大戮となるに比視せば、孰れか是れ榮、孰れか是れ辱、請ふ之を熟思せよと、

【字解】　讓章邯、讓は責也、司馬門、宮垣兵衞の在る所、皆司馬の官ありて之を司る、故に其外門を司馬門と呼ぶ、故道、故はモトと訓ず、前來の道路、咸陽の西に故道縣あり高祖紀に見ゆ之と混ずる勿れ、疾妒、疾は嫉と通ず、北阬馬服、趙將の趙奢、馬服君と號す、其子の括も其號を承く、白起括を射殺し、降卒四十萬を阬にす、楡中地、秦の上郡に在り、蒙恬楡樹を植ゑて塞をつくる、故に此名あり、楡は胡駒の突衝を防ぐに便なればなり、内郤、郤は隙也、政府の我と隙ある者、南面稱孤、君主の座位は北にありて南面す、王公は自稱して孤といふ、身伏鈇質、其身要斬の刑に遭ふ、鈇は斧、質は人を斬る椹、妻子爲僇、僇は戮と同じ、

章邯狐疑、陰使候始成使項羽、欲約、約未成、項羽使蒲將軍日夜引兵度三戶、軍漳南、與秦戰再破之、項羽悉引兵擊秦軍汙水上、大破之、章邯使人見項羽、欲約、項羽召軍吏謀曰、糧少、欲聽其約、軍吏皆曰、善、項羽乃與期洹水南殷墟上、已盟、章邯見項羽而流涕、爲言趙高、項羽乃立章邯爲雍王、置楚軍中、使長史欣爲上將軍、將秦軍爲前行、到新安、

【講義】　斯く内外二人より忠告を受けたれば、章邯始て孤疑を懷き、陰に其軍候名は始成といふ者をして項羽が軍中に使者たらしめて、降を約せんと求めたるも、章邯は本、秦の名將なれば項羽遽に信ぜず、先づ之を擊破し其膽を奪ひ其心事を確めたる上にて之を許すに如かずと思惟しけん、約の未だ成立せざ

こと明なれば、欣危懼して章邯が軍に走還せり、欣又趙高の追はんことを慮り、敢て來時の道路に出でずして別路より走れり、趙高果して人をして之を追はしめたりしも路已に異なるを以て及ばざりき、欣、章邯が軍に到り、邯に報告して曰く、趙高丞相を以て獨り事を國內に擅にし、彼が下にある者何事も爲すべきやう無し、今我軍、戰能く勝つとも、趙高必ず吾功を嫉妬すべし、戰勝つ能はざれば、死罪を免れざるは勿論なり、然らば勝にも敗にも、吾輩は終に彼が禍害を脱し難し、願くは將軍之を熟計せよと、時に趙將陳餘も亦章邯に書を遺(オク)りて曰く、昔、白起、秦の將と爲り、南の方、楚を征して鄢郢の二都を取り、北の方、趙を討ちて馬服君が軍四十萬を阬殺し、其他敵城を攻陷し、敵地を略取したること殆んど算し難かりき、而も其末路は死を賜りしにあらずや、蒙恬、秦の將と爲り、北の方戎狄を逐除け、以て楡中の地を開拓せること數千里なりき、而も其結局は陽周縣にて斬られたるにあらずや、秦の薄恩此に至れる所以は何ぞ、諸將の功多き、秦限ある地を以て盡く之を封ずること能はざるが故に、其過失あるに及んで法律を假りて之を誅除する方法を取ればなり、今、將軍も秦の將と爲れること已に三歲、其間戰敗に因りて喪失せる所の兵は十萬を以て數ふるに至れり、而して山東の諸侯竝に起る者、愈、多きを加ふ、彼の丞相高は素常諂諛を以て主君の明を蔽ひ、其寵遇を保ち來れること久しけれども、今日の形勢となり、百事急迫して、最早隱蔽し難ければ、二世の己を誅罰せんことを恐る、故に彼は國法を假り將軍を誅して敗戰の責を塞ぎ、他人をして更に將軍に代らしめて以て自己が蒙るべき誅戮の禍を脱れんと欲するなり、夫れ將軍出征して外に居ること久しくして、丞相を始め內隙の多きこと此の如し、しからば功あるも誅せられ、功なきも誅せられん、豈に危からずや、且つ此次の大亂、天の暴秦を亡すものなることは、智者愚者を問はず天下皆之を知れり、然るに今將軍の境遇たる、內、主君に對しては、姦邪に妨げられて直諫する能はず、外、大敵に對しては亡國の將となり、內外援なく、四面皆敵、孤特獨立して永久存在せんことを求むる、豈に哀しからずや、將軍何ぞ兵鋒を轉じて諸侯と合從し、相約して共に秦を攻め、其地を分ちて一方に王となり、南

中、下無可爲者、今戰能勝、高必疾妒吾功、戰不能勝、不免於死、願將軍孰計之、陳餘亦遺章邯書曰、白起爲秦將、南征鄢郢、北阬馬服、攻城略地、不可勝計、而竟賜死、蒙恬爲秦將、北逐戎人、開楡中地數千里、竟斬陽周、何者功多秦不能盡封、因以法誅之、今將軍爲秦將三歲矣、所亡失以十萬數、而諸侯竝起滋益多、彼趙高素諛日久、今事急、亦恐二世誅之、故欲以法誅將軍以塞責、使人更代將軍以脫其禍、夫將軍居外久、多內郤、有功亦誅、無功亦誅、且天之亡秦、無愚智皆知之、今將軍內不能直諫、外爲亡國將、孤特獨立、而欲常存、豈不哀哉、將軍何不還兵與諸侯爲從、約共攻秦、分王其地、南面稱孤、此孰與身伏鈇質、妻子爲僇乎、

【講義】 時に秦の章邯猶ほ鉅鹿の南方棘原の地に陣せり、項羽漳水の南岸に陣して之と對持して未だ交戰せざるに、秦軍兵氣沮喪し、退却數回に及びしかば、二世皇帝、使者を以て之を責讓せしむ、邯罪を獲んことを恐れ、其長史司馬欣をして事情を分疏し指揮を請はしめんが爲め上京せしむ、欣咸陽に到り、司馬門に留りて召を待つこと三日に及べるも、丞相趙高召見せず、是れにて彼が章邯を信ぜざるの心ある

燒拂ひ、唯、三日分の糧食を携帶するのみ、斯して最早此處を出發するからは必死の覺悟を以て秦軍に突入するのみと決して一點歸還の心無きことを其士卒に示せり、是に於て全軍疾風の勢を以て途中の秦軍を碎破して北進し、鉅鹿城下に到達すれば直に王離を圍んで其軍と遭遇し、相戰ふこと九回にして、彼れが生命と賴める甬道を絕ち、大に之を破りて其將蘇角を殺し、王離を捕虜にす、涉間は楚に降らず自ら火中に投じて死したり、是の時に當つて楚兵の銳勇なること實に諸侯の軍に冠絕せり、元來燕齊代等諸侯の軍も趙の厄急を聞きて、鉅鹿城下に赴援したる者、十餘所に壘壁を連ねたるも、僅に其壁を保守するのみにして、敢て兵士を其外に縱ちて秦軍と鋒を接するものなかりき、項羽の秦軍を擊つに及びて、他の諸將皆壘壁上より秦楚兩軍の戰狀を望觀するに、楚の戰士の勇猛なる、一以て十に當らざる者なく、大呼奮擊の聲九天に震動す、其壯絕悽愴なる、望觀の人々惴々然として恐怖せざるはなし、是に於て項羽已に秦軍を破り、諸侯の將を召見したるに、陣門に入れば恐懼の餘盡く膝行して前み、一人の敢て仰首して彼を正視し得る者なかりき、楚の上將軍なる項羽は是に由りて始めて諸侯の上將軍となり、諸侯の軍皆其指揮に屬せり、

【字解】 釜甑、甑はコシキ、俗に井籠と謂ふ、廬舍、庶民の住む家屋、甬道、前節に解す、縱兵、陣を離れて其兵を出す、惴恐、惴音ズヰ、亦恐なり、轅門、軍行車を列べて陣と爲し、車轅相向ふ、故に陣門を轅門といふ、轅はナガエと訓ず、俗に梶棒と謂ふ、膝行而前、膝頭にて歩みて前方に出づ、

章邯軍棘原、項羽軍漳南、相持未戰、秦軍數卻、二世使人讓章邯、章邯恐、使長史欣請事、至咸陽、留司馬門三日、趙高不見、有不信之心、長史欣恐、還走其軍、不敢出故道、趙高果使人追之、不及、欣至軍報曰、趙高用事於

邪杜爲梧と、家屋の小杜と邪杜とは他の材を支持するに用ふるにより借りて抵抗の意となす、報命、君上に報告す、

項羽已殺卿子冠軍、威震楚國、名聞諸侯、乃遣當陽君・蒲將軍、將卒二萬、渡河救鉅鹿、戰少利、陳餘復請兵、項羽乃悉引兵渡河、皆沈船、破釜甑、燒廬舍、持三日糧、以示士卒必死無一還心、於是至則圍王離、與秦軍遇、九戰、絕其甬道、大破之、殺蘇角、虜王離、涉間不降楚自燒殺、當是時、楚兵冠諸侯、諸侯軍救鉅鹿下者十餘壁、莫敢縱兵、及楚擊秦、諸將皆從壁上觀、楚戰士無不一以當十、楚兵呼聲動天、諸侯軍無不人人惴恐、於是已破秦軍、項羽召見諸侯將、入轅門無不膝行而前、莫敢仰視、項羽由是始爲諸侯上將軍、諸侯皆屬焉、

【講義】項羽已に卿子冠軍宋義を誅殺し勢威は楚國の内に震ひ、名聲は諸侯の國に聞ゆ、乃ち先づ部將の當陽君及び蒲將軍を遣して二萬の士卒を將ゐて黃河を渡りて鉅鹿の圍を救援せしめしも、敵軍盛强にして楚軍勝利少く、趙の將、陳餘よりも重ねて援兵を項羽に請求し來りたれば、項羽遂に意を決し、乃ち楚の全軍を擧げて自ら之を引率し、黃河を渡れば各隊に通じて其渡船を河水に沈め、又陣中用ひたる釜甑等の炊爨具は之を破壞し、宿陣に充てたる民家は之を

となれば、其趙を取るは必然の勢なり、趙取られて秦の力は益〻強を加ふるばかり、何んの疲敝を待つて乘ずるか、且つ國兵新に破敗し、吾が王坐するも席に安んじ給はず、國內の人數を出拂にして專ら之を將軍に委屬せられたるなり、されば國家の安危は懸つて此一擧にありとも謂ふべき場合、然るに毫も士卒の飢寒を恤む心もなく、徒に其子の出世、其子の送別などに奔走して一己の私事を營むばかり、彼は實に社稷の臣にあらずと言ひ出しぬ、斯かる內に宋義は無鹽より還り來れば、次將項羽は早天を冒して上將軍に參謁と披露し、彼が帳の內に於て一刀に宋義の頭を斬落せり、而して令を軍中に出して將士に告げたる口上には、此度宋義齊と密謀を通じて楚國に反けるに依り、我王內旨を以て項羽に仰せて誅戮せしめらると、是の時に當つて諸大將いづれも項羽の威力に怖ぢ居たれば、此事に就いて誰一人として彼是云ひて反抗する者もなく、一同口を揃へて、諸人に先立ち我楚國を建立したるは將軍の家なれば、今將軍も國家の爲めに反亂者を誅戮したるにて、當然の事なりと贊辭を呈し、共同して項羽を立てゝ假上將軍とせり、假と言ふは、未だ公然懷王の許可を得ざるが爲め遠慮したるなり、さて已に宋義を殺し、其子を生し置きては後日の爲めならずと、至急人を走らせ宋襄に齊の國境內に追及びて之を殺さしめたり、斯て桓楚を使者とし彭城に至りて、宋義誅戮の顚末を懷王に報告せしむ、懷王何の異議もなく諸將の定めたるまゝ項羽をして上將軍たらしむ、是れ秦の二世の三年十一月の事に係る、是に於て一時卿子冠軍に屬せる當陽君・蒲將軍等も皆項羽に從屬せり、

【字解】 無鹽、縣名、今の山東泰安府にあり、高會、大會、芋菽、菽は豆、芋と豆とを雜へて糧食の代りにする、漢書には半菽に作る、其註に半は量器の名、半升を容ると、然らば半菽とは五合の豆なり、見糧、現在の糧食、因趙食、趙の糧食にたよる、新造之趙、今立つたばかりの趙國、其勢、其なりゆき、埽境內、國境內を奇麗に掃除したる如くに兵士を一人も殘さず出せる意、恤士卒、恤は哀恤にてウレフ又アハレムと訓ず、徇其私、徇は營也、私事にばかり力を入るゝ意、卽其帳中、上將軍の居る帳の內に就きて、莫敢枝梧、敢て一人として抵抗する者なし、註に曰く、小柱爲レ枝、

亂、乃相與共立羽爲假上將軍、使人追宋義子、及之齊殺之、使桓楚報命於懷王、懷王因使項羽爲上將軍、當陽君・蒲將軍皆屬項羽、

【講義】 斯かる場合に宋義は其子の宋襄を齊に遣すことゝせり、是れ其國の宰相とする約あるに因る、(元來項梁在世の時にも宋義を齊に遣り齊よりも高陵君の來たれる如く、表面交通を絶てるにあらざらんも、齊の田榮は東阿に於て九死一生の場合項梁に救はれながら、己が放逐したる田假を楚の殺さざる爲め、梁が章邯を擊つに齊の出兵を促して助力を求むる數度に及びたるにも拘らず、之に應ぜず、是れ唯項梁の恩に背けるのみならず、梁が擊たむとする章邯は、己の兄を殺し、又己を苦しめたる敵にあらずや、田榮は實に道理の分からぬ强情者なり、今楚は前に秦といふ大敵を控へたればこそ、齊と別に事を構へざるなれ、豈に心に釋然たらむ、項羽の意も深く憎み居れるなるべし、然るに其の齊は宋義の子を相とするまでに宋義と懇親なりしなり、他日項羽の宋義が齊と謀つて楚に反けりと云へるは、造事の樣なれど、宋義の行爲も實際情理を得ず、是れ亦禍を取る所以なり)さて宋義は襄を送るとて、遠く軍を離れて、齊の西境なる無鹽迄往きて、其處に送別の盛大なる宴會を開けり、時に天寒く大雨降續き、宿陣の士卒は衣食の供給不充分なるより、皆飢と凍に苦める折りなりければ、項羽は積日の不平と憎怨を遂に其口より漏すに至れり、曰く我々上下内外力を合せ秦を攻めんと一日の猶豫を許さゞる時、空しく逗留に日を送つて一歩も前進せずとは何事ぞ、且つ今や歲饑ゑて庶民貧困に陷り、我兵卒は憐れにも芋と豆とにてやう〳〵空腹を凌ぎ、軍中現糧無しと云ふ場合なるに、何ぞや、獨り酒宴の盛會に日を暮して、更に兵を引いて河を渡り、趙の食糧にたよりつゝ趙と力を協せて秦を攻むることをせず、延氣にも我は斯くして其の疲敝を待受くるなりと言ふ、夫れ秦の强盛なる勢を以てして、基礎未だ堅固ならざる趙を攻むるこ

に達したるなり、然らば宋州の安陽と解するを正しとす、搏牛之蝱不可以破蟣蝨、搏はウツにて手にて打殺すこと、破も殺し除く意、蝱はアブ、蟣蝨はシラミ、此句の解しにくきは蝱は大、蟣蝨は小といふに拘はる故なり、實は大小を極、輕く視て、蝱は外面、蟣蝨は內面と、內外を重く視れば容易に解し得らるゝ也、兵罷、罷は疲、兵力の弱る意、我承其敝、我軍は其疲敝を待受けてつけこむ意、鼓行、勢好く進軍する、必擧秦矣、擧は綺麗に取つてしまふ、ソックリ取つてしまふ意、被堅執銳、甲冑を被り兵器を執るといふを面白く言廻したるなり、很如羊、很は音痕の上聲、說文に不聽從也とあり、モトル又タガフと訓ず、羊は溫柔の獸のやうなれども、なか〳〵ネヂケ者にて牧者の指圖に従はぬことあり、

乃遣其子宋襄相齊、身送之至無鹽、飮酒高會、天寒大雨、士卒凍饑、項羽曰、將戮力而攻秦、久留不行、今歲饑民貧、士卒食芋菽、軍無見糧、乃飮酒高會、不引兵渡河、因趙食、與趙幷力攻秦、乃曰、承其敝、夫以秦之彊、攻新造之趙、其勢必擧趙、趙擧而秦彊、何敝之承、且國兵新破、王坐不安席、埽境內而專屬於將軍、國家安危在此一擧、今不恤士卒而徇其私、非社稷之臣、項羽晨朝上將軍宋義、卽其帳中、斬宋義頭、出令軍中曰、宋義與齊謀反楚、楚王陰令羽誅之、當是時、諸將皆慴服、莫敢枝梧、皆曰、首立楚者將軍家也、今將軍誅

趙の秦軍を破りても關中の秦を覆さねば天下の亂を平げたるものにあらず、然らば趙の秦軍を擊つは牛の蝱を搏つが如く、之を破るは左程困難にあらざらんも、徒にこゝに力を費すは得策にあらず、今秦、趙を攻めて、戰勝たば我々與國の不幸なるに似たるも、彼も勝つに至るまでには餘程の手傷を受くべき筈なれば、兵力は今日と違ひ必ず疲勞せん、味方は其弱味を待受け之に乘ぜば何の苦もなく勝利を得らるべし、若し又秦の趙に勝たざる時は、固より顧慮するに及ばず、我は直に軍兵を引きて關中へ勇進せば、苦もなく秦の根本を拔取らん、されば吾先づ秦と趙とに勝負さするが得策なりとの考より、ワザと進發を見合せ居るなり、敵を畏れて徒に躊躇するにあらず、元來甲冑に身を堅め槍太刀を手に執つて戰場に働くことは、吾固より君に及ばざれど、坐ながら勢を察し敵を測りて謀策を運らすに至つては、失敬ながら君は吾には及ばずと、自分は老功者の積りにて高く止り、項羽を靑二才の癖に何を知つて居るかと卑下したる語氣にて論じたり、且つ宋義は、羽を上將に反抗する者と惡く思ひ、因つて軍中に令して曰く、猛暴なる虎の如く、不柔順なる羊の如く、貪慾なる狼の如く、强情にて使ひがたき者は一切斬首して容赦せずと、いと嚴格に申達せり、是れ暗に項羽に當擦して彼を嚇したるなり、

【字解】 安陽、相州の安陽(今の河南彰德府安陽)とする說と、宋州楚丘(今の山東曹州府曹縣の東南)西北の安陽とする說とあり、相州の安陽は河の北にて、楚軍の未だ河を渡らざると撞着し、又下文の宋義が其子の齊に行くを送つて無鹽に至るにも路順にあらずと云ふ、宋州の安陽は河の南、且つ子を送るの路順なれど、鉅鹿との距離は餘り遠くして、下文の項羽が三日分の兵粮を齎して出立したる事情と合はずと云ふ、然し三日分の兵粮云々は渡河の際のことにて、何も安陽出發の時と見るに及ばず、或はそれにしても三日にては鉅鹿に達し能はずと云ふ者もあらむが、項羽の見込は鉅鹿の南に居て我を遮りつゝ糧食を守護する章邯を先づ破るまでの間の事にて、邯を破れば粮も出來、通路も開く、下文に至則圍王離とある爲め三日分の糧食にて城下へ着きたるやう思誤るも、張耳傳の內には、一ト先づ章邯を破つて後鉅鹿

るにはあらず、又後日義帝（懷王）を弑する一因にもなれるなり。」

【字解】〔司徒、夏周以來の官名にて戶部の長官、漢に至り大司農といへる職に同じ、令尹、周の諸侯の卿は楚にては令尹と稱す、碭郡長、郡長とは郡守の意、敗徵、敗軍すべきシルシ、說之、說は悅と同じ、卿子冠軍、卿子とは其頃世間にて人を呼ぶ敬稱、猶ほ公子と言はむがごとし、冠軍とは軍に冠たりの義にて上將軍の意、

行至安陽、留四十六日不進、項羽曰、吾聞秦軍圍趙王鉅鹿、疾引兵渡河、楚擊其外、趙應其內、破秦軍必矣、宋義曰、不然、夫搏牛之蝱、不可以破蟣蝨、今秦攻趙、戰勝則兵罷、我承其敝、不勝則我引兵鼓行而西、必舉秦矣、故不如先鬭秦趙、夫被堅執銳、義不如公、坐而運策、公不如義、因下令軍中曰、猛如虎、很如羊、貪如狼、彊不可使者皆斬之、

【講義】さて、卿子冠軍の大軍はいよ〳〵彭城を出發して安陽まで進軍したれども、如何なる考なるか其地に逗留して、一箇月半を過すも出立の氣色なし、次將の項羽は待遠き思に堪へかね、宋義に申すやう、承る所によれば、今や秦軍趙王を鉅鹿城に圍むと、趙の難儀は察するに餘りあり、然らば一日も早く兵を引きて黃河を打渡り、味方は敵の外を擊ち、趙は內より之に應じて合戰に及ばゞ、秦軍如何に强きも之を破らんこと必定なりと、然るに宋義は、いと鷹揚に之に對へて、否、否、牛の蝱を打殺しても牛の蟣蝨は其手にて打殺されず、何んとなれば蝱は皮毛の外面に止り、蟣蝨は皮毛の內面に喰込み居る故なり、今趙に在る秦軍は蝱にて、關中に居る秦は蟣蝨、蝱を取りても蟣蝨を除かねば牛の患は去れりと謂はれず、

に來り、項羽と呂臣が兩軍を合并して自身は其總將となり、呂臣には別に司徒の官稱を授け、其父の呂靑をば令尹とせり、是等は皆楚國舊來の職名を用ひたるなり、又沛公劉邦をば其陣所に因つて碭郡の長とし、(沛公の陣地は碭縣なれど當時碭は又郡名なりき)之に武安侯なる封號を授けて碭郡の兵に將たらしむ、以上は一時其地に於ての役割なるが、實際軍務の役割は如何といふに、初め宋義が齊に使する途中遇ひたる齊の使者高陵、君顯は其後楚軍中に在りしが、懷王に謁見せる折に、過日宋義の臣と出遇ひし時の話に、彼は武信君梁が軍の必敗を論ぜりとの事なりしが、數日を出でずして武信君の軍果して敗る、未だ合戰に及ばざる先に、既に其敗北の徵を見拔きしこと、實に兵法に明通せる者と謂ふべしと云ふ、懷王成程と感じ、宋義を召して試に事を謀りたるに、餘程の才物なりしかば、大に之を悅ぶ、且つ彼の經歷は、前楚滅亡の頃、令尹の顯職に在りし程の者なりしかば、王は新に彼を取立てゝ上將軍の職に置き、項羽には魯公の封爵を(羽が死後漢より魯公の禮を以て葬られたる事と參照)授けて次將とし、范增をば末將とせり、斯く役割も定りて、これより河北の趙の籠城を救援する事となれり、而して他の楚に味方せる諸將もいづれも宋義の支配に屬したれば、宋義の威光は全く旭日の昇るが如く、軍中にては彼を卿子冠軍と尊稱す、(然し宋義が間もなく項羽の一刀に斃れたる禍は已に此一節に胚胎するなり、元來此度楚の興れるは項梁の功なること論なし、高祖本紀中に見ゆる如く、懷王は我家の立つる所と云ひたる項羽の意中より言へば、項梁戰死の上はそれに代る者は、其姪なる其副將なる且つ功勞ある我より他にあるまじと思ひ居たるに疑なし、然るに何の功勞もなき宋義が一躍して上將となり、己は次將とされたるは、全く意想外の事又大不平の事なり、而して其宋義が斯くされたるは何の爲めかといへば、我が季父の必敗を論じて適中したる一事に由れるにて、彼の名譽は季父の不名譽なり、而して彼今我上に立ちて昨日まで季父の部下たりし諸將より卿子冠軍と崇め呼ばれて得意なるを見ては其怨の深きも勿論なり、是れ遂に下文に見ゆる宋義が進軍の遲延に對する爭論に破裂して宋義の頭を斬落したるなり、爭論が原因にて殺した

軍によつて、いづれも鉅鹿の城に逃込めり、章邯は王離渉間の兩將に之を圍ませ、己は離れて其南に陣す、是れ其兵粮の舟にて西南より來るものを攻城の味方に取次がざるべからず、又東南の齊楚より救援のあるにも備へざるべからざるが爲めなり、章邯の陣所より王離等の陣所まで特に甬道を築いて米穀を輸送し居るなど注意實に周到せり、さて又趙に於ては陳餘は大將なりしが、これは城中に入らずして、別に數萬の士卒を以て鉅鹿の北方に陣取れり、其頃世に河北の軍と呼びしは、是等鉅鹿城內の兵と陳餘が兵の趙軍を指したるものなり、

【字解】渡河、河は黃河、陳餘爲將、後の行に陳餘爲將の語ある爲めに此處にも紛れて入れるなり、何故といふに是時陳餘は鉅鹿の北に居て未だ城內に入らざればなり、鉅鹿、郡名、今の直隸にあり、甬道、輜重を送るに敵の分捕を恐れ兩側に墻壁を築きて通行する道路、甬の音勇、粟、穀類、

楚兵已破於定陶、懷王恐、從盱台之彭城、幷項羽・呂臣軍、自將之、以呂臣爲司徒、以其父呂靑爲令尹、以沛公爲碭郡長、封爲武安侯、將碭郡兵、初宋義所遇齊使者高陵君顯、在楚軍、見楚王曰、宋義論武信君之軍必敗、居數日、軍果敗、兵未戰而先見敗徵、此可謂知兵矣、王召宋義、與計事而大說之、因置以爲上將軍、項羽爲魯公、爲次將、范增爲末將、救趙、諸別將皆屬宋義、號爲卿子冠軍、

【講義】さて、楚軍は定陶にて大敗を取り、項梁も討死せる位なりしかば、懷王は盱台の都に獨り留守して居るも心許なく思ひけん、遂に盱台より西の彭城

會せられんと注意せり、果して其言に違はず、秦は關中の兵を悉く繰出して章邯が軍に增員し、楚軍を擊つて大に之を定陶に破り、流石の項梁も免れかねて戰歿せり、時に別軍の沛公項羽も外黃を去りて陳留を攻めしが、籠城堅固にて容易に下すこと能はず、兩將は相謀るやう、今や武信君の大敗戰により士卒心に恐怖を懷けば、此城攻は無效なり、暫く退却して時機を待つことと然るべしと、乃ち楚の一將呂臣が軍隊と諸共に東方に引上げ來りて、呂臣は彭城の東に、項羽は西に、沛公は又其西の碭縣に陣せり、

【字解】〇城陽、縣名、又成陽に作る、漢の濟陰郡に屬す、今の山東曹州にあり、今の山東莒州も亦漢代の城陽國なるが爲め、或は濟陰の城陽を成陽の誤となせど、郕(卽ち成)は周代の國名、後城の陽に遷る、故に城陽といふ、必ずしも誤とすべからず、濮陽、縣名、今の直隸に屬す、定陶、今の山東曹州にあり、雝丘、縣名、卽ち雍丘、古の杞國、今の河南開封府杞縣治、外黃、縣名、今の杞縣の東、陳留、漢の郡名、今の河南の陳留、項梁軍破、項羽は季父を呼び、沛公が羽の前にて其季父を呼ぶに直に其名を以てする筈なければ、項梁の字は誤にて武信君と呼ぶべきなり、高紀中の項羽曰、懷王者吾家項梁所立、も此と同じく誤なりと、碭、音唐、縣名、今の江蘇徐州にあり、

章邯已破項梁軍、則以爲楚地兵不足憂、乃渡河擊趙、大破之、當此時、趙歇爲王、〔陳餘爲將〕張耳爲相、皆走入鉅鹿城、章邯令王離・涉間圍鉅鹿、章邯軍其南、築甬道而輸之粟、陳餘爲將、將卒數萬人、而軍鉅鹿之北、此所謂河北之軍也、

【講義】秦の章邯最早項梁が軍を破り梁をも殺したれば、楚の叛兵を以て憂ふるに足らずと爲し、乃ち兵鋒を轉じて黃河を渡り趙を擊つて又大に之を破る、此頃趙歇は趙王となり、張耳は其相となりしが、此敗

君乎、曰然、曰、臣論武信君軍必敗、公徐行卽免死、疾行則及禍、秦果悉起兵益章邯、擊楚軍、大破之定陶、項梁死、沛公・項羽去外黃、攻陳留、陳留堅守、不能下、沛公・項羽相與謀曰、今項梁軍破、士卒恐、乃與呂臣軍俱引兵而東、呂臣軍彭城東、項羽軍彭城西、沛公軍碭、

【講義】 項梁は沛公項羽の二人に別に成陽城を攻めしめたるが、間もなく二人は之を屠つて西進し、濮陽の東にて秦軍を擊破す、秦軍は却きて濮陽城に入る、二人乃ち東南へ引返し、定陶を攻めたれども陷落せざるより再び西に轉じ、遠く地を略して雍丘に至り、大に秦軍を破つて其將李由を討取る、是れは李斯の子なりきと云ふ、それより二人は引返して程近き外黃を攻む、外黃未だ下らざるに、武信君項梁東阿を出發して西南（本文の西北は誤）定陶に來り項羽等が雍丘の勝利に重ねて秦軍を破る、且つ項羽等の李由を斬れる報告にも接し、益、秦軍を輕んじ、心の驕は自然面に見ゆ、宋義といふ者乃ち之を諫めて、戰勝ちて將軍慢心し、士卒惰氣を生ずる軍勢の敗北するは必定なり、今味方の士卒は少しく惰氣を生じたる樣見受けらる、（將驕ると言はず、叉少しく惰るといへるは遠慮したるなり）それに引替へ秦の軍兵日々に其數を增加し來る、今後の成行き如何あらんか、吾實に御身の爲めに寒心すと云ひたるも、項梁は聽入れず、且つ宋義を五月蠅く思ひけん、齊に用事のあるを幸ひに彼を使者として遣せり、宋義途中にて齊の使者高陵君名は顯に出遇ひぬ、義は之に向ひ、公は我が武信君にも遇はるゝ積りなるかと問へば、然りと答ふ、義乃ち曰く、拙者先日武信君の軍につきて論ずる所あり、彼の軍は敗北すること疑なし、其敗北も日前に迫れることとなれば公は徐々と行かれよ、さすれば生命に別條はなからん、若し急ぎ行かれなば禍難に出

相田角は趙に遁込む、角の弟の田間は齊の將にて兄の走る前趙に救を求める爲めに往きたるが、これも其まゝ趙に留る、田榮乃ち兄の子の市を立てゝ王とし、己は其相となる、項梁は最早秦軍を東阿に破り之を追ふ途中より數度使者を齊に走らせて其出兵を催促し、倶に西進せんとせり、然るに田榮が言ふには、楚は假を殺し、趙は田角兄弟を殺すならば、兵を出さんといふ、項梁は、田假は我同志の國王にて君に逐はれ窮困して我に依る者なれば、情として之を殺すに忍びずと申送れり、田儋傳にては此事を懷王の言とす、蓋し、名義は懷王、意は項梁より出でたるものなればなり、此時趙にても田角田間を殺して齊に賣付け利益を取らんとせざりしを以て、田榮怒りて遂に出兵を承諾せざりき、此後、齊は常に楚の背後の患をなす事の屢、見ゆるは、其濫觴實に此にあるなり、

【字解】 居數月、斯くして數箇月の後、亢父、縣名、今の山東にあり、與齊田榮司馬龍且軍救東阿、與は爲なり、司馬は武官、東阿、縣名、今の山東にあり、與國、同じ仲間の國、與は黨與、市於齊、市はあきなひする、賣付けて儲を取る意、卽ち齊の要求通り田角兄弟を殺して其援兵を得るにたとふ、

項梁使沛公及項羽別攻城陽、屠之、西破秦軍濮陽東、秦兵收入濮陽、沛公・項羽、乃攻定陶、定陶未下、去、西略地至雝丘、大破秦軍、斬李由、還攻外黃、外黃未下、項梁起東阿、西〔北〕至定陶、再破秦軍、項羽等又斬李由、益輕秦、有驕色、宋義乃諫項梁曰、戰勝而將驕卒惰者敗、今卒少惰矣、秦兵日益、臣爲君畏之、項梁弗聽、乃使宋義使於齊、道遇齊使者高陵君顯、曰、公將見武信

遂に滅亡せりとて、地名の解尤も有力なれども、此三戸は語氣よりも文理よりも民戸の數と解するは正し、若し三戸津とすれば雖字何の要かある、縱令三戸津の如き寒村でもと解したりとて、其地は楚の地にあらず、唯、項羽が其處を渡過し、章邯を破りたるまでにて秦を亡すに切ならず、楚後、楚王の後胤、其勢不長、勢は理論上のなりゆき、蠭起、蠭は蜂と同じ、蜂の巣より飛起ちて縱橫入違に雜沓するが如し、盱台、縣名、音煦怡、今の安徽泗州にあり、

居數月、引兵攻亢父、與齊田榮、司馬龍且軍救東阿、大破秦軍於東阿、田榮卽引兵歸、逐其王假、假亡走楚、假相田角亡走趙、角弟田間故齊將、居趙不敢歸、田榮立田儋子市爲齊王、項梁已破東阿下軍、遂追秦軍、數使使趣齊兵、欲與倶西、田榮曰、楚殺田假、趙殺田角田間、乃發兵、項梁曰、田假爲與國之王、窮來從我、不忍殺之、趙亦不殺田角田間以市於齊、齊遂不肯發兵助楚、

【講義】斯くして數箇月を經、項梁軍兵を引いて西に進みて亢父縣を攻む、然るに是れより先齊王田儋は魏王咎が秦の將章邯に圍まれたるを救ひたるが、反つて章邯の逆襲に因つて敗死す、其弟の田榮餘兵を引纏めて東阿に逃げたるに、又章邯に圍まれて危急に陥る、當時亢父に在りし項梁は之を聞きて先づ其司馬龍且の軍を北進せしめて之を救ひ、大に秦軍を破つて章邯を走らす、田儋の敗死したる時、齊にては故齊王田健の弟假を立てゝ王とせしが、田榮之に不平なりしかば、東阿の圍の解くるに及び榮は直に兵を引いて歸り假を放逐せり、假は楚に遁込み、假の

き、此度南方よりはる〴〵項梁を尋ね往きて、彼が爲めに說けるやう、陳勝の失敗はもとより當然の事なり、何となれば秦の六國を滅したるは無殘とはいへ、六國にても多少彼に對して討たるべき名義のなきにしもあらざれど、楚に於ては毫もこれといふべき罪なし、懷王が彼の爲めに欺かれて其國に入り、拘留せられて遂に老死して返らざるが如きは何んたる哀れぞ、楚人今日に至りても皆氣の毒に思ひ居るなり、されば楚の南公が豫言にも、楚國の秦に對する恨は骨髓に入れり、たとひ一國滅亡して三家村になればとて後日秦を亡す者は楚國に疑ひなしと云へり、然るに今陳勝は首として旗を楚國に揚げながら、楚王の後胤を主君に立てず、匹夫の分際を以て自ら王となり濟せしこと如何に考ふるも久しく續くべき道理なし、今君江東より起りたるに、舊楚國領內群蜂の紛然巢より飛立ちたるが如き反將の先を爭ひて君に附從するは何故なるか、實に項氏は代々楚國の將軍たりし家筋なれば、君に於ては必ず能く舊主の子孫を立てらるべき事と思ふに由るのみ、請ふ、こゝに熟考せられて大計を誤る勿れと云ふ、是に於て項梁至極其言を尤とし、楚王の血統を求めたるに、懷王の孫に當れる名は心といふ者其頃人に傭はれ羊を飼ひ居ることを聞出したれば、之を立てゝ主君と崇め、其祖王の謚を取つて直に心を楚の懷王と呼べり、頗る奇なる稱呼なれども、是れ楚人の今に深く故懷王を哀慕し居れるを以て、つまり其の望に從ふ便宜に出でたるなり、既に王あり、宰相なかるべからず、乃ち東陽の將、長者の陳嬰を楚の上柱國と爲して、之を五縣の地に封じ、懷王の都をば臨淮の盱台と定め陳嬰を附けて此に居らしむ、而して項梁自身は武信君と號して專ら討伐の事に任ず、懷王の立てるは、秦の二世の二年六月の事なりき、

【字解】 居鄛、縣名、今の安徽にあり、鄛音は巢にて、古の巢國、卽夏桀の奔れる地、漢紀には增は阜陵人とあり未だ孰れか是なるを知らず、阜陵は九江に屬す、不反、故國に歸還せずに死す、南公、道士、或は陰陽家といふ、六國時代の楚人、漢書藝文志に南公十三篇の書目見ゆ、楚雖三戶、三戶を地名としたると、民戶の數と解したると、楚の三大姓、昭屈景三氏としたるとの三說あり、其後項羽三戶津を渡つて章邯を破り秦

聞きしかば、項羽の歸還を幸ひ、諸手の別將を薛の本營に召集して、善後の計策に就いて會議せり、時に沛公(追書)劉邦も近地の沛縣に兵を起し、亦薛へ往きて梁に隨從す、

【字解】 黥布蒲將軍、黥布本姓は英、初罪あつて黥せらる、因て自ら改姓す、蒲は姓其名詳ならず、下邳、縣名、今の江蘇徐州府邳州の東、按ずるに邳に對して下邳といふ、亦下相の類、彭城、今の江蘇徐州銅山縣治、距、拒ぐ、倍陳王、倍は背く、逆無道、漢書には逆上に大字あり、本文は誤脱ならん、胡陵、今の山東濟寧州魚臺縣の東南、梁地、今の河南歸德府商邱縣の南、卽睢陽は漢代梁國の首府、栗、縣名、今の河南歸德府夏邑縣治、薛、今の山東兗州府滕縣の東南、卽古齊の孟嘗君が封地、襄城、卽今の河南許州の襄城、定死、定は俗語、必字の意、沛、縣名、今の江蘇徐州府沛縣の東、

居鄛人范增、年七十、素居家、好奇計、往說項梁曰、陳勝敗固當、夫秦滅六國、楚最無罪、自懷王入秦不反、楚人憐之至今、故楚南公曰、楚雖三戶、亡秦必楚也、今陳勝首事、不立楚後而自立、其勢不長、今君起江東、楚蠭起之將、皆爭附君者、以君世世楚將、爲能復立楚之後也、於是項梁然其言、乃求楚懷王孫心、民間爲人牧羊、立以爲楚懷王、從民所望也、陳嬰爲楚上柱國、封五縣、與懷王都盱台、項梁自號爲武信君、

【講義】 當時居鄛縣人に范增といふ者あり、最早七十歲の老年に及びたれども家居して仕官せず、戰國時代の所謂縱橫家の餘流にて奇計を好める傑物なり

邯軍至栗、項梁使別將朱雞石・餘樊君與戰、餘樊君死、朱雞石軍敗亡走胡陵、項梁乃引兵入薛、誅雞石、項梁前使項羽別攻襄城、襄城堅守不下、已拔、皆阬之、還報項梁、項梁聞陳王定死、召諸別將會薛計事、此時沛公亦起沛往焉、

【講義】項梁已に陳嬰を味方とし、淮水を渡つて北進す、黥布及び蒲將軍の二人も各〻手勢を引き來つて隨從したれば、項梁の軍今は都合六七萬の大兵となり、沂水の東岸、泗水の北岸なる下邳に陣す、此頃秦嘉といふ者、故の楚王の一族景氏にて名は駒なる人を立て丶楚王とし下邳の西なる彭城の東に於て項梁が軍と遙に對陣して之を拒がん形勢を示せり、梁は部下の軍吏に對して曰く、陳王天下に先んじて大事を起し、不幸一戰に利を失ひ行跡不明なるは實に氣の毒の至りなるに、今、秦嘉は之に背きて無遠慮にも景駒を立てたるは大逆無道、見逃し難しと、乃ち其兵を進めて秦嘉を擊てるに、嘉敗れて北走す、梁之を追ひて泗水の上流胡陵迄至りたる時、嘉は引返して一日間戰ひたれども遂に戰死して其軍兵は降伏し、景駒も梁の地方に脫走したるも亦死せり、項梁已に秦嘉が降兵を幷せて胡陵に陣し、間もなく之を引いて將に西進せんとする折しも、秦の名將章邯が軍の栗縣まで到來せりとの報告に接したれば、別手の將、朱雞石・餘樊君二人に命じ進んで邯と合戰せしむ、然るに餘樊君は戰死し、朱雞石も敗軍して胡陵に遁歸りたれば項梁兵を引いて薛邑まで退却し、こ丶にて雞石が敗軍の罪を鳴らして誅殺す、是れより先き項梁は項羽を別軍として河南の襄城を攻めしむ、襄城は堅固に籠城して容易に降伏せざるが爲め、項羽怒に堪へず、已に之を攻拔くや悉く其城兵を阬殺せり（羽が初陣に此殘忍の行爲を演じたるは彼の大業の成否は最早疑はる丶）羽本軍に還り來て此旨を項梁に報告せり、此頃に至り梁は陳王の確實に戰死したるを

汝が家の婦となりてより歳久しきことなれど、遂に一度も汝陳氏の先代に高貴の位に昇れる人のありしを聞かず、然るに時節とはいへ、何の縁故もなく卒然王などといふ勿體もなき名稱を得るは家の不吉にて後日の禍難恐るべし、されば獨立するなどは見合はせて、他の有力者に隨從するに如くはなし、斯くせば事成就の日には少くも封侯の榮を得べく、失敗に終るも逃落ちて生命はたすかり易し、是れ平生世間よりこと〲しく指名されざるが爲めなりと、陳嬰は此說諭にいたく感じ入り、王の稱號を見合せつゝその軍吏に諭すやう、此度江東より起れる項氏は代々將軍の家筋、楚國中誰知らぬ者もなし、今我々は大事を擧げんとするに、第一將たる者は相當の人物を得ざれば不可なり、然らば我々は項氏の如き名族に倚賴して事を爲せば秦を亡すことは必せりといへば、軍吏は勿論、衆人皆尤もと承引せり、是に於て項梁と和親せしのみならず、二萬の軍を擧げて梁の配下となれり、

【字解】 東陽、縣名、今の安徽泗州內にあり、令史、令の吏を令史と曰ひ、丞の吏を丞史と曰ふ、長者、有德者の稱、適用、其用に適當する、異軍蒼頭特起、異軍とは其軍を殊異にする意、蒼頭とは青帽を着くること、戰國策に、魏に蒼頭二十萬ありと見ゆ、卽ち已に魏の軍兵の號なり、特起とは猶新に起るといはんがごとし、汝家婦、汝陳家の婦、易以亡、亡は亡匿、にぐる、

項梁渡淮、黥布蒲將軍、亦以兵屬焉、凡六七萬人、軍下邳、當是時、秦嘉已立景駒爲楚王、軍彭城東、欲距項梁、項梁謂軍吏曰、陳王先首事、戰不利、未聞所在、今秦嘉倍陳王而立景駒、逆無道、乃進兵擊秦嘉、秦嘉軍敗走、追之、至胡陵、嘉還戰一日、嘉死、軍降、景駒走死梁地、項梁已幷秦嘉軍、軍胡陵、將引軍而西、章

人、少年欲立嬰便爲王、異軍蒼頭特起、陳嬰母謂嬰曰、自我爲汝家婦、未嘗聞汝先古之有貴者、今暴得大名不祥、不如有所屬、事成猶得封侯、事敗易以亡、非世所指名也、嬰乃不敢爲王、謂其軍吏曰、項氏世世將家、有名於楚、今欲擧大事、將非其人、不可、我倚名族、亡秦必矣、於是衆從其言、以兵屬項梁、

【講義】項梁大江を渡つて聞けば、陳嬰といふ者已に東陽を下し、淮水以南には秦に味方するものなし、項梁使者を以て與に連合和親を約し打つれて西上することとせり、「こゝまでは綱領にて以下は陳嬰が與起と嬰が項梁に屬する所以を説くものなれど、嬰が母の賢夫人にて識見の非凡、當時の事情に切なるが爲め、暫くこゝに百八十九言を費したるなり、然るに忽ち以兵屬項梁の一句にて再び本題に歸著す、史公の筆の敏なるを見るべし、さて、此陳嬰といふ者は元來淮南東陽縣の令史、或は獄史ともいふ、平素信實謹慎にて縣内長者と呼べり、然るに陳勝擧兵の事起るや東陽縣の少年等縣令を殺して聚合する者が數千人に及び、其長を立てんとせしが、是れといふべき適當の人を得る能はず、乃ち長者と呼ばれたる陳嬰より他にあるべからずと、此旨を嬰に願出づ、嬰は一も二もなく斯かる重任には當り難しと謝絶せしも、少年等は聽入れず、遂に強ひて立てゝ其長とせり、縣内之を聞き我も〱と味方して隨從する者二萬人に及べり、此意外の盛況より少年等は頭や長位の名稱にては滿足せず、嬰が名號を王として其格式に崇敬し、以て團體の規模を大ならしめんと、各地蜂起の軍隊と全く異樣に青帽揃として目新しく起れり、精兵とはいへ、項梁項籍の自から勸誘し八千人にて起れると、陳嬰が徳望、二萬人の推戴にて起れるとは頗る懸隔あり、然るに陳嬰の母は嬰に諭して曰ふやう、我は

汰のなきより、自己より申出でたるに、梁は、前に某家の喪儀に君を何々の掛とせり、しかるに君は其事を辦じかねたり、此れ此度君を任用せぬ所以なり、決して忘れたるにも取落したるにもあらずと云ふ、當人は勿論、其他の者も此一言にて皆屈伏せり、項梁は自ら會稽の守となり、籍は其副將となり、管下の諸縣を徇ふ、其頃(於是)廣陵の人召平といふもの陳勝の爲めに其郷土を味方させんが爲め歸郷したるが未だ歸服せしむる能はざる内に陳勝秦軍の爲めに敗走して行跡不明となり、秦軍又廣陵へも攻寄せむといふ取沙汰に驚きしも、彼もしれ者、少しも周章てず、京口江を渡つて呉中に來り、我こそは陳王の仰を蒙り態々參つた使者なりと詐り、項梁を拜して陳王の上柱國の官を授く、實は陳勝が敗死して召平身の倚依を失ひ、又廣陵に居ては秦兵來攻の恐あるより、項梁が軍中に逃込みしのみ。然るに彼は上柱國の官を授け、更に梁に向つて、江東は最早平定に及びたれば、一時も早く軍兵を引き西進して秦を撃て、是れ亦陳王の嚴命なりと云ふ、是れ自分を目指し來る秦兵を支へさせむ工夫なり、さすがの項梁も之を眞に受け、すなはち至急八千人の精兵を引き、大江を渡つて上方指して進發せり、項羽が末路において江東子弟云々の嘆は正に此に呼應して、無量の感慨を生ずるなり、

【字解】　豪吏、頭株の役人、下縣、下は首府に對して言ふ、會稽郡管下の諸縣、豪傑、重立てる人、校尉候司馬、共に軍馬を掌る官職、皆伏、伏は服のごとし、裨將、裨は輔助、タスク、徇、撫徇の徇、味方さするやうにする、陳王、陳勝を姓にて呼ぶ、下句の楚王と同じ、楚は地にて呼ぶ、又且至、且は將、まさに、上柱國、即ち相國、江東、前節江西の下に註す、

聞陳嬰已下東陽、使使欲與連和倶西、陳嬰者、故東陽令史、居縣中、素信謹、稱爲長者、東陽少年殺其令、相聚數千人、欲置長、無適用、乃請陳嬰、嬰謝不能、遂彊立嬰爲長、縣中從者、得二萬

中に大力無雙の項籍は劍を揮つて飛込み、矢庭に小百人を擊殺せる故、府廳を擧げて其勢に怖伏し、一人の敢て起つて抗敵する者もなし、

【字解】　會稽守通謂梁曰、通は郡守の名、姓は殷である、又通謂レ梁曰とあるが、漢書の籍傳には、項梁の語にて、事實甚だ異れり、未だ孰れか是なるを知らず、江西、江水東流して九江に至りて折れて東北流し、金陵より再び東流して海に向ふ故、今の江蘇の南部と浙江の北部地方を江東と呼べり、之に對して江を隔てゝ北西の地方を指して江西と呼ぶ、眴籍、眴の音舜、動レ目而使レ之也と、めくばせす、數十百人、百以下或は八十九十に至る、故に數十百と云ふ、慴伏、慴は氣を失ふこと、

梁乃召故所知豪吏、諭以所爲起大事、遂擧吳中兵、使人收下縣、得精兵八千人、梁部署吳中豪傑、爲校尉・候・司馬、有一人不得用、自言於梁、梁曰、前時某喪、使公主某事、不能辦、以此不任用公、衆乃皆伏、於是梁爲會稽守、籍爲裨將、徇下縣、廣陵人召平、於是爲陳王徇廣陵、未能下、聞陳王敗走、秦兵又且至、乃渡江、矯陳王命、拜梁爲楚王上柱國、曰、江東已定、急引兵西擊秦、項梁乃以八千人渡江而西、

【講義】　項梁乃ち從前知合ひの吳中の重立てる官吏を召出し、此度斯くして暴秦討伐の大事を起す所以を諭說し、遂に吳中の軍兵を擧げて八千人の精兵を得たり、乃ち之を組織して又吳中の重立てる人物をその大中小の將校として、それ〴〵手配に及べり、時に一人の折角其選に與らむと思ひ居たるに曾て音沙

莫知其處、獨籍知之耳、梁乃出、誡籍、持劍居外待、梁復入、與守坐、曰、請召籍、使受命召桓楚、守曰諾、梁召籍入、須臾、梁眴籍曰、可行矣、於是籍遂拔劍斬守頭、項梁持守頭、佩其印綬、門下大驚擾亂、籍所擊殺數十百人、一府中皆慴伏莫敢起、

【講義】秦の二世の卽位元年七月、陳涉吳廣と蘄縣の大澤鄕に一揆を起したるが始にて、遂に天下の大騷亂となる、其九月會稽郡守の殷通は項梁を召して相談するやう、今や江西地方は皆反旗を翻せり、此形勢より察するも最早天、秦を亡すの時運となれる也、我聞く機に先んじて事を爲せば能く人を制御し、後るれば制御を人に受くと、一步二步の先後にて勢の相違は懸隔す、今は一刻の猶豫を許さぬ時機なれば吾も此地方の軍兵を發して旗揚げせん、就ては君と桓楚の二人に其指揮を委任せんと、蓋し郡守は二人を手先に使ひて功名を自己に收めん野心なれど、對手は更に無類の大野心家なるを知らずして此機密の相談に及びたるは其命數の盡きたる處、此頃桓楚が事を以て逃亡し、澤中に身を匿して行跡不明の折なれば、項梁此事を利用して郡守に向ひ、仰の趣き拙者だけは委細承知は致せしものゝ、目下桓楚は逃亡の身にて諸人其居處を知る者なきには閉口せり、しかし彼は拙者の姪籍と懇意の者なれば籍のみはその所在を知れるかと存ずと云ひて室を立出で、何事か項籍に注意し劍を持つて室外に扣へて沙汰を待たせ置き、再び室內に入來て郡守と對坐し、只今表を尋ねたるに、幸、姪は居合せたり、彼を召されて桓楚を伴ひ來るやう仰付けられて如何と云へば、郡守は承知と答ふ、梁は因て籍を呼入れ、一言二言の應答の後、梁は籍に目くばせして、ヤレと一喝すれば、籍は其聲諸共に劍を引拔き郡守の頭を斬落せり、梁其頭を提げ、又その會稽郡守の印綬を取つて我身に帶び、表の方に現出づ、郡守の屬僚大に驚き騷擾譬へん方なき

呉縣、大繇役、官の大工事に人民が夫役に出る、主辦、其事に主として力を盡す、指圖役、陰、裏面に、其能、賓客子弟の材能、

秦始皇帝游會稽、渡浙江、梁與籍倶觀、籍曰、彼可取而代也、梁掩其口曰、毋妄言、族矣、梁以此奇籍、籍長八尺餘、力能扛鼎、才氣過人、雖呉中子弟皆已憚籍矣、

【講義】秦の始皇帝は其三十七年の冬、有名なる會稽山に游び石を立てゝ秦の功德を頌し、それより北に向ひて浙江を渡り呉中に立寄れる途中、梁と羽と伴合ひて其行列を觀る、儀仗の美々しく供廻の盛なるに籍は思はず語を漏して、彼奴、奪取つて代りくれんと言へば、項梁愕き羽が口を掩ひて、馬鹿な事を言ふな、一族生命がなきぞと叱れり、しかしこれにて梁は心中に籍をば尋常の者にあらず、末頼母しと悦びぬ、是れ擧兵の一年前の事にて項籍方に二十三歲、身の長八尺有餘の大の男、鼎を擧ぐる怪力ある上に、才氣の敏鋭人にすぐれたれば、呉中の名門貴族の子弟も之に對しては皆一目置きて憚れり、

【字解】會稽、山名、今の浙江紹興府の南、浙江、卽錢塘江、今一省の名となる、族矣、一族誅滅せられん、長八尺餘、長は身の長、扛鼎、扛音江、擧と訓ず、說文に橫關對擧也とありて物を橫木で擔ぎ擧ぐること、鼎は非常なる重量ある銅器故、扛鼎といへば大力無雙の形容、

秦二世元年七月、陳渉等起大澤中、其九月、會稽守通、謂梁曰、江西皆反、此亦天亡秦之時也、吾聞、先卽制人、後則爲人所制、吾欲發兵、使公及桓楚將、是時桓楚亡在澤中、梁曰、桓楚亡、人

にも斯くいふ、學書、書は書法、去學劍、去とは罷むる意、竟學、竟は終までやり遂ぐ、

項梁嘗有櫟陽逮、乃請蘄獄掾曹咎書、抵櫟陽獄掾司馬欣、以故事得已、項梁殺人、與籍避仇於吳中、吳中賢士大夫、皆出項梁下、每吳中有大繇役及喪、項梁常爲主辦、陰以兵法部勒賓客及子弟、以是知其能、

【講義】或る歲、櫟陽縣內に獄事起りて、罪跡項梁に連及し捕縛さるべき運命に遭遇せり、梁乃ち或る緣故より蘄縣の獄掾曹咎が辯解の手書を請ひ、之を櫟陽の獄掾なる司馬欣宛にて屆けたる爲め、幸に無事なるを得たり、(此事はたゞ梁が經歷のみにて書きたるに非ず、後に至りて二獄掾の事見えて此に照應するなり)其後項梁は又殺人罪を犯し、復讐の虞あるより其地に安んじかね、遂に籍と遠く吳中に避難せり、吳中は卽ち古の吳都にて、秦代には會稽郡の首府なりし故、其繁華は勿論、東南に於ける賢士大夫の淵叢なりき、然るにその人々はいづれも梁が下手に出でたるものにて、梁が羽振は實に素晴し、故に吳中より大夫役の出づる時、又は大喪儀のある時の如き、梁はいつも他の依賴を以て其指圖役となれり、是等は事複雜にて人數も衆きことなれば、尋常人の手腕にては迚も覺束なきが爲めなり、然るに梁には兵法といふ隱藝を持ちてあれば、裏面に於て巧に之を運用して出入の人々、及び其地の若者共を其向き〳〵に手配して使ふ處より、混雜もなく手落ちもなし、これ吳中人士の愈〻彼に服せる所以なれど、梁に於てもこれにて其地方人の材能の大小高下を能く胸中に知り得て他日の擧兵に便利を得たるなり、

【字解】有櫟陽逮、正義に櫟音藥、櫟陽は縣名、漢代は左馮翊郡、今の陝西西安府にあり、逮音代、及と訓ず、罪の連及(かゝりあひ)するをいふ、蘄獄掾、蘄は縣名、音機、今の安徽鳳陽府にあり、獄掾は獄事を司る長官、抵、至也、先方へ屆ける、吳中、今の江蘇蘇州

足以記名姓而已、劍一人敵、不足學、學萬人敵、於是項梁乃敎籍兵法、籍大喜、略知其意、又不肯竟學、

【講義】項籍は下相縣人にて字は羽といひ、初て江東より起れる時は二十四歳なりき、其父の名は詳ならざるも、羽が幼少の時已に世を去り、羽は全く其季父なる項梁に養育せられたるものなるらし、而して又その興起も全く項梁に依れり、故に梁は歴史上よりするも羽が傳記よりするも大切なる人物故、史公は其季父は項梁と特筆提起して、以下羽と梁とを交互錯綜して叙述し去るなり、此項梁の父は戰國末の楚の將軍項燕にて、始皇本紀中にも見ゆる如く、秦の將王翦に戮されたる者なり、尤も始皇本紀には燕自殺すとあれども、王翦に撃破せられての事なれば斯く書きたるなり、この項氏は代々楚の將軍にて汝南の項縣に知行所ありたるを以て項を姓氏としたるなりき、斯く項氏の先代は楚國にての門閥なりしに、秦は其楚を滅し、剰へ梁には父の仇、羽には祖父の仇なれば、彼等の他日楚國を表榜し秦に對して旗揚したるも偶然ならず、さて項籍の少年時代には、彼は最初書法を學びたるも成就せず、中途に罷めて撃劍を修めしも是れ亦成功せざるを以て、季父の項梁、腑甲斐なき奴と怒りたるに、籍は、文字などといふものは、上手も下手も言ふに足らず、己が姓名を記くを得ば充分なり、又劍術などいふものも、一人の對手となるだけにてつまらぬものなり、吾願くは萬人を前に廻してあしらふべき術を學びたしと云ふ、梁乃ち父祖傳來の兵法を敎へたるに、籍は此上もなく喜びて學びたるも、是れ亦槩略用兵の意を知るまでにて、精細に奥義を極めて學び遂げんとするにもあらざりき、

【字解】下相、縣名、相水の上流に相縣のあるに對して下流に下相縣あり、漢代臨淮郡に屬す、今の江蘇徐州府宿遷縣の西、字羽、字子羽と書くが正しといふ説あり、本書の中にも他に子羽と書ける所屢ゝ見ゆ、しかし顏子淵を顏淵と呼ぶ例もあれば差支はなからむ、季父、伯仲叔季は兄弟の順序なる故、從父の順序

をいふ、鄙、邑の名なり、不レ名、賢にして先見の明あり、故に名をいはず、

【備考】此の篇は東漢の明帝が班固に始皇紀の贊語中には寧ろ非とする所あらざるかとの問に對し、表を上りて秦の過失と賈誼の論中に是ならざる所あるを指摘して答へたるものなり、是れ前篇と倶に後人の附入に係る、故に格を下して紀文に別つ、

項羽本紀第七

項羽は帝位に卽きたる者にあらず、然るに之を本紀に列したるは不穩當なり、宜しく降して世家中に置くべき者なりと索隱に見えて、頗る尤なる說の如きも唐虞三代及び秦と連續して本紀に歲月の間隙なく書き來り、秦より漢に移らんとする際に及びて忽ち四五年間の空隙を生ず、然るに其間先づ諸侯の盟主たるは楚にて、其義帝は項羽の家にて立つる所、而して諸侯の上將軍も項羽なり、秦を滅し王侯を封じたるものも項羽なり、縱令名目は霸王なるも、時日は短きも、一時天下の實權は全く彼の掌中にありしとは確にて、漢の高帝さへ初は彼の指揮を奉じ、彼の封爵を受けたるなり、故に太史公が秦漢の際に項羽本紀を挿入したるは、當時の實情より論ずるも、編輯の順序より言ふも蓋し不當にはあらざらん、結尾の論贊中にも其意を漏せり、さりとて又彼を歷代帝王の一人とまで認めて本紀を立てたるにあらざる意も項羽本紀と彼の姓字を呼びて題目を設けたるにて明に知らるゝなり、

項籍者、下相人也、字羽、初起時年二十四、其季父項梁、梁父卽楚將項燕、爲二秦將王翦所一レ戮者也、項氏世世爲二楚將一、封二於項一、故姓二項氏一、項籍少時、學レ書不レ成、去學レ劍、又不レ成、項梁怒レ之、籍曰、書

誼の論紀季の明にも及ばざるなり、吾れ秦紀を讀む毎に子嬰が趙高を車裂せし所に至りて、未だ嘗て其の決行を健氣なりとし其の志を憐まずんばあらざるなり、子嬰は其の死生の義備はれりと謂ふべし、

【字解】 孝明皇帝、東漢の明帝なり、周歴已移、仁不レ代レ母秦直二其位一、周皇の亡びたるをいふ、仁は仁德の君にして帝王の次序の意なり、母は五行の相生にて生ずるを母といひ、出づるを子と爲す、卽ち水(母)は木(子)を生じ、木(母)は火(子)を生じ、火(母)は土(子)を生じ、土(母)は金(子)を生じ、金(母)は水(子)を生ずるが如し、直は値なり、アタルと訓む、位は帝王の位なり、さて五行の運行にて子が母に代はるを順となす、而るに秦の水德が周の木德に代はりしは是れ母が子に代りしものにして五運に反せり、故に秦は母に代はらずといふ、而して周を火德と爲すは始皇の推論なり、前に見ゆ、呂政、始皇のこと、始皇は呂不韋の幸姬の子なり、而して幸姬の莊襄王の妃となる時已に孕めり、故に呂といふ、政は其の名なり、施二於後王一、秦の制度官職の後代に傳はれる者多きをいふ、猨狐は弓矢を主り、參伐は斬艾の事を主る、佐攻驅除、天下を驅滅するをいふ、距之、二字にて至るの意なり、人頭畜鳴、胡亥の愚闇を形容せる語なり、頭首面目は人にして能く言語すれども、些の好惡を辨ぜず、恰も六畜の鳴くが如し、不レ威不レ伐、胡亥に帝王の威なくんば伐たれざりしとの意なり、期、滅亡の期なり、華紱、花やかなる印綬なり、黃屋、黃色の裏の車蓋なり、小人、趙高を指す、偸安、ぬすみやすんず、日日齋して廟に詣らざりしをいふ、權、謀なり、眞人、眞の天子なり、沛公を指す、素車、喪車なり、嬰レ組、組を頸に繫けて自殺の意を示すこと、茅旌鸞刀、共に宗廟の器なり、茅旌は茅(カヤ)にて爲りたる旌、鸞刀は鸞は鈴なり、刀環に鈴ありて其の聲節に中るの刀なり、嚴王、楚の莊王のこと、班固明帝の諱を避けてしかいふ、雍、ふさぐなり、爛、たゞるなり、司馬遷、此の二字衍文ならむ、一日之孤、子嬰を指す、僅の間天子と爲り、孤獨にして佐け無き

ならずや、彼の言へるとは、頭は人にして能く言語すれども好惡を辨ぜざるこど畜類の鳴けるが如し、寧ろ天子の威あらざれば伐たれず、惡も篤からざれば虚く亡びざりしならむを、天子の威と暴惡とは遂に留むることを得ざるに至り、殘虐は以て其の滅亡の期を促せり、故に形勢便益の國に居ると雖、猶存在することを得ざりしなり、子嬰は次を度りて嗣ぐことを得、玉冠を冠り、華紱を佩び、黄屋を車にし、百司を從へ、將に七廟に謁せむとす、されど趙高の陰謀あらむことを恐れて未だ至らず、さて趙高の如き小人が非位に乘れば、忽ちにして其の守を失はずといふこと莫し、乃ち子嬰は齋に五日間を費して日日を偸み安んじ、獨り能く長く念ひ、又却き慮りて其の二子と權謀を作り、近く齋宮の戶牖の間に事を決し、竟に猾臣趙高を誅して二世の爲に賊を討ちぬ、高の死後は賓客婚姻未だ盡く相いたはることを得ず、食事も未だ咽に下るに及ばず、酒も未だ脣を濡すに及ばざるに、楚兵已に關中を屠り、眞の天子既に霸水の上に翔る、是に於て子嬰は其の敵すべからざるを知り、喪車にて組を頸に嬰けて自殺の意を示し、天子の印章を奉じ、以て帝者に歸服す、昔時鄭伯楚の莊王に破られ肉袒して左に茅旌を執り右に鸞刀を執りて莊王を迎ふ、莊王舍を退くこと七里なりと、河の決するは復壅ぐべからず、魚の爛れたるは復全くすべからず、勢の敵すべからざるは如何ともすべからざるなり、而るに賈誼曰く、向に子嬰をして庸主の才ありて僅に忠誠の輔佐を得しめば、山東亂るゝと雖、秦の地は全くして有つべく、宗廟の祀は未だ當に絕つべからざるなりと、されど秦の衰微は久しき以前より積りて、天下は土の如く崩れ瓦の如くに解けたり、假令周旦の材ありと雖、復其の巧を陳ぶる所無けむ、而るに子嬰を責むるは誤れるかな、世俗に秦の始皇罪惡を起し、胡亥嗣ぎて之を極むと、實に其の理を得たり、而るに賈誼は復子嬰を責めて秦の地全うすべしと、是れ所謂時變に通ぜざるの言なり、昔紀季は酅邑を以て齊に入りしかば後に其族を存したり、故に春秋之を賢として名いはざりき、今賈

〔司馬遷〕曰、向使嬰有庸主之才、僅得中佐、山東雖亂、秦之地可全而有、宗廟之祀未當絶也、秦之積衰、天下土崩瓦解、雖有周旦之材、無所復陳其巧、而以責一日之孤、誤哉、俗傳秦始皇起罪惡、胡亥極、得其理矣、復責小子云、秦地可全、所謂不通時變者也、紀季以酅、春秋不名、吾讀秦紀至於子嬰車裂趙高、未嘗不健其決、憐其志、嬰死生之義備矣、

【講義】 孝明皇帝十七年、十月十五日乙丑に曰く、周歴已に移りて周室滅亡せり、さて帝王の次序は五行の運行に從ふものとす、卽ち出づる子は生ずるに母に代るを定めとす、而るに秦の水德の母が反つて周の木德の子に代りて其の次序を亂せり、且つ始皇は殘忍暴虐の君たりしなり、然れども、其の身諸侯を以て十三歳に天子と爲り、天下を幷兼し、私情を極め欲望を縱にして宗族親戚を養育し、三十七年の在位間に天下に兵刄の加はざる所無く、政令を制作して之を後王に施せり、蓋し聖人の威靈を得たる者か、故に河神は圖錄を授け、狼狐星・參伐星の氣に據り蹈みて天下を驅滅し、遂に始皇帝と稱するに至る、始皇既に歿し、胡亥嗣ぐ、胡亥は極めて愚鈍なり、酈山の工事未だ畢らざるに復阿房宮を作り、以て始皇の策を成し遂げむとす、其の言にいふ、凡そ天下を有つを貴しと爲す所は意を恣にし欲を極むるに在るなりと、大臣の中に先君の爲しかかりし所を罷めむと欲するに至れば、斯と去疾とを誅し、佞臣趙高を任用す、寔に痛ましきの至

母、秦直其位、呂政殘虐、然以諸侯十三幷兼天下、極情縱欲、養育宗親、三十七年、兵無所不加、制作政令、施於後王、蓋得聖人之威、河神授圖、據狼狐、蹈參伐、佐攻驅除、距之稱始皇、始皇既歿、胡亥極愚、酈山未畢、復作阿房、以遂前策云、凡所爲貴有天下者、肆意極欲、大臣至欲罷先君所爲、誅斯去疾、任用趙高、痛哉言乎、人頭畜鳴、不威不伐、惡不篤不虛亡、距之不得留、殘

虐以促期、雖居形便之國、猶不得存、子嬰度次得嗣、冠王冠、佩華紱、車黃屋、從百司、謁七廟、小人乘非位、莫不怳忽失守、偷安日日、獨能長念、却慮父子作權、近取於戶牖之間、竟誅猾臣、爲君討賊、高死之後、賓婚未得盡相勞、餐未及下咽、酒未及濡脣、楚兵已屠關中、眞人翔霸上、素車嬰組、奉其符璽、以歸帝者、鄭伯茅旌鸞刀、嚴王退舍、河決不可復壅、魚爛不可復全、賈誼

武王生れて十九年にして立つ、立ちて三年にして渭水の水三日間赤かりき、昭襄王生れて十九年にして立つ、立ちて四年に初めて田間に阡陌を開く、孝文王生れて五十三年にして立つ、莊襄王生れて三十二年にして立つ、立ちて二年にして太原の地を取る、元年に國中に大赦す、又先王の功臣を調査して夫々恩賞を賜ひ、德を施すに骨肉を厚くし、惠を民に布く、此の時東周と諸侯と相謀りて秦を弱めむとす、秦乃ち相國呂不韋をして東周を誅せしめ、盡く其の國土を秦に入る、されど秦は其の祭祀を絶たず、陽人の地を周君に賜ひ、以て周の祭祀を奉承せしむ、始皇國を饗くること三十七年、酈邑に葬る、二世皇帝を生む、始皇生れて十三年にして立つ、二世皇帝國を享くること三年、宜春に葬る、此の時趙高は丞相・安武侯と爲る、二世生れて十二年にして立つ、

右秦の襄公より二世に至るまで六百一十歳なり、

【字解】 西時、時は神靈を祭る處なり、まつりのには、秦は其の地西方に在り、故に西時といふ、庶長、庶兄に同じ、妾腹の子にして嫡子より年長者をいふ、聚、猶村落の如し、伏、伏日なり、蠱、熱毒惡氣なり、志、誌と通ず、致レ霸、はたがしらの稱號を賜ふこと、著人、著は宁なり、宁は門屏の間の稱、宁人は卽ち宦者のことなり、畢公、秦紀には哀公に作れり、是なり、康景、衍文なり、僖公西、秦に僖公無し、索隱は上の景公の注に一作二僖公一といへり、是れ或は景公の誤ならむ、其七年百姓初帶劒、秦紀と表とには簡公六年にあり、伍、五家を一組と爲すこと、嬰兒、赤子なり、阡陌、阡は南北の路なり、陌は東西の路なり、骨肉、親族なり、陽人、地名なり、

【備考】 此の編は秦の舊記なり、後人次の班固の語と本紀の末に幷記して參證に備ふ、今古本に據り低書して正文に別つ、

孝明皇帝十七年、十月十五日乙丑曰、周歷已移、仁不レ代

に霸の稱號を賜ふ、雍に葬る、繆公は著人に學べり、康公を生む、康公國を享くること十二年、雍の高寢に居る、竘社に葬る、共公を生む、共公國を享くること五年、雍の高寢に居る、康公の陵の南に葬る、桓公を生む、桓公國を享くること二十七年、雍の太寢に居る、義里丘の北に葬る、景公を生む、景公國を享くること四十年、雍の高寢に居る、丘里の南に葬る、畢公を生む、畢公國を饗くること三十六年、車里の北に葬る、夷公を生む、夷公國を享けずして死にぬ、左宮に葬る、惠公を生む、惠公國を享くること十年、車里に葬る、悼公を生む、悼公國を享くること十五年、僖公の西城雍に葬る、刺龔公を生む、刺龔公國を享くること三十四年、入里に葬る、躁公懷公を生む、其の十年に彗星見る、躁公國を享くること十四年、受寢に居る、悼公の陵の南に葬る、其の元年に彗星見る、懷公晉より來り、國を享くること四年、櫟圉氏に葬る、靈公を生む、諸臣反して懷公を圍む、懷公自殺す、肅靈公は昭子の子なり、涇陽に居る、國を享くること十年、悼公の陵の西に葬る、簡公を生む、簡公晉より來り、國を享くること十五年、僖公の陵の西に葬る、惠公を生む、其の七年に百姓初めて劍を帶ぶ、惠公國を享くること十三年、陵圉に葬る、出公を生む、出公國を享くること二年、出公自殺す、雍に葬る、獻公國を享くること二十三年、囂圉に葬る、孝公を生む、孝公國を享くること二十四年、弟圉に葬る、惠文王を生む、其の十三年に始めて咸陽に都す、惠文王國を饗くること二十七年、公陵に葬る、悼武王を生む、悼武王國を享くること四年、永陵に葬る、昭襄王國を享くること五十六年、茝陽に葬る、孝文王を生む、孝文王國を享くること一年、壽陵に葬る、莊襄王を生む、莊襄王國を享くること三年、茝陽に葬る、始皇帝を生む、此の時呂不韋丞相と爲る、さて獻公立ちて七年に初めて市を爲すことを行ひ、十年に戶籍を爲りて五家を一組と爲す、孝公立ちて十六年の冬に桃李華さく、惠文王生れて十九年にして立つ、立ちて二年にして初めて銅錢を發行す、此の時新に生れたる嬰兒ありて曰く、秦は且に王たらむとすと、悼

年、取太原地、莊襄王元年大赦、脩先王功臣、施德厚骨肉、布惠於民、東周與諸侯謀秦、秦使相國不韋誅之、盡入其國、秦不絕其祀、以陽人地賜周君、奉其祭祀、始皇饗國三十七年、葬酈邑、生二世皇帝、始皇生、十三年而立、二世皇帝享國三年、葬宜春、趙高爲丞相安武侯、二世生十二年而立、

右秦襄公至二世、六百一十歲、

【講義】　襄公立ちて國を享くること十二年にして死にぬ、襄公の時初めて西時を作りて白帝を祠る、襄公を西垂に葬る、文公を生む、文公立ちて西垂の宮に居り、五十年にして死に、西垂に葬る、靜公を生む、靜公國を饗けずして死にぬ、憲公を生む、憲公國を饗くること十二年、西の新邑に居る、死にて衙に葬る、武公・德公・出子の三人を生む、出子國を饗くること六年、西陵に居る、庶兄の弗忌・威累・參父の三人賊を率ゐて出子を鄙衍に賊ふ、衙に葬る、武公立つ、武公國を饗くること二十年、平陽の封宮に居る、宣陽聚の東南に葬る、三人の庶兄出子を殺したる罪に伏す、德公立つ、德公國を享くること二年、雍の大鄭宮に居る、宣公・成公・繆公を生む、陽に葬る、德公の時初めて伏日を置き、伏祠社を作りて狗を邑の四門に磔にして熱毒惡氣を禦ぐ、宣公國を享くること十二年、陽宮に居る、陽に葬る、宣公の時初めて閏月を誌す、成公國を享くること四年、雍の宮に居る、陽に葬る、此の時齋は山戎と孤竹國とを伐てり、繆公國を享くること三十九年、天子穆公

子子也、居涇陽、享國十年、葬悼公西、生簡公、簡公從晉來、享國十五年、葬僖公西、生惠公、其七年、百姓初帶劍、惠公享國十三年、葬陵圉、生出公、出公享國二年、出公自殺、葬雍、獻公享國二十三年、葬囂圉、生孝公、孝公享國二十四年、葬弟圉、生惠文王、其十三年、始都咸陽、惠文王饗國二十七年、葬公陵、生悼武王、悼武王享國四年、葬永陵、昭襄王享國五十六年、葬茝陽、生孝文王、孝文王享國一年、葬壽陵、生莊襄王、莊襄王享國三年、葬茝陽、生始皇帝、呂不韋相、獻公立七年、初行爲市、十年、爲戶籍相伍、孝公立十六年、時桃李冬華、惠文王生、十九年而立、立二年、初行錢、有新生嬰兒曰、秦且王、悼武王生十九年而立、立三年、渭水赤三日、昭襄王生十九年而立、立四年、初爲田開阡陌、孝文王生五十三年而立、莊襄王生三十二年而立、立二

德公立、德公享國二年、居雍大鄭宮、生宣公・成公・繆公、葬陽、初伏以御蠱、宣公享國十二年、居陽宮、葬陽、初志閏月、成公享國四年、居雍之宮、葬陽、齊伐山戎・孤竹、繆公享國三十九年、天子致霸、葬雍、繆公學著人、生康公、康公享國十二年、居雍高寢、葬竘社、生共公、共公享國五年、居雍高寢、葬康公南、生桓公、桓公享國二十七年、居雍大寢、葬義里丘北、生景公、景公享國四

十年、居雍高寢、葬丘里南、生〔畢〕公、〔畢〕公饗國三十六年、葬車里北、生夷公、夷公不享國、死、葬左宮、生惠公、惠公享國十年、葬車里、〔康・景〕生悼公、悼公享國十五年、葬〔僖〕公西城雍、生剌龔公、剌龔公享國三十四年、葬入里、生躁公懷公、其十年、彗星見、躁公享國十四年、居受寢、葬悼公南、其元年彗星見、懷公從晉來、享國四年、葬櫟圉氏、生靈公、諸臣圍懷公、懷公自殺、肅靈公昭

み、民心已に安ければ、天下に逆行の臣ありと雖、必ず響應の助無からむ、故に古語に曰く、安んぜる民には與に義を行ふべく、危ぶめる民には與に非を爲し易しと、實に此の時のことをいへるなり、二世は貴きこと天子と爲り、富は天下を有ちながら、其の身戮殺を免れざりしは、是れ始皇の時より傾ける政道を正すことと非なりしを以てなり、是れ二世の過なり、已上第二篇なり、

【字解】　領、頸なり、くび、寒、凍なり、コヾエと訓む、褐、裋は短なり、褐は毛毳にて織りたるものにして馬衣の如きもの、賤者の著る衣なり、糟糠、糟は酒のかす也、糠はぬかなり、嗸々、衆口のやかましきなり、縞素、縞は白色の絹なり、素は白なり、縞冠素紕とて喪服のことなり、囹圄、獄舍なり、收帑汙穢、收帑は收賄なり、汙穢は藏匿の罪なり、倉廩、米穀を貯ふる藏なり、輕レ賦少レ事、賦は賦稅なり、事は役なり、威德、威は新書に盛に作れり、讙然、喜悅の貌なり、狡猾、わるがしこきこと、不軌、國家の法に順はざること、壞ニ宗廟與レ民、一本に此の五字無し、二世宗廟を壞し、ことなければ此の五字無きを是と爲す、更始作、復作

るの意なり、別に更めて作る意にあらず、紀、經理を立つることなり、

襄公立、享レ國十二年、初爲ニ西時一、葬ニ西垂一、生ニ文公一、文公立、居ニ西垂宮一、五十年死、葬ニ西垂一、生ニ靜公一、靜公不レ饗レ國而死、生ニ憲公一、憲公享レ國十二年、居ニ西新邑一、死、葬ニ衙一、生ニ武公・德公・出子一、出子饗レ國六年、居ニ西陵一、庶長弗忌・威累・參父三人、率レ賊賊ニ出子鄙衍一、葬ニ衙一、武公立、武公饗レ國二十年、居ニ平陽封宮一、葬ニ宣陽聚東南一、三庶長伏ニ其罪一、

【講義】始皇の政を失へること其れ此の如し、今秦の二世立つ、天下皆領を引きて其の政如何を觀むとせざる者無し、さて凍えたる者は馬衣の如き裋褐をも便利とし、饑ゑたる者はかすぬかをも甘しとす、天下の嗸々として治者を渴望する時は新主の財貨なりとは、此れ罷勞したる民には仁を爲し易きを言へる也、前に二世をして凡庸の主君の行ありて忠賢の臣に任さしめ、臣主心を一にして海內の患を憂へ、縞冠素紕の喪中の時より已に先帝の過を正し、地を裂き民を分ちて功臣の子孫を封じ、國を建て君を立てゝ天下を禮し、獄舍を虛くして刑戮を免じ、收貯贓罪の四人を除去し、各〻其の鄕里に反らしめ、倉廩を發き、財幣を散じ、以て孤獨窮困の士を救ひ、賦稅を輕くし、役を少くし、以て百姓の急を佐け、法律を約め刑罰を省き、以て其後を保持し、天下の人をして皆自ら新にし節操を更め行狀を修め各〻其の身を愼むことを得しめ、萬民の望をして自然に塞がらしめ、盛德を以て天下に與せば、天下の民必ず集らむ、此の如くなれば四海の內皆喜悅して各〻自ら其の處に安んじ樂み、唯天下に變あることを恐るゝなり、此の時狡猾の民ありと雖、多くは上を離るゝの心無ければ、不軌の臣は其の智略を飾るに由無くして、暴亂の汙穢自ら止まむ、而るに二世は此の知り易き術を行はず、反つて始皇の無道に重ぬるに又無道を以てし、復阿房宮を完成せむとし、刑を繁くし誅を嚴しくし、官吏の治め方は容赦なくむごつけくし、賞も罰も其の實に當らず、賦斂は程度無く取り立て、天下に役事多くして官吏も經理を立つること能はず、百姓困窮すれども、君主は之を收め恤むことをせず、然る後に奸佞僞詐の徒竝び起りて、上下の意思相遁れて疏通すること無く、罪を蒙る者衆くして、刑戮せらるゝ者道に相望む、而して天下皆之を苦み、君卿より以下衆庶人に至るまで、人々自ら不安の心を懷き、親しく窮苦の實に處りて、咸其の位地に安んぜざるなり、上下の狀態此の如くなるが故に、人心寔に動き易きなり、是を以て陳涉は殷の湯王周の武王の賢才を用ひず、公侯の尊爵を藉らず、唯臂を大澤に奮ひて天下響の如くに應じたるは、是れ其民心危殆に陷れる時なるを以てなり、故に先王は始終の變を見存亡の機を知れり、是を以て民を養ふの道は務めて之を安んずるに在るの

以持其後、使天下之人皆得自新、更節修行、各愼其身、塞萬民之望、而以〔威〕德與天下、天下集矣、即四海之內、皆讙然各自安樂其處、唯恐有變、雖有狡猾之民、無離主之心、則不軌之臣、無以飾其智、而暴亂之奸止矣、二世不行此術、而重之以無道、〔壞宗廟與民、更始作阿房宮、繁刑嚴誅、吏治刻深、賞罰不當、賦斂無度、天下多事、吏弗能紀、百姓困窮、而主弗收恤、然後奸僞竝起、而上下相遁、蒙罪者衆、刑戮

相望於道、而天下苦之、自君卿以下至於衆庶、人懷自危之心、親處窮苦之實、咸不安其位、故易動也、是以陳涉不用湯武之賢、不藉公侯之尊、奮臂於大澤、而天下響應者、其民危也、故先王見始終之變、知存亡之機、是以牧民之道、務在安之而已、天下雖有逆行之臣、必無響應之助矣、故曰、安民可與行義、而危民易與爲非、此之謂也、貴爲天子、富有天下、身不免於戮殺者、正傾非也、是二世之過也、

の政道を改め易へず、依然として暴虐を以て國是とせり、是れ其天下を取ると天下を守るとの術を違へるなり、先王の道に據らず、孤獨にして之を有てり、故に其亡ぶること立ちて待つべきなり、若し始皇をして上世の遺事を計り、殷周の治迹に竝び、以て其政を制御せしめば、假令後に淫逸驕慢の主ありと雖、而も未だ遽に傾き危くなるの患あらざりしなり、故に三王の天下を建つるや、名分稱號顯かに美にして功勳事業長久なり、

【字解】 并二海內一、新書には此の上に滅二周祀一の句あり、刪るべからざるに似たり、以養二四海一、新書には以二四海一養に作れり、斐然、別本靡然に作る、なびく貌なり、鄉、向ふなり、五霸、齊の桓公・晉の文公・秦の穆公・宋の襄公・楚の莊王是なり、力政、武力政事なり、兵革、兵は兵器なり、革は甲冑なり、轉じて戰爭のこと、罷敝、つかるゝこと、元元之民、元元は原原に同じ、本源なり、民は國の本源なり、故に民を元元の民といふ、虛レ心、心を空しくす、卽ち始皇の天子と爲りし道程は如何なりしかを詮索せぬとなり、貪鄙、鄙は吝なり、貪鄙はむさぼりやぶさかなること、禁二文書一、百家の書を燒きしをいふ、天下始、天下の魁の意なり、

今秦二世立、天下莫レ不三引レ領而觀二其政一、夫寒者利二裋褐一、而饑者甘二糟糠一、天下之嗸嗸、新主之資也、此言二勞民之易一レ爲レ仁也、鄉使下二世有二庸主之行一、而任二忠賢一、臣主一レ心、而憂二海內之患一、縞素而正二先帝之過一、裂レ地分レ民、以封二功臣之後一、建レ國立レ君、以禮二天下一、虛二囹圄一而免二刑戮一、除二去收帑汙穢之罪一、使三各反二其鄉里一、發二倉廩一散二財幣一、以振二孤獨窮困之士一、輕レ賦少レ事、以佐二百姓之急一、約レ法省レ刑、

信功臣、不親士民、廢王道、立私權、禁文書而酷刑法、先詐力而後仁義、以暴虐爲天下始、夫幷兼者高詐力、安定者貴順權、此言取與守不同術也、秦離戰國、而王天下、其道不易、其政不改、是其所以取之守之者異也、孤獨而有之、故其亡可立而待、借使秦王計上世之事、竝殷周之迹、以制御其政、後雖有淫驕之主、而未有傾危之患也、故三王之建天下、名號顯美、功業長久、

【講義】秦は周祀を滅し、海内を幷せ、諸侯を兼ね、南面して帝と稱し、以て四海を養ふ、是の時に當り、天下の士は斐然として草の風に偃すが如く靡けるは何ぞや、曰く、近古に王者無きこと久し、周室は卑微にして振はず、あれどもなきが如し、五霸も亦既に歿して、令を天下に布く者無し、是を以て諸侯は武力を以て政事を行ひ、彊きは弱きを侵し、衆きは寡きを暴して、戰爭休まず、士民罷敝せり、かゝる時に秦は南面して天下に王たり、是にて上に天子といふ者あり、よつて元元の民は其性命を安んずることを冀ひ、心を虚くして上を仰がざるなし、故に此の時に當りて天子の威を守り功臣の功を定むべきなり、是れ安危の本は一に係りて此に在り、而るに秦王は貪り吝なる心を懷き、自ら奮ひ起すの智を行ひて、功臣を信ぜず、士民に親まず、王道を廢て、私權を立て、文書を禁じて刑法を酷しくし、詐力を先にして仁義を後にし、暴く虐ぐることを以て天下を治むる魁と爲せり、夫れ幷せ兼ねる者は詐力を高しとし、安んじ定むる者は順なる權力を貴ぶものなり、此れ天下を取ると守るとは其の術を同じくせざるを言へるなり、さて秦は戰國の時期を離れて天下に王たり、然るに其

然秦以區區之地、千乘之權、招八州而朝同列、百有餘年矣、然後以六合爲家、殽函爲宮、一夫作難而七廟墮、身死人手、爲天下笑者何也、仁義不施、而攻守之勢異也、

【講義】陳涉と六國との比較は已に前述の如し、されど秦は又六國の比にあらず、卽ち其の昔は區々たる雍州の小地と千乘の兵權とを以て、他の八州の諸侯を招きて、同列の諸侯を朝せしめたること、凡そ百有餘年なり、其の後始皇に至り六合を家となし、殽函を宮と爲して、其の勢力當るべからざりしなり、而るに彼れ陳涉が如き一夫が難を起したりとて、七廟は墮ち身は人の手に死にて天下に笑れたるは何ぞや、是れ仁義を天下に施さずして、攻むると守るとの時勢が昔日と異なればなり、已上第一篇なり、

【字解】區區、小なる貌なり、千乘之權、兵車千乘を出し得る諸侯の兵權なり、八州、九州の中雍州を除きたるもの、諸侯なり、一夫、陳涉を指す、七廟、天子の廟なり、大祖の廟と三昭三穆となり、

秦幷海內、兼諸侯、南面稱帝、以養四海、天下之士、斐然鄕風、若是者何也、曰、近古之無王者久矣、周室卑微、五霸旣歿、令不行於天下、是以諸侯力政、彊侵弱、衆暴寡、兵革不休、士民罷敝、今秦南面而王天下、是上有天子也、旣元元之民、冀得安其性命、莫不虛心而仰上、當此之時、守威定功、安危之本在於此矣、秦王懷貪鄙之心、行自奮之智、不

而語矣、

【講義】 始皇既に沒したれども、其の餘威は尙蠻夷に振へり、此の時陳涉起れり、陳涉は破れ甕を以て牖となし繩を樞に係けたる程の貧家に生れ、下衆下郎にして新開地に遷されたる徒なり、其の才能は中人に及ばず、仲尼・墨翟の賢、陶朱・猗頓の富あるに非ず、足を軍列の間に躡みて、畎畝の中より勃起し、罷れて散り〴〵になりたる卒を率ゐ、五六百の衆を將ゐて、漁陽より轉じて秦を攻む、木を斬りて兵器と爲し、竿を揭げて旗と爲す、其れ陳涉は此の如く微弱にして言ふに足らざるの輩なり、而るに天下の豪傑響の如くに應じ、糧を擔ひて景の如くに從ふ、是より山東の豪俊遂に竝び起ちて秦の一族を亡しぬ、且つ夫れ天下は小弱にあらず、雍州の地殽函の固は依然たり、陳涉の位は齊・楚・燕・趙・韓・魏・宋・中山の君より尊きに非ず、鋤鍬叉は棘の柄の戟は曲戟長鎩より利きには非ず、漁陽を戍りし衆は九國の師に當るべきに非ず、深く謀り遠く慮りて軍を行り兵を用ふるの道は前時の諸士に及ぶに非ざる然り也、而して其成敗は異に變り、功勳事業は相反せり、試に山東の國をして陳涉と長所を度り强大を較べ權威を比べ武力を量らしめば、年を同じくして語るべからざるなり、

【字解】 殊俗、蠻夷なり、甕牖繩樞、甕はかめなり、牖はまどなり、樞は戸のくるゝなり、破れ瓶を窻となし戸の樞に繩を係けたるとて貧家のことなり、甿隸、甿は古文の氓なり、即ち民なり、民隸は使役せらるゝ者、即ち下衆下郎なり、仲尼、孔子なり、墨翟、墨子なり、陶朱、范蠡のこと、猗頓、魯人なり、共に富者なり、躡、ふむなり、行伍、軍列なり、行は二十五人、伍は五人なり、倔起、猶勃起の如し、什伯、陳涉世家には阡陌に作れり、阡陌は猶畎畝の如し、轉、漁陽より轉ずるなり、贏糧、贏は擔ふなり、景從、影の如く從ふをいふ、自若、依然なり、棘矜、棘は刺ある木の名なり、矜は戟の柄なり、棘を伐りて作りたる戟の柄なり、銛、利きなり、句戟、刃の曲りたるほこなり、長鎩、鎩は劍なり、適戍、適は謫と通ず、適戍は流刑にせられ其の地を守ること、抗、當るなり、鄕時、前きの時なり、絜、較ぶなり、

作れり、鞭笞、むちうつこと、百越、越には種屬多し、故にいふ、俛首係頸、頭を垂れ頸を繋ぐ、降參の貌なり、下吏、獄官の下吏なり、藩籬、まがきなり、國境の意、百家之言、經子の書をいふ、兵、兵器なり、銷鋒鑄鐻、陳涉世家には銷鋒鍉鑄以爲金人十二に作れり、賈誼の書と合ふ、此は恐らくは誤れり、銷は鎔解するなり、鋒は刀端なり、ほさき、鍉は鏑に同じ、やじりなり、黔首之民、黔首は新書に天下に作れり、此は誤なり、華、山の名なり、爲津、津は池に作るべし、新書も陳涉世家も然り、誰何、何は呵と通ず、誰ぞと其の姓名を詰問すること、以、已と通ず、スデニと訓む、金城、其の守備の堅きをいふ、

秦王既沒、餘威振於殊俗、陳涉甕牖繩樞之子、甿隷之人、而遷徙之徒、才能不及中人、非有仲尼・墨翟之賢、陶朱・猗頓之富、躡足行伍之間、而倔起什伯之中、率罷散之卒、將數百之衆、而轉攻秦、斬木爲兵、揭竿爲旗、天下雲集響應、贏糧而景從、山東豪俊遂竝起、而亡秦族矣、且夫天下非小弱也、雍州之地、殽函之固、自若也、陳涉之位、非尊於齊楚燕趙韓魏宋衞中山之君、鉏櫌棘矜、非銛於句戟長鎩也、適戍之衆、非抗於九國之師、深謀遠慮、行軍用兵之道、非及鄉時之士也、然而成敗異變、功業相反也、試使山東之國與陳涉度長絜大、比權量力、則不可同年

以弱〔黔首〕之民、然後斬華爲城、因河爲〔津〕、據億丈之城、臨不測之谿、以爲固、良將勁弩、守要害之處、信臣精卒、陳利兵而誰何、天下以定、秦王之心、自以爲關中之固、金城千里、子孫帝王萬世之業也、

【講義】始皇に至るに及び、六世の遺したる功烈を續ぎ、長き策を振りて天下を治め、東西二周を呑みて諸侯を亡し、天子の位に卽きて六合を制御し、杖を執りて天下を鞭ちて秦の法に順はしむ、其の武威四海に振ふ、卽ち南の方百越の地を取りて桂林象郡と爲す、百越の君は首を俛れ頸を繫ぎて降り、命を獄官の下吏に委ぬ、南方已に平定したれば、次に蒙恬をして北の方長城を築きて國境を守らしむ、是に因りて匈奴を卻くること七百餘里、胡人は是れより敢て南方に下りて馬を牧はず、士は敢て弓を引きて怨に報いざるなり、是に於て四海靜謐となりたれば、先王の道を廢し、百家の言を焚きて人民を愚にし、名ある城を壞ち豪傑俊秀を殺し、天下の兵器を收め、之を咸陽に集め、其の鋒及び鏑を銷解して金人十二を造り、以て天下の民を弱めむとす、其の後華山を斬り開きて城と爲し、黃河に傍ひて池を造り、億丈の城に據り、底知れぬ谿に臨みて固めと爲す、且つ良將と勁き弩とを以て要害の處を守り、忠信ある臣と精銳の卒とは利き兵器を陳ねて關門の出入を誰何す、此の如くにして天下已に定まれば、始皇の心には自ら關中の固めは金城千里にして子孫帝王と爲りて萬世に傳ふることを得べき大業なりと思へり、

【字解】秦王、始皇なり、六世、孝公・惠文王・武王・昭襄王・孝文王・莊襄王是なり、振長策而御宇內、乘馬を以て天下を制するに喩ふ、吞二周、秦の昭王の五十一年に西周を滅し、其の後七年莊襄王の時に東周を滅せり、故に二周を吞みしは始皇の時にあらず、履至尊、天子の位に卽くこと、棰拊、棰は杖なり、拊は拍つなり、二字にて杖のことなり、新書には槁朴に

腴、肥えてあぶらづきたること、收二要害一、新書には收の上に北の字あり、要害は形勢險しくして我に在りては要と爲り、彼に在りては害と爲るべき地をいふ、合從、從は縱なり、六國は南北に縱に長し、故に六國同盟して秦に對するを合從といふ、締、結ぶなり、孟嘗・平原・春申・信陵、四君皆傳あり、寗越、趙人なり、徐尙、詳ならず、蘇秦、傳あり、杜赫、周人なり、齊明、東周の臣、後に秦楚韓に仕ふ、周最、最は冣に作るを可とす、周の公子にして秦に仕ふ、陳軫、夏人にして秦に仕ふ、昭滑、昭は陳涉世家に邵に作り、戰國策・新書・漢書・文選等には召に作れり、楚人なり、樓緩、魏の文公の弟なり、樓子のこと、翟景、詳ならず、或は楚策にある魏の相の翟强ならむと、蘇厲・樂毅・吳起・孫臏、皆傳あり、帶佗兒良王廖、皆詳ならず、或は帶佗兒良は易林に出づ、蓋し趙魏の將ならむと、田忌、齊の將なり、廉頗、趙奢、共に傳あり、叩レ關、叩はたゝくなり、陳涉世家には仰に作れり、遁逃、此の二字恐らくは衍文ならむ、鏃、やじりなり、敝、弊なり、漂レ鹵、漂はたゞよはすなり、鹵は楯なり、流血楯を漂はすとは殺傷の多きを形容せるなり、宰割、屠宰の肉を割くが如く易きをいふ、日淺、孝文は王在位一年、莊襄王は三年、故にいふ、

及レ至二秦王一、續二六世之餘烈一、振二長策一而御二宇內一、吞二二周一而亡二諸侯一、履二至尊一而制二六合一、執二棰拊一以鞭二笞天下一、威振二四海一、南取二百越之地一、以爲二桂林象郡一、百越之君、俛レ首係レ頸、委二命下吏一、乃使下蒙恬北築二長城一而守中藩籬上、却二匈奴一七百餘里、胡人不二敢南下一而牧レ馬、士不二敢彎レ弓而報一レ怨、於レ是廢二先王之道一、焚二百家之言一、以愚二黔首一、墮二名城一、殺二豪傑一、收二天下之兵一、聚二之咸陽一、銷レ〔鋒鑄レ鐻〕以爲二金人十二一、

も貴き寶什も肥沃の土地も惜まずして、天下の名士を召し招き、合從して交を結び、相與に一團と爲れり、是の時に當り、齊に孟嘗君あり、趙に平原君あり、楚に春申君あり、魏に信陵君あり、此四君は皆明知にして忠信あり、心寛に厚くして人を愛し、賢を尊びて士を重んじ、合從を約して連衡を離ち、以て韓・魏・燕楚・齊・趙・宋・衞・中山の九國の衆を幷したり、是に於て韓・魏・趙・燕・齊・楚の六國の士に寧越・徐尙・蘇秦・杜赫の屬ありて合從の謀を爲し、又齊明・周最・陳軫・昭滑・樓緩・翟景・蘇厲・樂毅の徒ありて其の意を通じ、又吳起・孫臏・帶佗・兒良・王廖・田忌・廉頗・趙奢の朋ありて其の兵を指揮す、常に秦より十倍の地と百萬の衆とを以て函谷關を叩きて秦を攻む、秦人其の高險を恃みて關を開きて敵を引き入る、されど九國の師は其の險阨に恐れて逡巡として敢て進まざるなり、故に秦は矢を亡ひ鏃を棄つるの費無きに、而かも天下の諸侯は已に困憊せり、是に於て諸侯の合從は其の效力を失ひ盟約自ら解け、各、爭ひて地を割きて秦に獻せり、秦は尙餘力ありて其弊を正し、敵軍の逃亡する者を追ひかけ、背走する者を逐ひつめ、斬り伏せたる屍は百萬に達し、其の流るゝ血は楯を漂はす許なり、秦已に諸侯の軍を粉碎したれば、自らの利益に因り便宜を計りて天下を割くこと屠宰の肉を割くが如くし、河山を四分五裂す、よつて彊國は降伏を請ひ、弱國は臣となりて入朝す、其の後孝文王莊襄王に及びては國を享くること日淺くして國家何事も無かりき、

【字解】殽函、殽は山の名なり、函は函谷關なり、擁、抱く也、雍州、孝公の都の在る地なり、席卷、むしろにてまくなり、收め取るの容易なるをいふ、囊括、ふくろに入れてくゝるなり、其の意上に同じ、八荒、荒は邊境なり、八荒は八方のはてなり、商君、商鞅なり、連衡、衡は横なり、六國と秦とは東西に在りて其の地形横に長し、故に六國皆秦に服從するを連衡といふ、拱レ手、拱は兩手の大指を相拄へ他の四指を組み合して敬すること、こまぬく、拱手とは事を爲さゞるをいふ、惠王武王、陳涉世家には武王の下に昭王の二字あり、下文の九國の師の秦に迫まりしは昭王の時の事なり、故に昭王の二字あるを是となす、故業、霸業なり、遺册、連衡の策なり、舉、拔くなり、破るなり、膏

而愛人、尊賢重士、約從離衡、幷韓・魏・燕・楚・齊・趙・宋・衞・中山之衆、於是六國之士、有寧越・徐尙・蘇秦・杜赫之屬、爲之謀、齊明・周最・陳軫・昭滑・樓緩・翟景・蘇厲・樂毅之徒、通其意、吳起・孫臏・帶佗・兒良・王廖・田忌・廉頗・趙奢之朋、制其兵、常以十倍之地百萬之衆、叩關而攻秦、秦人開關延敵、九國之師、逡巡〔遁逃〕而不敢進、秦無亡矢遺鏃之費、而天下諸侯已困矣、於是從散約解、爭割地而奉秦、秦有餘力、而制其敝、追亡逐北、伏尸百萬、流血漂鹵、因利乘便、宰割天下、分裂河山、彊國請服、弱國入朝、延及孝文王・莊襄王、享國日淺、國家無事、

【講義】 秦の孝公は殽山の阨函谷の固に據り、雍州の地を抱へて都を其の中に置き、君臣固く守りて周室の微を窺ひ、天下を席にて卷き、宇內を包み擧げ、四海をふくろに入れて括り、八荒を幷せ呑まむとするの下心あり、是の時に當りて商鞅之を輔佐し、內には法度を立て上下を正し、農耕紡織を務めて民を富まし、守戰の具を修めて萬一に備ふ、外には東西の七國を連ねて諸侯を鬪はしむ、是に於て秦人は手を拱きて西河の外を取れり、孝公既に沒して惠王武王は故き霸業を承け續き、遺されたる連衡の策に因りて、南の方は漢中を兼ね、西の方は巴蜀を破り、東の方は土膏肥腴の地を割き、北の方は要害の郡を收む、諸侯は秦の益〻彊大となるに恐れおぢけて、會合盟約して秦を弱めむことを謀り、之が爲めには珍らしき器物

野諺曰、前事之不忘、後事之師也、是以君子爲國、觀之上古、驗之當世、參以人事、察盛衰之理、審權勢之宜、去就有序、變化〔有〕時、故曠日長久、而社稷安矣、

【講義】　卑近の諺に曰く前の事を忘れざるは、之が頓て後の事の手本なりと、是を以て君子の國を治むるや、先づ上古の法を觀て之を當世に試み驗し、之に人事を參へ、盛衰する所以を察し、權勢の宜しきを明にし、取捨するに順序を立て、變化するに時勢に適應す、故に久しく日を重ねて長引くも其の國家安寧なり、已上第三篇なり、

【字解】　野諺、卑近のことわざなり、有時、有の字當に應の字に作るべし、曠日、久しき日なり、

秦孝公據殽函之固、擁雍州之地、君臣固守、而窺周室、有席卷天下、包擧宇內、囊括四海之意、并吞八荒之心、當是時、商君佐之、內立法度、務耕織、修守戰之備、外連衡而鬭諸侯、於是秦人拱手而取西河之外、孝公既沒、惠王・武王〔昭王〕蒙故業、因遺册、南兼漢中、西擧巴蜀、東割膏腴之地、收要害之郡、諸侯恐懼、會盟而謀弱秦、不愛珍器重寶、肥美之地、以致天下之士、合從締交、相與爲一、當是時、齊有孟嘗、趙有平原、楚有春申、魏有信陵、此四君者、皆明知而忠信、寬厚

口を掛みて言はざらしむ、是を以て三主は天下を治むるの道を失ふも、忠臣は敢て諫めず、智士は敢て謀らざるなり、天下已に亂るれども、奸惡上に聞えざりしかば、尚太平なりと思へり、豈に哀しからずや、

【字解】知化、時勢の變化を知ること、拂、匡すなり、傾耳而聽、正聽せざるなり、仄聞なり、謹愼の貌、重足而立、左右の足を重ねて立つ、是れ亦謹愼の貌なり、

先王知壅蔽之傷國也、故置公卿・大夫・士、以飾法設刑、而天下治、其彊也、禁暴誅亂、而天下服、其弱也、五伯征而諸侯從、其削也、內守外附而社稷存、故秦之盛也、繁法嚴刑、而天下振、及其衰也、百姓怨望而海內畔矣、故周〔五〕序得其道、而千餘歲不絕、秦本末竝失、故不長久、由此觀之、安危之統相去遠矣、

【講義】先生は上の明を塞ぎおほふことの、國を傷ふことを知れり、故に公卿大夫士を置き、以て法を飾へ刑を設けて壅蔽の弊を防ぐ、故に天下治まるなり、其の勢の彊き時は暴虐を禁じ反亂を誅して天下服す、其の弱きに至りては、五伯代りて征伐し諸侯之に從ふ、其の地を削らるゝも內堅く守り外强者に附き從ふを以て其の國家は長く存在することを得るなり、而るに秦の盛なるや、法を繁くし刑を嚴しくするを以て天下振ひ懼れ、其の衰ふるに及ぶや、百姓怨みて海內之に畔けり、故に周王の相續する次序は其の道を得たりしが故に千餘歲の後までも絕えざるなり、されど秦は本末竝に道を失へば、長久ならずして滅亡せしなり、此に由つて之を觀れば安寧と危殆との本源は相去ること已に遠きなり、

【字解】壅蔽、ふさぎおほふなり、飾法、飾は整ふなり、五序、五は新書に王に作れり、是なり、王序とは周王の相續する次序なり、統、本源なり、

險阻の要塞の犯し難きを見るや、必ず其の軍を退け、兵士を勞ひ民庶を息め、以て秦の疲敝せむことを待ち、弱きを收め疲れたるを扶けて、大國の君に命令を發する迄に至れば、意を海内に得ずとも之を患ふる者にあらずとなす、而るに子嬰は、貴きこと天子となり、富は天下を有ちながら、其の身擒と爲りしは、是れ其の敗亡を救ふの術善からざればなり、秦の滅亡の原因は遠く始皇の時より兆せり、卽ち始皇は己を足れりとして羣臣に問はず、放縱にして其の過を遂げて變へざりしなり、此れ其の原因の主なるものなり、而して二世又之を受け次ぎ、始皇の行爲に因りて改めず、暴く虐げて益〻過を重ねたり、子嬰の立ちしは趙高其の非を蔽はむ爲の傀儡たりしかば、孤立にして親むべき臣無く、危く弱にして輔佐の任無し、此の如く三主私欲に惑ひて身を終るまで悟らざりしかば、其の亡びたること尤もならずや、

【字解】軍、屯營すること、壘、軍壁なり、とりで、阨、狹道なり、安士、新書に案士に作れり、兵士を勞ふこと、扶レ罷、扶は助くるなり、罷は疲れなり、禽、擒と通ず、とりこ、救レ敗非、敗亡を救ふの術善からざるをいふ、

當二此時一也、世非レ無二深慮知化之士一也、然所三以不二敢盡レ忠拂一レ過者、秦俗多二忌諱之禁一、忠言未レ卒二於口一、而身爲二戮沒一矣、故使下天下之士傾レ耳而聽、重レ足而立、拑レ口而不上レ言、是以三主失レ道、忠臣不二敢諫一、智士不二敢謀一、天下已亂、姦不二上聞一、豈不レ哀哉、

【講義】三主の時に當りて、世に深き慮ありて時勢の變化を知れる士無きに非ず、然れども此等の人々の敢て忠義を盡し上の過を匡正せざりし所以は、秦の俗に上の事を畏れ憚りて言ふべからざるの禁令あり、若し秦室を憂ひて諫むる者あれば、其の忠言未だ終らざるに、其身は已に誅戮せらるゝなり、故に天下の士をして耳を傾けて聽き、左右の足を重ねて立ち、

せて秦を攻めしことありき、其の當時は諸侯の賢君竝び列り、良將は其の軍を指麾し、賢相は其の謀を運し通じたり、然るに秦の險阻なる固めに困んで一步も進むこと能はざるなり、秦乃ち諸侯の軍を引き入れ戰はむとし、之が爲に關を開けば、百萬の徒逃れ北げて遂に總壞れとなりぬ、此の如きは豈に勇力智慧の秦よりも足らざるならむや、諸侯の智勇秦より勝るとも、其の地形低くして秦を攻むるに利便ならざるを以てなり、

【字解】秦王、始皇に作るべきなり、勢居、形勢居處なり、此之世、世の字一本に時に作れり、

秦小邑幷大城、守險塞而軍、高壘毋戰、閉關據阨、荷戟而守之、諸侯起於匹夫、以利合、非有素王之行也、其交未親、其下未附、名爲亡秦、其實利之也、彼見秦阻之難犯也、必退師、安土息民、以待其敝、收弱扶罷、以令大國之君、不患不得意於海內、貴爲天子、富有天下、而身爲禽者、其救敗非也、秦王足己不問、遂過而不變、二世受之、因而不改、暴虐以重禍、子嬰孤立無親、危弱無輔、三主惑而終身不悟、亡不亦宜乎、

【講義】秦は元來小邑なれども大城を幷合し、險しき要塞を守りて屯營し、壘を高くして戰ふこと無く關所を閉ぢ狹道に據り、戟を荷ひて之を守る、之に對する諸侯は素々匹夫より起れるを以て、利を先にして合へり、素より王となるべき資格あるにあらざれば、其の交も未だ親まず、其の下民も未だ附隨せず、其の軍の名は秦を亡すと宣言すれども、其の實は秦を畏れて地を獻じ、之を利するなり、故に彼等は秦の

大概此によりて見ることを得べし、子嬰代り立つも遂に之を寤らざりき、若し子嬰をして凡庸の君主だけの材ありて僅の忠誠の輔佐を得しめば、假令山東に反亂ありたればとて、秦の地のみは全くして有つべく、宗廟の祭祀とても未だ遽に絶つべからざりしなり、

【字解】津關、津は船著場なり、關は關所なり、險塞、けはしきとりでなり、甲兵、甲冑兵器なり、鉏櫌、鉏は鋤なり、櫌は鉏の柄なり、白梃、梃は杖なり、望屋而食、糧食を用意せず、民家を望み見れば之に就きて奪ひ食ふこと、橫行、縱橫に意の向ふに任して行くこと、闔、閉づるなり、長戟、長柄のほこなり、彊弩、強き大弓なり、鴻門、縣の名なり、淸の陝西省楡林府神木縣の西南に當る、藩籬之艱、藩籬は柴竹を以て作りたるかきなり、まがき、ませがき、藩籬の艱とは僅の障礙物の義なり、要市、要も市も共に求むなり、外に居て封土を要求するをいふ、籍、借なり、モシと訓む、庸主、凡主に同じ、中佐、中は忠なり、忠誠の輔佐なり、

秦地被山帶河、以爲固、四塞之國也、自繆公以來、至於秦王、二十餘君、常爲諸侯雄、豈世世賢哉、其勢居然也、且天下嘗同心幷力、而攻秦矣、當此之世、賢智竝列、良將行其師、賢相通其謀、然困於阻險、而不能進、秦乃延入戰、而爲之開關、百萬之徒、逃北而遂壞、豈勇力智慧不足哉、形不利、勢不便也、

【講義】秦の地は山を繞らし河を帶びて固めと爲せば、四方塞がりて自然の城壁を爲せる國なり、繆公より以來始皇に至るまで二十餘君の間、常に諸侯の强者たり、此の間豈に世世の君皆賢者ならむや、中には闇愚の君もありしかど其の形勢居處自ら然らしめしなり、且つ天下の諸侯或る時は心を同じくし力を幷

繕津關據險塞、修甲兵而守之、然陳涉以戍卒散亂之衆數百奮臂大呼、不用弓戟之兵、鉏櫌白梃、望屋而食、橫行天下、秦人阻險不守、關梁不闔、長戟不刺、彊弩不射、楚師深入戰於鴻門、曾無藩籬之艱、於是山東大擾、諸侯並起、豪俊相立、秦使章邯將而東征、章邯因以三軍之衆、要市於外、以謀其上、羣臣之不信、可見於此矣、子嬰立遂不寤、藉使子嬰有庸主之材、僅得中佐、山東雖亂、秦之地可全而有、宗廟之祀未當絕也、

【講義】賈生の過秦論に曰く、秦は諸侯を幷せ兼ねて天下を一統し、山東をも合して三十餘郡を有ち、且つ船著場關所を繕ひ、險しき要塞に立て籠り、甲冑兵器を修めて之れを守れり、然れど陳涉が漁陽の戍卒の散亂せる衆僅に數百を率ゐ、臂を奮ひ大いに呼ばはりて勢を示し、弓戟の如き立派なる兵器を用ひず、唯有り合せの鋤鍬白杖の類を持ち、糧食を攜へざれば到る所の民家を望みて食を奪ひ、天下に憚る所無くしてほしいまゝに行くに當り、秦人は險阻の地をも守らず、關所も橋梁も闔さず、長き戟もて刺さず、彊き弩もて射ず、楚の師の深く秦の地に入るも擊退し得ず、遂に鴻門に戰ふに曾つて藩籬ともなるべき障礙物無く、全く無人の境を行くに任すの觀ありき、是に於て山東大いに亂れ、諸侯並び起ち、豪傑俊乂相立ちて、共に秦に嚮はむとす、秦よつて章邯をして兵に將として東征せしむ、章邯乃ち三軍の衆を率ゐ、外に在りて封土を要求し、以て其の上の意を謀り、事によりて或は反せむとす、其の羣臣の信あらざること

雍王・塞王・翟王、號曰三秦、項羽爲西楚霸王、主命分天下王諸侯、秦竟滅矣、後五年、天下定於漢、

【講義】項羽秦の後を滅して、各〻其の地を分ちて三と爲し、名づけて雍王・塞王・翟王といふ、之を號して三秦といふ、項羽乃ち西楚の霸王と爲り、天下に令するの命を主り、天下を分ちて諸侯を夫れ〲王と爲す、是に於て秦竟に滅びぬ、後五年にして天下漢に定れり、

太史公曰、秦之先伯翳、嘗有勳於唐虞之際、受土賜姓、及殷夏之間微散、至周之衰秦興、邑于西垂、自繆公以來、稍蠶食諸侯、竟成始皇、自以爲功過五帝、地廣三王、而羞與之侔、善哉乎賈生推言之也、

【講義】太史公曰く、秦の祖先の伯翳は昔唐虞の世に功勳ありて土を受け姓を賜はれり、其の後殷夏の間に及びては子孫微く衰へて諸方に散亡せり、周の末に至り、秦復興りて、西垂に據りて邑を有ち、繆公より以來は稍諸侯の地を奪ひ取りて、竟に始皇が一統を成すに至れり、故に始皇は自ら其の功は五帝に過ぎ、其の地は三王よりも廣し、而るに五帝三王と同號なるを羞と思へり、故に自ら始皇帝と稱して萬世に傳へむとす、而るに二世一王にして滅びぬ、是れ其の原因無くんばあらず、幸に賈生已に之を推論せり、今之を左に記して賛に代ふ、

【字解】蠶食、蠶の桑葉を食ふが如く、段々と他國の地を奪ひ取ること、侔、齊なり、等なり、五帝三王と同號なるをいふ、賈生、賈誼なり、傳あり、推言、推論なり、卽ち過秦論のことなり、

曰、秦幷兼諸侯、山東三十餘郡、

坐幃、幄は帛を上下四方に繞らして屋の形にしたるもの、とばり、たれぎぬ、幄坐はとばりを引き廻したる坐にして卽ち天子の御坐なり、幃は單帳なり、公、猶汝といふが如し、數、責むるなり、足下、帝に對して足下と呼ぶ、此時已に二世を無視す、便、宜なり、猶適當の如し、玉璽、天子の印章なり、數輩、數次なり、三族、父母兄弟妻子の三族を誅すること、

子嬰爲秦王四十六日、楚將沛公破秦軍、入武關、遂至霸上、使人約降子嬰、子嬰卽係頸以組、白馬素車、奉天子璽符、降軹道旁、沛公遂入咸陽、封宮室府庫、還軍霸上、居月餘、諸侯兵至、項籍爲從長、殺子嬰及秦諸公子宗族、遂屠咸陽、燒其宮室、虜其子女、收其珍寶貨財、諸侯共分之、

【講義】子嬰秦王と爲ること四十六日にして滅ぶ、卽ち楚の將沛公秦の軍を破りて武關に入り、遂に霸水の上に至り、人を秦に遣し約を結びて子嬰を降さしむ、子嬰敵すべからざるを知り、頸に組を係け、白馬素車に乘り、天子の印章を奉じて軹道の旁に降る、沛公遂に咸陽に入り、秦の宮室府庫を嚴封し、還つて復霸上に屯營す、居ること一ヶ月餘にして諸侯の兵集り至る、是に於て楚の項籍は關東の從長となり、子嬰及び秦の諸公子宗族を殺し、遂に咸陽城を屠りて其の宮室を燒き、其の子女を虜にし、其の府庫の珍寶貨財を沒收して、諸侯と共に之を分配せり、

【字解】霸上、霸水のほとりなり、係頸以組、自殺せむとするの意なり、白馬素車、皆喪人の服なり、古は軍敗るれば皆喪服と同じくす、軹、地名なり、從長、關東の諸侯を合從したる長なり、

滅秦之後、各分其地爲三、名曰

に足下に畔けるなり、今の期に及びては足下も其れ自決の計を爲よと、二世曰く、丞相に言ふべきことあれば、見るを得べきや否やと、樂曰く不可なりと、二世曰く、吾願くは一郡を得て其王とならむと、樂之を許さず、二世又曰く、願くは萬戸侯たらむと、樂又許さず、二世又曰く、願くは妻子と倶に人民と爲りて諸公子の如くならむと、閻樂曰く、臣命を丞相に受け、天下の爲に足下を誅せむとす、足下如何に多言すると雖、臣敢て之を丞相に取次すまじと、其の手兵を麾きて進む、二世遂に自殺す、閻樂咸陽に歸りて二世を誅せる由を報ず、趙高乃ち悉く諸大臣公子を召し、二世を誅せし狀景を告げ、且つ曰く、さて秦は元來王國たりき、而るに始皇天下に君となりてより帝と稱せり、今や六國復自立し、秦の地益、小となれり、因つて空名を以て依然として帝と稱するは不可なり、宜しく王と爲り故(モト)の如くなりてこそ適當なれと、乃ち二世の兄の子の公子嬰を立てゝ秦王と爲す、而して二世の屍は人民を用ひて杜南の宜春苑中に葬る、趙高子嬰をして齋し當に廟見して玉璽を受くべからしむ、子嬰齋すること五日、其子二人と謀りて曰く、丞相高は二世を望夷宮に殺したるを以て、群臣が又高を誅せむことを恐れ、乃ち心にも無きに、表面義を以て我を立てたる也、我仄に聞くに趙高既に楚と約し、秦の宗室を滅して關中に王たらむとすと、今我に齋させ廟に見えむとするは、此れ廟中にて我を殺さむと欲するの企ならむ、我彼が裏を掻きて之を殺さむ、乃ち病と稱して行かざれば丞相必ず我が齋宮に來らむ、來らば之を殺さむと、果して高は人をして子嬰に廟見せむことを請ふこと數次に及ぶ、子嬰態と行かず、高遂に自ら齋宮に行きて曰く、宗廟の事は重大なり、王何ぞ行かざると、子嬰遂に高を齋宮に刺し殺し、高が家の父母兄弟妻子に至るまで皆之を誅して咸陽に徇へたり、

【字解】　齧、かむなり、驂、車に駕するそへうまなり、占夢、夢を占ふ博士なり、二世乃齋ニ於望夷宮ニ、李斯傳には二世行人を上林に射殺したるによりて望夷宮に遷さるとあり、此の紀と異なり、責讓、讓も責むなり、宗、宗族なり、載、戴くなり、劫ニ樂母ヲ、樂に二心あらむことを恐る、故に其の母を人質にす、周廬、宮の外周に設けたる衞士の居る舍なり、格、たゝかふなり、幄

の其の身に及ばむことを恐れ、乃ち病に託して暇を請ひ敢て朝見せざるなり、時に二世白虎ありて其駕せる左の驂馬を齧み殺すと夢む、心中大いに樂まず怪みて占夢博士に問ふ、博士卜ひて曰く、涇水の祟なりと、二世よつて涇水に臨める望夷宮に齋し、涇水を祀り四匹の白馬を沈めむと欲す、二世は此く望夷宮に在りて惡夢の祟を祓はむとするも是れ畢竟群盜の事を怖れてなり、故に使をして高を譴責せしむるに盜賊のことを以てす、高は曩に無責任の言を爲したるのみならず、項羽とも內約じあれば、早晩其の罪の露見せむことを懼れ、乃ち陰に其の女婿の咸陽令の閻樂及び其の舍弟趙成と謀りて曰く、上吾が諫を聽かず、反つて我を疑ひて詰責已に急なれば、禍必ず吾が宗族に及ばむとす、よつて吾上の位を易へ置きて、更に公子嬰を迎へ立てむと欲す、公子嬰は人の知る如く、仁惠節儉にして百姓皆其の言を奉戴せり、故に後嗣と爲すに適せり、而して上の位を奪はむには郞中令をして望夷宮に於て內應をなさしめ、詐つて宮中に大賊ありと爲し、樂をして吏を召し卒を發して之を追はむしるに在り、されど樂が或は二心あらむ

ことを恐る、故に其の母を劫して高が舍に置く、よつて樂をして吏卒千餘人を將ゐて望夷宮の殿門に至らしむ、樂乃ち殿門の衞令僕射を縛して曰く、賊ありて此に入れり、何ぞ之を止めざりしかと、衞令曰く、宮殿の外周には廬舍を設け卒を配して、甚だ謹みて守衞せり、安ぞ賊の敢て宮殿に入ることを得むと、樂遂に衞令を斬り、直に吏を率ゐて宮に入り、行く〳〵宮庭の人々を射る、郞宦等大いに驚き、或は逃げ走り或は格鬪す、格鬪する者は死す、死する者數十人に達す、內應せる郞中令は樂と倶に宮中に入り、上の御坐のとばりを射る、二世怒りて左右の近侍を召す、左右皆惶れ擾れて鬪はず、上の旁に宦者一人ありて去らず、二世幃の內に入りて謂つて曰く、汝何ぞ早く我に告げざるか、早く我に告げざるが故に此の始末に至らしめしなりと、宦者曰く、臣敢て急を陛下に言はざりしを以て全きを得たりしなり、若し臣をして早く陛下に告げば、自然陛下の居處分明となりて皆已に誅せられたりけむ、安ぞ今の全きに至るを得むやと、閻樂前みて二世に卽きて責めて曰く、足下は驕り恣にして群臣黔首を誅殺すること無道なり、故に天下共

共畔足下、足下其自爲計、二世曰、丞相可得見否、樂曰、不可、二世曰、吾願得一郡爲王、弗許、又曰、願爲萬戶侯、弗許、曰、願與妻子爲黔首、比諸公子、閻樂曰、臣受命於丞相、爲天下誅足下、足下雖多言、臣不敢報、麾其兵進、二世自殺、閻樂歸報趙高、趙高乃悉召諸大臣公子、告以誅二世之狀、曰、秦故王國、始皇君天下、故稱帝、今六國復自立、秦地益小、乃以空名爲帝不可、宜爲王如故便、立二世之兄子公子嬰爲秦王、以黔首葬二世杜南宜春苑中、令子嬰齋當廟見受玉璽、齋五日、子嬰與其子二人謀曰、丞相高殺二世望夷宮、恐羣臣誅之、乃佯以義立我、我聞趙高乃與楚約、滅秦宗室而王關中、今使我齋見廟、此欲因廟中殺我、我稱病不行、丞相必自來、來則殺之、高使人請子嬰數輩、子嬰不行、高果自往曰、宗廟重事、王奈何不行、子嬰遂刺殺高於齋宮、三族高家、以徇咸陽、

【講義】 趙高既に楚と約したれば、二世怒りて誅戮

【字解】不聽、從はぬこと、言鹿者、者の字恐くは衍ならむ、

高恐二世怒誅及其身、乃謝病不朝見、二世夢白虎齧其左驂馬殺之、心不樂、怪問占夢、卜曰、涇水爲祟、二世乃齋於望夷宮、欲祠涇沈四白馬、使使責讓高、以盜賊事、高懼、乃陰與其壻咸陽令閻樂其弟趙成謀、曰、上不聽諫、今事急、欲歸禍於吾宗、吾欲易置上、更立公子嬰、子嬰仁儉、百姓皆載其言、使郎中令爲內應、詐爲有大賊、令樂召吏發卒追、劫樂母置高舍、遣樂將吏卒千餘人、至望夷宮殿門、縛衛令僕射曰、賊入此何不止、衛令曰、周廬設卒甚謹、安得賊敢入宮、樂遂斬衛令、直將吏入、行射、郎宦者大驚、或走或格、格者輒死、死者數十人、郎中令與樂俱入、射上幄坐幃、二世怒召左右、左右皆惶擾不鬪、旁有宦者一人侍、不敢去、二世入內謂曰、公何不蚤告我、乃至於此、宦者曰、臣不敢言、故得全、使臣蚤言、皆已誅、安得至今、閻樂前、卽二世數曰、足下驕恣、誅殺無道、天下

八月己亥、趙高欲爲亂、恐羣臣不聽、乃先設驗、持鹿獻於二世曰、馬也、二世笑曰、丞相誤邪、謂鹿爲馬、問左右、左右或默、或言馬、以阿順趙高、或言鹿〔者〕、高因陰中諸言鹿者以法、後羣臣皆畏高、高前數言關東盜毋能爲也、及項羽虜秦將王離等鉅鹿下而前、章邯等軍數却、上書請益助、燕趙齊楚韓魏皆立爲王、自關以東、大氐盡畔秦吏應諸侯、諸侯咸率其衆西鄕、沛公將二萬人、已屠武關、使人私於高、

【講義】八月己亥の日に趙高亂をなさむと欲すれども、羣臣の己の意に從はざらむことを恐れ、乃ち先づ其の意中を試驗せむと思ひ、鹿を持ちて二世に獻じて曰く、此は馬なりと、二世笑ひて曰く、丞相誤てるか鹿を謂つて馬と爲すと、之を左右に問ふ、左右或は高が心中を計り兼ねて默する者あり、或は高が勢威に恐れて馬なりと言つて之に阿り順ひ、或は高が權力に怖れずして鹿なりといふ者あり、高因つて陰に諸の鹿といひし者に刑法を中て嵌めて處斷す、故に後に至り羣臣皆高を畏るゝやうになれり、さて高は前に關東の羣盜は鼠賊にして能く大事を爲すこと無けむと言へり、而るに其の後楚の項羽は秦將の王離を鉅鹿の下に捕虜となして前進するに及び、章邯等の軍は數〻却けらるゝを以て、上書して援兵を益さむことを請ふに至れり、其の間燕・趙・齊・楚・韓・魏等の諸國は皆獨立して王と爲る、故に函谷關より以東は大氐盡く秦の官吏に畔きて諸侯に內應す、諸侯よつて咸く其の衆を率ゐて西の方秦に嚮ふ、殊に沛公は二萬人を將ゐて已に武關をほふりて其の勢當るべからざるなり、故に人をして私に高に氣脈を通ぜしむ、

は瓦器なり、監門之養、門番の供養なり、穀、薄なり、又盡なり、龍門、山の名なり、大夏、地名なり、河、九河なり、亭水、停水なり、築臿、築は牆隄を固むる杵なり、臿は鍬なり、脛毋毛、脛ははぎなり、寧日なく旅行するを以て脛に毛の生ぜざるをいふ、肆、ほしいまなり、處、居るなり、徇、遍く示すなり、君、猶卿と云ふが如し、緒、物事の起始なり、案責、調べせむなり、五刑、秦の五刑は黥と劓と左右の趾を斬ると首を晒すと骨を葅にするとなり、

三年、章邯等將其卒圍鉅鹿、楚上將軍項羽將楚卒往救鉅鹿、

【講義】三年、章邯等其の配下の卒を率ゐて鉅鹿を圍む、楚の上將軍項羽楚の卒を率ゐて往き鉅鹿を救へり、

冬、趙高爲丞相、竟案李斯殺之、

【講義】冬、趙高遂に丞相と爲り、李斯の罪を取り調べて之を殺したり、

夏、章邯等戰數却、二世使人讓邯、邯恐使長史欣請事、趙高弗見、又弗信、欣恐亡去、高使人捕追、不及、欣見邯曰、趙高用事於中、將軍有功亦誅、無功亦誅、項羽急擊秦軍、虜王離、邯等遂以兵降諸侯、

【講義】夏、章邯等諸侯と戰ひて數ゝ擊退せらる、二世人をして邯の敗退を譴めしむ、邯之を恐れて自ら奏すること能はず、長史欣をして事を請はしむ、趙高欣に見えず、又其の言ふ所を信ぜず、欣よつて恐れて亡げ去る、高人をして追ひ捕へしめしかど及ばず、欣逃げ果して邯に見えて曰く、趙高宮中に在りて萬事を統べり、假令將軍功あるとも亦誅せられむ、功無くとも亦誅せられむと、此の時項羽急に秦軍を擊ちて王離を捕虜とせり、是に於て邯等も亦遂に手兵を率ゐて諸侯に降りぬ、

【字解】讓、譴なり、せむ、

もそも盜の多きは、皆是れ戍衞漕轉の作事の困苦なると、賦稅大にして其の誅求の酷なるとに因るなり、故に願くは暫く阿房宮の造作を中止し、四邊の戍衞漕轉を減じ省かれむことをと、二世曰く、吾之を韓子に聞けり、曰く、堯舜は椽を爲るに山より采り來りたるまゝにて削り刻まず、茅茨の屋根を剪り整へず、飯を土製の飯匣に食ひ、水を瓦器にて啜りたりき、其質素の風、門番の供養と雖、此より薄からざるなり、さて又禹は龍門山を鑿ち大夏を通じて、九河の停水を切り開き、之を海に放ち、又自ら牆杵及び鍬を持ち、脛に毛を生ぜざるまでに勞働せり、其の勞苦は人臣捕虜の勞力と雖此より酷しからざるなり、凡そ天下を有つに貴しと爲す所は我が意を肆にし欲を極め、上は明法を重んじ、下は敢て非違を爲さずして海內を制御することを得るに在りと、さて彼の虞夏の主は貴きこと天子たり、而るに親ら窮苦の實地に居りて之を經驗し以て遍く百姓に示せり、此の如くんば何ぞ法律を待つ必要あらむや、今朕は萬乘の君なり、而るに其實無し、故に吾是より千乘の駕と萬乘の徒とを造りて吾が萬乘の君たる號名を充たさむと欲す、且つ先帝は諸侯より起りて天下を兼ね給ひ、天下已に定まりぬれば、外に出でて四夷を攘ひ、以て邊境を安んじ、其餘力を以て宮室を作りて其の意を得たるを章はせり、而して君は先帝の功業の端緒ありしを觀つらむ、今朕位に卽きて二年の間、羣盜竝び起る、而るに君は之を禁ずること能はず、又先帝の爲さむとする所を罷めむと欲す、是れ上は先帝の恩に報ゆること無く、次は朕の爲に忠誠努力を盡さゞるものなり、此の如くむば何を以て其の位に在らむやと、去疾斯劫を獄吏に下して、他罪を以て調べ責む、去疾と劫とは曰く、將軍丞相の身分にして何ぞ獄吏輩に辱められむやと、自殺す、斯は卒に囚はれて五刑に就きぬ、

【字解】　戍漕轉、戍は邊境を守ること、漕は舟運なり、轉は車輪なり、韓子、韓の公子非なり、采椽不レ刮、采は取るなり、椽はたるきなり、刮は削るなり、椽を爲るに山より伐り取りたるまゝにして削り刻まざるをいふ、茅茨不レ翦、茅はかやなり、茨は茅を次第して屋根を蓋ふなり、ふくこと、翦は切り整ふるなり、土塯、土製の飯匣なり、啜二土形一、啜はすゝるなり、土形

苦、賦稅大也、請且止阿房宮作者、減省四邊戍轉、二世曰、吾聞之韓子曰、堯舜采椽不刮、茅茨不翦、飯土塯、啜土形、雖監門之養、不觳於此、禹鑿龍門、通大夏、決河亭水、放之海、身自持築臿、脛毋毛、臣虜之勞、不烈於此矣、凡所爲貴有天下者、得肆意極欲、主重明法、下不敢爲非、以制御海內矣、夫虞夏之主、貴爲天子、親處窮苦之實、以徇百姓、尙何於法、朕尊萬乘、毋其實、吾欲造千乘之駕・萬乘之屬充吾號名、且先帝起諸侯、兼天下、天下已定、外攘四夷以安邊境、作宮室以章得意、而君觀先帝功業有緒、今朕卽位二年之間、羣盜竝起、君不能禁、又欲罷先帝之所爲、是上毋以報先帝、次不爲朕盡忠力、何以在位、下去疾・斯・劫吏、案責他罪、去疾・劫曰、將相不辱、自殺、斯卒囚、就五刑、

【講義】 已に楚地の盜を平げしと雖、東方の盜賊益、多くして、關中の兵卒の發して東の方に出で盜を擊つこと止む時無し、よつて右丞相去疾・左丞相斯・將軍馮劫共に進み諫めて曰く、關東の羣盜竝び起りて秦を伐たむとす、秦是に於て兵を發して誅擊して殺亡する所甚だ衆し、然れども其の勢猶未だ止まず、そ

臨濟に滅せり、此にて楚地の盜の名將已に盡く死にぬ、よつて章邯は北の方河を渡りて趙王歇等を鉅鹿に攻撃せり、

【字解】 戲、邑の名なり、少府、秦官なり、山海池澤の税を掌るもの、酈山徒、酈山の囚徒及び家産奴なり、殺二章曹陽一、陳渉世家によれば周章は澠池に走りて自剄せり、殺されしにあらず、長史、秦官なり、邊境に當る郡丞の別稱なり、

趙高說二二世一曰、先帝臨二制天下一久、故羣臣不二敢爲一レ非進二邪說一、今陛下富二於春秋一、初卽レ位、奈何與二公卿一廷決レ事、事卽有レ誤、示二羣臣短一也、天子稱レ朕、固不レ聞レ聲、於レ是二世常居二禁中一、與レ高決二諸事一、其後公卿希レ得二朝見一、

【講義】 趙高二世に說きて曰く、先帝の天下に臨みて制御し給ひしと久し、故に群臣敢て非違を爲し邪說を進めざりき、今陛下は少壯にして初めて位に卽き給へり、年少なれば權威從つて輕し、何ぞ公卿と朝廷にて事を決し給ふぞ、其の事にして若し誤あらば、是れ羣臣に陛下の短所を示すなり、そも天子の朕と稱する所以は、常に禁中に在りて纔に其の兆朕を示して、臣下には固より聲だも聞かしめずと、是に於て二世常に禁中に居り、高と諸事を決せり、故に其の後は公卿と雖朝見することを得ること稀なり、

【字解】 富二於春秋一、春秋は年なり、餘年の多きを財の多きに譬ふ、故に春秋に富むとは年少のことなり、不レ聞レ聲、一本に不の字無し、

盜賊益多、而關中卒發東擊レ盜者毋レ已、右丞相去疾・左丞相斯・將軍馮劫、進諫曰、關東羣盜竝起、秦發レ兵誅擊、所二殺亡一甚衆、然猶不レ止、盜多、皆以二戍・漕・轉作事一

の意なり、謁者、謁は請ふなり白すなり、謁者は宮中にありて賓を導き贊を進め事を受くることを掌る官なり、

武臣自立爲趙王、魏咎爲魏王、田儋爲齊王、沛公起沛、項梁擧兵會稽郡、

【字解】是歳武臣は自立して趙王と爲り、魏咎は魏王と爲り、田儋は齊王と爲り、沛公は沛に起り、項梁は兵を會稽郡に擧げて、天下漸く多事ならむとす、

二年、冬、陳渉所遣周章等將西至戲、兵數十萬、二世大驚、與羣臣謀曰、奈何、少府章邯曰、盗已至、衆彊、今發近縣不及矣、酈山徒多、請赦之、授兵以擊之、二世乃大赦天下、使章邯將擊破周章軍而走、遂殺章曹陽、二世益遣長史司馬欣・董翳佐章邯擊盗、殺陳勝城父、破項梁定陶、滅魏咎臨濟、楚地盗名將已死、章邯乃北渡河、擊趙王歇等於鉅鹿、

【講義】二年、冬に至り陳渉が遣しゝ周章等は兵に將として西の方戲に至りて秦に迫る、其兵五六十萬に達す、二世大いに驚きて羣臣と謀りて奈何せむといふ、少府の章邯曰く、群盗已に至りて其の兵力衆くして彊し、今近縣の兵を發するも力及ばじ、酈山の囚徒及び家産奴夥多なり、請ふ之を赦し兵器を授けて群盗を擊たしめむと、二世乃ち天下に大赦して囚徒を放ち、章邯をして之に將として周章の軍を擊ち破りて之を走らしめ、遂に周章を曹陽に殺せり、二世益、長史の司馬欣・董翳をして章邯を佐けて盗を擊たしむ、陳勝を城父に殺し、項梁を定陶に破り、魏咎を

足らざるを度り、令を下して郡縣を調査し、菽粟芻藁を京師に轉輸せしむ、而して材士は皆自ら糧食を持ち來らしむ、よつて咸陽三百里の內の百姓は其の種ゑし所の穀を食ふことを得ざるなり、凡て法を用ふること益、酷しくして骨身に切り刻むが如し、

【字解】復レ土、土を穿ちて冢を爲し、既に成りて其の土を還すこと、材士、騎士の名手と脚力强くして弩を蹶み張る勇士となり、食、飼ふなり、芻藁、まぐさなり、

七月、戍卒陳勝等反ニ故荊地一爲ニ張楚一、勝自立爲ニ楚王一、居レ陳、遣ニ諸將一徇レ地、山東郡縣少年、苦ニ秦吏一、皆殺ニ其守・尉・令・丞一反、以應ニ陳涉一、相立爲ニ侯王一、合從西鄕、名爲レ伐秦、不レ可ニ勝數一也、謁者使ニ東方一來、以ニ反者一聞ニ二世一、二世怒下レ吏、後使者至、上問、對曰、羣盜、郡守尉方逐捕、今盡得、不レ足レ憂、上悅、

【講義】七月、漁陽を戍る卒の陳勝等故の荊の地に反し張楚と稱す、而して勝自ら立て楚王と爲る、勝陳に居り諸將を遣して諸の地を徇へしむ、時に山東郡縣の少年にして秦の酷吏に苦しむ者、皆其郡縣の守・尉・令・丞を殺し、秦に反して陳涉に呼應し、夫々自ら相立ちて侯王と爲り、共に合從して西の方秦に嚮ひ、其軍の名を秦を伐つと爲すもの勝げて數ふべからざるなり、時に謁者が東方に使して歸り、東方に反亂する者ありと奏聞す、二世自ら、太平なりと思へる時なれば、之を聞きて大いに怒り謁者を獄吏に下して其の罪を糾さしむ、後に使者の來るあり、上東方の事情を問ふ、對へて曰く、仰の如く少々は擾しけれども、是れ取るに足らぬ群盜にして反亂者と見るべからず、よつて今頃は郡の守尉が方に逐ひ捕へて盡く得つらむ、故に憂ふること勿れと、上大いに悅ぶ、

【字解】戍卒、戍は守るなり、此の時陳勝閭左の適を發して漁陽を守りしなり、張楚、楚國を張大にせむと

ひ恐れぬ、

【字解】 遵用、遵一本に尊に作る、是なり、申、のべしくなり、ノブと訓む、爭、天位を爭ふなり、小賤、卑賤なり、中事、宮中の事なり、鞅々、怏々と通ず、卽、若なり、モシと訓む、逮逮、逮は及ぶなり、少近、少年の近侍なり、三郎、中郎・外郎・議郎、是なり、杜、地名なり、昆弟、昆は兄なり、闕廷、朝廷なり、賓贊、賓は擯と通ず、賓客を導くこと、贊は進むなり、贊を執りて進むこと、賓贊は賓を輔け贊を進むるの禮なり、廊廟、廟堂なり、取容、意見の容れられんことに腐心すること、

四月、二世還至咸陽、曰、先帝爲咸陽朝廷小、故營阿房宮爲室堂、未就會上崩、罷其作者、復土酈山、酈山事大畢、今釋阿房宮弗就、則是章先帝擧事過也、復作阿房宮、外撫四夷、如始皇計、盡徵其材士五萬人、爲屯衞咸陽、令敎射、狗馬禽獸、當食者多、度不足、下調郡縣、轉輸菽粟芻藁、皆令自齎糧食、咸陽三百里內、不得食其穀、用法益刻深、

【講義】 四月、二世還りて咸陽に至る、曰く、先帝は咸陽の朝廷が餘り手狹なるが爲に、阿房宮を營みしなり、而して其室堂を作るに未だ成就せざるに上の崩御に會ひぬ、故に其の作ることを罷めて、曩に穿ちたる土を酈山に復して酈山の工事は大いに果取りて畢りぬ、今にして阿房宮を彼のまゝ釋てゝ落成せざれば、是れ先帝の事を擧げて過ちたりしことを明かにするなりと、復阿房宮を作る、二世は外四夷を撫恤すること始皇の計の如くし、先帝の騎士の名手又は脚力強くして弩を蹶み張る勇士五萬人を盡く徵して咸陽に屯衞することを爲して射術を敎へしむ、是に於て狗馬禽獸の飼養すべき者多し、故に其の食物の

吏尙彊くして順ならず、かゝる有様にては諸公子も亦必ず我と天位を爭はむ、若し此の變あらば之を奈何にせむと、高曰く、臣固より此の事を陛下に奏せむとして未だ其の機會を得ざりしなり、さて先帝の大臣は皆天下に於て代々名譽ありし貴顯の人々にして、功勞を積みて世々子孫に相傳ふること久遠なり、今高の如きは素より卑賤なり、而るに陛下幸に臣を稱へ擧げ、上位に据ゑて宮中の事を管らしむ、故に大臣多く怏々として樂まず、特に外貌を以て臣に從ふと雖、其の心中は實は服せざるなり、今上出游す、此の時に因つて郡縣の守尉の罪ある者は之を取り調ぶる手數を省き、直に之を誅すれば、上は勢威を天下に振ふべく、下は上の平生不可とする所の者を除き去ることを得べし、今の時は文事を師とせず、專ら武力に決すべし、願くは陛下遂に時勢に從ひて臣の言を疑ふことなかれ、若し羣臣にして與に謀るに及ばざれば、明主は羣臣以外の餘民を收め擧げて、賤しきは之を貴くし、貧しきは之を富まし、遠く疏き者は之を近け親まば、上下集りて國安からむと、二世曰く、善しと、乃ち誅戮を大臣及び諸公子に行ひ、罪過ありといふを以て少年近侍の官と中郎外郎議郎とにまで連り及ぼして、朝廷に立つことを得る者無し、而して六公子は杜に誅戮せらる、公子將閭の兄弟三人は內宮に囚はれ、其の罪を議せらるゝに因りて此れのみ後れたり、二世乃ち使者をして將閭に言ひ渡して曰く、公子は不忠の臣なり、故に其の罪死刑に相當すべければ、吏を遣して法を執行せしむと、將閭曰く、朝廷の禮に吾未だ嘗て賓を輔け贊を進むるの禮に從はずんばあらず、又廟堂の位に吾未だ嘗て敢て周旋の節を失はず、又上の命を受けて賓客と應對するに、未だ嘗て辭令を失はざりき、それに何ぞや我を不臣なりと謂ふとは、願くは吾が犯せる罪を聞きて而る後に死なむと、使者曰く、臣は朝廷の謀に與らざれば、罪の有無の如きは知らず、惟書を奉けて命の儘に事に從はむとするのみと、將閭乃ち天に仰ぎ三たび大いに天に呼ばはりて、ア、天命なる哉吾れ罪なしと、兄弟三人皆涕を流し、劍を拔きて自殺す、是に於て宗室は之が爲に振ひ恐れ、群臣の諫むる者は上を誹る者とせられ、大官は唯祿秩に離れまじとて意見の容れられむことに腐心し、人民は其の法の嚴酷なるに震

下幸稱擧、令在上位、管中事、大臣鞅鞅、特以貌從臣、其心實不服、今上出、不因此時案郡縣守尉有罪者誅之、上以振威天下、下以除去上生平所不可者、今時不師文、而決於武力、願陛下遂從時毋疑、卽羣臣不及謀、明主收擧餘民、賤者貴之、貧者富之、遠者近之、則上下集而國安矣、二世曰、善、乃行誅大臣及諸公子、以罪過連逮少近官三郎、無得立者、而六公子戮死於杜、公子將閭昆弟三人、囚於內宮、議其罪獨後、二世使使令將閭曰、公子不臣、罪當死、吏致法焉、將閭曰、闕廷之禮、吾未嘗敢不從賓贊也、廊廟之位、吾未嘗敢失節也、受命應對、吾未嘗敢失辭也、何謂不臣、願聞罪而死、使者曰、臣不得與謀、奉書從事、將閭乃仰天、大呼天者三、曰、天乎、吾無罪、昆弟三人、皆流涕、拔劍自殺、宗室振恐、羣臣諫者、以爲誹謗、大吏持祿取容、黔首振恐、

【講義】 會稽より遂に遼東に至りて還る、是に於て二世趙高を尊び用ひて法令を申べ布く、こゝに又趙高と謀りて曰く、朕が世となりて大臣朕に服せず、官

夫臣德、昧死言、臣請具刻詔書刻石、因明白矣、臣昧死請、制曰、可、

【講義】　二世趙高と謀りて曰く、朕は年少くして初めて位に卽き、人民未だ集り附かざるなり、先帝は郡縣を巡行して彊きことを示し、武威を以て海內を屈伏せしめたりき、今朕晏然として天下を巡行せざれば、卽ち弱きことを見して、天下の民を臣として養ふことなけむと、春の頃二世東の方郡縣を行る、李斯之に從ふ、碣石に到り、之より海に傍ひて南の方會稽に至り、盡く始皇が立てし刻石に二世の詔を刻み、其旁に大臣從者の名を著して、先帝が成功の盛んなる德を明かにせり、其詔に曰く、金石の刻文は盡く始皇帝の爲りし所なり、今朕號を嗣ぎて二世皇帝と稱す、而るに金石の刻辭に始皇帝の時には單に皇帝と稱して可なるも、今や世移れり、故に始皇帝と稱せざれば、久遠の後の人は後嗣の皇帝が之を爲りしものと思はむ、此くては始皇帝の成功の盛德を稱ふる所以にあらずと、丞相臣斯同じく臣去病御史大夫臣德昧死して申す、臣等願くは只今の詔書を具に刻石に刻みて、此の由を明白にせむ、臣等昧死して請ふと、制して曰く、可なりと、故に始皇の立てし刻石に二世の詔を刻みたるなり、

【字解】　威服、武威を以て屈伏せしむるなり、おどしつくること、晏然、安然に同じ、見、示すなり、臣畜、臣として養ふこと、襲號、帝號を嗣ぐなり、卽ち二世皇帝と稱するをいふ、

遂至遼東而還、於是二世乃遵用趙高、申法令、乃陰與趙高謀曰、大臣不服、官吏尙彊、及諸公子、必與我爭、爲之奈何、高曰、臣固願言而未敢也、先帝之大臣、皆天下累世名貴人也、積功勞、世以相傳久矣、今高素小賤、陛

む、又羣臣をして議して始皇の廟を尊ばしむ、羣臣皆頓首して言つて曰く、古は天子は七廟、諸侯は五廟、大夫は三廟なりき、今始皇の廟を極尊と爲して、萬世に至ると雖、代々の昭穆を迭に毀つが如き例に入らしめず、郡縣より皆貢物を獻ぜしめ、いけにへを增し、禮を悉く備へて、此より以上なるものなからしめむ、又先王の廟は或は西雍に在り、或は咸陽に在りて祭祀に不便なれば、天子の儀式は當に獨り酌を奉じて始皇の廟のみを祠るべし、而して襄公より巳下代代迭に毀ちて殘し置く所のものは凡て七廟と爲し、此には羣臣禮を以て進み祠りて、全然始皇の廟を別として之を尊び、以て帝者の祖廟と爲さむと、是歲皇帝復自ら朕と稱して眞人の號を廢したり、

【字解】郎中令、宮殿の門戶を掌る官也、寢廟、寢は廟の後の神靈を安んずる所なり、たまや、七廟、祖廟と三の昭穆と也、昭は祖廟の左穆は右也、五、五廟なり、祖廟と二の昭穆となり、三、三廟なり、祖廟と一の昭穆となり、踰萬世、世不軼毀、軼は迭と通ず、たがひなり、迭毀とは昭と穆とをたがひに廢すること、而して此二句は極廟の下に在るべきを誤りて上に倒置せり、極廟、至極尊き廟なり、貢職、職も貢なり、西雍、雍は咸陽の西に在り、故にいふ、

二世與趙高謀曰、朕年少、初卽位、黔首未集附、先帝巡行郡縣、以示彊、威服海內、今晏然不巡行、卽見弱、毋以臣畜天下、春、二世東行郡縣、李斯從、到碣石、竝海、南至會稽、而盡刻始皇所立刻石、石旁著大臣從者名、以章先帝成功盛德焉、皇帝曰、金石刻、盡始皇帝所爲也、今襲號而金石刻辭、不稱始皇帝、其於久遠也、如後嗣爲之者、不稱成功盛德、丞相臣斯・臣去疾・御史大

さむか、或は發掘の患ありて大事去りなむ、故に之を嚴重に防がざるべからず、已にして先帝の棺は埋藏せられぬ、而して之を他に泄さむことを恐れ、冢中の神道を閉ぢ、又外部の神道門の門扇を下して盡く工匠の埋藏に與りし者を閉ぢ込めて復出づる者無からしめ、冢上には草木を植ゑて山のやうに象れりと、

【字解】　襲、嗣ぐなり、穿治、坑を掘ること、徒、徒刑なり、三泉、三重の泉なり、所謂九泉に象れるなり、下銅、銅板を下にすること、致槨、棺槨を据うるやう設計すること、宮觀、宮殿門觀なり、百官、百官の位次なり、臧、御府なり、御府の珍什の意なり、人魚、魚の名なり、其の形人に似て皮は鮫より堅く、項上に穴ありて之より氣を呼吸す、其の肉は食ふべからずといふ、既已下、下すとは棺槨を下し葬を終へしをいふ、藏、棺槨を埋藏すること、大事畢、大事去るの意なり、羨、神道なり、

二世皇帝元年、年二十一、趙高爲郎中令、任用事、二世下詔増始皇寢廟犧牲及山川百祀之禮、令羣臣議尊始皇廟、羣臣皆頓首言曰、古者天子七廟、諸侯五、大夫三、雖萬世世不軼毀、今始皇爲極廟、四海之內、皆獻貢職、增犧牲、禮咸備、毋以加、先王廟、或在西雍、或在咸陽、天子儀當獨奉酌祠始皇廟、自襄公已下軼毀、所置凡七廟、羣臣以禮進祠、以尊始皇廟爲帝者祖廟、皇帝復自稱朕、

【講義】　二世皇帝元年、二世の年二十一なり、趙高郎中令と爲り、任ぜられて國事を用ふ、二世詔を下して始皇のたまやのいけにへ及び山川百祀の禮を増さし

七十餘萬人、穿三泉、下銅而致槨、宮觀百官、奇器珍恠、徙臧滿之、令匠作機弩矢、有所穿近者、輒射之、以水銀爲百川江河大海、機相灌輸、上具天文、下具地理、以人魚膏爲燭、度不滅者久之、二世曰、先帝後宮非有子者出焉不宜、皆令從死、死者甚衆、葬既已下、或言工匠爲機藏、皆知之、藏重、卽泄、大事畢、已藏閉中羨、下外羨門、盡閉工匠藏者、無復出者、樹草木以象山、

【講義】太子胡亥位を嗣ぎて二世皇帝と爲る、九月に始皇を酈山に葬る、此の酈山には豫め葬るべく其の準備を成したるなり、卽ち始皇の初めて位に卽くや、酈山に深き坑を掘りたり、其後天下を幷合するに及び、天下の徒刑の送られて此に詣れる者七十餘萬人あり、之を使役して三重の泉を穿つ、其底は深くし て水の出づる所まで掘り下げて所謂九泉に象り、銅板を下にし、其の上に槨を安置すべく設計し、又其の冢中に宮殿門觀及び百官の位次を作り、珍奇なる器物を御府より徙して之に滿し、工匠をして機械にて發する弩矢を作らしめ、穿ちて窀穸に近づく者あらば直に之を射殺さしむることゝなし、又水銀を流して百川江河大海を作り、機械を以て水銀を是等に灌ぎ輸らしめ、上には天文を具へ、下には地理を布き、人魚の膏を以て坑内を照す燈燭と爲す、是れ久しく消滅せざることを度れるなり、二世皇帝曰く、先帝の後宮にして子無き者を出すは宜しからざれば、皆死に從はしめむと、是に於て殉死する者甚だ衆かりき、さて先帝の葬送は既に已に棺槨を三泉の下に下して終了せり、或人の說に言ふ、初め工匠の機を作るや、皆棺を埋藏する所を知れり、此埋藏の場處は尤も重大にして一般に知らしめざるなり、若し之を他に泄

傍ひ西に向ひて平原津に至りて病む、始皇死を言ふことを嫌ふ、羣臣も亦敢て死の事を言ふ者莫し、されど上の病益〻甚しければ、上も亦死の近づきけむことを知りたるにや親書を爲りて公子の扶蘇に賜ひて曰く、發喪と同時に咸陽に歸り會して吾を葬れと、此の親書は已に嚴封して中車府の令の趙高が天子の符璽を行ふ所に在りて、未だ扶蘇に遣す使者の手に授けざりしなり、而るに七月の丙寅の日に始皇は遂に沙丘の平臺にて崩じぬ、丞相李斯上崩じて外に在るが爲に、諸公子及び天下に變事あらむことを恐れ、乃ち崩御を祕密にして喪を發せず、棺を轀涼車中に載せ、故の愛幸せられたる宦者をして之に參乘せしむ、通御する所の地方の官民食を上り、又百官事を奏すること生ける時の如くすれば、同乘の宦者轀涼車中より其の奏事を裁可す、而して上の死を知れる者は獨子の胡亥趙高及び幸愛せられし所の宦者五六人のみなり、さて趙高は嘗て胡亥に書及び獄律令法の事を敎へたりし故の師傅たりしなり、故に胡亥は私に趙高を寵せり、高因つて公子胡亥丞相李斯と陰に謀りて始皇の封じたる親書の公子扶蘇に賜へる者を破り去り、而して更に詐りて丞相李斯が始皇の遺詔を沙丘にて受けたりと爲し、公子胡亥を立てゝ太子と爲し、更に又別書を譌作して公子扶蘇及び蒙恬に賜ひて、責むるに罪狀を以てし、且つ其に死を賜ふ、此事の詳細は李斯の傳中に在り、さて始皇の屍を載せたる轀涼車は行きて遂に井陘より九原に至る、此時暑氣酷しくして轀涼車爲に臭し、よつて從官に詔して扈從の車每に一石の腐魚を載せしめて其の屍の臭みを亂さしむ、行きて直道に從つて咸陽に歸り、始めて帝の喪を發す、

【字解】蛟龍、蛟は龍の一種なり、みづち、入海者、海人なり、璽書、天子の御璽を捺したる書なり、御親翰なり、轀涼車、車に窓牖ありて之を閉づれば溫く之を開けば涼し、故に此の名なり、數、責むなり、鮑魚、腐魚なり、

太子胡亥襲位、爲二世皇帝、九月、葬始皇酈山、始皇初卽位、穿治酈山、及幷天下、天下徒送詣

崩於沙丘平臺、丞相斯爲上崩在外、恐諸公子及天下有變、乃秘之不發喪、棺載轀涼車中、故幸宦者參乘、所至上食、百官奏事如故、宦者輒從轀涼車中可其奏事、獨子胡亥・趙高及所幸宦者五六人知上死、趙高故嘗教胡亥書及獄律令法事、胡亥私幸之、高乃與公子胡亥、丞相斯、陰謀破去始皇所封書賜公子扶蘇者、而更詐爲丞相斯受始皇遺詔沙丘、立子胡亥爲太子、更爲書、賜公子扶蘇・蒙恬、數以罪、其賜死、語具在李斯傳中、行遂從井陘抵九原、會暑、上轀車臭、乃詔從官令車載一石鮑魚、以亂其臭、行從直道至咸陽發喪、

【講義】 始皇夢に海神と戰ひ、其の狀貌人の如しと見る、之を占夢博士に問ふ、博士曰く、そも水神は人目を以て見るべからず、之を得んと欲せば大魚蛟龍の出づるを以て其の兆候と爲すべし、今陛下祈禱祭祀すること謹み備はれり、而るに此の惡神の出づるあり、當に之を除き去れば善神來るべし、而して此の惡神を除かむと欲せば海に出でて大魚蛟龍を得べしと、是に於て海に入る者をして巨魚を捕ふるの具を持ち來らしめ、自ら連弩を以て大魚の出づるを候ひて之を射殺さむとし、琅邪の海岸より北の方榮成山に至るも、大魚を見ず、尚進みて之罘に至る頃巨魚を見る、よつて射て一魚を殺したり、此れより遂に海に

る者を請ひ受けて與に倶に出發せむ、しかれば大鮫魚を見次第連發の弩弓を以て之を射殺して目的を達せむと、

【字解】斯、李斯なり、去疾、馮去疾なり、望祀、望は祭の名なり、山川にて望み祭るの意なり、海渚、海は江の誤也、大江中の舒州の周安縣の東に在る渚也、休烈、大いなる功烈なり、修長、修も長きなり、齋莊、つつしみおごそかなること、追首、刻石文には首を道に作れり、秦聖、秦は泰の誤ならむ、職任、官職と責任となり、六王、六國の王なり、間使、密使なり、辟方、ひがみたる仕方なり、殄熄、殄は盡すなり、熄は滅すなり、殄熄は盡く殺すこと、六合、天地四方なり、飾省、省は過なり、有子而嫁、子ある妻が夫の死後他に嫁入するをいふ、絜誠、絜は潔と通ず、寄豭、豭は牡猪なり、牡猪が牝猪に寄るとて、妻ある夫が他室の女に淫することの喩なり、逃嫁、夫を振り棄てゝ逃れて他人に嫁入すること、休經、大いなる法なり、輿舟不傾、舟車の覆らざること、即ち太平の喩なり、光垂、てらし示すこと、江乘、縣の名なり、譙、責めなり、鮫魚、さめなり、

始皇夢與海神戰、如人狀、問占夢博士、曰、水神不可見、以大魚蛟龍爲候、今上禱祠備謹、而有此惡神、當除去、而善神可致、乃令入海者齎捕巨魚具、而自以連弩候大魚出射之、自琅邪北至榮成山、弗見、至之罘、見巨魚、射殺一魚、遂並海西、至平原津而病、始皇惡言死、羣臣莫敢言死事、上病益甚、乃爲璽書、賜公子扶蘇曰、與喪會咸陽而葬、書已封在中車府令趙高行符璽事所、未授使者、七月丙寅、始皇

ら秦に反き、貪り戾りおごりたけくして、數多の民衆を率ゐて自ら强となし、あらくしへたげて恣に行ひ、多力を負みて驕り、數〻軍隊を動し、又陰に密使を通じて合從を事とし、其の行ふ所常にひがみたる事を爲し、內には詐り謀れることを無きが如く飾り、外には我國に來りて邊境を侵して、遂に天下に禍を起せり、是に於て正義の武威を以て六王を誅し、暴く悖りたる者を殺し盡したれば、世を亂す賊徒は遂に滅亡したり、此の如く帝の聖德は廣大にして細密なれば、六合の中、其の恩澤を被ること數限り無し、さて皇帝の宇內を幷合するや、萬の政事を兼ね聽きしかば、遠きも近きも畢く淸く治まりぬ、萬の物を運らし理め事實を考へ驗べて、各〻其の名を記載し、貴きも賤きも互に意思を疏通し、善きも惡きも面前に陳べ列べて、其情を隱すこと無きなり、從來夫婦の道廢れて夫は他室の女に淫しながら其の過を飾りて義理堅き者なりと吹聽し、婦は子あるに夫死にたりとて直に他家に嫁入して、死者に倍きて貞正ならざる者往々ありき、是に於て內外の道を防ぎ隔てゝ、淫泆の風を禁止したれば男女共に潔白にして誠實となれり、卽ち夫が他室の女に淫したるときは妻は之を殺すも罪無しとしたれば男は之を畏れて夫たるべき義程を執り、妻の夫を棄てゝ逃げて他家に嫁入したる時は子は之を母とすることを得ずとしたれば女は皆廉潔淸淨に化したるなり、此の如く大聖の治方は惡しき風俗を洗ひ濯ぎたれば、天下其風を承けて、大いなる法を蒙り被れり、上下皆法度軌範に遵ひ、和ぎ安んじ、厚く勉めめて令に順はずと云ふこと莫く、人民正しく淸くして、人皆則を同じくするを樂み、嘉びて太平に安んず、後世敬みて大聖の法を奉くれば、世を治むる常の法は完全にして極無かるべく、舟車傾かずして太平打ち續くべけむ、是に於て從臣等大聖の功烈を唱へ、請ひて此石に刻みて、大いなる銘を後世に照し示すと、會稽より還りて吳を過ぎ、江乘縣より大江を渡り、海上に傍ひて北の方琅邪に至る、此にて方士徐市等に遇ふ、徐市等は海上に出でて神藥を求むれども五六歲の間遂に之を得ず、其の費巨萬を用ひたれば、始皇に責められむことを恐れ、乃ち詐りて曰く、蓬來山の藥は得らるれども、海上常に大鮫魚に苦めらるれば彼の島に至ることを得ざりしなり、願くは射術を善くす

泆、男女絜誠、夫爲寄豭、殺之無罪、男秉義程、妻爲逃嫁、子不得母、咸化廉淸、大治濯俗、天下承風、蒙被休經、皆遵度軌、和安敦勉、莫不順令、黔首脩潔、人樂同則、嘉保太平、後敬奉法、常治無極、輿舟不傾、從臣誦烈、請刻此石、光垂休銘、還過吳、從江乘渡、並海上、北至琅邪、方士徐市等入海求神藥、數歲不得、費多、恐譴、乃詐曰、蓬萊藥可得、然常爲大鮫魚所苦、故不得至、願請善射與俱、見則以連弩射之、

【講義】　三十七年、十月癸丑の日に始皇南方に出游す、左丞相の李斯之に從ひ、右丞相の馮去病之を守る、少子の胡亥帝に愛せらるゝを以て慕ひて從はんことを請ふ、上之を許して同伴す、翌十一月に行きて雲夢に至り、虞舜の靈を九疑山に祀り、大江に浮び流れ下りて籍柯を觀、江渚を渡り、丹陽を過ぎ、錢唐に至る、浙江に臨まむとして水波荒れたれば西に溯ること百二十里にして狹中より渡り、遂に會稽山上に登りて大禹を祭る、會稽山より南海を望む處に石を立て碑文を刻みて秦德を稱へ述ぶ、其文に曰く、皇帝の大いなる功烈は宇內を平げて統一せり、而して其の德惠は萬世に傳ふべく長久なり、惟れ卅七年親ら天下を巡りて周く遠方の治蹟を覽る、遂に此の會稽山に登りて、此の地方の習俗を宣べ省るに、人民皆謹みておごそかなり、是に於て羣臣皇帝の功を唱へ其の治迹を根本より原ね、其の德の高く明かなりしことを追ひ敍ぶ、さて大聖始皇帝の國に臨むや、治めて刑律を制定し、明かに舊典を布陳し、初めて法式を平易にし、審に官職と責任とを別ち、以て不易の法を立て給へり、さて其の未だ一統せざる前は六國の君王專

なり、故に公士といふ、

三十七年、十月癸丑、始皇出游、左丞相斯從、右丞相去疾守、少子胡亥愛、慕請從、上許之、十一月行至雲夢、望祀虞舜於九疑山、浮江下、觀籍柯、渡〔海〕渚、過丹陽、至錢唐、臨浙江、水波惡、乃西百二十里、從狹中渡、上會稽、祭大禹、望于南海、而立石刻頌秦德、其文曰、皇帝休烈、平一宇內、德惠脩長、三十有七年、親巡天下、周覽遠方、遂登會稽、宣省習俗、黔首齋莊、羣臣誦功、本原事

迹、追〔首〕高明、〔秦〕聖臨國、始定刑名、顯陳舊章、初平法式、審別職任、以立恆常、六王專倍、貪戾慠猛、率衆自彊、暴虐恣行、負力而驕、數動甲兵、陰通間使、以事合從、行爲辟方、內飾詐謀、外來侵邊、遂起禍殃、義威誅之、殄熄暴悖、亂賊滅亡、聖德廣密、六合之中、被澤無疆、皇帝幷宇、兼聽萬事、遠近畢清、運理羣物、考驗事實、各載其名、貴賤竝通、善否陳前、靡有隱情、飾省宣義、有子而嫁、倍死不貞、防隔內外、禁止淫

使者奉璧、具以聞、始皇默然良久曰、山鬼固不過知一歲事也、退言曰、祖龍者、人之先也、使御府視璧、乃二十八年行渡江所沈璧也、於是始皇卜之、卦得游徙吉、遷北河楡中三萬家、拜爵一級、

【講義】秋に至り、使者の關東より來りて夜半に華陰縣の平舒城下の道を過ぐるあり、遙か彼方の山より怪しき人下り來りて璧を持ちて使者の行く前を遮りて曰く、吾が爲に此の璧を滈池君に遺れよと、而して又言つて曰く、今年中に祖龍死なむと、使者其故を問ふ、璧を持ち來りたる人忽ち見えずなり、其璧を置きて去りぬ、使者璧を捧げ、途中にありし次第を具に申上ぐ、始皇不機嫌の態にて一言をも發せずして沈思し、良久しくして曰く、山鬼は固より一歲の事を知るに過ぎず、今年は已に秋なれば殘り少し、今年驗あらざれば安心なり那ぞ來歲の事まで知らむやと、此く言ひ紛したれども兎角不安心なれば、退きて獨語して曰く、さて祖龍とは人の先にして君王の象なり、さすれば事吾が身に係れば樂觀すべからずと、御府をして件の璧を視しめしに、去ぬる二十八年に、江を渡りて湘山の祠に至らむとして大風に逢ひし時に、沈めたりし璧なりけり、是に於て始皇益〻之を畏れて卜はしめしに、卦に巡游すれば吉なりといふを得たり、是歲北河の楡中に三萬家を移住せしめ、各〻家長に爵一級を賜ふ、

【字解】使者、鄭客なり、漢書五行志に詳なり、有人、素車白馬に乘れる奇怪の人なり、所謂山鬼なり、滈池君、滈池は池の名にして長安の西南に在り、滈池の君とは祖龍を指す、卽ち始皇のことなり、因、二の因字を疊用す、上の因は而の意、下の因は乃の意、今年、搜神記には明年に作れり、是なり、祖龍、祖は人の先なり、龍は君の象なり、卽ち始皇を指す、山鬼、華山の神なり、御府、寶物を主る官なり、游徙、巡游のこと、爵一級、秦爵二十級中の最下等の公士なり、常の士卒と異

と、始皇之を聽き入れざるのみならず、怒りて扶蘇をして北の方蒙恬の軍を上郡に監察せしめたり、

【字解】 方術、仙術なり、方士、仙術を行ふ人、練、煉と通ず、藥物を烹煉すること、韓衆、方士の名なり、廉問、廉は察なり、訞言、訞は妖に同じ、奇怪の言なり、相告引、罪を轉嫁せむとて、甲より乙、乙より丙と云ひ逃るゝこと、阬、穴埋なり、謫、罪人なり、邊、邊境なり、誦法、となへのつとるなり、繩、糾すなり、

三十六年、熒惑守心、有墜星下東郡、至地爲石、黔首或刻其石曰、始皇帝死而地分、始皇聞之、遣御史逐問、莫服、盡取石旁居人誅之、因燔銷其石、始皇不樂、使博士爲仙眞人詩、及行所游天下、傳令樂人謌弦之、

【講義】 三十六年、熒惑星心宿に留まりて移らず、墜星の東郡に下るありて地に至りて石と爲る、人民の或る者が其の隕石に刻みて曰く、始皇死なば地分れむと、始皇之を聞き、御史をして人毎に糾問せしむ、皆刻したりと云ふ者無し、依つて其の隕石の旁に居る人を盡く捕へて之を誅し、又其石をも燔き銷したり、此の事ありてより始皇怏々として樂まず、是に於て博士をして仙人眞人の詩及び始皇が天下に游歷したる名所の詩を作らしめて、之を樂人に傳へて謌ひ且つ奏せしめて、其の憂鬱を慰めむとす、

【字解】 熒惑、星の名なり、守、留まりて移らざること、心、二十八宿の一なり、逐問、人毎に糾問すること、燔銷、やきとらかすなり、仙眞人、仙人と眞人となり、行所游天下、天下を游歷したる名所の詩の意なり、

秋、使者從關東、夜過華陰平舒道、有人持璧、遮使者曰、爲吾遺滈池君、因言曰、今年祖龍死、使者問其故、因忽不見、置其璧去、

黔首未集、諸生皆誦法孔子、今上皆重法繩之、臣恐天下不安、唯上察之、始皇怒使扶蘇北監蒙恬於上郡、

【講義】始皇は侯生盧生の亡げたるを聞き、大いに怒りて曰く、吾れ前に天下の書の用に中らざる經書及び諸子百家の書を收めて、盡く之を燒き去て丶、悉く文學方術の士を召すこと甚だ衆く、吾れ之を以て太平を興さむと欲したりき、而るに方士は藥品を烹煉して不死の藥を製せむと稱すれど、未だ嘗て之を上らず、且つ今聞く所によれば、方士の韓衆は已に去りて何の報告も爲さずと、又徐市等の海上に出でて奇藥を求めんとせし者も、唯巨萬の錢を費したるのみにて、是も亦不死の藥を求め來らず、故に世上にては彼等は皆姦惡の徒にして徒に利を貪ることを事となす者なりとの評判あるにや、此惡評を吾に相告ぐると日々聞ゆるなり、別けて盧生等は吾之を特に尊びて恩賞を賜ふこと甚だ厚かりき、而るに今我を誹りて吾が不德を重ねて天下に吹聽せり、吾れかほどに仁惠を施したる者すら猶其れ此の如くなれば、諸生の咸陽に在る者にして吾を誹らざる者は殆どなからむと、由つて人を市中に派して密に之を探り問はしめしに、果して或る者は奇怪の言を爲して人民を惑し亂す者あるを知れり、是に於て更に御史をして嚴しく諸生を悉く取調べしむ、諸生は之を傳へ聞きて甲は乙が云ひしといひ、乙は丙が云ひしと白して、段々罪を他に轉嫁して自ら其の罪を言ひ逃れむとす、よつて法禁を犯せる者四百六十餘人を捕へ、皆之を生ながら咸陽に穴埋になし、天下をして遍く之を知らしめて、後の罪を犯す者を懲す、始皇又益〻罪人を出して邊境に徙す、是に於て始皇の長子扶蘇父を諫めて曰く、天下初めて定まれりと雖、遠方の人民は尚未だ集り來らざれば、今遽に安心すべき時に非ず、且つ彼の諸生等は皆孔子の聖敎を唱へ法れる者なり、而るに今上は何事によらず法律を重んじて之を糾さむとなし給ふ、此の如くんば臣は天下の民心未だ安んぜずして或は秦を覆す者出で來らむことを氣遣ふなり、願くは上之を察して法の峻嚴を弛べ給へよ

の忠良の士なり、然るに此れ亦忌み嫌はるゝことを畏れ、面諛して敢て正しく上の過を言はざるなり、此の如くして天下の事は小となく大となく皆上一人に決せらる、故に政務を親裁するに奏請の書類を秤衡にて量りて百二十斤を以て日夜の程度と爲し、其の程度を終了せざれば夜半を過ぐるも休息することを得ざるに至る、其の權勢を貪ること此の如きに至りては、未だ以て仙人の不死の藥を求め、又眞人たらむと欲するなど、さても〳〵覺束無きことにあらずやと、是に於て倶に咸陽を亡げ去りぬ、

【字解】　聽レ事、事は政事なり、剛戾、强情にしてねぢけたる心なり、倚辦、より具はる也、懾伏、おそれふすなり、謾欺、いつはりあざむくなり、取レ容、體裁を取り繕ふこと、兼レ方、方は方技なり、醫術のこと、兼方は民の醫術を心得たるものが醫を兼業となすをいふ、不レ驗、效驗無きこと、死、殺すなり、端、正なり、タダシクと訓む、衡石、衡は秤なり、石は百二十斤なり、呈、程と通ず、程度なり、

始皇聞亡、乃大怒曰、吾前收天下書不中用者、盡去之、悉召文學方術士甚衆、欲以興太平、方士欲練以求奇藥、今聞韓衆去不報、徐市等費以巨萬計、終不得藥、徒姦利相告日聞、盧生等、吾尊賜之甚厚、今乃誹謗我以重吾不德也、諸生在咸陽者、吾使人廉問、或爲訞言以亂黔首、於是使御史悉案問諸生、諸生傳相告引、乃自除、犯禁者四百六十餘人、皆阬之咸陽、使天下知之、以懲後、益發謫徙邊、始皇長子扶蘇諫曰、天下初定、遠方

皆受成事、倚辦於上、上樂以刑殺爲威、天下畏罪持祿、莫敢盡忠、上不聞過而日驕、下懾伏謾欺以取容、秦法不得兼方、不驗輒死、然候星氣者至三百人、皆良士、畏忌諱諛、不敢端言其過、天下之事、無小大、皆決於上、上至以衡石量書、日夜有呈、不中呈、不得休息、貪於權勢至如此、未可爲求仙藥、於是乃亡去、

【講義】始皇は行幸の所在を知らしめずと雖、天下の政事を聽き、羣臣が決事を受くることは皆咸陽宮に於てして、未だ以て仙術を專にせむとするの風見えざるなり、是に於て侯生と盧生とは相與に謀りて曰く、始皇の人と爲りは天性强情なる上にねぢけもとりて萬の事を親ら用ひむとするの風あり、其の身諸侯より起りて天下を幷合し、思ふ所は得ざること莫く、欲する所は從はざること莫ければ、此の如き權勢の大いなるは古より己に及ぶ者無しと思へり、專ら獄吏に任すれば、獄吏は皇帝の親幸を得て益〻法を嚴にす、よつて博士七十人ありと雖、たゞ其員數に備はるのみにして其の說は用ひられざるなり、獨り博士のみにあらず丞相及び諸々の大臣も皆已に決定したる事を受けて、徒に上位に倚り具はるのみなり、而して始皇は刑法によりて死罪に處し以て其の權威を爲さむと樂めり、是に於て天下皆罪を畏れて上の過を諫むる者無く、さればとて秩祿に離るゝことを爲さず、徒に素餐して敢て忠を盡すことを爲さゞるなり、之に因つて上は己れの過を聞かざれば、日々驕り高ぶりて放縱となり、下は上の威を懾れて屈伏し、謾り欺きて表面の體裁を取り繕ふに至る、又秦法嚴酷にして民に醫術の心得ありとも之を兼業となすこと能はざるなり、如何となれば、醫藥に效驗無ければ直に死罪に處せらるればなり、又星氣を候ひて吉凶を前知する者は三百人の多きに至りて、此等は皆國家

罪死、始皇帝幸梁山宮、從山上見丞相車騎衆、弗善也、中人或告丞相、丞相後損車騎、始皇怒曰、此中人泄吾語、案問莫服、當是時、詔捕諸時在旁者、皆殺之、自是後、莫知行之所在、

【講義】是に於て始皇曰く、吾れ其の眞人たらむと欲して之を慕へば、今より後は眞人と謂つて朕と稱せざらむと、乃ち咸陽の近旁二百里内の宮殿樓觀二百七十に復道甬道を作りて相連らしめ、帷帳鐘鼓美人を各宮觀に充て、各境界を立て記號を附して移り徙らしめず、皇帝の行きて幸する所は其の處を知らしめず、若し之を言ふ者あらば死罪に處せむと、始皇帝或る時梁山宮に行幸し、山上より丞相の供廻りの車騎の衆きを見て之を喜ばずして其の僭越を憤る、宮中の人の或る者之を丞相に告げければ、丞相後に車騎を減少せり、始皇之を知り怒りて曰く、此れ宮中の者の吾が語を泄らしたる爲めなりと、之を取り調ぶるに一人として服罪する者なし、是に於て詔して諸人の彼の時帝の旁に在りし者を悉く捕へて之を殺したり、是より後は行幸の所を知ること莫し、

【字解】宮觀、宮殿樓觀なり、甬道、天子の御成道の兩側に牆を築きて、外人をして天子を見せしめざるやうにしたる道なり、帷帳、幕なり、とばり、案署、案は境なり、署は記なり、境界を分ちて記號を附すこと、罪死、死刑なり、中人、宮中の人なり、損、減少なり、案問、取り調べなり、

聽事、羣臣受決事、悉於咸陽宮、侯生盧生相與謀曰、始皇爲人、天性剛戾自用、起諸侯、幷天下、意得欲從、以爲自古莫及己、專任獄吏、獄吏得親幸、博士雖七十人、特備員、弗用、丞相諸大臣、

知之則害於神、眞人者、入水不濡、入火不爇、陵雲氣與天地久長、今上治天下、未能恬淡、願上所居宮、毋令人知、然後不死之藥、殆可得也、

【講義】盧生始皇に說きて曰く、臣等命を承けて神草奇藥を求むれど未だ嘗て仙者に出遇はざるなり、是れ或は物の之を害する者有るに似たり、熟ゝ考ふるに臣等のみ之を求むるとも、陛下に於ても仙人の氣分にならざれば好結果を得まじ、故に方術の中にも人主は時々微行を爲して鬱結せる惡しき氣分を退くべしといへり、惡しき氣分無ければ心中恬然として眞人の域に至るべし、且つ又人主の居る所にして人臣之を知る時は、人主は常に君臣の關係を思ひて俗情に絆されて其の心に害あらむ、眞人といふは天地の氣と同化せるを以て水に入るも濡はず、火に入るも爇けず、雲氣を陵ぎて天地と倶に長久なるもの也、而るに今陛下は天下を治めて、未だ無欲の域に達することも能はず、臣等をして仙人を求めしむる旁、世の名利に汲々として止まる所を知らず、此くては終に仙術を學ぶこと能はざるべし、故に願くは陛下の居る所の宮は、人をして知らしむること勿からしめて、然る後に不死の藥は殆ど得べからむと、

【字解】芝、神草なり、之を食へば神仙となるといふ、奇藥、不死の藥なり、類、似るなり、方中、方は方術なり、微行、人に知れぬやう隱れて行くこと、辟惡鬼、辟は退くなり、惡鬼は惡しき氣分なり、眞人、道家の語、道の極致に達して天地の氣と同化せるもの〻稱、害於神、神は心なり、恬淡、無欲なること、

於是始皇曰、吾慕眞人、自謂眞人、不稱朕、乃令咸陽之旁二百里內宮觀二百七十、復道甬道相連、帷帳鍾鼓美人充之、各案署不移徙、行所幸、有言其處者

下を造りて阿房より渭水を渡りて之を咸陽の宮殿に連結せしめて、天の紫宮後の十七星が天の川を渡りて營室星に至れるに象りしなり、さて阿房宮はかゝる大規模の設計なりしかど未だ頓に落成せざりしなり、落成せば更に善き名を擇びて之に名けむと思ひしなり、唯宮を阿房に作れるを以て、天下の人皆之を阿房宮と謂へり、さて宮刑・徒刑七十餘萬人を分ちて一は此の阿房宮を作る役夫と爲し、一は麗山を作る役夫と爲す、而して麗山を築くには北山の石を發掘し、此阿房宮を造るには蜀荊の地の木材を輸送して、皆此に至らしめしなり、さて宮殿の多くなりしと關中にては三百を以て數ふべく、關外にては四百餘を以て計ふべし、是に於て石を東海上の朐界の中に立てゝ秦の東門と爲す、因つて又役夫の勞を思ひ三萬家を麗邑に五萬家を雲陽に徙して、皆賦稅を免じて繇役に從事せしめざること十歲ならしむ、

【字解】　朝宮、羣臣の參朝する宮なり、卽ち正寢なり、おもてごてんのこと、阿房、地名なり、五百步、步は六尺なり、五百步は三千尺なり、周馳、廊下を周く造りて相連結せしめたれば、其の狀馳騁するが如し、故にいふ、閣道、樓と樓との間の通じ難き處に木を架し梁を作りて渡らしむる道なり、卽ち廊下のこと、闕、門觀なり、中央闕きて道を成す、故にいふ、復道、上下二重の廊下なり、屬、連絡するなり、天極閣道、天極は天の紫宮後の十七星なり、此の十七星が天の川を渡り越えて營室星に至るを閣道といふ、絕漢、絕は度るなり、漢は天の川なり、營室、星の名なり、隱宮、宮刑に同じ、男勢を去られたる罪人、北山石椁、義門の讀書記に「椁字疑衍」とあり、今此の說に從ふ、寫、輸送すること、朐、東海中に在る島の名なり、三萬家五萬家、是れ皆隱宮徒刑の役夫と爲りて功ありし者の家族なり、復、賦稅を免ずること、不事、繇役に從事せしめざること、

盧生說始皇曰、臣等求芝・奇藥、僊者常弗遇、類物有害之者、方中人主時爲微行、以辟惡鬼、惡鬼辟眞人至、人主所居、而人臣

王都鎬、豐鎬之間、帝王之都也、乃營作朝宮渭南上林苑中、先作前殿阿房、東西五百步、南北五十丈、上可以坐萬人、下可以建五丈旗、周馳爲閣道、自殿下直抵南山、表南山之顚以爲闕、爲復道、自阿房渡渭、屬之咸陽、以象天極閣道絕漢抵營室也、阿房宮未成、成欲更擇令名名之、作宮阿房、故天下謂之阿房宮、隱宮徒刑者七十餘萬人、乃分作阿房宮、或作麗山、發北山石、〔椁〕乃寫蜀荊地材、皆至、關中計宮三百、關外四百餘、於是立石東海上朐界中、以爲秦東門、因徙三萬家麗邑、五萬家雲陽、皆復不事十歲、

【講義】九原より雲陽に至るまでの道路開通せるを以て始皇は宮殿を增築せむと欲して思へらく、咸陽には人口夥多なるに宮廷は先王の造營せられたるまゝにして其の規模狹小なり、吾聞けり、周の文王は豐に都し、武王は鎬に都したり、是を以て豐を鎬との間は連絡して帝王の都となれりと、朕已に天下を一統せり、宮廷を壯にせざるべけむやと、乃ち群臣の參朝する宮殿を渭南の上林苑中に營み作る、而して之を造る前に先づ之が前殿を阿房に作る、其設計の大いなる、東西五百步南北五十丈、殿上には萬人を坐せしむべく、殿下には五丈の旗を建つべく、殿外にはあまねく柵木を架して他の宮殿に通ずる廊下を造り、殿下より廊下傳ひに直に南山に至ることを得、又南山の巓に門を造りて此の宮殿を表し、又上下二重の廊

がら之を檢擧せざる者あらば、同罪にせむ、又此禁令を發布して三十日間に書物を燒かざる者あらば、入墨の刑に處し且つ城旦の刑を加へむ、然れども書籍の中に去らざる所のものは醫藥の書と卜筮及び種樹の書なり、是等は皆四民の必須の書なるを以てなり、又若し士にして法令を學ばむと欲せば今の官吏を師として實際の學を習ふべしといふ、始皇此の言を是となし制して斯の言は可なれば之を發布すべしと、

【字解】　置酒、酒宴なり、博士、秦官なり、學識古今に通ずる者之に任ず、秩六百石なり、僕射、秦官なり、左右の大臣なり、古は武を重んず、故に射を善くする者を以て事を掌らしむ、僕は主るなり、他時、昔時なり、枝輔、枝葉となりて本幹を佐くること、卽ち輔佐に同じ、田常、齊の田成子なり、簡公を弑す、六卿、晉の六卿なり、輔拂、拂は弼に同じ、五帝、黃帝・帝顓頊・帝嚳・帝堯・虞舜是也、三代、夏殷周是なり、異時、往時なり、游學、故鄕を去りて遠く學問する士なり、辟ㇾ禁、辟は避くなり、禁令を犯さぬこと、昧死、昧は冒と通ず、死罪を犯して上言すること、道ㇾ古、道は言ふなり、古道を唱へ言ふこと、非、誹るなり、夸、ほこるなり、異ㇾ取、取は李斯傳に趣に作る、是なり、羣下、多くの門下生なり、造ㇾ謗、造は成す、謗はそしりなり、職、つかさどるなり、百家語、儒家及び諸子の書なり、守尉、郡守郡尉の役所なり、雜、經書・儒家類・諸子類をまぜ合すこと、弃市、刑の名なり、殺して其の屍を市に棄つること、族、一族を殺す刑なり、黥、入墨の刑なり、城旦、徒刑なり、每旦出でて築城の役に從ふ、よつて此の名あり、四歲の刑なり、種樹之書、農書なり、

三十五年、除ㇾ道、道二九原一抵二雲陽一、塹ㇾ山堙ㇾ谷直通ㇾ之、

【講義】　三十五年、道路を開き治めて九原より雲陽に至る、其の間山を掘り谷に堙めて直に之を通ぜしめたり、

【字解】　除ㇾ道、除は開き治むるなり、道は道路なり、道、從なり、ヨリと訓む、抵、至るなり、塹、掘るなり、堙、うづむなり、

於ㇾ是始皇以爲咸陽人多、先王之宮廷小、吾聞周文王都ㇾ豐、武

の變化に循ひて其の方針を異にせしなり、今陛下は大業を創めて萬世に傳ふべき大功を建て給ふ、固より愚儒の知る所に非ず、且つ越の言へることは夏殷周の事なり、何ぞ今の世の法となすに足らむや、昔時群雄割據して諸侯相攻伐する際には、皆互に相爭ひて厚く游學の名士を招きて各〻其の國の强からむことを欲せり、而るに今や天下已に定まりて、法律命令皆一途より出づることとなりぬ、是を以て上下各〻其の所に安んずべきなり、故に百姓は家に在るときは農工業を力め、士は現今の法律政令を學び習ひて禁制を避けざるべからず、然るに、今の諸生は現代の事を手本とせず遠き古の道を學び、以て當世の政事を誹り、人民の心を惑はし亂すを以て能事となす、丞相臣斯倘更めて昧死して言す、古昔天下の散り〴〵に亂れたる時、誰ありて之を能く統一するもの莫かりき、是を以て諸侯竝び作りて各〻自ら都合よきことを主張して、其の語は皆古事を例證して當時の事を惡口し、虛言を飾りて其の實を亂し、人々皆其の私に學べる所を善として上の建立したる所を誹れり、今や皇帝天下を幷せ有ちて黑白を區別して紛るゝこと無く、四海全く一に定まれり、而るに私に學べる古道を尊びて相與に法敎を出せる人を誹る者あり、その一例を擧げむに、今政令の朝より下ると聞きては、則ち彼等は各〻其の學べる所を以て之を論議し、朝廷に入りては流石に口に出さず心の中に非とし、出ては遠慮なく巷に論議し、君主に誇るを以て名譽と爲し、趣を異にするを以て高しと爲し、且つ幾多の門下生を率ゐて朝廷を誹謗することを事とす、かゝる輩のあるにも拘らず之を嚴禁せざれば、君主の勢力は上に降り、徒黨の結合は下に成らむ、是を以て其の未だ甚しからざる時に於て之を禁止するこそ至極便利なれ、臣依つて之が嚴禁法を申し上げむ、凡そ歷史官の藏する所の書籍は秦の記錄以外は皆之を燒き棄てむ、又博士の官の職る所は兎に角として其の他の者にして敢て詩經書經より諸子百家に至るまでの書を藏する者あらば、悉く郡の守・尉の役所に持參させて經書も子類も雜へて之を燒き棄てむ、又遠慮なく相對して詩書を談論する者あらば棄市の刑に處せむ、又古の制度を以て今の政令を誹る者あらば一族を殺さむ、又官吏にして以上の禁令を犯せる者を見知りな

以造謗、如此弗禁、則主勢降乎上、黨與成乎下、禁之便、臣請史官非秦紀、皆燒之、非博士官所職、天下敢有藏詩書百家語者、悉詣守尉雜燒之、有敢偶語詩書、弃市、以古非今者族、吏見知不擧者與同罪、令下三十日、不燒、黥爲城旦、所不去者、醫藥卜筮種樹之書、若欲有學法令、以吏爲師、制曰、可、

【講義】始皇帝咸陽宮に酒宴を開く、博士七十人前みて帝の長久を祝す、僕射の周靑臣進み出でて皇帝の德を稱へ述べて曰く、昔時は秦の地域千里に過ぎざりき、而るに陛下の御心明聖なるにより、海內を平定し、四方のえびすを逐ひ遣りければ、日月の照す所の者皆陛下に賓服せずと云ふこと莫く、又諸侯の舊領を以て群縣と爲したれば、人人自ら安樂と爲り、戰爭の患無くして之を萬世に傳ふることを得べし、上古よりの帝王多しと雖、陛下の武威仁德には及ばざるなりと、始皇之を悅ぶ、時に博士の齊人淳于越進み出でて曰く、臣聞けることあり、殷周の二代の天下に王たるや、其の間一千餘歲、子弟功臣を封じて自ら王室の枝葉輔佐と爲せり、今陛下は海內を有つに、子弟を封ぜずして猶匹夫と爲す、若し卒に齊の田常晉の六卿の如き不忠の臣ありて皇室を覆さむとするも、已に輔弼する者無くむば、何を以て相救はむや、凡て事々に古を師とせずして能く長久なる者は、聞ける所にあらず、而るに今靑臣は又陛下の面前にて氣に入るやうに褒めそやして、陛下の過失を重ねむとせしは忠臣に非ずと、かゝる反對說出でしかば皇帝も取捨に困りて其の議を群臣に下して可否を決せしむ、丞相李期曰く、古を稽ふるに五帝は各〻其の前朝の政を復びせず、三代も亦必ず先代の制度に因襲せず、各〻其の觀る所を以て其の世を治め來りぬ、是れ代々其の執る所のもの全く相反するには非ず、時勢

萬世、自上古不及陛下威德、始皇悅、博士齊人淳于越進曰、臣聞殷周之王千餘歲、封子弟功臣、自爲枝輔、今陛下有海內、而子弟爲匹夫、卒有田常六卿之臣、無輔拂、何以相救哉、事不師古、而能長久者、非所聞也、今青臣又面諛、以重陛下之過、非忠臣、始皇下其議、丞相李斯曰、五帝不相復、三代不相襲、各以治、非其相反、時變異也、今陛下創大業、建萬世之功、固非愚儒所知、且越言、乃三代之事、何足法也、異時諸侯竝爭、厚招游學、今天下已定、法令出一、百姓當家則力農工、士則學習法令、辟禁、今諸生不師今而學古、以非當世、惑亂黔首、丞相臣斯昧死言、古者天下散亂、莫之能一、是以諸侯竝作、語皆道古以害今、飾虛言以亂實、人善其所私學、以非上之所建立、今皇帝幷有天下、別黑白而定一尊、私學而相與非法教人、聞令下、則各以其學議之、入則心非、出則巷議、夸主以爲名、異〔取〕以爲高、率羣下

【講義】 三十三年、諸の昔時逃げ亡せたりし人の贅壻及び賈人を徴發して嶺南の地を攻め取らしめ、桂林・象郡・南海と爲して、罪過によりて流さるゝ者をして遣り守らしむ、又西北に兵を用ひて匈奴を斥け逐ひ、楡中より以東の黄河に傍ひたる地を陰山に屬して初めて三十四縣と爲し、河上に城を築きて要塞と爲す、又蒙恬をして河を渡りて高闕山・陶山・及び北假の地を取らしめ、其の中に關所を築きて戎狄の人を逐ひ、罪人を徙して之を新設の三十四縣に充たしめたり、

【字解】 逋亡、逃げ亡することゝ、贅壻、妻子あるものの困窮して、其の妻の生家に厄介となる者なり、陸梁、嶺南の地方をいふ、此處の住民は蠻風にして多くは山陸に棲み、其の性強し、故にいふ、一説に地名なりと、適、謫と通ず、罪過によりて流さるゝ者なり、塞、とりでなり、高闕、山の名なり、陶山、陽山の誤なり、亭障、行人を誰何する所、關所なり、初縣、初めて設けたる三十四縣を指す、

禁不得祠、

【講義】 令を布き民に神を祠ることを禁止す、

明星出西方、

【講義】 彗星西方に出づ、

【字解】 明星、彗星なり、

三十四年、適治獄吏不直者、築長城及南越地、

【講義】 三十四年、獄を典る官吏の不正を働く者を謫刑に處して長城及び南越の地を築かしむ、

始皇置酒咸陽宮、博士七十人前爲壽、僕射周青臣進頌曰、他時秦地不過千里、賴陛下神靈明聖、平定海內、放逐蠻夷、日月所照、莫不賓服、以諸侯爲郡縣、人人自安樂、無戰爭之患、傳之

なり、農事を務むるをいふ、其業、紡織の業なり、田、田作ることなり、儀矩、後世ののりなり、

因使韓終侯公石生求仙人不死之藥、

【講義】 碣石の碑を建て終りたるに因り、韓終侯の公石生をして碣石上に至り仙人不死の藥を求めしむ、

始皇巡北邊、從上郡入、燕人盧生使入海還、以鬼神事、因奏錄圖書、曰、亡秦者胡也、始皇乃使將軍蒙恬、發兵三十萬人、北擊胡、略取河南地、

【講義】 始皇帝碣石より北方の邊境を巡り、上郡より咸陽に入る、燕人の盧生使して海島に入りてより還り、使命が鬼神の事に係るを以て、因つて錄圖書を上る、其書に曰く、秦を亡さむ者は胡ならむと、是れ二世の胡亥を指したるに、始皇之を悟らず、專ら北胡の事なりと速斷し、乃ち將軍蒙恬をして兵三十萬人を發して北の方胡を擊たしめたり、是歲又河南の地を略取す、

【字解】 錄圖書、錄は籙と通ず、符籙なり、未來記なり、錄圖書は今の豫言書なり、略取、せめとるなり、

三十三年、發諸嘗逋亡人贅壻賈人、略取陸梁地、爲桂林・象郡・南海、以適遣戍、西北斥逐匈奴、自楡中、並河以東、屬之陰山、以爲三十四縣、城河上爲塞、又使蒙恬渡河、取高闕・〔陶〕山・北假中、築亭障、以逐戎人、徙謫實之初縣、

旅、誅戮無道、爲逆滅息、武殄暴逆、文復無罪、庶心咸服、惠論功勞、賞及牛馬、恩肥土域、皇帝奮威、德幷諸侯、初一泰平、墮壞城郭、決通川防、夷去險阻、地勢既定、黎庶無繇、天下咸撫、男樂其疇、女修其業、事各有序、惠被諸產、久竝來田、莫不安所、羣臣誦烈、請刻此石、垂著儀矩、

【講義】三十二年、始皇帝遼西の碣石に行き、燕人の盧生をして碣石山上の仙人羨門高を求めしむ、乃ち碑を碣石門に刻む、其の辭に曰く、遂に軍勢を出して無道の徒を誅し、反逆を爲す者は息み亡ぶ、其の武德は暴逆を絶ち盡し、其の文德は古の罪無きに復りて、庶民の心皆秦に歸服す、仁惠を施すに功勞を論じ、賞賜は牛馬にまで及び、恩澤は霑ひて土地をも肥すに至る、皇帝武威を奮ひて、其の德は諸侯を幷合し、初めて天下を一統して泰平と爲す、是に於て關東の諸侯の舊城郭を毀ち壞し、河川のふさがりを切り通し、險阻の地を平げ去る、かくて地勢既に定まりぬれば、人民勞役の困無く、天下皆安んず、男は農事を務むることを樂み、女は紡織の業を修め、事各〻順序ありて亂れず、恩惠は諸の產物にまで被りければ、蠻夷の者も久しく竝び來りて田作り、其の所に安んぜざること莫し、故に群臣皇帝の功烈を唱へ、請ひて此の石に刻み、後世ののりを垂れあらはすなりと、

【字解】碣石、特立したる石山なり、遼西の海濱に在り、羨門高、仙人の名なり、封禪書には羨門子高といひ、漢書郊祀志には羨門高と爲す、而して集解正義には下文の誓の字を連續して羨門高誓を二人と爲す、非なり、誓、衍文なり、壞城郭決通隄防、此の七字恐らくは衍文ならむ、遂興師旅、此の上恐らく缺文あらむ、殄、殺し盡すなり、庶心、庶民の心なり、泰平、一說に秦字なりと、是なるが如し、黎庶、人民なり、繇、役なり、エダチと訓む、撫、安んずるなり、其疇、疇は田

き返して遂に琅邪に行き、上黨より都に入れり、

【字解】東觀、猶東游の如し、逮、及ぶなり、朝陽、山東なり、暢、伸なり、ノブと訓む、禽滅、禽は擒と通ず、六王、韓魏趙齊楚燕の王なり、闢弁、闢は開くなり、菑害、菑は災なり、偃戎兵、偃は伏すなり、戎兵は武器なり、武器を伏するは兵を用ひざること也、不怠、怠の音は銅蓁反にしてチなり、旗疑の韻に協ふ、備器、常用の器具なり、章旗、しるしなり、臨古、古昔に視ぶること、絶尤、殊にすぐれたるをいふ、旋、引き返すことなり、カヘツテと訓む、道、猶從の如し、ヨリと訓む、

三十年、無事、

【講義】三十年、記すべき事無し、

三十一年、十二月、更名臘曰嘉平、

【講義】三十一年、十二月に臘を改め名けて嘉平といふ、

【字解】臘、周の祭の名にも一に大蜡ともいふ、冬至後第三の戌の日に百神を祭ることなり、嘉平、般の舊稱なり、

賜黔首里六石米二羊、始皇爲微行咸陽、與武士四人俱夜出、逢盜蘭池、見窘、武士擊殺盜、關中大索二十日、米石千六百、

【講義】民に里毎に六石の米と二匹の羊とを賜ふ、始皇帝咸陽の市中に微行を爲さむとて武士四人と倶に夜に乘じて宮門を出づ、行きて蘭池に至る頃盜に出逢ひて思ひ掛けなくたしなめらる、附添ひの武士盜を擊ち殺したれど、尙餘黨ある見込にて關中にて大搜索をなすこと二十日に及ぶ、是歲米の價一石に付一千六百錢なりしといふ、

三十二年、始皇之碣石、使燕人盧生求羨門高、誓刻碣石門、壞城郭、決通隄防、其辭曰、遂興師

其東觀曰、維二十九年、皇帝春游、覽省遠方、逮于海隅、遂登之罘、昭臨朝陽、觀望廣麗、從臣咸念、原道至明、聖法初興、淸理疆內、外誅暴彊、武威旁暢、振動四極、禽滅六王、闡幷天下、菑害絕息、永偃戎兵、皇帝明德、經理宇內、視聽不怠、作立大義、昭設備器、咸有章旗、職臣遵分、各知所行、事無嫌疑、黔首改化、遠邇同度、臨古絕尤、常職既定、後嗣循業、長承聖治、羣臣嘉德、祗誦聖烈、請刻之罘、旋遂之琅邪、道上黨入、

【講義】 其の東游の銘に曰く、維れ二十九年、皇帝中春に東游して、遠方を覽省み、東海の一隅に及び、遂に之罘山に登りて、山東より臨み觀る、其の眺望廣大壯麗にして、從臣皆帝德を思ひて、治道を原ぬること至りて明かなり、聖帝の法初めて興りて、宇內を淸め理め、外は暴亂强大の徒を誅し、武威遍く伸べて、四方のはてを振ひ動し、六國の王を擒にして滅し、天下を開き幷せて、災害絕え息みて永く兵器を伏せて復用ひざるを示せり、皇帝德を明かにし、宇內を治め正し、大義を立て作し、明かに常用の器具を設け、上下皆章旗あり、官職に在る者は皆其の分に遵ひて、各其の行ふべき所を盡し、事々に嫌ひ疑ふとあるなし、民は化を善に改められ、遠近法度を同じくす、之を古に視ぶるに超然として勝れたる所あり、常の役目既に定まりぬれば、後に嗣ぐべき者は其業にしたがひて、長く皇帝の成し遺されたる治蹟を承けむ、是を以て群臣皇帝の德を嘉び、謹みて大聖の功烈を唱へ、請ひて此の之罘に刻銘せし所以なりと、此より引

侯、光施文惠、明以義理、六國回辟、貪戻無厭、虐殺不已、皇帝哀衆、遂發討師、奮揚武德、義誅信行、威燀旁達、莫不賓服、烹滅彊暴、振救黔首、周定四極、普施明法、經緯天下、永爲儀則、大矣哉、宇縣之中、承順聖意、羣臣誦功、請刻于石、表垂于常式、

【講義】之罘山に登りて石に刻む、其の辭に曰く、維れ二十九年、時中春にありて、陽春の和氣方に起る、此の時に當りて皇帝東土に游び、巡りて之罘山に登りて渤海に臨み給ふ、從臣嘉び觀て、皇帝の大いなる功を原ね念ひ、其の本始を追ひ唱ふ、さて皇帝は大聖なれば能く世を治め給ひ、法度を建て定めて、大小の國政を著しく顯し、外諸侯を敎へて大いに文采仁惠を施し、明かにするに義理を以てす、而るに六國は邪にして僻み、貪り戻りて厭くことを知らず、人民を虐げ殺して已まざるなり、是に於て皇帝衆庶を哀みて、遂に六國を征討するの師を發し、我が武德を奮ひ揚げ、義に依りて亂賊を誅し、信に據りて德政を行ひければ、其の威光遍く四方に達して、諸侯皆賓服せずと云ふこと莫し、此くして彊大にして暴亂なる者を烹煎絕滅し、庶民を救ひ助け、周く四方のはてまでを定め、普く明かなる法を施し、天下を正し整へ、以て永久の儀則と爲す、大いなる哉皇帝の德、宇內中國の民一人として聖憶に承け順はざる者莫し、故に群臣其の功を唱へ、皇帝に請ひて刻み、表して後世に垂れて常の法たらしむと、

【字解】臨照、照は上に居て下に臨む敬語なり、海、渤海なり、原念、たづねおもふなり、休烈、大いなる功なり、光、大なり、オホイニと訓む、文惠、文采仁惠なり、回辟、回は邪なり、辟は僻なり、威燀、威光なり、烹滅、烹は煎なり、滅絕することを極言せるなり、振救、振も救ふなり、經緯、たていとよこいとなり、轉じて正しく整ふること、宇縣、宇は宇內なり、縣は赤縣にして中國のこと、聖意、意は憶に叶ふ、

浮江至湘山祠、逢大風、幾不得渡、上問博士曰、湘君何神、博士對曰、聞之、堯女舜之妻、而葬此、於是始皇大怒、使刑徒三千人、皆伐湘山樹、赭其山、上自南郡、由武關歸、

【講義】始皇帝東土より還るに彭城を過ぐ、齋戒祈禱して周鼎の泗水に入りしものを出さむと欲し、千人をして水に沒して之を求めしむれども得ざりき、よつて西南より淮水を渡りて衡山に行き、南郡より長江に浮びて湘山の祠に至らむとす、此の時大風に逢ひて幾ど江を渡ることを得ず、上乃ち博士に問ひて曰く、そも湘山の神は何の神ぞと、博士對へて曰く、聞きし所によれば、此は堯の女にして舜の妻となりし娥皇女英の二人が此にて死にしを葬りて湘君とせしなりと、始皇之を聞き大いに怒りて刑徒三千人をして悉く湘山の樹を伐らしめて其の山を赭くせり、よつて又南郡より武關を經て咸陽に歸れり、

【字解】赭、赤色なり、はだか山にせしをいふ、

二十九年、始皇東游、至陽武博浪沙中、爲盜所驚、求弗得、乃令天下大索十日、

【講義】二十九年、始皇東游して陽武縣の博浪沙中に至り、盜に驚さる、之を求むれども得ざれば、天下に布令して大いに之を索むること十日間に及べり、

【字解】陽武、縣の名なり、盜、張良を指す、本傳に詳なり、

登之罘、刻石、其辭曰、維二十九年、時在中春、陽和方起、皇帝東游、巡登之罘、臨照于海、從臣嘉觀、原念休烈、追誦本始、大聖作治、建定法度、顯著綱紀、外教諸

亂し暴し、殘害殺伐することを止めざりき、而るに猶金石に刻銘して自ら其の德を頌して紀識となせり、古の五帝三王は王畿以外を定むるには、敎令の同じからず法度の明かならざることを知れば、鬼神の威を假りて、遠方の民を欺き服せしめたり、其の表面は四海を平定せしが如くなれども、其の實はしからざるなり、故に其の統治久しく長からず、其の身未だ歿せざるに諸侯倍き叛きて、法令天下に行はれざりしなり、今我が皇帝は海内を幷合して郡縣の制を布き、天下和ぎ平かなり、宗廟を昭明にして之を尊び、道義に依り仁德を行ひて民を惠み、尊號は大いに成りて皇帝と稱し給ふ、是に於て群臣相與に皇帝の功德を唱へ之を金石に刻みて表經と爲すと、

【字解】列侯、諸侯なり、倫侯、倫は類なり、諸侯の類なり、其の爵列侯より卑くして封邑無きものなり、隗林、一本に林を狀に作る、是なり、千里、王畿なり、表經、表して後世ののりとなるべきもの、

既已、齊人徐市等上書言、海中有三神山、名曰蓬萊・方丈・瀛洲、僊人居之、請得齋戒與童男女求之、於是遣徐市、發童男女數千人、入海求僊人、

【講義】琅邪臺の碑巳に成りぬ、齊人の徐市等上書していふ、海中に三の神山あり、其の名を蓬萊・方丈・瀛洲と曰ふ、仙人此の山に居れりと聞く、請ふ齋戒して童の男女と共に至りて之を求めむことを得しめよと、是に於て徐市をして童の男女數千人を出發させ海に入りて仙人を求めしむ、

【字解】徐市、徐福のことなり、市は卽ち芾の字なり、朝市の市に非ず、芾と福と音相通ず、齋戒、齋は齊なり、心をとゝのふるなり、戒はものいみなり、飮食物動作を愼むこと、

始皇還、過彭城、齋戒禱祠、欲出周鼎泗水、使千人沒水求之、弗得、乃西南渡淮水、之衡山、南郡

と、敦忠、手あつくまめ〳〵しきこと、四極、四方のはての國々なり、兵革、及物と甲冑となり、轉じて軍旅のこと、六親、父母兄弟妻子なり、驩欣、よろこびなり、六合、天地四方なり、其宇、其の居なり、

維秦王兼有天下、立名爲皇帝、乃撫東土、至于琅邪、列侯武城侯王離・列侯通武侯王賁・倫侯建成侯趙亥・倫侯昌武侯成・倫侯武信侯馮毋擇・丞相隗林・丞相王綰・卿李斯・卿王戊・五大夫趙嬰・五大夫楊樛從、與議於海上曰、古之帝者、地不過千里、諸侯各守其封域、或朝或否、相侵暴亂、殘伐不止、猶刻金石、以自爲紀、古之五帝三皇、知教不同、法度不明、假威鬼神、以欺遠方、實不稱名、故不久長、其身未歿、諸侯倍叛、法令不行、今皇帝幷一海內、以爲郡縣、天下和平、昭明宗廟、體道行德、尊號大成、羣臣相與誦皇帝功德、刻于金石、以爲表經、

【講義】さて秦王は既に天下を兼ね有ちて、名を立て丶皇帝と爲り給ひぬ、是に於て東土を撫恤し、今や此の琅邪に來れり、列侯の武城侯王離・通武侯王賁・倫侯の建成侯趙亥・昌武侯成・武信侯馮毋擇・丞相の隗林・王綰・卿の李斯・王戊・五大夫の趙嬰・楊樛等扈從して與に海上に議して曰く、古の帝王は其の封ぜられたる所の地は千里に過ぎず、諸侯は各、其の封域を守りて、或は朝し或はしかせず、互に相侵して世を

字を一定にしたれば、日月の照す所、舟車の載せて通ふ所、皆其の敎命を終へて違ふ者無く、悉く其の主旨を得ざること莫し、此の如く時宜に應じて事を處理するは是れ卽ち皇帝なり、又遠く蠻夷の風俗を正し整へ、河川を渡り山野を經めぐり、以て百姓を憂へ恤みて朝夕怠たらず、罪を定むるに疑はしきは之を除きて追窮せず、明白なるもののみを以て法を定むれば、民皆其の避くる所を知りて罪を犯さゞるなり、又方伯は其の職を分掌して諸の處理すべきこと常に平易なり、又政理整ひて分明なること繪畫の邪惡なきが如し、さて又曰若に皇帝の聰明を稽ふるに、常に四方を巡視して民の疾苦を臨察し、朝野の事情に明かなれば、尊卑貴賤其の次弟行列を亂し踰えず、姦邪の者は容れられず、皆貞正忠良ならむことを務め、細大となく力を盡して敢て怠り荒むこと莫く、近きは勿論僻遠幽陰の戎狄の者まで、專ら肅み莊ならむことを務め、正直敦忠にして事業常あるなり、さて又曰若に皇帝の仁德を稽ふるに、四方僻遠の國々を有ち定め、亂者を誅し害毒を除き、國利を興し民福を致し、事を調ふるに時を以てしたれば、諸の產物は繁く殖え、民安寧にして軍旅を用ひず、六親相保ちて、終に寇賊の患無く、歡び欣びて敎命を承け、盡く國の法式を知りて之に戾らざらむとす、さて又曰若に皇帝の領土を稽ふるに、六合の內西の方は流沙を涉り、南の方は北戶を盡し、東の方は東海を有ち、北の方は大夏を過ぎけり、此の如く人迹の至る所皆臣たらざる者無し、蓋し其の功勳は五帝を蔽ひ、恩澤は牛馬にまで及び、物として其の德を受けずといふこと莫く、各々其の居に安んぜりと、

【字解】　琅邪、山の名なり、琅邪臺、上の琅邪臺は琅邪山のことにして下の琅邪臺は臺の名なり、琅邪山は海畔に在りて其の形臺の如し、故に琅邪山のことを琅邪臺といふ、復、賦稅を免ずることなり、端平、正し平ぐなり、紀、理まるなり、卒士、士卒といふに同じ、本事、農事なり、末、商賈なり、摶心、摶は古文の專なり、揖志、揖は收むなり、器械、舟車權衡度量なり、一量、制を鈞一にするなり、匡飭、正し整ふなり、陵水、陵一に淩に作る、猶歷るが如し、河川を渡ることなり、經、常なり、次行、次第行列なり、遠邇、遠近なり、辟隱、僻遠に在る幽陰の地をいふ、卽ち戎狄のこ

朝夕不懈、除疑定法、咸知所辟、方伯分職、諸治經易、擧錯必當、莫不如畫、皇帝之明、臨察四方、尊卑貴賤、不踰次行、姦邪不容、皆務貞良、細大盡力、莫敢怠荒、遠邇辟隱、專務肅莊、端直敦忠、事業有常、皇帝之德、存定四極、誅亂除害、興利致福、節事以時、諸產繁殖、黔首安寧、不用兵革、六親相保、終無寇賊、驩欣奉敎、盡知法式、六合之內、皇帝之土、西涉流沙、南盡北戶、東有東海、北過大夏、人迹所至、無不臣者、功蓋五帝、澤及牛馬、莫不受德、各安其宇、

【講義】 始皇帝之罘を去りて南の方琅邪山に登り、大いに其の風景を樂みて留まること三月に及ぶ、乃ち其の民三萬戶を琅邪山の下に徙し、十二箇年の間之が賦役を免じて其の生活を復舊せしむ、此に琅邪臺を作り、石を立てゝ銘を刻み、秦德を稱述して其功德の大意を明かにせり、其の辭に曰く、維れ帝の二十六年、帝は最初の皇帝と爲りて凡ての事物の始を作し、法度を正し平かにしたれば、萬物之によつて理まりぬ、かくして人事を明かにし、父子の間柄を合同和親せしむ、又帝は聖智を備へ仁義を施し給へば、道理を顯著明白ならしむ、是に於て東の方東郡の地を巡撫して其の士卒を省察し、其の事已に大いに畢りければ、今や此の琅邪の海表に臨めり、さて曰若に皇帝の功勳を稽ふるに、主として農業を勤め勞り、農業を上びて商賈を賤み除き、民を富ますことを以て主眼となす、故に滿天下の民皆心を專にし志を收めて放縱ならしめず、舟車權衡度量の制を一にし、書の文

り、禪は墠なり、小山に登りて地を除ひ山川を祭ることなり、望祭、望は祭の名なり、卽ち山川を望みて祭ること、樹下、松樹の下なり、此にては何の樹なるか不明なれども、藝文類聚に漢官儀を引きて松樹と爲す、五大夫、秦爵の第九位なり、梁父、山の名なり、修飭、飭は整ふなり、黎民、二十六年に更名民曰黔首とあれば、當に黔首とすべきなり、迹、帝業の迹なり、休明、大明なり、長利、長久の國利なり、訓經、敎訓禮儀なり、隔、一本に融に作る、是なり、

於是乃竝勃海以東、過黃・腄、窮成山、登之罘、立石、頌秦德焉而去、

【講義】泰山梁父に封禪してより勃海に傍ひて東に進み、黃・腄二縣に過ぎり、成山の絶頂を登り極め、尙進みて之罘山に登る、此にて又石を立てゝ秦德をたたへ然る後に去れり、

【字解】黃・腄、二縣の名なり、窮、絶頂にまで登り極むること、之罘、山の名なり、

南登琅邪、大樂之、留三月、乃徙黔首三萬戶琅邪臺下、復十二歲、作琅邪臺、立石刻、頌秦德、明德意、曰、維二十六年、皇帝作始、端平法度、萬物之紀、以明人事、合同父子、聖智仁義、顯白道理、東撫東土、以省卒士、事已大畢、乃臨于海、皇帝之功、勸勞本事、上農除末、黔首是富、普天之下、摶心揖志、器械一量、同書文字、日月所照、舟輿所載、皆終其命、莫不得意、應時動事、是維皇帝、匡飭異俗、陵水經地、憂恤黔首、

專隆教誨、訓經宣達、遠近畢理、咸承聖志、貴賤分明、男女禮順、愼遵職事、昭〔隔〕內外、靡不清淨、施于後嗣、化及無窮、遵奉遺詔、永承重戒、

【講義】 二十八年、始皇帝東の方郡縣を巡行して鄒の嶧山に上り、魯の諸の儒生と議し、銘を石に刻みて秦の德を稱ふ、又封禪し山川を望祭するの事を議す、よつて遂に泰山に上り、石を立て天を祭りて下る、下る時暴に風雨に遇ひければ松樹の下に休息して雨宿を爲す、因つて其の松の樹を封じて五大夫となす、次に梁父山に禪して山川を祀りぬ、さて泰山に立てたる石に銘を刻めり、其の辭に曰く、皇帝の天位に臨み給ふや、制度を作り法典を明にし、臣下之を修め整ふ、爾來二十有六年にして初めて天下を幷合して諸侯皆賓服せずといふと無し、是に於て皇帝親しく遠方の民を巡視し、今玆の泰山に登りて周く東方の極までをも覽給ふ、由つて從臣等は其の帝迹を思ひ其の大業を本づけ原ねて謹みて其の功德を唱ふ、世を治むるの道天地の氣の運行に適ひ、諸物の產出其宜しきを得て、皆法式とすべき有り、大義大いに明にして後世に垂れ、後世をして順ひ承けて革むること勿らしむ、皇帝の御躬聖なれば、既に天下を平げ給ひて、治世に居ても懈ること無く、朝は夙に起き夜は遲く寢ね、長久の國利を建て設け、專ら教育訓誨を隆にす、教訓禮儀を宣べ達したれば、遠近の民畢く理まりて、皆聖天子の志を承け體す、貴賤の別分明にして、男女の禮亂れず、夫々其の職事に愼み遵ふ、昭に朝廷の內外を融和し、清淨にして後嗣に施さずと云ふこと無し、故に其の聖德の化は無窮に及び、後世の者皇帝の遺詔を遵奉して永久に之を承けて重く戒むべしといふ、

【字解】 立石、與魯諸儒生議刻石頌秦德議封禪望祭山川之事、一說に〔立石〕と議刻石の〔議〕との三字は衍文なり、又與魯諸儒生の五字は頌秦德の下に接すべしと、今は本文のまゝにす、封は大山に登りて土を積みて壇を作り天を祭ることな

已更命信宮爲極廟、象天極、自極廟道通酈山、作甘泉前殿、築甬道、自咸陽屬之、是歲賜爵一級、治馳道、

【講義】二十七年、始皇帝西の方隴西の北地を巡り、又西南に行きて雞頭山を出で、又東して回中の地を經過して還れり、是歲信宮を渭南に作り、已にして信宮を改命して極廟といふ、是れ其の宮殿の天極に象りしを以てなり、而して此の極廟より酈山に通ずる道を開く、又甘泉宮の前殿を作り、甬道を築きて咸陽の都より之を連絡せしむ、是歲役夫に爵一級を賜ひて馳道を治めしめたり、

【字解】甬道、馳道の外に牆を築きて街巷の如くしたる道なり、是は天子の通御に外人の見えざるやうにせるなり、馳道、天子の通御する道なり、御成道のこと、

二十八年、始皇東行郡縣、上鄒嶧山、立石、與魯諸儒生議、刻石頌秦德、議封禪望祭山川之事、乃遂上泰山、立石、封祠祀、下風雨暴至、休於樹下、因封其樹爲五大夫、禪梁父、刻所立石、其辭曰、皇帝臨位、作制明法、臣下脩飭、二十有六年、初并天下、罔不賓服、親巡遠方、黎民、登茲泰山、周覽東極、從臣思迹、本原事業、祗誦功德、治道運行、諸產得宜、皆有法式、大義休明、垂于後世、順承勿革、皇帝躬聖、既平天下、不懈於治、夙興夜寐、建設長利、

び、西の方は臨洮羌中に至り、南の方は北戸に至り、北の方は黄河に從ひて長城を築き、陰山に傍ひて遼東に至りて北狄の來寇に備ふ、又咸陽の都を盛大殷賑にせむとて天下の富豪十二萬戸を之に遷し、諸廟及び章臺上林苑の如きは皆渭水の南に在り、又諸侯を破る每に其の國の宮室を輸送し來りて之を咸陽の北阪の上に再建し、而して其の宮室は皆南の方渭水に臨めり、此の如くして咸陽の建築は壯大美麗を盡して雍門より以東涇水渭水に至るまで數百千の殿屋複道周閣相連り、之に諸侯より得たる所の美人鐘鼓を充し入れて日夜歡樂を極めたり、

【字解】 塡、鎭に同じ、定むるなり、後屬、後世の一族なり、異意、謀反心なり、立レ國是樹レ兵、立は建なり、樹は立つなり、諸侯の國を建つるは是れ頓て戰鬪の準備を爲すなりとの意なり、三十六郡、三川・河東・南陽・南・九江・鄣・會稽・潁川・碭・泗水・薛・東・琅邪・齊・上谷・漁陽・右北平・遼西・遼東・代・鉅鹿・邯鄲・上黨・太原・雲中・九原・雁門・上・隴西・北地・漢中・巴・蜀・黔中・長沙・內史、是なり、黔首、黔は黎なり、黑色なり、頭髮の黑きことを以て民の稱となす、酺、布なり、王德天下に布き衆人集りて飮酒すること、天下兵、天下の兵器なり、銷、鎔解するなり、とらかすなり、鍾鐻、鍾は鐘と通ず、つりがねなり、鐻は虡と通ず、つりがねを懸くるもの、金人、銅を鑄て造りたる像なり、漢書五行志には史記を引きて「有二大人一、長五丈、足履六尺、皆夷狄服、凡十二人、見二于臨洮一」とあり、而るに今の史記には此文無し、千石、石は衡の名なり、百二十斤を石と爲す、千石は十二萬斤なり、廷宮、宮庭なり、衡石、重量なり、軌、車轍なり、わだちなり、同二文字一、李斯小篆を作りて古篆を廢せしをいふ、暨、及ぶなり、北嚮戸、嚮の字衍文なり、北戸は地名なり、爾雅に見ゆ、又吳都賦に「開二北戸一以向レ日、」とあり、劉逵曰く「日南之北戸、猶二日北之南戸一也、」とあるにて知るべし、塞、とりでなり、此にては有名なる萬里の長城のことなり、寫放、寫は擬ぶなり、放は致すなり、複道、上と下との二重に造りたる廊下なり、周閣、周廻し得るやうに作りたる宮殿なり、

二十七年、始皇巡二隴西北地一、出二雞頭山一、過二回中一焉、作二信宮渭南一、

每破諸侯、寫放其宮室、作之咸陽北阪上、南臨渭、自雍門以東、至涇渭、殿屋・複道・周閣相屬、所得諸侯美人鍾鼓、以充入之、

【講義】丞相王綰等又奏聞して言ふ、諸侯悉く破れて天下初めて一統しぬ、而して燕齊荊の地は咸陽を去ること頗る遠し、故に之が爲に王を置かざれば之を鎭むること難かるべし、因つて請ふ諸子を立てゝ王と爲し、これ等の地方を治めしめむ、唯上幸に此の議を聽許せらるべしと、始皇乃ち其の議を羣臣に下して諮詢す、羣臣は皆之を以て便なりと爲す、獨廷尉の李斯は之に反對して議して曰く、昔周の文王武王の封ぜる所の子弟同姓は甚だ衆かりき、然るに後に至り其の一族次第に王室に疏く遠ざかりて互に相攻擊するを仇讎の如くし、諸侯も亦更る〲相誅伐するに至れり、されど周の天子は此等を制し止むること能はざりき、今や海內陛下の御魂によりて一統せられ、諸侯の國は皆郡縣の制を布かれて秩序已に定まりぬ、諸子及び功臣には別に賞として公の賦稅を以て重く之に賜はれば、皆甚だ滿足して制御し易く、天下に於て謀反を起さむとするの意を持つ者無からむ、これこそ尤も安寧の術なれ、因つて諸侯を置かむこと甚だ以て便ならずと、始皇之を親裁して曰く、天下共に已に戰鬪に苦みて上下皆休寧ならざる所以のものは是れ侯王有りしを以てなり、今や我が宗廟の神靈の冥助に賴りて、天下初めて定れり、然るに今にして又復國を立て王を置かば、是れ新に戰鬪の具を樹立するに異ならず、此くして尙天下の安寧休息を求めむとすること、何と難きことにあらずや、廷尉の反對意見さもあるべしと、是に於て天下を分ちて三十六郡と爲し、郡每に守・尉・監の重なる官を置く、民を更め名けて黔首と稱し、天下に令して大いに歡樂群飮せしむ、又天下の兵器を收めて之を咸陽に聚め、鎔解して鐘虡及び金人十二を鑄造す、其の重さ各千石あり、之を宮庭の中に安置し、以て天下に兵を用ひざることを示せり、又法度衡石丈尺を均一にし、車は軌を同一にし、書は小篆を作りて文字を一定にせり、其の領域は、東の方は海に至りて遠く朝鮮にまで及

爲紀、六は大陰の數なり、紀は極なり、水德は陰なり、故に六を以て數の極となす、戾深、勁く酷しきこと、合、適ふなり、

丞相綰等言、諸侯初破、燕・齊・荊地遠、不爲置王、毋以塡之、請立諸子、唯上幸許、始皇下其議於羣臣、羣臣皆以爲便、廷尉李斯議曰、周文武所封子弟同姓甚衆、然後屬疏遠、相攻擊、如仇讐、諸侯更相誅伐、周天子弗能禁止、今海內賴陛下神靈、一統皆爲郡縣、諸子功臣、以公賦稅重賞賜之、甚足易制、天下無異意、則安寧之術也、置諸侯不便、始皇曰、天下共苦戰鬭不休、以有侯王、賴宗廟、天下初定、又復立國、是樹兵也、而求其寧息、豈不難哉、廷尉議是、分天下以爲三十六郡、郡置守・尉・監、更名民曰黔首、大酺、收天下兵、聚之咸陽、銷以爲鍾鐻金人十二、重各千石、置廷宮中、一法度・衡石・丈尺、車同軌、書同文字、地東至海、曁朝鮮、西至臨洮羌中、南至北嚮戶、北據河爲塞、並陰山至遼東、徙天下豪富於咸陽十二萬戶、諸廟及章臺・上林、皆在渭南、秦

火德に從ひて水德たらずむばあるべからず、故に方今は水德の始なりと、又年の始めを改めて朝賀するに皆十月の朔を用ふ、已に水德を以て天下に王たれば衣服・旄旌・節旗の類は皆黑色を尊び用ふ、又數は六を以て極と爲し、符又は法冠に至るまで皆六寸と爲し、輿の制も亦六尺となす、又六尺を一步と爲し、天子は六馬に乘る、又黃河を改め名づけて德水といふ、是れ皆水德の始なるを以て此の如く制定せしなり、而して國事を執るにつよく手酷しくして悉く法文に依りて決し、切り刻むが如くにして少しも恩惠にして人情を含める溫和なる執り計ひ無し、是れ畢竟其の德が水にして陰に屬すれば、從つて五行の德性の常數に適合する所なり、故に法を執行するに速急にして假借する所無く、久しきに亙りて罪を犯す者は絕對に赦さゞるに至れり、

【字解】　綰、王綰なり、劫、馮劫なり、斯、李斯なり、五帝、黃帝・帝顓頊・帝嚳・帝堯・帝舜、是なり、侯服、五服の一、甸服の外にあり、侯は候なり、斥候して王事に服する地方なり、夷服、五服の要服荒服を總べたる稱なり、陛下、秦より以來の天子の敬稱なり、陛は階なり、天子には必ず近臣の陛側に立ちて警戒せるあり、群臣の天子に奏する者敢て直に天子を指さず、陛下に在る者を呼びて之と言ふ、是れ卑賤に因りて尊貴に達するの意なり、殘賊、殘は傷ふなり、賊は害ふなり、人民を傷害する者をいふ、博士、秦官の名なり、古今の事に通曉せる者なり、昧死、昧は猶冒の如し、死罪を犯すの意なり、上書又は奏聞に用ふる語なり、朕、我なり、上古は君臣倶に朕と稱せり、秦に至り始めて天子の專用語と爲る、後世之に因つて改めず、太上皇、天子の父の尊號にして之を以て初となす、謚、おくりな也、傳、次第也、所不勝、火德を指す、火は水に克たざるなり、故に秦の德を水と爲す、自、用ふるなり、旄旌節旗、旄は幢なり、指麾に用ふるはたなり、其の制、竿頭に龍頭を附け其の口より氂牛の尾を注けたるもの、旌は旄首に折羽を注けたるもの、是れ亦士卒を進ましむるに用ふるはたなり、節は王命を以て往來する證符なり、毛を編みて竹節に象りて竿頭に注けたるものなり、旗は熊虎の象を畫けるはたにして、軍將の建つるものなり、上黑、水德は北方に屬す、北方の色は黑なり、故に黑を尙ぶなり、以六

自十月朔、衣服旄旌節旗、皆上黑、數以六爲紀、符・法冠、皆六寸、而輿六尺、六尺爲步、乘六馬、更名河曰德水、以爲水德之始、剛毅戾深、事皆決於法、刻削毋仁恩和義、然後合五德之數、於是急法、久者不赦、

【講義】丞相王綰御史大夫馮劫廷尉李斯等皆曰く、昔時の五帝は各其の地方は千里にして其の外は侯服及び夷服あり、これ等の諸侯は或は來朝し或はしかせざる者あり、されど天子は之を制御すること能はざりき、今陛下は大義に法りて兵を興し、人民を傷害する者を誅戮し、天下を平げ定め、海内を郡縣の制に改め、天下に布く所の法令は一統の手より出づ、此の如きは上古より以來未だ嘗て有らざる所にして五帝と雖陛下の治には及ばざるなり、故に臣等は謹みて博士と議して左の如くせむと案を立てたり、さて古に天皇氏あり、次に地皇氏あり、次に泰皇氏あり、就中泰皇氏最も貴かりき、是に由つて臣等は恐れながら死罪を犯して陛下に尊號を上りて泰皇とせむ、又王命を制と爲し、王令を詔と爲し、天子は自ら朕と稱せらるべしと、王曰く、泰皇にては古の帝號其のまゝなれば不可なり、故に其の泰を去りて皇を著け上古の帝位の號を采り皇と帝とを合して皇帝といへ、其の他は汝等の決議の如くにせよ、由つて制して可なりといふ、是に於て父の莊襄王を追尊して太上皇と爲す、皇帝制して曰く、朕聞けり、太古には號あれども謚無し、中古には號ありて死ぬれば其の者の行狀によりて謚を作れり、此の如きは子が父の行爲を議し、臣が君の行跡を評することにて甚以て理無ければ、朕は此の制を取らざるなり、故に今より以後は謚法を除き、朕をば始皇帝と爲よ、而して後の世は計り數へて二世三世と稱して萬世に至るまで之を無窮に傳へむと、始皇又五行の德の終始する次第を推察して思へらく、周は火德を以て王たりき、而して秦は今周に代りて王たれば、其の德は克たざる所の周の

に定りぬ、今にして名號を更改すること無くむば、此の成功に稱へて後世に傳ふること無けむ、故に汝等審議して帝號を定むべしと、

【字解】 異日、他日なり、此にては前日なり、卽ち昔時といふに同じ、效璽、效は致なり、呈なり、イタスと訓む、璽は印信なり、藩臣、藩はまがきなり、藩臣とは守護となるべき臣なり、眇々、少々に同じ、六王、韓魏趙齊楚燕の六國の王なり、辜、罪なり、

丞相綰・御史大夫劫・廷尉斯等皆曰、昔者五帝地方千里、其外侯服夷服、諸侯或朝、或否、天子不能制、今陛下興義兵、誅殘賊、平定天下、海內爲郡縣、法令由一統、自上古以來未嘗有、五帝所不及、臣等謹與博士議、曰、古有天皇、有地皇、有泰皇、泰皇最貴、臣等昧死上尊號、王爲泰皇、命爲制、令爲詔、天子自稱曰朕、王曰、去泰著皇、采上古帝位號、號曰皇帝、他如議、制曰可、追尊莊襄王爲太上皇、制曰、朕聞太古有號毋謚、中古有號、死而以行爲謚、如此則子議父、臣議君也、甚無謂、朕弗取焉、自今已來、除謚法、朕爲始皇帝、後世以計數二世三世、至千萬世、傳之無窮、始皇推終始五德之傳、以爲周得火德、秦代周、德從所不勝、方今水德之始、改年始、朝賀皆

乃陰令荊軻爲賊、兵吏誅滅其國、齊王用后勝計、絕秦使、欲爲亂、兵吏誅虜其王、平齊地、寡人以眇眇之身、興兵誅暴亂、賴宗廟之靈、六王咸伏其辜、天下大定、今名號不更、無以稱成功傳後世、其議帝號、

【講義】秦始めて天下を幷合したれば、丞相及び御史等に令して曰く、昔時韓王地を納れ印信を致して守護の臣たらむと請ひたりき、然るに間も無く約にそむきて趙魏と合從して秦に反せり、故に我れ兵を興して之を誅し、其の王を虜にせり、寡人は此の處置を以て善なりと思へり、而して爾來兵革の事は息めむとこひねがへり、しかるにさはなくて益〻之を用ひざるを得ざるに至れり、卽ち趙王は其の相李牧をして來りて秦に對して弓を引かざるべしと約盟せしむ、故に其の質子を歸へしぬ、然るに間も無く盟にそむきて我に太原に反せり、故に我れ兵を興して之を誅し、其の王を生得せり、趙の公子嘉乃ち自立して代王と爲り燕と兵を幷せて秦軍に抗しぬ、故に我れ兵を擧げ擊ちて之を滅せり、又魏王は始めて約して秦に歸服せり、然るに間も無く韓趙と我を襲はむことを謀れり、故に我が兵吏之を誅して遂に之を破りぬ、又楚王は靑陽以西の地を獻じて我に畔かざることを約せり、然るに間も無く其の約にそむきて我が南郡を擊ちぬ、故に我れ兵を發して誅して其の王を捕虜と爲し、遂に其の地を平定せり、又燕王は昏愚にして國政を亂せり、其の太子丹我が軍の其の國に入らむことを恐れ、乃ち陰に荊軻をして賊をなさしめて我を擊たむとす、是の故に我が兵吏其の國を誅滅せり、又齊王は其の相の后勝が計を用ひて秦の使を拒絕して亂を爲さむと欲せり、故に我が兵吏其の王を虜にして其の地を平定せり、此の如く寡人は少々の身を以て兵革を興して暴亂の諸侯を誅せるは、是れ全く我が宗廟の神靈の冥助に賴らずんばあらず、さて六國の王皆其の罪に伏して我に降り、天下始めて大い

地を平定し、又東して越の君を降し、此に會稽郡を置けり、

五月、天下大酺、

【講義】　秦既に韓・趙・魏・燕・楚の五國を幷し平げたれば、五月に天下に令して歡樂して大いに飲酒せしむ、

【字解】　酺、布なり、王德天下に徧く布きたる時、衆人合聚歡樂して飲酒するをいふ、

二十六年、齊王建與其相后勝發兵、守其西界、不通秦、秦使將軍王賁、從燕南攻齊、得齊王建、

【講義】　二十六年、六國の中にて秦に亡されざるは獨齊あるのみ、故に齊王建は其の相后勝と兵を發して其の西方の境界を守備して、秦に通ぜざらしむ、秦は將軍王賁をして燕の南より齊を攻めしめて之に勝ち遂に齊王建を得たり、是に於て六國盡く亡び、秦卒に天下を一統せり、

秦初幷天下、令丞相御史曰、異日韓王納地效璽、請爲藩臣、已而倍約、與趙魏合從畔秦、故興兵誅之、虜其王、寡人以爲善、庶幾息兵革、趙王使其相李牧來約盟、故歸其質子、已而倍盟、反我太原、故興兵誅之、得其王、趙公子嘉、乃自立爲代王、故擧兵擊滅之、魏王始約服入秦、已而與韓趙謀襲秦、秦兵吏誅、遂破之、荊王獻靑陽以西、已而畔約、擊我南郡、故發兵誅、得其王、遂定其荊地、燕王昏亂、其太子丹、

る、是歳大いに雪ふりて深さ二尺五寸に及ぶ、

二十二年、王賁攻魏、引河溝灌大梁、大梁城壞、其王請降、盡取其地、二十三年、秦王復召王翦、彊起之、使將擊荊、取陳以南至平輿、虜荊王、秦王游至郢陳、荊將項燕、立昌平君爲荊王、反秦於淮南、二十四年、王翦蒙武、攻荊破荊軍、昌平君死、項燕遂自殺、

【講義】 二十二年、王賁魏を攻めて其の都に迫り、河溝の水を引きて大梁城中に灌ぎ入る、大梁城遂に崩れ壞れたれば、魏王の假降らむことを請ふ、因つて盡く魏の地を取れり、二十三年、秦王復王翦を召し出し彊ひて之を起たしめ、軍に將として楚を擊たしむ、王翦乃ち陳より以南楚の平輿に至るまでの地域を取り、楚王負芻を虜にす、かく東南の地已に平定したれば秦王出游して郢陳に至る、しかるに是歳楚の將の項燕は昌平君を立てゝ楚王と爲し、秦に江南に反せり、二十四年、王翦蒙武の二將楚軍を攻めて之を破り、昌平君は此に死し、項燕は遂に自殺せり、

【字解】 河溝、黃河の水を引きたるほりなり、大梁、魏の都なり、其王、魏王假なり、荊、楚のことなり、秦の莊襄王の名は子楚なり、故に楚を諱みて荊と稱す、淮南、淮一本に江に作る、是なり、

二十五年、大興兵、使王賁將攻燕遼東、得燕王喜、還攻代、虜代王嘉、王翦遂定荊江南地、降越君、置會稽郡、

【講義】 二十五年、大いに兵を興す、卽ち王賁をして兵に將として遠く東の方燕の遼東を攻めしむ、王賁燕王喜を捕虜と爲す、還つて代を攻め、又代王嘉を捕虜と爲す、一方南方に向へる王翦は遂に楚の江南の

【講義】　十八年、大いに兵を興して趙を攻む、卽ち王翦は上地の軍に將として井陘山より下り、楊端和は河內軍に將となり、羌瘣も亦趙を伐つ、端和遂に進みて趙都の邯鄲城を圍みたり、十九年、王翦羌瘣等盡く趙の地を取りて之を平定し、東陽に趙王を捕ふ、勢に乘じて尙兵を引きて燕を攻めむと欲し、中山に屯營す、さて秦王の邯鄲城に行くや、昔時王が趙に生れし時、母方の家と仇怨ありし諸人を捕へて皆之を阬埋(アナウメ)にせり、而して其の歸還は太原上郡よりせり、始皇帝の母太后崩じぬ、趙王已に秦に捕はれしを以て、公子嘉は其の宗族數百人を率ゐて代の地に行き、自ら立ちて代王と爲る、而して東の方燕と兵を合して上谷に陣す、是歲大いに饑う、二十年、燕の太子丹は秦兵の燕を伐たむとして已に中山に屯營せるを聞き、間も無く其の國に至らむことを患へ、荊軻をして秦王を刺さしむ、軻咸陽に至り地圖を披きて匕首現る、秦王之を覺りて之を擊ち軻の體を解きて衆に徇へ、王翦辛勝をして燕を攻めしむ、燕代共に兵を發して秦軍を擊つ、秦軍燕を易水の西に破れり、二十一年、王賁荊(ケイ)を攻む、是の時王翦未だ盡く燕薊(ケイ)を取らず、由つて益〻卒を發して王翦の軍に至らしめて之を援く、遂に燕の太子軍を破りて燕都の薊城を取り、太子丹の首を得たり、是に於て燕王逃れて東の方遼東を收めて其の地に王たり、王翦軍中にて病に罹りければ、暇を貰ひ、歸國して其の老を養ひたり、

【字解】　上地、上郡上縣の軍なり、井陘、山の名なり、河內、河內の軍なり、邯鄲城、趙の都なり、嘗、昔なり、阬、坑なり、あなうめにすると、始皇帝母太后崩、此の時秦王未だ帝と稱せず、且つ前後書して秦王と爲す、此に限りて始皇帝と書すべからず、恐らくは秦王母太后薨と書すべきものならむ、王賁攻レ薊、王賁は王翦の子なり、薊は荊の誤ならむ、何となれば下文に卒を發して王翦が燕の薊城を攻むるを援けしむとあり、且つ年表及び王翦傳には二十一年王賁擊レ楚とあればなり、謝レ病、疾病の爲に暇を貰ふこと、老歸、歸國して老を養ふこと、

新鄭反(ス)、昌平君徙(サル)二於郢(エイ)一、大(ニ)雨(フラス)レ雪(ユキ)、深二尺五寸、

【講義】　新鄭反す、昌平君之に坐して楚の郢に徙さ

【講義】 十五年、大いに兵を興す、一軍は鄴に至り、一軍は太原に至りて狼孟を取る、是歳 地震す、十六年、九月に卒を發して韓の南陽の地を受け、內史騰をして假に守たらしむ、是歳初め て令して男子に年を書さしむ、魏より地を秦に獻ず、秦其の地を麗邑と爲す、十七年、南陽の假守たる內史騰は韓を攻めて韓王安を虜にし、盡く韓の地を秦に納る、秦其の地を郡と爲して潁川と名づく、是歳 亦地 震す、華陽太后 卒しぬ、民大いに饑ゑたり、

【字解】 狼孟、太原の地名なり、地動、地震なり、太后卒、表には薨と書せり、是なり、

十八年、大興兵攻趙、王翦將上地、下井陘、端和將河內、羌瘣伐趙、端和圍邯鄲城、十九年、王翦羌瘣盡定取趙地、東陽得趙王、引兵欲攻燕、屯中山、秦王之邯鄲、諸嘗與王生趙時母家有仇怨、皆阬之、秦王還、從太原上郡歸、始皇帝母太后崩、趙公子嘉、率其宗數百人之代、自立爲代王、東與燕合兵、軍上谷、大饑、二十年、燕太子丹、患秦兵至國、恐使荊軻刺秦王、秦王覺之、體解軻以徇、而使王翦辛勝攻燕、燕代發兵擊秦軍、秦軍破燕易水之西、二十一年、王賁攻薊、乃益發卒詣王翦軍、遂破燕太子軍、取燕薊城、得太子丹之首、燕王東收遼東而王之、王翦謝病老歸、

者を復す、是の時天下に大旱打ち續きぬ、卽ち六月より八月に至りて始めて雨降りしなり、

【字解】死、鴆毒を飮みて死にしなり、葬、洛陽の北芒山に葬りしなり、臨、衆人の喪哭なり、遷、蜀の房陵に遷すなり、籍二其門一、籍は錄すなり、其の一族の者を記錄して假令後世秀才出づるとも官に仕ふることを得ざらしむるをいふ、視レ此、視は比なり、ナゾラフと訓む、此は嫪毒不韋の一門を罪せしことを指す、

十三年、桓齮攻二趙平陽一、殺二趙將扈輒一、斬レ首十萬、王之二河南一、正月、彗星見二東方一、十月、桓齮攻レ趙、十四年、攻二趙軍於平陽一、取二宜安一、破レ之、殺二其將軍一、桓齮定二平陽・武城一、韓非使レ秦、秦用二李斯謀一、留レ非、非死二雲陽一、韓王請レ爲レ臣、

【講義】十三年、桓齮趙の平陽を攻め、趙の將の扈輒を殺し、首十萬を斬る、王河南に行きぬ、是歲正月に彗星東方に見れたり、十月に將軍桓齮又趙を攻む、十四年、趙の軍を平陽に攻む、宜安城を奪取し、趙軍を破りて其の將軍を殺す、桓齮遂に平陽武城の二地を平定したり、是歲韓非秦に使す、秦は李斯の謀を用ひて非を留む、非雲陽に毒殺せらる、韓王遂に秦に臣たらむことを請へり、

十五年、大興レ兵、一軍至レ鄴、一軍至二太原一、取二狼孟一、地動、十六年、九月、發レ卒受二地韓南陽一、假守騰、初令二男子書一レ年、魏獻二地於秦一、秦置二麗邑一、十七年、內史騰攻レ韓、得二韓王安一、盡納二其地一、以二其地一爲レ郡、命曰二潁川一、地動、華陽太后卒、民大饑、

を幷合せむと欲し一時東帝と稱せしことありき、後燕の樂毅に伐たれ、出奔して遂に弑せられたり、愛、惜むなり、賂、まひなひ、其豪臣、諸侯の重臣なり、其謀、秦を弱むるの謀なり、諸侯可レ盡、諸侯を盡くして秦の配下に致す可しとの意なり、亢禮、亢は高ぶるなり、臣高ぶりて君と對當たらむとするをいふ、此にては君謙して臣と同等たらむとするなり、蜂準、高鼻なり、鷙鳥膺、鷙は鷹鶻鷲鵰等の猛き鳥の總名なり、膺は胸なり、虎狼心、厭くこと無きの心なり、約、窮約なり、輕食、輕蔑して虐ぐること、上文の虎狼に應じて食とせしなり、布衣、士庶人の仕へざる者の稱なり、常に布の衣を著くるを以て名づく、尉、秦官の名なり、漢の太尉若しくは大將軍の比なり、皆幷、三將の兵を合併すること、斗食、一日に一斗の粟の秩を受くる賤吏の稱なり、鄴安陽、安陽は橑楊の誤ならむ、

十二年、文信侯不韋死、竊葬、其舍人臨者、晉人也逐出之、秦人六百石以上奪爵遷、五百石以下不臨、遷勿奪爵、自今以來操國事不道、如嫪毐不韋者、籍其門視此、秋復嫪毐舍人遷蜀者、當是之時、天下大旱、六月至八月、乃雨、

【講義】十二年、文信侯呂不韋鴆毒を仰いで死にぬ、其の賓客內々に洛陽の北芒山に葬る、而して其の舍人衆く哭泣せり、此の事何時しか表沙汰となりて各罪せられたり、卽ち三晉の人は逐ひ出して其の本國に歸らしめ、秦人は六百石より以上の者は其の官爵を奪ひて蜀の房陵に遷し、五百石より以下の臨哭せざるものは官爵を其のまゝにして房陵に遷せり、而して天下に令して曰く、今より以後は國事を操りて不道なること嫪毐不韋の如き者あらば、其の門を籍錄して子孫に秀才出づるとも官に仕ふることを得ざらしむること嫪毐不韋の一門を罪せしに比すべしと、秋に至り嫪毐の舍人にして蜀の房陵に遷されし

縣の君と臣との如し、されど如何に彊大なりと雖、但恐るゝは衆の諸侯が合從の約を結び、翕(アツマ)つて不意に出でむことなり、此れ昔日智伯・夫差・湣王の亡びたりし所以なり、故に願くは大王は財物を愛(ヲシ)むこと無くして、敵國の重臣に賂ひて其の秦を伐たむとするの謀を亂さしむべし、此に要する金額は僅に三十萬金を失ふに過ぎずして、諸侯を盡して秦の配下となすを得べしと、秦王其の計に從ふ、これより尉繚を見るに對等の禮を執りて、衣服食飲に至るまで皆繚と同一にせり、繚嘗て秦王を評して曰く、秦王の人と爲りは、高鼻にして長目、鷙鳥の如く前方に突き出でたる胸を備へて其の聲は豺の如く、恩愛の情に乏しく虎狼の如き心にして厭き足ることを知らず、窮約に居ては人の下になることを恥と思はざれば、若し天下を取るの志を得れば亦人を輕蔑して殘虐にすべけむ、我は元より布衣たり、然るに我を遇するに常に身自ら我に下れり、誠に秦王をして志を天下に得しめなば、天下の人皆虜の如く取り扱はれむ、かゝる人と與に久しく游ぶべからずとて亡げ去らむとす、秦王之を覺りて强ひて之を止めて秦國の尉と爲し、卒に其の計策を用ふ、而して李斯其の事に與る、十一年、王翦・桓齮・楊端和の三人鄴を攻めて九城を取る、王翦別れて閼與橑楊を攻む、後皆幷せて一軍と爲す、さて翦の將たるや、軍の精鋭を貴び、十八日にして軍中の斗食以下の功無き者を歸へし、十人の中に二人を推して軍に從はしめて鄴及び安陽を取りしなり、後に桓齮將軍と爲る、

【字解】方、方今なり、當時なり、マサニと訓む、名、風聞なり、倍、反なり、ソムクと訓む、甘泉宮、咸陽の南宮なり、索、搜し出すなり、モトムと訓む、客、說客なり、恐、威壓なり、おどすなり、韓非、韓の公子なり、非は其の名なり、尉繚、兵學者なり、以二秦之彊一諸侯、諸侯の上當に視の字あるべし、太平御覽之を引きて視の字あり、視は比なり、合從、韓魏趙燕楚齊の六國同盟して秦に當ること、翕、あつまるなり、智伯夫差湣王之所二以亡一也、智伯は晉の六卿の筆頭なり、戰國策に「昔者六晉之時、智氏最强、滅二破范・中行氏一、又帥二韓魏一以圍二趙襄子于晉陽一、而身死國亡、爲二天下笑一」是なり、夫差は吳の君にして越王勾踐に敗られしと人の知る所なり、湣王は齊の君なり、周末に當りて天下

智伯・夫差・湣王之所以亡也、願大王毋愛財物、賂其豪臣、以亂其謀、不過亡三十萬金、則諸侯可盡、秦王從其計、見尉繚亢禮、衣服食飮與繚同、繚曰、秦王爲人、蜂準長目、鷙鳥膺豺聲、少恩而虎狼心、居約易出人下、得志亦輕食人、我布衣、然見我常身自下我、誠使秦王得志於天下、天下皆爲虜矣、不可與久游、乃亡去、秦王覺固止、以爲秦國尉、卒用其計策、而李斯用事、十一年、王翦・桓齮・楊端和、攻鄴、取九城、王翦攻閼與・橑楊、皆幷爲一軍、翦將十八日、軍歸斗食以下、什推二人從軍、取鄴・安陽、桓齮將、

【講義】　齊人の茅焦といへる者來りて秦王に說きて曰く、秦は當時天下を幷せ取るを以て事となす、而るに大王は母太后を雍に遷せるの惡しき風聞あり、かくては諸侯にして之を聞かば、此の一事に由つて秦に倍かむことを恐るゝなりと、秦王乃ち太后を雍より迎へて咸陽に入れ、復甘泉宮に居らしむ、秦王大いに國中に居る說客を索めて之を國外に逐はしむ、是に於て李斯上書して其の非を說く、王乃ち說客を逐ふの令を止めたり、李斯因つて秦王に說きて先づ韓を取りて他の諸侯を恐さむと請ふ、是に於て李斯をして韓を下さしむ、韓王之を憂ひて、如何にもして此大患を免れむとし、公子の韓非と秦を弱めむことを謀れり、時に大梁の兵學者の尉繚來りて秦王に說きて曰く、今秦の彊大を以て諸侯に比ぶるに、譬へば郡

首車裂、梟は首を木に縣けて晒すこと、車裂は體を兩車に繫けて雙方に引裂く刑なり、共に極刑なり、之は車裂して梟首したるものにして、梟首して車裂したるに非ず、徇、遍く示すなり、トナフと訓む、鬼薪、今の徒刑なり、其の勞役は薪を取りて宗廟に給するなり、故に此の名あり、家、住ふなり、

四月、寒凍有死者、楊端和攻衍氏、彗星見西方、又見北方、從斗以南八十日、

【講義】四月に至るも寒凍嚴しくして死する者あり、將軍楊端和魏の衍氏を攻む、是歲彗星西方に見れ、又北方に見る、而して北斗星より南の方は八十日間見れたり、

十年、相國呂不韋、坐嫪毐免、桓齮爲將軍、齊趙來置酒、

【講義】十年、相國の呂不韋嫪毐の亂に關係ありとて罪せられて其の官を免ぜらる、桓齮を將軍と爲す、是歲齊趙の二君來りたれば置酒して之を饗應しぬ、

【字解】坐、罪するなり、置酒、酒宴を開くことなり、

齊人茅焦說秦王曰、秦方以天下爲事、而大王有遷母太后之名、恐諸侯聞之、由此倍秦也、秦王乃迎太后於雍、而入咸陽、復居甘泉宮、大索逐客、李斯上書說、乃止逐客令、李斯因說秦王、請先取韓以恐他國、於是使斯下韓、韓王患之、與韓非謀弱秦、大梁人尉繚來說秦王曰、以秦之彊、諸侯譬如郡縣之君臣、但恐諸侯合從、翕而出不意、此乃

萬、殺之五十萬、盡得毒等、衞尉竭・內史肆・佐弋竭・中大夫令齊等二十人、皆梟首車裂以徇、滅其宗、及其舍人輕者爲鬼薪、及奪爵遷蜀、四千餘家、家房陵、

【講義】魏の垣・蒲陽の二城を攻む、四月に秦王出でて雍の蘄年宮に宿る、己酉の日に王冠禮を行ひて劍を帶ぶ、此の時長信侯の毒謀反を作したれども發覺せられたり、そは毒が王の御璽と太后の璽とを僞り用ひて縣卒・衞卒・官騎及び戎翟の君公の舍人をも徵發して、將に雍の蘄年宮を攻めて亂を爲さむとせしを、秦王之を前知せしなり、由つて相國の昌平君と昌文君とに命じて卒を發して嫪毒を攻めしむ、昌平君等毒と咸陽の都に戰ひて大勝し、首を斬ること數百に及ぶ、首を斬りし者には皆爵を賜ひ、又宦者にして戰場に加はれる者にも亦爵一級を賜ふ、毒等敗れ走る、王直に國中に布令して毒を生ながら捕へたる者あらば之に錢百萬を賜ひ、之を殺さば五十萬の賞金を與へむと、是に於て毒等衞尉の竭・內史の肆・佐弋の竭及び中大夫令の齊等凡て二十人を盡く生捕れり、由つて二十人を車裂の刑に處し、其の首を晒して國人に之を示し、且つ其の宗族を殘らず滅し、及び其の舍人の罪の輕き者を徒刑と爲す、又位を奪ひて蜀に遷したる者四千餘家あり、此等は皆蜀の房陵に住はしめたり、

【字解】上、秦王を指す、按ずるに上は尊者を尊ぶの語にして自ら其本朝の君を尊びて稱すべき也、而るに今太史公秦王を稱して上と爲すは謬に似たり、恐らくは秦史の元文を未だ改易せざるものならむ、冠、冠禮也、禮記には年二十而冠とあり、而るに秦王今年二十二なり、秦は必しも周禮に據らざる者にや、先の惠文王昭襄王共に二十二歲にして冠禮を行へり、矯、僞り用ふるなり、タムと訓む、御璽、御は進むなり、衣服・飲食・車馬等凡て天子に進むる物に添ふる語なり、璽は印信なり、天子の璽は白玉にして其の鈕は螭虎なり、蘄年宮、雍に在り、宦者、男勢を去られて宮門を守る者、衞尉・內史・佐弋・中大夫令、皆秦官なり、梟

【講義】河水氾濫して魚の大いに平地に上るあり、秦人輕車肥馬にて東に到りて之を食へり、是れ水害ありしをいふ、

【字解】河魚大上、河水溢れて魚の平地に上りしをいふ、重馬、重は大なり、重馬は猶肥馬と云ふに同じ、

嫪毒封爲長信侯、予之山陽地、令毒居之、宮室・車馬・衣服・苑囿・馳獵、恣毒、事無大小、皆決於毒、又以河西太原郡、更爲毒國、

【講義】嫪毒は太后と通ず、故に太后之を封じて長信侯と爲し、又毒に山陽の地を予へて之に居らしめ、宮室車馬衣服より苑囿馳獵に至るまで、皆毒の欲するまゝにまかせ、天下の政事も小大と無く皆毒の思ふまゝに決せしめ、又河西の太原郡を以て之を更めて毒の領國となしぬ、

【字解】苑囿、苑は禽獸を養ふ所なり、囿は苑に垣あるものなり、その、馳獵、馬をはせ又かりすること、事、政事なり、

九年、彗星見、或竟天、

【講義】九年、彗星見れて或る時は天一面にわたることあり、

【字解】竟、窮るなり、ワタルと訓む、

攻魏垣・蒲陽、四月、上宿雍、己酉、王冠帶劍、長信侯毒作亂而覺、矯王御璽及太后璽、以發縣卒及衞卒・官騎・戎翟君公舍人、將欲攻蘄年宮爲亂、王知之、令相國昌平君・昌文君發卒攻毒、戰咸陽、斬首數百、皆拜爵、及宦者皆在戰中、亦拜爵一級、毒等敗走、卽令國中、有生得毒、賜錢百

王の山を阻てゝ魏の河内の地を恃みとして僅に其の居處に安んぜり、

【字解】 壽陵、本趙邑なりしが、當時秦の領有たりしなり、拔衞、衞を拔かむと欲すの意なり、其君角、其は衞を指す、此の時衞は元君にして角に非ず、支屬、血統つゞきのやからなり、野王、地名なり、保、恃むなり、

七年、彗星先出東方、見北方、五月、見西方、將軍鰲死、以攻龍・孤・慶都、還兵攻汲、彗星復見西方十六日、夏太后死、

【講義】 七年、彗星先づ東方に出で、次に北方に見れ、五月に西方に見れたり、將軍蒙鰲死にぬ、龍・孤・慶都の三地を攻めて還れる兵を以て復汲を攻む、彗星復西方に見るゝこと十六日に及ぶ、是歲夏太后薨じぬ、

【字解】 彗星、はゝきぼし、汲、年表には及に作れり、夏太后、莊襄王の母なり、

八年、王弟長安君成蟜、將軍擊趙、反、死屯留、軍吏皆斬死、遷其民於臨洮、將軍壁死、卒屯留・蒲鶮反、戮其屍、

【講義】 八年、王の弟の長安君成蟜は軍に將として趙を擊ち、未だ歸らざるに屯留の民を從へて謀反す、秦兵之を伐つ、成蟜屯留に死に、軍吏は皆斬死せらる、因つて屯留の民を臨洮に遷せり、さて將軍成蟜の死狀は、秦兵に伐るゝや壁壘の內にて自殺せしなり、又兵卒の成蟜に從ひて屯留・蒲鶮の二地にて反したる者には、其の屍に尙誅戮の刑を加へしなり、

【字解】 屯留、地名なり、壁死、壁壘の內にて自殺せるをいふ、一說に壁は將軍なりと、今は正義の說に從ふ、蒲鶮、地名なり、鶮は古の鶴の字なり、一說に姓名なりと、今は索隱の說に從ふ、

河魚大上、輕車重馬、東就食、

蔽レ天、天下疫、百姓内二粟千石一、拜二爵一級一、

【講義】　二年、麃公兵卒を率ゐて卷を攻め、善戰して首三萬級を斬る、三年、蒙驁韓を攻めて其の十三城を取る、將軍王齮死にぬ、十月に將軍蒙驁魏氏の暘有詭を攻む、是歲五穀實らずして大いに饑ゑたり、四年、暘有詭を拔き取りたれば三月に至りて其の軍退きたり、秦の質子は趙より歸り、趙より秦に來りて質子となれる太子は出でて其の國に歸れり、十月の庚寅の日に蝗蟲東方より飛び來りて秦の天を蔽ふ、かゝる氣候の變態なるにや、是歲天下に惡疫流行せり、秦是の歲に始めて百姓の粟千石を獻納したる者を公士に取り立てたり、

【字解】　將、率ゐるなり、罷、止むなり、退くなり、十月、表には七月に作れり、是なり、蝗、稻を食ひて災をなす蟲なり、いなご、いなむしなり、疫、惡病なり、はやりやまひ、內、納なり、上納なり、イル、と訓む、爵一級、秦爵の最下級の公士なり、

五年、將軍驁攻レ魏、定二酸棗・燕・虛・長平・雍丘・山陽城一、皆拔レ之、取二二十城一、初置二東郡一、冬雷、

【講義】　五年、將軍蒙驁魏を攻めて其の酸棗の地を平定し、又燕・虛・長平・雍丘・山陽の諸城をも皆拔きて凡て二十城を奪ひ取り、初めて此に東郡を設置せり、此の冬雷鳴ありたり、

六年、韓・魏・趙・衞・楚共擊レ秦、取二壽陵一、秦出レ兵、五國兵罷、拔レ衞、迫二東郡一、其君角、率二其支屬一、徙二居野王一、阻二其山一、以保二魏之河內一、

【講義】　六年、韓・魏・趙・衞・楚の五國、共に秦を擊ちて其の壽陵の邑を取る、秦是に於て兵を出して之に對すれば、五國の兵懼れて退きぬ、秦兵勢に乘じて衞を拔かむとして東郡に肉迫す、衞君其の敵に非ざるを知り、其の支屬を率ゐて徙りて野王の地に居り、野

【講義】 秦の始皇帝は秦の莊襄王の子なり、莊襄王まだ若かりし時秦の爲に趙に人質となりて其都の邯鄲に居たりき、其折呂不韋の家に居りし美女を見、之を悦びて妻と爲し始皇を生みしなり、始皇帝は秦の昭王の四十八年正月邯鄲に生れたり、生るゝに及びて政と名づけたり、姓は趙氏なり、年十三歳の時父の莊襄王死にぬ、因つて政代り立ちて秦王と爲る、是の當時は秦の領域廣まりて、南の方は已に巴蜀漢中を幷合し、宛を越えて楚の郢を有ちて南郡を置き、北の方は上郡以東を收めて、河東・太原・上黨の三郡を幷有し、東の方は滎陽に至り東西二周を滅して三川郡を置けり、又呂不韋を丞相と爲し、十萬戸に封じて文信侯と號し、天下より賓客游說の士を招き寄せて天下を幷吞せむと欲し、李斯を舍人と爲し、蒙驁・王齮・麃公等を將軍と爲せり、王年少くして初めて位に卽きたれば國政は一に大臣に委任せり、是の歳晉陽反したれば、元年に將軍蒙驁擊ちて之を平定せり、

【字解】 始皇帝、第一世の皇帝といふに同じ、詳しきは二十六年の條を見るべし、莊襄王子、實は莊襄王の子に非ず、呂不韋傳に詳なり、呂不韋姬、姬、は婦人の美稱なり、これは邯鄲の豪家の美女にして舞に堪能なるものなり、呂不韋嘗て邯鄲の諸姬の中より之を擇びて其の家に居らしめしなり、名爲政、政の字一本に正に作る、是なり、正月の元旦に生る、故に正と名づけしなり、姓趙氏、秦は嬴姓にして趙に非ず、されど造父が趙城に封ぜられて世に時めきしより秦の一族皆趙を冒しゝことあり、故に趙氏となししのみ、二周、東周と西周と也、游士、游說の士なり、舍人、賓客を接待する官なり、麃公、麃は其の人の姓なり、史官其の名を失す、故に公といふ、

二年、麃公將卒攻卷、斬首三萬、三年、蒙驁攻韓、取十三城、王齮死、十月、將軍蒙驁攻魏氏暘、有詭、歲大饑、四年、拔暘有詭、三月、軍罷、秦質子歸自趙、趙太子出歸國、十月庚寅、蝗蟲從東方來

趙城爲趙氏、

【講義】太史公曰く、秦の先祖の伯翳が舜に仕へし時始めて姓を嬴と賜はりたり、其の後分れ封ぜられて各〻其の國號を以て姓と爲せり、卽ち徐氏・郯氏・莒氏・終黎氏・運奄氏・菟裘氏・將梁氏・黃氏・江氏・修魚氏・白冥氏・蜚廉氏・秦氏等あり、然るに秦は其の先造父が趙城に封ぜられて時めきしことありしかば、一族の者趙氏を冒せしゝことありき、

【字解】以國爲姓、司馬遷常に姓氏を混合せり、此に姓と爲すとは其の實は氏なり、而して國を以て姓と爲すと雖、其の擧ぐる所悉く國に非ず、卽ち蜚廉は人名にして終黎・菟裘は邑名なり、

秦始皇本紀第六

秦始皇帝者、秦莊襄王子也、莊襄王爲秦質子於趙、見呂不韋姬、悅而取之、生始皇、以秦昭王四十八年正月、生於邯鄲、及生名爲政、姓趙氏、年十三歲、莊襄王死、政代立爲秦王、當是之時、秦地已幷巴蜀漢中、越宛、有郢、置南郡矣、北收上郡以東、有河東・太原・上黨郡、東至滎陽、滅二周、置三川郡、呂不韋爲相、封十萬戶、號曰文信侯、招致賓客游士、欲以幷天下、李斯爲舍人、蒙驁・王齮・麃公等爲將軍、王年少、初卽位、委國事大臣、晉陽反、元年、將軍蒙驁擊定之、

五國の精兵に破られ河内より河外に退卻し、遂に大敗し、其の軍を解きて去りぬ、五月丙午の日に莊襄王卒しぬ、子の政立つ、是を秦の始皇帝と爲す、

【字解】 骨肉、血統を引きたる親類なり、陽人、聚の名なり、聚は村落なり、三川郡、此の地河洛伊の三川あり、故に名とす、卽ち後世の河南郡なり、攻二上黨一、韓の上黨は昭王四十八年に秦の有と爲る、しかるに此に至りて又秦に反す、故に之を攻めしなり、無忌、信陵君なり、五國、燕・趙・韓・楚・魏なり、河外、河南なり、

秦王政立、二十六年、初幷二天下一、爲二三十六郡一、號爲二始皇帝一、始皇帝五十一年而崩、子胡亥立、是爲二二世皇帝一、三年、諸侯並起叛レ秦、趙高殺二二世一、立二子嬰一、子嬰立月餘、諸侯誅レ之、遂滅レ秦、其語在二始皇本紀中一、

【講義】 秦王政立ちて二十六年に初めて天下を幷せて三十六郡と爲し、自ら號して始皇帝と爲す、始皇帝五十一年にして崩じぬ、子の胡亥立つ、是を二世皇帝と爲す、二世皇帝の三年に諸侯並び起りて秦に叛きぬ、趙高二世皇帝を殺して子嬰を立つ、子嬰立ちて一月餘にして諸侯之を誅し、遂に秦を滅したり、其の語は詳に始皇本紀の中に在り、

【字解】 五十一年、始皇十三年にして位に卽き、在位三十七年にして崩ず、故に崩ずる時歳五十なり、五十一年當に五十年に作るべし、

太史公曰、秦之先、爲二嬴姓一、其後分封、以レ國爲レ姓、有二徐氏・郯氏・莒氏・終黎氏・運奄氏・菟裘氏・將梁氏・黃氏・江氏・修魚氏・白冥氏・蜚廉氏・秦氏一、然秦以二其先造父封一

むること、卽ち庶民に自由を與へて之を愛撫するの意なり、

莊襄王元年、大赦罪人、修先王功臣、施德厚骨肉、而布惠於民、東周君與諸侯謀秦、秦使相國呂不韋誅之、盡入其國、秦不絕其祀、以陽人地、賜周君、奉其祭祀、使蒙驁伐韓、韓獻成皐・鞏、秦界至大梁、初置三川郡、二年、使蒙驁攻趙、定太原、三年、蒙驁攻魏高都・汲、拔之、攻趙楡次・新城・狼孟、取三十七城、四月、日食、四年、王齕攻上黨、初置太原郡、魏將無忌、率五國兵、擊秦、秦卻於河外、蒙驁敗解而去、五月、丙午、莊襄王卒、子政立、是爲秦始皇帝、

【講義】莊襄王元年に大いに罪人を赦し、先王の功臣に夫々恩賞を與へ、厚德を骨肉に施し恩惠を民に布く、東周の君諸侯と秦を亡さむと謀る、秦之を知り相國の呂不韋をして東周の君を誅せしめ、盡く其の國を秦に入る、されど其の周祀を絕たしめずして陽人の地を周君の後に賜ひて其祭祀を繼がしむ、蒙驁をして韓を伐たしむ、韓は成皐・鞏の二地を獻じて和を請ふ、是に於て秦の領域は東の方魏の大梁にまで至る、因つて初めて三川郡を置く、二年に蒙驁をして趙を攻めしめて太原を平定す、三年に蒙驁魏の高都・汲の二地を攻めて之を拔き、又趙の楡次・新城・狼孟を攻めて三十七城を取る、四月に日蝕あり、四年に王齕上黨を攻め、初て太原郡を置く、魏の將無忌は燕・趙・韓・楚・魏の五國の兵を率ゐて秦を擊つ、秦の蒙驁

侯皆秦に來りて賓服す、獨り魏後れたり、秦よつて將軍摎をして魏を伐たしむ、摎魏を伐ちて吳城を取る、韓王入朝す、魏も亦勢の趨く所を察して遂に國を秦に委ねて其命を聽く、五十四年に昭王上帝を雍に祀り見えて天下に王たるを告ぐ、五十六年の秋に昭襄王卒しぬ、子の孝文王立つ、孝文王母の唐八子を尊びて唐太后と稱し、昭襄王と合葬す、韓王衰絰の喪服を著けて入りて弔辭を申す、諸侯は皆其の將相を使者として來りて弔辭を呈して喪事に與らしめたり、

【字解】 士伍、爵ある者の罪によりて之を奪はれたる者の稱なり、卽ち士分の仲間の意なり、軍、戰ふなり、イクサと訓む、流二死河一、死は尸なり、河は汾河なり、河橋、黃河に架する橋なり、負黍、亭の名なり、首虜、斬首と捕虜となり、西周君、西周の武公なり、從、合從なり、三十六城、城の字恐らくは衍ならむ、周紀には之無し、器九鼎、器は寶器なり、九鼎は夏殷周に傳はれる天子の寶器なり、卽ち夏の禹の時九州より九枚の黃金を貢がしめ、之にて九つの鼎を荊山の下に鑄て、各九州の物を象りしなり、故に九鼎といふ、來賓、來朝して賓服するをいふ、郊見、天を祀りて上帝に見えむとするをいふ、唐八子、孝文王の生母なり、唐は姓にして八子は妾媵の號なり、卽ち皇后を除きて、昭儀より以下其の秩百石に至るまで凡て十四等あり、而して八子は秩千石にして中吏の官に比す、先王、父の昭王を指す、衰絰、衰は貲布の喪服なり、絰は首と腰とに著くる麻なり、視、其の事に與るなり、

孝文王元年、赦二罪人一、修二先王功臣一、褒二厚親戚一、弛二苑囿一、孝文王除喪、十月己亥卽レ位、三日辛丑卒、子莊襄王立、

【講義】 孝文王元年に罪人を赦し、先王の功臣に夫夫恩賞を與へ、又親戚をほめてあつくし、苑囿の禁を弛めて民を撫す、孝文王父の喪を除き、十月己亥の朔に卽位の式を擧げ、三日の辛丑に卒しぬ、在位僅に三日間なりき、子の莊襄王立つ、

【字解】 修二先王功臣一、先王は昭王を指す、昭王の功臣に夫々恩賞を與ふること、弛二苑囿一、苑囿の禁を弛

西周、西周君走來自歸、頓首受罪、盡獻其邑三十六〔城〕口三萬、秦王受獻、歸其君於周、五十二年、周民東亡、其器九鼎入秦、周初亡、五十三年、天下來賓、魏後、秦使摎伐魏、取吳城、韓王入朝、魏委國聽令、五十四年、王郊見上帝於雍、五十六年、秋昭襄王卒、子孝文王立、尊唐八子、爲唐太后、而合其葬於先王、韓王衰絰入弔祠、諸侯皆使其將相來弔祠、視喪事、

【講義】　五十年の十月に武安君白起罪ありて士伍と爲り、陰密城に遷さる、張唐鄭を攻めて之を拔く、十二月に益、兵卒を發して汾城の旁に戰ふ、武安君白起罪ありて遂に死を賜ふ、王齕趙の邯鄲を攻むれども拔かれざるを以て、去りて還つて汾城の張唐の軍に奔る、其後二月餘を經て晉軍を攻めて首六千を斬る、晉楚の軍敗れて死尸を汾河に流すこと二萬人に及べり、張唐王齕遂に汾城を攻め取る、齕は卽ち唐に從ひて趙の寧新中の邑を拔く、秦乃ち寧新中を更めて安陽と名づく、是歲始めて黃河に橋を架す、五十一年に將軍摎は韓を攻めて陽城の負黍亭を取り、首四萬を斬る、又趙を攻めて二十餘縣を取り、斬首捕虜合して九萬人に達す、西周の武公秦に背き、諸侯と合從を約し、天下の銳兵を率ゐて伊闕を出でて西の方秦を攻め、秦をして再び韓の陽城に通ずることを得ることなからしむ、是に於て秦も亦將軍摎をして西周を攻めしむ、西周の武公走り來りて自ら秦に歸服し、頓首して其の罪を受け、盡く其の邑三十六と其の民三萬とを獻ず、秦王其の獻物を受け、武公を西周に歸らしむ、五十二年に周の民秦に從ふことを愧ぢて東の方に亡げぬ、而して西周の寶器九鼎は幷に秦に入れり、是に於て周室初めて亡びたり、五十三年に天下の諸

行かむとし、未だ行付かずして死にぬ、四十七年に秦韓の上黨を攻めしに、上黨趙に降れり、秦因つて趙を攻む、趙も亦兵を發して秦軍を撃ちて相距ぐ、是に於て秦更に武安君白起をして之を援けしむ、白起大擧して撃ちて大に趙を長平に破り、趙の四十餘萬人を盡く殺せり、四十八年の歲首に韓は垣と雍城とを獻ず、秦軍分れて三軍と爲る、武安君趙より歸る、王齕は兵に將として趙の武安皮牢を伐ちて之を拔き、司馬梗は北の方太原を平定して盡く韓の上黨を領有す、正月に兵漸く罷みぬれば、復上黨を守備す、其の歲の十月に五大夫の陵は趙の邯鄲を攻む、四十九年の正月に益〻兵卒を發して陵を佐けしかど、陵の邯鄲攻擊の作戰の善からざりしかば、之を免す、由つて王齕代りて將と爲る、其の歲の十月に將軍張唐魏を攻む、此の時蔡尉が要塞を捐てゝ守備せざりしかば戰利あらず、故に還りて之を斬罪に處せり、

【字解】 免臣、免官の臣、客卿、他國より來り仕へて卿となれる者、中更、秦官の名、十月、秦の歲首なり、故に後に九月と書す、葉陽、一に華陽に作る、公子悝、其十月、其の歲の十月なり、歲首の十月に區別せり、

五十年、十月、武安君白起有罪、爲士伍、遷陰密、張唐攻鄭、拔之、十二月、益發卒軍汾城旁、武安君白起、有罪死、齕攻邯鄲、不拔、去、還奔汾軍、二月餘、攻晉軍、斬首六千、晉楚流死河二萬人、攻汾城、卽從唐拔寧新中、寧新中更名安陽、初作河橋、五十一年、將軍摎攻韓、取陽城負黍、斬首四萬、攻趙取二十餘縣、首虜九萬、西周君背秦、與諸侯約從、將天下銳兵、出伊闕攻秦、令秦毋得通陽城、於是秦使將軍摎攻

年、武安君白起攻韓拔九城、斬首五萬、四十四年、攻韓南郡、取之、四十五年、五大夫賁、攻韓取十城、葉陽君悝出之國、未至而死、四十七年、秦攻韓上黨、上黨降趙、秦因攻趙、趙發兵擊秦、相距、秦使武安君白起擊、大破趙於長平、四十餘萬盡殺之、四十八年、十月韓獻垣雍、秦軍分爲三軍、武安君歸、王齕將伐趙武安・皮牢、拔之、司馬梗北定太原、盡有韓上黨、正月、兵罷、復守上黨、其十月、五大夫陵、攻趙邯鄲、四十九年、正月益發卒佐陵、陵戰不善免、王齕代將、其十月、將軍張唐攻魏、爲蔡尉捐弗守、還斬之、

【講義】三十四年に秦は魏に韓の上庸の地を與へて一郡と爲し、南陽の免官の臣を遷して之に居らしむ、三十五年に韓・魏・楚の三國を佐けて燕を伐つ、初めて南陽郡を置く、三十六年に客卿の竈兵に將となりて齊を伐ちて剛壽を取る、昭王之を穰侯に予ふ、三十八年に中更の胡傷趙の閼與を攻むれども之を取ると能はざりき、四十年に悼太子魏に於て死にぬ、歸りて芷陽に葬る、四十一年の夏魏を攻めて邢丘・懷を取る、四十二年に安國君を太子と爲す、正月に宣太后薨じぬ、芷陽の酈山に葬る、九月に穰侯出でて其封地の陶に行く、四十三年に武安君白起韓を攻めて九城を拔き、首を斬ること五萬に及ぶ、四十四年に韓の南郡を攻めて之を取る、四十五年に五大夫の賁は又韓を攻めて十城を取る、葉陽君悝は出でて其封地の鄧に

朝す、王楚王と襄陵に會す、白起を封じて武安君と爲す、三十年に蜀郡の守の張若といふ者伐ちて巫郡及び江南を取りて黔中郡と爲す、三十一年に白起は魏を伐ちて兩城を取り、楚人は我に江南を反へせり、三十二年に宰相の穰侯魏冉魏を攻めて大梁にまで至り、暴鳶の軍を破りて首を斬ること四萬人に及ぶ、鳶は敗走し、魏は三縣を秦に入れて和平を請ふ、三十三年に客卿の胡傷兵に將となり、魏の卷・蔡陽・長社を攻めて之を取り、又芒卯を華陽に擊ちて之を破り、首を斬ること十五萬の多きに達す、是に於て魏又南陽を入れて和平を請ふ、

【字解】 軹鄧、共に魏邑なり、冉免、冉は穰侯魏冉なり、免は宰相の官を退くなり、穰侯傳に據るに十五年に相を免じ、十六年に復相となりしなり、然らざれば下文二十四年の魏冉免レ相の四字衍文となさざるべからず、公子市、涇陽君なり、公子悝、高陵君なり、其人、安邑の民なり、爵、秦の爵には公士より徹侯に至る數十級あり、以て功有る者に恩賞す、涇陽君封レ宛、涇陽君は公子市なり、公子市の宛に封ぜられしこと上文十六年にあり、故に此の五字恐くは衍文ならむ、尉斯離、尉は都尉なり、斯離は名なり、大梁、魏の都なり、郢、楚の都なり、楚王走、楚の頃襄王の陳に亡げ走れるをいふ、蜀守若、蜀郡の守の張若なり、芒卯、魏將の孟卯なり、華陽、亭の名なり、

三十四年、秦與魏韓上庸地爲一郡、南陽免臣遷居之、三十五年、佐韓・魏・楚伐燕、初置南陽郡、三十六年、客卿竈攻齊、取剛壽、予穰侯、三十八年、中更胡傷攻趙閼與、不能取、四十年、悼太子死魏、歸葬芷陽、四十一年、夏攻魏、取邢丘・懷、四十二年、安國君爲太子、十月、宣太后薨、葬芷陽酈山、九月、穰侯出之陶、四十三

萬、蒿走、魏入三縣請和、三十三年、客卿胡傷攻魏卷・蔡陽・長社、取之、擊芒卯・華陽、破之、斬首十五萬、魏入南陽以和、

【講義】 十六年に左更の司馬錯魏邑の軹及び鄧を取る、魏冉病を以て宰相を免ぜらる、公子市を宛に公子悝を鄧に魏冉を陶に封じて各諸侯たらしむ、十七年に城陽君入朝し、又東周の君來朝す、秦往年魏より取りたる垣の地を改めて蒲坂皮氏と爲す、王宜陽郡に行く、十八年に蒲坂皮氏復魏に歸して故の垣となしたれば、司馬錯復垣・河雍・決橋を攻めて之を取る、十九年に昭王は西帝と稱し、齊の湣王は東帝と稱す、されど月餘の後皆帝號を去りて復王と爲る、呂禮來りて自ら秦に歸服す、齊の師宋を破りしかば、宋王奔りて魏に逃れ、遂に魏の溫に死にぬ、是歲漢中郡守任鄙卒しぬ、二十年に王漢中郡に行き、又上郡の北河に行く、二十一年に司馬錯魏の河內を攻めしかば、魏河東の安邑を獻じて和を請ふ、秦安邑の魏民を出し、其の後へ秦民を募りて河東へ移住させ、之に恩賞として公士といふ爵を賜ひ、又罪人を赦して之に遷したり、涇陽君宛に封ぜらる、二十二年に蒙武齊を伐つ、河東を分ちて九縣と爲す、楚王と宛に會し、趙王と中陽に會す、二十三年に都尉の斯離と三晉及び燕と倶に齊を伐ちて之を濟西に破る、王魏の昭王と宜陽に會し、韓の釐王と新城に會す、二十四年に楚の頃襄王と鄢に會し、又穰に會す、秦魏の安城を取りて大梁に至る、燕趙之を救ひしかば秦軍退却す、是歲魏冉復宰相の位を退く、二十五年に趙の二城を拔き、王韓王と新城に會し、魏王と新明邑に會す、明二十六年に罪人を赦して新明邑に遷せり、穰侯魏冉後宰相と爲る、二十七年に司馬錯楚を攻めて南陽を取り、罪人を赦して之に遷す、白起趙を攻めて代の光狼城を取る、又司馬錯をして隴西より兵を發し、蜀道に因りて楚の黔中を攻めしめて之を拔く、二十八年に大良造の白起は楚を攻めて鄢鄧を取り、罪人を赦して此の兩地に移住せしむ、二十九年に大良造の白起は楚を攻めて其の都の郢を取り、更に東して竟陵を攻めて南郡と爲す、是に於て楚の頃襄王亡げて陳に走る、周の君來

卒、二十年、王之漢中、又之上郡北河、二十一年、錯攻魏河內、魏獻安邑、秦出其人、募徙河東、賜爵、赦罪人遷之、〔涇陽君封宛〕二十二年、蒙武伐齊、河東爲九縣、與楚王會宛、與趙王會中陽、二十三年、尉斯離與三晉・燕伐齊、破之濟西、王與魏王會宜陽、與韓王會新城、二十四年、與楚王會鄢、又會穰、秦取魏安城至大梁、燕趙救之、秦軍去、魏冉免相、二十五年、拔趙二城、與韓王會新城、與魏王會新明邑、二十六

年、赦罪人遷之、穰侯冉復相、二十七年、錯攻楚、赦罪人遷之南陽、白起攻趙、取代光狼城、又使司馬錯發隴西、因蜀攻楚黔中、拔之、二十八年、大良造白起攻楚、取鄢鄧、赦罪人遷之、二十九年、大良造白起攻楚、取郢爲南郡、楚王走、周君來、王與楚王會襄陵、白起爲武安君、三十年、蜀守若伐取巫郡及江南、爲黔中郡、三十一年、白起伐魏、取兩城、楚人反我江南、三十二年、相穰侯攻魏至大梁、破暴鳶、斬首四

せしかば、秦これを留む、薛文は金受が丞相の官を奪はれたるを以て樓緩を丞相と爲す、十一年に齊・韓・魏・趙・宋・中山の五國聯合して秦を攻め、鹽氏に至りて還る、秦是に於て韓魏に河北及び封陵の地を與へて和解す、彗星亦見る、楚の懷王出奔して趙に行く、趙之を禮遇せざれば、還りて秦に行き、遂に秦に死にぬ、由つて屍を楚に歸して葬る、十二年に樓緩亦丞相の官を免ぜられしかば、穰侯魏冉代りて相と爲る、是歳楚に粟五萬石を予ふ、十三年に向壽は韓を伐ちて武始の地を取り、左更の白起は新城を攻め、五大夫の禮は出亡して魏に奔り、任鄙は漢中の郡守と爲る、十四年に左更の白起は韓魏を伊闕に攻め、首を斬ることと二十四萬人、公孫喜を虜にして五城を拔きぬ、十五年に大良造の白起は魏を攻めて垣を取り、復之を返還す、又楚を攻めて宛を取れり、

【字解】　嚴君疾、樗里子なり、蜀の嚴道縣に封ぜらる、故にいふ、彗星、はゝきぼしなり、良死、天命を終へて死ぬること、楚王、楚の懷王なり、黃棘、楚の地名なり、上庸、韓の地名なり、蒲坂、魏の地名なり、新城新市唐昧、皆楚の地名なり、中山、國の名なり、金受、秦の丞相の名なり、免、免官なり、卽ち丞相の官を奪はれしをいふ、一說に秦の丞相に金受といふ者此紀以外に見えず、疑らくは受金の誤か或は錯簡ならむと、今は正義の說に從ふ、齊・韓・魏・趙・宋・中山・五國、是れ凡て六國なり、されど此の時中山國は趙に屬せり、故に五國と稱す、鹽氏、秦の司鹽城のことなり、鹽池を掌る者の居城なれば鹽氏と稱す、左更・五大夫・大良造、皆秦官の名なり、

十六年、左更錯取軹及鄧、冉免、封公子市宛・公子悝鄧・魏冉陶、爲諸侯、十七年、城陽君入朝、及東周君來朝、秦以垣爲蒲坂皮氏、王之宜陽、十八年、錯攻垣・河雍・決橋取之、十九年、王爲西帝、齊爲東帝、皆復去之、呂禮來自歸、齊破宋、宋王在魏、死溫、任鄙

免樓緩爲丞相、十一年、齊・韓・魏・趙・宋・中山五國共攻秦、至鹽氏而還、秦與韓魏河北及封陵以和、彗星見、楚懷王走之趙、趙不受、還之秦、卽死、歸葬、十二年、樓緩免、穰侯魏冉爲相、予楚粟五萬石、十三年、向壽伐韓、取武始、左更白起攻新城、五大夫禮出亡奔魏、任鄙爲漢中守、十四年、左更白起攻韓魏於伊闕、斬首二十四萬、虜公孫喜、拔五城、十五年、大良造白起攻魏取垣、復予之、攻楚、取宛、

【講義】昭襄王元年に嚴君疾を相と爲す、甘茂出で去りて魏に之く、二年に彗星見る、庶長壯と大臣諸侯公子等と反逆を爲して皆誅せらる、而して其の罪惠文后にまで及ぶ、由つて皆天命を終ること能はざりき、悼武王后は子無きを以て出でて復魏に歸る、三年に王冠禮を行ふ、是歲楚の懷王と黃棘に會し、楚に上庸の地を與ふ、四年に魏の蒲坂を取る、是歲又彗星見る、五年に魏の哀王應亭に來朝せしかば、復之に蒲坂の地を與ふ、六年に蜀侯の煇反亂を企てしかば、司馬錯行きて之を定む、庶長奐は楚を伐ちて首を斬ること二萬人に及ぶ、涇陽君齊に至りて人質と爲る、是歲日蝕ありて晝も尙晦かりき、七年に新城を伐ちて拔く、同年宰相樗里子卒しぬ、八年に將軍芊戎をして楚を攻めて新市の地を取らしむ、此の時齊は章子を魏は公孫喜を韓は暴鳶をして共に楚の方城を攻めて唐昧を取らしむ、趙は中山國を破りしかば中山の君亡げて齊に至り、つひに齊に死にぬ、魏の公子勁と韓の公子長と同時に諸侯と爲る、九年に孟嘗君薛文來りて秦に相たり、庶長奐は楚を攻めて其の八城を取り、其の將景快を殺しぬ、十年に楚の懷王秦に入朝

を昭襄王と爲す、さて昭襄王の母は楚人にして姓は羋氏なり、宣太后と號す、武王の死ぬる時、昭襄王は燕に人質となりて彼の地に在りき、武王の死を聞き燕人送り歸したれば位に立つことを得たるなり、

【字解】魏惠王、惠王は哀王の誤なり、丞相、官名なり、宰相に同じ、丞は承くなり、相は助くなり、王命を承けて之を助くるの意なり、容車、車を牽ゐ入るゝなり、三川、韓の地名なり、河洛伊の三川あり、故にいふ、窺周室、周の王室をうかゞふなり、是れ周を滅して己れ天子と爲らむとするの意を婉曲にいひしなり、宜陽、韓の大郡なり、武遂、韓の邑名なり、臏、膝蓋骨なり、ひざかしらのほね、

昭襄王元年、嚴君疾爲相、甘茂出之魏、二年、彗星見、庶長壯、與大臣諸侯公子爲逆、皆誅、及惠文后、皆不得良死、悼武王后出歸魏、三年、王冠、與楚王會黃棘、與楚上庸、四年、取蒲坂、彗星見、五年、魏王來朝應亭、復與魏蒲坂、六年、蜀侯煇反、司馬錯定蜀、庶長奐伐楚、斬首二萬、涇陽君質於齊、日食晝晦、七年、拔新城、樗里子卒、八年、使將軍羋戎攻楚、取新市、齊使章子、魏使公孫喜、韓使暴鳶、共攻楚方城、取唐昧、趙破中山、其君亡、竟死齊、魏公子勁・韓公子長爲諸侯、九年、孟嘗君薛文來相秦、奐攻楚、取八城、殺其將景快、十年、楚懷王入朝秦、秦留之、薛文以金受

南公揭卒、樗里疾相韓、武王謂甘茂曰、寡人欲容車通三川、窺周室、死不恨矣、其秋使甘茂・庶長封伐宜陽、四年、拔宜陽、斬首六萬、涉河、城武遂、魏太子來朝、武王有力、好戲、力士任鄙・烏獲・孟說、皆至大官、王與孟說舉鼎、絕臏、八月、武王死、族孟說、武王取魏女爲后、無子、立異母弟、是爲昭襄王、昭襄母楚人、姓芊氏、號宣太后、武王死時、昭襄王爲質於燕、燕人送歸得立、

【講義】武王元年に魏の惠王と臨晉城中に會見す、同年に蜀の宰相の壯を誅す、張儀と魏章とは皆東に出でて魏に之く、又戎の義渠・丹・犂を伐つ、二年に初めて丞相の官を置く、樗里疾と甘茂と左右の丞相と爲る、去年魏に行きし張儀は彼の國に於て死にぬ、三年に韓の襄王と臨晉城外に會す、是歲南公揭といふ者卒しぬ、樗里疾去りて韓に相たり、武王甘茂に謂つて曰く、寡人豫てより思へることあり、そは戎車を牽ゐて韓の三川の地を通過し周の王室の模樣をうかがはん、此れだに出來なば死ぬるとも恨まじと、是れ周室を滅して己れ天下を取らむとするの下心なり、故に其の秋に至り甘茂と庶長の封とをして韓の宜陽を伐たしむ、是れ宜陽を陷れなば三川の路自ら通ずればなり、四年に宜陽を拔き首を斬ること六萬人、黃河を渡りて韓の武遂の邑に城く、魏の太子來朝す、さて武王は大力あるを以て力競べの戲を好めり、故に力士の任鄙・烏獲・孟說等皆大官に任ぜらる、王嘗て孟說と鼎を舉げんとして過ちて膝蓋骨を斷ち、之が爲に八月に武王死にぬ、孟說と倶にしてかゝる災害を蒙りしを以て孟說の一族を處刑したり、武王魏の女を娶りて后と爲しゝかど子無し、故に異母弟を立つ、是

す、三年に韓と魏との太子來朝す、是の歲張儀秦を去りて魏の相と爲る、五年に惠文王游びて戎地の北河に至る、七年に樂池秦に入りて相と爲る、韓・趙・魏・燕・齊の五箇國合從して匈奴の兵をも併せ率ゐ共に秦を攻む、秦是に於て庶長の疾といふ者をして五國と與に韓の修魚に戰はしむ、秦軍勝を得て韓將申差を虜にし、趙の公子渴・韓の太子奐の軍をも敗り、凡て首を斬ること八萬二千に達せり、八年に張儀復秦に相たり、九年に司馬錯蜀を伐ちて之を滅したり、又討伐して趙の中都と西陽との二地を奪ひ取る、十年に韓の太子蒼來りて人質となる、是歲伐ちて韓の石章を取り、又伐ちて趙の將軍泥といふ者を敗り、又伐ちて戎の義渠の二十五城を取る、十一年に樗里疾魏の焦を攻めて之を降し、又韓を岸門に敗りて首を斬ること一萬に及ぶ、此の時其の將の犀首敗走せり、秦の公子通蜀に封ぜらる、燕の君其位を其臣の子之といふ者に讓る、十二年に惠文王は梁王と臨晉に會し、庶長疾は趙を攻めて趙の將の莊を虜にし、張儀は出でて楚に相たり、十三年に庶長章は楚を丹陽に擊ちて其將の屈匄を虜にし、首を斬ること八萬に達す、又楚の漢中を攻め地を取ること六百里に及ぶ、因つて漢中郡を設置す、楚は韓の雍氏を圍む、秦は庶長疾をして韓を助けて東方齊を攻めしめ、又別に到滿をして魏を助けて北方燕を攻めしむ、十四年に秦軍楚を伐ちて召陵を取る、是歲戎の丹犂二國蜀に臣伏す、蜀の宰相の壯蜀侯を殺して秦に來り降る、惠文王卒して子の武王立つ、韓魏齊楚趙の五國皆來りて服從す、

【字解】　齧桑、魏の地名なり、北河、戎の地名なり、修魚、韓の邑名なり、其將、韓將なり、其將犀首走、一說に此の五字上文の降之の下に在るべしと、丹犂、戎の二國の名なり、相壯、相は宰相なり、壯は其の名なり、卽ち陳壯のことなり、賓從、服從に同じ、

武王元年、與魏惠王會臨晉、誅蜀相壯、張儀・魏章、皆東出之魏、伐義渠・丹・犂、二年、初置丞相、樗里疾・甘茂爲左右丞相、張儀死於魏、三年、與韓襄王會臨晉外、

り、臘、歳の終に禽獸を獵して祖先を祭る禮なり、夏には嘉平といひ、殷には清祀といひ、周には蜡といひ、漢には臘といふ、陝、魏の地名なり、

二年、張儀與齊楚大臣會齧桑、三年、韓魏太子來朝、張儀相魏、五年、王游至北河、七年、樂池相秦、韓趙魏燕齊帥匈奴共攻秦、秦使庶長疾與戰修魚、虜其將申差、敗趙公子渴韓太子奐、斬首八萬二千、八年、張儀復相秦、九年、司馬錯伐蜀、滅之、伐取趙中都・西陽、十年、韓太子蒼來質、伐取韓石章、伐敗趙將泥、伐取義渠二十五城、十一年、樗里疾攻魏焦、降之、敗韓岸門、斬首萬、其將犀首走、公子通封於蜀、燕君讓其臣子之、十二年、王與梁王會臨晉、庶長疾攻趙、虜趙將莊、張儀相楚、十三年、庶長章擊楚於丹陽、虜其將屈匄、斬首八萬、又攻楚漢中、取地六百里、置漢中郡、楚圍雍氏、楚使庶長疾助韓而東攻齊、到滿助魏攻燕、十四年、伐楚、取召陵、丹犂臣蜀、相壯殺蜀侯來降、惠王卒、子武王立、韓魏齊楚越皆賓從、

【講義】二年に張儀と齊楚の大臣と魏の齧桑に會見

印與魏戰、虜其將龍賈、斬首八萬、八年、魏納河西地、九年、渡河取汾陰・皮氏、與魏王會應、圍焦降之、十年、張儀相秦、魏納上郡十五縣、十一年、縣義渠、歸魏焦・曲沃、義渠君爲臣、更名少梁曰夏陽、十二年、初臘、十三年四月戊午、魏君爲王、韓亦爲王、使張儀伐取陝、出其人與魏、十四年、更爲元年、

【講義】　惠文王元年に楚韓趙蜀の四國來朝せり、二年に天子賀す、三年に王歲二十になりしかば冠禮を行ふ、四年に天子文王武王に祭りたる肉を頒ち賜ふ、是歲齊の威王魏の惠王始めて王號を稱す、五年に陰晉の人の公孫衍といへる者犀首の官より大良造と爲る、六年に魏より秦に陰晉の地を納れて和を結ぶ、秦之を更めて寧秦といふ、七年に公子卬は魏と戰ひて其の將の龍賈を虜にし、首を斬ること八萬の多きに達す、八年に魏又河西の地を納る、九年に河を渡りて東し、汾陰と皮氏との二地を奪取し、魏の惠王と應城に會見す、又魏の焦城を圍みて之を降す、十年に張儀秦に宰相たり、魏又上郡の十五縣を秦に納る、十一年に戎の義渠の地を縣と爲す、曩に取りたる所の焦及び曲沃の二地を魏に歸す、義渠の君其の地を秦の縣とせられたるを以て秦の臣と爲る、又少梁の地名を變更して夏陽といふ、十二年に秦初めて臘祭の禮を行ふ、十三年四月戊午の日に魏君王と稱し、韓も亦王と爲る、是歲張儀をして魏の陝の地を伐ちて之を取らしめ、其の住民を出して魏に與ふ、十四年に更めて元年と爲す、是れ改元の初めなり、

【字解】　惠文君、君の字は王の誤なり、冠、冠禮を行ふなり、年二十にして冠するは禮なり、カンムリスと訓む、文武、文王武王なり、齊魏爲王、齊の威王魏の惠王なり、犀首、官名なり、汾陰・皮氏、二地の名なり、應、國の名なり、焦、魏の地名なり、義渠、戎の國名な

行レ法、先二於太子一、太子不レ可レ黥、黥二其傅師一、於レ是法大用、秦人治、及二孝公卒一、太子立、宗室多怨レ鞅、鞅亡、因以爲レ反、而卒車裂以徇二秦國一、

【講義】二十一年に齊の軍魏を馬陵に敗る、二十二年に衞鞅魏を撃ちて魏の公子卬を虜にす、秦鞅を商に封じて列侯と爲し、商君と號す、二十四年に晉と鴈門に戰ひて其の將の魏錯といふを虜にす、孝公卒して子の惠文君立つ、是の歳に秦衞鞅を誅す、鞅の初め秦の爲に新法を施すや、其の法一向に行はれざるなり、たまたま太子法禁を犯せり、鞅曰く、さて法の行はれざるは貴族を處刑せざるに原因せるなり、君必ず吾が立てたる法を行はむとせば先づ太子を刑して天下に示すべし、されど太子をば墨刑に爲すべからずとて其のおもり役を墨刑にす、是に於て天下其の法の峻嚴なるに懼れて大いに行はれ、秦人よつて治まれり、しかるに孝公卒して太子の立つに及びて宗室の人々多く鞅を怨む、鞅由つて此に止まることを能はずして亡ぐ、怨める者其の亡げたるを以て謀反せりと爲し、之を捕へて車裂きにして偏く秦國に示したり、

【字解】商君、商の地に封ず、故にいふ、二十四年與レ晉戰二鴈門一、表には二十三年に在り、鴈門は岸門の誤なり、索隱曰く「紀年云、與レ魏戰二岸門一、此云二鴈門一、恐聲悞也、又下云敗二韓岸門一、蓋一地也、尋秦與二韓魏一戰不レ當三遠至二鴈門一也」黥、墨刑なり、いれずみ也、傅師、おもり役なり、車裂、體を兩車に繋ぎ、之を雙方に引き裂く刑なり、徇、偏く示すなり、トナフと訓む、

惠文〔君〕元年、楚韓趙蜀人來朝、二年、天子賀、三年王冠、四年、天子致二文武胙一、齊魏爲レ王、五年、陰晉人犀首爲二大良造一、六年、魏納二陰晉一、陰晉更名二寧秦一、七年、公子

公に說きて、從來の典法を變じ新に刑律を修め、內には農業を獎勵し、外には戰死したるもの丶賞罰を明かにして之を勸む、孝公此を善しとなす、しかるに甘龍杜摯の二人は之に反對して相與に之を爭ふ、孝公終に鞅の立案したる法を採用したり、百姓初は之を苦みしが、施行後三年を經て百姓之を便利なりとす、由つて鞅を拜して左庶長と爲す、此の事は商君傳の語中に詳なり、七年に魏の惠王と杜平の地に會合す、八年に魏と元里の地に戰ひて勝てり、十年に衞鞅大良造と爲り、兵に將として魏都の安邑を圍みて之を降す、十二年に咸陽の都を作りて高大なる樓門を築き、秦櫟陽より徙りて之に都す、是に於て諸の小さき鄕黨村落を幷合して大縣と爲し、縣ごとに一令を置きて之を司らしむ、凡て四十一縣あり、田地に阡陌を開き始めて井田の法を廢す、河東の地より洛水を渡る、十四年に始めて賦稅の法を定む、是れ井田の法を廢したればなり、十九年に天子伯の爵號を賜ひしかば、二十年に諸侯皆之を奉賀せり、是に於て秦は公子の少官をして師を率ゐて諸侯を逢澤の地に會して悉く天子に謁見せしむ、

【字解】 胙、祭祀に供へたる肉なり、ひもろぎなり、耕稼、農業なり、商君語中、商君傳の語中なり、有レ功、戰に勝ちしこと、大良造、秦の官名なり、安邑、魏の都なり、冀闕、冀は高大なり、闕は門觀なり、卽ち宮門外に二つの臺を設けて上に樓觀を作れるもの、聚、村落といふに同じ、四十一縣、年表及び商君傳には三十一縣と爲す、四の字三の誤ならむ、阡陌、南北の道を阡といひ、東西の道を陌といふ、賦、賦稅なり、朝、天子に謁見すること、

二十一年、齊敗魏馬陵、二十二年、衞鞅擊魏、虜魏公子卬、封鞅爲列侯、號商君、二十四年、與晉戰鴈門、虜其將魏錯、孝公卒、子惠文君立、是歲、誅衞鞅、鞅之初爲秦施法、法不行、太子犯禁、鞅曰、法之不行、自於貴戚、君必欲

の土地を分たむと、是に於て兵を出して東の方は陝城を圍み、西の方は戎の豲王を斬れり、衛鞅は孝公の令下れるを聞き、西の方秦に入り宦官の景監を介して孝公に見えむことを求めたり、

【字解】河山、龍門河と華山となり、燕悼韓哀、按ずるに此の時燕は文公にして悼公にあらず、韓は懿侯にして哀侯にあらず、淮泗、二水の名なり、小國十餘、宋・魯・鄒・滕・薛・郳等の國なり、鄭、縣の名なり、濱、沿ふ也、洛、水の名なり、力政、兵力を以て相攻伐して政事を行ふをいふ、僻、遠ざかるなり、サカリテと訓む、夷翟、翟は狄に同じ、振、救ふなり、岐雍、岐山と雍州となり、以河爲界、河は卽ち龍門河なり、三晉、韓魏趙なり、醜、はぢなり、衛鞅、商鞅のことなり、景監、宦官の名なり、

二年、天子致胙、三年、衛鞅說孝公、變法脩刑、內務耕稼、外勸戰死之賞罰、孝公善之、甘龍・杜摯等弗然、相與爭之、卒用鞅法、百姓苦之、居三年、百姓便之、乃拜鞅爲左庶長、其事在商君語中、七年、與魏惠王會杜平、八年、與魏戰元里、有功、十年、衛鞅爲大良造、將兵圍魏安邑、降之、十二年、作爲咸陽、築冀闕、秦徙都之、幷諸小鄉聚、集爲大縣、縣一令、四十一縣、爲田、開阡陌、東地渡洛、十四年、初爲賦、十九年、天子致伯、二十年、諸侯畢賀、秦使公子少官、率師會諸侯逢澤、朝天子、

【講義】二年に天子祭肉を秦に頒つ、三年に衛鞅孝

意、常痛於心、賓客羣臣有能出奇計彊秦者、吾且尊官、與之分土、於是、乃出兵東圍陝城、西斬戎之獂王、衛鞅聞是令下、西入秦、因景監求見孝公、

【講義】 孝公元年には龍門河華山より東に於て彊國六つあり、卽ち齊の威王楚の宣王魏の惠王燕の悼公韓の哀侯趙の成侯相並びて互に鄰接せり、而して淮水泗水の間には小國十餘あり、六國の中に於て楚と魏とは其の境を秦に接せり、よつて魏は秦との界に長城を築き、鄭縣より洛水に沿ひて北の方上郡を有てり、楚は漢中より南の方巴蜀黔中を有てり、此の時周室は衰微し、諸侯は兵力を以て相凌ぎて政を爲し、互に相爭奪して強き者は弱き者を併呑す、秦獨中國より遠かりて西の方雍州に在るを以て中國諸侯の會盟に與らざるなり、是を以て皆夷狄の如くに秦を遇せり、孝公是に於て恩惠を民に施し布き、孤寡の憑るべなき者を救ひ、戰士を招致して其の功賞を明にし、令を國中に下して曰く、昔我が先世穆公は岐山雍州の間より起り、德を修め武を行ひ、晉の亂を平げて龍門河を以て晉秦の界と爲し、西の方戎狄に霸たり、其の地を廣め有てること千里に及べり、故に天子伯の爵號を賜ひ、諸侯皆賀せり、此の如く穆公が後嗣の爲に業を開けること甚だ光輝ありて善美なりき、而るに其後厲公躁公簡公出子の世に至りて安寧ならざるに會ひ、國家は內憂ありて未だ外に出でて事を成すにひまなかりき、故に其の間に三晉は我が先君が廣めたまへる河西の地を攻め奪ひ、諸侯は皆秦を卑みて畏れざるに至れり、我が國家の醜態之れより大いなるは莫し、其の後我が父獻公位に卽き給ひてより、かたほとりの亂を鎭め平げ都を櫟陽に徙して政治を行ひ、且つ東の方を伐ちて穆公の故き土地を取り復し、穆公の政令を修めむと思ひ給へり、しかるに事未だ成らざるに世を去り給ひしかば、寡人先君の意思を念ひて常に心中安からざるなり、由つて賓客及羣臣の中に能く奇妙なる計略を出して我が國家を彊くする者あらば、吾は之を尊びて顯官に任じ、又之と秦

て秦未だ別に封ぜられざるをいふ、別は襄公に至りて始めて諸侯に列せられしをいふ、五百歲、大數を擧ぐ、實は五百十六歲なり、復合、昭王五十二年に西周の君臣邑を秦に獻ぜしをいふ、七十七歲、周紀及び封禪書には十七歲と爲す、上の七の字衍文ならむ、即ち周王邑を秦に獻ぜしより始皇九年に至り親ら政を執るまで正に十七年なり、此の間は太后嫪毐攝政せり、霸王、始皇一人を指す、雨、アメフラスと訓む、黼黻、禮服なり、黼は斧の模樣ありて其色白と黑となり、黻は兩己相戾る模樣ありて其の色は黑と青となり、

孝公元年、河山以東彊國六、與齊威・楚宣・魏惠・燕悼・韓哀・趙成侯並、淮泗之間小國十餘、楚魏與秦接界、魏築長城、自鄭濱洛以北、有上郡、楚自漢中南有巴・黔中、周室微、諸侯力政、爭相併、秦僻在雍州、不與中國諸侯之會盟、夷翟遇之、孝公於是布惠、振孤寡、招戰士、明功賞、下令國中曰、昔我穆公自岐・雍之間、修德行武、東平晉亂、以河爲界、西霸戎翟、廣地千里、天子致伯、諸侯畢賀、爲後世開業、甚光美、會往者厲・躁・簡公・出子之不寧、國家內憂、未遑外事、三晉攻奪我先君河西地、諸侯卑秦、醜莫大焉、獻公卽位、鎭撫邊境、徙治櫟陽、且欲東伐、復穆公之故地、修穆公之政令、寡人思念先君之

る、十三年に蜀を伐ちて南鄭を取る、惠公卒しぬ、出子立つ、出子二年に庶長の改といふもの靈公の子の獻公を河西の地より迎へて之を立て、出子及び其の母を殺して之を淵の旁に沈めたり、さて秦は往年より數〻君を易ふるを以て君臣の義そむきみだれて國務漸く衰へたり、故に晉復强大となりて河西の地を奪ひぬ、

【字解】庶長、秦の官名なり、乖亂、そむきみだるなり、

獻公元年、止從死、二年、城櫟陽、四年正月庚寅、孝公生、十一年、周太史儋、見獻公曰、周故與秦國合、而別、別五百歲復合、合(七)十七歲而霸王出、十六年、桃冬花、十八年、雨金櫟陽、二十一年、與晉戰于石門、斬首六萬、天子賀以黼黻、二十三年、與魏晉戰少梁、虜其將公孫痤、二十四年、獻公卒、子孝公立、年已二十一歲矣、

【講義】獻公元年に死者に從ふの制度を禁止したり、二年に櫟陽に城を築く、四年正月庚寅の日に孝公生る、十一年、周の大史の儋といふ者獻公に見えて曰く、周は故秦國と祖を同じくして秦未だ別に封ぜられざりしが、襄公に至りて始めて列して諸侯と爲りて別れたり、向後凡そ五百歲を經ば周秦復合併せむ、合併して十七歲にして霸王出でむと、十六年に桃の花冬期に咲く、十八年に櫟陽に於て黃金を雨らす、二十一年に晉と石門に戰ひ、首を斬ること六萬に達す、天子秦の大勝を賀するに黼黻を賜へり、二十三年に魏晉と少梁に戰ひて、其の將の公孫痤を虜にす、二十四年に獻公卒しぬ、子の孝公立つ、年已に二十一歲になりぬ、

【字解】從死、殉死なり、合而別、合は周秦同祖にし

伐ちて渭水の南にまで至る、十四年に躁公卒しぬ、其の弟の懐公を立つ、懐公四年に庶長の鼂といへる者大臣と倶に懐公の宮を包圍しければ懐公自殺しぬ、さて懐公の太子を昭子といふ、昭子早く死にたり、大臣よつて太子昭子の子を立つ、是を靈公と爲す、靈公は卽ち懐公の孫なり、

【字解】 賂、財物を遺るなり、マヒナフと訓む、塹、城を繞る壕を掘るなり、河旁、黄河の近旁なり、大茘、國の名なり、與趙韓魏、趙韓魏の三氏自ら分配せしをいふ、智開、智伯の子なり、義渠、戎國の地なり、日食、日蝕なり、南鄭、楚の屬地なり、渭南、渭水の南の地なり、庶長、秦の官名なり、

靈公六年、晉城少梁、秦擊之、十三年、城籍姑、靈公卒、子獻公不得立、立靈公季父悼子、是爲簡公、簡公、昭子之弟、而懐公子也、

【講義】 靈公六年に晉少梁に城を築く、秦之を擊つ、十三年に秦籍姑に城を築く、此の歳靈公卒しぬ、子の獻公立つことを得ざるを以て、靈公の季父の悼子を立つ、是を簡公と爲す、簡公は昭子の弟にして懐公の子なり、

簡公六年、令吏初帶劍、塹洛城重泉、十六年卒、子惠公立、惠公十二年、子出子生、十三年、伐蜀、取南鄭、惠公卒、出子立、出子二年、庶長改迎靈公之子獻公于河西而立之、殺出子及其母、沈之淵旁、秦以往者數易君、君臣乖亂、故晉復彊、奪秦河西地、

【講義】 簡公六年に官吏をして初めて劍を帶ばしむ、洛の地に城壕を掘り、重泉に城を築く、十六年に簡公卒しぬ、子の惠公立つ、惠公十二年に子の出子生

公立ちて十四年にして卒しぬ、子の厲共公立つ、さて孔子は悼公の十二年に卒したり、

【字解】 呉敗二齊師一、呉齊の兩世家及び春秋哀公十年の左傳に據るに、呉と魯と齊の南方を伐ちて反つて齊師に敗られしなり、故に敗の字ヤブラルと訓むべし、爭レ長、長は盟主の地位なり、先レ呉、呉王をして先づ血を歃らしめしをいふ、卽ち呉を盟主となしゝことなり、而るに呉世家には「乃長二晉定公一」とありて此の紀と同じからず、

厲共公二年、蜀人來賂、十六年、塹河旁、以兵二萬伐大荔、取其王城、二十一年、初縣頻陽、晉取武成、二十四年、晉亂、殺智伯、分其國、與趙・韓・魏、二十五年、智開與邑人來奔、三十三年、伐義渠、虜其王、三十四年、日食、厲共公卒、子躁公立、躁公二年、南鄭反、十三年、義渠來伐至渭南、十四年、躁公卒、立其弟懷公、懷公四年、庶長鼂與大臣圍懷公、懷公自殺、懷公太子曰昭子、蚤死、大臣乃立太子昭子之子、是爲靈公、靈公懷公孫也、

【講義】 厲共公二年に蜀人來りて財物を遺る、十六年に黃河の旁に城壕を掘る、又兵二萬を以て大荔を伐ちて其の王城を取る、二十一年に初めて頻陽を縣となす、晉は武成の地を取る、二十四年に晉に內亂あり、卽ち趙韓魏の三氏智伯を殺し、其の國を三分して自ら之を分配す、二十五年に晉の智開其の領邑の民と奔り來る、三十三年に戎の義渠を伐ちて其の王を虜にす、三十四年に日輪蝕せり、厲共公卒しぬ、子の躁公立つ、躁公二年に南鄭謀反す、十三年に義渠來り

り、國將に亡びんとす、故に七日間飲食せずして哭泣せしなり、此の時秦の哀公無衣三章を賦し、出兵して仇を同じうせむことを誓ひしなり、

惠公元年、孔子行魯相事、五年、晉卿中行・范氏反晉、晉使智氏・趙簡子攻之、范・中行氏亡奔齊、惠公立十年卒、子悼公立、

【講義】惠公元年に孔子魯の宰相の事を行ふ、五年に晉の六卿の中の中行氏と范氏と倶に晉に反く、晉是に於て智氏と趙簡子とをして之を攻めしむ、范氏中行氏亡げて齊に奔る、惠公立ちて十年にして卒しぬ、子の悼公立つ、

【字解】相事、宰相の事なり、中行范氏、中行氏と范氏となり、

悼公二年、齊臣田乞弑其君孺子、立其兄陽生、爲悼公、六年、吳敗齊師、齊人弑悼公、立其子簡公、九年、晉定公與吳王夫差盟、爭長於黃池、卒先吳、吳彊、陵中國、十二年、齊田常弑簡公、立其弟平公、常相之、十三年、楚滅陳、秦悼公立十四年卒、子厲共公立、孔子以悼公十二年卒、

【講義】悼公二年に齊の臣の田乞といふ者其君孺子を弑して孺子の兄の陽生を立つ、是を悼公と爲す、六年に吳と魯と齊の南方を伐ちて反つて齊の師に敗らる、齊人悼公を弑して其の子簡公を立つ、九年に晉の定公と吳王夫差と黃池に會して盟主の地位を爭ふ、晉の定公卒に吳王夫差をして先づ血を歃らしむ、是に於て吳益〻彊大となりて遂に中國を陵ぐに至れり、十二年に齊の田常簡公を弑して其の弟の平公を立て、自ら之が相と爲る、十三年に楚陳を滅す、秦の悼

【字解】好、美貌なり、カホヨシと訓む、建亡、太子建亡げて鄭に行き、遂に鄭人に殺されしをいふ、

晉公室卑、而六卿彊、欲內相攻、是以久秦晉不相攻、

【講義】哀公十五年頃に至り晉の公室漸く衰へたり、而して其の六卿は次第に彊大となりて國內に於て互に相攻めむとするの勢となりぬ、是を以て景公十八年の役より始皇の天下を統一するまで、久しく秦晉の間に相攻むることなかりしなり、

【字解】卑、勢力の衰へたるをいふ、六卿、六人の大臣なり、此にては六晉のことなり、卽ち晉の六卿にして智氏・范氏・中行氏・韓氏・魏氏・趙氏是なり、後に韓魏趙の三氏晉を三分して獨立す、之を三晉といふ、

三十一年、吳王闔閭、與伍子胥伐楚、楚王亡奔隨、吳遂入郢、楚大夫申包胥來告急、七日不食、日夜哭泣、於是秦乃發五百乘救楚、敗吳師、吳師歸、楚昭王乃得復入郢、哀公立三十六年卒、太子夷公、夷公蚤死不得立、立夷公子、是爲惠公、

【講義】三十一年に吳王闔閭は伍子胥と謀りて楚を伐つ、楚王逃れ亡げて隨國に奔る、吳王遂に楚の都の郢に入找す、楚の大夫申包胥は秦に來りて其の國家の急を告げ、七日間飲食せず庭牆に依つて哭泣して救を求む、是に於て秦の哀公其の情に堪へず五百乘の兵を發して楚を救ひ、吳の師を軍祥の地に敗る、吳師歸り退きければ昭王復郢に入ることを得たり、哀公立ちて三十六年にして卒しぬ、太子夷公あり、夷公早く死にければ立つことを得ざりき、故に夷公の子を立つ、是を惠公と爲す、

【字解】隨、國名なり、郢、楚の都なり、清の湖北省荊州江陵縣に當る、日夜哭泣、楚の昭王出でて隨國に奔

是の時晉の悼公は諸侯の盟主たり、十八年に至り晉の悼公益、彊大となりたれば、諸侯を會合し之を率ゐて秦を伐つて之を敗る、秦軍敗走す、晉兵之を追撃して遂に涇水を渡り棫林に至りて引き還せり、二十七年に景公晉に行き平公と同盟して善鄰の宜を結ぶ、已にして復之に背けり、三十六年に楚の公子圍其の君を弑して自立す、是を靈公と爲す、さて景公の同母弟に后子鍼といへる者あり、景公に寵愛せられて且つ富めり、或る人之を景公にそしり告ぐ、后子鍼誅せられむことを恐れて晉に出奔す、此の時車に載せたる物貨千乘の多きあり、晉の平公曰く、后子の富めること此の如し、しかるに何の故に自ら其の國を亡げたるぞと、對へて曰く、秦公無道なり、故に容易に讒者の言を信じて小子を誅せむとす、小子之を畏るゝを以て、其後嗣の世となりなば歸らむとすと、三十九年に楚の靈王彊大となりて諸侯を申の地に會して其の盟主と爲り、齊の慶封を殺す、景公立ちて四十年にして卒しぬ、子の哀公立つ、晉に走れる后子鍼復秦に來り歸る、

【字解】 棫、晉の地名なり、盟主、同盟の主宰者なり、霸者之を爲す、棫林、秦の地名なり、母弟、同母の弟なり、景公母弟、下の此の四字恐くは衍文ならむ、讒、惡口いふこと、そしるなり、車重、重は車に載する貨物のことなり、後世、後嗣の代をいふ、哀公、始皇本紀には畢公に作れり、

㊇

哀公八年、楚公子弃疾、弑靈王而自立、是爲平王、十一年、楚平王來求秦女爲太子建妻、至國、女好、而自娶之、十五年、楚平王欲誅建、建亡、伍子胥奔吳、

【講義】 哀公八年に楚の公子弃疾は靈王を弑して自ら立つ、是を平王と爲す、十一年に楚の平王使を秦に來らしめて秦の女を求めて太子建の妻と爲さむとす、秦女楚國に入りしに平王其の美女なるに惑ひ、自ら之を娶りて妃と爲す、十五年に楚の平王遂に太子建を誅せむとせしかば建は亡げて鄭に行き、伍子胥は吳に奔れり、

秦、秦軍敗走、追至涇而還、桓公立、二十七年卒、子景公立、

【講義】桓公三年に晉軍我が一將を敗る、十年に楚の莊王は鄭を服從せしめ、又北の方晉兵を河上に敗る、是の時楚は彊大にして諸侯のはたがしらとなり、盟を爲すに諸侯を會合せり、二十四年に晉の厲公初めて立ち、秦の桓公と黄河を夾みて盟ふ、歸るとき秦は盟に反きて翟と謀を合して晉を擊つ、二十六年に至り、晉は諸侯を率ゐて秦を伐つ、秦軍敗走す、晉之を追擊し涇水に至りて還る、桓公立ちて二十七年にして卒しぬ、子の景公立つ、

【字解】倍、反なり、ソムクと訓む、涇、涇水なり、

景公四年、晉欒書弑其君厲公、十五年、救鄭敗晉兵于櫟、是時晉悼公爲盟主、十八年、晉悼公彊、數會諸侯、率以伐秦、敗秦軍、秦軍走、晉兵追之、遂渡涇、至棫林而還、二十七年、景公如晉、與平公盟、已而背之、三十六年、楚公子圍弑其君而自立、是爲靈王、景公母弟后子鍼有寵、景公母弟富、或譖之、恐誅、乃奔晉、車重千乘、晉平公曰、后子富如此、何以自亡、對曰、秦公無道、畏誅、欲待其後世乃歸、三十九年、楚靈王彊、會諸侯于申、爲盟主、殺齊慶封、景公立四十年卒、子哀公立、后子復來歸秦、

【講義】景公四年に晉の欒書は中行偃と倶に其の君厲父を弑す、十五年に秦鄭を救ひて晉兵を櫟に敗る、

會遂歸晉、康公立、十二年卒、子共公立、

【講義】康公二年に、秦又晉を武城に伐ちて令狐の敗戰に報ゆ、四年に晉復秦を伐ちて少梁を取る、六年に秦又晉を伐ちて羈馬を取る、次で河曲に戰ひて大いに晉軍を敗る、晉人は隨會が秦に在りて亂を爲さむことを患ふ、故に計略を以て會を晉に歸らしめむと欲し、乃ち魏讐餘をして佯りて晉に反せしめ、以て晉を害ふの謀を會に合せしむ、魏讎餘由つて佯り反して會を味方に引き入れたり、會是に於て遂に晉に歸る、康公立ちて十二年にして卒しぬ、子の共公立つ、

【字解】武城、一に武平城といふ、城の名なり、少梁、羈馬河曲、皆地名なり、詳、佯るなり、反、謀反なり、

共公二年、晉趙穿弑其君靈公、三年、楚莊王彊、北兵至雒、問周鼎、共公立、五年卒、子桓公立、

【講義】共公二年に晉の趙穿其の君靈公を弑す、三年に楚の莊王其の國彊大となりければ、兵を北に發して雒邑に至り、周の鼎の輕重を問ひて天下を取らむとす、共公立ちて五年にして卒しぬ、子の桓公立つ、

【字解】趙穿弑其君靈公、趙穿は趙盾の從父昆弟の子なり、靈公は夷皐なり、春秋宣公二年には「趙盾弑其君夷皐」と書せり、史記は三傳に據りて趙穿となす、問周鼎、周鼎は周の王室に傳はれる九鼎にして天子の寶器なり、臣下の敢て其の輕重を問ふべきに非ず、之を問ふは天下を取らむとするの下心なり、

桓公三年、晉敗我一將、十年、楚莊王服鄭、北敗晉兵於河上、當是之時、楚霸爲會盟合諸侯、二十四年、晉厲公初立與秦桓公夾河而盟、歸而秦倍盟、與翟合謀擊晉、二十六年、晉率諸侯伐

人良臣を奪ふことをせんや、しかるに繆公は之を敢てせり、是を以て秦の復東征して諸侯の盟主と爲ること能はざりしを知るべきなりと、

【字解】 雍、地名なり、子輿氏、詩經及び左傳には子車に作る、秦の大夫なり、黃鳥之詩、詩經秦風にあり、良臣、奄息・仲行・鍼虎の三人を指す、

繆公子四十人、其太子罃代立、是爲康公、康公元年、往歲繆公之卒、晉襄公亦卒、襄公之弟名雍、秦出也、在秦、晉趙盾欲立之、使隨會來迎雍、秦以兵送至令狐、晉立襄公子、而反擊秦師、秦師敗、隨會來奔、

【講義】 繆公の子四十人あり、其の太子罃代りて立つ、是を康公と爲す、康公元年、去年繆公の卒せし時、晉の襄公も亦卒したりき、襄公の弟に雍といふ者あり、此は秦の甥なり、故に秦に在りて亞卿と爲る、晉の趙盾雍を立てむと欲し、隨會をして秦に來らしめて雍を迎へしむ、秦護衛兵を附けて令狐に至る、此の時晉は已に襄公の子を立てゝ反つて秦の師を擊退す、秦の師敗れて隨會は遂に秦に來り奔れり、

【字解】 秦出、出は男子が姉妹の子を呼ぶの稱なり、卽ち甥なり、雍の母は秦の女なり、故にいふ、春秋文公六年の左傳を按ずるに公子雍の母は杜祁なり、杜注に杜祁は杜伯の後、祁は姓なりとあり、然れば雍の母は杜伯の女にして秦の女に非ず、史記と左傳と異れり、孰か是なるを知らず、隨會、晉の正卿の士會のことなり、令狐、地名なり、

二年、秦伐晉於武城、報令狐之役、四年、晉伐秦、取少梁、六年、秦伐晉、取羈馬、戰於河曲、大敗晉軍、晉人患隨會在秦爲亂、乃使魏讎餘詳反合謀會、詐而得會、

びなり、

三十七年、秦用由余謀、伐戎王、益國十二、開地千里、遂霸西戎、天子使召公過賀繆公以金鼓、

【講義】三十七年に、秦由余の謀を用ひて西戎の王を伐つ、勝ちて國を益すこと十二、地を開き領すること千里に及び、遂に西戎のはたがしらとなれり、周の天子召公過をして金鼓を贈りて繆公を賀せしめたり、

三十九年、繆公卒、葬雍、從死者百七十七人、秦之良臣子輿氏三人、名曰奄息。仲行・鍼虎、亦在從死之中、秦人哀之、爲作歌黃鳥之詩、君子曰、秦繆公廣地益國、東服彊晉、西霸戎夷、然不爲諸侯盟主、亦宜哉、死而弃民、收其良臣而從死、且先王崩、尚猶遺德垂法、況奪之善人良臣百姓所哀者乎、是以知秦不能復東征也、

【講義】三十九年に繆公卒して、雍に葬りぬ、其の死に從ふもの百七十七人あり、秦の良臣に子輿氏の三人あり、其の名を奄息・仲行・鍼虎といふ、此の三人も亦殉死者の中にありき、秦人其の善良の大夫を喪へるを哀みて、之が爲に黃鳥の詩を作りて歌へり、君子繆公を評して曰く、秦の繆公は地を廣め國を益し、東方は彊大の晉を屈服せしめ、西方は戎夷に霸たり、然れども諸侯の盟主と爲らざること亦宜なるかな、卽ち其の死ぬる時に多くの民を弃て其の良臣をも收めて倶に死に從はしめしこと是れなり、且つ先王の崩ずるや、生前已に德を施したるに、尙後世にまで德を遺し法を垂れたりき、況んや百姓が惜み哀む所の善

自茅津渡河、封殽中尸、爲發喪哭之三日、乃誓於軍曰、嗟、士卒聽無譁、余誓告汝、古之人謀黄髮番番、則無所過、以申思不用蹇叔百里傒之謀、故作此誓、令後世以記余過、君子聞之、皆爲垂涕曰、嗟乎秦繆公之與人周也、卒得孟明之慶、

【講義】三十六年に繆公復益〻孟明等を厚く遇し、兵に將として晉を伐たしむ、秦軍河を渡り船を焚き棄てゝ必死の覺悟を決めて、大いに晉人を敗り、容易に王官と鄗との二地を奪取し、以て往年殽にて敗れたるに仕反したり、晉人皆固く城守して敢て出でて戰はざるなり、是に於て繆公茅津より河を渡りて殽に至り、曩に殽中に遺棄したる軍士の尸を葬り埋め、之がために喪を發して三日間哭泣の禮を爲し、軍に誓ひて曰く、嗟士卒等能く我が言ふところを聽きてかまびすしくすることなかれ、余今誓ひて汝等に告ぐ、古の人の大事を爲すには先づ黄髮の皤々たる老成人に謀りて然る後に著手するを以て過つところ無きなり、然るに余は申ねぐ〵往年蹇叔百里傒の謀を用ひざりしを思ひて慚媿に堪へざるなり、故に此の誓を作りて、後世をして余が一生の過を記らしめむと、當時の君子之を聞きて皆爲に涕を垂らして曰く、嗟秦の繆公の人に與みして人の氣を反さゞること備はれりと謂ふべし、故に卒に孟明が晉に克ちし慶を得たりしなりと、

【字解】焚船、船を燒き棄てゝ復還らざるの意を示すなり、卽ち必死の覺悟なり、王官鄗、倶に地名なり、鄗は左傳に郊に作る、封殽中尸、封は葬り埋むなり、殽中尸は往年殽の敗陣に戰死したる軍士の屍なり、譁、諠なり、カマビスシと訓む、黄髮番々、番々は皤々に作るべし、白頭のさまなり、髮白くなれば更に黄色を帶ぶ、故に黄髮皤々といふ、老成人のことなり、申、カサネテと訓む、此誓、秦誓なり、尙書の末篇なり、周、備はるなり、孟明之慶、孟明が晉に克ちしよろこ

國の憂なりと、今由余の言を聞くに賢者なり、是れ寡人の安心出來ざる所なり、將に之を柰何せむと、內史廖曰く、戎王は僻遠幽陰の處に居れば、未だ中國の歌舞音曲を聞くまじ、君試みに彼に女樂を遺りて其の志を奪へ、一方由余は此の地にて厚く遇して戎王との間を疏遠にし、久しく留めて彼の地に遣ること無くして、其の歸國の期を失はしめよ、此くせば戎王は之を怪みて必ず由余を疑はむ、君臣間隙あらば乃ち虜にすべし、且つ戎王樂を好みて政事に怠らむと、繆公曰く、善しと、因つて由余と曲席して坐し、食器を互に取り交して快食し、充分由余に安心させ、然る後に戎の地形と其の兵勢とを問ひて、盡く之を察す、後に內史廖をして女樂二八を以て戎王に遺らしむ、戎王女樂を受けて大いに悅び、其の歲の暮るゝまで還さゞるなり、是に於て秦由余を歸す、由余歸れば戎王女樂に耽れるを以て數〻之を諫む、されど之を聽かざるなり、繆公之を察して又數〻人をして戎王のすきまを測りて由余を求めしむ、由余遂に戎を去りて秦に降る、繆公賓客の禮を以て之を厚遇し、而して後に戎を伐つの形勢を問ふ、

【字解】彭衙、地名なり、積聚、たくはへあつめたる財物なり、阻、恃むなり、責督、督も責むるなり、罷極、つかれきはまるなり、篡弑、うばひ殺すなり、此類、禮樂法度を恃むをいふ、淳德、淸くすなほなる德なり、內史廖、內史は國の典法を司る官なり、廖は名なり、寡人、諸侯の謙稱なり、德寡き人の意なり、辟匿、辟は僻に同じ、僻遠の地なり、匿は幽陰の處なり、聲、歌舞音曲なり、女樂、うたひめなり、疏二其間一、戎王と由余との間をうとんぜしむるをいふ、其期、戎に歸る期なり、有レ閒、なかたがひあるをいふ、曲席、一縦一横の席の相連りて矩形を爲すをいふ、詧、察すなり、二八、十六人なり、說、悅ぶなり、閒要、閒はひまなり、要は求むるなり、卽ち戎王のすきまに乘じて求むることなり、形、形勢なり、

三十六年、繆公復益厚二孟明等一、使二將レ兵伐一レ晉、渡レ河焚レ船、大敗二晉人一、取二王官及鄗一、以報二殽之役一、晉人皆城守不二敢出一、於レ是繆公乃

令内史廖以女樂二八遺戎王、戎王受而說之、終年不還、於是秦乃歸由余、由余數諫不聽、繆公又數使人閒要由余、由余遂去降秦、繆公以客禮禮之、問伐戎之形、

【講義】 三十四年に、楚の太子商臣其の父成王を弑して代り立つ、繆公是の歳復孟明視等をして兵に將として晉を伐たしむ、彭衙に合戰し、秦軍利あらずして兵を引きて歸る、戎王由余をして秦に使せしむ、由余は其の先祖は晉人にして亡げて戎に入りし者なれば元より晉言を能くせり、戎王繆公の賢なるを聞けるを以て、由余をして秦に遣はして其の國情を觀察せしめしなり、秦の繆公よつて宮室及び倉庫に蓄積したる財物を示す、由余之を觀て曰く、若し鬼神をして之を爲らしめしかば、必ずや鬼神を勞らしめたりけむ、若又人をして之を爲らしめしかば、亦民を苦しめたりけむと、繆公其の言に感じ、戎狄は元より禮樂制度無きに能くも其の民を治むるものかなと怪みて問ひて曰く、中國は詩書禮樂法度を以て政を爲すに、然も尙時あつて亂るゝことあり、今戎夷は此れ無きに何を以て治むることを爲すや、此れ無くむば亦治むるに難からずやと、由余笑ひて曰く、此れあるが故に中國亂るゝなり、夫れ上古の聖人黃帝の禮樂法度を作爲せしより、身親ら之を行ひて民に先だちしかば僅に少しく治まれり、其後世に及びては上たる者日々にみだれおごり、法度の威を恃みて下を責め、下も亦つかれ極まれば仁義を施し呉るゝものなりとて上を怨み望み、上下交る〴〵爭ひ怨みて相簒ひて弑殺し、遂に其の宗家を滅すに至れることは此の詩書禮樂法度を恃むを以てなり、夫れ戎夷は之と反對なり、卽ち上たる者は淸きすなほなる德を含みて其の下をあひしらひ、下はまごころを以て其の上に事ふ、是を以て一國の政を行ふは、恰も一身を治むるが如く、如何にして治まりしか其の理を知らざるなり、此れぞ眞に聖人の治なりと、是に於て繆公退きて內史廖に問ひて曰く、孤聞けり、鄰國に聖人あるは其の敵

公示以宮室積聚、由余曰、使鬼爲之、則勞神矣、使人爲之、亦苦民矣、繆公怪之、問曰、中國以詩書禮樂法度爲政、然尚時亂、今戎夷無此、何以爲治、不亦難乎、由余笑曰、此乃中國所以亂也、夫自上聖黄帝作爲禮樂法度、身以先之、僅以小治、及其後世、日以驕淫、阻法度之威、以責督於下、下罷極、則以仁義怨望於上、上下交爭怨、而相篡弑、至於滅宗、皆以此類也、夫戎夷不然、上含淳德以遇其下、下懷忠信以事其上、一國之政、猶一身之治、不知所以治、此眞聖人之治也、於是繆公退而問內史廖曰、孤聞鄰國有聖人、敵國之憂也、今由余賢、寡人之害、將奈之何、內史廖曰、戎王處辟匿、未聞中國之聲、君試遺其女樂、以奪其志、爲由余請、以疏其間、留而莫遣、以失其期、戎王怪之、必疑由余、君臣有間、乃可虜也、且戎王好樂、必怠於政、繆公曰、善、因與由余曲席而坐、傳器而食、問其地形與其兵勢、盡詧、而後

て卿等三人を辱めたり、卿等には何の罪も無し、卿等其れ此より心を盡して此の恥を雪ぐことに怠ること勿れと、遂に三人の官秩を元通りにして愈〻之を厚遇せり、

【字解】　賣鄭於秦、賣は物を與へて其の利を得ることなり、鄭を秦に賣るとは秦軍を鄭の城内に導き入れて之を擊たしめ、以て其の恩賞を利せむとするをいふ、所謂賣國なり、徑、行き過ぐるなり、ワタルと訓む、庸、何ぞなり、子、敬語なり、猶卿といふが如し、孤、王侯の謙辭なり、猶寡人といふが如し、又諸侯喪中に在りて孤と稱す、下文に晉の襄公の秦侮我孤とあるは卽ち是なり、是れ父死して孤獨なるの意なり、沮、止むなり、ハバムと訓む、殽阨、殽山の狹道也、晉此に要塞を設く、更晉地、晉の地を通過することを變更するをいふ、周北門、周の王城の北門なり、無禮、周の王城の門前を過ぐるとき、甲を卷き兵器を束ぬるの禮を爲さず、兵車に飛び乘りて其の勇を示したるをいふ、滑、小國なり、當時晉の邊鄙の領邑となれり、販賣、此の二字恐らくは衍ならむ、晉世家には此の二字無し、賈人、商人なり、弦高、商人の名なり、勞、慰むなり、いたはるなり、ネギラフと訓む、墨衰絰、衰絰は凶服なり、さて軍敗れば喪服を著くるは古の禮なり、晉の襄公今父の喪中に在りて兵を發せむとす、而るに喪服のまゝにては敗軍の嫌ひあり、故に之を墨染にして別ちしなり、遮、過なり、サヘギルと訓む、怨入於骨髓、髓は骨中の脂なり、怨骨髓に入るとは怨みの甚しきをいふ、我君、秦の繆公を指す、我が父の謂なり、素服、喪服なり、軍敗績す、故に喪服を著るなり、雪恥、雪は除くなり、洗ふなり、ソヽグと訓む、

三十四年、楚太子商臣、弒其父成王代立、繆公於是復使孟明視等將兵伐晉、戰于彭衙、秦不利、引兵歸、戎王使由余於秦、由余其先晉人也、亡入戎、能晉言、聞繆公賢、故使由余觀秦、秦繆

を知らざるなり、吾は已に決心せりと、遂に兵を發して百里傒の子の孟明視と蹇叔の子の西乞術と白乙丙とをして將たらしむ、兵の出發する日に、百里傒と蹇叔との二人は軍に向ひて哭泣す、繆公聞きて怒りて曰く、寡人の兵を發するに臨み卿等之を沮みて吾が軍に哭するは何ぞやと、二老曰く、臣等强ひて君の軍を沮むに非らず、此の度の軍行には臣が子等も往くに與れり、而して臣等は已に老いたり、今別れて子等の還ること遲からば、父子の對面叶ふまじ、故に哭するのみと、二老退きて其の子に謂つて曰く、汝が軍勢若し敗れなば、必殽山の狹道に於てならむと、三十三年の春、秦兵遂に東に進み、晉の地を通過するを變更して周の王城の北門を過ぐ、此の時甲を卷き兵器を束ぬるの禮をなさゞりしかば、周の王孫滿曰く、秦の師は無禮なり、敗れずして何をか待たむと、秦兵滑國に至る、鄭の商人の弦高といへるもの十二牛を牽ゐて將に之を周に賣らむとして滑國に至る、秦兵の前進するを見て必ず殺さるゝか虜にせらるゝか二者其の一を免れずと恐れ、因つて決意して其の牛を秦兵に獻じて曰く、大國の將に鄭を誅せむとするを聞きしかば、鄭の君は謹みて已に守禦の備を修めたり、而して臣をして牛十二頭を以て秦の軍士をねぎらはしむと、秦の三將相謂つて曰く、今將に鄭を襲はむとするに、鄭已に覺りて之が防備をなせりと聞く、假令往くとも勝つこと能ふまじと、遂に滑を滅す、滑は周と鄭との間に介在せる小國にして、當時は晉の附庸國なり、而して此の時は恰も晉の文公卒して尙未だ葬らざるに會す、よつて太子襄公怒りて曰く、秦は我が孤獨なるを侮りて、喪中に乘じて我が滑を破れり、是れ看過すべからざるなりと、遂に喪服を墨染にして之を著け、兵を發して秦兵を殽道に遮りて擊ち、大いに秦兵を破る、秦軍敗績して一人の脫るゝもの無し、晉軍秦の三將を虜にして歸る、さて文公の夫人は秦の繆公の女なり、よつて囚れたる秦の三將の爲に襄公に請ひて曰く、父繆公が此の三人を怨めること骨髓に入れり、故に願くは此の三人を秦に歸らしめて、我が父をして此の度の大敗を口實として自ら快く烹殺さしめよと、晉君之を許して秦の三將を歸す、三將國に至るとき繆公喪服を著て郊外に迎へ、三人に向ひて哭して曰く、寡人百里傒蹇叔の言を用ひざるを以

王孫滿曰、秦師無禮、不敗何待、兵至滑、鄭〔販賣〕賈人弦高、持十二牛、將賣之周、見秦兵、恐死虜、因獻其牛曰、聞大國將誅鄭、鄭君謹修守禦備、使臣以牛十二勞軍士、秦三將軍相謂曰、將襲鄭、鄭今已覺之、往無及已、滅滑、滑晉之邊邑也、當是時、晉文公喪尚未葬、太子襄公怒曰、秦侮我孤、因喪破我滑、遂墨衰経、發兵、遮秦兵於殽撃之、大破秦軍、無一人得脱者、虜秦三將以歸、文公夫人秦女也、爲秦三囚將請曰、繆公之怨此三人、入於骨髓、願令此三人歸、令我君得自快烹之、晉君許之、歸秦三將、三將至、繆公素服郊迎、嚮三人哭曰、孤以不用百里傒蹇叔言、以辱三子、三子何罪乎、子其悉心雪耻、毋怠、遂復三人官秩如故、愈益厚之、

【講義】鄭人に鄭を秦に賣る者あり、秦に告げて曰く、我れは鄭の城門を主れり、故に貴國若し鄭を襲はば我れ之が嚮道たらむと、繆公之を蹇叔と百里傒とに問ふ、對へて曰く、數國をわたり千里を越え人の國を襲ひて、古來利を得たる者希なり、且つ鄭人にして鄭を賣る者あれば、何ぞ我が國人にして亦我が國情を以て鄭に告ぐる者あらざることを知らむや、故に鄭を伐つこと不可なりと、繆公曰く、卿等は此の好期

山東省曹州府濮州に當る、

三十年、繆公助晉文公圍鄭、鄭使人言繆公曰、亡鄭厚晉、於晉而得矣、而秦未有利、晉之彊、秦之憂也、繆公乃罷兵歸、晉亦罷、三十二年冬、晉文公卒、

【講義】三十年に繆公晉の文公を助けて鄭を圍む、是れ文公が鄭を過ぎし時鄭之に禮せざりしを以てなり、鄭人をして秦の繆公に言はしめて曰く、今鄭を亡ぼして晉を厚くするは、晉に於ては得策なれども、而かも貴國は未だ之を以て利なりとすべからず、何となれば、晉の彊大となるは貴國の憂なればなりと、繆公乃ち兵を罷めて歸る、晉も亦罷め退きぬ、三十二年の冬に晉の文公卒しぬ、

鄭人有賣鄭於秦曰、我主其城門、鄭可襲也、繆公問蹇叔百里傒、對曰、徑數國、千里而襲人、希有得利者、且人賣鄭、庸知我國人不有以我情告鄭者乎、不可、繆公曰、子不知也、吾已決矣、遂發兵、使百里傒子孟明視、蹇叔子西乞術、及白乙丙將兵、行日、百里傒蹇叔二人哭之、繆公聞怒曰、孤發兵、而子沮哭吾軍、何也、二老曰、臣非敢沮君軍、軍行、臣子與往、臣老、遲還、恐不相見、故哭耳、二老退、謂其子曰、汝軍卽敗必於殽阨矣、三十三年春、秦兵遂東、更晉地、過周北門、周

厚遇之、二十四年春、秦使人告晉大臣、欲入重耳、晉許之、於是使人送重耳、二月、重耳立爲晉君、是爲文公、文公使人殺子圉、子圉是爲懷公、其秋、周襄王弟帶、以翟伐王、王出居鄭、二十五年、周王使人告難於晉秦、秦繆公將兵助晉文公、入襄王、殺王弟帶、二十八年、晉文公敗楚於城濮、

【講義】十八年に齊の桓公卒しぬ、二十年に秦の繆公梁芮二國を滅す、十二年に晉の公子圉晉君病むと聞きて曰く、梁は我が母の生家なり、而るに秦これを滅したり、我が兄弟多ければ、若し君の死後には秦必ず我を秦に留めむ、其のときは晉かろ〲しく亦かはる〲他の子を立てむと、子圉之を案じて秦に留まること能はず、乃ち亡げて晉に歸る、二十三年に晉の惠公卒しぬ、子圉立ちて君と爲る、秦は圉が亡げ去れるを怨み、之に反對せむとて乃ち晉の公子重耳を楚に迎へて、故の子圉の妻を妻す、重耳初めは辭退したれども後には之を受く、繆公益〻重耳を厚遇す、二十四年の春に至り、秦は人を遣して晉の大臣に告げしめて重耳を入れて君と爲さむと欲す、晉之を許したれば、秦人をして重耳を晉に送らしむ、二月に重耳立ちて晉君と爲る、是を文公と爲す、文公立ちて人をして子圉を殺さしむ、子圉は是の時已に懷公といひしなり、其の歳の秋に、周の襄公の弟の帶は翟の兵を率ゐて周王を伐つ、王出奔して鄭に居る、二十五年に周王人をして弟の難を晉と秦とに告げて救を求めしむ、秦の繆公兵に將として晉の文公を助けて襄王を周に入れ、王の弟の帶を殺す、二十八年に晉の文公楚を城濮に敗れり、

【字解】梁我母家、子圉の母は梁伯の女なり、故にいふ、卽、猶若の如し、モシと訓む、百歲後、死後といふに同じ、死を諱みていふなり、城濮、衞の地なり、清の

時秦地東至河、

【講義】是に於て繆公は晉の惠公を虜にして韓原より歸る、國中に令を布きて皆齋戒して一夜を明して謹愼せよ、吾れ將に晉君を贄として上帝を祠らむとすと、周の天子之を聞きて曰く、晉は我同姓の諸侯なりと、乃ち爲に晉君の命乞を爲す、夷吾の姉も亦繆公の夫人たり、夫人弟の贄とせらるゝを聞き、直に喪服を著け跣となり哀戚の意を見して曰く、妾が兄弟相救ふこと能はずして遂に君の命を辱めたりと、繆公曰く我れ戰場に於て晉君を虜としたるは大功なりと思へり、然るに今天子は晉君の爲に命乞をなし、夫人は兄弟の故を以て之を憂ふ、我れ其れ許さゞるべからずと、乃ち晉君と後事を盟ひて之を歸さむことを許し、更めて上舍に徙し舍きて七牢の饗應を饋る、十一月に至り晉君夷吾を歸す、夷吾前約の通り其河西の地を獻じ、太子圉をして秦に質たらしむ、秦是に於て子圉に其の長女を妻したり、是の時秦の領土は已に東の方龍門河に至れり、

【字解】齋宿、齋戒して一夜を明かすこと、我同姓、同じく姫姓にして其の祖を唐叔虞といふ、叔虞は卽ち周の成王の弟なり、衰絰跣、衰は縗に同じ、貲布の喪服なり、絰は麻を首と腰とに著く、是れ亦喪中の禮なり、跣ははだしなり、皆哀戚の意を見す所以なり、上舍、客舍なり、饋、おくるなり、七牢、牢は牛羊豕の具はれるをいふ、質、人しちなり、宗女、長女なり、

十八年、齊桓公卒、二十年、秦滅梁・芮、二十二年、晉公子圉聞晉君病、曰、梁我母家也、而秦滅之、我兄弟多、卽君百歲後、秦必留我、而晉輕亦更立他子、子圉乃亡歸晉、二十三年、晉惠公卒、子圉立爲君、秦怨圉亡去、乃迎晉公子重耳於楚、而妻以故子圉妻、重耳初謝、後乃受、繆公益禮

の善馬の肉を食ひて助けられたる三百人は、眞先に馳來りて晉軍を冒し擊つ、晉軍其の圍を解く、是に於て遂に繆公を脫れしめて反つて晉君を生ながら得たり、さて此の三百人とは、初め繆公其の善馬を亡ひしが、岐山の下の野人等共に此の善馬を得て其の肉を食ひし者三百餘人あり、役人馬の後を逐ひて之を捕へ皆之を法に處せむとす、繆公曰く、君子は畜類の爲に人を害せず、且つ吾れ聞けることあり、善馬の肉を食ひて酒を飲まざれば人を傷ふと、乃ち皆酒を賜ひて之を赦したりき、三百人の者秦が晉を擊つと聞き、皆從軍せむことを求めて之に從ふ、從つて繆公の危急を見て亦皆鋒を推し列べ死を爭ひて曩に馬を食ひて赦されし德に報いしなり、

【字解】晉旱、此の上に十三年の三字を脫す、年表を按ずるに秦の晉に粟を輸送せしは十三年なり、飢穰、更事、穰は豐作なり、更事は彼此代るゞ\あることなり、雍、秦の都なり、相望、引き續くことなり、絳、晉の都なり、壬戌、みづのえいぬの日なり、弃二其軍一、全滅を期して勝敗を賭くることなり、騺、馬の重きに苦む貌なり、卽ち深泥に足を踏み込みて苦むなどの貌なり、ナヅムと訓む、麾下、麾は大將の指揮する旌なり、故に麾下とは大將に直隸する者なり、窘、危急なり、たしなむなり、

於レ是繆公虜ニ晉君一以歸、令ニ於國一齋宿、吾將以ニ晉君一祠ニ上帝一、周天子聞レ之曰、晉我同姓、爲請ニ晉君一、夷吾姊亦爲ニ繆公夫人一、夫人聞レ之、乃衰絰跣曰、妾兄弟不レ能ニ相救一、以辱ニ君命一、繆公曰、我得ニ晉君一以爲レ功、今天子爲請、夫人是憂、乃與ニ晉君一盟、許レ歸レ之、更舍ニ上舍一、而饋ニ之七牢一、十一月、歸ニ晉君夷吾一、夷吾獻ニ其河西地一、使ニ太子圉一爲ニ質於秦一、秦妻ニ子圉一以ニ宗女一、是

君、反爲晉軍所圍、晉擊繆公、繆公傷、於是岐下食善馬者三百人、馳冒晉軍、晉軍解圍、遂脫繆公、而反生得晉君、初繆公亡善馬、岐下野人、共得而食之者三百餘人、吏逐得欲法之、繆公曰、君子不以畜產害人、吾聞食善馬肉、不飮酒、傷人、乃皆賜酒而赦之、三百人者、聞秦擊晉、皆求從、從而見繆公窘、亦皆推鋒爭死、以報食馬之德、

【講義】十二年に齊の管仲と隰朋と死にぬ、十三年に晉旱魃して穀實らず、秦に來りて粟を請ふ、丕豹舊怨に報いんとて繆公に說きて曰く、與ふること勿れ、其の飢ゑたるに乘じて之を伐てと、繆公之を公孫支に問ふ、支曰く、饑饉と豐穰とは彼此更々ある事なれば、彼の飢ゑたる時には此れより粟を與へずんばあるべからずと、公又百里傒に問ふ、傒曰く、夷吾こそ罪を君に得たれ、其の百姓には何の罪かあらむと、是に於て百里傒と公孫支との言を用ひて、卒に晉に粟を與ふ、而して之を運搬するに河には船を以て漕び陸には車を以て轉じ、秦の雍都より晉の絳都に至るまで引き續きしといふ、翌十四年には秦國饑饉す、因つて亦粟を晉に請ふ、晉の惠公之を羣臣に謀る、虢射曰く、秦の飢ゑたるに乘じて之を伐たば大功あるべしと、晉君之に從ふ、十五年に兵を興して將に秦を攻めむとす、秦の繆公も之に對せむとて兵を發して丕豹をして將たらしめ、自ら往きて晉の軍を擊つ、九月壬戌の日晉の惠公夷吾と韓の地に合戰す、晉君其の軍を踏して秦と勝利を爭ふ、晉の軍潰えて還る時馬深泥に踏み込みて體自由を失ふ、繆公之を見て其の麾下の軍勢と馳せて之を追擊す、されど晉君を得ること能はずして、反つて晉軍に圍まる、晉軍繆公を擊ちたれば繆公傷つく、是の時前に岐山の下にて繆公

急に呂郤の二人を召せ、呂郤至らば其の虚に乘じて重耳を翟より迎へて之を晉に入れむこと至極便なりといふ、繆公之を許し、人をして丕鄭と倶に晉に歸らしめて呂郤の二人を召す、呂郤等其の秦に召されたることを以て丕鄭が離間せしと疑ひて、乃ち夷吾に言つて丕鄭を殺さしむ、丕鄭の子丕豹父の殺されしを怨み、又秦に奔りて繆公に說きて曰く、晉の君は無道にして百姓親しまざれば、今に於て之を伐つべしと勸む、繆公曰く、百姓まことに其の君を便なりとせざれば、先づ其の君を退くべきなり、何の故にか能く其の大臣を誅せむや、君能く其の邪惡の大臣を誅して忠良の大臣を用ふるを見るに、此れ其れ晉室の調和せること明かなりと、遂に丕豹の請を聽かざりき、而して晉に隱して陰に豹を用ひたり、

【字解】　葵丘、地名なり、淸の河南省衛輝府考城縣なり、呂甥・郤・芮、呂甥と郤稱と冀芮との三大夫なり、間、離間なり、なかたがひなり、

十二年、齊管仲隰朋死、〔十三年〕晉旱、來請粟、丕豹說繆公勿與、因其飢而伐之、繆公問公孫支、支曰、飢穰更事耳、不可不與、問百里傒、傒曰、夷吾得罪於君、其百姓何罪、於是用百里傒・公孫支言、卒與之粟、以船漕車轉、自雍相望至絳、十四年、秦飢、請粟於晉、晉君謀之羣臣、虢射曰、因其飢伐之、可有大功、晉君從之、十五年、興兵將攻秦、繆公發兵使丕豹將、自往擊之、九月壬戌、與晉惠公夷吾合戰於韓地、晉君弃其軍、與秦爭利、還而馬鷙、繆公與麾下馳追之、不能得晉

將兵送夷吾、夷吾謂曰、誠得立、請割晉之河西八城與秦、及至已立、而使丕鄭謝秦、背約不與河西城、而殺里克、丕鄭聞之、恐、因與繆公謀曰、晉人不欲夷吾、實欲重耳、今背秦約、而殺里克、皆呂甥・郤芮之計也、願君以利急召呂・郤、呂・郤至、則更入重耳、便、繆公許之、使人與丕鄭歸、召呂・郤、呂・郤等疑丕鄭有間、乃言夷吾、殺丕鄭、丕鄭子丕豹奔秦、說繆公曰、晉君無道、百姓不親、可伐也、繆公曰、百姓苟不便、何故能誅其大臣、能誅其大臣、此其調也、不聽、而陰用豹、

【講義】九年に齊の桓公盟主となりて諸侯を葵丘に會す、此の歳に晉の獻公卒しぬ、よつて驪姫の生みし所の奚齊を立つ、奚齊の臣里克其君奚齊を殺す、時に荀息は卓子を立つ、里克又卓子及び荀息を殺したり、是に於て曩に少梁に出奔せし所の公子夷吾は人を秦に往かしめて己を晉に入れむことを請はしむ、繆公之を許して百里傒をして兵に將として夷吾を晉に送らしむ、夷吾繆公に謂つて曰く、誠に本國に歸りて位に立つことを得ば、謝恩として晉の河西に在る八城を割きて秦に與へむと、至りて已に立ちて後に、丕鄭を使者として秦に謝せしむ、而るに前約に背きて河西の八城を與へざるなり、且つ丕鄭の不在中に里克を殺しぬ、丕鄭秦に在りて此のことを聞きて自らも亦其の災に罹らむかと恐る、因つて繆公と謀りて曰く、晉人は夷吾を欲せずして實は重耳を欲せしなり、今夷吾は秦の約に背き、又里克を殺せるは、是れ皆呂甥と郤稱と冀芮との計なり、故に願くは君利を食はして

し時も蹇叔又臣を止めたり、臣も亦虞君の臣を用ひざることを知れども、臣は實に私に其祿位を利として虞に留まれり、後果して晉に滅されて身は其の虜となりぬ、是れ臣が再び蹇叔の言を用ひて難に脫るゝことを得、一たび用ひずして虞君の難に遭へり、此のことを以てするも蹇叔の賢なることを知るべしと、是に於て繆公人をして幣帛を厚くして蹇叔を迎へしめて上大夫と爲しぬ、

【字解】任好、繆公の名なり、此の二字此處にある例無し、是れ恐らくは後人索隱によつて增入せしものならむ、茅津、戎號なり、虜、とりこなり、璧馬、璧と馬となり、賂、まひなひなり、媵、嫁の從者なり、宛、縣の名なり、執、捕ふなり、贖、あがなふなり、羖、黑毛の牝羊なり、釋、ゆるすなり、とくなり、囚、とらはれなり、繩目なり、說、悅ぶなり、常、嘗なり、銍、地名なり、收、養ふなり、干、下より上に求むるをいふ、オカスと訓む、祿爵、祿位なり、

秋、繆公自將伐晉、戰於河曲、晉驪姬作亂、太子申生死新城、重耳・夷吾出犇、

【講義】五年の秋に繆公自ら將として晉を伐ちて河曲に戰ふ、晉の驪姬亂を作し、太子申生新城に死し、重耳は翟に奔り、夷吾は少梁に出犇せり、

【字解】秋繆公自將伐晉戰於河曲、史記志疑は此の十一字を以て衍文と爲す、曰く、「案春秋、河曲之戰在魯文十二年、乃秦康公時事、下文書之、而此忽出斯語、相隔四十餘年、且戰在冬十二月、非秋也、蓋十一字是羨文、」重耳夷吾出犇、重耳夷吾は晉の二公子なり、而して重耳は翟に夷吾は少梁に出奔せり、

九年、齊桓公會諸侯於葵丘、晉獻公卒、立驪姬子奚齊、其臣里克殺奚齊、荀息立卓子、克又殺卓子及荀息、夷吾使人請秦、求入晉、於是繆公許之、使百里傒

用其言得脱、一不用、及虞君難、是以知其賢、於是繆公使人厚幣迎蹇叔、以爲上大夫、

【講義】繆公元年に公自ら將として茅津の戎を伐ち之に勝つ、四年に婦を晉に迎ふ、是れ晉の太子申生の姉なり、其の歳に齊の桓公は楚を伐ちて邵陵にまで至る、五年に晉の獻公は虞と虢とを滅し、虞の君と其の大夫の百里傒とを虜にす、是れ晉が璧と馬とを以て虞人に賂ひせし故なり、晉既に百里傒を虜にしたれば、之を以て秦の繆公の夫人の爲に秦に往かしめて其媵臣たらしむ、百里傒秦を亡げて宛に走る、楚の鄙人之を捕へて楚朝に引く、秦の繆公後にて百里傒の賢人なることを聞き、重く財を投じて之を贖はむと欲す、されど直接に交渉しては楚人の與へざらむことを恐れ、乃ち先づ人をして楚に謂はしめて曰く、吾が媵臣の百里傒は亡げて御地に在りと聞く、願くは五枚の黒毛の牝羊の皮を獻上すべければ百里傒を當方に還されたしと、楚人之を許して秦に與ふ、是の時百里傒の年は已に七十餘歳の老年なりき、繆公其の縲目を釋きて與に國事を語り問ふ、百里傒之を謝して曰く、臣は元より亡國の臣なれば、何ぞ君の問に對へ奉るべけむやと、繆公曰く、卿は亡國の臣と稱すれども、虞君の卿を用ひざりしかば亡びたるなり、是れ卿が罪にあらずと、固く請ひ問ふ、是に於て國事を語ること三日間に及ぶ、繆公其の說を聞きて大いに悅びて之に國政を授け、號して五羖大夫といふ、百里傒之を讓りて曰く、臣の才は臣が友の蹇叔に如かざるなり、蹇叔は賢者なれども、世人之を知ること無し、請ふ其の先見の明あるを例證せむ、臣嘗て齊に游歷し大いに困却して食を銍人に乞ひしことありき、此の時蹇叔は臣を引き取りて養ひたり、臣因りて齊君無知に事へんと欲す、しかるに蹇叔は臣の仕官を止めたり、是に由つて臣は彼の齊の難に脱るゝことを得たり、其れより遂に共に周に行く、時に周の王子頽は牛を好めり、臣元來牛を養ふに得意なれば、之に求めて用ひられむとす、頽亦臣を用ひむとするに及びて、蹇叔又臣を止めて仕へざらしむ、臣茲を去りて頽の變に誅せられざることを得たり、其の後虞君に事へ

なり、
繆公〔任好〕元年、自將伐茅津、勝之、四年、迎婦於晉、晉太子申生姊也、其歲齊桓公伐楚至邵陵、五年、晉獻公滅虞虢、虜虞君與其大夫百里傒、以璧馬賂於虞故也、既虜百里傒、以爲秦繆公夫人媵於秦、百里傒亡秦、走宛、楚鄙人執之、繆公聞百里傒賢、欲重贖之、恐楚人不與、乃使人謂楚曰、吾媵臣百里傒在焉、請以五羖羊皮贖之、楚人遂許與之、當是時、百里傒年已七十餘、

繆公釋其囚、與語國事、謝曰、臣亡國之臣、何足問、繆公曰、虞君不用子故亡、非子罪也、固問語三日、繆公大說、授之國政、號曰五羖大夫、百里傒讓曰、臣不及臣友蹇叔、蹇叔賢而世莫知、臣常游困於齊而乞食銍人、蹇叔收臣、臣因而欲事齊君無知、蹇叔止臣、臣得脫齊難、遂之周、周王子頽好牛、臣以養牛干之、及頽欲用臣、蹇叔止臣、臣去、得不誅、事虞君、蹇叔止臣、臣知虞君不用臣、臣誠私利祿爵、且留、再

歳の時立ち、立ちて二年にして卒しぬ、子三人を生む、長子は宣公、中子は成公、少子は穆公といふ、長子宣公立つ、

【字解】 初伏、伏は三伏の節なり、周の時には此の節無し、秦の德公二年に初めて之を設く、故に初めてといふ、さて伏とは陰氣將に起らむとすれども殘陽に迫まれて未だ升ること能はずして藏伏せるをいふ、而して陰氣の將に起らむとする時は季夏より孟秋にかけてなり、故に此の時を金氣伏藏の節となす、金は庚なり、故に陰陽家は夏至後第三庚を初伏と爲し、第四庚を中伏と爲し、立秋後の初庚を終伏と爲す、是れ所謂三伏なり、蠱、熱毒惡氣なり、

宣公元年、衞燕伐周、出惠王、立王子頽、三年、鄭伯虢叔殺子頽、而入惠王、四年、作密時、與晉戰河陽勝之、十二年、宣公卒、生子九人、莫立、立其弟成公、

【講義】 宣公元年に衞と南燕と兵を合して周を伐ち、惠王を出して王子頽を立つ、三年に鄭伯と虢叔と子頽を殺して復惠王を入る、四年に渭南の密の地に祭壇を設けて青帝を祀る、此の歳晉と河陽に戰ひて勝つ、十二年に宣公卒しぬ、子九人を生めども立つべき者無し、故に其の弟の成公を立つ、

【字解】 燕、南燕なり、密時、渭南の密の地に設けたる祭壇なり、

成公元年、梁伯芮伯來朝、齊桓公伐山戎、次于孤竹、成公立、四年卒、子七人、莫立、立其弟繆公、

【講義】 成公元年に梁伯と芮伯と來朝す、此歳齊の桓公山戎を伐ちて孤竹國に次る、是れ山戎が燕を侵したるを救ひしなり、成公立ちて四年にして卒しぬ、子七人あれども立つべき者莫し、故に其の弟の繆公を立つ、

【字解】 山戎、北狄のことなり、次、宿なり、ヤドルと訓む、特に三日以上宿するを次といふ、孤竹、國の名

せられて立ち、立ちて六年にして復三父等に殺されしなり、三父等復故の太子武公を立つ、武公元年に彭戲氏を伐ちて華山の下にまで至る、還りて平陽の封宮に居る、三年に三父等を誅して其の罪三族に及ぼす、是れ三父等が出子を殺せるを以てなり、此の年鄭の高渠眯其の君昭公を殺す、十年に邽・冀の戎を伐ち平げて初めて之を縣となす、十一年に初めて杜・鄭の二地を縣となす、又小虢を滅す、十三年に齊人の管至父・連稱等は其君襄公を殺して公孫無知を立つ、晉は霍魏耿を滅す、齊の雍廩は無知及び管至父等を殺して齊の桓公を立つ、是に於て齊と晉とは彊國と爲る、十九年に晉の曲沃は始めて晉侯と爲る、齊の桓公は鄄に於て諸侯のはたがしらとなりぬ、二十年に武公卒しぬ、雍の平陽に葬る、此の時初めて人を以て死者に從はしむ、其の死に從ふ者六十六人ありきと、武公に子一人あり、名を白といふ、白は後嗣と爲らずして平陽に封ぜらる、而して武公の弟の德公を立つ、德公元年に初めて雍城の大鄭宮に居り、犧三百牢を以て天を鄜時に祠る、此時に雍に都を奠めんとて之をトひしに吉なりしかば、其の後益、强大となりて次第に領土を東方に擴げ馬を龍門河に飮ふに至れり、

【字解】賊殺、そこなひころすなり、夷、平ぐ也、高渠眯、春秋魯の桓公十七年の左傳には高渠彌に作る、小虢、羌の別種なり、曲沃、晉の穆公の少子の成師のことなり、曲沃は本地名なり、成師曲沃に居る、故に曲沃の桓叔と號す、以人從死、殉死のこと、犧、いけにへなり、牢、牛羊豕の三牲具はるを一牢といふ、飮馬於河、飮は馬に水を飮ますなり、ミヅカフと訓む、河は龍門河なり、西方の秦强大となりて次第に其の領土を東方に擴げしをいふ、

梁伯芮伯來朝、二年、初伏、以狗禦蠱、德公生三十三歲而立、立二年卒、生子三人、長子宣公、中子成公、少子穆公、長子宣公立、

【講義】元年に梁伯芮伯來朝す、二年に初めて暦に三伏の節を置く、又初めて伏祠社を作り狗を邑の四門に磔にして熱毒惡氣を禦げり、德公生れて三十三

男武公を太子と爲す、武公の異母弟に德公あり、德公の母を魯姬子といふ、魯姬子又出子を生む、寧公の卒するや大庶長の弗忌と威壘の三父とは太子を廢して出子を立てゝ君と爲す、

【字解】 蕩社、西戎の邑の名なり、其の君を亳王と號す、蓋し成湯の胤なり、一に湯杜に作る、湯邑が杜縣の界に在るの稱なり、大庶長威壘、幷に官名なり、

出子六年、三父等復共令人賊殺出子、出子生五歲立、立六年卒、三父等乃復立故太子武公、武公元年、伐彭戲氏、至于華山下、居平陽封宮、三年、誅三父等而夷三族、以其殺出子也、鄭高渠眯殺其君昭公、十年、伐邽・冀戎、初縣之、十一年、初縣杜・鄭、滅小虢、十三年、齊人管至父・連稱等殺其君襄公、而立公孫無知、晉滅霍・魏・耿、齊雍廩殺無知管至父等、而立齊桓公、齊・晉爲彊國、十九年、晉曲沃始爲晉侯、齊桓公伯於鄄、二十年、武公卒、葬雍平陽、初以人從死、從死者六十六人、有子一人、名曰白、白不立、封平陽、立其弟德公、德公元年、初居雍城大鄭宮、以犧三百牢祠鄜時、卜居雍、後子孫飮馬於河、

【講義】 出子六年に三父等復共に謀りて人をして出子を賊殺せしむ、出子は生れて五歲の時三父等に擁

竫公子立、是爲二寧公一、

【講義】 文公二十七年に南山の大梓樹を伐りしに、樹中より大牛出でて走りて豐水の中に入りしといふ、四十八年に文公の太子卒しぬ、謚を賜ひて竫公と爲す、竫公の長子を太子と爲す、是れ文公の孫なり、五十年に文公卒しぬ、西山に葬る、竫公の子立つ、是を寧公と爲す、

【字解】 梓、あづさの樹なり、豐大特、豐は川の名なり、特は牛なり、此の牛は大梓の主なり、正義曰く、「錄異傳云、秦文公時、雍南山有二大梓樹一、文公伐レ之、輒有二大風雨一、樹生合不レ斷、時有二一人一病、夜往二山中一、聞三有レ鬼語二樹神一、曰、秦若使下人被レ髮以二朱絲一伐上レ汝、汝得レ不レ困耶、樹神無レ言、明日病人語聞レ公、如二其言一伐レ樹、斷レ中有二一青牛一、出走入二豐水中一、其後牛出二豐水中一、使二騎擊一レ之、不レ勝、有二騎墮一レ地復上髮解、牛畏レ之入不レ出、故置二髦頭一、漢魏晉因レ之武都郡立二怒特祠一是、按今俗畫二青牛障一是、」竫、靜に同じ、始皇紀の末に靜に作る、寧公、始皇紀の末に憲公に作る、寧は憲の謬ならむ、

寧公二年、公徙居二平陽一、遣レ兵伐二蕩社一、三年、與レ亳戰、亳王奔レ戎、遂滅二蕩社一、四年、魯公子翬、弒二其君隱公一、十二年、伐二蕩氏一取レ之、寧公生十歲立、立十二年卒、葬二西山一、生二子三人一、長男武公爲二太子一、武公弟德公同母、魯姬子生二出子一、寧公卒、大庶長弗忌・威壘三父、廢二太子一而立二出子一爲レ君、

【講義】 寧公二年に、公徙りて平陽に居る、同年兵を遣して蕩社を伐たしむ、三年に蕩社の君の亳王と戰ふ、亳王敗れて戎に奔る、遂に蕩社を滅す、四年に魯の公子翬其の君隱公を弑す、十二年に蕩氏を伐ちて之を取る、さて寧公は生れて十歲にして立ち、立ちて十二年にして卒しぬ、西山に葬る、子三人を生む、長

【字解】西垂宮、西陲に在る宮なり、會、二水の合ふ所なり、鄜時、鄜の地に設けたる祭壇なり、三牢、牛羊豕の三牲なり、

十三年、初有史以紀事、民多化者、十六年、文公以兵伐戎、戎敗走、於是文公遂收周餘民有之、地至岐、岐以東獻之周、

【講義】文公十三年に初めて史官を置きて事を紀さしむ、民庶化する者多し、十六年に文公兵を率ゐて戎を伐つ、戎敗れ走る、是に於て文公遂に周の遺民が今まで戎王に支配せられし者を收めて之を有ち、地は岐に至るまで領有す、而して岐より東の方は之を周に獻じたり、

【字解】史、史官なり、周餘民、餘民は敗り遺されたる民なり、即ち周王岐周より東の方雒邑に徙れり、故に岐に居る所の民を餘民といふ、

十九年、得陳寶、二十年、法初有三族之罪、

【講義】文公十九年に陳寶を得たり、二十年に初めて刑法に三族の罪を設けたり、

【字解】陳寶、陳倉の北坂にて獲たる一の怪物の名なり、初め二童子たりしが化して雉となり、次に化して石となりしもの、正義に曰く「晋太康地志云、秦文公時、陳倉人獵得獸、若彘不知名、牽以獻之、逢二童子、童子曰、此名爲媦、常在地中食死人腦、即欲殺之拍捶其首、媦亦語曰、二童子名陳寶、得雄者王、得雌者霸、陳倉人乃逐二童子、化爲雉、雌上陳倉北坂爲石、秦祠之、搜神記云、其雄者飛至南陽、其後光武起於南陽、皆如其言也」三族之罪、父族母族妻族にまで及ぼす罪なり、

二十七年伐南山大梓、豐大特、四十八年文公太子卒、賜謚爲竫公、竫公之長子爲太子、是文公孫也、五十年文公卒、葬西山、

兵を以ゐて周の平王を雒邑に送る、平王襄公の功を大いなりとして之を封じて諸侯と爲し、之に岐より以西の地を賜ふ、王曰く、西戎無道にして我岐豐の地を侵し奪へり、而るに秦能く戎を攻めて逐ひ退けたり、よつて其地を有つべしと、與に誓ひて之を諸侯に封爵す、襄公是に於て始めて一國の大名となりぬ、よつて諸侯と使聘享の禮を交換し、乃ち赤馬黑鬣の駒黃毛の牛牡羊各三を用ひて上帝を西畤に祠れり、

【字解】大父、祖父に同じ、豐王、疑らくは是戎王の號ならむ、周に豐王無し、一說に幽王なりといへども、幽王の后は申后にして繆嬴に非ず、且つ周王には皆周厲王周宣王周幽王周平王と周の字を冠らせり、此には周の字無し、周王にあらざること明なり、以、率ゐるなり、使・聘・享、使は使節を遣すなり、聘は大夫をして訪問せしむるなり、享は宴享なり、酒宴を俱にして恭儉慈惠の禮を竭すこととなり、駵駒、駵は赤馬にして鬣の黑きもの、駒は小馬なり、羝羊、牡羊なり、西畤、畤は止なり、神靈の依り止まる所なり、卽ち神靈を祭る處をいふ、秦は西方に國するを以て西畤といふ、

十二年、伐レ戎而至レ岐卒、生二文公一、文公元年、居二西垂宮一、三年、文公以二兵七百人一東獵、四年、至二汧渭之會一、曰、昔周邑二我先秦嬴於此一、後卒獲レ爲二諸侯一、乃卜レ居レ之、占曰吉、卽營レ邑之、十年、初爲二鄜畤一、用二三牢一、

【講義】襄公十二年に戎を伐ち岐に至りて卒しぬ、襄公文公を生む、文公元年に西陲の宮に居る、三年に文公兵七百人を率ゐて東に獵す、四年に汧渭二水の會合する地に至りて曰く、昔時周の孝王は我が先人秦嬴を此處に邑居せしめたりき、それより卒に諸侯たることを得たりと、乃ち之に居らむことを卜ひしに、其の占言に吉なりといふ、よつて宮を營みて之に居る、十年に初めて鄜の地に祭壇を設けて三牢を用ひたり、

嬴爲豐王妻、襄公二年、戎圍犬丘世父、世父擊之、爲戎人所虜、歲餘、復歸世父、七年春、周幽王用褒姒廢太子、立褒姒子爲適、數欺諸侯、諸侯叛之、西戎犬戎與申侯伐周、殺幽王酈山下、而秦襄公將兵救周、戰甚力、有功、周避犬戎難、東徙雒邑、襄公以兵送周平王、平王封襄公爲諸侯、賜之岐以西之地、曰、戎無道、侵奪我岐豐之地、秦能攻逐戎、卽有其地、與誓、封爵之、襄公於是始國、與諸侯通使・聘・享之禮、乃用駵駒・黃牛・羝羊各三、祠上帝西時、

【講義】 莊公は其の故の領地の西の犬丘に居る、子三人を生む、其の長男は世父なり、世父曰く、西戎は我が祖父の仲を殺せり、我れ戎王を殺すに非ざれば敢て復我が邑に入らじと、遂に將に西戎を擊たむとし、其の後嗣は弟の襄公に讓る、是に於て襄公太子と爲る、莊公立ちて四十四年にして卒しぬ、太子襄公代り立つ、襄公元年に妹の繆嬴を戎の豐王の妻と爲す、襄公二年に西戎來りて犬丘の世父を圍む、世父之を擊ちて利あらず、遂に戎人に虜とせらる、一歲餘にして戎復世父を歸し來る、七年の春周の幽王は褒姒の言を用ひて太子宜臼を廢て、褒姒が生みし所の伯服を立てゝ嫡嗣と爲し、又褒姒の笑を買はむとして數、烽燧を擧げて諸侯を欺けり、諸侯是に於て之に叛き、西戎犬戎は申侯と俱に周を伐ちて幽王を酈山の下に殺したり、而るに秦の襄公は兵に將として周を救ひて戰甚だ力めぬ、大功あり、周是に由つて犬戎の難を避くることを得て東の方雒邑に徙れり、襄公

公伯、公伯立三年卒、生秦仲、秦仲立三年、周厲王無道、諸侯或叛之、西戎反王室、滅犬丘大駱之族、周宣王卽位、乃以秦仲爲大夫、誅西戎、西戎殺秦仲、秦仲立二十三年、死於戎、有子五人、其長者曰莊公、周宣王乃召莊公昆弟五人、與兵七千人、使伐西戎、破之、於是復予秦仲後及其先大駱地犬丘、幷有之、爲西垂大夫、

【講義】秦嬴秦侯を生む、秦侯立ちて十年にして卒しぬ、秦侯公伯を生む、公伯立ちて三年にして卒しぬ、公伯秦仲を生む、秦仲立ちて三年にして周の厲王無道なり、よつて諸侯或は叛く者あり、西戎も亦王室に反して犬丘の大駱の一族を滅したり、周の宣王の位に卽くや、秦仲を大夫と爲して西戎を誅伐せしむ、西戎反つて秦仲を殺す、秦仲立ちて二十三年にして西戎に死にたり、秦仲に五人の子あり、其長を莊公といふ、周の宣王莊公等兄弟五人を召し兵七千人を與へて西戎を伐たしむ、莊公等兄弟は父の弔合戰なれば善く奮鬪して遂に之を破りて其の仇を報じたり、是に於て宣王復秦仲が立ちてより後に領せし地と其の先人大駱の領せし犬丘とを莊公に予へて之を幷せ有たしめ、西垂の大夫と爲しぬ、

【字解】昆弟、兄弟なり、秦仲後、秦仲が立ちてより後に領せし地なり、

莊公居其故西犬丘、生子三人、其長男世父、世父曰、戎殺我大父仲、我非殺戎王、則不敢入邑、遂將擊戎、讓其弟襄公、襄公爲太子、莊公立四十四年卒、太子襄公代立、襄公元年、以女弟繆

曰秦嬴、亦不廢申侯之女子爲駱適者以和西戎、

【講義】 惡來革は蜚廉の子なり、早く死にぬ、子有りて女防といふ、女防旁皐を生む、旁皐太几を生む、太几大駱を生む、大駱非子を生む、此時造父が周の繆王に寵幸せらるゝを以て、惡來の子孫も皆趙城の姓の趙氏を冒す、非子は犬丘に居て馬及び畜類を好みて善く之を養ひ育てり、犬丘の人此由を周の孝王に言ふ、孝王非子を召して馬を汧水渭水の間に主らしめしに、馬大いにふえませり、孝王由つて非子を以て大駱の適嗣と爲さむと欲す、時に申侯の女大駱の妻と爲りて子の成を生みて已に適子となれるあり、是に於て申侯孝王に言つて曰く、若し我が先人の酈山に居りし者の女が西戎の胥軒の妻と爲りて中潏を生めり、中潏は母親の姻戚上周に歸服して其の西方のほとりを保有せり、西垂も其の故を以て周と和睦して久しく事無きを得たりき、今我復女を大駱に與へて妻と爲し、適子成を生めり、故に申と駱とは婚を重ねて親み常ならず、是に由つて西戎皆周に服して王は天下に王たることを得る所以なり、其れ大駱と申との關係は此の如く深ければ王宜しく之を謀れと、是に於て孝王曰く、昔時伯翳は舜の爲めに畜を主りて畜多く蕃息したり、故に舜は之に土を與へて姓を嬴と賜ひき、今其の子孫亦朕が爲に馬を養ひふやしぬ、是を以て朕も亦之に土を分ちて附庸と爲して之を秦に邑せしめむといふ、是を以て非子をして復嬴氏の祀を續がしむ、之を號して秦嬴といふ、亦申侯が女の子を駱の適子たることを廢せずして西戎の心を和げり、

【字解】 蚤死、早死なり、蒙、冒すなり、養息、やしなひふやすなり、汧渭、二水の名なり、蕃息、ふえますなり、適嗣、嫡嗣に同じ、よつぎなり、我先酈山之女、我が先人の酈山に住まひし者の女をいふ、胥軒、中衍の曾孫なり、爲王、孝王が天下に王たることを得るをいふ、附庸、方五十里に滿たざる小國なり、諸侯に附屬す、故にいふ、邑之秦、邑はむらをさたらしむるをいふ、之は非子を指す、秦は地名なり、

秦嬴生秦侯、秦侯立十年卒、生

使命を果したることを報告する也、石棺を得たることを報ずるに非ず、故に報にて句を切るべし、處父、蜚廉の別號なり、華氏、子孫を光華ならしむるをいふ、宅皐狼、孟增の別號なり、驥・溫驪・驊騮・騄耳、是れ繆王の八駿の內の四駿なり、穆天子傳を案ずるに驥の上に赤の字を脫す、又溫は盜の誤なり、一說に溫を盜と讀むと、皆毛色を以て名となす、卽ち赤驥は赤、盜驪は淺き青色、驊騮は花の如き赤色、騄耳は耳の色の綠なるものなり、西巡狩、繆王十七年に西の方崑崙丘に至りしをいふ、樂、西王母に見えて樂みしをいふ、救亂、反亂を平げしをいふ、五世、蜚廉・季勝・孟增・衡父・造父是なり、

惡來革者、蜚廉子也、蚤死、有子曰女防、女防生旁皐、旁皐生太几、太几生大駱、大駱生非子、以造父之寵、皆蒙趙城姓趙氏、非子居犬丘、好馬及畜、善養息之、犬丘人言之周孝王、孝王召使主馬于汧渭之間、馬大蕃息、孝王欲以爲大駱適嗣、申侯之女爲大駱妻、生子成、爲適、申侯乃言孝王曰、昔我先酈山之女、爲戎胥軒妻、生中潏、以親故歸周、保西垂、西垂以其故和睦、今我復與大駱妻生適子成、申駱重婚、西戎皆服、所以爲王、王其圖之、於是孝王曰、昔伯翳爲舜主畜、畜多息、故有土、賜姓嬴、今其後世、亦爲朕息馬、朕其分土爲附庸、邑之秦、使復續嬴氏祀、號

以趙城封造父、造父族由此爲趙氏、自蜚廉生季勝以下五世至造父、別居趙、趙衰其後也、

【講義】中衍の玄孫を中潏といふ、西戎に在りて西方のほとりを領有す、中潏蜚廉を生む、蜚廉惡來を生む、惡來大力ありて手もて虎兕をも裂くといふ、父の蜚廉亦善く走る、故に父子倶に其のもちまへの體力を以て殷の紂王に事ふ、周の武王の紂を伐つや、惡來をも幷せ殺したり、此より先き父の蜚廉は紂の爲に使して北方に在りしかば、還り來るも殷王既に亡びぬれば、報ずる所無し、是に於て祭壇を霍太山に設け紂王の靈を招きて之に報じたり、此の壇を作る時に石棺を得たり、其の銘に曰く、上帝處父をして殷の亂に與らしめず、汝に石棺を賜ひて汝の子孫を光華ならしめむと、處父とは蜚廉の號なれば蜚廉が殷の亂の前に北方に使して其禍を逃れしは、是れ畢竟天の命ずる所にして其子孫の盛大となるべき豫言なり、蜚廉死にぬ、遂に其の因緣深き霍太山に葬りぬ、蜚廉には惡來の外に復子あり、季勝といふ、季勝孟增を生む、孟增は周の成王に事へて愛幸せらる、是を宅皐狼と爲す、皐狼衡父を生む、衡父造父を生む、造父は名高き馬使ひなれば周の繆王に事へて愛幸せられ、驥・溫驪・驊騮・騄耳の四馬を得て王に獻ず、繆王西方に巡狩し、西王母に見えて樂みて歸ることを忘る、其の虚に乘じて徐の偃王亂を作す、造父繆王の御者となり、日々に千里を長驅して周に歸ることを得て偃王の亂を平げぬ、繆王其功を嘉して趙城を以て造父を封ず、造父の一族此に由つて趙氏となる、さて蜚廉が季勝を生みてより已下五世にして造父に至る、造父の時に別れて趙城に居りて趙氏起る、趙衰は卽ち其の子孫なり、故に趙と秦とは其の祖を同じくして、秦は蜚廉の子惡來より起り、趙は惡來の弟季勝より分れしなり、

【字解】其玄孫、中衍のひこまご也、西垂、垂は陲と通ず、西垂は西方のほとりなり、材力、生れ有ちたる體力なり、石北方、石の字は使の字の誤なり、御覽五百五十一に史記を引きて「時飛廉爲紂使北方」とあり、證すべし、壇、紂王を祭る壇なり、而報、報は

の子孫或る者は中國に在り、或る者は夷狄に住せり、この費昌といへる者は夏の桀王の時に當りて夏を去りて商に歸服し、湯の御者と爲りて桀王を鳴條に敗りたり、さて大廉の玄孫を孟戲中衍といふ、此人は口と手足とが鳥に似たる所あり、而も其の言ふ所は人なり、殷の帝太戊中衍のことを聞きて之を御者たらしめむとトひしに吉なりければ、遂に招きて御者と爲らしめて之に妻を與ふ、帝大戊より後は、中衍の子孫遂に世々功ありて殷の國を輔佐せり、故に嬴姓の者多く世に時めきて遂に諸侯と爲りぬ、

【字解】苗裔、遠き子孫のこと、玄鳥、燕なり、取、娶に同じ、少典、國の名なり、玄圭、黑きしるしだまなり、咨、歎辭なり、ア、と訓む、贊、佐なり、タスクと訓む、皁游、皁は黑色なり、游は旒に同じ、はたなり、出、與る也、姚姓、帝舜の姓なり、玉女、玉は稱美の辭なり、實、是なり、コレと訓む、孟戲中衍、名と號となり、二人に非ず、致、召すなり、

其玄孫曰中潏、在西戎保西垂、生蜚廉、蜚廉生惡來、惡來有力、蜚廉善走、父子俱以材力事殷紂、周武王之伐紂、幷殺惡來、是時蜚廉爲紂〔石〕北方、還無所報、爲壇霍太山而報、得石棺、銘曰、帝令處父不與殷亂、賜爾石棺以華氏、死遂葬于霍太山、蜚廉復有子、曰季勝、季勝生孟增、孟增幸於周成王、是爲宅皐狼、皐狼生衡父、衡父生造父、造父以善御幸於周繆王、得驥・溫驪・驊騮・騄耳之駟、西巡狩、樂而忘歸、徐偃王作亂、造父爲繆王御、長驅歸周、一日千里、以救亂、繆王

贊禹功、其賜爾皁游、爾後嗣將大出、乃妻之姚姓之玉女、大費拜受、佐舜調馴鳥獸、鳥獸多馴服、是爲柏翳、舜賜姓嬴氏、大費生子二人、一曰大廉、實鳥俗氏、二曰若木、實費氏、其玄孫曰費昌、子孫或在中國、或在夷狄、費昌當夏桀之時、去夏歸商、爲湯御、以敗桀於鳴條、大廉玄孫曰孟戲中衍、鳥身人言、帝太戊聞而卜之使御、吉、遂致使御而妻之、自太戊以下、中衍之後、遂世有功、以佐殷國、故嬴姓多顯、遂爲諸侯、

【講義】 秦の先祖は五帝の一たる帝顓頊の遠き子孫なり、さて其の先祖の世系を尋ぬるに顓頊の孫に女脩といへる者あり、女脩嘗て機を織りしに、燕ありて其の卵を機上に隕せり、女脩此の卵を呑みしに懷胎して子の大業を生めり、大業少典國の女を娶る、之を女華といふ、女華大費を生む、此の時は已に帝舜の世となれり、大費は禹と倶に洪水を平げ土地を開きて其の功已に成就せり、帝舜禹に玄き圭を錫ふ、禹圭を受けて曰く、予れ獨能く之を成せるに非ず、亦大費の能く予を輔けしを以てなりと、帝舜曰く、ア、汝費、能く禹を輔けて功をなさしめたり、予れ汝の功を嘉す、故に其れ汝に黑き旌旒を賜ふ、汝の子孫には將に大いに世に興る者あらむとすとて、乃ち費に帝舜の身内の美女を妻す、大費之を拜し受く、大費舜を佐けて鳥獸を調へ馴す、鳥獸之に從ひて能く馴れ服す、是を栢翳と爲す、舜之に姓を嬴氏と賜ふ、大費に子二人あり、一を大廉といふ、是れ鳥俗氏なり、二を若木といふ、是れ費氏なり、若木の玄孫を費昌といふ、其

九十有餘載、天子將封太山、東巡狩、至河南、求周苗裔、封其後嘉三十里地、號曰周子南君、比列侯、以奉其先祭祀、

【講義】 太史公曰く、從來の學者は皆周が紂を伐ちてより後は洛邑に居りしもの丶如く稱せり、されど其事實を綜合して考ふるに然らざるなり、卽ち武王の時に洛邑を營み城き、成王の時に召公をして居城をトひて洛邑に九鼎を居ゑしめて殷の頑民を徙したれども、間も無く周は復豐鎬に都を遷せり、後に犬戎の幽王を敗るに至りて、東の方洛邑に徙りしなり、其の成王の時既に鎬に都せしことは成王が周公薨ずれば我が畢に葬れと謂へりしによりて明かなり、何となれば畢は鎬京の東南の甘棠の林の中に在ればなり、秦周を滅し、漢興りて九十有餘載に至り、時の天子孝武帝は將に太山に山祭せむとして、東方に巡狩して河南に至り、周の後裔を捜し出し、其の子孫の嘉といへる者を三十里の地に封じ、號して周の子南君と曰ひ、之を列侯に比べて周の祖先の祭祀をなさしめたり、

【字解】 卜居、居城をうらなふこと、居九鼎、居は据なり、すゑ置くなり、鼎を据うるは都を奠むることなり、周公葬我畢、是れ成王の語なり、尙書周官には我の字を予の字に作れり、杜、甘棠なり、一本に社に作る、苗裔、遠き子孫なり、

秦本紀第五

秦之先、帝顓頊之苗裔、孫曰女脩、女脩織、玄鳥隕卵、女脩吞之、生子大業、大業取少典之子、曰女華、女華生大費、與禹平水土、已成、帝錫玄圭、禹受曰、非予能成、亦大費爲輔、帝舜曰、咨爾費、

太史公曰、學者皆稱、周伐紂、居洛邑、綜其實、不然、武王營之、成王使召公卜居、居九鼎焉、而周復都豐・鎬、至犬戎敗幽王、周乃東徙于洛邑、所謂周公葬我畢、畢在鎬東南杜中、秦滅周、漢興

歸其君於周、周君・王赧卒、周民遂東亡、秦取九鼎・寶器、而遷西周公於𢡟狐、後七歲、秦莊襄王滅東西周、東西周皆入于秦、周既不祀、

【講義】五十九年に秦は韓の陽城の負黍を取る、是れより西周秦を恐れて之に倍き、齊・楚・燕・韓・魏・趙等の諸侯と攻守同盟して秦に當らむことを約し、天下の精銳の軍師を牽ゐて伊闕を出でて秦を攻擊して、秦をして負黍より陽城に通ずることを得ること無からしむ、是に於て秦の昭王大いに怒りて將軍摎をして先づ手近なる西周を攻めしむ、西周忽ち敗れ武公は秦に奔りて頓首して其の秦に反きし罪を受け、盡く其の領邑三十六と人口三萬とを秦に獻ず、秦其の獻上物を受けて武公を周に歸す、是の歲周君武公と赧王と倶に卒しぬ、而して西周の民は秦の民たるを欲せずして遂に東方に亡げたり、是に於て秦は周の九鼎及び貴重なる寶器を取りて西周の文公を𢡟狐に遷す、後七歲にして秦の莊襄王は遂に東西の兩周を滅したれば、東西の周の領域は皆秦に入れり、是に於て彼の文武の建設したる周祚も凡て三十七主八百六十七年にして遂に盡き果てゝ宗廟を祀る主だも無きに至れり、

【字解】倍、そむくなり、從、合從連橫の從なり、南北を從といひ、東西を橫といふ、戰國の時南北に國する者は六國なり、六國同盟して秦に當るを合從といふ、銳師、精銳の軍師なり、西周君、武公なり、周君王赧、周君武公と赧王となり、倶に西周に居れり、周民、西周の民なり、西周公、武公の太子の文公なり、既、盡くなり、ツキテと訓む、周の世系左の如し、

帝嚳—弃（后稷）—不窋—鞠—公劉—慶節—皇僕—差弗—毀隃—公非—高圉—

—亞圉—公叔祖類—古公亶父—季歷—文王—武王（一）—成王（二）—康王（三）—昭王（四）—穆王（五）—共王（六）—

秦王曰、請爲王聽東方之變、秦王必重公、重公、是秦重周、周以取秦也、齊重則固有周聚以收齊、是周常不失重國之交也、秦信周、發兵攻三晉、

【講義】五十八年に三晉力を協して秦を防ぐ、此の時周其の相國をして秦に行きて交を通ぜしむ、相國秦の己を輕んぜんとを思ひて途中より其の行を引き還せり、客あつて相國に謂つて曰く、秦の公を輕んずるや重んずるやは未だ行かざる中は知るべからざるなり、今秦は三晉の兵を受けて其の國情を知らむと欲するの時なり、故に公急に秦王に見えて下の如くに言ふに若かず、卽ち臣請ふ王の爲に東方三晉の變事を聽かしめんと、此の如くいへば秦王必ず公を重んぜん、公を重んぜば是れ秦は周を重んずるとにして、周は是を以て秦の交を取る所以なり、且つ現今天下に強國といはるゝは秦のみにあらず、東方に齊の強國の固より在るあり、而して公子周聚は已に齊の交を收めたれば、是れ周は常に秦齊二強國の交誼を失はざることゝなるべしと、是に於て秦は相國を重んじ、幷せて周を信じて兵を發して三晉を攻めたり、

【字解】三晉、韓魏趙なり、秦之輕、秦の相國をかろんずるをいふ、還其行、相國の一行を途中より還すことなり、三國、三晉に同じ、東方之變、東方は三晉を指す、三晉は秦より東方に位す、故にいふ、周以取秦、周は之を以て交を秦に得るをいふ、周聚、周最に同じ、重國、猶強國といふが如し、

五十九年、秦取韓陽城負黍、西周恐、倍秦、與諸侯約從、將天下銳師出伊闕、攻秦、令秦無得通陽城、秦昭王怒、使將軍摎攻西周、西周君犇秦、頓首受罪、盡獻其邑三十六、口三萬、秦受其獻

ず喜ばん、是れ公に因つて周は秦の交を得るなり、交善ければ周君必ず之を以て公の功とせん、若し交惡しければ、周君を勸めて秦に入れし公は必ず罪せられんと、

【字解】之、行く也、周最、周の公子なり、應、周の地名なり、太后、秦の昭王の母の宣太后芊氏なり、養地、供養の地なり、卽ち湯沐の用に資する地をいふ、公有秦交、周は公の力によつて秦の交を得たるをいふ、勸周君入秦者、周最を指す、

秦攻周、而周最謂秦王曰、爲王計者、不攻周、攻周實不足以利、聲畏天下、天下以聲畏秦、必東合於齊、兵弊於周、合天下於齊、則秦不王矣、天下欲弊秦、勸王攻周、秦與天下弊則令不行矣、

【講義】秦將に周を攻めむとす、而して周の周最秦王に謂つて曰く、王の爲に計れば、周を攻めざるこそよけれ、周を攻むるとも周の地狹少なれば、其の實は利とするに足らずして反つて天子を攻むるの名あらむ、而して天下をして天子を攻むるの名を以て秦を畏れしめん、天下の諸侯此の如き名を以て秦を畏れなば必ず東の方齊に合はん、是れ秦の兵力は周に弊え、天下を齊に合はすことゝなるべし、然れば秦は天下に王たること能はじ、今天下の諸侯は擧つて秦を弊さんと欲す、故に王を勸めて周を攻めしむるなり、しかるに秦之を知らずして周を攻めんとするは是れ秦は天下と與に弊えて、敎命天下に行はれざらむとするなりと、

【字解】秦攻周、秦將に周を攻めむとするをいふ、聲、名に同じ、

五十八年、三晉距秦、周令其相國之秦、以秦之輕重也、還其行、客謂相國曰、秦之輕重未可知也、秦欲知三國之情、公不如急見

を受けて犯の身上に就きて謀ることあつて之を援くべしと、梁王曰く、善しと、遂に犯に卒を與へて周を守らむと宣言す、而して其の實は九鼎を取らむと欲するなり、馬犯因つて又秦王に謂つて曰く、梁の卒を出せるは周を守らむとするには非ずして將に周を伐たむとするなり、王試みに兵を境上に出して梁に兵威を示せよと、秦果して兵を出す、馬犯又梁王に謂つて曰く、曩に王に約して周王の病める間に九鼎を入れむとせしが、今周王の病癒えたれば、九鼎を搬出するに都合惡し、故に後日可なる時あるを待ちて復せむ、而るに今王の卒をして周に在らしめて、秦兵境上に在りと聞き、直に之を引き還さば諸侯皆疑心を生じて、後日事を擧ぐるも且に信ぜざらむとす、今周に在る卒をして周の爲に城を築かしめて事端を隱匿するには若かざるなりと、梁王曰く、善しと、遂に卒をして周に城かしむ、

【字解】華陽約、華陽は魏の地名なり、華陽の約は秦と魏とが華陽にて結びたる盟約なり、馬犯、周の臣なり、謂㆓梁王㆒、詐言を以て梁王に謂ふなり、圖㆑犯、圖は謀なり、犯の身の上を謀りて九鼎を入れたる報に救援すべしとの意なり、言㆑戍㆑周、周を守ると宣言するなり、而して其の實は然らざるなり、觀㆑之、觀は示すなり、之れは梁を指す、梁に兵威を示すをいふ、病甚矣、甚の字戰國策には瘉の字に作れり、今之れに從ふ、後可而復㆑之、後日都合の好き時に九鼎を梁に入れむとの意なり、生㆑心、疑心を生ずるをいふ、且、將なり、マサニと訓む、匿、隱すなり、

四十五年、周君之㆑秦、客謂㆓周最㆒曰、公不㆑若㆘譽㆓秦王之孝㆒、因以㆑應爲㆗太后養地㆖、秦王必喜、是公有㆓秦交㆒、交善、周君必以爲㆓公功㆒、交惡、勸㆓周君㆒入㆑秦者必有㆑罪矣、

【講義】四十五年に周君秦に行く、客ありて周の公子周最に謂つて曰く、公秦王の孝を譽め、其の孝に感ずるに因つて周の應の地を以て太后の湯沐の邑と爲さむと申し出づるに若かざるなり、かくせば秦王必

兵に將として伊闕の塞を出でて兩周を過ぎ、韓に背きて梁を攻めむとす、此の事一たび擧げて成功せずんば、前功盡く弃てられむ、故に公病と稱して出づること無からむには如かざるなりと、

【字解】師武、魏の將軍犀武なり、藺・離石、趙の二地の名なり、天命、天の助なり、塞、邊障なり、とりで、伊闕のとりでを指す、釋、捨つなり、搤、握り捉るなり、トルと訓む、支左詘右、支左は弓を射るとき左手を前に延べて弣を張り支ふことなり、詘は屈むなり、右手を屈めて筈を持つことなり、不以善息、觀る者善しと稱する時に止めざればの意なり、少焉、少時なり、シバラクと訓む、撥、弓反るなり、鉤、矢鋒屈まるなり、息、猶弃の如し、前射の功を幷せ弃つるをいふ、倍、背くなり、

四十二年、秦破華陽約、馬犯謂周君曰、請令梁城周、乃謂梁王曰、周王病、若死則犯必死矣、犯請以九鼎自入於王、王受九鼎而圖犯、梁王曰、善、遂與之卒、言戍周、因謂秦王曰、梁非戍周也、將伐周也、王試出兵境以觀之、秦果出兵、又謂梁王曰、周王病〔甚〕矣、犯請後可而復之、今王使卒之周、諸侯皆生心、後擧事且不信、不若令卒爲周城以匿事端、梁王曰、善、遂使城周、

【講義】四十二年に秦は魏の華陽の約を破りぬ、周の馬犯周君に謂つて曰く、秦既に華陽の約を破りて魏に背きたれば周其れ危からん、請ふ梁をして周に城かしめむと、乃ち詐言を以て梁王に謂つて曰く、周王今病む、而して強兵隣邑に迫まれり、王若し死なば國則ち敗れん、犯も亦必ず死を免れざるべし、よつて犯請ふ先づ周の九鼎を以て自ら王に入れん、王九鼎

我射乎、客曰、非吾能教子支左詘右也、夫去柳葉百步而射之、百發而百中之、不以善息、少焉氣衰力倦、弓撥矢鉤、一發不中者、百發盡息、今破韓魏、扑師武、北取趙藺・離石者、公之効多矣、今又將兵出塞、過兩周、倍韓攻梁、一擧不得、前功盡弃、公不如稱病而無出、

【講義】三十四年に蘇厲周君に謂つて曰く、近頃秦は韓魏を破りて魏の將軍師武を扑し、北の方趙の藺及び離石の地を略取せるは、是れ皆白起の力なり、彼の白起は善く兵を用ひ、又天助ある者なり、今又兵に將として伊闕の塞を出でて魏の都の梁を攻めむとす、梁若し破れなば、周は危からむ、君何ぞ速に人を遣して白起を說きて其の前進を阻まざるや、其の白起を說くには下の如く言ふべし、そは昔し楚に養由基といへる弓の名人あり、其の一例を擧げむに、細き柳の葉を百步を隔てゝ之を射るに百發して百中するなり、左右の觀る者數千人皆善く射るといふ、其の中一夫ありて養由基の旁に立ちて曰く、善し其の腕前にて始めて射を教ふべしと、養由基之を聞き咎め、怒つて弓を釋て劍を撫つて曰く、客は何を以て能く我に射を教へんとするかと、客答へて曰く、吾は子に射術の左手を張り支へ右手を屈めて筈を持つことを教へんと云ふにはあらず、子に射の心得を教へんとするなり、夫れ柳の葉を去ること百步にして之を射て、百發百中し、觀る者は皆之を善しと褒む、此の好時期に息めずんば、子の氣力は少時にして衰へ倦み、弓は撥り矢は鉤らむ、此の如くなりては汝如何に名人たりとも射損じ無しといふべからず、若し一發たりとも中らずんば前に百發百中したる所の功一時に盡く弃てむと戒めたりきとなり、今公の韓魏を破り師武を扑し、北の方趙の藺・離石を取れるは公の功多くして恰も養由基の百發百中せるが如し、しかるに今又

相國曰く、子の言善し、よつて使者を東周に行かしむることを止めむと、代曰く、卿何ぞ周に高都の邑を與へざるやと、韓の相國大いに怒りて曰く、吾れ甲兵と粟とを周に徵するを無きのみにても亦已に幸甚しきに、何の故ありて周に高都を與へむやと、代曰く、周に高都を與へなば、是れ周は韓に對する勢挫折して秦に反きて韓に入らむ、秦之を聞かば、必ず大いに怒りて周を惡みて周の使者を通ぜずして周秦の國交遂に斷絕せむ、是れ弊れたる高都を周に與ふることによつて完き周を得る所以にあらずや、此の如き見易き理を卿は何とてせざるかと、相國曰く、善しと、果して周に高都を與へたり、

【字解】 王赧謂二成君一、楚圍二雍氏一、文に省略ありて解し難し、今其の意を敷衍す、是れより先き兩周相敵視す、故に西周の赧王は東周を困めむとて其の臣成君に謂つて楚をして韓の雍氏の地を圍ましめたるなり、此の如くせば、韓は必ず甲兵と粟とを東周に徵すればなり、楚成君の言を用ひて韓の雍氏の地を圍みしなり、甲、甲兵なり、高都、韓の邑の名なり、苟、マコトニと訓む、以レ國聽レ子、國政を子に任すといふことなり、韓相國、公仲侈なり、楚病、楚の兵の弊れ弱りしをいふ、告楚病、韓兵の弊れ弱りしを楚に告ぐるなり、已行、已は止むなり、行は東周に行きて甲と粟とを徵することなり、多、幸甚しの意なり、周折、周の韓に對する勢の挫くること、

三十四年、蘇厲謂二周君一曰、秦破二韓魏一、扑二師武一、北取二趙藺・離石一者、皆白起也、是善用レ兵、又有二天命一、今又將レ兵出レ塞攻レ梁、梁破、則周危矣、君何不レ令三人說二白起一乎、曰、楚有二養由基者一、善レ射者也、去二柳葉一百步而射レ之、百發而百二中之一、左右觀者數千人、皆曰善射、有二一夫一立二其旁一曰、善可レ教レ射矣、養由基怒、釋レ弓搤レ劍曰、客安能敎二

與粟於東周、東周君恐、召蘇代而告之、代曰、君何患於是、臣能使韓毋徵甲與粟於周、又能爲君得高都、周君曰、子苟能、請以國聽子、代見韓相國曰、楚圍雍氏、期三月也、今五月不能拔、是楚病也、今相國乃徵甲與粟於周、是告楚病也、韓相國曰、善、使者已行矣、代曰、何不與周高都、韓相國大怒曰、吾毋徵甲與粟於周、亦已多矣、何故與周高都也、代曰、與周高都、是周折而入於韓也、秦聞之必大怒忿周、卽不通周使、是以弊高都、得完周也、曷爲不與、相國曰、善、果與周高都、

【講義】西周と東周と已に仇あり、故に西周の赧王は東周を困めむとて其臣成君に謂つて楚をして韓の雍氏の地を圍ましむ、是れ此の如くすれば韓は必ず甲兵と粟とを東周に徵すればなり、楚是に於て雍氏の地を圍む、韓果して甲兵と粟とを東周に徵す、東周の君恐れて蘇代を召して此事を告ぐ、代曰く、王何ぞ之を患へ給ふ、臣行きて能く韓をして甲兵と粟とを周に徵すると勿らしめむ、又能く君の爲に韓の高都の邑を得んと、周君曰く、子まことに能く此の事を成せば、周の國政を以て悉く子に聽さむと、代是に於て韓に行き相國の公仲侈に見えて曰く、楚の雍氏を圍むや三箇月にして陷れんとせしに、今五箇月を費すも拔き取ること能はざるなり、是れ楚の兵の弊れ弱りし證なり、しかるに今相國は甲兵と粟とを周に徵すと聞く、若し此の事の楚に聞ゆるならば、是れ韓の弊れ弱りしことを楚に告ぐると同じきなりと、韓の

しめば、韓を伐つに道を周に借らざればなり、

秦召西周君、西周君惡往、故令人謂韓王曰、秦召西周君、將以使攻王之南陽也、王何不出兵於南陽、周君將以爲辭於秦、周君不入秦、秦必不敢踰河而攻南陽矣、

【講義】秦、西周の君を召す、西周の君往くことを欲せず、故に人をして韓王に謂はしめて曰く、秦の西周の君を召すは、是れ將に王の南陽を攻めむとして之が郷導たらしめむとするなり、王何ぞ速に兵を南陽に出して之が防備をなさゞるや、王、南陽に出兵せば此の時周君は韓兵の南陽に在るを口實として秦に往かざらむ、周君若し秦に入らずんば秦必ず敢て河を踰えて南陽を攻めざらむと、

【字解】惡往、心中往くことを欲せざるなり、爲辭於秦、韓兵の南陽に在ることを口實として秦に往かざるをいふ、

東周與西周戰、韓救西周、或爲東周說韓王曰、西周故天子之國、多名器重寶、王案兵毋出、可以德東周、而西周之寶、必可以盡矣、

【講義】東周と西周と戰ふ、韓王西周を救ふ、或る人東周の爲に韓王に說きて曰く、西周はもとの天子の國なれば名高き器物貴重の珍寶多し、今王兵を按へて出でて唯西周を助くるのみにして東周を伐たずんば、一は以て恩德を東周に施すべく、一は以て西周の寶を盡して韓に歸せしめむと、

【字解】案兵、案は按なり、おさふなり、兵をおさへて東周を伐たざるをいふ、可以德東周、恩德を東周に施すべしとの意なり、

王赧謂成君、楚圍雍氏、韓徵甲

を幷呑せむと欲す、而して外面周に睦じくせり、故に當時の諸侯皆此の如くいへり、不可解、周秦の關係の解除すべからざるをいふ、言、ヿ、ニと訓む、郢、楚の都なり、

秦借道兩周之間、將以伐韓、周恐借之、畏於韓、不借畏於秦、史厭謂周君曰、何不令人謂韓公叔曰、秦之敢絶周而伐韓者、信東周也、公何不與周地、發質使之楚、秦必疑楚不信周、是韓不伐也、又謂秦曰韓彊與周地、將以疑周於秦也、周不敢不受、秦必無辭而令周不受、是受地於韓、而聽於秦、

【講義】 秦道を東西兩周の間に借りて將に韓を伐たんとす、周恐れて之を借さむとすれば韓に畏れ、借さざれば秦に畏る、是に於て史厭一策を案じて周君に謂つて曰く、君何ぞ人をして韓公叔に謂つて秦の敢て周の地を横絶して韓を伐たむとするは東周を信じてなり、此の時に當り公何ぞ周に地を與へ又質と使とをして楚に行かしめざるや、さすれば秦必ず楚を疑ひ又周を信ぜざらむ、是れ韓は伐たれざるなりといひ、又人をして秦に謂つて韓の强ひて周に地を與ふるは將に周を秦に疑はしめむとするに在り、周も亦之を敢て受けずんばあらず、秦も亦必ず人を遣して巧辭を以て周をして地を受けざらしむること勿れといはしめざるや、此の如く韓と秦とを說かしめば、是れ周は地を韓に受けて命を秦に聽けるなりと、

【字解】 兩周、東西の周なり、借之不借、借は貸すなり、周君、東周の武公なり、不令、下文の七十二字を管す、絶周、兩周の間を横に渡るをいふ、信東周、東の字戰國策に於に作る、質使、人質と使者となり、辭、辭は巧辭なり、聽於秦、命を秦に聽けると同樣なりとの意なり、卽ち秦をして楚を疑ひ周を信ぜざら

り、庶子、妾腹の子なり、適、嫡と通ず、司馬翦、楚の臣なり、資、給し與ふるなり、左成、楚の臣なり、

八年、秦攻宜陽、楚救之、而楚以周爲秦、故將伐之、蘇代爲周說楚王曰、何以周爲秦之禍也、言周之爲秦、甚於楚者、欲令周入秦也、故謂周秦也、周知其不可解、必入於秦、此爲秦取周之精者也、爲王計者、周於秦因善之、不於秦亦言善之、以疏之於秦、周絕於秦、必入於郢矣、

【講義】八年に秦、韓の宜陽を攻む、楚行きて韓を救ふ、此の時周も亦韓の爲に兵を出す、而して楚は周の出兵を以て秦の爲にすることゝ疑ふ、故に楚將に周を伐たんとす、蘇代周の爲に楚王に說きて曰く、王何ぞ周が秦の爲に出兵せると疑ひ給ふぞ、王にして今周を疑はゞ周必ず楚を懼れて却つて秦に憑らむ、是れ楚の禍にあらずや、今說客の周が秦の爲にすることの楚の爲にするよりも甚しと言ふ者は、皆是れ周を疑ひて秦に入らしめんと欲する者なり、而して周と秦とは其の地元來相近ければ、秦は常に周を幷呑せむとして外面は周に睦じくせり、故に當時の諸侯は皆周秦々々といへり、是に由て周も亦周秦の此の如き關係の解除すべからざるを知りて、早晚必ず秦に入らむ、此れ秦が周を取るの精妙なる計たるなり、故に王の爲に計らば、周が秦に親しむとも之を疑はずして之を善とし、又秦に親まずとも亦コ、に之を善として事々に周を善しとせば、周は遂に秦を絕ちて楚に親しみ、必ず郢に入り來らむと、

【字解】宜陽、韓の地名なり、救之、韓を救ふなり、以、思ふなり、將伐之、周を伐たんとするなり、何以周爲秦之禍也、何ぞ周が秦の爲にすると疑ひ給ふぞ、今王にして周を疑ひなば周必ず楚を懼れて秦に入らむ、是れ卽ち楚の禍なりとの意なり、謂周秦也、當時の諸侯の語なり、周と秦との地相近し秦常に周

たる肉なり、ひもろぎなり、

四十八年、顯王崩、子愼靚王定立、愼靚王立六年崩、子赧王延立、王赧時、東西周分治、王赧徙都西周、西周武公之共太子死、有五庶子、毋適立、司馬翦謂楚王曰、不如以地資公子咎、爲請太子、左成曰、不可、周不聽、是公之知困、而交疏於周也、不如請周君孰欲立、以微告翦、翦請令楚賀之以地、果立公子咎、爲太子、

【講義】四十八年に顯王崩じて子の愼靚王定立つ、愼靚王立ちて六年にして崩じぬ、子の赧王延立つ、赧王の時に周は東西に分れて天下を治む、卽ち惠公の長子武公は河南に居て西周と號し、少子惠公は洛邑に居て東周と號す、而して赧王は徙りて西周に都す、西周の武公の共太子死にぬ、後には五人の庶子あれども嫡として立つべき者無し、故に楚の司馬翦は楚王に謂つて曰く、今公子咎を周の太子と爲さむと請ふことに就きては種々の謀あれども、地を以て公子咎に與へて太子と爲さむと請ふには如かざるなりと、左成曰く、始より太子に地を與へて請はんとすることは不可なり、周若し聽かずんば是れ公の智略失敗し、且つ周と楚との交際を益〻疏からしめん、故に先づ周の君に誰をか立てんと欲するかと其の內意を請ひ問ひ、其の公子咎に意あるを知らば其の時始めて豫め翦に含ませ置きたる楚の微意を以て直に楚をして之を賀せむに地を獻上せむと請はしむるに如かざるなりと、よつて此の謀の如くしたるに周果して公子咎を立てゝ太子と爲しぬ、

【字解】東西周、平王より後の西周は豐鎬にして東周は洛陽なり、顯王より後の西周は河南にして東周は洛陽なり、西周武公、戰國策には東周武公に作れ

史儋、見秦獻公曰、始周與秦國合而別、別五百載復合、合十七歲而覇王者出焉、

【講義】二十四年に威烈王崩じて子の安王驕立つ、是の歲に盜人楚の聲王を殺しぬ、安王立ちて二十六年にして崩じぬ、子の烈王喜立つ、烈王二年に周の太史儋秦の獻公に見えて曰く、始め周と秦國と合ひて後別れたり、別れて五百載にして復合はん、合ひて十七年にして覇王たる者出でんと、

【字解】始周與秦合而別、始め合ふとは秦の先祖が周に事へて未だ諸侯に封ぜられざりしをいふ、別とは秦の襄公始めて封ぜられて諸侯となりしをいふ、五百載、大數を擧げたるなり、襄公諸侯と爲りてより昭王の五十二年に西周の君臣二十六城を獻じて秦に入りしまで凡て五百十六年なりき、覇王、諸侯のかしらなり、始皇を指す、

十年、烈王崩、弟扁立、是爲顯王、顯王五年、賀秦獻公、獻公稱伯、九年、致文武胙於秦孝公、二十五年、秦會諸侯於周、二十六年、周致伯於秦孝公、三十三年、賀秦惠王、三十五年、致文武胙於秦惠王、四十四年、秦惠王稱王、其後諸侯皆爲王、

【講義】十年に烈王崩じて弟の扁立つ、是を顯王と爲す、顯王の五年に秦の獻公を賀す、是の歲獻公諸侯のはたがしらと稱す、九年に文王武王に祭りし胙を秦の孝公に賜ふ、二十五年に秦の孝公諸侯を周に會しぬ、二十六年に周より秦の孝公に伯の稱號を賜ふ、三十三年に秦の惠王を賀す、三十五年に文武の胙を秦の惠王に賜ふ、四十四年に秦の惠王自ら王と稱す、其の後韓魏齊趙の諸侯皆自ら王と爲る、

【字解】文武胙、文武は文王武王なり、胙は祭に供へ

疾立つ、是を哀王と爲す、哀王立ちて三箇月にして弟の叔は哀王を襲ひ殺して自立す、是を思王と爲す、思王立ちて五箇月にして少弟の嵬は思王を攻めて之を殺して自立す、是を考王と爲す、此の哀・思・考の三王は皆定王の子なり、

【字解】 后太子聖而、后は景王の后の穆后なり、太子は壽なり、春秋昭公十五年の左傳に「六月乙丑王太子壽卒。八月戊寅王穆后崩」とあり、又同二十六年の左傳に王子朝の諸侯に告げしむる語に「穆后及太子壽早夭卽世」とあれば、聖而の二字は乃ち壽の一字の誤ならむ、然らざれば穆后と太子と倶に聖なることを經傳に考ふる所なきなり、澤、周の地名なり、三晉、韓・魏・趙なり、

考王十五年崩、子威烈王午立、考王封其弟于河南、是爲桓公、以續周公之官職、桓公卒、子威公代立、威公卒、子惠公代立、乃封其少子於鞏以奉王、號東周惠公、威烈王二十三年、九鼎震、命韓魏趙爲諸侯、

【講義】 十五年に考王崩じて、子の威烈王午立つ、初め考王其の弟を河南に封じて是を桓公と爲し、以て周公の官職を續がしめたり、桓公卒して子の威公代り立つ、威公卒して子の惠公代り立つ、惠公其の少子を鞏に封じて王室に奉事せしむ、是を東周の惠公と號す、威烈王二十三年に周の九鼎鳴動す、韓魏趙の三氏に命じて諸侯と爲す、

【字解】 桓公、名は揭といふ、河南に居城す、鞏、地名なり、東周惠公、名は班といふ、釆を鞏に食み政を洛陽に執る、故に東周といふ、惠公は父の號を襲ひしなり、震、鳴動なり、

二十四年崩、子安王驕立、是歲、盜殺楚聲王、安王立二十六年崩、子烈王喜立、烈王二年、周太

入敬王于周、三十九年、齊田常殺其君簡公、四十一年、楚滅陳、孔子卒、四十二年、敬王崩、子元王仁立、元王八年崩、子定王介立、定王十六年、三晉滅智伯、分有其地、二十八年、定王崩、長子去疾立、是爲哀王、哀王立三月、弟叔襲殺哀王而自立、是爲思王、思王立五月、少弟嵬攻殺思王而自立、是爲考王、此三王、皆定王之子、

【講義】二十一年に定王崩じて子の簡王夷立つ、簡王の十三年に晉其の君厲公を殺して子周を周より迎へ、立てゝ悼公と爲す、十四年に簡王崩じて子の靈王泄心立つ、靈王の二十四年に齊の崔杼其の君莊公を弑しぬ、二十七年に靈王崩じて子の景王貴立つ、景王の十八年に穆后と太子壽と早く卒したれば、二十年に至り景王は其の長庶子の子朝を愛して之を立てんと欲す、而るに此の歲景王會〻崩じたれば、子丐の黨も丐を王位に立てんと欲して子朝の黨と爭ふ、玆に又國人は長子の猛を立てゝ王と爲す、子朝よって猛を攻めて之を殺しぬ、猛は悼王のことなり、晉人は子朝を攻めて丐を立つ、是を敬王と爲す、さて敬王元年に晉人の敬王を周に入れて位に卽かしめんとするや、子朝は已に自ら立ちたれば敬王は入ること能はずして周の澤の地に居れり、四年に至り晉諸侯を率ゐて敬王を周に入れしかば、子朝は臣と爲り、諸侯は周に城を築きぬ、十六年に子朝の徒復亂を起したれば敬王晉に奔れり、十七年に晉の定公遂に敬王を周に入れぬ、三十九年に齊の田常其の君簡公を殺しぬ、四十一年に楚陳を滅す、此の歲孔子卒しぬ、四十二年に敬王崩じて子の元王仁立つ、元王八年にして崩じぬ、子の定王介立つ、定王十六年に三晉智伯を滅して其の地を分ち有てり、二十八年に定王崩じて長子去

年、楚莊王卒、

【講義】定王元年に楚の莊王陸渾に居る所の戎を伐ち、遂に洛水のほとりに次りて兵を周郊に示し、人をして周室の九鼎の小大輕重を問はしむ、是れ莊王が周室を覆して天下を奪はんとするの下心なり、定王乃ち大夫の王孫滿をして之に應へしむ、王孫滿辭を設けて楚服を說服す、楚兵乃ち去りぬ、十年に楚の莊王鄭を圍む、鄭伯降服す、已にして舊に復る、十六年に楚の莊王卒しぬ、

【字解】陸渾之戎、此は洛の西南陸渾の地に居る尹姓の戎なり、次洛、次は軍隊の二日以上宿營することにいふ、ヤドルと訓む、洛は洛水のほとりなり、問九鼎、九鼎は夏殷周三代に傳はりし天子の寶器なり、此の九鼎の小大輕重を問ふは周室を覆さんとするの下心なり、設以辭、楚の世家に詳なり、

二十一年定王崩、子簡王夷立、簡王十三年、晉殺其君厲公、迎子周於周、立爲悼公、十四年、簡王崩、子靈王泄心立、靈王二十四年、齊崔杼弑其君莊公、二十七年、靈王崩、子景王貴立、景王十八年、后太子〔聖而〕蚤卒、二十年、景王愛子朝、欲立之、會崩、子丐之黨與爭立、國人立長子猛爲王、子朝攻殺猛、猛爲悼王、晉人攻子朝而立丐、是爲敬王、敬王元年、晉人入敬王、子朝自立、敬王不得入、居澤、四年、晉率諸侯入敬王于周、子朝爲臣、諸侯城周、十六年、子朝之徒復作亂、敬王犇于晉、十七年、晉定公遂

會ス之河陽踐土ニ、諸侯畢ク朝ス、書諱ミテ曰ク、天王狩スト于河陽ニ、二十四年、晉ノ文公卒ス、

【講義】十七年に氾に在る襄王は叔帶が王と爲りしを聞き、急を晉の文公に告ぐ、晉の文公襄王を周室に納れて叔帶を誅したり、襄王是に於て晉の文公の功を嘉みし、之に珪玉香酒弓矢を賜ひて諸侯の長と爲し、河内の地を以て晉に與へたり、二十年に晉の文公襄王を召す、襄王出でて文公に河北の踐土に會す、諸侯畢く來り朝せり、是れ臣を以て君を召したることとなれば後世の訓となすべからず、故に魯の春秋に之を諱みて天王河陽に狩すと書せり、二十四年に晉の文公卒しぬ、

【字解】急、叔帶の王と爲りしことなり、珪鬯、珪は圭に同じ、諸侯の天子に見ゆる時に執る所の玉なり、格式によりて異れり、鬯は香酒なり、伯、霸に同じ、はたがしらなり、河內地、楊樊・溫原・攢茅の田なり、河陽、河北なり、書諱、魯の春秋に書して諱みしなり、狩于河陽、襄王は河陽に狩せざれども、晉の文公が臣を以て君を召したるを以て、分明に此の事を記せば後世の訓とならざるを慮りて此く書せしなり、

三十一年、秦ノ穆公卒ス、三十二年、襄王崩ジ、子頃王壬臣立ツ、頃王六年ニシテ崩ジ、子匡王班立ツ、匡王六年ニシテ崩ジ、弟瑜立ツ、是ヲ爲ス定王ト、

【講義】三十一年に秦の穆公卒しぬ、三十二年に襄王崩じぬ、子の頃王壬臣立つ、頃王六年にして崩じぬ、子の匡王班立つ、匡王六年にして崩じぬ、弟の瑜立つ、是を定王と爲す、

定王元年、楚ノ莊王伐ツ陸渾之戎ヲ、次リ洛ニ、使ム人ヲシテ問ハ九鼎ヲ、王使ム王孫滿ヲシテ應ヘテ設クルニ以テセ辭ヲ、楚兵乃チ去ル、十年楚ノ莊王圍ム鄭ヲ、鄭伯降ル、已ニシテ而復ス之ヲ、十六

ふ、是れ從ふ可からずと、王亦聽かざりき、
【字解】降、招き下すなり、其女、翟の國君の女なり、卽ち叔隗なり、

十六年、王絀翟后、翟人來誅殺譚伯、富辰曰、吾數諫不從、如是不出、王以我爲懟乎、乃以其屬死之、初惠后欲立王子帶、故以黨開翟人、翟人遂入周、襄王出犇鄭、鄭居王于氾、子帶立爲王、取襄王所絀翟后、與居溫、

【講義】王は富辰の諫を用ひず遂に翟の叔隗を娶りて后となしぬ、されど叔隗は王子帶と通ぜしかば、十六年に至り王は翟后を黜けたり、是に於て翟人兵を帥ゐて來り責め、王の大夫の譚伯を殺せり、富辰曰く、吾れ昔し數、王を諫めたれども、王從ひ給はざりしかば此の難起れり、されど是の時に當りて我れ若し出でて敵に當らずんば、王我を以て諫の用ひられざるを怨みたりとなし給はむかと、乃ち其の部下の兵を率ゐて翟の難に討死せり、初め惠后は其の子の叔帶を立てむと欲したりき、此の難の起るに及び、叔帶の手兵を帥ゐて竊に翟人を誘ひて道を開きたるを以て、翟人は遂に容易に周に入りたるなり、襄王敵すべからざるを知り、乃ち鄭に出奔す、鄭人王を氾の地に居らしむ、是に於て子帶立ちて王と爲り、襄王の黜けたる所の翟后を娶りて與に溫に居れり、
【字解】絀翟后、絀は黜に同じ、しりぞくなり、翟后は叔隗なり、叔隗と王子帶と通ぜしを以てしりぞけしなり、誅、責むなり、譚伯、周の大夫なり、不出、出でて寇を防がずんばの意なり、懟、怨むなり、其屬、其の手兵なり、開、誘ひて道案内するをいふ、

十七年、襄王告急于晉、晉文公納王而誅叔帶、襄王乃賜晉文公珪鬯弓矢、爲伯、以河內地與晉、二十年、晉文公召襄王、襄王

之東徙、晉鄭焉依、子頽之亂、又鄭之由定、今以小怨弃之、王不聽、

【講義】九年に齊の桓公卒しぬ、十二年に王の異母弟の叔帶は齊より周に復歸す、十三年に鄭は滑人が鄭に叛きて衞に服從したるを怨みて之を伐つ、是に於て襄王は其の大夫の游孫と伯服とをして鄭に往きて滑を衞に復へさしめむことを請ふ、鄭人二大夫を囚へて還さゞるなり、是れ鄭の文公は、昔し惠王の復辟の時、父の厲公與りて力ありしに、惠王は虢公にのみ爵を與へて父に爵を與へざりしを怨みとせり、而して今又襄王が衞に滑を與へたるを怨みとす、故に伯服を囚へたるなり、王よりて怒りて翟の兵を以て鄭を伐たむとす、富辰諫めて曰く、凡そ我が周の都を東の方洛陽に徙しゝ時は晉鄭の二國に是れ依り、子頽の亂にも又鄭の力によりて平定せり、而るに今少しの怨を以て大いなる功を弃てむとし給ふは、乃ち不可なることと無からむやと、されど王聽き入れざりき、

【字解】鄭伐滑、滑は小國にして初め鄭に屬せり、後之に叛きて衞に服す、故に之を伐ちしなり、游孫伯服、周の二大夫なり、囚之、二大夫を囚へしをいふ、爵、さかづきなり、囚伯服、左傳僖公二十四年に「執二子」とあれば伯服の上に游孫の二字を脱せしならむ、東徙、都を東の洛陽に徙しゝをいふ、

十五年、王降翟師以伐鄭、王德翟人、將以其女爲后、富辰諫曰、平・桓・莊・惠、皆受鄭勞、王弃親親翟、不可從、王不聽、

【講義】十五年に王は鄭の罪を問はんとて翟の兵を招き下して之を率ゐて鄭を伐ちたり、王翟人の度々王命に從ひて功を樹てたるを德と爲し、將に其の女を娶りて后と爲さむとす、富辰之を諫めて曰く、平・桓・莊・惠の四王は皆鄭の功勞を受けたり、而るに王今此の親しき鄭を弃てゝ彼の疏き翟を親まむとし給

朋平戎于晉、王以上卿禮管仲、管仲辭曰、臣賤有司也、有天子之二守國高在、若節春秋、來承王命、何以禮焉、陪臣敢辭、王曰、舅氏、余嘉乃勳、毋逆朕命、管仲卒受下卿之禮而還、

【講義】叔帶の亂に戎翟中國に侵入したれば、齊の桓公は其の臣管仲をして戎を周に平げしめ、隰朋をして戎を晉に平げしむ、襄王管仲の武功を大なりとなし、上卿を以て管仲を禮遇せむとす、管仲之を辭して曰く、臣は賤しき役人なり、齊には已に天子の命を受けて其の守臣となれる二人の國子と高子との在るありて、何れも皆上卿の禮遇を承けり、若し春秋を以て聘享の時となし、二子の來りて王命を承くる時は王何を以て之を禮せむとするや、陪臣敢て辭すと、王曰く、伯舅の使臣、余れ汝が武勳を嘉して上卿の禮を採らむとす、朕が命に逆ふことなかれと、されど管仲は之を辭し、卒に下卿の禮遇を受けて還れり、

【字解】上卿、三卿の上位なり、卽ち執政大臣のことなり、有司、役人なり、天子之二守、天子の命を受けて齊の守臣となれる二人なり、國高、國子と高子となり、節春秋、節は時なり、春秋の二季を聘享の時となすの意なり、來、國高二子の來朝するをいふ、陪臣、陪は重なり、諸侯の臣は天子より見れば二重の臣なり、故に諸侯の臣を陪臣といふ、またけらいなり、舅氏、伯舅の使臣のことなり、伯舅とは天子が異姓の諸侯を尊稱する語なり、乃、汝なり、

九年齊桓公卒、十二年叔帶復歸于周、十三年鄭伐滑、王使游孫・伯服請滑、鄭人囚之、鄭文公怨惠王之入、不與厲公爵、又怨襄王之與衛滑、故囚伯服、王怒、將以翟伐鄭、富辰諫曰、凡我周

伐殺王頽、復入惠王、惠王十年、賜齊桓公爲伯、

【講義】 十五年に莊王崩じぬ、子の釐王胡齊立つ、釐王三年に齊の桓公始めて諸侯に長たり、五年に釐王崩じぬ、子の惠王閬立つ、惠王二年に王溫に奔る、初め莊王姫妃姚氏をかたより愛して子の頽を生む、頽莊王に寵せられたり、惠王の位に卽くに及び、王は其の大臣の園を奪ひて囿と爲しぬ、故に大夫の邊伯等五人相俱に亂を起し、謀りて燕衞の師を召して惠王を伐つ、是によつて惠王溫に犇りしなり、王巳にして鄭の櫟の地に遷り居りぬ、是に於て五大夫は釐王の弟頽を立てゝ王と爲す、而して其の舞樂は、樂に舞の附くものは偏く舞へり、鄭虢の二君之を聞きて大いに怒る、惠王の四年に鄭君と虢君と俱に伐つて王頽を殺し、復惠王を朝に入れて位に卽かしむ、惠王十年に齊の桓公に爵を賜ひて伯と爲す、

【字解】 霸、諸侯の長なり、はたがしらのこと、嬖、かたより愛するなり、園囿、園は苑に籓を設けたるもの、多くは草果を樹う、囿は苑の外園に垣のあるもの、多くは禽獸を飼育す、共にソノと訓む、五人、蔿國・邊伯・詹父・子禽・祝跪なり、犇、奔るなり、櫟、地名なり、偏舞、樂に舞のある所のものを周く舞ふをいふ、伯、霸に同じ、

二十五年惠王崩、子襄王鄭立、襄王母蚤死、後母曰惠后、惠后生叔帶、有寵於惠王、襄王畏之、三年叔帶與戎翟謀伐襄王、襄王欲誅叔帶、叔帶犇齊、

【講義】 二十五年に惠王崩じぬ、子の襄王鄭立つ、襄王の母蚤く死にたれば惠王後妃を迎ふ、之を惠后といふ、惠后叔帶を生みて惠王に寵せらる、よつて襄王は己れの地位を奪はれんことを畏れたり、三年に至り案の如く叔帶は戎翟と謀反して襄王を伐つ、襄王叔帶を誅せむとせしかば叔帶逃れて齊に奔れり、

齊桓公使管仲平戎于周、使隰

り、故に、莊公は之を己の所領と爲して桓王の禮せざりしに報いしなり、

【字解】 怨、一說に怨は宛の誤なり、宛は鄭の大夫なりと、此の說は春秋隱公八年に「鄭伯使宛來歸祊」とあるに據る與魯易許田、魯の許田と鄭の祊の地とを易へしをいふ、

八年魯殺隱公、立桓公、十三年伐鄭、鄭射傷桓王、桓王去歸、二十三年、桓王崩、子莊王佗立、莊王四年、周公黑肩欲殺莊王、而立王子克、辛伯告王、王殺周公、王子克犇燕、

【講義】 八年に魯の子允公子翬をして隱公を殺さしめて桓公を立つ、十三年に王親ら鄭を伐つ、鄭王師と繻葛に戰ひて桓王の肩を射て傷つく、桓王去り歸る、二十三年に桓王崩じて子の莊王佗立つ、莊王四年に周公黑肩は莊王を殺して莊王の弟の王子克を立てんと欲す、辛伯此の陰謀を王に告げければ、王周公を殺したり、王子克は逃れて燕に出奔せり、

【字解】 魯殺隱公、魯の子允が公子翬をして隱公を殺さしめしをいふ、射傷桓王、桓王の肩を射て傷けしなり、是れ桓公五年の左傳にある繻葛の役なり、王子克、莊王の弟なり、

十五年莊王崩、子釐王胡齊立、釐王三年、齊桓公始霸、五年釐王崩、子惠王閬立、惠王二年、初莊王嬖姬姚生子穨、穨有寵、及惠王卽位、奪其大臣園以爲囿、故大夫邊伯等五人作亂、謀召燕衞師伐惠王、惠王犇溫、已居鄭之櫟、立釐王弟穨爲王、樂及徧舞、鄭虢君怒、四年鄭與虢君

【講義】幽王は虢石父を卿と爲して政事を行はしむ、國人皆王を怨む、何となれば石父の人と爲りは便佞巧智にして善くへつらひ利を好む、而るに王之を用ひ、且つ申后を廢し太子を去てたればなり、王の申后を廢し太子を去つるや、申侯怒りて繒・西夷・犬戎の兵と與に幽王を攻めたり、幽王寇の至れるを以て烽火を擧げて諸侯の兵を徵せども、諸侯は之を信ぜずして至らざるなり、申侯遂に幽王を驪山の下に殺し、褒姒を虜にし、盡く周の財寶を取りて去りぬ、是に於て諸侯乃ち申侯につきて共に故の幽王の太子の宜臼を立つ、是を平王と爲して周の祀を奉ぜしむ、平王立ちて都を東の方雒邑に遷して戎狄の寇を辟けたり、此の平王の時に周室衰微し權威無く、諸侯の強きは弱きを幷合す、就中齊・楚・秦・晉の諸國始めて強大となり、天下の政權は諸侯の旗頭に由つて左右せらるゝなり、

【字解】佞巧、便佞巧智なり、即ちへつらひ上手のこと、諛、へつらふなり、申侯、申國の君なり、即ち申后の父なり、繒、國の名なり、賂、財寶なり、タカラと訓む、方伯、一方の諸侯の長なり、はたがしらなり、

四十九年、魯隱公卽位、五十一年、平王崩、太子洩父蚤死、立其子林、是爲桓王、

【講義】四十九年に魯の隱公位に即く、五十一年に平王崩じぬ、太子の洩父早く死にければ洩父の子の林を立つ、是を桓王と爲す、

【字解】蚤死、蚤は早と通ず、蚤死は平王の崩ぜざる前に早く死にしをいふ、

桓王、平王孫也、桓王三年、鄭莊公朝、桓王不禮、五年、鄭怨、與魯易許田、許田天子之用事太山田也、

【講義】桓王は平王の孫なり、桓王三年に鄭の莊公始めて來朝せしに、桓王は之に禮せざりき、五年に至り鄭の莊公之を怨みて鄭國に近き魯の許田と魯國に近き鄭の祊とを易ふ、さて此の許田とは許の地に在る田にして天子の太山を祭る時に用ふる所の田なり、

至、則擧烽火、諸侯悉至、至而無寇、褒姒乃大笑、幽王說之、爲數擧烽火、其後不信、諸侯益亦不至、

【講義】褒姒は性笑ふことを好まざるなり、幽王は之を物足らず思ひ、如何にもして其の笑はむことを欲して、萬方手を盡せども故に笑はざるなり、時に幽王は烽燧大鼓を設けて豫め諸侯と相約して、寇の來るあれば烽火を擧げ大鼓を擊ちて、其の兵を徵すことゝなしぬ、而るに幽王故無くして烽火を擧げければ、諸侯之を實となして悉く來り援けむとす、來れば寇無し、是に於て褒姒始めて大いに笑ふ、幽王其の笑顏を悅びて數〻烽火を擧ぐ、諸侯初の中は其の度每に馳せ參じたれども、其の後之を信ぜず、遂に愈〻來らざるやうになれり、

【字解】萬方、種々の方法を以てすること、故、故意なり、コトサラニと訓む、烽燧、烽は高處に桔槔を設け其の端に著けたる薪を燃すことなり、此は寇の來れるを知らす爲めに晝間に用ふるなり、燧は夜間に炬火を燃して寇の來れるを知らすなり、のろしなり、

幽王以虢石父爲卿、用事、國人皆怨、石父爲人佞巧善諛好利、王用之、又廢申后、去太子也、申侯怒、與繒・西夷・犬戎攻幽王、幽王擧烽火徵兵、兵莫至、遂殺幽王驪山下、虜褒姒、盡取周賂而去、於是諸侯乃卽申侯而共立故幽王太子宜臼、是爲平王、以奉周祀、平王立、東遷于雒邑、辟戎寇、平王之時、周室衰微、諸侯彊幷弱、齊・楚・秦・晉始大、政由方伯、

れて其の女子を弃てたり、而るに宣王の時に當りて童女ありて謠ひて曰く、山桑の弧箕木の矢房を賣る者實に周國を亡さむと、是に於て宣王之を聞くに夫婦にして是の弧と矢房とを賣る者ありといふ、宣王よつて之を執へて戮殺せしめむとす、夫婦の者之を聞き逃亡せむとする途次に、郷に後宮の童妾の弃てたる所のあやしき兒の路に出でたるを見、其の夜啼を聞き、不閔に思ひて之を拾ひ上げ、夫婦は遂に亡げて褒國に奔れり、此の棄子長じて美女となれり、時に褒の君罪あり、よつて童妾の弃てたる所の女子を王に入れて褒君の罪を贖はんと請ふ、さて此の弃てられたる所の女子は元褒國より出でしなり、よつて是を褒姒と爲すと、幽王の三年に當り、王後宮に行きて褒姒を見て之を愛し、子の伯服を生む、是に於て竟に申后及び太子宜臼を廢し、改めて褒姒を后妃と爲し、伯服を太子と爲しゝなり、太史伯陽曰く、周室を禍せむとするや遠き昔より既に此の如く成れり、今に至りて之を奈何ともすべき無しと、

【字解】　嬖愛、嬖はかたよりいつくしむなり、褒姒、褒は國の名なり、姒は夏と同姓なり、神龍の沫より化して生れたる美女を褒人より幽王に納れたるを以て其の名と爲す、史記、當時諸侯の國に史官ありて各其の地の出來事を記せり、故に此の史記は古記錄のことなり、二君、二人の先君なりの意なり、漦、龍の吐く所の沫なり、是れ龍の精氣なり、布レ幣、幣帛をしき陳ぶなり、策告、策文を以て龍に告ぐるなり、櫝、ひつなり、厲王之末、厲王の彘に出奔せし歲を指す、裸、はだかなり、譟、さわぎ呼はるなり、玄黿、蜥蜴のことなり、既齓、既は盡なり、コトゴトクと訓む、齓は齒の拔けかはることなり、女子は七歲にしてかはるなり、笄、簪をさすこと、女子許嫁して後に簪をさすなり、孕、はらむなり、檿弧、檿は山桑なり、弧は弓なり、箕服、箕は木の名なり、服は矢房なり、是器、檿弧箕服なり、戮、罪するなり、郷、向なり、妖子、妖は一に夭に作る、夭は幼少なり、褒人、褒國の君なり、贖、あがなふなり、

褒姒不レ好レ笑、幽王欲二其笑一、萬方スレ𪜈故不レ笑、幽王爲二熢燧大鼓一、有レ寇

於路者、聞其夜啼、哀而收之、夫婦遂亡、犇于襃、襃人有罪、請入童妾所弃女子者於王、以贖罪、弃女子出於襃、是爲襃姒、當幽王三年、王之後宮、見而愛之、生子伯服、竟廢申后及太子、以襃姒爲后、伯服爲太子、太史伯陽曰、禍成矣、無可奈何、

【講義】三年に幽王襃國より納れたる美女襃姒をかたより愛す、襃姒は子の伯服を生む、是に於て幽王は嬖妾襃姒の生みたる伯服を愛するの極、太子を廢せむと欲す、さて太子の母は申侯の女にして正に后妃たるなり、而るに王は後に襃姒を得て之を愛するを以て、申后を廢し幷せて太子宜臼をも去てゝ、改めて襃姒を后妃と爲して伯服を太子と爲さむと欲す、周の太史の伯陽此の事を聞き、古記錄を讀みて歎じて曰く、周は將に滅亡せむとすと、さて其の記事に云く、昔し夏后氏の衰へしより後に、二つの神龍ありて夏帝の庭に止まり、自ら言って曰く、余は襃國の二先君なりと、夏帝之を殺さむと之を去てむと之を止めむと三者孰れか吉なるかをトひしに、何れも吉ならず、よって其の吐く所の沫を請ひ受けて之を藏めむとトひしに、乃ち吉なりき、是に於て幣帛を布き陳ね、策文を以て龍に告げければ、龍うせて其の吐きし沫のみ殘れり、よって之を櫝に藏めたり、夏の亡びし時は此の器を殷に傳へ、殷の亡びし時は此の器を周に傳へて、夏殷周の三代の頃は敢て之を發き見ることなかりき、而るに厲王の末に至りて此の櫝を發きて之を觀るに、龍の沫庭中に流れて除ひ去るべからざるなり、厲王是に於て婦人をして裸にして之に向ひさわぎ呼ばしむ、蓋し不淨を以て之を厭ひ去らしめむとせしなり、しかるに沫は化して蜥蜴と爲りて愈〻王の後宮に入り込めり、此の時後宮の童妾の未だ齒の盡く拔け變らざる者之に遭へり、既にして此の童妾は笄して孕みぬ、蓋し蜥蜴の精に感じたるなり、是れ夫無くして子を生みたるものなれば、不祥を懼

烝、上升するなり、塡、塞なり、トザサルと訓む、在陰、陰の下に在りの意なり、原、水源なり、演、潤ふなり、伊洛、二水の名なり、竭、涸るゝなり、二代之季、夏商二代の季世の王、卽ち夏の桀王殷の紂王を指す、徵、徵候なり、紀、極なり、數は一に始まりて十に終る、故に十を數の極と爲す、

三年、幽王嬖愛褒姒、褒姒生子伯服、幽王欲廢太子、太子母申侯女、而爲后、後幽王得褒姒愛之、欲廢申后、幷去太子宜臼、以褒姒爲后、以伯服爲太子、周太史伯陽讀史記曰、周亡矣、昔自夏后氏之衰也、有二神龍、止於夏帝庭而言曰、余褒之二君、夏帝卜殺之與去之與止之、莫吉、卜請其漦而藏之、乃吉、於是布幣而策告之、龍亡而漦在、櫝而去之、夏亡、傳此器殷、殷亡、又傳此器周、比三代、莫敢發之、至厲王之末、發而觀之、漦流于庭、不可除、厲王使婦人裸而譟之、漦化爲玄黿、以入王後宮、後宮之童妾、既齔而遭之、既笄而孕、無夫而生子、懼而弃之、宣王之時、童女謠曰、檿弧箕服、實亡周國、於是宣王聞之、有夫婦賣是器者、宣王使執而戮之、逃於道、而見鄉者後宮童妾所弃妖子出

山川、山崩川竭、亡國之徵也、川竭必山崩、若國亡不過十年、數之紀也、天之所弃、不過其紀、是歲也、三川竭、岐山崩、

【講義】四十六年に宣王崩じぬ、子の幽王宮涅立つ、幽王卽位の二年に地震ありて西周の涇・渭・洛の三川皆震ひ動きて水溢れ出でぬ、伯陽父は是を以て周は將に亡びんとすとせり、其の說に曰く、夫れ天地の氣は其の序を失はざるを以て常と爲す、若し其の序を過つことあるは、是れ民の暴亂を行ひて之をみだすが爲めなり、其の序亂るれば陽氣は屈み伏して地上に出づること能はず、されど陽氣は常に機を得て上升せむとするも、陰氣之に迫りて上升すると能はざらしむるなり、是に於て二氣地中に於て相戰ひて地を震はすなり、今三川の實に震ひ動くは、是れ陽氣其の所を失ひて陰氣にとざさるゝが爲めなり、かく陽氣其の所を失ひて陰氣にとざされて陰の下に在るときは、則ち地震ひて川源必ず塞がる、川源塞がれば則ち國必ず亡ぶ、其の理次の如し、夫れ土中に水の潤ふことによりて萬物生育し、民之を用ふることを得るなり、若し土中に水の潤ふこと無ければ萬物生育せず、從つて民其の財用に乏し、此の如くんば國は滅亡せずして何をか待たむや、昔し伊洛の二川の水涸れて夏亡び、黃河の水涸れて商亡びたり、今周王の德も亦夏商二代の末季の王の如し、而して其の川源又塞がれり、川源塞がれば水必ず涸るゝなり、夫れ國家は必ず山川に依つて立つなり、而して其の依る所の山崩れ河涸るゝ時は、是れ國家滅亡の徵候なり、川水涸るれば山は必ず崩るゝものなれば、今度幾年を經ずして山崩れむ、若し此の如くんば國の亡びんこと其れ十年を過ぎざらむ、是れ十は數の極なればなり、而るに天命の弃つる所のものは其の數の極を過ぎずして亡びんと、案の如く是の年に三川の水は涸れ、岐山は崩れたり、

【字解】西周、鎬京なり、武王以來の都なり、今の陝西省西安府に屬す、三川、涇・渭・洛の三川なり、伯陽父、周の太史なり、民之亂之、實は「王之亂之也」といふべきをかく婉曲にいへるは恭敬の意より出づ、

曰く、不可なりと、王諫を聽かず、遂に親耕せざりき、三十九年に至り王千畝といふ地に戰ふ、是れ姜氏の戎の來り寇するに遭ひしを以てなり、而して王師姜氏の兵に大敗す、宣王既に南國より參加したる軍兵を失ひて兵勢頓に手薄となりにければ、更に新兵を徵集せむとて民數を太原に計へむとす、仲山甫之を諫めて曰く、人君たる者は親ら民の數を計へて兵を募るべきにあらずと、宣王聽かず、卒に民を數へて新兵を徵集せり、

【字解】籍、籍田なり、籍は借るなり、天子は親ら天地又は先祖の祭祀に供ふる所の穀を作るを禮となす、然るに天子は政事を親裁すれば田を耕すに暇無し、故に唯鍬入れの禮を爲すのみに止め、後は民力を借りて田を耕すなり、故に之を籍田といふ、而して其の廣さは千畝なり、よつて天子の籍田を千畝と稱す、諸侯は百畝なり、千畝、籍田のことなり、上に詳なり、虢文公、虢は國の名なり、文公は謚なり、戰二于千畝一、此の千畝は地名なり、前の千畝と同じからず、敗績、大敗なり、姜氏戎、西戎の別種なり、堯の時の四岳の後なりといふ、料レ兵、料は數ふなり、兵の數を計へて新兵を徵集するをいふ、

四十六年、宣王崩、子幽王宮涅立、幽王二年、西周三川皆震、伯陽甫曰、周將亡矣、夫天地之氣、不失其序、若過其序、民亂之也、陽伏而不能出、陰迫而不能蒸、於是有地震、今三川實震、是陽失其所而塡陰也、陽失而在陰、原必塞、原塞必亡、夫水土演而民用也、土無所演、民乏財用、不亡何待、昔伊洛竭、而夏亡、河竭而商亡、今周德若二代之季矣、其川原又塞、塞必竭、夫國必依

て此く爲したると思ひ給ふらむ、夫れ諸侯に事ふる者すら危險の中に在りとも、之を讐として怨みず、假令之を怨むるとも怒らざるなり、況んや王に事ふる者に於てをや、乃ち其の子を以て王の太子の身代りと爲して國人を退かしむ、是に於て太子竟に難を脫るゝことを得たり、

【字解】 太子靜、宣王なり、驟、數なり、シバ〳〵と訓む、王、厲王を指す、以下同じ、懟、怨むなり、事レ君、君は諸侯を指す、險、危險の中に在るをいふ、

召公周公二相行レ政、號曰二共和一、共和十四年、厲王死二于彘一、太子靜長二於召公家一、二相乃共立レ之爲レ王、是爲二宣王一、宣王卽レ位、二相輔レ之、修レ政、法二文武成康之遺風一、諸侯復宗レ周、

【講義】 厲王彘に出奔せしを以て召公周公の二相王に代りて國政を行ふ、號して共和といふ、二相の共和してより十四年にして厲王彘の地に死にぬ、此の間太子の靜は召公の家に成長せり、二相是に於て共に靜を立てゝ王と爲す、是を宣王と爲す、宣王の位に卽くや、二相之を輔けて政を修め、文王武王成王康王の遺風に法りしかば、諸侯復周を宗室となして尊べり、

【字解】 共和、召周の二相共に和して政を行ふの意なり、宗、宗室なり、歸向する所をいふ、

十二年、魯武公來朝、宣王不レ修二籍於千畝一、虢文公諫曰、不レ可、王弗レ聽、三十九年戰二于千畝一、王師敗二績于姜氏之戎一、宣王既亡二南國之師一、乃料二民於太原一、仲山甫諫曰、民不レ可レ料也、宣王不レ聽、卒料レ民、

【講義】 宣王の十二年に魯の武公來り朝す、宣王籍田を千畝に親耕せざりしかば、虢の文公之を諫めて

めくらなり、誦は箴諫の語をそらんずるをいふ、傳語、他人の褒貶の語言を傳へ誦するをいふ、盡レ規、規正の道をつくすをいふ、瞽史、此の瞽は樂太師なり、卽ち樂官の長なり、史は太史なり、此の二人は陰陽禮法の書を掌りて其の義を王に敎ふるなり、耆艾、耆は六十歲以上の老人の稱なり、艾は五十歲以上の者の稱なり、此にては師傅のことなり、師傅は耆艾の者を以て之に任ず、故にいふ、修レ之、之は前文を承く、卽ち公卿以下のことなり、原隰衍沃、原は廣平の地なり、隰は低くしてしめりけある地なり、衍は下く平なる地なり、沃は肥えたる地なり、其與能幾何、與は語助なり、最後に据ゑて「カ」と訓むに同じ、卽ち二其能久幾何與一の文に同じ、

王不レ聽、於レ是國莫二敢出一レ言、三年乃相與畔、襲二厲王一、厲王出二犇於彘一、

【講義】王遂に召公の言を聽かずして相變らず民の口を防ぎしかば、國人敢て言を出す者無かりき、されど三年の後民の怨恨破裂し、相與に畔きて厲王を襲ふ、厲王遂に彘の地に出奔せり、

厲王太子靜匿二召公之家一、國人聞レ之、乃圍レ之、召公曰、昔吾驟諫レ王、王不レ從、以及二此難一也、今殺二王太子一、王其以レ我爲レ讐而懟怒乎、夫事レ君者、險而不二讐懟一、怨而不レ怒、況事レ王乎、乃以二其子一代二王太子一、太子竟得レ脫、

【講義】彘の亂に厲王の太子の靜は召公の家に匿る、國人之を聞き知りて召公の家を圍みて太子を殺さむとす、召公其の家臣に謂つて曰く、昔し吾れ數〻王を諫めて利を專らにするの害を力說せり、而るに王之に從ひ給はざりしを以て此の大難に及べり、今吾れ國人の請をいれて王の太子を殺さば、王は其れ我を以て諫の用ひられざるを讐として怨み且つ怒り

に叛亂を企て、天下を騷擾せしむるに至らむ、是の故に水を治むる者は、水を決して能く流通せしめて氾濫の災無からしむ、民を治むる者は、民の自由に放任して能く其の思想を吐露せしめて怨恨の弊無からしむ、故に天子の政を聽くや、公卿より上士に至るまでの臣をして詩を獻じて政の得失を言はしめ、樂師をして樂曲を作りて和平の氣を調べしめ、史官をして書を上りて諫めしめ、樂太師をして箴戒の文を上らしめ、瞍をして公卿上士の獻じたる詩を賦せしめ、矇をして箴諫の語を諷誦せしめ、百工をして其の技を以て上の玩物を諫めしめ、庶人をして自由に他人の褒貶の語言を傳誦せしめ、近臣をして規正の道を盡さしめ、親戚をして己が足らざる所を察して補はしめ、瞽史をして陰陽禮法の義を敎誨せしめ、師傅をして以上の事を修めて己を補佐せしむるなり、此の如くして而る後に王は之を取捨選擇して之を行ふなり、是を以て政事能く行はれて些しも悖らず、世治まりて擾亂の憂無きなり、夫れ民の口有あるは、猶土地に山川あるが如し、土地に山川あるが故に財物始めて是より出づるなり、又猶土地に原隰衍沃あるが如し、土地に原隰衍沃あるが故に衣食始めて是より出づるなり、故に民の口あるや、其の口より自由に其の思想を吐露するが故に民の善敗始めて是より起るなり、故に天子は民の善とする所を行ひて民の敗る所の者に備へなば、民の財物衣食を豐にする所以の道なり、夫れ民は之を心に慮りて之を口に宣べ、遂に之を成就して實行せむとす、而るに若し之が口を壅ぎ防げば、民の怨恨益〻積りて何日しか爆發の期來らむ、此の如くむば、其れ如何ぞ久しく安寧を保つべけむやと、

【字解】 鄣、防ぐなり、壅、ふさがるなり、潰、壞るゝなり、ツヒユと訓む、爲レ水、爲は治むるなり、導、通じて流れしむるなり、宣、放つなり、自由にさすなり、使、此の字以下の四十三字に係るなり、列士、上士なり、瞽、めくらなり、樂師は瞽を用ふ、故に樂師のことを瞽といふ、獻レ典、典は曲の誤なり、曲は樂曲なり、史、史官なり、師箴、師は樂太師なり、樂師の長なり、箴は戒めなり、樂太師は箴戒の文を上るをいふ、瞍、賦、瞍は眸子無きめくらなり、賦は公卿上士の獻じたる詩を賦するをいふ、矇誦、矇は眸子あれど視力無き

のと思ひ、喜びて召公に告げて曰く、吾能く謗りを止めたり、民敢て言はずと、

【字解】 侈傲、侈は奢侈なり、おごりなり、傲は傲慢なり、ほこりあなどるなり、謗、そしるなり、命、政令なり、衞巫、衞國の巫なり、巫はみこなり、巫は神に事へて其の神靈を承け、見聞せざることを察知す、故に之を召して謗る者を監察せしむるなり、以目、目を見あはせて怨みの情を表すなり、王を怨む情を目にてしらすこと、弭、止むなり、

召公曰、是鄣之也、防民之口、甚於防水、水壅而潰、傷人必多、民亦如之、是故爲水者、決之使導、爲民者、宣之使言、故天子聽政、使公卿至於列士獻詩、瞽獻典、史獻書、師箴、瞍賦、矇誦、百工諫、庶人傳語、近臣盡規、親戚補察、瞽史教誨、耆艾修之、而後王斟酌焉、是以事行而不悖、民之有口也、猶土之有山川也、財用於是乎出、猶其有原隰衍沃也、衣食於是乎生、口之宣言也、善敗於是乎興、行善而備敗、所以產財用衣食者也、夫民慮之於心、而宣之於口、成而行之、若壅其口、其與能幾何、

【講義】 召公王の言を聞き又諫めて曰く、是れ民の誹りの止みたるには非らず、王の强ひて之を防ぎしなり、さて民の口を防ぐことの危きは水を防ぐよりも甚しきなり、川ふさがりて一時に水の潰え決する時は、其の人を傷め害ふこと必ず莫大なり、民の口を防ぐも亦此の如し、卽ち上を怨み恨むることの極、遂

て、猶且つ大難の來らむことを懼るゝにあらずや、故に后稷と文王とは能く周道の基を成して、以て今日の周室を成すに至りしなり、而るに今王利を專有することを榮公より學びて可ならむや、彼の匹夫の利を專有する者にても、猶之を盜と稱するなり、而るに今王にして之を行ひ給はゞ、其れ歸服する者鮮少となりなむ、榮公若し引き續きて重く用ひらるれば周は必ず衰へ敗れむと、厲王聽かず、卒に榮公を用ひて卿士と爲して政事を用ひしめたり、

【字解】 榮夷公、榮は國の名なり、夷は諡なり、名を終といふ、芮良夫、芮は國の名なり、良夫は字なり、名を伯といふ、卑、衰微なり、載、成すなり、怒、怨み怒るなり、上下、天地なり、極、中なり、天性をいふ、怵惕、おそれつゝしむなり、頌、詩經周頌思文の篇なり、文、美德なり、蒸民、衆庶なり、莫レ匪ニ爾極一、匪は非なり、爾は汝なり、衆庶を指す、句意は衆庶をして其の天性を充分に盡し得ずといふことなからしむとなり、大雅、詩經大雅文王の篇なり、陳錫、布き賜ふなり、載レ周、周道の本を成すをいふ、卿士、公卿にして政事に參與する者の稱なり、

王行ニ暴虐侈傲一、國人謗レ王、召公諫曰、民不レ堪レ命矣、王怒、得ニ衞巫一、使レ監ニ謗者一、以告則殺レ之、其謗鮮矣、諸侯不レ朝、三十四年、王益嚴、國人莫ニ敢言一、道路以レ目、厲王喜、告ニ召公一曰、吾能弭レ謗矣、乃不ニ敢言一、

【講義】 厲王は利を好むのみにあらず、暴虐の政を行ひて奢侈傲慢なり、よつて國人は皆之を怨みて王を謗れり、召公王を諫めて曰く、庶民王の政令に堪へずと、王怒りて衞國の巫を召して謗る者を監察せしむ、巫監察して告ぐれば王則ち之を殺すなり、是に於て謗る者鮮くなりぬ、諸侯も亦朝せざるなり、三十四年に至り王益〻政令を嚴しくす、されど國人敢て言ふ者無く、道路に相會ふ者目を見あはせて其の怨恨の情を表はせり、厲王は之を以て己が令の行はれしも

百物、無不得極、猶日怵惕懼怨之來也、故頌曰、思文后稷、克配彼天、立我烝民、莫匪爾極、大雅曰、陳錫載周、是不布利而懼難乎、故能載周以至于今、今王學專利、其可乎、匹夫專利、猶謂之盜、王而行之、其歸鮮矣、榮公若用、周必敗也、厲王不聽、卒以榮公爲卿士、用事、

【講義】厲王位に卽きて三十年の間、利を好みて榮國の夷公を親み近けり、大夫の芮良夫厲王を諫めて曰く、王室は其れ將に衰微せむか、夫の榮公は自ら利を專有することを好みて、其れが爲に大難の生ぜむことを知らざるなり、さて利とは百物の生ずる所の基本なり、又天地の萬物を成す所の泉源たり、而るに之を專有すること有らば、其の害毒や少からじ、如何となれば天地の百物は人々皆之を取りて己が用となさむとすればなり、何ぞ榮公獨り之を專有すべけむや、故に之を專有すれば、之を怨み怒る所の者甚だ多し、怨み怒る所の者多ければ大難の生ずること必然なり、然るに榮公は此の大難に備ふることを知らざるなり、榮公は之を己に爲すのみならず、是を以て王に敎へなば、王の運命も其れ能く久しからむや、夫れ人に王たる者は將に利を開き導きて之を天地に布き弘めて、萬民と共に便とせざるべからざるなり、かくして神も人も百物も皆其の天性を得ずと云ふこと無きに至らしめて、猶且つ日々恐れつゝしみて怨の來らむことを懼るべきなり、故に周頌に曰く、彼の美德ありし后稷を思ふに、其の德の大且つ美なる彼の上天に配合せり、卽ち后稷は利を遍く布きて我が衆庶を立て、以て衆庶をして其の天性を充分に盡し得ずといふことなからしめたりと、又大雅の詩に曰く、文王は利を布き弘めて之を衆庶に施しゝかば、遂に周道の基礎を成したりきと、この頌といひ大雅といひ何れも皆己れ利を專有せずして之を衆庶に布き施し

嫁するを奔るといふ、不ㇾ取ㇾ羣、取り盡さゞるをいふ、公行、公は諸侯なり、諸侯の巡行するをいふ、不ㇾ下ㇾ衆、不の字衍文なり、國語周語には不の字無し、下衆とは衆庶に下りて虐げざるをいふ、御、女官なり、不ㇾ參二一族一、參は三なり、一族は一父の子なり、言は一父の女子三人を納れて女官となさゞるをいふ、歸ㇾ女、歸は贈るなり、女は汝なり、而、汝なり、小醜、醜は類なり、小醜は小身の類なり、

共王崩、子懿王囏立、懿王之時、王室遂衰、詩人作ㇾ刺、

【講義】共王崩じて子の懿王囏立つ、懿王の時に周の王室遂に衰へぬ、故に詩人始めて詩を作りて之を刺れり、

【字解】作ㇾ刺、刺は諷刺の刺なり、そしるなり、諷刺の詩を作るをいふ、

懿王崩、共王弟辟方立、是爲二孝王一、孝王崩、諸侯復立二懿王太子燮一、是爲二夷王一、夷王崩、子厲王胡立、

【講義】懿王崩じて共王の弟辟方立つ、是を孝王と爲す、孝王崩じて諸侯復懿王の太子燮を立つ、是を夷王と爲す、夷王崩じて子の厲王胡立つ、

厲王卽ㇾ位三十年、好ㇾ利近二榮夷公一、大夫芮良夫諫二厲王一曰、王室其將ㇾ卑乎、夫榮公好ㇾ專ㇾ利而不ㇾ知二大難一、夫利百物之所ㇾ生也、天地之所ㇾ載也、而有ㇾ專ㇾ之、其害多矣、天地百物、皆將ㇾ取焉、何可ㇾ專也、所ㇾ怒甚多、而不ㇾ備二大難一、以ㇾ是教ㇾ王、王其能久乎、夫王ㇾ人者、將三導ㇾ利而布二之上下一者也、使二神人

倍差、倍は二百率の倍なり、卽ち二千四百兩なり、差は罪の輕重によりて差等を附くるなり、卽ち輕きは二千四百兩より減じ、重きは之に增すなり、宮辟、淫刑なり、男は其の勢を斷ち、女は幽閉するなり、五百率、五は一本に六に作れり、尙書呂刑にも六に作れり、從ふべし、卽ち三千六百兩なり、屬、犯罪の種類なり、甫刑、甫侯の作修したる刑法の意なり、尙書には呂刑に作れり、

穆王立、五十五年崩、子共王繄扈立、共王游於涇上、密康公從、有三女奔之、其母曰、必致之王、夫獸三爲羣、人三爲衆、女三爲粲、王田不取羣、公行(不)下衆、王御不參一族、夫粲、美之物也、衆以美物歸女、而何德、以堪之、王猶不堪、況爾之小醜乎、小醜備物、終必亡、康公不獻、一年共王滅密、

【講義】穆王立ちて五十有五年にして崩じぬ、子の共王繄扈立つ、共王或る時涇水のほとりに遊ぶ、密國の康公王に扈從す、此の時三女ありて康公に奔り從ひぬ、康公の母之を案じて康公に謂つて曰く、汝必ず此の三女を王に獻ぜよ、さて獸の三匹以上を羣といひ、人の三人以上を衆といひ、女の三人以上を粲といふ、王の田獵には羣を盡して取らざるなり、諸侯の巡行には衆庶に下りて之を虐げざるなり、王の婦官には一族の女三人を用ひざるなり、さて粲とは美麗の物なり、然るに今衆此の美麗の物を以て汝に贈れり、汝何の德ありて之を納るゝに堪へんや、王だも猶之を納るゝに堪へざるなり、況んや汝の如き小身の類に於てをや、小身の類にして物を備ふるときは終に必ず亡びむと、されど康公は三女の色に惑ひて遂に王に獻ぜざりき、後一年にして共王は密を滅せり、

【字解】涇上、涇水のほとりなり、密、國の名なり、三女、同姓の三女なり、奔、奔るなり、媒介を待たずして

【講義】　五刑の疑しきは赦すこと有れ、五罰の疑しきも亦赦すこと有れ、凡べて疑しき罪は赦すことあるも、之を爲すにはよく〳〵吟味して然る後に決すべきなり、又審に吟味して事實明かとなり、且つ衆人より彼はかく〳〵なりとて其の素行を上申するにも、尚重ねて訊問して其の言ふ所を稽へて決すべきなり、さて又審に吟味すること無くんば、始めより其の獄を聽き治むることをなさゞれ、當に敬みて天の威光を恐れて輕々しく刑を用ふること勿れ、又墨刑の疑しきは赦して、其の罪に相當する罰金六百兩を出さしむ、而して之をなすにはよく〳〵吟味して其罪狀を明かにすべきなり、截鼻の刑の疑しきは赦して、其の罪に相當する罰金千二百兩を出さしむ、而して之をなすにはよく〳〵吟味して其の罪狀を明かにすべきなり、截足の刑の疑しきは赦して、其の罪に相當する罰金二千四百兩を出さしむ、而して此の罪に限りては其の輕重により規定の二千四百兩より減ずることもあり、又增すこともあるべし、而して其の愼重に吟味することは各刑の如し、淫刑の疑しきは赦して、其の罪に相當する罰金三千六百兩を出さしむ、而して之をなすにはよく〳〵吟味して其の罪狀を明かにすべきなり、死刑の疑しきは赦して、其の罪に相當する罰金六千兩を出さしむ、而して之をなすにはよくよく吟味して其の罪狀を明かにすべきなり、さて墨罰に處する犯罪の種類は一千箇條あり、劓罰に處する犯罪の種類は一千箇條あり、臏罰に處する犯罪の種類は五百箇條あり、宮罰に處する犯罪の種類は三百箇條あり、大辟の罰に處する犯罪の種類は二百箇條あり、故に五刑の疑しきを赦して之に罰金を科する犯罪の種類の總數は三千箇條なり、以上の刑法を名づけて甫刑といふ、又一に呂刑とも稱するなり、

【字解】　簡信、審に吟味して事實を明にすることなり、有ㇾ衆、衆人より上申して彼は平常かく〳〵の素行ある者なりと申し立つることなり、訊、問ふなり、不ㇾ疑、不聽の誤なり、尚書呂刑には疑を聽に作れり、黥辟、黥は墨刑なり、辟は罪なり、顙を裂きて墨を入るゝ刑なり、いれずみなり、百率、率は鍰に同じ、鍰なり、重さ六兩の稱なり、故に百率は黄金六百兩なり、劓辟、鼻を截る刑なり、倍灑、灑は衍文なり、倍は百率の倍なり、卽ち千二百兩なり、臏辟、足を截る刑なり、

時は獄官にも其の科を同じくせしめよ、

【字解】甫侯、穆王の相なり、初は呂侯たりしが後に甫侯と爲る、刑辟、刑罰なり、吁、歎辭なり、ア、と訓む、有國有土、國土を有つ諸侯なり、祥刑、善く刑を用ふるの道なり、何擇非其人、擇は選ぶなり、何擇とは當に選ぶべき所のものは何ぞやの意なり、非其人とは賢人を選びて之を用ふるに非ずやの意なり、居、處置なり、オクと訓む、兩造、兩は囚人と證人となり、造は至るなり、師、衆の獄官なり、五辭、五刑に入るべきの辭なり、簡信、簡は簡核なり、詳に吟味することなり、エラブと訓む、信は證據充分なるをいふ、五刑、墨・劓・剕・宮・大辟是なり、墨は入れずみなり、劓ははなきるなり、剕は足きるなり、宮は淫刑なり、大辟は死刑なり、不簡、吟味するも五刑に應せざるをいふ、五罰、五等の罰金刑なり、卽ち五刑に處すべきを、證據不充分の爲に各一等を減じて、黃金を出して其罪を贖はしむるをいふ、不服、罰金刑に應ぜざるをいふ、五過、五等の過失罪なり、官獄內獄、官獄は嘗て同官たりし者を裁きて罪を輕くすることなり、內獄は女より取り入りたる爲に其の罪を輕くすることなり、閲實、吟味して罪を明かにするをいふ、

五刑之疑有赦、五罰之疑有赦、其審克之、簡信有衆、惟訊有稽、無簡不疑、共嚴天威、黥辟疑赦、其罰百率、閲實其罪、劓辟疑赦、其罰倍、〔灑〕閲實其罪、臏辟疑赦、其罰倍差、閲實其罪、宮辟疑赦、其罰五百率、閲實其罪、大辟疑赦、其罰千率、閲實其罪、墨罰之屬千、劓罰之屬千、臏罰之屬五百、宮罰之屬三百、大辟之罰、其屬二百、五刑之屬三千、命曰甫刑、

睦者、

【講義】穆王は祭公の諫を聽き納れず、遂に犬戎を征したり、されど犬戎の君能く之を禦ぎたれば王何の得る所無く、惟四匹の白狼と四匹の白鹿とのみを得て歸りたり、是より後荒服の者來朝せず、又諸侯にも周に服事せざる者あるに至れり、

【字解】不睦者、睦は和ぎ親むなり、ヤハラグと訓む、不睦は和ぎて周に服事せざるをいふ、

甫侯言於王、作修刑辟、王曰、吁、來、有國有土、告汝祥刑、在今爾安百姓、何擇、非其人、何敬、非其刑、何居、非其宜與、兩造具備、師聽五辭、五辭簡信、正於五刑、五刑不簡、正於五罰、五罰不服、正於五過、五過之疵、官獄內獄、閱實其罪、惟鈞其過、

【講義】甫侯王に申して刑罰を作り修めぬ、よつて王曰く、ア、來れ國土を有てる諸侯、予れ汝に善く刑を用ふるの道を告げむ、今爾等百姓を安んぜむと欲せば、當に選ぶべき所のものは何ぞや、是れ賢人を選びて之を用ふるにあらずや、當に敬むべき所のものは何ぞや、是れ刑罰を恐れつゝしむにあらずや、當に處置すべきことは如何にせむ、是れ其の宜しきに從ふに非ずや、凡て刑獄を決するには囚人と證人と雙方俱に至らしめて之を取り調べ、衆の獄官は五刑の何れに入るべきか、其の入るべき辭を聽かざるべからず、而して其の五刑に入るべき辭の詳に吟味して證據充分なれば、則ち之を五刑に處斷すべきなり、而るに五刑に處する證據未だ充分ならざれば、五罰に正して金を以て其の罪を贖はしむべきなり、若し又五罰に處するまでの科にあらざれば、五過に正して其の罪を赦免すべきなり、さて五過を行ふときの病害は嘗て同官に在りし者に對すると女より取り入りて赦すとにあるなり、故にかゝる情實の明かとなる

年々に高祖の祖以上の靈を合祀す、王、來朝して王事に服すること、終王、天子の新に卽位したる時と己れが新に立ちて父に代りし時に來朝服事すること、先王之順祀也、國語に「先王之訓也」に作る、從ふべきなり、順は訓と通ず、敎法なり、祀は恐らくは衍文ならむ、言、號令なり、法令なり、修文、文は禮法なり、修名、名は尊卑職貢の名號なり、讓、譴責なり、セムと訓む、告、告げ諭すなり、辟、罪なり、威讓、權威を以て責むるなり、勤、勞なり、ツカラスと訓む、

今自大畢伯士之終也、犬戎氏以其職來王、天子曰、予必以不享征之、且觀之兵、無乃廢先王之訓、而王幾頓乎、吾聞犬戎樹敦、率舊德而守終純固、其有以禦我矣、

【講義】 先王の制其れ此の如し、然るに今犬戎の大畢伯士の二君の卒せしより、現今の犬戎氏は其の職務を以て來朝し、能く王事に服して其の荒服の責を盡せるなり、而るに我が天子は予れ必ず彼の犬戎が天子の命に從はざるといふの理由を以て之を征伐せむといひ、且つ將に之に兵を示して威嚇せむとしたまふ、かくては乃ち先王の敎法を廢棄して、王も亦殆ど敗るゝこと無からむや、吾れ聞く、犬戎の國民性は皆篤實にして、今の君は能く舊德に循ひて、其の職を守ること終始專一なりと、故に今王之を征し給ふも彼れ必ず能く我軍を禦ぐことあらむと、此まで祭公謀父の諫言なり、

【字解】 大畢伯士、犬戎の二君の名なり、不享、天子の命に從はざるをいふ、幾頓、幾は殆なり、頓は敗るるなり、樹敦、樹は立つるなり、敦は篤きなり、樹敦は國民性の懇篤なるをいふ、純固、純は專なり、固は一なり、

王遂征之、得四白狼四白鹿以歸、自是荒服者不至、諸侯有不

し時に來朝す、是れ先王の敎法なり、若し甸服の者にして日祭の供物を貢がざる者あれば、則ち天子は自ら己が意志を修めて其の不德を責むるなり、侯服の者にして月祭の供物を貢がざる者あれば、則ち天子は法令を修め正すなり、賓服の者にして四時祭の供物を貢がざる者あれば、則ち天子は禮法を修め正すなり、要服の者にして歲祭の供物を貢がざる者あれば、則ち天子は名號を修め正すなり、荒服の者にして來朝して王事に從はざれば、則ち天子は自ら德を修めて之を待ち、毫も之を責めざるなり、此の五つの法を序で成すも尙來貢せざる者あれば、始めて刑戮の法を適用するなり、卽ち日祭の供物を貢がざる者は刑し、月祭の供物を貢がざる者は伐ち、四時祭の供物を貢がざる者は征し、歲祭の供物を貢がざる者は譴責し、來朝せざる者は告げ諭すなり、是に於て不祭の者には刑罰の罪科あり、不祀の者には攻伐の兵あり、不享の者には征討の備あり、不貢の者には權威を以て譴責するの法令あり、不王の者には告諭の文辭あるなり、さて要服荒服の者には法令を布き文辭を陳べて之を敎へ諭すも尙來貢せざる者ある時は、天子は己が德を增し修めて、自然に心服し來るを待ちて、民をして遠征の勞につからしむること無し、是を以て近き者は其の德に從はざること無く、遠き者は服せざること無きなり、

【字解】 邦內、畿內なり、甸服、甸は田なり、服は事なり、畿內は田賦を以て王に服事す、故にいふ、邦外、畿內の外方五百里の地なり、侯服、侯は斥候なり、斥候の務を以て王に服事す、故にいふ、侯衞、侯圻・甸圻・男圻・采圻・衞圻の略なり、侯衞二圻は其の始と終とを爲す、故に之を以て此の五圻を總ぶ、邦外の外方二千五百里の地なり、而して各圻方五百里なり、賓服、貢する每に賓禮を以て王に服事す、故にいふ、禹貢の綏服に相當す、要服、要は要束なり、要束するに文敎を以てするの地なり、荒服、荒は荒忽なり、政敎荒忽として遍く布き及ばず、故に其の故俗に因りて之を治むるの地なり、祭、天子日祭の供物を貢ぐこと、天子は日々に祖考を祭るなり、祀、天子月祭の供物を貢ぐこと、天子は月々に曾祖高祖を祭る、享、天子四時祭の供物を貢ぐこと、天子は春夏秋冬に高祖の祖と考とを祭る、貢、天子歲祭の供物を貢ぐこと、天子は

つゝしみつとむる也、敦篤、あつき心なり、奕世、累世なり、載、成すなり、忝、辱むるなり、帝辛、殷の紂王なり、惡予民、民に暴惡を加ふるをいふ、訢戴、訢は悅ぶなり、訢戴は悅びて天子と戴くなり、商牧、商の近郊の牧野なり、勤恤、いたはりあはれむなり、民隱、民の苦痛なり、

夫先王之制、邦內甸服、邦外侯服、侯衞賓服、夷蠻要服、戎翟荒服、甸服者祭、侯服者祀、賓服者享、要服者貢、荒服者王、日祭、月祀、時享、歲貢、終王、先王之順〔祀〕也、有不祭、則修意、有不祀、則修言、有不享、則修文、有不貢、則修名、有不王、則修德、序成而有不至、則修刑、於是有刑不祭、伐不祀、征不享、讓不貢、告不王、於是有刑罰之辟、有攻伐之兵、有征討之備、有威讓之命、有文告之辭、布令陳辭而有不至、則增修於德、無勤民於遠、是以近無不聽、遠無不服、

【講義】　さて先王の諸侯及び蠻夷に對する制は、畿內の諸國は甸服なり、畿內外の諸國は侯服なり、侯衞の諸國は賓服なり、夷蠻の諸國は要服なり、戎翟の諸國は荒服なり、甸服の者は天子の日祭の供物を貢ぎ、侯服の者は天子の月祭の供物を貢ぎ、賓服の者は天子の四時祭の供物を貢ぎ、要服の者は天子歲祭の供物を貢ぎ、荒服の者は來朝したる時に王事に從ふなり、故に甸服の者は日々に日祭の供物を貢ぎ、侯服の者は月々に月祭の供物を貢ぎ、賓服の者は春夏秋冬に其の供物を貢ぎ、要服の者は年々に歲祭の供物を貢ぎ、荒服の者は嗣王の卽位又は己れ新に國を繼ぎ

其緒、修其訓典、朝夕恪勤、守以敦篤、奉以忠信、奕世載德、不忝前人、至于文王武王、昭前之光明、而加之以慈和、事神保民、無不欣喜、商王帝辛、大惡于民、庶民不忍、訢戴武王、以致戎于商牧、是故先王非務武也、勤恤民隱而除其害也、

【講義】昔し我が周の先王は世々后稷の官に在りて、虞と夏との天子に從ひ事へたり、夏の衰ふるに及び、稷官を弃てゝ農事を務めざりしかば、我が先王の不窋は其の官を失へるを以て、自ら戎狄の間に竄れたり、されど敢て其の業を怠らず、以て民を導けり、其れより以來の王は世々其の德を整へ、從つて其の事業を修め、其の敎法を正し、朝夕つゝしみ勤め、あつき心を以て之を守り、まごころを以て奉行せり、此の如くして累世德を修め耀して先祖を辱しめざりき、其の後文王武王の世に至りて、前代の王の光明の德を昭にし、其の上に慈愛和暢の德を加へ、神に事へ民を保んじ養ひしかば、神も民も皆欣喜せざること無かりしなり、此の時に當りて殷の紂王は大いに民に暴惡を加へて苦めしかば、庶民之に忍びず、武王の德を慕ひて悅び戴きて、兵を商の近郊なる牧野に出して紂王を滅したり、是の故に先王は自ら好みて兵を妄に動かしたるには非ざるなり、是れ畢竟民の痛苦をいたはりあはれみて其の害毒を除きたるのみなり、故に我が周の先王は先づ德を耀して妄に兵を示して民を威嚇することはなさゞりしなり、

【字解】世后稷、后稷は農事を司る官なり、此の官を代々勤めしをいふ、即ち周の先祖の弃は舜帝の時の后稷となり、不窋亦夏の啓王の時の后稷となりしをいふ、及夏之衰、夏の大康の世を指す、竄、匿るゝなり、戎狄之間、不窋の封地の部は戎狄の地に在り、故にいふ、時、不窋以後代々の王の時を指す、序、秩序を立つるなり、とゝのふるなり、遵、從ふなり、先王の心に從ふをいふ、緒、事業なり、訓典、敎法なり、恪勤、

如くすれば其の兵に正名ありて向ふ所風靡せざる所無きものなり、故に民眞に其の兵威に懼るゝなり、而るに之に反して妄に兵を動せば、兵に正名無くして汙るゝなり、兵汙るれば民之に狎れて懼るゝ所無きに至る、是の故に周文公の頌にもいへることあり、武王の殷を伐ち給ひし後は兵を用ふるの用無ければ、干戈を庫に藏め、弓矢をゆみぶくろに包みて、民に之を用ひざることを示されたり、而して武王は專ら美德を求めて之を實行したり、故に其の美しき功德を此の夏歌にうたひ陳ぶるなり、誠に王は此の美德を保有して民に耀したまひしなりと、是れ先王が民に臨むに先づ德を耀して妄に兵を用ひざるの證なり、此の如く先王の民に於けるや勉めて民の德を正しくし、民の生命を厚くし、民の財物を豐にし、民の器具を製して便利にし、民の利害の向ふ所を明にし、禮法を以て民を修め、民をして利を務めて害を辟け、德に懷きて威を畏れしめしなり、故に能く民の心服する所となりて子孫世々相繼ぎて天下に君臨し、益〻盛大となりしなり、

【字解】犬戎、西方の蠻族なり、祭公謀父、祭は國號なり、公は諸侯の稱號なり、謀父は字なり、一說に名なりと、觀レ兵、觀は示すなり、觀兵は妄に兵を示して威嚇することなり、戢、藏むるなり、玩、黷なり、けがるゝ也、狎れ侮るの意なり、震、懼るゝなり、周文公、周公旦の稱なり、頌、詩の一體なり、天子の功德を稱へ神明に告ぐる樂歌なり、此に引く所は詩經周頌の時邁に在るなり、載、スナハチと訓む、櫜、弓袋なり、此には弓矢を包むことなり、ツヽムと訓む、我、武王を指す、懿德、美德なり、時夏、時は是なり、夏は大いなる樂章なり、允、誠なり、マコトニと訓む、茂、勉むなり、其德、其の字以下皆民を指す、其性、民の生命なり、阜、豐なり、財求、求は賕と通ず、賕は財なり、故に財求は財物なり、器用、日常に用ふる器具なり、鄉、方なり、方向をいふ、以レ文、文は禮法なり、

昔我先王世后稷、以服事虞夏、及夏之衰也、弃稷不務、我先王不窋、用失其官、而自竄於戎狄之間、不敢怠業、時序其德、遵修

るなりと、

立昭王子滿、是爲穆王、穆王卽位、春秋已五十矣、王道衰微、穆王閔文武之道缺、乃命伯臩申誡太僕國之政、作臩命、復寧、

【講義】昭王の子の滿を立つ、是を穆王と爲す、穆王の王位に卽く時は齡已に五十になりぬ、而して周の王道衰微せるを以て、穆王は文王武王の道の缺けたるを閔ひ、乃ち伯臩に命じて太僕に國の政を申べ誡しめて臩命を作れり、是に於て天下復安寧となりぬ、

【字解】春秋、年齡なり、閔うれふなり、文武、文王武王なり、伯臩、臣の名なり、臩は古文の冏の字なり、太僕、官名なり、周の穆王始めて之を置く、尚書の序には伯冏を周の太僕正と爲すとありて此の文と異れり、臩命、冏命に同じ、尚書の篇名なり、

穆王將征犬戎、祭公謀父諫曰、不可、先王耀德不觀兵、夫兵戢而時動、動則威、觀則玩、玩則無震、是故周文公之頌曰、載戢干戈、載櫜弓矢、我求懿德、肆于時夏、允王保之、先王之於民也、茂正其德、而厚其性、阜其財求、而利其器用、明利害之鄕、以文修之、使之務利而辟害、懷德而畏威、故能保世、以滋大、

【講義】穆王將に犬戎を征伐せむとす、祭公謀父之を諫めて曰く、王の犬戎を征し給ふは不可なり、請ふ其の不可なる所以を述べむ、先王の民に臨むや、德を耀すを專務として妄に兵力を以て之を威嚇せざるなり、さて兵は平時に於ては之を藏めて用ひず、若し一朝事あらば始めて之を動かし用ふるものなり、此の

【字解】頌聲、太平を謳歌するの聲なり、賄息愼之命、佚書の篇名なり、不任、天子の事に任へざるをいふ、顧命、尙書の篇名なり、

太子釗遂立、是爲康王、康王卽位、徧告諸侯、宣告以文武之業、以申之、作康誥、

【講義】太子釗遂に立つ、是を康王と爲す、康王位に卽き、徧く諸侯に文王の業を宣べ告げて康誥を作れり、

【字解】康誥、康王之誥の誤なり、

故成康之際、天下安寧、刑錯四十餘年不用、康王命作策、畢公分居里、成周郊、作畢命、

【講義】故に成王康王の際は天下安らかにして、刑罰を措きて用ひざること四十餘年に及べり、康王命じて策書を作らしむ、畢公をして洛邑の居里を分別して民俗の善惡を分ちて居らしめ、以て東周の郊境を定めて保護せしめたり、畢命を作る、

【字解】成康、成王康王なり、錯、措と通ず、おきて用ひざるなり、分居里、洛邑の居里を區別して民俗の善惡を分ち置くことなり、畢命、尙書の篇名なり、

康王卒、子昭王瑕立、昭王之時、王道微缺、昭王南巡狩不返、卒于江上、其卒不赴告、諱之也、

【講義】康王卒しぬ、子の昭王瑕立つ、此の昭王の時に至りて周の王道少しく衰へたり、昭王南に巡狩して返らず、遂に江上に卒しぬ、其の卒せることを天下に赴げ知らさざるは王者の終を全くせざりしを諱みてなり、

【字解】康王卒、康王は賢にして成王と竝び稱せらる、宜しく崩と書すべき也、然るに卒と貶書せるは義例を誤りたるなるべし、微缺、少しく衰へたるをいふ、赴告、天下に告知するなり、卒于江上、江水に溺れて卒したるをいふ、一説に漢水を渡る時に溺死せ

【講義】召公は成王の保と爲り、周公は其の師と爲りて、東の方淮夷を伐ち、尙北に進みて奄を殘ひ、其の君の薄姑を遷したり、是れ淮夷と奄とが殷の武庚の亂に與したるを以てなり、成王奄より歸りて宗周に在り、諸邦の諸侯に誥げて多方を作る、周公攝政の時東征して既に殷の命を黜け、成王自ら政を行ふに至りて淮夷を襲ひたれば、歸りて豐に在りて周官を作れり、

【字解】保・師、保はかしづきまもる人、つきそひ、師は敎を垂るゝ人、殘、そこなふ也、宗周、鎬京なり、多方、尙書の篇名なり、絀、しりぞくなり、周官、尙書の篇名なり、

興正禮樂、度制於是改、而民和睦、頌聲興、成王既伐東夷、息愼來賀、王賜榮伯、作賄息愼之命、成王將崩、懼太子釗之不任、乃命召公・畢公、率諸侯以相太子、而立之、成王既崩、二公率諸侯、以太子釗見於先王廟、申告以文王武王之所以爲王業之不易、務在節儉、毋多欲、以篤信臨之、作顧命、

【講義】周の代と爲りて禮樂を興し正したれば、制度是に於て全く改まり、人民皆和睦し、太平を謳歌するの聲滿ち興りぬ、成王既に東夷を伐ち平げたれば、息愼來り賀す、此の時恰も成王は榮伯に賜せる折なり、乃ち賄息愼之命を作れり、成王の將に崩ぜんとするや、太子釗の天子の事に任へざらむかと心痛し、乃ち召公畢公に命じて諸侯を率ゐて太子を輔佐して之を立てんことを屬せり、成王既に崩じぬ、二公是に於て諸侯を率ゐて太子釗を先王の廟に見えしめ、且つ申べ告ぐるに、文王武王の王業を爲しし所以の易からずして、務めは節儉にして多欲無く、篤信を以て民に臨むに在りしことを以てす、乃ち顧命を作れり、

微子之命、次に歸禾、次に嘉禾、次に康誥・酒誥・梓材を作れり、而して是等の事は魯の世家に記すべし、

【字解】 大誥・微子之命、皆尙書の篇名なり、歸禾・嘉禾、皆佚書の篇名なり、康誥・酒誥・梓材、皆尙書の篇名なり、周公之篇、魯周公世家を指す、

周公行政七年、成王長、周公反政成王、北面就羣臣之位、成王在豐、使召公復營洛邑、如武王之意、周公復卜、申視、卒營築、居九鼎焉、曰、此天下之中、四方入貢、道里均、作召誥・洛誥、成王既遷殷遺民、周公以王命告、作多士・無佚、

【講義】 周公政を攝り行ふこと七年にして成王長じぬ、よつて周公は政を成王に反し、北面して羣臣の位に就きたり、二月成王豐に在りて召公をして再び洛邑に都を營ましめて、武王の意の如くせむとす、三月周公復た卜ひて吉なりしかば、之を伸べ視して卒に洛邑に都を營み築きて九鼎を据ゑたり、曰く、此れ天下の中央にして四方の諸侯より入貢する道里相均しと、乃ち召誥・洛誥を作る、成王既に殷の遺民を洛邑に遷したれば、周公之に王命を告げて多士・無佚を作れり、

【字解】 申視、卜の吉事を伸べ示すなり、九鼎、宗廟に供ふる鼎にして夏殷周三代の寶物なり、此は夏禹の時九州より貢ぎたる黄金にて鑄たる鼎なり、故に九鼎と名づく、召誥・洛誥、共に尙書の篇名なり、殷遺民、殷の餘民なり、就中其の頑迷にして德義の經に從はざる者を指す、多士・無佚、共に尙書の篇名なり、

召公爲保、周公爲師、東伐淮夷、殘奄、遷其君薄姑、成王自奄歸在宗周、作多方、既絀殷命、襲淮夷、歸在豐、作周官、

成王少、周初定天下、周公恐諸侯畔、周公乃攝行政當國、管叔蔡叔羣弟、疑周公、與武庚作亂畔周、周公奉成王命、伐誅武庚管叔、放蔡叔、以微子開代殷後、國於宋、頗收殷餘民、以封武王少弟封、爲衞康叔、〔晉〕唐叔得嘉穀、獻之成王、成王以歸周公于兵所、周公受禾東土、魯天子之命、

【講義】　成王のまだ少かりし時、周は初めて天下を平定したり、されど周公は尙諸侯の周に畔かむことを恐るゝを以て、自ら成王に代りて政を統べ行ひて國に當れり、時に管叔蔡叔等の羣弟は周公の攝政を疑ひて武庚と亂を作して周に畔く、周公乃ち成王の命を奉じ、伐ちて武庚管叔を誅し、蔡叔を放逐し、微子開を以て殷の後に代らしめて宋國に封じ、又頗る殷の餘民を收めて武王の少弟の封を封じて衞の康叔と爲す、此の時晉の唐叔といへる人嘉禾を得て之を成王に獻じたり、成王之を周公に其の陣所に餽る、周公之を東土に受けて天子の命を軍中に陳べたり、

【字解】　晉唐叔、唐叔は成王の弟にして名を虞といふ、晉の字恐らくは衍ならむ、魯世家には晉の字無し、嘉穀、芽出度き穀物なり、即ち二苗にして一穗を出せるものなり、歸、餽るなり、魯、旅に同じ、陳ぶるなり、

初管・蔡畔周、周公討之、三年而畢定、故初作大誥、次作微子之命、次歸禾、次嘉禾、次康誥、酒誥、梓材、其事在周公之篇、

【講義】　初め管叔蔡叔の周に畔くや、周公之を討伐し三年にして畢く定りぬ、故に初に大誥を作り、次に

を望み北の方嶽鄙を望み、又顧みて有河を瞻て、こゝに此の雒伊二水の間を瞻るに、是れ亦商邑の天室に遠かること無し、故に周室の都を此の雒邑に營みて而して後に去り、馬を華山の南に縱ち、牛を桃林の丘に放ち、干戈を伏せ、兵士を收め整へ軍旅を釋き放ちて、天下に再び兵を用ひざることを示せり、

【字解】 汭、水の北涯なり、三途、地名なり、嶽鄙、嶽は太行山なり、鄙は嶽に近き邑なり、粤、審に愼むの辭にして凡て事の發端句首に在り、コ、ニと訓む、縱レ馬放レ牛、戰陣に用ひたる馬牛を牧野に放つなり、偃二干戈一、たて・ほこを伏せて用ひざるなり、振レ兵、振は收め整ふるなり、振兵は兵士を退けとゝのふるをいふ、

武王已克レ殷、後二年、問二箕子殷所一以亡、箕子不レ忍レ言二殷惡一、以下存二亡國一宜上告、武王亦醜、故問以二天道一、武王病、天下未レ集、羣公懼穆卜、周公乃祓齋、自爲レ質、欲レ代二武王一、武王有レ瘳、後而崩、太子誦代立、是爲二成王一、

【講義】 武王已に殷に克ちて、其の後二年にして箕子に殷の亡びし所以を問ふ、箕子は殷人なれば殷の惡事を言ふに忍びず、國家を存亡するの義を以て告げ答ふ、武王箕子の言に恥ぢて更に天道を問へり、武王其の後病に罹りて重し、而るに天下未だ全く集り服せざれば、群公懼れ敬みて之を卜ふ、周公は神に祈りて不祥を祓ひ身を愼みて齋し、自ら贄と爲りて武王の身代にならむとす、此效にや武王病瘳えたり、其後武王崩じぬ、太子誦代りて立つ、是を成王と爲す、

【字解】 存二亡國宜一、宜は義なり、國家を隆盛にし又は滅亡する所以の義なり、醜、恥ぢなり、未レ集、未だ悉く服せざるをいふ、穆、敬むなり、祓齋、祓は神に祈りて不祥を祓ひ福を求むるなり、齋は身を清潔にして謹直にすること、ものいみなり、質、贄に同じ、にへなり、

如く天は殷に享けざるを以て、今や我が周は之に代りて王業を成せり、されど顧ふに天の始めて殷を建つるや、名賢の人三百六十夫を登用したり、而るに命の廢るゝに及びては名賢を登用せず、又之を擯け滅さずして今に至れり、而して今我れ未だ天命を保んじ定めざれば、天下の民其の歸向する所を知らず、我れ何ぞ寐ぬるに暇あらむやと、王又曰く、天命を保んじ定めば、商の天室の邑に至りて夫の惡人の天命を知らずして周家に順はざる者を悉く求めて、之を貶し責めて殷王紂と同罪にせむ、又日夜來者を勞ひて我が西土を安んじ、又我が事と德とを顯にして敎を四方に施して明かとなれば、其の時こそ始めて安眠せらるべけれと申されけり、

【字解】　九牧、九州の長官なり、自レ夜、夜は宵なり、夜の字の下至レ旦の二字を附けて讀むべし、不レ饗レ殷、殷の祭祀を受けざるをいふ、麋鹿在レ牧蜚鴻滿レ野、麋は水牛に似たる鹿なり、なれしか、蜚は飛の古字なり、鴻は大鳥なり、兩句の意は世亂れて田野荒廢し、人民流離の慘狀をいへるなり、有レ成、周の王業を成せるをいふ、登、登用なり、名民、名賢の人なり、不レ顯、名民を登用せざるをいふ、賓滅、賓は擯なり、しりぞけ絕つなり、天室、商邑の名なり、夫惡、惡人の天命を知らずして周家に順はざる者なり、貶、おとし責むるなり、從二殷王受一、受は紂なり、紂に從はしむとは紂と同罪にすることなり、服、事なり、方明、敎を四方に施して明かにすることなり、

自二洛汭一延二于伊汭一、居易毋レ固、其有夏之居、我南望二三途一、北望二嶽鄙一、顧二詹有河一、粵二詹雒伊一、毋レ遠二天室一、營二周居于雒邑一而後去、縱二馬於華山之陽一、放二牛於桃林之虛一、偃二干戈一、振レ兵釋レ旅、示三天下不二復用一也、

【講義】　洛水の北涯より伊水の北涯に及ぶまでは、居所とするに其の地勢平易にして周圍に險峻の固無きなり、斯れ古有夏の居りし所なり、我今南の方三途

管、弟叔度於蔡、餘各以次受封、

【講義】殷紂已に滅びぬれば諸侯を封じ、宗廟の酒樽を班ち賜ひて分殷之器物を作れり、卽ち武王は古の聖王を追思し、其の德を贊美して神農の後を焦に、黃帝の後を祝に、帝堯の後を薊に、帝舜の後を陳に、大禹の後を杞に封じたり、次に殷を平げたる功臣謀士を封ず、而して師尙父を第一位と爲す、卽ち尙父を營丘に封じて齊といひ、弟の周公旦を曲阜に封じて魯といひ、召公奭を燕に封じ、弟の叔鮮を管に、弟の叔度を蔡に封ず、其の他は次ぎ〳〵に封を受けたり、

【字解】宗彝、宗廟の酒樽なり、分殷之器物、佚書の篇名なり、褒、贊美なり、

武王徵九牧之君、登豳之阜、以望商邑、武王至于周、自夜不寐、周公旦卽王所、曰、曷爲不寐、王曰、告女、維天不饗殷、自發未生、於今六十年、麋鹿在牧、蜚鴻滿野、天不享殷、乃今有成、維天建殷、其登名民三百六十夫、不顯、亦不賓滅、以至今、我未定天保、何暇寐、王曰、定天保、依天室、悉求夫惡、貶從殷王受、日夜勞來我西土、我維顯服及德方明、

【講義】武王又九州の長官を召して、豳の阜に登りて商邑を望ましめ、以て殷の餘民の動靜を窺はしむ、それより武王は岐周に歸るも、夜より旦に至るまで寐ねられざるなり、弟の周公旦之を案じて王の寢所に至りて、何故に寐ねられざるかと問ふ、王曰く、我汝に告げむ、さて天が殷の享祀を饗けざること久し、卽ち發が未だ生れざる前より、天命已に廢れて今に至るまで大凡六十年に達せり、其の間世亂れて山野荒廢し、麋鹿は牧に在り、飛鴻は野に滿てり、此の

已而命召公、釋箕子之囚、命畢公、釋百姓之囚、表商容之閭、命南宮括、散鹿臺之財、發鉅橋之粟、以振貧弱萌隸、命南宮括・史佚、展九鼎保玉、命閎夭、封比干之墓、命宗祝、享祠于軍、乃罷兵西歸、行狩、記政事、作武成、

【講義】管蔡をして殷を治めしめてより後、召公に命じて箕子の囚を釋し、畢公に命じて百官の囚を釋し、又商容の門閭に旌表して其の德を表し、南宮括に命じて鹿臺の財物を散じ、鉅橋の粟を發きて貧窮羸弱の人民に賑し、又南宮括と史佚とに命じて九鼎寶玉を陳ね、閎夭に命じて比干の墓を封じ、宗祝に命じて軍神に享祠せしむ、是に於て兵を罷め武器を偃せて西周に歸る、其の歸途行く〱巡狩し、又殷の政事の善きものを記して武成を作れり、

【字解】釋、ゆるすなり、表、德を表すなり、閭、里門なり、振、にぎはすなり、萌隸、萌は氓に通ず、民なり、隸は奴なり、萌隸は人民なり、展、陳ぶるなり、保玉、保は一に寶に作れり、又史記には寶の字を皆葆に作れば、此も葆の誤ならむ、封墓、墓の土を益し疆界を畫るをいふ、享祠、まつるなり、軍、軍神なり、行狩、行く〱巡狩すること、尚書の序には歸獸に作れり、武成、尚書の篇名なり、

封諸侯、班賜宗彝、作分殷之器物、武王追思先聖王、乃褒封神農之後於焦、黃帝之後於祝、帝堯之後於薊、帝舜之後於陳、大禹之後於杞、於是封功臣謀士、而師尚父爲首封、封尚父於營丘、曰齊、封弟周公旦於曲阜、曰魯、封召公奭於燕、封弟叔鮮於

從、毛叔鄭奉明水、衞康叔封布茲、召公奭贊采、師尙父牽牲、尹佚筴祝曰、殷之末孫季紂、殄廢先王明德、侮蔑神祇不祀、昏暴商邑百姓、其章顯聞于天皇上帝、於是武王再拜稽首、曰、膺更大命、革殷、受天明命、武王又再拜稽首、乃出、封商紂子祿父殷之餘民、武王爲殷初定未集、乃使其弟管叔鮮・蔡叔度相祿父治殷、

【講義】武王既に入城して社の南に立てば、中軍の左右の將卒は畢く從へり、毛叔鄭は明水を奉り、衞の康叔封は茲といふ席を布き、召公奭は幣を供ふるを佐け、師尙父は牲を牽ゐ、尹佚は策に書したる祝文を讀みて曰く、殷の末孫の季紂は先王の明德を絕ち廢て、天神地祇を侮り蔑にして祭祀せず、商邑の百姓を亂し荒してしへたげければ、其の罪惡明に顯れて遂に天皇上帝に聞えたり、是の時武王再拜稽首す、尹佚尙言を繼ぎて曰く、天の大命を更るに當りて、先づかかる虐暴の殷を革めて天の明命を受けよと、是の時武王又再拜稽首して出づ、是に於て武王は商紂の子の祿父を殷に封じて其の餘民を附せしむ、されど武王は殷の地初めて定まれど其の餘民未だ集り來らざれば、其の弟の管叔鮮と蔡叔度とをして祿父を佐けて殷の地を治めしめたり、

【字解】大卒、中軍なり、明水、玄酒に同じ、祭祀に用ふる水のことなり、茲、籍物の名なり、贊采、贊は佐くるなり、采は幣なり、筴祝、筴は策に同じ、ふだなり、祝は祝文なり、ふだに書きたる祝文なり、殄廢、たちすつるなり、侮蔑、あなどりないがしろにするなり、昏暴、みだしあらすなり、章顯、明にあらはるゝなり、天皇上帝、天の神なり、膺更、膺は當るなり、更は一に受に作る、

遂入至紂死所、武王自射之、三發而後下車、以〔輕〕劍擊之、以黃鉞斬紂頭、縣大白之旗、已而至紂之嬖妾二女、二女皆經自殺、武王又射三發、擊以劍、斬以玄鉞、縣其頭小白之旗、武王已乃出復軍、其明日、除道修社、及商紂宮、及期百夫荷罕旗以先驅、武王弟叔振鐸奉陳常車、周公旦把大鉞、畢公把小鉞、以夾武王、散宜生・太顚・閎夭皆執劍以衞武王、

【講義】武王遂に殷の都に入り、紂が死にたる所に至り、自ら紂を射るに三矢を發ち、而る後に車より下りて、劍を以て之を擊ち、黃鉞を以て其の頭を斬り、之を太白の旗に懸けて衆に示したり、已にして紂が嬖妾の二女の居る所に至れば、二女は已に經れて自殺せり、武王又之を射るに三矢を發ち、劍を以て之を擊ち、玄鉞を以て二女の頭を斬り、之を小白の旗に懸けたり、武王已にして都を出でて己が軍營に復れり、其の明日には道を除ひ社を修めて商紂の宮に至りて其の入城式を了れり、其の入城の期に及びて、百夫は罕旗を荷ひて前騎と爲り、武王の弟の叔振鐸は儀裝車を奉じ陳べ、周公旦は大鉞を把り、畢公は小鉞を把り、各、武王を夾み、散宜生・太顚・閎夭は皆劍を執りて武王を守護せり、

【字解】輕劍、輕呂と稱する劍なり、經、縊死なり、くびるなり、殷紀には武王妲己を殺すとありて此の紀と異なり、玄鉞、鐵の鉞なり、修社、土神を祀れる祠を修むるなり、罕旗、罕は旌旗なり、罕旗は前騎の把るはたなり、先驅、さきのりなり、常車、儀裝車なり、畢公、魯世家には召公に作れり、

既入立于社南、大卒之左右畢、

師、紂師雖衆、皆無戰之心、心欲武王亟入、紂師皆倒兵以戰、以開武王、武王馳之、紂兵皆崩畔紂、紂走反入、登于鹿臺之上、蒙衣其珠玉、自燔于火而死、武王持大白旗以麾諸侯、諸侯畢拜武王、武王乃揖諸侯、諸侯畢從武王至商國、商國百姓、咸待於郊、於是武王使羣臣告語商百姓曰、上天降休、商人皆再拜稽首、武王亦答拜、

【講義】牧野の誓已に終りし時、諸侯の兵の會せる者四千乘の多きに達したれば、其の軍勢を牧野に配置して陣所を固めたり、殷の帝紂武王の攻め來れるを聞き、殷も亦兵七十萬人を發して武王の軍を距ぐ、武王乃ち師尚父と百夫とをして必戰の意を致さしめ中堅を以て帝紂の師に突入せしむ、紂の師衆しと雖、皆戰ふの心無く、心中窃に武王の速に入り來らむ事を希へるなり、故に紂の師は皆兵器を倒にして戰ひて、武王の來る道を開けり、武王の軍勢之に馳せ向ひたれば、紂の兵は皆崩れ立ちて、反つて紂に叛きたり、紂敗走して反りて城中に入りて鹿臺の上に登り、其の藏せる所の珠玉を蒙り著て、自ら火中に投じて燔け死にたり、是に於て武王大白の旗を持ちて諸侯を麾きて戰勝を告ぐ、諸侯畢く武王を拜して其の成功を祝す、武王乃ち諸侯にゑしやくして其の勞を謝す、是より諸侯畢く武王に從ひて商國に至れば、商國の百姓皆之を郊外に待てり、是に於て武王は群臣をして商の百姓に告げ語らしめて曰く、上天慶を降すと、商人皆再拜稽首す、武王も亦答拜す、

【字解】致レ師、必戰の志を示すことなり、大卒、猶中軍といふが如し、亟、速なり、揖、手をこまぬきて禮するなり、ゑしやくすること、休、慶なり、

于二爾身一有レ戮、

【講義】 王曰く、古人已に言へることあり、牝雞は晨の時を告ぐる者に非ず、しかるに牝雞晨の時を告ぐれば、其の家は家運傾きて遂に盡くるに至るべしと、是れ婦人を戒むるの言なり、而るに今殷の紂王は婦人の言をのみ用ひて、自ら其の先祖の祭祀を弃てゝ、之に報恩を竭さず、其の國家を亂し弃てゝ、其の祖父母の一族及び同母弟を遺して用ひず、罪多くして四方に逃れたる者を召して、是を崇び是を長と爲し、是を信じ是を使ひ、百姓をあらくしへたげて商の國家を内外より掻き亂せり、よつて今予發は玆に共みて天の罰を行ふなり、故に今日の軍略は一時に多く進むことを爲さゞれ、卽ち六歩七歩に過ぎずして、止まりて其の隊伍を齊ふるを例とせよ、夫子其れ之を勉めて忘れざれ、又敵を擊つにも一時に多くなさゞれ、卽ち少くして四伐五伐、多くして六伐七伐を過ぎずして、止まりて其の隊伍を齊へて堅固にせよ、之を勉めて忘るゝこと勿れ夫子、希くは桓々たる武者振を發揮して虎の如く貔の如く豺の如く螭の如くして、我が周軍の武威を商郊に揚げよ、又强きに乘じて殷の敗走せる兵士を暴殺すること勿れ、之を捕虜として西土に使役せむ、之を勉めて忘るゝこと勿れ夫子、若し爾等以上數箇條の命に反きて勉めざる所あれば、其れ爾の身に誅戮を加ふることあらむと、

【字解】 無レ晨、あかつきの時を告ぐること無きをいふ、索、盡くるなり、肆、祭の名なり、答、報恩なり、昏弃、亂しすつるなり、逋逃、のがれにぐる者なり、姦軌、姦は外より亂すなり、軌は宄と通ず、內より亂すなり、共、つゝしむなり、尙、希ふなり、桓々、威武のさまなり、離、螭と通ず、みづちなり、不レ禦二克犇一、禦克は强ひて暴殺するをいふ、犇は敗走する者なり、以役二西土一、捕虜として西土に使役するをいふ、

誓已、諸侯兵會者、車四千乘、陳二師牧野一、帝紂聞二武王來一、亦發二兵七十萬人一、距二武王一、武王使二師尙父、與二百夫一致レ師、以二大卒一馳二帝紂

王曰、古人有言、牝雞無晨、牝雞之晨惟家之索、今殷王紂、維婦人言是用、自棄其先祖肆祀、不答、昏棄其家國、遺其王父母弟不用、乃維四方之多罪逋逃、是崇是長、是信是使、俾暴虐于百姓、以姦軌于商國、今予發維共行天之罰、今日之事、不過六步七步、乃止齊焉、夫子勉哉、不過於四伐五伐六伐七伐、乃止齊焉、勉哉夫子、尚桓桓如虎如羆如豺如離、于商郊、不禦克犇、以役西土、勉哉夫子、爾所不勉、其

げ、爾の干を比べ、爾の矛を立てよ、予れ今汝等に誓はむと、

【字解】二月、一に正月に作る、是なり、殷の正月は周の二月なれども、此の時未だ周の正朔を用ひず、況んや上文の十二月は殷の十二月なるに於てをや、昧爽、夜の引き明けなり、あけぼのなり、杖黃鉞、杖はつゑつくなり、黃鉞は黃金にて飾りたるまさかりなり、秉白旄、秉は執るなり、白旄は犛牛の白尾を竿頭に注けて指麾するものなり、さいはいなり、麾、さしまねくなり、遠矣、遠方より能く來れりとて之を勞る辭なり、卽ち遠方の出陣大儀なりの意、有國冢君、冢は大なり、諸侯を親愛したる敬語なり、司徒、文敎を司る官なり、司馬、軍事を司る官なり、司空、土地民事を司る官なり、亞旅、亞は次ぐなり、旅は衆大夫なり、大夫は卿に次ぐ、故にいふ、師氏、大夫の兵を以て門を守る者なり、庸・蜀・羌・髳・微・纑・彭・濮、八國の名なり、皆蠻夷戎狄に在る國なり、戈・干・矛、戈は柄の短きほこなり、てぼこなり、干はたてなり、矛は柄の長きほこなり、

ら天命に戾りて之を絕ち、天地人の三つの正道を毀ち壞り、其の祖父母の族及び同母弟を離ち遠け、其の祖先の雅樂を斷ち弃て、みだらなる流行謠を作りて正しき歌を亂し、以て其の婦人を怡ばしむるなり、故に今予れ發は茲に共みて天の罰を行はむとす、勉めよや汝等、此の好期を迯して此の次にし又其の次にせむとすべからずと、

【字解】昏亂暴虐、昏亂はみだるゝなり、暴虐はあらくしへたぐるなり、卽ち政をみだして民をしへたぐるをいふ、犇、走るなり、遵二文王一、文王の木主を奉じて其に從ふことなり、戎車、兵車なり、虎賁三千人、虎賁は勇士なり、千の字一に百の字の誤なりといふ、甲士、よろひ著たる兵士なり、孳々、勉むるさまなり、太誓、尙書の篇名なり、現存のものは僞作にして太史公が今茲に引ける所と大いに異なれり、其婦人、其の鍾愛する所の婦人なり、卽ち妲己を指す、絕二于天一、天の命に反するをいふ、三正、天地人の三の正道なり、離逷、放ち遠くるなり、王父母弟、王父は祖父母の族なり、母弟は同母弟なり、皆親むべき者をいふ、淫聲、みだらなる流行謠なり、怡說、よろこぶなり、共、つゝしむなり、夫子、丈夫の稱なり、不レ可レ再不レ可レ三、此の好期を迯すべからざるの意なり、

二月甲子昧爽、武王朝至二于商郊牧野一、乃誓、武王左杖二黃鉞一、右秉二白旄一、以麾曰、遠矣西土之人、武王曰、嗟、我有國冢君・司徒・司馬・司空・亞旅・師氏・千夫長・百夫長、及庸・蜀・羌・髳・微・纑・彭・濮人、稱二爾戈一、比二爾干一、立二爾矛一、予其誓、

【講義】十二年二月甲子の日の夜の引き明けに、武王は早くより商の南郊の牧野に至りて其の軍士に誓ふ、左手には黃金にて飾りたる鉞を杖き、右手には白旄の采配を執りて衆を麾きて曰く、遠方の出陣大儀に存ずるぞ西土の人と、武王又曰く、アヽ我が親愛する所の有國の大君・司徒・司馬・司空・亞旅・師氏、及び庸・蜀・羌・髳・微・纑・彭・濮の八國の人、爾の戈を擧

復、反るなり、上りしもの〻再び下にかへるをいふ、王屋、王の陣所の屋根なり、流、行くなり、飛び去るなり、魄、鳴き聲の安定なるをいふ、ゆるやかに鳴く聲なり、

居二年、聞紂昏亂暴虐滋甚、殺王子比干、囚箕子、太師疵・少師彊抱其樂器而犇周、於是武王徧告諸侯曰、殷有重罪、不可以不畢伐、乃遵文王、遂率戎車三百乘・虎賁三千人・甲士四萬五千人、以東伐紂、十一年十二月戊午、師畢渡盟津、諸侯咸會、曰、孳孳無怠、武王乃作太誓、告于衆庶、今殷王紂、乃用其婦人之言、自絕于天、毀壞其三正、離逷其王父母弟、乃斷弃其先祖之樂、乃爲淫聲、用變亂正聲、怡說婦人、故今予發、維共行天罰、勉哉夫子、不可再、不可三、

【講義】武王周に歸り、居ること二年にして、紂の昏亂暴虐なる行迹の益〻甚しくして、王子の比干を殺し箕子を囚へ、太師疵と少師彊とは其の樂器を抱きて周に走り來れることを聞きぬ、是に於て武王は徧く諸侯に通告して曰く、殷に重罪あれば、今之を畢く伐たずんばあるべからずと、乃ち文王の木主に遵ひて、遂に戎車三百乘虎賁三千人甲士四萬五千人を率ゐて東の方紂を伐つ、十一年十二月戊午の日に軍師畢く盟津を渡りて河北に上陸す、諸侯も咸來り會す、武王諸侯を戒めて曰く、孳々として怠ること勿れと、武王是に於て太誓を作りて衆庶に告ぐ、其の言に曰く、今殷王紂は其の愛する所の婦人の言を用ひて自

火自レ上復二于下一、至二于王屋一、流爲レ烏、其色赤、其聲魄云、是時諸侯不レ期、而會二盟津一者、八百諸侯、諸侯皆曰、紂可レ伐矣、武王曰、女未レ知二天命一、未レ可也、乃還レ師歸、

【講義】九年に武王は天の畢星を祭りて武運を祈る、東の方に兵威を示さむとて盟津に至り、文王の木主を作りて之を兵車に載せて中軍と爲し、武王は自ら太子發と稱せり、是れ文王を奉じて征伐に出で、敢て自ら專斷するに非ざることを示せるなり、武王乃ち司馬・司徒・司空等の諸の符節を有てる有司に告げて曰く、汝等うやうやしくつゝしみて信なれ、予は無知なれども今茲に先祖の有德の臣を用ふるなり、但だ小子は先祖の功を受けて天子の位に在れば、畢く賞罰を立てゝ汝等の功績を定めむと、遂に師を興す、師尚父軍中の司令に號令して曰く、爾が衆庶と爾が舟楫とを總べよ、若し後れて至らむ者は斬らむと、武王河を渡る時に、河の中流に白魚の躍りて王の舟中に入るあり、さて魚は介鱗の物にして兵の象あり、白は殷家の正色なり、白魚の舟中に入りしは是れ殷の兵衆の周に與するの瑞兆なりとて、武王は之を俯して取りて天に祭れり、既にして河を渡る、次に火ありて立ち昇り、上より復下に反りて王の陣屋の棟に至り、又飛び去りて烏と爲る、其の色は赤く、其の鳴き聲はゆるやかなり、さて烏は孝鳥にして赤は周家の正色なり、是れ武王が父の文王の大業を繼ぎて兵を興すに當りて之を祝福するの瑞兆たるなり、是の時天下の諸侯は兼て約束もせざるに、盟津に會するもの八百諸侯あり、諸侯皆紂を伐つべしといふ、武王曰く、汝等未だ天命の歸する所を知らざるなり、今は未だ其の時期に非ずとて、乃ち師を還して歸りたり、

【字解】上祭二于畢一、畢は畢星なり、兵を主るの星なり、故に師を出す時之を祭るなり、觀、示すなり、盟津、孟津に同じ、木主、位牌なり、諸節、諸の符節を受くる有司なり、齊栗、うやうやしくつゝしむことなり、先功、先祖の功なり、師尚父、太公望のことなり、號、軍の重き者に號令するなり、楫、舟のかぢなり、

しなりと、其の後十年にして崩じぬ、謚して文王と爲す、武王は法度を改め周の正朔を制定したり、又古公を追ひ尊びて太王と爲し、公季を王季と爲す、蓋し周の王瑞は太王が豳より岐下に徙りし時より興れるなり、

【字解】　道、道は言ふなり、受命之年、天命を受けて天下に君たるの年なり、受命の年より十年の後の九十七才にして崩じたれば、其の受命の年は八十八才なり、一説に八十九才なりといふ、稱王、文王に受命稱王の事無しとて後世の儒者は頻に之を論辨すれども、殷周の過渡期に於て前朝に代らむとする者の自ら王と稱すること敢て難事にてあらざりしならむ、況んや此は太史公が詩人の一説を記したるまでに於てをや、正朔、暦なり、

武王卽位、太公望爲師、周公旦爲輔、召公畢公之徒左右王師、修文王緒業、

【講義】　武王位に卽きて、太公望を師父と仰ぎ、周公を輔佐と爲し、召公畢公の徒は王の軍師を左右して、文王の基を始めし業を修めぬ、

【字解】　左右、佐けなり、緒業、基を始めしことなり、

九年、武王上祭于畢、東觀兵、至于盟津、爲文王木主、載以車中軍、武王自稱太子發、言奉文王以伐不敢自專、乃告司馬・司徒・司空・諸節、齊栗信哉、予無知以先祖有德臣、小子受先功、畢立賞罰、以定其功、遂興師、師尙父號曰、總爾衆庶、與爾舟楫、後至者斬、武王渡河、中流白魚躍入王舟中、武王俯取以祭、既渡、有

【字解】決平、曲直を決することなり、虞芮、皆地名なり、獄、訴訟なり、畔、あぜなり、くろなり、秖、まことなり、受命之君、天命を受けて天下に臨む所の君なり、

明年伐犬戎、明年伐密須、明年敗耆國、殷之祖伊聞之、懼以告帝紂、紂曰、不有天命乎、是何能爲、明年伐邘、明年伐崇侯虎、而作豐邑、自岐下而徙都豐、

【講義】虞紂の事ありし明年に、西伯犬戎を伐つ、其の明年に密須を伐つ、又其の明年に耆國を敗る、殷の祖伊之を聞き、懼れて帝紂に告ぐ、紂曰く、天命あらざらむや、予に天命の存するあり、彼れ西伯何をか能く爲さむやとて、之を意に介せざりき、明年西伯邘を伐つ、其の明年崇侯虎を伐つ、此の年豐邑を作り、岐山の下より徙りて豐に都を定めたり、

【字解】犬戎、昆夷なり、卽ち後世の長沙武陵郡の大牛に居りし苗族なり、密須・耆、皆國の名なり、耆は殷紀に飢に作れり、邘・崇、皆諸侯の國名なり、

明年西伯崩、太子發立、是爲武王、西伯蓋卽位五十年、其囚羑里、蓋益易之八卦、爲六十四卦、詩人道、西伯蓋受命之年稱王、而斷虞芮之訟、後十年而崩、謚爲文王、改法度、制正朔矣、追尊古公爲太王、公季爲王季、蓋王瑞自太王興、

【講義】都を豐に徙し、其の明年に至りて西伯崩じぬ、太子の發立つ、是を武王と爲す、西伯は蓋し位に卽きてより崩ずるに至るまで五十年間なりき、其の昔羑里に囚はれし時に、蓋し易の八卦を益して六十四卦と爲しぬ、又詩人の言によれば、西伯は蓋し天命を受けたる年に自ら王と稱して虞芮の訟を判斷せ

まだ善馬奇物の在るあり、何ぞ赦さゞらむやと、乃ち西伯を放免して之に弓矢斧鉞を賜ひて、征伐することを得しめ、且つ曰く、予れ元より西伯を捕へむとせしにあらず、敢て之を爲しゝは崇侯虎の誹に因りしなりと、西伯是に於て洛西の地を獻じて紂に炮烙の刑を廢せむことを請ひしに、紂は直に之を許したり、

【字解】 譖、誹り告ぐるなり、そしるなり、嚮、向ふなり、歸服するをいふ、有莘、諸侯の國號なり、驪戎、國の名なり、文馬、毛に文ある馬なり、一説に駿馬の赤き鬣縞の身に目は黃金の如きものなりと、有熊、國の名なり、九駟、駟は四頭の馬なり、九駟は三十六匹の馬なり、嬖臣、君の氣に入りの臣なり、此一物、美女を指す、斧鉞、をのとまさかりとなり、倶に武器なり、

西伯陰行善、諸侯皆來決平、於是虞芮之人、有獄不能決、乃如周、入界、耕者皆讓畔、民俗皆讓長、虞芮之人、未見西伯、皆慙、相謂曰、吾所爭、周人所恥、何往爲、秖取辱耳、遂還倶讓而去、諸侯聞之曰、西伯蓋受命之君、

【講義】 是れより西伯陰に善を行ひ仁を施しければ、天下の諸侯皆來服して是非曲直の平を西伯によりて決するに至れり、或る時虞芮の人に訴訟ありて、何れとも決すること能はざれば、周に行きて西伯の裁決によらむとして其の界に入りしに、周民の耕す者は皆田のあぜを讓り合ひて取らず、他の民俗も皆長者に讓りて自ら先んずることを爲さゞるなり、虞芮の人之を見て、未だ西伯に見えざるに、皆自ら心に慙ぢて相倶に謂つて曰く、吾等互に爭ふ所は周人の恥づる所なれば、何ぞ往きて裁決を取ることをせむや、往けば實に反つて辱を取るのみなりと、遂に引き還して倶に訴訟を讓歩して去れりといふ、諸侯此の事を聞きて曰く、西伯は實に天命を受けて此の天下に臨む所の君なれば、我等は之に歸服せざるべからざるなりと、

徒、皆往歸之、

【講義】 公季卒して子の昌立つ、是を西伯と爲す、西伯は卽ち文王なり、文王は祖先の后稷公劉の業に遵ひ、古公公季の法に則り、仁を篤くし、老人を敬ひ幼少を慈み、賢者にへりくだり、日中まで樂々と食せずして士を待つなり、此を以て士多く之に歸服す、此の時伯夷叔齊は孤竹國に在りて、西伯の善く老を養ふことを聞き、盍ぞ往きて歸せざるやとて之に歸しぬ、其の他太顚・閎夭・散宜生・鬻子・辛甲 大夫 の徒、皆往きて文王に服せり、

【字解】 曰文王、曰の字衍文なり、禮下、へりくだるなり、孤竹、國の名なり、

崇侯虎譖西伯於殷紂曰、西伯積善累德、諸侯皆嚮之、將不利於帝、帝紂乃囚西伯於羑里、閎夭之徒患之、乃求有莘氏美女・驪戎之文馬・有熊九駟・他奇怪物、因殷嬖臣費仲、而獻之紂、紂大說曰、此一物足以釋西伯、況其多乎、乃赦西伯、賜之弓・矢・斧・鉞、使西伯得征伐、曰、譖西伯者、崇侯虎也、西伯乃獻洛西之地、以請紂去炮烙之刑、紂許之、

【講義】 時に崇侯虎といへる諸侯ありて、西伯が勢力の次第に加はるを知り、之を殷の紂王に誹り告げて曰く、西伯は近頃善を積み德を累ねて衆庶を懷け、諸侯も多く之に歸服せり、かゝる有樣を其まゝに放任すれば、是れ將に帝に不利ならんとすと、帝紂之を信じて乃ち西伯を羑里に囚へたり、西伯の臣の閎夭の徒は之を患ひ、其の君の災を助けむとて、有莘氏の美女と驪戎國の文馬と有熊國の九駟と其の他の奇怪の物品とを求めて、之を殷の嬖臣の費仲といへる者を介して紂王に獻ぜしめたり、紂大いに悅びて曰く、此の美女のみにても西伯を釋すに足るに、其の他に

髮、以讓季歷、

【講義】 古公に長子あり、太伯といふ、次子を虞仲といふ、太姜又少子の季歷を生めり、季歷太任を娶る、此の太任も太姜も皆賢婦人なり、太任の昌を生みし時に聖人となるべき吉瑞ありき、故に古公曰く、我が世繼ぎに當に興る者あるべし、其れは必ず昌ならむと、故に長子太伯と次子虞仲とは父が季歷を立てゝ世を昌に傳へむと欲することを知れり、是に於て二人逃亡して荆蠻に至り、身に入墨し髮を斷ちて、君と爲らざるの意を明かにして世を季歷に讓れり、

【字解】 太姜、古公の妃にして有部氏の女なり、太任、摯任氏の女なり、聖瑞、聖人と爲るべき吉兆なり、卽ち九月の甲子の日に赤き雀が丹書を銜みて昌の產舍に止まりたるをいふ、其の丹書に敬義仁の三道を以て世に臨まば其の祚萬世に續ぐべきことを記せりといひ傳ふ、亡、亡命なり、逃ぐるなり、如、行くなり、荆蠻、荆は楚にして後世の吳越の地なり、蠻は北人が史を書するに荆に添加したるまでの字なり、文身、入墨なり、

古公卒、季歷立、是爲公季、公季修古公遺道、篤於行義、諸侯順之、

【講義】 古公卒して少子の季歷立つ、是を公季と爲す、公季は古公の遺道たる稼穡の道を修め、行義を篤くしたり、是に於て諸侯之に順へり、

【字解】 古公遺道、古公の修めたる后稷公劉の業なり、卽ち稼穡の業なり、

公季卒、子昌立、是爲西伯、西伯〔曰〕文王、遵后稷公劉之業、則古公公季之法、篤仁、敬老慈少、禮下賢者、日中不暇食、以待士、士以此多歸之、伯夷・叔齊在孤竹、聞西伯善養老、盍往歸之、太顚・閎夭・散宜生・鬻子・辛甲大夫之

室屋、而邑別居之、作五官有司、民皆歌樂之、頌其德、

【講義】 古公亶父に至り、復后稷公劉の務めたりし耕種の業を修め、德を積み義を行ひければ、國人皆古公を戴けり、此の時に當りて薰育戎狄等攻め來りて財物を得んと欲す、古公は彼等が欲するまゝに之を予へぬ、已にして復攻め來りて地と民とを得んとす、是に於て豳の民皆怒りて戰はむとす、古公之を制して曰く、國に民ありて君を立つるは、是れ民を利せむとするが爲めなり、今戎狄の攻戰を爲さむとする主旨は、吾が地と民とを欲してなり、そもそも民の我を君とするも、彼を以て君となすも、君たるに於て何の異なる所無し、畢竟民を利する者ならば何人が君に立つも差支なきなり、しかるに我の故を以て戰はむと欲し、人の父子を殺してまでも此の國の君たらむことは予の忍びざる所なりと、乃ち其の從者と倶に遂に豳を去り、漆沮の二水を渡り梁山を踰え岐山の下の周原に止まりぬ、豳人は其の德を慕ひ、國を擧つて老人を扶け少弱を攜へて、盡く古公に歸して岐下に從へり、而して豳人のみならず他の旁の國々の人までも古公の仁を聞きて亦多く之に歸したり、是に於て古公は戎狄の俗習を黜けて中國の風と爲し、城郭宮室を營み築き、村落を區別して民を居らしめ、五官の有司を作る、是に由つて民皆歌ひ樂みて古公の德をほめたゝへたり、

【字解】 后稷公劉之業、耕種の業なり、薰育、殷紀の葷粥と同じ、匈奴の古名なり、岐下、岐山の麓なり、卽ち其處は周原の地なり、貶、黜くなり、五官、此の時の五官の名稱詳ならず、或は殷時の制に據りて司徒・司馬・司空・司士・司寇なりといふ、

古公有長子、曰太伯、次曰虞仲、太姜生少子季歷、季歷娶太任、皆賢婦人、生昌有聖瑞、古公曰、我世當有興者、其在昌乎、長子太伯虞仲、知古公欲立季歷、以傳昌、乃二人亡、如荊蠻、文身斷

をいふ、

公劉卒、子慶節立、國於豳、慶節卒、子皇僕立、皇僕卒、子差弗立、差弗卒、子毀隃立、毀隃卒、子公非立、公非卒、子高圉立、高圉卒、子亞圉立、亞圉卒、子公叔祖類立、公叔祖類卒、子古公亶父立、

【講義】公劉卒して子の慶節立つ、此の時豳に居る、慶節卒して子の皇僕立つ、皇僕卒して子の差弗立つ、差弗卒して子の毀隃立つ、毀隃卒して子の公非立つ、公非卒して子の高圉立つ、高圉卒して子の亞圉立つ、亞圉卒して子の公叔祖類立つ、公叔祖類卒して子の古公亶父立つ、

【字解】國於豳、豳は卽ち邠なり、詩經大雅公劉篇に據れば、公劉の時已に豳に舍れり、此に慶節の時と爲すは誤に似たり、

古公亶父復修后稷公劉之業、積德行義、國人皆戴之、薰育戎狄攻之、欲得財物、予之、已復攻、欲得地與民、民皆怒、欲戰、古公曰、有民立君、將以利之、今戎狄所爲攻戰、以吾地與民、民之在我、與其在彼、何異、民欲以我故戰、殺人父子而君之、予不忍爲、乃與私屬遂去豳、渡漆沮、踰梁山、止於岐下、豳人擧國扶老攜弱、盡復歸古公於岐下、及他旁國聞古公仁、亦多歸之、於是古公乃貶戎狄之俗、而營築城郭

まめ、稼穡、種をまくを稼といひ、收穫するを穡といふ、農師、農官の長なり、黎民、衆民なり、后稷、稷は農官なり、后は君長なり、農官の長となるをいふ、播時、時は蒔に同じ、ほどこしまくなり、

后稷卒、子不窋立、不窋末年、夏后氏政衰、去稷不務、不窋以失其官、而犇戎狄之間、

【講義】 后稷卒して子の不窋立つ、不窋の末年に夏后氏の政衰へぬ、卽ち稷官を發して農事を務めざるなり、故に不窋は其の官を失へるを以て戎狄の間に逃げ走れり、

【字解】 犇、走るなり、戎狄、西戎北狄の地なり、

不窋卒、子鞠立、鞠卒子公劉立、公劉雖在戎狄之間、復修后稷之業、務耕種、行地宜、自漆沮度渭取材用、行者有資、居者有畜積、民賴其慶、百姓懷之、多徙而保歸焉、周道之興自此始、故詩人歌樂思其德、

【講義】 不窋卒して子の鞠立つ、鞠卒して子の公劉立つ、公劉戎狄の間に在りと雖、其處にて復后稷の業を修め、耕耘種樹を務めたり、其れより地の宜しき所を巡り行きて、漆沮の二水より渭水を渡りて南山に至り、材木を取りて萬の用と爲す、故に外に行く者は資本あり、內に居る者は畜積あるに至りければ、民其の慶に賴り、百姓之に懷き、多くは公劉の居る地に徙りて保んじ歸するなり、周道の興れるは蓋し此の時より始りしなり、故に詩人は歌ひ樂みて其の德を思へるなり、

【字解】 鞠、國語の韋注・酒誥の釋文・路史の世本を引ける所によるに、鞠の下に陶の字あるべし、卽ち鞠陶なり、漆沮、二水の名なり、渭、水の名なり、材用、材木を取りて萬の用と爲すをいふ、詩人、召康公なり、歌樂、召康公が成王を戒めむとて公劉の德を歌ひし

を覆ひ薦きて保護せるなり、姜原之を見て此は神なりと思ひ、遂に抱き上げて之を養ひ成長せしめたり、是れ卽ち后稷なり、其の初め母之を弃てんとしたるに因り名けて弃といひしなり。

【字解】 周、古公亶父の舊邑なり、武王天下を平げて之を以て國號と爲したるなり、姜原、姜は姓なり、原は字なり、元妃、第一位の妃なり、卽ち正妃なり、巨人、猶大人の如し、卽ち神人をいふ、蹟、足あとなり、說、悅ぶなり、期、一箇年なり、隘巷、狹きちまた、辟、さくるなり、渠、みぞなり、覆薦、覆は上よりおほふなり、薦は下に敷くなり、

弃爲兒時、屹如巨人之志、其游戲好種樹麻菽、麻菽美、及爲成人、遂好耕農、相地之宜、宜穀者稼穡焉、民皆法則之、帝堯聞之、擧弃爲農師、天下得其利、有功、帝舜曰、弃、黎民始饑、爾后稷播時百穀、封弃於邰、號曰后稷、別姓姬氏、后稷之興、在陶唐・虞・夏之際、皆有令德、

【講義】 弃のまだ小兒たりし時、其の志氣は已に屹然として神人の如くなりき、從つて其の游戲するにも、好みて麻菽などを種ゑて、其が立派に成熟するなり、成人と爲るに及びて、遂に農事を好み、土地の肥瘠を察し、五穀に適する所には耕し種ゑて收穫するなり、故に民皆之に法りて農事を勵むに至れり、帝堯之を聞き、弃を擧げ用ひて農官の長と爲す、此より天下其の利を得て大いなる功績ありたり、帝舜之を稱へて曰く、弃は庶民が始めて飢ゑしとき、農官の長となりて百穀を播し蒔きて之を救ひたりきと、是に於て弃を邰に封じ、號して后稷といふ、別姓は姬氏なり、さて后稷の興れるは陶唐虞夏の際に在りて、其の間は何時も皆令德ありき、

【字解】 屹、山の峙ゆるさまなり、一に仡に作るは非なり、種樹、たねまきうゝなり、菽、衆豆の總稱なり、

尙レ白、

【講義】太史公曰く、余商頌を引きて契の事を記し、成湯より以來は書經詩經に取りしなり、さて契は子姓たり、其の後は分れ封ぜられし所の國を以て其の姓と爲す、卽ち殷氏・來氏・宋氏・空桐氏・稚氏・北殷氏・目夷氏等あり、孔子曰く、殷の路車は質堅くして飾無きを以て善しと爲すと、而して殷は白色を尙べり、

【字解】頌、詩經の商頌なり、書詩、書經詩經なり、路車、輅に同じ、天子の車なり、

周本紀第四

周后稷名弃、其母有邰氏女、曰二姜原一、姜原爲二帝嚳元妃一、姜原出二野一、見二巨人跡一、心欣然說、欲レ踐レ之、踐レ之而身動、如二孕者一、居期而生レ子、以爲二不祥一、弃二之隘巷一、馬牛過者、皆辟不レ踐、徙置二之林中一、適會二山林多レ人、遷レ之而弃二渠中氷上一、飛鳥以二其翼一覆二薦之一、姜原以爲レ神、遂收養二長之一、初欲レ弃レ之、因名曰レ弃、

【講義】周の后稷は名を弃といふ、其の母は有邰氏の女にして姜原といふ、姜原は帝嚳の元妃たり、姜原或日野に出でて大人の足跡を見、心に之を欣びて踐まむと欲す、之を踐めば身震ひして孕める者の如し、胎内に居ること一箇年にして子を生めり、凡そ人は十箇月にして生るゝに、十二箇月を要したるを以て不祥なりと思ひ、之を狹きちまたに弃てたるに、馬牛の過ぐるもの皆之を辟けて踐まざるなり、由つて之より徙して林中に弃てんとしたるに、たまたま山林に人多きに出會ひたれば、又遷して渠中の氷の上に弃てたり、しかるに此には鳥が其の翼を以て其の子

比干之墓、表商容之閭、封紂子武庚祿父、以續殷祀、令修行盤庚之政、殷民大說、于是周武王爲天子、其後世貶帝號、號爲王、而封殷後爲諸侯、屬周、

【講義】周の武王此の時に至り、遂に諸侯を率ゐて紂を代つ、紂も亦大兵を發して、武王の軍を牧野に距ぐ、甲子の日に紂の兵敗れたれば、紂は走り入りて鹿臺に登り、其の藏むる所の寶玉の衣を著、火中に投じて死にぬ、周の武王遂に紂の頭を斬り、之を白旗の端に懸けて衆に示したり、又妲己を殺し、箕子の囚れを釋し、比干の墓を立て、商容の閭門に旌表し、紂の子の武庚祿父に地を與へて殷の祭祀を續がしめ、其の祖先盤庚の政を修め行はしめたれば、殷の民大いに說べり、是に於て周の武王天子と爲る、其の後世々帝號を貶して王號を稱せり、是れ帝德の次第に薄くなりしを以てなり、さて殷の子孫を封じて諸侯と爲し、之を周に附屬せしめたり、

【字解】牧野、殷の南郊の地名なり、今の河南省衞輝府淇水の南に當る、表、旌表なり、功德をあらはすとなり、說、悅ぶなり、貶、下ぐるなり、おとすなり、

周武王崩、武庚與管叔蔡叔作亂、成王命周公誅之、而立微子於宋、以續殷後焉、

【講義】周の武王崩じぬ、殷の武庚は周の管叔蔡叔と亂を作して周に叛く、成王周公をして之を誅せしむ、而して微子を宋に封じて殷の後に續がしめたり、

太史公曰、余以頌次契之事、自成湯以來、采於書詩、契爲子姓、其後分封以國爲姓、有殷氏・來氏・宋氏・空桐氏・稚氏・北殷氏・目夷氏、孔子曰、殷路車爲善、而色

皆曰、紂可伐矣、武王曰、爾未知天命、乃復歸、

【講義】西伯既に卒しぬ、周の武王の東伐して盟津に至る時に、諸侯の殷に叛きて周の軍に會する者八百諸侯あり、皆紂を伐つべしといふ、武王獨曰く、爾等未だ天命の歸する所を知らざるなりとて、盟津より引き返したり、

紂愈淫亂不止、微子數諫不聽、乃與太師少師謀、遂去、比干曰爲人臣者、不得不以死爭、乃强諫紂、紂怒曰、吾聞聖人心有七竅、剖比干觀其心、箕子懼乃詳狂爲奴、紂又囚之、殷之太師少師、乃持其〔祭〕樂器奔周、

【講義】其後紂の淫亂は愈〻甚しくして止まざるなり、微子數〻諫むれど聽かざりければ、太師少師等と謀りて遂に殷を去りぬ、比干は止まりて曰く、人臣たる者は君の惡事を見ては死を以て爭ひて之を善に導かずんばあるべからずとて、强ひて紂を諫めたり、紂怒りて曰く、吾れ嘗て聖人の胸には七つの穴ありと聞けり、試に比干に於て之を見むと、乃ち比干を殺し、剖きて其の胸を觀たり、箕子は懼れて佯り狂ひて奴と爲る、紂又之を囚へて獄に投ず、殷の樂官の太師疵と少師彊とは其の樂器を持ちて周に奔れり、

【字解】太師少師、皆樂官なり、疵と彊とをいふ、心、胸なり、竅、穴なり、詳、古の佯の字なり、祭、衍文なり、周紀には此の字無し、

周武王于是遂率諸侯伐紂、紂亦發兵距之牧野、甲子日、紂兵敗、紂走入登鹿臺、衣其寶玉衣、赴火而死、周武王遂斬紂頭、縣之白旗、殺妲己、釋箕子之囚、封

既訖我殷命、假人元龜、無敢知吉、非先王不相我後人、維王淫虐用自絕、故天弃我、不有安食、不虞知天性、不迪率典、今我民罔不欲喪、曰、天曷不降威、大命胡不至、今王其奈何、紂曰、我生不有命在天乎、祖伊反曰、紂不可諫矣、

【講義】西伯が飢國を伐ちて之を滅したるを以て、紂の賢臣の祖伊といへる者、此の事を聞きて周の振舞を惡み、將來を恐れて奔りて紂に告げて曰く、上天は既に我が殷に下したる所の大命を終へたり、故に至人も元龜も敢て吉を知ること無きなり、是れ先王の我等後人を相けざるには非らざるなり、畢竟王が淫亂暴虐なる結果にて自ら天命を絕ちしなり、故に上天は我等を弃てゝ、安穩に食することあらざらしめむとす、且つ王は天性を度り知らず、先王の典に迪み率はざるなり、是を以て現今の我が民は皆王の喪びむことを欲せずと云ふこと無し、其の言に曰く、天何ぞ威力を下して王を滅さゞるや、大命何ぞ後王に至りて殷に代らざるやと、此くの如く民は王を怨めり、今王其れ奈何にせむと、紂曰く、汝は頻に天命を云々すと雖、我の生るゝや既に天の命ずる所ありて其の命は恆に天に在るに有らずや、何ぞ自ら天命を絕つことあらむやと、所謂知と言とを以て諫を距ぎ非を飾りしなり、祖伊其の詭辯に驚き家に反りて曰く、紂は諫む可からずと、

【字解】飢國、飢の字一に肌に作り、又耆に作る、祖伊、祖己の後にして賢臣なり、咎、惡むなり、訖、終ふなり、假人、大人なり、至人なり、元龜、大龜なり、長さ尺二寸なるをいふ、卜に用ふる龜なり、自絕、自ら天命を絕つなり、虞知、虞は度るなり、迪率、ふみしたがふなり、反、家に歸るなり、

西伯既卒、周武王之東伐、至盟津、諸侯叛殷、會周者八百、諸侯

きて内々君の殘虐なるを嘆息せり、之を崇侯虎が知りて紂王に告ぐ、紂又西伯が己れに違ふものと爲して之を羑里の地に囚へたり、是に於て西伯の臣の閎夭の徒は美女奇物善馬を求めて之を紂王に獻じて西伯を赦されんことを請ふ、紂乃ち西伯を赦じぬ、西伯獄より出でて洛西の地を獻じて炮烙の刑を除かむことを請ふ、紂又之を許し、特に弓・矢・斧・鉞を賜ひて征伐することを得しめ、西方の諸侯の長と爲して西伯と呼ばしむ、而して費中を登用して政をなさしむ、此の費中の人と爲りは善く諛ひて私利を好みければ、殷人之に親まざるなり、紂又惡來を用ふ、此の惡來は善く惡言を以て人をおとしいれきずつくる者なり、此を以て諸侯は益〻紂を疏んずるに至れり、

【字解】西伯昌、文王のことなり、九侯、九の字一に鬼に作る、憙、好むなり、醢、肉にて作れるひしほなり、肉醬なり、辨、別つなり、道理を分けて陳ぶるなり、脯、乾したる肉なり、ほじゝなり、羑里、地名なり、洛西、洛水の西なり、斧鉞、斧はをのなり、鉞はまさかりなり、毀讒、人を惡しざまにいひておとしいるゝこと、

西伯歸、乃陰修德行善、諸侯多叛紂、而往歸西伯、西伯滋大、紂由是稍失權重、王子比干諫、弗聽、商容賢者、百姓愛之、紂廢之、

【講義】西伯周に歸りて陰に德を修め善政を行ふ、諸侯之を聞き多くは紂に叛き周に往きて西伯に歸服す、よつて西伯の勢力滋〻大となれり、紂是に於て稍〻其の權勢の重きを失へり、王子の比干頻に紂を諫むれども聽かざるなり、又商容といへる賢者ありて政を佐けたれば、百姓多く之を愛せり、しかるに紂は遂に之をも廢したり、

【字解】西伯歸、文王の周に歸るをいふ、陰修德、陽に德を修めなば紂の怒を買ふを以て陰に修むるなり、滋、益〻なり、

及西伯伐飢國滅之、紂之臣祖伊、聞之而咎周、恐奔告紂曰、天

ず、撃つなり、手格は無手にて撃つなり、飾非、自らの惡事を言ひくるめること、矜、ほこるなり、聲、ほまれなり、妲己、有種氏の女なり、師涓、樂師の名なり、涓は延の誤ならむ、韓子釋名水經の注皆師延に作れり、新淫聲、みだらなる流行謠なり、北里之舞、淫靡なる舞の名なり、靡々之樂、みだらなる音樂の名なり、鹿臺、臺の名なり、鉅橋、倉の名なり、仭、滿つなり、沙丘、地名なり、蜚鳥、飛鳥なり、最、一に聚に作る、倮、はだかなり、長夜之飲、晝夜の別無く打ち續きての酒宴なり、辟刑、死刑なり、炮烙之法、銅柱に油を注ぎ、之を熾なる炭火の上に亙し、罪ある者をして行かしむ、進む中に足滑りて火中に墮ちて焚死す、極めて殘酷なる刑なり、

以西伯昌・九侯・鄂侯、爲三公、九侯有好女、入之紂、九侯女不憙淫、紂怒殺之、而醢九侯、鄂侯爭之彊、辨之疾、幷脯鄂侯、西伯昌聞之竊歎、崇侯虎知之、以告紂、紂囚西伯羑里、西伯之臣閎夭之徒、求美女奇物善馬、以獻紂、紂乃赦西伯、西伯出而獻洛西之地、以請除炮烙之刑、紂乃許之、賜弓・矢・斧・鉞、使得征伐、爲西伯、而用費中爲政、費中善諛好利、殷人弗親、紂又用惡來、惡來善毀讒、諸侯以此益疏、

【講義】　帝紂は西伯昌と九侯と鄂侯とを以て三公と爲す、九侯に美女ありて之を紂に入る、しかるに此の九侯の女は淫事を好まざりしかば、紂は怒りて之を殺し、且つ九侯をも殺して其の肉を醢となす、鄂侯其の無道を責め、之を爭ひ諫めて陳辨すること急なり、紂又怒りて鄂侯をも殺して脯にす、西伯昌之を聞

樂、嬖於婦人、愛妲己、妲己之言是從、於是使師涓作新淫聲・北里之舞・靡靡之樂、厚賦稅、以實鹿臺之錢、而盈鉅橋之粟、益收狗馬奇物、充仞宮室、益廣沙丘苑臺、多取野獸蜚鳥、置其中、慢於鬼神、大最樂戲於沙丘、以酒爲池、縣肉爲林、使男女倮相逐其間、爲長夜之飲、百姓怨望、而諸侯有畔者、於是紂乃重辟刑、有炮烙之法、

【講義】 帝紂は天性能辯にして行動すばやく、聞見甚だ敏く、體力人に過ぎて無手にて猛獸を撃ち、其の智は臣下の諫を拒ぐに足り、其の言は自らの非を飾るに足り、才能ありとて人臣に矜り、名聲ありとて天下に高ぶり、世の中の者は皆己れの下風に立つものと思ひ、酒を好みてたはれ樂み、婦人を近づけて妲己を愛し、妲己の言ふ所は如何なることゝ雖悉く之に從ふなり、是に於て師涓をして新淫聲と北里の舞と靡靡の樂とを作らしむ、又賦稅を重くして民より米錢を多く取り立て、錢を鹿臺に實滿し、粟を鉅橋に蓄積し、まだ之のみならず狗馬より珍奇なる財寶に至るまで收斂して宮室に充たし、益沙丘に在る園と高臺とを擴張し、其の中に多くの野獸飛鳥を放飼す、又敬神の念は微塵も無く、唯大いに美女嬖臣を沙丘に聚めて樂みたはむれ、酒を溜めて池と爲し、肉を懸けて林の如くし、男女をして倮にして其の間に相逐はしめ、日夜の別無く打ち續きて酒宴を開きて淫樂するのみなり、此の如く全く政事を放棄して顧ること無ければ、百姓は上を怨み、諸侯は之に畔く者あるに至れり、されど紂はまだ刑の輕きが故に反く者ありと爲し、死刑の法を重くして炮烙の刑を設けたり、

【字解】 資辯、天性能辯なるをいふ、捷疾、すばやきこと、材力、うまれつきの力なり、手格、格は挌に通

帝武乙無道、爲偶人、謂之天神、與之博、令人爲行、天神不勝、乃僇辱之、爲革囊盛血、仰而射之、命曰射天、武乙獵於河渭之間、暴雷、武乙震死、子帝太丁立、帝太丁崩、子帝乙立、帝乙立殷益衰、

【講義】帝武乙は無道にして政事を治めざるなり、人形を造りて之を天神なりと謂ひ、之と博奕し、臣下をして天神に代りて博奕を行はしめ、天神勝たざれば、之を辱しめ侮るなり、又革の嚢を造りて血を盛り、之を高處に懸け、仰ぎて之を射て天を射るといへり、かゝる無道を爲したる報にや、武乙が河渭の間に獵したる時、暴に雷鳴り、之に打たれて死にけり、子の帝太丁立つ、帝太丁崩じて子の帝乙立つ、帝乙立ちて殷道益〻衰へぬ、是より後竟に復振はざるなり、

【字解】偶人、土木にて造りたる人形なり、博、博奕なり、ばくちなり、僇辱、はづかしめ侮るなり、

帝乙長子曰微子啓、啓母賤、不得嗣、少子辛、辛母正后、辛爲嗣、帝乙崩、子辛立、是爲帝辛、天下謂之紂、

【講義】帝乙の長子を微子啓といふ、啓の母は賤ければ啓は嗣ぐことを得ざりき、而して帝乙の少子を辛といふ、辛の母は正后なり、故に辛を嗣と爲す、帝乙崩じて子の辛立つ、是を帝辛と爲す、天下之を紂と謂ふ、

【字解】微子啓、微は國號なり、子は爵なり、啓は名なり、

帝紂資辯捷疾、聞見甚敏、材力過人、手格猛獸、知足以拒諫、言足以飾非、矜人臣以能、高天下以聲、以爲皆出己之下、好酒淫

の禮を爲すこと勿れと、武丁乃ち政を修め德を行ひければ、天下皆悅びぬ、是に於て殷道復興れり、是にて五興なり、

【字解】 登二鼎耳一、宗廟の鼎の耳に上るなり、雉は野に棲むべきものなるに宗廟の中に來るは、是れ宗廟を野に變ずるの凶兆なり、故に武丁之を懼れしなり、呴、鳴くなり、祖己、賢臣の名なり、其の名より察するに殷の王族なるべし、典二厥義一、典は常なり、天は義を以て常法と爲すとの意なり、降レ年、齡を下すなり、天、災なり、不レ若レ德、若は順ふなり、德に順はずとは義無きをいふ、不レ聽レ罪、罪を改めて善を修めざるをいふ、正二厥德一、民の不德を正すことなり、天繼、天嗣なり、毋レ禮、厚薄の禮を爲すこと勿れとの意なり、驩、悅ぶなり、

帝武丁崩、子帝祖庚立、祖己嘉下武丁之以二祥雉一爲上レ德、立二其廟一爲二高宗一、遂作二高宗肜日、及訓一、

【講義】 帝武丁崩じて子の帝祖庚立つ、祖己は武丁が凶兆の雉の鼎耳にて鳴きしより德を修めて殷道を復興せしことを嘉び、其の廟を立てゝ高宗と爲す、遂に高宗肜日及び高宗之訓を作れり、

【字解】 祥雉、祥は凶兆なり、雉の宗廟の鼎耳に上りて鳴きしをいふ、高宗肜日及訓、肜は祭の明日なり、殷に肜といひ、周に繹といふ、高宗肜日は尙書の篇名なり、訓は高宗之訓なり、散佚して傳らず、

帝祖庚崩、弟祖甲立、是爲二帝甲一、帝甲淫亂、殷復衰、帝甲崩、子帝廩辛立、帝廩辛崩、弟庚丁立、是爲二帝庚丁一、帝庚丁崩、子帝武乙立、殷復去レ亳徙二河北一、

【講義】 帝祖庚崩じて弟の祖甲立つ、是を帝甲と爲す、帝甲淫亂にして殷道復衰へぬ、是にて五衰なり、帝甲崩じて子の帝廩辛立つ、帝廩辛崩じて弟の庚丁立つ、是を帝庚丁と爲す、帝庚丁崩じて子の帝武乙立つ、此の時殷復亳を去りて河北に徙れり、

り、宰は治なり、大臣の長にして卽宰相のことなり、百工、百官なり、營求、容貌を繪に畫きて搜し求むるをいふ、傅險、險一に巖に作る、地名なり、胥靡、胥は相なり、靡は隨ふなり、胥靡は相連繫せられて役に服するの意にして徒刑のことなり、築、道普請を爲すなり、

帝武丁祭成陽、明日有飛雉、登鼎耳而呴、武丁懼、祖己曰、王勿憂、先修政事、祖己乃訓王曰、唯天監下典厥義、降年有永、有不永、非天夭民中絕其命、民有不若德、不聽罪、天既附命正厥德、乃曰、其奈何、嗚呼王嗣敬民、罔非天繼、常祀毋禮于弃道、武丁修政行德、天下咸驩、殷道復興、

【講義】帝武丁先祖の成湯を祭る、其の明日に一羽の雉ありて飛びて宗廟の鼎の耳に登りて鳴きたり、武丁之を怪みて懼れ憂ふ、祖己曰く、王憂ふること勿れ、かゝる怪事ありとも先づ政事を修めなば、毫も懼るゝに足らざるなりとて、祖己は更に王に訓へて曰く、抑も上天の下民を視給ふは唯義を以て其の常法となせり、故に民に齡を降すにも永きあり、又永からざるあり、是れ皆民の義と不義とに因るなり、天の徒に民を災害し、中途に其の生命を絕つにはあらざるなり、故に民の義を輕んじて德に順はず、罪を改めて善を修めざること有れば、天は既に其の常法とせる所の命を附して民の不德を正すなり、故に人に君たる者も亦義を重んぜざるべからざるなりと、武丁曰く、されば奈何にせば可ならむと、祖己曰く、嗚呼王の天位を嗣ぎて民事を敬するは、是れ當に然るべきことなり、而して先代の天子皆天の後嗣に非らざるは無し、故に常の祀には彼には厚くし、此には薄くするといふが如き禮を爲すべからず、若しかゝる片落の禮を爲さば、是れ常道を弃つるを以て此の如き妖變あるに至れるなり、故に民事を敬みて祭祀に厚薄

り、而るに今此の文に據るに、帝小辛の世に百姓盤庚の德を追慕して作りしもの丶如し、是れ恐らくは記文に錯誤あらむ、

帝小辛崩、弟小乙立、是爲帝小乙、帝小乙崩、子帝武丁立、帝武丁卽位、思復興殷、而未得其佐、三年不言、政事決定於冢宰、以觀國風、武丁夜夢得聖人、名曰說、以夢所見、視羣臣百吏、皆非也、於是乃使百工營求之野、得說於傅險中、是時說爲胥靡、築於傅險、見於武丁、武丁曰、是也、得而與之語、果聖人、擧以爲相、殷國大治、故遂以傅險姓之、號曰傅說、

【講義】帝小辛崩じて弟の小乙立つ、是を帝小乙と爲す、帝小乙崩じて子の帝武丁立つ、帝武丁位に卽きて、復び殷を興さむことを思ふ、而れども未だ其の輔佐の臣を得ざるなり、故に三年の間親ら政令を布かず、皆宰相をして代りて國政を決定せしめ、以て國風を觀察せり、武丁或夜夢に聖人を得たり、其の名を說と曰ふ、故に夢中に見たる所の容貌を以て羣臣百吏を索め視るに皆之に似たる者無し、是に於て百官をして其の容貌を繪に畫きたるものを持ちて、遍く之を天下に求めしめしに、說を傅險の中に得たり、說は是の時徒刑に代りて傅險にて道普請を爲して自ら其の食を得つ丶ありしなり、か丶る卑賤の者なれども天子の召聘に接したれば、都に上りて武丁に見ゆ、武丁之を見て是れなりといひ、與に政事を語るに案の如く聖人なりき、直に之を登用して宰相と爲して政を佐けしめしに、殷國果して大いに治りぬ、故に遂に傅險を以て其の姓と爲し、號して傅說といふ、

【字解】佐、輔佐の臣なり、たすけ、冢宰、冢は長な

天下、法則可修、舍而弗勉、何以成德、乃遂涉河南治亳、行湯之政、然後百姓由寧、殷道復興、諸侯來朝、以其遵成湯之德也、

【講義】帝陽甲崩じて弟の盤庚立つ、是を帝盤庚と爲す、帝盤庚の時までは殷已に河北に都せり、盤庚に至りて河を渡りて南し、復成湯の居りし故都の西亳に遷りたり、さて成湯が南亳より西亳に遷りてより後凡て五度遷りて定まれる處無きなり、故に盤庚の遷らむとするや殷の民は皆咨き怨みて西亳に徙ることを欲せざるなり、盤庚乃ち諸侯大臣に告げ諭して曰く、昔し高后の成湯は爾が先祖と倶に天下を定めたり、故に其の子孫たる我及び爾等は其の法則を修めて之に順ふべきなり、しかるに之を捨てゝ勉めざれば、何を以て德を成さむやと、遂に河南に涉り西亳にて政令を布きて湯の政を行ふ、此くして後始めて百姓安寧に、殷道復興り、諸侯來朝す、是れ盤庚が成湯の德に遵ひしを以てなり、是にて四興なり、

【字解】成湯之故居、成湯の都なり、卽ち西亳にして一に殷と稱す、故に盤庚より以後は商を殷ともいふ、五遷、契より湯までは八たび遷り、其の後盤庚に至るまでの間に五たび國都を遷せるをいふ、故に湯と盤庚とは其の數に入らざるなり、卽ち仲丁六年に隞に遷り、河亶甲元年に相に遷り、祖乙元年に耿に遷り、二年に耿を河水に圮られて庇に遷り、南庚三年に奄に遷りしをいふ、胥、相與になり、高后、高德の君にして成湯の尊稱なり、治、亳西亳にて政令を布きしをいふ、

帝盤庚崩、弟小辛立、是爲帝小辛、帝小辛立、殷復衰、百姓思盤庚、乃作盤庚三篇、

【講義】帝盤庚崩じて弟の小辛立つ、是を帝小辛と爲す、帝小辛立ちて殷道衰へぬ、是に由て百姓盤庚の德を思ひ、乃ち盤庚三篇を作れり、是にて四衰なり、

【字解】盤庚三篇、尙書の篇名なり、現存の盤庚三篇上は帝盤庚が民に誥げし所の詞を史臣の錄せし所な

【字解】巫賢、巫咸の子なり、任職、此にては宰相の任を竭したるをいふ、

祖乙崩、子帝祖辛立、帝祖辛崩、弟沃甲立、是爲帝沃甲、帝沃甲崩、立沃甲兄祖辛之子祖丁、是爲帝祖丁、帝祖丁崩、立弟沃甲之子南庚、是爲帝南庚、帝南庚崩、立帝祖丁之子陽甲、是爲帝陽甲、帝陽甲之時殷衰、自中丁以來、廢適而更立諸弟子、弟子或爭相代立、比九世亂、於是諸侯莫朝、

【講義】祖乙崩じて子の帝祖辛立つ、帝祖辛崩じて弟の沃甲立つ、是を帝沃甲と爲す、帝沃甲崩じて沃甲の兄たる祖辛の子の祖丁を立つ、是を帝祖丁と爲す、帝祖丁崩じて祖辛の弟たる沃甲の子の南庚を立つ、是を帝南庚と爲す、帝南庚崩じて帝祖丁の子の陽甲を立つ、是を帝陽甲と爲す、帝陽甲の時に殷道復衰へぬ、さて中丁より以來其の適子を廢して更に諸弟及び其の子を立てたるを以て、諸弟及び其の子は或は位を爭ひ互に相代りて立ち、九世に至るまで亂れたり、是に於て諸侯の朝する者無きに至る、是にて三衰なり、

【字解】比、至るなり、

帝陽甲崩、弟盤庚立、是爲帝盤庚、帝盤庚之時、殷已都河北、盤庚渡河南、復居成湯之故居、乃五遷無定處、殷民咨胥皆怨不欲徙、盤庚乃告諭諸侯大臣曰、昔高后成湯與爾之先祖倶定

伊陟贊言於巫咸、巫咸治王家有成、作咸艾、作太戊、帝太戊贊伊陟于廟、言弗臣、伊陟讓作原命、殷復興、諸侯歸之、故稱中宗、

【講義】伊陟は巫咸に告げて其の及ばざる所あるを言ふ、故に巫咸は王家を治めて成就する所ありき、よつて咸艾を作り、又太戊を作れり、帝太戊は伊陟の功を嘉稱し、之を廟に告げ臣下と爲さずして特別の待遇をなさむとす、伊陟之を辭退して原命を作れり、是に於て殷道復興り、諸侯之に歸したり、故に太戊を中宗と稱す、是にて再興なり、

【字解】贊言、贊は告ぐるなり、巫咸、臣の名なり、咸艾太戊原命、皆逸書の篇名なり、

中宗崩、子帝仲丁立、帝仲丁遷于隞、河亶甲居相、祖乙遷于邢、帝仲丁崩、弟外壬立、是爲帝外壬、仲丁書闕不具、帝外壬崩、弟河亶甲立、是爲帝河亶甲、河亶甲時、殷復衰、

【講義】中宗崩じて子の帝仲丁立つ、帝仲丁は都を隞に遷し、河亶甲は相に居り、祖乙は邢に遷れり、帝仲丁崩じて弟の外壬立つ、是を帝外壬と爲す、仲丁の書ありしかど今は闕けて具はらざるなり、帝外壬崩じて弟の河亶甲立つ、是を帝河亶甲と爲す、河亶甲の時に殷道衰へぬ、是にて再衰なり、

【字解】隞・相・邢、皆地名なり、邢一に耿に作る、書闕、仲丁の書散佚せるをいふ、蓋し太史公は舊より仲丁の書あることを知れり、故にしかいふ、

河亶甲崩、子帝祖乙立、帝祖乙立、殷復興、巫賢任職、

【講義】河亶甲崩じて子の帝祖乙立つ、帝祖乙立ちて殷道復興り、巫賢其の職に任へたり、是にて三興なり、

伊尹卒、既葬伊尹于亳、咎單遂訓伊尹事作沃丁、沃丁崩、弟太康立、是爲帝太康、帝太康崩、子帝小甲立、帝小甲崩、弟雍己立、是爲帝雍己、殷道衰、諸侯或不至、

【講義】太宗崩じて子の沃丁立つ、帝沃丁の時に伊尹卒しぬ、既にして伊尹を亳に葬りたり、咎單遂に伊尹の事を陳べ訓へて沃丁を作れり、沃丁崩じて弟の太康立つ、是を帝太康と爲す、帝太康崩じて子の帝小甲立つ、帝小甲崩じて弟の雍己立つ、是を帝雍己と爲す、是の時に至り殷道漸く衰へて諸侯或は朝せざる者あるに至れり、

【字解】作沃丁、沃丁は逸書の篇名なり、

帝雍己崩、弟太戊立、是爲帝太戊、帝太戊立伊陟爲相、亳有祥、桑穀共生於朝、一暮大拱、帝太戊懼問伊陟、伊陟曰、臣聞妖不勝德、帝之政其有闕與、帝其修德、太戊從之、而祥桑枯死而去、

【講義】帝雍己崩じて弟の太戊立つ、是を帝太戊と爲す、帝太戊立ちて伊陟之に相たり、亳に妖怪ありて桑の木と穀の木と抱き合ひて朝の庭に生じ、一暮にして大いさ兩手にて握る程に成れり、帝太戊之を懼れて伊陟に其の所以を問ふ、伊陟曰く、臣の聞ける所によれば、妖怪は德に勝たざるなりと、今かゝる凶變あるは是れ畢竟帝の政に闕けたる所あつて然るならむ、故に帝是れより德を修めなば妖怪自然に消滅せむと、太戊乃ち之に從ひて德を修めたり、案の如く妖怪の桑穀は自然に枯れて何處とも無く消え去りしといふ、

【字解】祥、妖怪なり、凶兆なり、桑穀、桑はくはの木、穀はかうぞの木なり、共生、合生なり、拱、兩手にて握るをいふ、

弟の中壬を立つ、是を帝中壬と爲す、帝中壬位に卽き四年にして崩じぬ、伊尹迺ち太丁の子の太甲を立つ、太甲は成湯の適長孫なり、是を帝太甲と爲す、帝太甲の元年に伊尹は伊訓を作り、肆命を作り、徂后を作れり、

【字解】　適長孫、適は嫡に通ず正室なり、適長孫は正室の生みたる第一の孫なり、伊訓、肆命徂后、倶に逸書の篇名なり、肆命は政敎の當に爲すべきことを陳べ、徂后は湯の法度を言へるものなりといふ、

帝太甲既立、三年、不明暴虐、不遵湯法、亂德、於是伊尹放之於桐宮、三年、伊尹攝行政當國、以朝諸侯、帝太甲居桐宮三年、悔過自責反善、於是伊尹乃迎帝太甲而授之政、帝太甲修德、諸侯咸歸殷、百姓以寧、伊尹嘉之、乃作太甲訓三篇、褒帝太甲稱太宗、

【講義】　帝太甲既に立ちて三年間、伊尹の訓を用ひず、才能暗き上に暴虐の政を爲し、成湯の法に遵はずして德を亂すなり、是に於て伊尹は之を桐宮に放ち遣りて政事に與らしめず、三年の間伊尹は自ら天子に代りて政を統べ行ひて國務に當り、以て諸侯を朝せしめたり、帝太甲桐宮に居ること三年、過去の過失を悔い自ら責めて善道に反れり、伊尹其の悔悟の態を見て迺ち帝太甲を迎へて、之に政を復し授けたり、帝太甲是れより德を修めければ諸侯皆殷に歸服し、萬民以て安寧なり、伊尹之を悅びて太甲訓三篇を作れり、而して帝太甲を褒めて太宗と稱せり、

【字解】　暴虐、あらくしへたぐるなり、遵、順ふなり、桐宮、地名なり、攝行、代りて統べ行ふことなり、太甲訓、尙書の篇名なり、

太宗崩、子沃丁立、帝沃丁之時、

或は孔壁中の眞の古文なるやも知るべからず、東郊、郊は國都を距る百里の地の稱なり、東郊は亳の都の東郊なり、東爲レ江南爲レ淮、東爲レ淮南爲レ江の誤ならむ、農殖、耕作してふやすことなり、三公、禹・皐陶・后稷をいふ、后、其の子孫なり、帝弗レ予、帝は上帝なり、天なり、予は佑けて土地を與ふることなり、有レ狀、罪狀の著しきをいふ、

伊尹作二咸有一德一、咎單作二明居一、

【講義】伊尹は咸有一德を作り、咎單は明居を作れり、

【字解】咸有一德、尙書の篇名なり、君臣皆純一の德あるべきことを戒め陳べり、咎單、湯の司空たりし人の名なり、明居、逸書の篇名なり、民の法を述べたるものなりといふ、

湯乃改二正朔一、易二服色一、上レ白、朝會以レ晝、

【講義】湯已に夏に代りて天下に王たれば、曆數を改め、服色を易へて白きを上び、朝會には晝を以て行ふこととなしぬ、

【字解】正朔、正は年の始なり、朔は月の始なり、故に曆數のことなり、王者代れば前朝の曆數を改むるなり、

湯崩、太子太丁未レ立而卒、於レ是乃立二太丁之弟外丙一、是爲二帝外丙一、帝外丙卽レ位三年崩、立二外丙之弟仲壬一、是爲二帝中壬一、帝中壬卽レ位四年崩、伊尹乃立二太丁之子太甲一、太甲成湯適長孫也、是爲二帝太甲一、帝太甲元年、伊尹作二伊訓一、作二肆命一、作二徂后一、

【講義】湯崩じぬ、太子の太丁未だ立たずして卒しぬ、是に於て太丁の弟の外丙を立つ、是を帝外丙と爲す、帝外丙位に卽き三年にして崩じぬ、よつて外丙の

罰殛女、毋予怨、曰、古禹・皐陶久勞於外、其有功乎民、民乃有安、東爲江、北爲濟、西爲河、南爲淮、四瀆已修、萬民乃有居、后稷降播、農殖百穀、三公咸有功于民、故后有立、昔蚩尤與其大夫、作亂百姓、帝乃弗予、有狀、先王言、不可不勉、曰、不道、毋之在國、女毋我怨、以令諸侯、

【講義】既にして夏の王命を退け、亳に歸りて湯誥を作れり、卽ち其の辭に曰く、維れ三月王自ら亳の東郊に至りて、諸侯及び衆の后に告ぐ、汝等民に功あらずと云ふこと勿れ、汝の職務を勤め力めて其の績を成すべし、若し之を勤めずして民を苦めば、予乃ち大いに汝等を罰し殛さむ、汝等罪を犯して刑を受くるとも、決して予を怨むること勿れ、是れ皆古より例あり、曰く、古禹と皐陶とは久し〳〵外に辛勞して民に功有りしかば、民乃ち安居することを得たり、卽ち水を治めて東を江と爲し、北を濟と爲し、西を河と爲し、南を淮と爲す、此の四瀆已に修まりて萬民邑居に安んずることを得たるなり、又后稷は種子を降し播きて百穀を耕殖したり、以上の三公は咸民に功ありき、故に其の子孫封ぜられて其の國を建立せり、之に反して昔黄帝の時に蚩尤といふ者其の大夫と倶に亂を百姓に作しゝかば、上帝乃ち之を佑けずして其の子孫に地を予へざりき、是れ其の罪狀顯著なりしを以てなり、故に先王の言は勉めざるべからず、其の言に曰く、無道なれば行きて國に在らしむること無れと、是を以て道を修め民を安んぜざるべからざるなり、故に民に功あらざれば予汝等を罰すとも我を怨むること無れとて諸侯に令したり、

【字解】絀夏命、絀は黜に同じ、退くなり、夏命は夏后の王命なり、湯誥、尚書の篇名なり、而して此文百三十字は今の尚書の文と全く異れり、今の湯誥の僞作なること已に定説あり、太史公の見る所の此の文、

む、犇、走るなり、鳴條、地名なり、

夏師敗績、湯遂代三㚇、俘厥寶玉、義伯仲伯作典寶、

【講義】夏の軍勢大いに敗る、湯遂に三㚇國を伐ちて桀が保てる寶玉を取れり、よつて義伯仲伯の二臣典寶の一篇を作れり、

【字解】敗績、軍の大いに敗るゝをいふ、卽ち敗れて功績の滅亡することなり、三㚇、國の名なり、桀走りて此の國に至りしなり、俘、取るなり、典寶、逸書の篇名なり、國の常寶を言へるなりといふ、

湯既勝夏、欲遷其社、不可、作夏社、

【講義】湯既に夏に勝ちぬ、衆議して夏の社稷を商の地に遷さむと欲す、湯之を不可なりとなして夏社を作れり、

【字解】欲遷、衆議して商の地に遷さむとするをいふ、不可、湯之を不可とするなり、夏社、逸書の篇名なり、夏の社稷は遷すべからざることを言へりといふ、

伊尹報、於是諸侯畢服、湯乃踐天子位、平定海內、湯歸至於泰卷陶、中𤛇作誥、

【講義】伊尹政を報ず、是に於て諸侯皆心服す、湯乃ち天子の位を踐み、海內を平定せり、さて湯の夏に勝ちて三㚇より歸りて泰卷陶に至る時に、中𤛇誥を作りて夏を伐ちし所以と天下に君たる者は日に德を新にすべきことゝを述べたり、

【字解】報、政を報ずるなり、泰卷陶、地名なり、一本に陶の字無し、尚書には大坰に作る、中𤛇、𤛇は虺に同じ、湯の左相にして伊尹に亞ぐ賢臣なり、誥、中虺之誥にして尚書の篇名なり、

既絀夏命、還亳作湯誥、維三月、王自至于東郊、告諸侯羣后、毋不有功於民、勤力乃事、予乃大

夏王率止衆力、率奪夏國、有衆率怠不和、曰、是日何時喪、予與女皆亡、夏德若茲、今朕必往、

【講義】　夏の桀王の君臣は衆力を止めて農事を爲さざらしめ、相率ゐて夏の國邑を割き剝げり、是を以て衆民相率ゐて和同せずして曰く、是の日何れの時にか喪びん、予れ女と皆亡びむと、夏の德は其れ茲の如く衰へたり、今朕必ず往きて之を伐たむと、

【字解】　止衆力、民衆の力を止めて農耕を事とせざらしむるをいふ、奪夏國、夏の國邑を割き剝ぎて次第に亡國の域に達せしむるをいふ、是日何時喪云云、桀常に天の日あるは猶吾の民あるが如し、日亡ぶることあらむや、日亡びなば吾も亦亡びむと云へり、故に民衆は是日を以て民に譬へ、我等民衆は何時亡びむ、我等亡びなば桀王も與に亡びむとて、桀王の速に亡びむことを希へるなり、

爾尚及予一人、致天之罰、予其大理女、女毋不信、朕不食言、女不從誓言、予則帑僇女、無有攸赦、以告令師、作湯誓、于是湯曰、吾甚武、號曰武王、桀敗於有娀之虛、〔桀〕犇於鳴條、

【講義】　汝等こひねがはくは予一人と與に天の罰を行へ、されば予大いに汝等を理めむ、汝等朕が言を信ぜざること毋れ、朕は決して吾が言を食まざるなり、汝等若し此の誓言に從はざれば、予汝等を辱めて奴となし、赦す所なけむと、因つて之を師に告令して湯誓を作りたり、是に於て湯曰く、吾甚だ武勇なり、故に是より號して武王と號せむと、桀有娀の大丘に敗れ、鳴條に走れり、

【字解】　尚、庶幾なり、理、をさむるなり、食言、前言を履行せざるなり、僞るなり、帑僇、帑は奴に通ず、辱めて奴と爲すをいふ、師、軍勢なり、湯誓、尚書の篇名なり、虛、大丘なり、桀、下の桀の字恐くは衍文なら

當是時、夏桀爲虐政淫荒、而諸侯昆吾氏爲亂、湯乃興師、率諸侯、伊尹從湯、湯自把鉞、以伐昆吾、遂伐桀、湯曰、格汝衆庶、〔來〕女悉聽朕言、匪台小子敢行擧亂、有夏多罪、予維聞女衆言、夏氏有罪、予畏上帝、不敢不正、今夏多罪、天命殛之、今女有衆、女曰、我君不恤我衆、舍我嗇事而割政、女其曰、有罪、其奈何、

【講義】 是の時に當りて夏の桀王は殘虐の政事を爲して酒色におぼれすさめり、而して諸侯の昆吾氏といへる者亂を爲す、是に於て湯師を興して諸侯を率ゐ、伊尹湯に從ふ、湯自ら鉞を把りて昆吾を伐ち、遂に桀を伐たむとす、湯衆の誤解あらむことを恐れ之に誓ひて曰く、來れ汝衆庶、女悉く朕が言を聽け、朕今桀を伐たむとするは小子の敢て行きて亂を擧げむとするに非ず、有夏の既に罪多きことは予れ女等衆の言を聞きて知れり、今夏氏の罪有るを捨てゝ誅せざれば、予れ上帝より何を以て罪ある夏氏を伐たざるかとの咎を受けむ、故に予れ上帝の命を畏れ敬みて敢て桀が罪を正さずんばあらざるなり、今夏氏は此の如く罪多ければ天予に命じて之を誅せしむるなり、今又女等有衆は我が君桀は我等を恤まずして田獵を事とし、我が農功を捨てゝ割き剝ぐの政を爲すといへり、此の如く女等は既に有夏は罪ありと言へり、然れば愈天の命ずる所を奉じて有夏を伐たざるべからざるなり、其れ女等奈何せむやと、

【字解】 虐政、しへたぐる政事、淫荒、酒色におぼれすさむこと、鉞、まさかりなり、格、來るなり、來、恐くは衍文ならむ、台、我なり、小子、湯自らの謙辭なり、殛、誅するなり、我君、桀を指す、嗇事、穡事に同じ、農事なり、割政、民事を割き剝ぐの政なり、

【講義】伊尹を阿衡と名づく、阿衡湯の賢を聞き、見えて求むる所あらむとすれども因緣無し、乃ち有莘氏の女の湯に嫁するを幸として其の附き人と爲り、鼎俎を負ひて其の宮に從ひ、滋味を進めて近寄ることを得、湯に說きて遂に王道を致しゝなり、或人の曰く、伊尹は處士なり、湯其の賢を聞き、人をして聘して之を迎へしめ、五度反覆す、然る後に伊尹往きて湯に從ひて素王と九主との事を言ふ、湯之を擧げ用ひて任ずるに國政を以てす、伊尹湯を去りて夏に適き、既にして有夏の無道を惡みて復亳に歸り、北門より入る、此にて女鳩女房に遇ひ、女鳩女房の二篇を作りて夏の醜惡を憎みて還る所以の意を述べたり、

【字解】阿衡、伊尹の官號なり、阿は倚るなり、衡は平なり、依り倚りて平を取るの意なり、干、下より上に向ひて求むることなり、おかすなり、由、因緣なり、ゆかりなり、媵臣、嫁入を送る附き人なり、滋味、美味なり、處士、士の未だ官に仕へざる者の稱なり、聘、幣を備へて賢者を召すことなり、めすなり、素王、王德ありて王位に在らざる者をいふ、九主、三皇五帝と夏禹となり、醜、惡むなり、女鳩女房、湯の二人の賢臣なり、而して下文の女鳩女房は逸書の篇名なり、

湯出、見野張網四面、祝曰、自天下四方皆入吾網、湯曰、嘻、盡之矣、乃去其三面、祝曰、欲左左、欲右右、不用命、乃入吾網、諸侯聞之曰、湯德至矣、及禽獸、

【講義】湯嘗て外出す、野に網を四面に張りて、神に祈りて天より降るものも地より昇るものも四方より來るものも皆吾が網に入れといへる者あるを見たり、湯曰く嘻かくては禽獸の種盡きなんと、乃ち其の三面の網を去りて改め祈りて曰く、左せむと欲するものは左せよ、右せむと欲するものは右せよ、我が命を用ひざるものは吾が網に入れと、諸侯此のことを聞きて曰く、湯の德の至りて其の博愛なること、其れ禽獸に及べりと、

【字解】祝、神に祈ることなり、天下、猶上下の如し、嘻、歎辭なり、ア、

人視水見形、視民知治不、伊尹曰、明哉、言能聽、道乃進、君國子民、爲善者皆在王官、勉哉勉哉、湯曰、汝不能敬命、予大罰殛之、無有攸赦、作湯征、

【講義】契より湯に至るまで十四世の間に都を八度遷したり、湯は始めて亳に居る、此處は先王帝嚳の嘗て都せし所なるを以て、其の居に從ひしなり、故に帝誥を作りて已來亳に居るべきことを先王に告げしなり、湯は夏の方伯と爲りて諸侯を征す、鄰地の葛伯祭祀を奉ぜずして道を亂る、故に湯第一に之を伐つ、湯曰く、予れ嘗て言へること有りき、人は水を視て始めて己れの形を見るなり、之と同じく其の民を視て其の政の治まるか否かを知るべしと、伊尹曰く、明かなるかな、女の言へることは民能く之を聽かむ、女の道乃ち益〻進まむ、國に君として民を子の如く愛して善政を爲すものは皆遂に王位に在るべし、勉むべし勉むべしと、湯曰く、汝等我が命を敬むこと能はざれば、予れ大いに之を罰して拘禁し、赦す所あることなけむと、湯征を作る、

【字解】成湯、此の二字衍文なり、從先王居、先王は帝嚳を指す、帝嚳亳に都せしことあり、故に先王の居に從ふといふ、帝誥、逸書の篇名なり、不祀、諸侯の祭祀を奉ぜざると、治不、治否に同じ、王官、猶王位の如し、湯征、逸書の篇名なり、

伊尹名阿衡、阿衡欲干湯而無由、乃爲有莘氏媵臣、負鼎俎、以滋味說湯、致于王道、或曰、伊尹處士、湯使人聘迎之、五反、然後肯往從湯、言素王及九主之事、湯擧任以國政、伊尹去湯適夏、既醜有夏、復歸于亳、入自北門、遇女鳩女房、作女鳩女房、

土立、相土卒、子昌若立、昌若卒、子曹圉立、曹圉卒、子冥立、冥卒、子振立、振卒、子微立、微卒、子報丁立、報丁卒、子報乙立、報乙卒、子報丙立、報丙卒、子主壬立、主壬卒、子主癸立、主癸卒、子天乙立、是爲成湯、

【講義】　殷の契は、母を簡狄といふ、簡狄は有娀氏の女にして帝嚳の次妃と爲り、宗婦と三人行きて川に浴し、燕の卵を墮せるを見て、簡狄取りて之を呑みたり、之に因つて懷妊して契を生みしなり、契長じて禹を佐け水を治めて功ありき、帝舜乃ち契に命じて曰く、百官親まず、五品したがはず、故に汝司徒と爲りて敬みて五品の敎を天下に敷け、而して之を布くには寛にすべしと、是に於て契を商に封じ、姓を子氏と賜ふ、契は唐虞大禹の間に興り、其の功業百官に著れたり、故に百官是を以て平げり、契卒して子の昭明立つ、昭明卒して子の相土立つ、相土卒して子の昌若立つ、昌若卒して子の曹圉立つ、曹圉卒して子の冥立つ、冥卒して子の振立つ、振卒して子の微立つ、微卒して子の報丁立つ、報丁卒して子の報乙立つ、報乙卒して子の報丙立つ、報丙卒して子の主壬立つ、主壬卒して子の主癸立つ、主癸卒して子の天乙立つ、是を成湯と爲す、

【字解】　殷、一に商といふ、これは殷の祖先の契が始めて商に封ぜられ、其の後盤庚に至りて殷に遷りしを以て遂に天下を有つの號と爲しなり、三人、宗妃次妃等と三人なり、玄鳥、燕なり、孕、はらむなり、百姓、百官なり、五品、父母兄弟子なり、五敎、五品の敎なり、成湯、湯は王號なり、湯は武功を成就す、故に時人之を尊びて成湯といふ、

〔成湯〕自契至湯、八遷、湯始居亳、從先王居、作帝誥、湯征諸侯、葛伯不祀、湯始伐之、湯曰、予有言、

用國爲姓、故有夏后氏・有扈氏・有男氏・斟尋氏・彤城氏・褒氏・費氏・杞氏・繒氏・辛氏・冥氏・斟氏・戈氏、孔子正夏時、學者多傳夏小正云、自虞夏時、貢賦備矣、或言禹會諸侯江南計功而崩、因葬焉、命曰會稽、會稽者會計也、

【講義】太史公曰く、禹を姒姓と爲す、其の子孫分れ封ぜられて國を以て姓と爲す、故に夏后氏・有扈氏・有男氏・斟尋氏・彤城氏・褒氏・費氏・杞氏・繒氏・辛氏・冥氏・斟氏・戈氏あり、孔子は夏の暦を正しとしたり、故に學者多く夏小正を傳ふと云ふ、さて貢賦のことは虞及び夏の時より備れるなり、或人の説に、禹が南に巡狩し、諸侯を江南に會して其の功を計へたる時崩じたり、因つて之を江南に葬る、故に其の地を命けて會稽と曰ふ、會稽とは卽ち會計のことなりと、

【字解】夏時、夏の暦なり、夏小正、大戴記の篇名にして夏の月令を記したるものなり、

殷本紀第三

殷契、母曰簡狄、有娀氏之女、爲帝嚳次妃、三人行浴、見玄鳥墮其卵、簡狄取呑之、因孕生契、契長而佐禹治水、有功、帝舜乃命契曰、百姓不親、五品不訓、汝爲司徒、而敬敷五教、五教在寛、封於商、賜姓子氏、契興於唐虞大禹之際、功業著於百姓、百姓以平、契卒、子昭明立、昭明卒、子相

肉を求めしめしをいふ、

孔甲崩、子帝皐立、帝皐崩、子帝發立、帝發崩、子帝履癸立、是爲桀、

【講義】孔甲崩じて、子の帝皐立つ、帝皐崩じて、子の發立つ、帝發崩じて、子の帝履癸立つ、是を桀と爲す、

帝桀之時、自孔甲以來、而諸侯多畔、夏桀不務德、而武傷百姓、百姓弗堪、乃召湯而囚之夏臺、已而釋之、湯修德、諸侯皆歸湯、湯遂率兵以伐夏桀、桀走鳴條、遂放而死、桀謂人曰、吾悔不遂殺湯於夏臺、使至此、湯乃踐天子位、代夏朝天下、湯封夏之後、至周封於杞也、

【講義】帝桀の時は、孔甲より以來天下の諸侯既に多く畔けるなり、此の時に當りて夏桀は其の德を務めず、武威を以て百官を傷害せり、故に百官之に堪へざるなり、桀迺ち湯を召して之を夏臺の獄に囚ふ、已にして湯を釋したり、湯是れより德を修めければ、諸侯皆湯に歸服す、湯遂に兵を率ゐて夏の桀を伐つ、桀破れて鳴條に走る、遂に南巢に放たれて死にぬ、桀將に死なむとする時人に謂つて曰く、吾れ遂に湯を夏臺に殺さずして今此の有樣に至らしめしを悔ゆるなりと、湯乃ち天子の位を踐み、夏に代りて天下の諸侯を朝せしむ、湯は夏の子孫を封ず、其の後周に至りて杞に封ぜられたり、

【字解】武傷、武威を以て傷害すること、百姓、百官なり、夏臺、獄の名なり、釋、ゆるすなり、鳴條、南夷の地名なり、杞、國の名なり、

太史公曰、禹爲姒姓、其後分封

【字解】失國、羿に逐はれて都に反ること能はざりしをいふ、昆弟、兄弟なり、太康の弟をいふ、洛汭、洛水の北涯なり、五子之歌、尙書の篇名なり、羲和、羲氏和氏なり、卽ち天文曆數を司る官なり、湎淫、酒におぼるゝことなり、胤、胤國の君なり、胤征、尙書の篇名なり、

帝孔甲立、好方鬼神事淫亂、夏后氏德衰、諸侯畔之、天降龍二、有雌雄、孔甲不能食、未得豢龍氏、陶唐既衰、其後有劉累、學擾龍于豢龍氏、以事孔甲、孔甲賜之姓、曰御龍氏、受豕韋之後、龍一雌死、以食夏后、夏后使求、懼而遷去、

【講義】帝孔甲立ちて好みて自ら鬼神に方べ、女色におぼれ亂れて國政を忽にせり、かくて夏后氏の德衰へぬれば諸侯之に畔きて其の命を奉ぜざるなり、時に天より雌雄の二龍を降す、孔甲之を飼養すること能はず、且つ未だ龍を飼養する者を得ざるなり、さて陶唐氏既に衰へて、其の後裔に劉累といへる者あり、此の者龍を手懷くることを豢龍氏に學べるを以て孔甲に事ふ、孔甲之に姓を賜ひて御龍氏と曰ふ、此の劉累の子孫は商に至りても絕えず、豕韋の後を受けしといふ、さて二龍の中雌龍死にければ、劉累之を庖丁して夏后に食はしむ、夏后之を知らずして之を美しとし又求めしむ、劉累再び得べからざれば、懼れて他に遷り去れり、

【字解】方鬼神、方は比なり竝なり、たくらぶるをいふ、鬼神、常識を以て律すべからざる不思議の力を有する者をいふ、畔、そむくなり、食、飼養するなり、豢龍氏、豢は養ふなり、龍を飼養する者なり、陶唐、堯帝の國號なり、擾、馴すなり、御龍氏、御は馭するなり、一に養ふなり、受豕韋之後、豕韋は地名なり、祝融の後胤の封ぜられし所なり、殷の武丁祝融の後を滅して其の地を劉累の後に授けしをいふ、使求、再び

むなり、左、兵車の左に乘るものなり、不攻于左、攻は治むるなり、左は左乘の務めなり、卽ち弓を射ることなり、御、兵車の中央に乘れる馭者なり、祖、遷廟の祖主の前なり、天子親征する時は必ず宗廟の祖主を車に載せて行く、之を遷廟の祖といふなり、僇、辱むるなり、社、社主の前なり、帑僇、帑は奴に通ず、辱しめて之を奴と爲すをいふ、

帝啓崩、子帝太康立、帝太康失國、昆弟五人、須于洛汭、作五子之歌、太康崩、弟中康立、是爲帝中康、帝中康時、羲和湎淫、廢時亂日、胤往征之、作胤征、中康崩、子帝相立、帝相崩、子帝少康立、帝少康崩、子帝予立、帝予崩、子帝槐立、帝槐崩、子帝芒立、帝芒崩、子帝泄立、帝泄崩、子帝不降立、帝不降崩、弟帝扃立、帝扃崩、子帝廑立、帝廑崩、立帝不降之子孔甲、是爲帝孔甲、

【講義】帝啓崩じて、子の帝太康立つ、帝太康遊田に耽り、羿に逐はれて都に反ることを得ず、帝の弟五人洛水の北涯に待ち、其の反らざるを怨みて五子之歌を作る、太康崩じて、弟の中康立つ、是を帝中康と爲す、帝中康の時に天地四時を司る所の義和の二氏相與に酒におぼれて天時を廢て日の甲乙を亂したり、乃ち胤征を作る、中康崩じて、子の帝相立つ、帝相崩じて、子の帝少康立つ、帝少康崩じて、子の帝予立つ、帝予崩じて、子の帝槐立つ、帝槐崩じて、子の帝芒立つ、帝芒崩じて、子の帝泄立つ、帝泄崩じて、子の帝不降立つ、帝不降崩じて、弟の帝扃立つ、帝扃崩じて、子の帝廑立つ、帝廑崩じて、帝不降の子の孔甲を立つ、是を帝孔甲と爲す、

絶其命、今予維共行天之罰、左不攻于左、右不攻于右、女不共命、御非其馬之政、女不共命、用命賞于祖、不用命、僇于社、予則帑僇汝、遂滅有扈氏、天下咸朝夏后、

【講義】有扈氏上の命に服せずして亂を起す、帝啓よつて之を伐ちて大いに甘の野に戰ふ、將に戰はんとして甘誓を作り、乃ち六卿を召して之を申ぶ、啓曰く、ア、軍事を司る六卿及び其に從ふ將卒よ、予今誓ひて汝等に告げむ、彼の有扈氏は我が有夏が五行の運行の德を相承けて天下に君臨せるにも拘らず、之をおどしあなどり、又天地人の正道を怠り棄てゝ常を亂したれば、天は其の命を截り絶たんとし給ふ、由つて今予は恭みて天に代りて其の罰を行はむとするなり、故に汝等は皆我が命令を奉せざるべからず、而るに兵車の左乘にして其の左の職なる射殺を治めず、右乘にして其の右の職たる戈擊を治めざれば、是れ汝等は我が命令をつゝしまざるものなり、又兵車の中央に在る馭者にして其の馬の進退を正しくせざれば、是れ汝等は我が命令をつゝしまざるものなり、能く命を用ひて軍功を立てなば、遷廟の祖主の前にて之を賞せむ、若し命を用ひずして北走すれば、捕へて社主の前にて之を辱しめん、啻に之を辱しむるのみならず、予は汝等を奴とせむと、遂に有扈氏を滅したり、是に於て天下皆夏后に朝す、

【字解】有扈氏、扈國の后にして夏と同姓なり、甘、扈國の地名なり、甘誓、尙書の篇名なり、帝啓が有扈氏を伐たんとして、有扈の南郊の甘の野に於て其の將士に誓ひしことを記したるものなり、六卿、天子の六軍の將なり、卿を以て之に任ずるが故に六卿といふ、嗟、歎辭なり、ア、六事之人、六卿各軍事あり、故に六事といふ、而して六事の人といふは六軍に從屬する所の將士をいふ、威侮、おどしあなどるなり、五行、五行の運行によりて天下に君臨したるものをいふ、卽ち夏后を指す、三正、天地人の正道なり、剿絶、剿は截るなり、剿絶はきりたやすをいふ、共、つゝし

薦めて將に政を授けむとす、而るに會〻皐陶卒しぬ、故に皐陶の子孫を英の地の六縣に封じたり、其の子孫或は許の國に在りといふ、

而后舉益、任之政、十年帝禹東巡狩、至于會稽而崩、以天下授益、三年之喪畢、益讓帝禹之子啓而辟居箕山之陽、禹子啓賢、天下屬意焉、及禹崩雖授益、益之佐禹日淺、天下未洽、故諸侯皆去益而朝啓曰、吾君帝禹之子也、於是啓遂卽天子之位、是爲夏后帝啓、夏后帝啓、禹之子、其母塗山氏之女也、

【講義】皐陶卒しければ其の後益を擧げて之に政を任す、それより十年の後、帝禹東に巡狩し、會稽に至りて崩じぬ、是に於て天下を以て益に授く、三年の喪畢りて益は天下を以て帝禹の子の啓に讓り、辟けて箕山の南に居る、禹の子の啓は賢人なりしかば、天下の諸侯は皆意を之によせたりき、故に禹の崩じて益に天下を授くると雖、益が禹を佐くるとの日尚淺きを以て、天下皆益の德を洽く知らざるなり、是の故に諸侯皆益を去りて啓に朝して曰く、吾が君は帝禹の子なりと、是に於て啓遂に天子の位に卽きたり、是を夏后帝啓といふ、夏后帝啓は禹の子なり、其の母は塗山氏の女なり、

【字解】屬意、屬は附くなり、屬意は意を寄するなり、洽、あまねきなり、

有扈氏不服、啓伐之、大戰於甘、將戰、作甘誓、乃召六卿申之、啓曰、嗟六事之人、予誓告女、有扈氏威侮五行、怠棄三正、天用勦

元首を先にして股肱を後にするは禮なり、起哉、治功の起るをいふ、百工、百官なり、熙哉、業務の廣まるをいふ、拜手稽首、拜手は人に禮して頭の手に至るをいふ、稽首は頭の地に至るをいふ、興事、國を興す事業なり、舜又歌曰、舜の字衍文なり、叢脞、瑣細なる事に心を碎きて大略無きことなり、墮哉、廢れ絶ゆるをいふ、欽、つゝしむなり、

於是天下皆宗禹之明度數聲樂、爲山川神主、

【講義】　是に於て天下皆禹が度數聲樂に明かなるを尊びて山川の神の主と爲したり、

【字解】　度數、計算なり、卽ち計算を以て九州の山川を開きて水を治めたるをいふ、聲樂、音樂なり、卽ち舜の爲に九韶の樂を作りたるをいふ、

帝舜薦禹於天、爲嗣、十七年而帝舜崩、三年喪畢、禹辭舜之子商均於陽城、天下諸侯、皆去商均而朝禹、禹於是遂卽天子位、南面朝天下、國號曰夏后、姓姒氏、

【講義】　帝舜は禹の德を認め、之を天に薦めて己が嗣と爲す、十七年の後に帝舜崩じぬ、三年の喪畢りければ、禹は舜の子の商均を後嗣と爲さむとして陽城に避け居たり、しかるに天下の諸侯は皆商均を去りて禹に朝す、禹止むを得ず遂に天子の位に卽き、南面して天下の諸侯を朝せしめ、國號を夏后と曰ふ、姓は姒氏なり、

【字解】　薦天、天に告げて之をして位を嗣がしむるをいふ、天下、天下の諸侯なり、

帝禹立、而擧皐陶薦之、且授政焉、而皐陶卒、封皐陶之後於英六、或在許、

【講義】　帝禹天子の位に立ちて皐陶を擧げ之を天に

の九篇を奏し了れば、鳳皇も來り舞ひて儀容あり、百獸も相率ゐ來り舞ひ、百官も信に和ぎ樂めり、

【字解】 夔、人の名なり、樂師なり、行樂、音樂を奏すること、祖考、祖先及び父の神靈なり、簫韶、舞の樂なり、九篇あり、來儀、來り舞ひて儀容あるをいふ、諧、和ぐなり、

帝用此作歌曰、陟天之命、維時維幾、乃歌曰、股肱喜哉、元首起哉、百工熙哉、皐陶拜手稽首揚言曰、念哉、率爲興事、愼乃憲、敬哉、乃更爲歌曰、元首明哉、股肱良哉、庶事康哉、〔舜〕又歌曰、元首叢脞哉、股肱惰哉、萬事墮哉、帝拜曰、然、往欽哉、

【講義】 百官より鳥獸に至るまで皆太平を喜びて相和ぎ樂みしかば、帝も悅びの餘り歌を作りて曰く、天命を正しくして民に臨むには、時節を失はざるこそ大事なれ、幾微を察して愼むこそ大切なれと、又歌ひて曰く、股肱喜びて忠を盡さば、元首の治功は盛んに起り、百官の務は廣まらむと、皐陶帝の歌を聞き、拜手稽首して大聲を揚げ帝を戒めて曰く、天下を治むるには帝の歌の如くすべきものなれば、能く此の事を念ひて忽にすべからざるなり、天子は躬親ら先に立ちて衆を率ゐて興國の事を爲し、汝の法度を愼みて其の天職を敬むべしと、よつて更に歌を作りて曰く、元首の德明かなれば、股肱は忠良なるべく、萬事は安穩なるべしと、又歌ひて戒めて曰く、元首に大略無く細事を事とせば、股肱惰らむ、萬事廢れむと、帝皐陶を拜して曰く、然り、汝等皆往きて其の職をつゝしむべしと、

【講義】 陟、正すなり、維時、時節に順ふをいふ、時を失へば政事亂る、故にいふ、維幾、事の未だ見れざる幾微を察して愼むをいふ、股肱、輔弼の臣なり、喜哉、喜びて忠を盡すをいふ、元首、天子なり、帝の歌は股肱を先にして元首を後にするは謙なり、皐陶の歌は

水土の功を成就し、五服を輔け成して五千里の遠きに至り、九州の州毎に十二の諸侯を立てゝ之を師と爲し、九州の外の四海に至るまで、咸くに五人の長を建てたれば、各、土功に從ひて其の功績を著しぬ、惟三苗のみは頑固にして土功に就かざりき、予其れ此の如く孜々たり、何ぞ彼の丹朱を學ばんや、帝其れ之を念へと、帝曰く、吾が德を導きて天下の諸侯をして吾に歸服せしめしは是れ乃ち汝が天下を次第したればなりと、皐陶是に於て禹の德を敬ひ、庶民をして皆禹を手本となさしめ、若し命を用ひざる者あれば之を刑罰に處せんといへり、

【字解】丹朱、堯の子なり、慢遊、惡遊なり、毋レ水行レ舟、水無きに舟をやるは理に戻れり、故に道理に反する行爲の喩なり、朋淫、群淫なり、誰れ彼れの差別無くみだらなる行を爲すをいふ、辛壬娶ニ塗山一、辛はかのとなり、壬はみづのえなり、塗山は塗山國の國君の女なり、辛の日に塗山氏の女を娶りしをいふ、壬の字は下文の癸の字と辛より甲に至るまでの經過の日數を示し下の甲が久しき後の甲に非ざることを知らさんが爲に添へたるなり、癸甲、癸はみづのとなり、甲はきのえなり、辛の日より四日目の甲の日に往きて水を治めしをいふ、故に癸甲の下に往の字を添へて讀むべし、不レ子、子として慈愛を盡くすこと能はざりしをいふ、五服、甸服・侯服・綏服・要服・荒服、是なり、五千里、五服各方五百里あり、故に王畿より東へ二千五百里、西へ二千五百里、合して五千里なり、薄ニ四海一、薄は迫るなり、至るなり、四海は九州の外なり、即ち九夷八狄七戎六蠻なり、道有レ功、道は行き蹈むなり、即ち土功に從ふをいふ、有功は功績の擧がりしをいふ、苗、三苗なり、道ニ吾德一、道は輔けみちびくなり、

舜德大明、於レ是夔行レ樂、祖考至、羣臣相讓、鳥獸翔舞、簫韶九成、鳳皇來儀、百獸率舞、百官信諧、

【講義】帝舜の德大いに明かとなりぬ、是に於て夔は音樂を奏して其の德を稱へしかば、虞舜の祖先の神靈も之に應じて來り、群后も朝會して相讓り、鳥獸までも其音に感じて翔り舞ふ、次に舜の樂たる簫韶

の讒佞嬖幸の臣と雖、君德誠に施さるゝを以て皆清廉となるべしと、禹曰く、然り、帝若し此の如くならずして善惡を混同して布き施さば其の功無からむと、

【字解】休、慶なり、股肱耳目、股はもゝなり、肱はひぢなり、股肱耳目は身體中にて尤も樞要の部分なり、故に轉じて輔佐の義と爲す、左右、助くるなり、古人之象、古人の象服なり、文繡、文はあやなり、繡はぬひなり、六律、六律六呂也、五聲、宮・商・角・徵・羽、是なり、八音、金・石・絲・竹・匏・土・革・木、是なり、來始滑、未だ詳ならず、索隱曰、於レ義無レ所レ通、卽、若しなり、辟、違ふなり、匡拂、正し矯むるなり、諛、へつらふなり、謗、そしるなり、四輔臣、古の天子に四鄰あり、前を疑といひ、後を丞といひ、左を輔といひ、右を弼といふ、是れ卽ち四輔の臣なり、讒嬖、讒は惡言を以て人を陷ること、嬖はへつらひて氣に入るもの、不レ時、時は是なり、是の如くならざるをいふ、

帝曰、毋レ若二丹朱傲一、維慢游是好、毋レ水行レ舟、朋淫二于家一、用絕中其世上、予不レ能レ順レ是、禹曰、予辛壬娶二塗山一、癸甲、生レ啓予不レ子、以レ故能成二水土功一、輔二成五服一、至二于五千里一、州十二師、外薄二四海一、咸建二五長一、各道有レ功、苗頑不レ卽レ功、帝其念哉、帝曰、道二吾德一、乃女功序レ之也、皐陶於レ是敬二禹之德一、令二民皆則一レ禹、不レ如レ言、刑從レ之、

【講義】帝舜禹を戒めて曰く、丹朱が傲りて惡遊を好み、暴にして理に順はず、家に在りて群淫を事として妻妾を亂し、以て堯の世を絕ちしが如くなること毋れ、予は是の如き行ひの者に順ふこと能はざるなりと、禹答へて曰く、予れ辛の日に塗山氏の女を娶り、四日目の甲の日に已に往きて水を治めたり、故に啓を生めども予は之を子として慈愛を盡さゞりき、是の如く私事を拋ちて治水に勤めたりしを以て能く

り、浩々、廣く盛んなるさまなり、懷レ山、懷は包むなり、カヌと訓む、襄レ陵、襄は上るなり、服、水に溺れ陷るなり、檋、そりなり、欙、梮に同じかんじきなり、栞レ木、木を刋りて道を通ずるなり、鮮、鳥獸を新に殺したる肉なり、決、川の壅塞を開きて流通せしむること、浚二畎澮一、浚は水底を深くするなり、さらふなり、畎澮は田間の溝なり、

禹曰、於、帝愼二乃在位一、安二爾止一、輔レ德、天下大應、淸レ意以昭待二上帝命一、天其重命用レ休、帝曰、吁、臣哉臣哉、臣作二朕股肱耳目一、予欲レ左二右有民一、女輔レ之、余欲下觀二古人之象・日月星辰一、作中文繡服色上、女明レ之、予欲下聞二六律五聲八音一、來・始・滑・以出中入五言上、女聽、予卽辟、女匡二拂予一、女無二面諛一、退而謗レ予、敬二四輔臣一、諸衆讒嬖臣、君德誠施、皆淸矣、禹曰、然、帝卽不レ時布二同善惡一、則毋レ功、

【講義】 禹曰く、ア、帝汝は汝の在位を愼みて、爾が止まりとする所の至善に安んぜよ、又爾が德を輔け益さば天下は大いに爾に應ぜむ、又爾の意を淸くして昭に上帝の命を待たば、天は重ねて命ずるに大いなる慶を以てせむと、帝曰く、ア、汝は臣なるかな臣なるかな、臣は朕が股肱耳目にして離すべからざるものなり、予れ有民を助けむと欲すれば汝予を輔けよ、余又古人の象服及び日月星辰を觀察して當代の服色文繡を制作せむと欲すれば、汝之を明かに調査して之を制すべし、予れ又六律五聲八音を聞きて五德の言を出納せむと欲すれば、汝之を聽け、予れ若し汝に辟はゞ予を正し矯めよ、汝面前にて諛ひ退きて予を謗ることと勿れ、是れ獨禹のみならむや、四輔の臣も同樣に敬みて予が過を正すべし、しかすれば諸衆

り、邪淫奇謀、よこしまにして奇怪なる謀なり、天事、天子の政事なり、天討ニ有罪一、天命を承けて有罪を討つとなり、五刑、墨・劓・剕・宮・大辟、是なり、底、致すなり、行ふなり、贊レ道、古人の道を輔くるなり、

帝舜謂レ禹曰、汝亦昌言、禹拜曰、於、予何言、予思日孳孳、皐陶難レ禹曰、何謂孳孳、禹曰、鴻水滔レ天、浩浩懷レ山襄レ陵、下民皆服ニ於水一、予陸行乘レ車、水行乘レ舟、泥行乘レ橇、山行乘レ檋、行山栞レ木、與レ益予ニ衆庶稻鮮食一、以決ニ九川一、致ニ四海一、浚ニ畎澮一、致ニ之川一、與レ稷予ニ衆庶難レ得之食一、食少、調レ有餘一、補レ不足一、徙レ居、衆民乃定、萬國爲レ治、皐陶曰、然、此而美也、

【講義】　帝舜は皐陶の言を聞き了り禹に謂つて曰く、汝も亦美言をいへよと、禹拜して曰く、ア、予は不才なれば何をか言はん、予は日に其の務を怠らざらむとすと、皐陶禹の言を聞きとがめて曰く、何をか怠らざると謂ふと、禹答へて曰く、鴻水天に滔り、浩浩として山を包み陵に上りければ、下民は皆水に溺れ陷れり、此の時に當りて予洪水を治めむとて、陸行には車に乘り、水行には舟に乘り、泥行に橇に乘り、山行には檋に乘り、九州の山々を巡行して木を栞りて道を通じ、益と與に衆庶に米と鮮しき肉類とを予へ、行く〳〵九州の川を通じて四方の海に注ぎ、溝を深くさらへて之を川に流し、稷と與に衆庶に得難きの食物を予へ、少き地方には餘りある地方を調査して其の足らざるを補ひ、又居を徙して其の調和を計る、是に於て衆民定まりて萬國治まることを得たりと、皐陶曰く、然り、此れ寔に汝の美事なりきと、

【字解】　昌言、美言なり、於、歎辭なり、ア、と訓む、孳々、孜々に同じ、怠らざることなり、鴻水、洪水な

を治むるなり、擾而毅、擾は順ふなり、毅は果斷なり、直而溫、直は梗直なり、たゞしきなり、溫は溫和なり、簡而廉、簡はおほまかなり、廉は廉隅なり、小節のこと、剛而實、實は思慮を充實にするなり、彊而義、彊は强勇なり、章其有常、章は明かなり、九德を常に行ひて明かにするをいふ、

日宣三德、蚤夜翊明有家、日嚴振敬六德亮采有國、翕受普施、九德咸事、俊乂在官、百吏肅謹、毋敎邪淫奇謀、非其人居其官、是謂亂天事、天討有罪、五刑五用哉、吾言底可行乎、禹曰、女言致可績行、皐陶曰、余未有知、思贊道哉、

【講義】 皐陶尙言を續けて曰く、日に三德を宣べ布きて早くより晚くまで政事を輔け明かにすれば卿大夫と爲るべし、日に嚴に整へて六德を敬みて政事を明かにすれば諸侯と爲るべし、三德の人と六德の人とを合せ受けて之を用ひ、政敎を普く天下に施し、自ら九德を悉く備へて政事を施せば天子と爲るべし、此の如き高德の天子の下には必ず俊德賢才の士皆官に在りて太平を致すべきなり、又百吏は謹みて民に邪淫奇怪の謀を敎ふることなく、又其の人に非ずして其の官に居るは、是を天子の事を亂すと謂ふべし、故に罪ある者は天の命を承けて之を討伐し、五刑は五つながら適當に用ひんことを要す、以上吾が言は之を行へば實行せらるべきかと、禹曰く、汝の言は之を行へば其の功績見るべきものあらむと、皐陶曰く、余未だ之を行ひてしかく功績あらんことを知らざるなり、されど思を盡して古人の道を贊けんかなと、

【字解】 蚤夜、蚤は早朝なり、夜は夜遲く迄なり、翊、輔くるなり、有家、卿大夫のことなり、亮采、政事を明かにするなり、有國、諸侯のことなり、翕受、翕は合すなり、三德の人と六德の人とを合せ受くるをいふ、俊乂、俊は千人に秀でたる者の稱なり、乂は賢才の稱な

善色佞人、言葉を飾り顔色を善くして內心は邪にして人にへつらふ人なり、此には共工を指す、

皐陶曰、然、於、亦行有九德、亦言其有德、乃言曰、始事事、寬而栗、柔而立、愿而共、治而敬、擾而毅、直而溫、簡而廉、剛而實、彊而義、章其有常吉哉、

【講義】皐陶曰く、汝の言の如く人を知り民を安んずるは難きなり、されど人君たる者は諸德を綜べて之を爲さゞるべからざるなり、ア、總べて德の行に見はるゝものは九つあるなり、すべて其人を有德なりと言はんには、乃ち先づ言つて曰へ、其人の行爲の實際に徵して某事某事を行ひしとに始まるなりと、さて九德とは、第一に度量の寬弘の人は或は其の寬容に過ぎて懼れ栗むの念に乏しきの弊あり、故に寬にして栗めば其の弊無し、第二に柔和なる者は獨立の氣象を缺くの弊あり、故に柔にして獨立すれば其の弊無し、第三に質朴の人は不恭に陷り易きの弊あり、故に質朴にして恭めば其の弊無し、第四に事を始め得る所の才ある者は兎角事を輕んずるの弊あり、故に事を治めて敬めば其の弊無し、第五に從順なる人は習慣に囚はれて決斷力に乏しきの弊あり、故に順にして果敢なれば其の弊無し、第六に梗直の人は或は溫和の氣を缺くの弊あり、故に直にして溫和なれば其の弊無し、第七に物事を簡大に爲す者は小節を顧みざるの弊あり、故に簡にして意を細事に用ふれば其の弊無し、第八に剛氣にして果斷なる人は思慮の充實に缺くの弊あり、故に剛にして思を實さば其の弊無し、第九に彊勇の人は其の力に任して上下の義を顧みざるの弊あり、故に彊にして義あれば其の弊無し、以上の九德人能く之を行ひて明かにすれば無上の吉事なるべし、

【字解】事事、上の事は動辭にしてコト、スと訓む、事を事とすとは某々の事を實行せしをいふ、寬而栗、寬は度量の弘きをいふ、栗は懼れつゝしむなり、柔而立、柔は柔和なり、立は獨立なり、愿而共、愿は朴訥にして文なきなり、共は恭に同じ、治而敬、治は事

長、敦、序二九族一、衆明亮翼、近可レ遠在レ己、禹拜二美言一曰、然、

【講義】 皐陶士と爲りて刑罰を司り民の曲直を治む、帝舜朝廷に出御の時、禹・伯夷・皐陶等相與に參向して帝の前に語る、皐陶は其の懐包せる謀を述べて曰く、君たるものは其の道德を信にし、人臣をして謀を公明にして其政を輔け和げしめよと、禹曰く、然り、之を行ふと如何と、皐陶曰く、ア、愼みて己が身を修め、長久の道を爲さんことを思ひ、厚く九族の次第を明かにして親疎の序あらしめば、百官其の化を蒙りて己が勤務を明かにして天下の政教を輔翼せん、此の如く近きよりして遠きに及ぼすべきは、畢竟己が其の德を信にするに在るなりと、禹は此の美言を拜聽して汝の言ふ所の如しと贊同せり、

【字解】 士、獄官の長なり、大理卿の如し、如何、行ひの如何なり、思レ長、長久の道を爲さんことを思ふ也、敦序二九族一、敦は厚なり、序は親疎の次第を立つるなり、九族は高祖・曾祖・祖父・父・己・子・孫・曾孫・玄孫、是なり、美言、善き言葉なり、

皐陶曰、於、在レ知レ人、在レ安レ民、禹曰、吁、皆若レ是、惟帝其難レ之、知レ人則智、能官レ人、能安レ民、則惠、黎民懷レ之、能知能惠、何憂二乎讙兜一、何遷二乎有苗一、何畏二乎巧言善色佞人一、

【講義】 皐陶曰く、ア、君たるものゝ務は人を知るに在り、又民を安んずるに在るなりと、禹曰く、ア、皆此の如くなすは帝堯と雖難しとせられたり、そも人の善惡邪正を知るは智の明かなる也、智明かにして人を知れば能く人を官に任ずるなり、又民の疾苦を救ひて之を安んずるは惠の至れる也、惠至りて民を安んずれば庶民之に懷くなり、此の如く能く人を知り能く民を惠めば何ぞ讙兜の如き人を憂へんや、又何ぞ有苗を遷さんや、又何ぞ言葉を巧みにし顔色を善くして内心邪なる共工の如き佞人を畏れんやと

【字解】 於、歎辭なり、ア、と訓む、吁、疑ひ怪むの辭なり、アヽと訓む、帝、帝堯なり、黎民、衆民なり、巧言

の王畿に近き三百里は之を待つに怠慢にして拘束を加へざるなり、即ち來り服する者は拒まず、去り遠ざかる者は止めざるなり、次の三百里は城郭常居無く、時に隨ひて轉々として處を變へ、恰も水の流れ行くが如くするなり、此の如くにして天子の國より以外の地を五服に區別せしめたり、是にて東の方は海に流入し、西の方は流沙に被り、北南より風敎を及ぼして四海に至れり、

【字解】天子之國、王畿なり、即ち王城の四方千里の地をいふ、甸服、甸は田なり、服は事に從ふなり、甸服は田賦の事に從ふの地なり、總、禾の全きものなり、即ち穗より藁の本に至るまでの全きものゝ稱なり、銍、禾を刈る短き鎌なり、よつて鎌にて刈りたる禾穗の稱なり、秸、藁なり、粟、米の甲あるものなり、もみ也、侯服、侯は候ふ也、斥候の事に服する所の地なり、采、事なり、常に王者の事に從ふ所の地なり、任國、時として王者の事に任ずる國なり、諸侯、王者の爲に斥候する所の地なり、綏服、綏は安んずる也、安んじて王者の政敎に從ふ所の地なり、揆、度るなり、要服、要は約束なり、しばるなり、要束して文敎に從はしむる所の地なり、夷、簡易なり、細剉を省きて治むる所の地なり、蔡、放つなり、罪人を放ちやる所の地なり、荒服、地荒漠にして政敎達せざれば其の故俗に從ひて之を治むる所の地なり、蠻、慢なり、之を待つに怠慢にして中國の如く嚴正に制せざる所の地なり、流、水の流るゝが如く常居無き所の地なり、漸、流れ入るなり、曁、及ぶなり、訖、至るなり、

於是帝錫禹玄圭、以告成功于天下、天下於是太平治、

【講義】是に於て帝舜は禹に赤黑き玉を賜ひて洪水を治めたる功を賞し、又天下にも其の成功を告げぬ、是に於て天下太だ平ぎ治りたり、

【字解】錫玄圭、錫は賜ふ也、玄圭は赤黑き玉なり、

皐陶作士以理民、帝舜朝、禹・伯夷・皐陶相與語帝前、皐陶述其謀曰、信其道德、謀明輔和、禹曰、然、如何、皐陶曰、於、愼其身修、思

土を賜ひて國を建て姓を賜ひて各、其の宗を立てしむ、此の如く天子は我が德を敬みて之を先にすれば、天下は天子の政敎に違はざるべし、

【字解】 祗、敬むなり、台、我なり、距、違ふなり、朕行、天子の政敎なり、

令天子之國以外五百里甸服、百里賦納總、二百里納銍、三百里納秸服、四百里粟、五百里米、甸服外五百里侯服、百里采、二百里任國、三百里諸侯、侯服外五百里綏服、三百里揆文敎、二百里奮武衞、綏服外五百里要服、三百里夷、二百里蔡、要服外五百里荒服、三百里蠻、二百里流、東漸於海、西被于流沙、朔南曁聲敎、訖于四海、

【講義】 天子の國より以外の四方五百里は甸服といふ、其の中王畿に近き百里の地の賦は禾の穂より藁の本に至るまでの全きを納れ、次の二百里は禾穂を納れ、次の三百里は藁のみを納る、而して其の米を己が有と爲すを以て勞役に服するなり、次の四百里は粟を納れ、次の五百里は米を納る、是れ遠き者は運送に不便なれば次第に其の嵩を減ぜり、甸服以外の四方五百里を侯服といふ、其の中王畿に近き百里の民は常に王事に從ふなり、次の二百里の民は時として王事に任ずるなり、次の三百里より五百里までの民は斥候の役を勤むるなり、侯服以外の四方五百里を綏服といふ、其の中王畿に近き百里より三百里までは王者の文敎の中を度りて之を行ひ、盡く之を行はざるなり、次の四百里五百里は武術を奮ひて天子を衞るなり、是れ蠻夷に近きを以てなり、綏服以外の四方五百里を要服といふ、其の中王畿に近き三百里は政敎を簡易に爲すなり、次の二百里は罪人を流す地となすなり、要服以外の四方五百里を荒服といふ、其

【字解】　渭、水の名なり、鳥鼠同穴、二山の名なり、灃・涇・漆・沮、皆水の名なり、

道雒自熊耳、東北會于澗瀍、又東會于伊、東北入于河、

【講義】　雒水を導くに熊耳山よりす、東北に流れて澗瀍の二水に會し、又東流して伊水に會し、又東北して河に入る、

【字解】　雒、水の名なり、熊耳、山の名なり、澗瀍、二水の名なり、伊、水の名なり、

於是九州攸同、四奥既居、九山栞旅、九川滌原、九澤既陂、四海會同、六府甚修、衆土交正、致愼財賦、咸則三壤、成賦中國、

【講義】　禹は此の如くにして洪水を治めたれば、九州遍く其の恩惠を受けたり、卽ち四方の邑には住居すべく、九州の山々は木を刊り道を通じ、又山祭を爲し、九州の川々は源を洗ふが如く除き去りければ水の壅る所無く、九州の澤には既に隄を築きたれば決溢の患無く、四海の者悉く京師に會同し、金木水火土穀は甚しく修まり、四方の土地は夫々美惡高下の品定まりて正しくなり、財寶年貢は其の地の等級に應じて納め、愼みて其の制を超ゆることなく、皆上中下の三等の階級に則りて賦を京師に致すやうになれり、

【字解】　攸同、遍く恩惠を受くるをいふ、四奥、奥は隈澳に通ず、四方の住居し得らるべき地なり、栞旅、栞は木を伐りて道しるべとなすこと、旅は山まつりなり、滌原、滌はそゝぐなり、水源を開き除き洗ふが如くして壅塞なからしむるをいふ、六府、金木水火土穀なり、三壤、上中下の三等に別ちたる土地なり、上中下に又各上中下の三等あれば、實は九等なり、中國、帝王の都とする所を中と爲す、故に中國は京師のことなり、

賜土姓、祗台德先、不距朕行、

【講義】　禹は已に水土を平げぬれば、天子は諸侯に

皆水の名なり、大別、山の名なり、匯、回るなり、

汶山道江、東別爲沱、又東至于醴、過九江、至于東陵、東迆北會于匯、東爲中江、入于海、

【講義】梁州の汶山より江を導く、東に分流して沱水と爲り、又東して醴水に至り、九江を過ぎて東陵の地に至る、此の地より東方に溢れたる水は北流して彭蠡澤に會す、此より東して中江と爲りて海に入る、

【字解】沱、水の名なり、醴、水の名なり、一に陵の名なりといふ、東陵、地名なり、迆、溢るゝなり、匯、彭蠡澤なり、

道沇水、東爲濟、入于河、泆爲滎、東出陶丘北、又東至于荷、又東北會于汶、又東北入于海、

【講義】沇水を導く、東流して濟水と爲り、河に入り、溢れて滎水と爲る、此より東して陶丘の北に出で、又東して荷澤に至り、又東北に流れて汶水に會し、又東北して海に入る、

【字解】沇水、河東の王屋山より發する川なり、濟、水の名なり、泆、溢るゝなり、滎、水の名なり、陶丘、丘の再成せるものゝ稱なり、濟陰の陶丘なり、荷、澤の名なり、

道淮自桐柏、東會于泗・沂、東入于海、

【講義】淮水を導くに桐柏山よりす、東流して泗水沂水に會し、又東流して海に入る、

【字解】淮、水の名なり、桐柏、山の名なり、泗沂、二水の名なり、

道渭自鳥鼠同穴、東會于灃、又東北至于涇、東過漆・沮、入于河、

【講義】渭水を導くに鳥鼠同穴の二山よりす、東流して灃水に會し、又東北に流れて涇水に至り、東して漆沮の二水を過ぎて河に入る、

道黑水至于三危、入于南海、

【講義】雍州の黑水を導きて三危山の下に至り、此れより南流して南海に入らしむ、

【字解】三危、山の名なり、

道河積石、至于龍門、南至華陰、東至砥柱、又東至于盟津、東過雒汭、至于大邳、北過降水、至于大陸、北播爲九河、同爲逆河、入于海、

【講義】河を導くに功を積石の地に起し、此より中國に入りて龍門に至る、龍門より南して華陰山に至り、華陰より東折して砥柱山に至り、又東して盟津の湊に至り、又東して雒水の北涯を過ぎて大邳に至る、此より北折し降水を過ぎて大陸澤に至り、又北に分れて九河と爲り、九河又合同して逆河と爲りて渤海に入れり、

【字解】道河積石、河を道くに積石の地より始めしをいふ、華陰、山の名なり、盟津、孟津に同じ、洛陽の北に在る湊なり、過、大川が小川の在る所を流れ過ぐるをいふ、大邳、山の名なり、大陸、澤の名なり、播、布くなり、分るゝなり、爲、自然になるをいふ、逆河、九河の合して一大河と爲りしものゝ稱なり、海、渤海なり、

嶓冢道瀁、東流爲漢、又東爲蒼浪之水、過三澨、入于大別、南入于江、東匯澤爲彭蠡、東爲北江、入于海、

【講義】梁州の嶓冢山より瀁水を導く、東に流れて漢水と爲り、又東して蒼浪の水と爲る、それより三澨水を過ぎて大別山に至り、大別山の南に回るものは江に入り、東に回るものは彭蠡の大澤と爲る、彭蠡より江は分れて三道と爲りて震澤に入り、遂に北江と爲りて海に入る、

【字解】嶓冢、山の名なり、瀁、水の名なり、漢・三澨、

山より太嶽に至る一脈あり、又冀州の南方の砥柱析城の二山より王屋山に至る一脈あり、又冀州の北方の太行山常山より碣石山に至りて海に入れる一脈あり、

【字解】　道二九山一、道は導なり、九州の山脈に随ひて水を通ぜしこと、九山は九州の山脈の起點たる汧・壺口・砥柱・太行・西傾・熊耳・嶓冢・內方・汶山をいふ、汧岐、二山の名なり、踰二于河一、河は西河なり、即ち梁山龍門西河を踰ゆるをいふ、壺口雷首、山の名なり、砥柱析城王屋、三山の名なり、太行碣石、二山の名なり、

西傾・朱圉・鳥鼠至二于太華一、熊耳・外方・桐柏至二于負尾一、道二嶓冢一至二于荊山一、內方至二于大別一、汶山之陽至二于衡山一、過二九江一、至二于敷淺原一、

【講義】　雍州の南方の西傾山朱圉山鳥鼠山より太華山に至る一脈あり、豫州の熊耳山外方山桐柏山より負尾山に至る一脈あり、梁州の嶓冢山を導きて荊州の荊山に至る一脈あり、又荊州の內方山より大別山に至る一脈あり、梁州の汶山の南より荊州の衡山に至り、九江を過ぎて豫章の敷淺原に至る一脈あり、

【字解】　西傾朱圉鳥鼠太華、四山の名なり、熊耳外方桐柏負尾、四山の名なり、負尾は尙書に陪尾に作る、嶓冢、山の名なり、內方大別、二山の名なり、

道二九川一、弱水至二于合黎一、餘波入二于流沙一、

【講義】　是より九州の大川を導きて或は下流に或は海に注ぎしことを記す、雍州の弱水を導きて西に流し流沙の東なる合黎水に至らしむ、其の餘波は溢れて流沙に入るなり、

【字解】　道二九川一、九川は九州の大川なり、即ち弱・黑・河・瀁・江・沇・淮・渭・洛、是より、合黎、水の名なり、餘波、あまりの水なり、流沙、水の名なり、一に地名なりといふ、

の三山は相望めるなり、又原濕の地を治めて耕種の績を致し、次に都野の地に至る、三危山も已に平ぎて住居すべく、三苗の族も大いに秩序あるに至れり、其の土は黄色にして塊無し、田は上の上にして九州の第一位なり、賦は中の下にして第六位に在り、貢物は璆琳と稱する二種の美玉、琅玕と稱する珠に似たる石なり、而して此の州より京師に至るには積石山の麓より船を浮べて龍門の西河に至るなり、此にて渭水の北涯に會するなり、

【字解】黑水、此の黑水は西方に在りて梁州の黑水と別なり、西河、黄河の上流にして冀州の西に在り、故にいふ、屬、入るなり、渭汭、渭は水の名なり、汭は水の北涯なり、漆沮、二水の名なり、從、渭水に從ひ入るをいふ、所同、同じく渭水に入るをいふ、荆岐、二山の名なり、荆は岐山の東に在りて荆州の荆山と別なり、旅、山まつりなり、終南・敦物・鳥鼠、三山の名なり、原濕・都野共に地名、三危、山の名、度、尙書には宅に作る、住居なり、璆琳、皆美玉の名なり、琅玕、珠に似たる石なり、積石、山の名なり、龍門、山の名なり、禹此の山を鑿りて河水を通ぜしなり、其の間八十步許、急湍懸るが如く、魚鼈能く上る莫し、若し之を上れば龍と爲るといふ、故に龍門と名づく、

織皮、昆侖・析支・渠搜・西戎、卽序、

【講義】毛布を貢するあり、此は昆侖・析支・渠搜の西戎なり、禹の水普請の功顯れて、かゝる邊境の戎まで秩序立ちて京師に貢獻するやうになれり、

【字解】織皮、毛布なり、昆侖・析支・渠搜、西戎の三の國名なり、

道九山、汧及岐、至于荆山、踰于河、壺口・雷首至于太嶽、砥柱・析城至于王屋、太行・常山至于碣石、入于海、

【講義】洪水の爲に舊川故瀆は浸沒して見るべからず、禹是に於て九州の高山巨鎭を目標と爲し、其の山脈に隨ひて水を決して海に注ぎたり、故に是より九州の山脈を記すなり、雍州の汧山より岐山に及び荆山に至る一脈は河を踰ゆるなり、冀州の壺口山雷首

入二于渭一、亂二于河一、

【講義】 東の方華山の南より西の方黑水に至るまでは惟れ梁州なり、汶山嶓山の山間の地も既に耕作し得るやうになれり、陀水涔水の源も既に開けぬ、蔡山蒙山も旅祭を行ふべく平治し、和夷の地も耕種の績を致す迄平げり、其の土は青黑く、田は下の上にして第七位なり、賦は下の中にして下の上と下の下との三等相雜れり、貢物は黃金の美なるもの、鐵・銀・剛鐵・矢の根石・磬の石、及び熊・羆・狐・狸の皮、毛布等なり、西傾山地方の民の京師に至らむとする者は桓水に因りて此の梁州に來るなり、さて梁州の貢物を京師に運漕するには潛水に浮び、それより沔水に至るまでは山を踰え、沔水より渭水に入り、河をよぎりて達するなり、

【字解】 華陽、華山の南なり、汶嶓、汶は岷に通ず、汶嶓は二山の名なり、藝、種をうゝると、蔡蒙、二山の名なり、旅平、旅は山を祭ること、平は治功の成りしをいふ、和夷、地名なり、底績、耕種の成績をいたすをいふ、驪、純黑の色なり、三錯、三等相雜れるをいふ、璆、尙書に鏐に作る、黃金の美なるものゝ稱なり、鏤、剛鐵なり、織皮、毛布なり、西傾、山の名なり、桓、水の名なり、一に泉といふ、是、梁を指す、潛沔渭、皆水の名なり、亂、流を絕ちて渡る、よこぎりわたるなり、

黑水西河惟雍州、弱水既西、涇屬二渭汭一、漆・沮既從、灃水所レ同、荊岐已旅、終南敦物、至二于鳥鼠一、原隰底レ績、至二于都野一、三危既度、三苗大序、其土黃壤、田上上、賦中下、貢璆・琳・琅玕、浮二于積石一、至二於龍門西河一、會二于渭汭一、

【講義】 西の方黑水より東の方西河迄は惟れ雍州なり、弱水既に西に流れて合黎に至り、涇水は渭水の北涯に入り、漆沮の二水は既に渭に從ひ、灃水も亦同じく渭に入るなり、荊岐の二山已に平ぎて旅の祭を爲す、終南山と敦物山とを治めてより鳥鼠山に至る、此

用ふるを以て、之を重んじて包みてはこに入るゝなり、玄纁、薄赤に黒みがゝりたる幣なり、璣組、珠を貫きたるくみいとなり、入賜、常に用ひざる品なれば命を賜はりて之を納むるとの意なり、大龜、大さ一尺二寸を大龜といふ、踰、こゆなり、水路通ぜざれば陸上を車馬にて運搬し然る後復水路に從ふをいふ、

荊河惟豫州、伊・雒・瀍・澗既入于河、滎播既都、道荷澤被明都、其土壤、下土墳壚、田中上、賦雜上中、貢漆・絲・絺・紵、其篚纖絮、錫貢磬錯、浮於雒、達於河、

【講義】西南荊山より北河水迄は惟れ豫州なり、伊・雒・瀍・澗の四水は皆既に河に入りぬ、滎播の澤も既に水停りたり、又荷澤の氾濫する時には其の餘波を導きて明都澤に入らしむるやうにしたり、其の土は塊無し、されど下土は墳ちて疏し、田は中の上にして第四位なり、賦は上の上と上の中と相雜れり、貢物は、漆・絲・枲・細き葛布・麻布なり、其の篚は細綿なり、又臨時に命を承けて磬石を治むるやすりを貢ぐことあり、而して此等の貢物を京師に運漕するには雒水に浮び直に河に達するなり、

【字解】伊雒瀍澗、四水の名なり、滎播、滎は澤の名なり、播は水の溢れたるものなり、一に波に作る、被、覆ふなり、入らしむることなり、卽ち荷澤氾濫せば其の餘波を導きて明都澤に入らしむるをいふ、壤、塊無きなり、ハラ、グと訓む、墳壚、墳はうごもつなり、壚は疏きなり、絺紵、絺は細き葛布なり、紵は麻布なり、纖絮、細綿なり、磬錯、錯は玉石を治むるやすりなり、磬錯は磬を治むるやすりなり、

華陽黑水惟梁州、汶嶓既藝、沱潛既道、蔡蒙旅平、和夷厎績、其土青驪、田下上、賦下中三錯、貢璆・鐵・銀・鏤・砮・磬、熊・羆・狐・狸・織皮、西傾因桓是來、浮于潛、踰于沔、

【講義】北は荊山より南は衡山の南までは維れ荊州なり、江水と漢水とは此の州を貫通して海に注ぎ入る、而して江水は此の州界に於て九道に分れて九江と爲り、甚だ地勢の宜しきを得たり、沱潛の二水も已に故道に流れ通ぜり、雲の地は卑濕にして土漸く見え、夢の地は稍高くして耕作し得る所あり、其の土は水びたりのどろ地なり、田は下の中にして第八位なり、賦は上の下にして第三位に在り、貢物は孔雀翡翠の羽・旄牛の尾・象牙・犀革・金・銀・銅・礪・砥・矢鏃に中つる石・朱の類・箘簵と稱する美竹・矢幹に中つる一種の木等なり、而して箘簵楛の二物は三國より其の目錄を上りて、何時にても命の下りし節には獻上することと爲す、其の他に包みて匣に入れたる菁茅あり、其の篚は薄赤に黑みがかりたる幣と珠を貫きたる綏となり、又九江より産する大龜は常に用ふべきものに非ざれば、此も命を賜はり次第に納むるなり、而して此等の貢物は江・沱・潛より漢水に渡り、それより洛水までは陸上を車馬にて運搬し、又雒水を經、南河に至りて京師に達するなり、

【字解】荊衡、二山の名なり、江漢、二水の名なり、朝宗、朝は來朝の朝なり、宗は尊きなり、百川は海を尊しとなす、百川の海に注ぎ入るを諸侯の天子に朝するに譬へていへり、九江、江水の此の州界にて九道に分れ、又東にて合して大江となる迄の間をいふ、即ち烏江・蚌江・烏白江・嘉靡江・沙江・畎江・廩江・隄江・箘江、是なり、甚中、中はあたるなり、甚だ地勢の宜しきを得たるをいふ、沱潛、沱は江の別名なり、潛は水の名なり、雲土、雲は江北に在る地なり、地勢卑濕にして僅に土を見るのみなり、夢爲レ治、夢は江南に在る地なり、地勢差高くして耕作し得る所あるなり、此の二地は禹の時未だ澤とならず、殷周の世に至りて大澤となりしなり、杶幹栝柏、杶は椿樗に同じ、琴材と爲る木なり、幹は柘の木なり、栝は檜の木なり、柏はこのてがしはなり、礪砥、といしなり、粗きを礪といひ、精きを砥といふ、砮丹、砮は矢鏃と爲す石なり、丹は朱の類なり、箘簵、美竹の名なり、楛、矢幹に中つる一種の木なり、致ニ貢其名一、其の名とは箘簵と楛との目錄なり、此の目錄を上りて何時にても入用の節は獻上致すべしとの意なり、包匭、包みて匣に入るゝこと、菁茅、茅の毛刺あるものゝ稱、此は宗朝に

如く水運開けて大水退き去りければ大小の竹既に布き生じ、其の草は少くしてのび生ひ、其の木は高くそびゆ、其の土は水びたりのどろ地なり、田は下の下にして第九位に在り、賦は下の上にして第七位なり、而して第六位のものを雜ふ、貢物は金銀銅の三品より美石竹箭及び象の牙犀の革孔雀翡翠の羽旄牛の尾等なり、南海の島民は葛布芭蕉布等の草衣を服せり、其の篚は錦なり、其の包は橘と柚子となり、而して此の包は上より命を錫はれば貢し、若し命を錫はらざれば貢せざるなり、以上の貢物を京師に運漕するには江に沿ひて海に出で、又淮水に入りて泗水に通じ、後河に達するなり、

【字解】 彭蠡、澤の名なり、陽鳥、鴻鴈の屬なり、鴻鴈は太陽に隨ひて其の居を遷す、故にいふ、三江、南江中江北江なり、震澤、太湖の名なり、竹箭、箭は小竹なり、篠なり、矢竹なり、夭、少くして長きなり、ワカシと訓む、喬、高き也、塗泥、水びたりのどろ地なり、三品、金銀銅なり、瑤琨、皆美玉なり、齒革羽毛、齒は象牙なり、革は犀の革なり、羽は孔雀翡翠の羽なり、毛は旄牛の尾なり、島夷、南海の島民なり、卉服、卉は衆草の總名なり、くさ、卉服は草を製して作れる衣服なり、卽ち葛布芭蕉布の如きをいふ、織貝、貝は錦の名なり、詩經に貝錦の語あり、貝一字にては貝類に誤り易し、故に織の字を添へて其の織物なるを知らしめしなり、包、つゝみものなり、橘柚、たちばなとゆずとなり、錫貢、錫は命を承くるなり、たまはるなり、此の包は上の命をたまはりて貢し、若し命無ければ貢せざるをいふ、均、沿ふなり、水の流に順ひて行くこと、

荊及衡陽維荊州、江漢朝宗于海、九江甚中、沱涔已道、雲土夢爲治、其土塗泥、田下中、賦上下、貢羽旄齒革、金三品、杶榦栝柏、礪砥砮丹、維箘簵楛、三國致貢其名、包匭菁茅、其篚玄纁璣組、九江入賜大龜、浮於江・沱・涔於漢、踰於雒、至于南河、

り出づる浮磬と、淮水の上に住む民の漁る珠と魚とあり、其の篚は黒の細縞なり、而して此等の貢物を京師に運漕するには淮水と泗水とに浮び河に通ずるなり、

【字解】淮沂、二水の名なり、蒙羽、二山の名なり、羽は鯀を殛したる地なり、藝、種をうゝるなり、大野、澤の名なり、都、尚書に豬に作る、水の停まる所をいふ、底、致すなり、埴、黏土なり、漸包、漸は秀で長ずるなり、包は叢り生ずるなり、土五色、太社の封に用ふるなり、天子の社は廣さ五丈にして東方は青、南方は赤、西方は白、北方は黒、上を冒ふに黄土を以てす、而して將に諸侯を封ぜんとするときは、各、其の方の土を分ち白茅にて苴みて之に與へ、以て其の國々の社と爲さしむるなり、故に諸侯に茅土を錫ふといふことは此の五色の封土を分ち與へて、其の國に主たらしむることなり、羽畎、羽山の谷なり、夏翟、五采の羽を備へたる雉なり、嶧陽、嶧山の南なり、孤桐、一本立の桐なり、琴瑟の材と爲すなり、泗濱、泗水のほとりなり、浮磬、此の浮は水上に浮ぶことにあらず、水中の石浮ぶが如く見ゆるより浮と名づく、磬は樂器の名なり、卽ち泗水の水中に浮ぶが如く見ゆる石を以て作りたる磬なり、淮夷、淮水の上の民なり、蠙珠、蠙は蚌の異名なり、眞珠を出す貝なり、臮、古文の曁なり、與なり、トと訓む、玄纖縞、玄は黒なり、纖縞は細縞なり、

淮海維揚州、彭蠡既都、陽鳥所居、三江既入、震澤致定、竹箭既布、其艸惟夭、其木惟喬、其土塗泥、田下下、賦下上上雜、貢金三品、瑤琨竹箭、齒革羽毛、島夷卉服、其篚織貝、其包橘柚、錫貢、均江海、通淮泗、

【講義】北の方は淮水より南の方は海に至るまでは維れ揚州なり、彭蠡澤は既に治まりて水たまり、冬月に至れば鴻鴈の屬此に止まるなり、三江も夫々皆海に注ぎ入り、震澤も定りて震ひあふれざるなり、此の

濟、

【講義】　東は海より西は岱山に至るまでは維れ青州なり、東表の地の嵎夷は功を用ふること少くして既に治まれり、濰水も淄水も既に導きぬ、其の土は白くして墳り、三方の海濱には廣き潟あり、田は上の下にして九州に於て第三位に在り、賦は中の上にして第四位に存す、其貢は鹽・細葛・一切の海產物及び岱山の谷より出づる生絲・あさ絲・鉛・松・怪石等あり、又萊夷の地は放牧に適せり、其の篚は山繭絲なり、而して此等の貢物を京師に運漕するには汶水に浮びて濟水に通じ、それより河に及ぶなり、

【字解】　略、功を用ふること少きをいふ、濰淄、二水の名なり、潟、潮のさす鹵地なり、かた、ひかた、厥田斥鹵、此の四字衍文なり、絺、精細の葛布なり、海物維錯、錯は雜るなり、海產の魚類貝類藻類の種々相雜りて一種に非ざるをいふ、岱畎、岱山の谷なり、枲、麻の實らざるもの、をあさなり、怪石、石英・水晶等の如く玉に似たるものをいふ、畬絲、畬は尙書に檿に作る、山桑を食ふ蠶の絲なり、やままゆいと、

海・岱及淮維徐州、淮・沂其治、蒙・羽其藝、大野既都、東原底平、其土赤埴墳、艸木漸包、其田上中、賦中中、貢維土五色、羽畎夏翟、嶧陽孤桐、泗濱浮磬、淮夷蠙珠臮魚、其篚玄纖縞、浮于淮泗、通于河、

【講義】　東の方海・北の方泰山より南の方淮水迄の間は維れ徐州なり、淮沂二水の水治まりて大水減じたり、故に蒙山羽山の谷間に在る山田も種を藝うることを得、大野澤も既に水たまり、東原も平かになりて耕種に適せり、其の土は色赤く質ねばりてうごもてり、草木は秀で長じて叢生せり、其の田は上の中にして第三位に在り、賦は中の中にして第五位なり、貢は土の五色なると、羽山の谷に產する五采の羽を備ふる雉と、嶧山の南に生ずる一本立の桐と、泗水の濱よ

濟河維沇州、九河既道、雷夏既澤、雍沮會同、桑土既蠶、於是民得下丘居土、其土黑墳、草繇、木條、田中下、賦貞、作十有三年乃同、其貢漆絲、其篚織文、浮于濟漯、通于河、

【講義】濟水より黃河までは維れ沇州なり、此の州は河の末流に在るを以て其の水難殊に甚しければ九河を通じて之を海に導きぬ、雷夏は既に澤となり、雍沮の二水も會同し、桑土は既に蠶を養ふに足るべく乾きたり、是に於て民の水難を丘に避けたる者は皆平土に居ることを得たり、沇州の土は色黑くしてボコ〱とうごもてり、草は茂り木はズキ〱と長くのびるなり、田は中の下にして九州に於て第六位に在り、賦は第九等の下の下の割合に取るを以て正しきなり、如何となれば此の地は水害甚しければ耕作すること十有三年にして後始めて八州と同じく賦を取らるゝやうになりしを以てなり、其の貢は漆と絲となり、其の篚は文ある織物なり、此等の貢物を京師に運漕するには濟水漯水に浮びて河に通ずるなり、

【字解】濟河、濟水と黃河との間なり、九河、徒駭・太史・馬頰・覆釜・胡蘇・簡・潔・鉤盤・鬲津、是なり、雷夏、澤の名なり、雍沮、二水の名なり、墳、土龍のもたげたる土の如くボコ〱とうごもてるをいふ、繇、茂るなり、條、長きなり、賦貞、貞は正しきなり、賦は第九等の下下の割合に取るを以て正しきなりとの意、作、耕作することとなり、同、他の八州と同じく賦を出さるべくなりしをいふ、篚、圓形の竹器なり、ハコモノと訓む、織文、文ある織物なり、

海岱維青州、嵎夷既略、濰淄既道、其土白墳、海濱廣潟、厥田斥鹵、田上下、賦中上、厥貢鹽・絺、海物維錯、岱畎絲・枲、鉛・松・怪石、萊夷爲牧、其篚檿絲、浮於汶、通於

ふなり、事を行ふに四時の宜しきに違はざるをいふ、陂、隄を築くなり、卑濕、濕地なり、給、相足すなり、

禹乃行相地宜所有以貢及山川之便利、禹行自冀州始、冀州既載、壺口治梁及岐、既修太原、至于嶽陽、覃懷致功、至於衡漳、其土白壤、賦上上錯、田中中、常衞既從、大陸既爲、鳥夷皮服、夾右碣石入于海、

【講義】禹乃ち行く〳〵地質の宜しくして貢物の産出する所と山川の通行に便利なる所とを視察す、而して其の巡廻するに先づ冀州より始む、さて冀州は堯の時より已に都とせし所の地方なれば、貢物賦役の詳細は既に調査して記錄に記載しあれば、此には敢て贅せざるなり、よつて先づ壺口山より治めて梁山より岐山に及ぼし、既にして太原の地を修めて太嶽の南に至り、覃懷の地より土功を起して衡水漳水に至るまで掘り割りて水を通ぜしめたり、さて此の冀州の土は色白くして質に塊無きを以て、其の産物の天子に奉る所のものは上の上なり、されど第二等のものも雜れり、田は中の中にして九州にては第五位に在るなり、常水と衞水との水運も既に開けて河に通じ、大陸澤も既に爲りぬ、鳥夷の民は皮服を以て來貢す、其の途次に碣石山を南に見又西に見て之を右にして一先づ海に入り、それより又河を溯りて都に朝するなり、

【字解】既載、冀州は堯の都とせし所なれば貢物賦役の數は既に記載しあるをいふ、壺口・梁・岐、皆山の名なり、太原、地名なり、嶽陽、嶽は太嶽にして冀州の鎭なり、陽は山の南なり、覃懷、地名なり、致功、土功を起すこと、衡漳、二水の名なり、壤、塊無きをいふ、錯、極上に第二等の賦の雜れるをいふ、常衞、二水の名なり、常は本恆なり、漢の文帝の諱を避けて常となしゝなり、鳥夷、東北の民なり、夾右、鳥夷より都に上るに碣石山を南に見又西に見て右にす、故に夾右といふ、碣石、山の名なり、

卑濕、令后稷予衆庶難得之食、食少調有餘相給、以均諸侯、

【講義】禹乃ち遂に益と后稷と共に帝舜の命を奉け、禹は司空と爲り、益は虞と爲り、弃は后稷と爲りぬ、禹是に於て諸侯と百官とに命じて人民より役徒を募り集めしめ、衆多の人夫を從へて、九州の水土を布き治め、九州の山々を行き廻り、木を刋りて夫々山の名を表記し、高山大川を定めて其の祀禮の差等を次第したり、禹は先人の洪水を治めむとして、其の功の成らずして遂に誅を受けしことを傷み、己れは父が失敗を贖はむとて、身を勞し思を焦し、外に居ること十三年の久しきに及び、縱ひ家門を過ぐることあるも、敢て門に入らず、己が衣食は薄くすとも、鬼神の供物は豐潔にして孝を之に致し、己が宮室を卑くすとも溝域を通ずる費用は吝まずして民に水利を便にし、陸を行くには車に乘り、水を渡るには船に乘り、泥を進むには橇に乘り、山を上下するには檋に乘り、常に準繩と規矩とを離さず、至る所に於て平直方圓を測量し、事を行ふに四時の宜しきに從ひ、以て九州の境界を劃し、九州の道を通じ、九州の澤に隄防を築き、九州の山々を度りたり、又益をして衆庶に稻の濕地に種うべきものを予へしめ、又后稷をして衆庶に得難き所の食物を予へしめ、食物少き時は餘りある所を調査して少き方の者に足し與へしめ、以て諸侯に片落なく豐凶を平均にしたり、

【字解】百姓、百官なり、人徒、役徒なり、人夫といふに同じ、傅土、傅は尙書に敷に作る、分ち布くなり、敷土は九州の水土を布き治むることなり、表木、木を刋りて表記と爲すをいふ、父鯀、此二字衍文なり、溝淢、田間に通ずるみぞなり、小を溝といひ、大を淢といふ、淢は古文の洫の字なり、橇、音ゼイ、形船の如くにして兩頭少しく起れり、泥上を踏みすべらして行くもの、そり、檋、音キョク、梮に同じ、裏に半寸許の釘を數多附けたる履物、山を上下するに蹉跌せざる爲に著くるものなり、上る時は後方の釘を長くし、下る時は前方を長くす、かんじき、左右、常に用ふるをいふ、準繩、準は平を爲すもの、みづもり、繩は直を爲すもの、すみなは、規矩、規は圓を爲すもの、ぶんまはし、矩は方を爲すもの、さしがね、載四時、載は行

功績を成就せむと、舜曰く、ア、然り禹に命ぜむ、女水害を除きて土地を平かにし以て堯帝の遺業を續ぐべし、此の事たるや至大至難の任なれば、之を勉めて忽にすべからずと、禹拜稽首して契と后稷と皐陶とに讓る、禹曰く、已に女に命じて司空たらしめたれば、往きて爾の事に當るべしと、

【字解】堯之事、堯の遺業なり、即ち洪水を治むる事業なり、居官、官は司空の官なり、視、其の事に當るをいふ、

禹爲人、敏給克勤、其德不違、其仁可親、其言可信、聲爲律、身爲度、稱以出、亹亹穆穆、爲綱爲紀、

【講義】禹の人と爲りはすばやくして克く勤む、其の德は事に違はず、其の仁は親むべく、其の言は信ずべく、聲は之を量りて出せば其の高下疾徐は律に協ひ、身は之を量りて出せば其の動作威儀は度と爲る、かくて倦まず和ぎて事を行ふを以て、事々に皆綱と爲り紀と爲るなり、

【字解】敏給、敏捷に同じ、すばやきこと、稱以出、稱は量るなり、此の句上文の聲と身とに係る、亹々、倦まざるさまなり、穆々、和ぐさまなり、綱紀、典章法度の大なるを綱といひ、小なるを紀といふ、

禹乃遂與益后稷、奉帝命、命諸侯百姓、興人徒、以傅土、行山表木、定高山大川、禹傷先人〔父鯀〕功之不成受誅、乃勞身焦思、居外十三年、過家門不敢入、薄衣食、致孝于鬼神、卑宮室、致費於溝淢、陸行乘車、水行乘船、泥行乘橇、山行乘檋、左準繩、右規矩、載四時、以開九州、通九道、陂九澤、度九山、令益予衆庶稻可種、

ひ、昌意の父を黄帝といふ、故に禹王は黄帝の玄孫にして帝顓頊の孫なり、而して禹の曾祖父の昌意と父の鯀とは皆帝位に在ることを得ずして人臣たりき、さて帝堯の時に當りて鴻水氾濫して天にはびこり、水勢浩々として山を包み陵に上りて其の災害久しきに及びければ、下民皆之を憂ふ、堯是に於て能く此の大水を治むべき者を求めしに、群臣四嶽皆鯀を薦めて可なりと曰ふ、堯曰く、鯀の人と爲りは上の命に負き善類を毀れるを以て此の大任に就かしむるは不可なりと、四嶽曰く、今在朝の臣に等級を附くるに、未だ鯀より賢なる者あらざるなり、故に願くは帝之を試み用ふべしと、是に於て堯は四嶽の言を聽して鯀を用ひて大水を治めしむ、而るに鴻水依然として息まず、其の功績遂に成らざりき、是に於て帝堯は更に人を求めて舜を得たり、舜登用せられて帝堯に代りて天子の政を統べ行ひ、天下を巡狩して鯀が治水の跡の功狀無きを視察し、乃ち鯀を羽山に拘禁して死なしめたり、されど天下の人皆舜が鯀を誅せしことを以て公平なりと爲せり、是に於て舜は鯀の子の禹を擧げて鯀の事業を續がしめたり、

【字解】夏、禹が始めて封ぜられたる國なり、後に天下を有つに至り遂に之を以て其の國號となす、文命、尚書に據るに文德敎命の意にして禹の名に非ず、然れど太史公は放勳重華文命を以て堯舜禹の名と爲す、玄孫、孫の孫なり、やしやごなり、曾大父、曾祖父に同じ、祖父の父なり、ひいぢゝ、鴻水、鴻は大なり、洪水に同じ、等之、等級を附くること、無狀、功狀無きをいふ、

堯崩、帝舜問四嶽曰、有能成美堯之事者、使居官、皆曰、伯禹爲司空、可成美堯之功、舜曰、嗟然、命禹、女平水土、維是勉之、禹拜稽首、讓於契・后稷・皐陶、舜曰、女其往視爾事矣、

【講義】堯崩じぬ、舜代りて帝と爲り、四嶽に問ひて曰く、能く堯帝の遺業を成就する者あれば、司空の官に居らしめむと、皆曰く、伯禹を司空と爲さば堯帝の

帝本紀を作り、故に著して本紀の書の首と爲す、

【字解】 太史公、司馬遷の自稱なり、遷は太史公の官たりき、故にいふ、雅馴、正しく穩當なること、薦紳、搢紳に同じ、高位高官の人をいふ、先生、學を敎ふる人の稱、五帝德帝繫姓、大戴禮及び孔子家語の篇名なり、古文、五帝德・帝繫姓を指す、近是、聖人の說に近しとの意なり、書缺、尙書の殘缺せるをいふ、有間、年數の經過せるをいふ、軼、迭に同じ、散りうすなり、他說、他書の說なり、卽ち帝德帝繫等の書を指す、

夏本紀第二

夏禹、名曰文命、禹之父曰鯀、鯀之父曰帝顓頊、顓頊之父曰昌意、昌意之父曰黃帝、禹者、黃帝之玄孫、而帝顓頊之孫也、禹之曾大父昌意、及父鯀、皆不得在帝位、爲人臣、當帝堯之時、鴻水滔天、浩浩懷山襄陵、下民其憂、堯求能治水者、群臣四嶽、皆曰、鯀可、堯曰、鯀爲人負命毀族、不可、四嶽曰、等之未有賢於鯀者、願帝試之、於是堯聽四嶽、用鯀治水、九年而水不息、功用不成、於是帝堯乃求人、更得舜、舜登用、攝行天子之政、巡狩、行視鯀之治水無狀、乃殛鯀於羽山以死、天下皆以舜之誅爲是、於是舜擧鯀子禹、而使續鯀之業、

【講義】 夏の禹王は名を文命と曰ふ、禹の父を鯀といひ、鯀の父を帝顓頊といひ、顓頊の父を昌意とい

浮江淮矣、至長老、皆各往往稱黄帝堯舜之處、風敎固殊焉、總之不離古文者近是、予觀春秋國語、其發明五帝德・帝繫姓、章矣、顧第弗深考、其所表見皆不虛、書缺有間矣、其軼乃時時見於他說、非好學深思、心知其意、固難爲淺見寡聞道也、余幷論次、擇其言尤雅者、故著爲本紀書首、

【講義】　太史公曰く、學者多く五帝を稱ふること久しき以前よりせり、然れども尙書には唯堯より以來のことを載せて其の上を省けり、且つ百家が黄帝の事蹟を言へる文章は甚だ穩當を缺けり、故に高位高官の人々及び凡ての學者は之を言ふことを難れり、又孔子の傳へたる所の宰予問・五帝德及び帝繫姓等に至る迄、儒者の中には或は之を事實として傳へざるなり、此の如く今の學者は多くは堯以前の事を信ぜずと雖、余嘗て西の方は空峒に至り、北の方は涿鹿を過ぎ、東の方は渤海に漸り、南の方は江淮に浮びたり、其の間長老の各、往々黄帝堯舜の德を稱讃せるの處に至るに、其の地の風敎は固に他と殊れり、此等のことを總括するに、其の事蹟の帝德帝繫の二篇に記す所を離れざるものあれば、此の二篇は蓋し聖人の說に近かるべしと思ふなり、予又春秋國語を觀るに、其の文によりて五帝德帝繫姓を發明すること章かなるものあるなり、顧ふに學者第之を深く考證せずして初より之を信ぜざらむとせるなり、之を仔細に觀れば二篇に表見する所の記事は皆虛妄にはあらざるなり、尙書殘缺して久しく年載を經て讀むべからず、されど其の軼せる所は乃ち時々帝德帝繫等の如き他書の說によりて補正することを得るなり、故に學を好み思を深くして心に其文意を知るに非ずんば、固に淺見寡聞の者の爲に道ひ難きなり、故に余諸子百家の書を幷せて論次し、其言の尤も正しき者を擇びて五

歸す、禹是に於て天子の位を踐みたり、さて堯の子の丹朱も舜の子の商均も皆疆土を有ちて先廟を奉祀す、其の服裝は元通りにし、禮樂も天子の如くにし、天子の賓客たるの資格を以て天子に見ゆ、天子も亦之を臣とせざるは敢て天子の權力を專にせざることを示せるなり、

【字解】薦於天、天に告げ之をして代りて天子の事を統べ行はしむるをいふ、以客、天子の賓客の資格を以てするの意なり、

自黃帝至舜禹、皆同姓、而異其國號、以章明德、故黃帝爲有熊、帝顓頊爲高陽、帝嚳爲高辛、帝堯爲陶唐、帝舜爲有虞、帝禹爲夏后、而別氏、姓姒氏、契爲商、姓子氏、弃爲周、姓姬氏、

【講義】黃帝より舜禹に至るまで皆同姓なり、而して其の國號を異にせるは、各其の明德を明かに區別せむが爲なり、故に黃帝を有熊と爲し、帝顓頊を高陽と爲し、帝嚳を高辛と爲し、帝堯を陶唐と爲し、帝舜を有虞と爲し、帝禹を夏后と爲す、而して氏を別にす、夏は本姬姓なりしが後に姒氏と改む、契を商と爲す、姓は子氏なり、弃を周と爲す、姓は姬氏なり、

【字解】同姓、同じく姬姓なるをいふ、黃帝本姓は公孫なり、後に姬水の上にて成長す、故に姬に改む、姓姒氏、禹本は姬姓なり、禹の母修巳薏苡を呑みて禹を生む、因つて姒と改めしなり、

太史公曰、學者多稱五帝、尙矣、然尙書獨載堯以來、而百家言黃帝、其文不雅馴、薦紳先生難言之、孔子所傳宰予問・五帝德及帝繫姓、儒者或不傳、余嘗西至空峒、北過涿鹿、東漸於海、南

踐帝位三十九年、南巡狩、崩於蒼梧之野、葬於江南九疑、是爲零陵、

【講義】舜年二十の時に孝を以て其の名天下に聞え、年三十の時に堯に擧げられ、年五十の時に天子の事を代り統べ行ひ、五十八の時に堯崩じ、三年の喪を終へて年六十一にして始めて堯に代りて帝位を踐めり、帝位を踐むこと三十九年にして南に巡狩し、蒼梧の野に崩じぬ、江南の九疑山に葬る、是を零陵と爲す、

【字解】九疑、山の名なり、

舜之踐帝位、載天子旗、往朝父瞽叟、夔夔唯謹、如子道、封弟象爲諸侯、

【講義】舜の帝位を踐むや、天子の旗を車に載せ故郷に往きて父の瞽叟に見ゆ、其の狀夔々として唯謹むのみにして子の道の如くす、弟象を封じて諸侯と爲す、

【字解】朝、訪れ見ゆるなり、夔々、和ぎ敬ふさまなり、封弟象、孟子に「封之有庳」とあるは是なり、

舜子商均、亦不肖、舜乃豫薦禹於天、十七年而崩、三年喪畢、禹亦乃讓舜子、如舜讓堯子、諸侯歸之、然後禹踐天子位、堯子丹朱、舜子商均、皆有疆土、以奉先祀、服其服、禮樂如之、以客見天子、天子弗臣、示不敢專也、

【講義】舜の子の商均亦不肖にして帝位を嗣ぐべき資質無し、舜之を知れるを以て豫め禹を天に薦めて天子の事を統べ行はしむ、十七年にして崩じぬ、三年の喪畢りて禹亦舜の子に讓る、恰も舜が堯の子に讓りしが如くす、されど諸侯は商均に歸せずして禹に

を得たり、伯夷は禮を主りて上下皆讓れり、垂は工師を主りて百工功を致せり、益は虞を主りて山澤開けたり、弃は稷を主りて百穀是れ茂れり、契は司徒を主りて百官親み和げり、龍は賓客を主りて四遠の人來り朝せり、十二の諸侯の命行はれて九州の民敢てそむき違ふことなし、唯禹の功のみ大いなりとなす、九州の名山を開きて道を通じ、九澤を疏通し、九河の水を流して水害を防ぎて九州を定めたり、是に於て九州の諸侯は各其職分を以て朝廷に來貢するに、皆其の天子に奉ずるの義を失はざるなり、又王畿を中心として四方各五千里を隔つる所の荒服の間は勿論、南方は交阯・北發、西方は戎・析枝・渠廋・氐・羌、北方は山戎・發・息愼、東方は長・鳥夷に至る迄を撫で鎭め、四海の內皆帝舜の功を戴けり、是に於て禹は乃ち九招の樂を興して帝舜の德を頌し、地は珍異の物を產出し、鳳凰は來り翔ぶ、此の如く天下の帝德を明かにしりいたゞくとは蓋し皆虞帝より始まりしなり、

【字解】　大理、獄官の長なり、平、判決の公平なるをいふ、伏、平伏するなり、得レ實、民上を欺かざれば其の事情を誤らざるをいふ、辟、開くなり、司徒、文教を主る官なり、九州、揚・荊・豫・靑・兗・雍・冀・徐・梁、是なり、辟違、そむきたがふなり、句意は禹の九州の民が舜の十二牧にそむきたがはざるをいふ、披二九山一、披は山邊にそひて道を通ずるをいふ、九山は汧・壺口・砥柱・太行・西傾・熊耳・嶓冢・內方・汶、是れなり、九澤、大野・彭蠡・震澤・雲夢・滎陂・荷澤・盟豬・豬野・適符、是れなり、九河、九川に同じ、弱・黑・河・瀁・江・沇・淮・渭・洛、是なり、方五千里、王畿を中心として四方に五百里づつの地を甸服といひ、甸服より又五百里を侯服といひ、侯服より又五百里を綏服といひ、綏服より又五百里を要服といひ、要服より又五百里を荒服といふ、之を五服といふ、故に荒服の四方相距ること五千里なり、荒服、前條に詳なり、九招之樂、招は韶なり、虞舜の樂の名なり、簫韶を九たび奏す、故に九招といふ、

舜年二十、以レ孝聞、年三十、堯擧レ之、年五十、攝二行天子事一、年五十八、堯崩、年六十一、代レ堯踐二帝位一、

【講義】　舜曰く、ア、汝等二十有二人、各職務を分擔せしめたれば、敬みて其の事に從ひ、惟れ時に順ひ天の宜しき所を視て事を行ふべし、三歳には一たび功績を調査し、三たび調査して始めて退くべき者は退け、進むべきものは進めよと、是に於て遠近の衆功皆興れり、獨三苗の民のみは前に三危に遷したるに、尚不善をなす者あり、故に善者と不善者とを分ち、不善者を更に他に遷し遠けたり、

【字解】　二十有二人、其誰々なるか詳ならず、或はいふ伯禹以下十八人と十二牧と、相天事、相は視るなり、時に順ひ天の宜しき所を視て事を行ふべしとの意なり、絀陟、絀は黜に同じ、退くなり、陟は進むるなり、分北、分は分ち析くなり、北は遠ざくなり、善者と不善者とを分ちて遠け居らしむること、

此二十二人、咸成厥功、皐陶爲大理、平、民各伏得其實、伯夷主禮、上下咸讓、垂主工師、百工致功、益主虞、山澤辟、弃主稷、百穀時茂、契主司徒、百姓親和、龍主賓客、遠人至、十二牧行、而九州莫敢辟違、唯禹之功爲大、披九山、通九澤、決九河、定九州、各以其職來貢、不失厥宜、方五千里、至于荒服、南撫交阯・北發、西戎・析枝・渠廋・氐・羌、北山戎・發・息愼、東長・鳥夷、四海之內、咸戴帝舜之功、於是禹乃興九招之樂、致異物、鳳皇來翔、天下明德、皆自虞帝始、

【講義】　此の二十二人の者咸夫れ〳〵其の功績を成したり、皐陶は獄官の長と爲りて判決公平なり、よつて民各、心服して其の事情を欺かざれば悉く其の實

百官を振ひ驚すことを畏れ忌むなり、よつて今汝に命じて納言たらしむれば、夙夜に謹みて朕が命の宜しきは出し、惡しきは諫めて之を還し入れ、上下の言を受納するに必ず信實なるべしと、

【字解】三禮、天事地事人事の禮なり、秩宗、郊廟を掌る官なり、靜潔、靜は淸きなり、潔は明かなり、心を淸く明かにして物慾に掩はれず、よく三禮を事とするをいふ、典樂、音樂を掌る官なり、稺子、國子なり、卽ち公卿大夫の子弟をいふ、栗、謹み深くして戰栗の態なるをいふ、詩言レ意、尙書に意を志に作れるは是なり、疑らくは後人後漢の桓帝の諱を避けて志を意に改めたるならむ、志は意の行く所なり、卽ち詩とは意の趨く所を言ひ表したるものとの義なり、歌長レ言、歌とは詩の言に調子を附けて聲を長く引けるものとの義なり、聲依レ永、聲とは宮商角徵羽の五音をいふ、大抵歌の聲は長くして濁れるを宮と爲す、其より商角徵羽と次第に淸く短くなるなり、故に聲は永きに依るといふ、律和レ聲、律は六律六呂にして十二月の音氣をいふ、此律によりて五聲を和ぐるものとの義なり、八音、金・石・絲・竹・匏・土・革・木の八種の樂器より發する音をいふ、諧、和ぐなり、倫、五聲の理なり、孟子萬章に「金聲也者、始二條理一也、玉振レ之也者、終二條理一也」とある理に同じ、擊レ石拊レ石、擊は重く擊つなり、拊は輕く擊つなり、石は磬なり、磬に大磬あり小磬あり、故に之を擊つにも輕重の差あるなり、而して八音の中唯石のみを擧げたる所以は、石は八音中にて最も和ぎ難き樂器にして、此の石だに和げば他の七音は容易に和げ得るを以てなり、故に石のみを云ひて他を省けるなり、百獸、諸の禽獸なり、讒說、人を惡しざまに言ひ譏ること、殄僞、殄は絕つなり、僞は便二程南譌一の譌と同じく爲の字の誤にして行爲のことなり、殄爲とは善き行爲を傷け絕つの意なり、衆、衆臣なり、納言、喉舌の官なり、卽ち下の言を聽きて上に納れ、上の言を受けて下に宣ぶるなり、

舜曰、嗟、女二十有二人、敬哉惟時相二天事一、三歲一考レ功、三考絀陟、遠近衆功咸興、分二北三苗一、

舜曰、嗟四嶽、有能典朕三禮、皆曰、伯夷可、舜曰、嗟、伯夷、以汝爲秩宗、夙夜維敬、直哉維靜潔、伯夷讓夔龍、舜曰、然、以夔爲典樂、教稺子、直而温、寛而栗、剛而無虐、簡而無傲、詩言意、歌長言、聲依永、律和聲、八音能諧、毋相奪倫、神人以和、夔曰、於、予擊石拊石、百獸率舞、舜曰、龍、朕畏忌讒說殄僞振驚朕衆、命汝爲納言、夙夜出入朕命、惟信、

【講義】舜又曰く、ア、四嶽、能く朕が三禮を典る者あらむやと、四嶽皆曰く、伯夷こそよけれと、舜曰く、ア、伯夷よ、朕れ汝を以て秩宗と爲さむ、汝夙夜に敬みて正直なれ、又心を清明にして物慾に汚されず、能く三禮を事とすべしと、伯夷之を夔と龍とに讓る、舜曰く、汝の讓りて賢者を推し進むるはさることながら、汝宜しく此の官に居るべしとて乃ち伯夷を秩宗と爲す、又夔を以て典樂と爲して國子に敎へしむ、而して之を戒めて曰く、人は己れ正直なれば他の非を面折するの缺點あり、故に心正直にして顏色を溫和になすべし、又胸中寛大なれば物事に大まかにして恭敬の念少し、故に胸中寛大にして謹み深く戰栗の態あるべし、又心剛健なれば從つて人を虐ぐるの失あり、故に剛なるとも虐ぐるべからず、又物事を簡易にすればあなどりおろそかにするの失あり、故に簡易にして傲るべからず、又詩は意の趣く所を言ひ表し、歌は詩の言に調子を附けて長くうたひ出し、五聲は調子を永く引くに依つて調ひ、六律六呂は以て五聲を和ぐるなり、故に八音よく和げば、五聲の理を奪ふこと無くして、神も人も之を聞きて皆和ぎ樂むなりと、夔曰く、ア、予大磬を擊ち小磬を拊てば諸の禽獸に至るまで皆其の調に感じて率ゐ來り舞ふなりと、舜又曰く、龍よ朕は彼の讒言の善行を絶ちて朕が

し、又五刑の疑はしきものにて流罪にすべきものあれば、各其の居る所に差等を附くべし、而して其の五宅は遠中近の三居と爲すべし、此の如くして其の罪を明かにすれば、能く民をして信服せしめんとて、皐陶を士と爲す、舜又曰く、誰か能く予が工に順はんと、四嶽皆曰く、垂こそよけれと、是に於て垂を以て共工と爲す、舜又曰く、誰か能く予が上下の草木鳥獸を治むることに順はんと、四嶽皆曰く、益こそよけれと、是に於て益を虞と爲す、益拜稽首して朱・虎・熊・羆の諸臣に讓る、舜曰く、往けよ汝虞と爲りて和ぐべしと、遂に朱・虎・熊・羆を以て其の輔佐と爲す、

【字解】　奮庸、奮は明かにするなり、庸は功なり、拜稽首、首を地に附けて禮するをいふ、然往、然とは他を擧げて其の人を得たるを首肯する辭なり、往とは行きて其の官に居れとなり、而して汝の讓る所は聽(ユル)さゞるなりとの意を含めり、稷、農官なり、時、蒔に同じ、たねまくなり、五品、五常なり、即ち父・母・兄・弟・子なり、不馴、馴は順ふなり、猾夏、中國を侵し亂すをいふ、姦軌、凶惡なる者なり、内より亂を起すを姦といひ、外よりするを軌といふ、作士、士は獄官の長なり、五刑、一に墨とて額を傷けて墨を入るゝなり、二に劓(ギ)とて鼻を截(キ)るなり、三に剕(ヒ)とて足を刖(キ)るなり、四に宮とて男は勢を割き女は幽閉するなり、五に大辟とて死刑に處するなり、服、從はしむること也、即ち刑を處するに輕重の中正を執て心服せしむるをいふ、五服、五刑を吟味して各其の罪に服從せしむるをいふ、三就、大罪は屍を原野に曝(サラ)し、次罪は市朝に曝し、天子の同族は甸に適きて人の知れざる所にて刑するをいふ、五流、五刑の疑はしきものにて當に流刑にすべきものをいふ、有度、度は尙書に宅に作る、是なり、流放せられたる者の居場所なり、五度三居、五度は尙書に五宅に作る、五刑を寛(ユル)めて流放に處するは、五つ通りの差ある筈なれども、其の實は遠中近の三居にすべしとの意なり、即ち大罪は四裔に流し、次は九州の外に流し、次は中國の外に流すをいふ、工、共工の略稱にて共工は百工を掌るの官なり、治水官の共工と異なり、上下、上は原なり、下は隰地なり、朕虞、虞は山澤を掌る官なり、朕は舜自ら親みいへる語なり、之を連文にして朕虞を以て官名となすは非なり、朱・虎・熊・羆、四臣の名なり、

百穀、舜曰、契、百姓不親、五品不馴、汝爲司徒、而敬敷五教、在寬、舜曰、皐陶、蠻夷猾夏、寇賊姦軌、汝作士、五刑有服、五服三就、五流有度、五度三居、維明能信、舜曰、誰能馴予工、皆曰、垂可、於是以垂爲共工、舜曰、誰能馴予上下草木鳥獸、皆曰、益可、於是以益爲朕虞、益拜稽首讓於諸臣朱・虎・熊・羆、舜曰、往矣、汝諧、遂以朱虎熊羆爲佐、

【講義】舜は禹以下の者に職を分たんと欲し、四嶽に謂つて曰く、誰か能く功を明かにして堯帝の遺業を美くする者あらば、官に任じて其の事を相けしめんと、四嶽皆對へて曰く、伯禹を擧げて司空と爲し、以て土地民事を掌らしめば、必ず堯帝の功を美くすべけむと、舜曰く、さなり、嗟禹汝司空と爲りて水土を平げよ、此の事たるや堯帝の時より頗る難しとせし所なれば、愼重に愼重を重ねて勉め勵むべしと、禹拜稽首して稷と契と皐陶とに讓る、舜曰く、汝辭退して稷契と皐陶とに讓れるは、寔に其の人を得たり、されど汝には若かざるべければ、汝往きて此の官に居るべしとて禹を司空と爲す、舜又曰く、弃よ今や庶民始めて飢ゑ苦めり、汝稷に后と爲りて百穀を布き蒔きて民に食を與ふべしとて弃を后稷と爲す、舜又曰く、契よ今や百官親しまず、父母兄弟子の五品順はざるなり、汝司徒と爲りて敬みて五教を敷くべし、而して之を敷くには寬にして急にすべからずとて契を司徒と爲す、舜又曰く、皐陶よ今や蠻夷中國を亂し、寇賊姦軌内外に跋扈す、汝士と作りて之を正すべし、而して士と作りて五刑を處するには輕重の中正を得て、民をして服する所あらしむべし、又五刑を處斷するには、大罪は屍を原野に曝し、次罪は市朝に曝し、天子の同族は甸に適き人の知れざるやうに刑すべ

龍・倕・益・彭祖、自堯時而皆擧用、未有分職、於是舜乃至於文祖、謀於四嶽、辟四門、明通四方耳目、命十二牧、論帝德、行厚德、遠佞人、則蠻夷率服、

【講義】舜は人の行かぬ大山の麓に入りて、烈風雷雨の如き非常の變に遇ふとも、心迷はざりければ、堯は益〻舜の德の天下を授くるに足ることを知れり、堯の年老いぬれば、舜に天子の政を代り統べしめたり、舜是に於て四方に巡狩す、さて舜が擧げらるゝことを得て事を用ふること二十年にして堯は政を代り統べしめたるなり、政を攝してより八年にして堯遂に崩じぬ、三年の喪畢りて位を堯の子の丹朱に讓りしに、天下丹朱に歸せずして舜に歸服す、是に於て天下全く舜の代と爲りしが、禹・皐陶・契・后稷・伯夷・夔・龍・倕・益・彭祖の十人は堯の時より已に皆擧げ用ひられたる者なるに、未だ夫々分擔の職務あらざりき、故に舜は此等の人々に職務を分たむとす、而して先づ堯の文祖に至り、四嶽に謀りて第一に德を布かむとす、故に四門を開放して四方の視聽を疏通し、十二州の長官に命じて堯帝の德を論贊し、又厚德を民に行ひて佞人を遠けしめたり、かくて蠻夷悉く率ゐ來りて其の德に服しぬ、

【字解】大麓、麓は山足なり、ふもとなり、分職、分擔の職務なり、文祖、堯の太祖の廟なり、辟、開くなり、耳目、視聽なり、十二牧、十二州の長官なり、帝德、堯帝の德なり、

舜謂四嶽曰、有能奮庸美堯之事者、使居官相事、皆曰、伯禹爲司空、可美帝功、舜曰、然、嗟、禹、汝平水土、維是勉哉、禹拜稽首、讓於稷・契與皐陶、舜曰、然、往矣、舜曰、弃、黎民始飢、汝后稷播時

言を知らず、天下之を稱して檮杌といへり、此の三族は世々世に害毒を流すを以て世人之を憂ひと爲す、しかるに堯の時に至るも堯は之を去ること能はざりき、又縉雲氏に不才子ありて、飲食を貪り、貨賄を貪る、天下之を稱して饕餮といへり、天下の人之をも惡みて前の三凶に比へたり、されど舜が四門を開放して世の賢者を賓禮し、四凶の族を流し四邊の地に遷して山林の怪物を禦がしめしかば、四門は開けて賢者を以て充すに至れり、偖四門開けたりとは、四凶を四邊に遷して四門に凶人の無くなりしを言ふなり、

【字解】帝鴻、帝嚳に同じ、凶慝、凶惡なり、慝は惡、渾沌、開通せざるさまなり、讙兜が凶惡を好みて世の開明を好まざる故に世人之に此の異名を附けしなり、毀レ言、毀は敗るなり、言ふ所信を敗るをいふ、崇飾、あがめかざるなり、窮奇、常行窮まりて諂諛を好み、遂に人に向ひて奇異の行をなすをいふ、當時共工氏惡言を飾れり、故に世人之に此の異名を附けしなり、話言、善言なり、檮杌、頑凶にして放縱なるさまを檮杌といふ、當時鯀の性之に似たり、故に世人之に此の異名を附けしなり、三族、渾沌（讙兜）窮奇（共工）檮杌（鯀）の三族なり、冒、貪るなり、饕餮、財を貪るを饕といひ、食を貪るを餮といふ、當時三苗之に類す、故に世人之に此の異名を附けしなり、比二之三凶一、三凶は三族の人々なり、是等は皆帝皇の子孫なり、唯獨饕餮（三苗）のみは帝系にあらず、故に之を別ちて三凶に比へしなり、賓二于四門一、賓は擯に同じ、客をあひしらふなり、四門を開放して衆賢を賓禮するをいふ、四凶、共工・讙兜・鯀・三苗なり、四裔、四邊の地にして王城を去ること各〻四千里の地をいふ、御二魑魅一、御は禦ぐなり、魑魅は山林の異氣によりて生ずる所の怪物にして、よく人を惑すものなりといふ、

舜入二于大麓一、烈風雷雨不レ迷、堯乃知二舜之足一レ授二天下一、堯老、使三舜攝二行天子政一、巡狩、舜得レ舉用レ事二十年、而堯使レ攝レ政、攝レ政八年、而堯崩、三年喪畢、讓二丹朱一、天下歸レ舜、而禹・皐陶・契・后稷・伯夷・夔・

かるに堯の世に至るも堯は未だ之等を擧げ用ふることと能はざりき、舜に至り八愷を擧げて土地を主らしめ、以て百事を揆らしめしに、皆時を以て其の次序を得ざること無きなり、又八元を擧げて五敎を四方に布かしめしに、父は義に母は慈に兄は友に弟は恭に子は孝にして、五常の敎遍く行きわたり、中國の太平となりしのみならず、外夷の邊に至るまでも皆其の化に霑ひたり、

【字解】八愷、愷は和ぐなり、八人の和げる才子なり、高陽氏の八愷は蒼舒・隤敳・檮戭・大臨・尨降・庭堅・仲容・叔達是なり、而して舜の八愷は詳ならず、八元、元は善なり、八人の善き才子なり、高辛氏の八元は伯奮・仲堪・叔獻・季仲・伯虎・仲熊・叔豹・季貍是なり、而して舜の八元は詳ならず、濟、成すなり、隕、墜すなり、后土、地なり、揆、度るなり、五敎、五常の敎なり、卽ち父は義に母は慈に兄は友に弟は恭に子は孝なるをいふ、內、中國なり、外、夷狄なり、

昔帝鴻氏有不才子、掩義隱賊、好行凶慝、天下謂之渾沌、少皞氏有不才子、毀信惡忠、崇飾惡言、天下謂之窮奇、顓頊氏有不才子、不可教訓、不知話言、天下謂之檮杌、此三族、世憂之、至于堯、堯未能去、縉雲氏有不才子、貪於飮食、冒于貨賄、天下謂之饕餮、天下惡之、比之三凶、舜賓于四門、乃流四凶族、遷于四裔、以御螭魅、於是四門辟、言毋凶人也、

【講義】昔帝鴻氏に不才子ありて、正義を掩ひ、姦賊を隱し、好みて凶惡を行ふ、天下之を稱して渾沌といへり、又少皞氏に不才子ありて、信義を敗り、忠直を惡み、惡言を崇め飾る、天下之を稱して窮奇といへり、又顓頊氏に不才子ありて、敎へ諭すべからず、善

上より土を下して井を塡めたり、舜よつて拔穴より拔け出で去りたり、しかるに瞽叟と象とは遂に之を知らず喜びて舜は已に死にたるものと思へり、象父に謂つて元來此の事を謀りしは象なりとて、したり顏なり、よつて象と其の父母とにて舜の財を分配せむとす、是に於て象又曰く、舜の妻たる堯の二女と琴とは象の所有とせむ、其の他の牛羊と倉廩とは父母に予へむと、象乃ち舜の室に止まり居て其の琴を鼓けり、舜琴の聲を聞き誰ならむとかへりて之を見るに、象なりき、象は舜のまだ死せざるに打ち愕きて悅びざれども、さあらぬ態にて曰く、我は舜の安否を憂ひて氣分も爲に伸びざるなりと、舜之を善意に解して、さなり、爾の眞情は寔に友悌の義に近からむといへり、かゝる事件の後と雖、父に事へ弟を愛すること彌〻謹めり、是に於て堯は益〻其の聖德に感じて舜を五典百官に試みしに、是れ亦皆治まりぬ、

【字解】 絺衣、細葛の布なり、倉廩、米穀を納るゝ藏なり、扞、ふせぐなり、匿空、拔穴なり、實、塡むるなり、分、財を分配するなり、宮、室なり、鄂、愕に同じ、おどろくなり、鬱陶、思ふ所甚しくして氣分の伸びざるさまなり、其庶矣、友悌の情義あるに近しとの意なり、

昔高陽氏有才子八人、世得其利、謂之八愷、高辛氏有才子八人、世謂之八元、此十六族者、世濟其美、不隕其名、至於堯、堯未能擧、舜擧八愷、使主后土、以揆百事、莫不時序、擧八元、使布五教于四方、父義、母慈、兄友、弟恭、子孝、内平外成、

【講義】 昔高陽氏の代に才子八人ありて天子を輔佐せしかば、世は其の利を得て太平となれり、世この八人を八愷と稱せり、又高辛氏の代にも才子八人ありて世之を八元といふ、此の十六人の一族は世々皆其の美名を成して其の祖先の名譽を隕さゞるなり、し

内の取締なり、外、外行なり、卽ち外にての交際なり、舜親戚、舜の父母及び弟を指す、苦窳、苦はゆがみなり、窳はいしまなり、陶器の燒き損じをいふ、聚、村落なり、邑、聚より稍大いなる村落なり、周禮の郊野法によれば九夫を井と爲す、四井を邑となす、とあり、卽ち三十六夫の村落なり、

堯乃賜舜絺衣與琴、爲築倉廩、予牛羊、瞽叟尙復欲殺之、使舜上塗廩、瞽叟從下縱火焚廩、舜乃以兩笠自扞而下去、得不死、後瞽叟又使舜穿井、舜穿井爲匿空旁出、舜既入深、瞽叟與象共下土實井、舜從匿空出去、瞽叟象喜、以舜爲已死、象曰、本謀者象、象與其父母分、於是曰、舜妻堯二女與琴、象取之、牛羊倉廩予父母、象乃止舜宮居鼓其琴、舜往見之、象鄂不懌曰、我思舜、正鬱陶、舜曰、然、爾其庶矣、舜復事瞽叟愛弟彌謹、於是堯乃試舜五典百官、皆治、

【講義】堯は舜の聖德を認め、乃ち舜に細葛の布と琴とを賜ひ、又舜の爲に米倉を築き、牛羊を予へたり、然るに父の瞽叟は尙復舜を殺さむとし、舜をして廩に上りて壁を塗らしめ、瞽叟は下より火を放ちて廩を焚きぬ、舜は豫め此の事あらんかと二つの笠を用意したりき、由つて笠を以て鳥の兩翼の如くにして飛び下り之を扞ぎ去りて死せざることを得たり、其の後瞽叟は又舜をして井を穿らしむ、舜亦危險なることあらむと察し、豫め拔穴を井の側面に設け置きて旁より出でむとせり、舜は父の命を奉じ井を穿り既に穿り入ること漸く深き頃、瞽叟と象とは共に

窳、一年而所居成聚、二年成邑、三年成都、

【講義】舜は冀州の人なり、まだ若かりし時は、歷山に耕作し、雷澤に魚漁し、陶器を河濱に燒き、什器を壽丘に作り、又時に乘じては負夏に到りて利を益することもありき、舜は此の如くにして家計を援けたりしに、舜の父の瞽叟はかたくなに、母はひずかしく、弟はおごりたかぶりて、皆舜を殺さむと欲せり、されど舜は父母に順ひて其の心に適はむことを希ひて子たるの道を失はず、兄弟仲よくして弟には慈みを垂れたれば、流石の親子も之を殺すことを得ざりき、又かゝる危險なる父母なりと雖、決して之を疏外して遠ざからず、父母の要求することあれば、常に其の側に在りて其の命に從ふなり、故に舜の二十歲の時には孝行の名天下に聞えたり、其の後十年經ちて三十歲の時には、恰も朝廷にては頻に有德者を求むるに際會す、卽ち帝堯は將に位を讓らむとして天子と爲るべき者を四嶽に問ふ、此の時四嶽は皆虞舜を薦めて此の者こそ眞に天位を踐ましむべき後繼者となすべけれといふ、是に於て堯は其の二女を舜に妻せて其の內行を觀察し、其の九男をして舜と與に處らしめて其の外行を觀察す、舜は帝の二女を娶り、嬀汭に居て內行彌〻謹みければ、堯の二女も己れ帝女なりといふ貴顯を以て、敢て驕らず、よく舜の父母及び弟に事へて、甚だ婦道を行ひたりき、又堯の九男は舜と與に處りて皆益〻其の交誼を篤くしたりとなり、又舜の歷山に耕さゞる前は、歷山の人皆他人の畔を侵略せしが、舜の耕すやうになりては皆其の畔を讓り合ひしといふ、又雷澤に漁してよりは、雷澤の上の人は皆其の漁の場所を讓り合ひしといふ、又河濱に陶器を燒きてより皆舜の技巧に習ひて苦窳あらざるやうになれりといふ、此の如き高德の人なれば舜の居る所一年にして村落を成し、二年にして邑を成し、三年にして都を成しゝなり、

【字解】漁、魚を捕ふるなり、すなどるなり、陶、瓦器を燒くなり、すゑものづくるなり、什器、什は數なり、人家常用の器具は一に非らず、十を以て數ふ、故に一切の家具を什器什物といふ、就時、時に乘じて利を益するをいふ、子道、孝道なり、內、內行なり、卽ち家

窮蟬の父を帝顓頊といふ、顓頊の父を昌意といふ、此の昌意より舜に至るまでは七世を經過せり、而して帝顓頊の子の窮蟬より帝舜に至るまでの間の五世は皆微賤にして庶人たりき、舜の父の瞽叟は盲なり、而して舜の生母死にたれば、瞽叟は更に妻を娶りて象といへる弟を生めり、象の性は傲慢にして悌順ならず、然るに父の瞽叟は後の妻の子を愛して常に舜を殺さむとするを以て、舜は之を避け逃れて父に惡名の懸からざらむことを欲せり、又假令僅少の過失ありとも自ら其の罪を引き受けて弟を囘護ひ、父と後母と弟とに順ひ事へ、日に手あつく謹みて懈りなまけることあらざるなり、

【字解】虞舜、虞は國名なり、舜は帝號なり、風俗通に「舜者推也循也、言推行道德循堯之緒也」とあり、卽ち舜はよく德を行ひて堯帝の道に循ひしを以て帝號となしゝ也、重華、目に重瞳あり、故に名と爲す、瞽叟、瞽は目無きの稱なり、叟は長老の稱なり、舜の父は盲目なり、故に名と爲す、懈、おこたるなり、

舜冀州之人也、舜耕歷山、漁雷澤、陶河濱、作什器於壽丘、就時於負夏、舜父瞽叟頑、母嚚、弟象傲、皆欲殺舜、舜順適不失子道、兄弟孝慈、欲殺不可得、卽求常在側、舜年二十、以孝聞、三十、而帝堯問可用者、四嶽咸薦虞舜、曰可、於是堯乃以二女妻舜、以觀其內、使九男與處、以觀其外、舜居嬀汭、內行彌謹、堯二女不敢以貴驕、事舜親戚、甚有婦道、堯九男皆益篤、舜耕歷山、歷山之人皆讓畔、漁雷澤、雷澤上人皆讓居、陶河濱、河濱器皆不苦

ど諸侯の朝覲する者は、丹朱に行かずして舜に行き、獄訟する者は、丹朱に行かずして舜に行き、賞め歌ふ者は、丹朱を賞め歌はずして舜を賞め歌へり、此の如き有様なれば、舜は是れ實に天の命ずる所なりと思ひ、遂に京都に行きて天子の位を踐みたり、是を帝舜と爲す、

【字解】 薦之於天、舜を帝位に卽かしめんとすることを天の神に推し進むるなり、卽ち帝位を舜に讓らむとするの意なり、辟位、辟は避くるなり、二十八年、舜紀を案ずるに、始めて舜を擧げ事を用ひしめしより政を攝せしむるまでの二十年と、政を攝せしめてより崩ずるまでの八年とを合算したる年數なり、故に上に凡てといふ、不肖、肖は似るなり、不肖とは才の人に如かざることをいふ、權、經の道に反すれども而も道に合ふをいふ、所謂權道なり、卽ち父子相繼ぐは常道なり、而るに賢者を求めて禪るは權道なり、ハカリテと訓む、之、行くなり、謳歌、賞めうたふこと、中國、帝王の都とする所を天下の中と爲す、故に中國とは京師のことなり、

○虞舜者、名曰重華、重華父曰瞽叟、瞽叟父曰橋牛、橋牛父曰句望、句望父曰敬康、敬康父曰窮蟬、窮蟬父曰帝顓頊、顓頊父曰昌意、以至舜七世矣、自從窮蟬以至帝舜、皆微爲庶人、舜父瞽叟盲而舜母死、瞽叟更娶妻而生象、象傲、瞽叟愛後妻子、常欲殺舜、舜避逃、及有小過、則受辠、順事父及後母與弟、日以篤謹、匪有懈、

【講義】 虞舜は名を重華といふ、重華の父を瞽叟といふ、瞽叟の父を橋牛といふ、橋牛の父を句望といふ、句望の父を敬康といふ、敬康の父を窮蟬といふ、

令舜攝行天子之政、薦之於天、堯辟位凡二十八年而崩、百姓悲哀、如喪父母、三年、四方莫擧樂、以思堯、堯知子丹朱之不肖、不足授天下、於是乃權授舜、授舜則天下得其利、而丹朱病、授丹朱、則天下病、而丹朱得其利、堯曰、終不以天下之病、而利一人、而卒授舜以天下、堯崩三年之喪畢、舜讓辟丹朱於南河之南、諸侯朝覲者、不之丹朱而之舜、獄訟者、不之丹朱而之舜、謳歌者、不謳歌丹朱而謳歌舜、舜曰天也夫、而後之中國、踐天子位焉、是爲帝舜、

【講義】　堯の位に立てること七十年にして舜を得たり、其の後二十年にして年老いたりとて舜をして代りて天子の政を行はしめ、遂に之を天に薦めて位を讓らむとす、さて堯の位を避くること凡て二十八年にして崩ぜり、帝堯の崩ずるや百官悲み歎くこと父母の喪に遇ひし如く、三年の間四方に音樂の聲を擧ぐるもの無くして帝堯の德を思へり、堯の未だ崩ぜざる前、堯は子の丹朱の不才にして天下を授くるに足らざることを知れり、故に權りて舜に授けむとす、舜に授くれば天下は其の利を得るも、丹朱は定めて心病みて樂まざらむ、然るに之を丹朱に授くれば、天下の民は苦み病みて丹朱獨其の利を得ん、此の二者何れにか決せむ、堯自ら斷じて曰く、假令我が子は如何に成り行くとも、終に天下の民の病めるを見捨て何とて一人を利せしむることをせんやと、卒に舜に授くるに天下を以てせり、堯崩じて三年の喪畢りし時、舜は位を丹朱に讓りて南河の南に退きぬ、され

雁を執る、羔は群集して其の類を失はざるの義に取り、雁は時を知りて行くの義に取る、一死、死したる雉のことなり、士の執る所たり、雉は死して其の節を失はざるの義に取る、爲レ摯、摯は執るなり、致すなり、執りて自ら致す所以のものをいふ、にへなり、五器、五瑞五玉に同じ、祖禰、祖は祖父なり、禰は父のことなり、生時は父といひ、死ぬれば考といひ、其の廟を禰といふ、特牛、牡牛なり、群后四朝、四方の諸侯の交〻京師に來朝するをいふ、即ち巡狩の明年には東方の諸侯來朝し、其の明年には南方の諸侯來朝し、又其の明年には西方の諸侯來朝し、又其の明年には北方の諸侯來朝するをいふ、告以レ言、地方の民情治績を奏上するをいふ、明試以レ功、諸侯の奏上せる所と其の治績とを試み驗するをいふ、車服以レ庸、庸は民功なり、民を治めたる功あれば車服を賜ひて之を賞するをいふ、肇、始むるなり、十有二州、冀・兗・青・徐・荊・揚・豫・梁・雍・幽・幷・營是なり、決レ川、決は水を導き流すなり、決川とは即ち水害を防ぐことなり、象以二典刑一、象は法なり、典刑は常刑なり、法は常刑を用ひ假令大罪を犯すとも常刑以外の極刑に處せざるをいふ、流宥二五刑一、流は流罪なり、宥は寛むなり、五刑は墨・劓・剕・宮・大辟是なり、幼少老耄蠢愚の罪を犯して五刑に當る者は寛めて流罪に處するをいふ、鞭作二官刑一、鞭は革のむちにて擊つ刑なり、官刑は官吏の不勤者を懲す刑なり、扑作二教刑一、扑は、榎の楚にて擊つ刑なり、敎刑は教官の不勤者を懲す刑なり、金作二贖刑一、金は黄金なり、贖はあがなふなり、意不善にはあらざれども、其の爲す所の結果惡しき時は、黄金を出さしめて其の罪を贖はしむるをいふ、眚災過赦、眚災は人の爲に止むを得ずして害を作すことなり、過はあやまちなり、怙終賊刑、怙はわざと爲すことなり、終は身を終るまでなり、賊は人を害ふことなり、刑は罪するなり、工師、大匠卿なり、淫辟、みだりてよこしまなるなり、百姓不レ便、百姓は百官なり、不便は不安なり、三苗、國の名なり、變、其の形と衣服とを更めて夷狄の如くにするをいふ、三危、山の名なり、殛、拘囚して苦むることなり、四皋、皋は古の罪の字なり、四罪とは共工・讙兜・三苗・鯀を罪したるをいふ、

堯立七十年得レ舜、二十年而老、

六宗は星・辰・司中・司命・風師・雨師なり、星とは五星の緯をいひ、辰とは日月の會する所の十二次をいひ、司中と司命とは文昌の第五第四星をいひ、風師とは箕星をいひ、雨師とは畢星をいふ、望二山川一、望は祭の名なり、遙に望みて祀るをいふ、山川は五嶽四瀆なり、五嶽は岱山(東)華山(西)嵩山(中央)衡山(南)恆山(北)なり、四瀆は江水・河・淮水・濟水なり、辯二於群神一、辯はあまねく群神を祭るをいふ、群神は丘陵水邊廣野等に祀れる古の聖賢の靈をいふ、揖二五瑞一、揖は歛むるなり、五瑞は五色の玉なり、此は公侯伯子男の諸侯が天子に見ゆる時に執る所の信の玉にして公は蒼・侯は赤・伯は黃・子は白・男は玄なり、四嶽諸牧、四嶽の配下なる諸侯なり、班レ瑞、班は分つなり、改めて信玉を諸侯に分ち與ふることなり、歲二月、舜が堯の終を受けてより後五年の二月なり、巡狩、天子の諸侯の地を巡行して民の疾苦を問ふことなり、岱宗、岱は泰山なり、宗は長なり、泰山は五嶽の長なり、故にいふ、柴、柴を積み牲を其の上に加へ燒き、以て天を祀ること望秩、望は遙に望み祭るなり、秩は順序を立つるなり、卽ち山川の神にも位の序ありて尊きより順次に卑きに及ぼす、卽ち五嶽を三公に四瀆を諸侯に比したるが如し、合二時月一正レ日、合は協へ正すなり、四時の氣節月の大小日の甲乙を協へ正すことなり、律度量衡、律は音律なり、音律に十二あり、陽六を律といひ、陰六を呂といふ、六呂は林鍾・南呂・應鍾・太呂・夾鍾・中呂にして六律は黃鍾・太簇・姑洗・蕤賓・夷則・無射なり、度はものさしなり、分寸尺丈引の別あり、單位の分は中式の秬黍の橫の廣さに起原す、是より十進法にて寸尺丈引と爲す、量はますめなり、龠合升斗斛の別あり、單位の龠は中式の秬黍一千二百粒の積に起原す、是より十進法にて合升斗斛と爲す、衡ははかりなり、銖兩斤鈞石の別あり、單位の銖は中式の秬黍一百粒の重さに起原す、而して二十四銖を一兩と爲し、十六兩を一斤と爲し、三十斤を一鈞と爲し、四鈞を一石と爲す、五禮、吉(祭禮)凶(葬禮)賓(賓客)軍(軍旅)嘉(冠婚)なり、五玉、五瑞に同じ、諸侯の之を執る時には瑞といひ、之を陳列する時には玉といふ、三帛、纁と玄と黃との帛なり、諸侯の世子は纁を執り、三公の世子は玄を執り、附庸の君は黃を執る、二生、生は牲なり、羔と雁との牲なり、卿は羔を執り大夫は

所と、其の地方の事實とを明かに調査して、民功の著しく擧がりし者には車服を下し賜ひて其成績を賞せり、舜は又始めて天下を十有二州に分ち、各州に在る大川に隄防を築きて水を疏通せしめ、以て水害を防ぎたり、又刑法は專ら常刑を用ひ、假令非常の大罪を犯すものありと雖、常刑以外の極刑に處することを爲さず、情狀酌量すべき者には五刑を科せずして流放に處し、官吏の不勤者には鞭刑を作り、敎官の不勤者には扑刑を作り、心不善にあらずして其の功果惡しき者には黃金を出さしめて刑を贖(ツクノ)はしめ、人の爲に止むことを得ずして患害をなしたる者及び過失によりて罪を犯したる者は之を赦免し、故意に惡事を爲して終身改めずして人を賊ふ者は正規の刑に處するなり、此の如く刑法を設けたりと雖、刑を司る者は愼重深慮欽(ツツシ)みたる上に欽み冤罪なからしめ、刑を執行するに成るべく靜にして疾く急ぐべからざるものなりと戒めたり、前に記したるが如く、讙兜は共工を進め、堯は之を不可なりとせしに、强ひて之を工師に試みしに、果して亂りて邪なりき、又四嶽は鯀を擧げて鴻水を治めしめんとせしに、堯は不可なりとなす、而るに嶽の强ひて試みんことを請ひしかば、之を試みしに、是亦其の功績無かりき、故に百官安からざるなり、此の時三苗は江淮荊州に在りて數〻亂を爲して庶民を苦めたり、是に於て舜は巡狩より歸りて堯帝に奏し請ひて、共工を幽陵に流し、其の形と衣服とを變へて北狄の風俗と等しからしめ、讙兜を崇山に放ちて南蠻の風俗に變ぜしめ、三苗を三危山に遷して西戎の風俗に變ぜしめ、鯀を羽山に拘禁して東夷の風俗に變ぜしむ、此の四凶を罪に處して天下皆其の刑を用ふるの公平なるに心服せり、

【字解】 在、明かにするなり、璿璣玉衡、璿(セン)は美珠なり、璣は機なり、衡は横にして横簫のことなり、美珠にて飾りたる璣を運轉し、玉を以て管としたる横簫を横へて璣を窺ひ、以て天文の運行を觀測する器械なり、後世の渾天儀の類ならむ、齊二七政一、齊はとゝのへ正すなり、七政は日月と五星となり、五星とは木(東方歲星)火(南方熒惑(ケイワク)星)金(西方太白星)水(北方辰星)土(中央鎭星)是なり、類二上帝一、類は祭の名なり、天を祀る常祭を郊祀といふ、臨時に天を祭るを類といふ、上帝は天の神なり、禋二于六宗一、禋は祭るなり、

刑、眚災過赦、怙終賊刑、欽哉欽哉、惟刑之靜哉、讙兜進言共工、堯曰、不可、而試之工師、共工果淫辟、四嶽擧鯀治鴻水、堯以爲不可、嶽彊請試之、試之而無功、故百姓不便、三苗在江淮荊州、數爲亂、於是舜歸而言於帝、請流共工于幽陵、以變北狄、放讙兜於崇山、以變南蠻、遷三苗于三危、以變西戎、殛鯀於羽山、以變東夷、四辠而天下咸服、

【講義】舜は堯に代りて天子の政を行はざるべからず、故に先づ天體を觀測する所の璿璣玉衡を明かにして、日月五星を齊へ正し、以て政の大本を建て、それより遂に上帝を祭り、潔齊して六宗を祭り、遙に山川の神を祭り、遍く丘陵墳衍の群神を祭れり、又堯は將に位を舜に禪らむと欲するを以て、先づ諸侯の五瑞を斂め、吉月日を擇びて、四嶽の群牧を見えしめ、改めて舜をして親しく之等に瑞を班ち與へしむ、舜は堯の終を受けてより後五年の二月に東方に巡狩して泰山に登り柴を燒きて天神を祭り、東方諸侯の境域に在る名山大川を順次に望祭し、遂に東方の君長を引見し、四時の氣節・月の大小・日の甲乙などを協へ正し、律度量衡を平均にし、五禮を修む、又天子に見ゆる摯の制を定む、卽ち諸侯は五玉、諸侯の世子と公の孤と附庸の君とは三帛、卿大夫は二生、士は一死を以て摯と定めたり、而るに諸侯の五器のみは禮畢れば之を諸侯に還し、其の他のものは還さゞるなり、五月に南に巡狩し、八月に西に巡狩し、十一月に北に巡狩す、而して其の禮は皆東方の如くす、巡狩より歸れば祖父の廟に至り牡牛の牲を供へて無事に巡狩を終へしことを報ず、かくて天子は五歲に一たび巡狩し、其の間の四年には群后四方より交る〴〵來朝して、偏く其の地方の政事を奏上せしめ、其の言ふ

り、疏遠、帝系に縁遠き者なり、隱慝、世に隱れて未だ著れざる者なり、矜、妻無き者の稱、やもを、母、舜の後母なり、嚚、忠信の言をいはざること、ひずかし、かたまし、傲、驕慢なり、おごるなり、烝々、善に進むるのさまなり、妻二二女一、妻はめあはすなり、二女は堯の二女にして娥皇と女英となり、飭二下二女於嬀汭一、飭は整ふるなり、嬀は水の名なり、汭は水涯なり、言は能く義を以て二女の心を整へ下して其の居所たる嬀水のほとりに居らしむるなり、如二婦禮一、婦道を妻に行はしむるをいふ、五典、五常の教なり、時、是なり、序、順序ありて整理すること、賓、儐なり、賓客を導くなり、穆々、和ぐるさまなり、女、汝なり、三年、四門に賓してより後三年なり、讓二於德一、德に於て堪へざるを辭退せしことなり、不レ懌、懌は悅ぶなり、上日、朔日なり、受レ終、終は堯親ら天子の事を統べ行はざるやうになりしをいふ、大祖、堯の始祖の廟なり、何人を祀りたるか詳ならず、攝行、代りて統べ行ふこと、

舜乃在二璿璣玉衡一、以齊二七政一、遂二類二于上帝一、禋二于六宗一、望二于山川一、辯二于群神一、揖二五瑞一、擇二吉月日一、見二四嶽諸牧一、班二瑞一、歲二月、東巡狩、至二於岱宗一、柴、望二秩于山川一、遂見二東方君長一、合二時月一正レ日、同二律度量衡一、修二五禮一、五玉・三帛・二生・一死爲レ摯、如二五器一、卒乃復、五月南巡狩、八月西巡狩、十一月北巡狩、皆如レ初、歸至二祖禰廟一、用二特牛禮一、五歲一巡狩、群后四朝、徧告以レ言、明試以レ功、車服以レ庸、肇二十有二州一、決レ川、象以二典刑一、流宥二五刑一、鞭作二官刑一、扑作二教刑一、金作二贖

應へて曰く、我等の如き鄙俚にして德無き者、何とて帝位に上らるべき、上れば必ず帝位を辱しむるなりと、堯曰く、然れば貴顯の族にても、帝系に緣遠き者にても、又は世に隱れて未だ著れざる者にても、德だにある者なれば登用すべければ、其の人を擧げ薦むべしと、是に於て衆皆堯に奏して、玆に未だ妻無き若者ありて今は民間に在りて高德の聞えある人あり、其の名を虞舜といふ、此の者こそは帝の意に協ふべけれと答ふ、堯曰く、さなり朕も夙く之を聞き及べり、されど其の人と爲りは如何と、四嶽對へて曰く、虞舜は盲者の子にして父は頑固にして繼母は心歪みてかだましく、弟は驕慢にして兄に從はざるなり、かかる家族の內に在るとも、舜は能く家內を和げて孝を盡し、且つ此等の人々をして善に進めて姦惡に至らしめざるなりと、堯曰く、吾れ先づ之を試みむとて、其の二女の娥皇と女英とを舜に妻せて舜の德が果して天子と爲り得るかを二女に於て觀察せむとす、舜二女を娶り、義を以て二女の心を整へ下して、之を己の居所たる嬀汭に置きて婦道を己れに行はしめたり、堯之を觀て其の所置を善しと爲し、乃ち舜をして愼みて五常の敎を和げしめしに、其の敎能く行はれたり、次に徧く百官の中に入らしめて試みしに、是れ亦規律正しく整へり、次に上儐と爲して四方の門にて諸侯群臣を迎へしめしに、四門の賓悉く和ぎ諸侯は勿論遠方の賓客に至る迄皆舜を敬ひ尊べり、堯は尙之を試みむとて舜を山林川澤に入らしめしに、暴風雷雨に遭遇すると雖、行き過ぎて迷はざるなり、是に於て堯は遂に舜を聖人なりと思ひ、舜を召して曰く、汝が事を謀れること至れり盡せり、而して其の言ふ所にして功績ありしこと已に三年に及べり、汝こそ實に帝位に登るべき德ある者なれば、宜しく其の位に卽くべしと、されど舜は未だ以て其の德に非ずして之をうくるを悅ばず辭退し之れを他の德ある人に讓れり、正月の朔日に舜は遂に堯の終を文祖に受けぬ、さて文祖とは堯の太祖を祀れる廟なり、是に於て帝堯は老衰しければ、舜に命じて天子の事を代りて統べ行はしめ、以て天の命ずる所に叶ふや否やを觀察せり、

【字解】庸レ命、天命を承けて天子の事を治むるをいふ、鄙德、鄙俚にして德無きこと、貴戚、貴顯の族な

縣を用ふること宜しく止むべきかなとの意なり、試不レ可レ用而已、退くべしと雖、其の才能に惜むべき所あれば、先づ試に用ひて其の功顯れざる時に始めて退くべしとの意なり。

堯曰、嗟、四嶽、朕在レ位七十載、汝能庸レ命、踐二朕位一、嶽應曰、鄙德、忝二帝位一、堯曰、悉擧二貴戚及疏遠隱匿者一、衆皆言二於堯一曰、有レ矜、在二民間一、曰二虞舜一、堯曰、然、朕聞レ之、其何如、嶽曰、盲者子、父頑、母嚚、弟傲、能和以レ孝、烝烝治不レ至レ姦、堯曰、吾其試哉、於レ是堯妻二之二女一、觀二其德於二女一、舜飭二下二女於嬀汭一、如二婦禮一、堯善レ之、乃使三舜愼和二五典一、五典能從、乃徧入二百官一、百官時序、賓二於四門一、四門穆穆、諸侯遠方賓客皆敬、堯使三舜入二山林川澤一、暴風雷雨、舜行不レ迷、堯以爲レ聖、召レ舜曰、女謀レ事至、而言可レ績三年矣、女登二帝位一、舜讓二於德一、不レ懌、正月上日、舜受二終於文祖一、文祖者、堯大祖也、於レ是帝堯老、命二舜攝二行天子之政一、以觀二天命一、

【講義】 堯又位を讓らむとて四嶽に諮ひて曰く、嗟四嶽朕天子の位に在ること七十載の長きに達し、今は八十有餘の高齡となりぬれば、早く帝位を退かむと欲す、汝等の中に能く天命を承け用ふる者あれば、朕が位を踐みて天子の事を統べ治むべしと、四嶽皆

開けて物事に達するをいふ、吁、其の然らざるを歎ずるの辭なり、ア、と訓む、頑凶、頑は德義の經に則らざるをいふ、かたくなゝるなり、凶は爭訟を好むをいふ、共工、共は洪に通ず、水を治むる官の名なり、旁聚、庶民の遍く集まることなり、僻、心の邪なるをいふ、ひがみなり、漫レ天、漫ははびこるなり、天は天下なり、罪惡の天下に廣まれるをいふ、

堯又曰、嗟、四嶽、湯湯洪水滔レ天、浩浩懷レ山襄レ陵、下民其憂、有能使レ治者、皆曰、鯀可、堯曰、鯀負レ命毀レ族、不可、嶽曰、异哉、試不レ可レ用而已、堯於レ是聽レ嶽用レ鯀、九歲、功用不レ成、

【講義】 堯又洪水の氾濫するを憂ひ嘆きて四嶽に謂つて曰ふに、彼の湯々たる洪水は已に天にはびこりて、浩々として山を包み陵に襄りて、下民は其の憂に堪へざるなり、今の時に當りて能く此の洪水を治むる者あらむや、若しあらば登用して治めしめむと、四嶽皆鯀ならば能く治めむと答ふ、堯曰く、鯀は上の命令に違背して善類を毀敗せる者なれば、用ふべからずと、四嶽皆曰く、さらば之を用ひずして退くべし、されど其の才能に惜むべき所ある者なれば、先づ試に之を用ひて、畢に其の用ふべからざるを見て、然る後に退くるとも可ならずやと、是に於て堯は四嶽の言を聽して鯀を用ふることとなしぬ、鯀は此の大洪水を治めむとして九歲を經過したれども、遂に其の功成らざりき、

【字解】 嗟、嘆く辭なり、ア、と訓む、四嶽、官名にして此處にては四方の諸侯を分掌する所の羲和の四子をいふ、湯々、廣く盛なるさまなり、滔レ天、滔は漫るなり、洪水天に漫るとは其の大洪水たるを形容せるなり、懷レ山、懷は包なり、ツヽム と訓む、襄レ陵、襄は上るなり、陵は大阜なり、鯀、臣の名にして禹の父なり、負レ命、上の命に違ひ背くこと、毀レ族、毀は敗るなり、族は類なり、鯀の性衆と和せず善類を傷害するをいふ、异哉、异は已の煩文なり、止むなり、退くなり、

在は察するなり、伏物、蓄積藏伏したる物なり、日短、冬至のことなり、星昴、昴は白虎の中星なり、燠、煖なり、民室に入りて煖かなるをいふ、氄毛、細毛生じて自然に温かなるをいふ、以閏正四時、大陰暦にて三箇年に一度の閏月を設けて四時の氣節の調和を整ふることをいふ、卽ち周天の度は三百六十五度と四分の一にして、日は一日に一度づつを行き、月は一日に十三度と十九分の七を進む、故に月は二十九日半强にして周天を一匝して又日に逐ひ附くなり、之を一箇月と爲す、此の如くして十二回日月相會すれば、日は周天を一匝するなり、然るに此の十二箇月の中には月の進み早きを以て十一日弱の差を生ずるなり、故に三歳に滿たずして一箇月の餘を生ず、由つて三歳に一の閏を設けざれば、正月の氣節に二月となり、九年に三度の閏を設けざれば、春の氣節に夏の月至るの現象となりて四時皆成らざるなり、故に閏月を以て四時を正すなり、飭、整ふなり、

堯曰、誰可順此事、放齊曰、嗣子丹朱開明、堯曰、吁、頑凶不用、堯又曰、誰可者、讙兜曰、共工旁聚布功、可用、堯曰、共工善言其用僻、似恭漫天、不可、

【講義】堯は天子の位を讓らむとて、誰か此の天子の事に任ふべきぞ、あらば登用して位を嗣がしめむといふ、放齊といへる臣奏して嗣子の丹朱は才智開けて物事に明達なれば、之に位を讓り給ふこそよけれと答ふ、堯之を然らずとして曰く、朱は頑にして爭訟を好む者なれば、兎ても之を用ひられざるなりと、堯又群臣に誰か此の天下の政事に順ふべきぞと諮ふ、讙兜奏して共工こそよけれ、彼の政を行ふや庶民子の如く集りて、大いに其の功を布きたりければ、之を用ひらるべしと答ふ、堯曰く、共工は善く言語すれども、心中邪惡なるを以て、之を用ふれば定めて天下に害を成さむ、表面は恭敬に似たれども、其の罪惡は已に天下に漫りぬ、故に亦不可なりとて遂に之を退けたり、

【字解】此事、天子の爲すべき政事なり、開明、才智

は、白虎の中星の昴が昏に眞南に見るゝを以て正確なる冬至と爲し、以て仲冬を正せり、其の民は皆室内に籠居して暖まるなり、鳥獸は細毛生じて自然に暖まるなり、又一歲は大凡三百六十六日と言ふと雖、其の實は一歲に十一日弱を餘すなり、故に三歲に一度の閏月を設けて四時の調和を計り正せり、此の如くして羲和の四人に命じて、四時を正し民に時を授けたるのみならず、信に百官を整へて、各其の職に任ぜしかば、百功皆興りて天下は益〻太平となりぬ、

【字解】羲和、羲氏と和氏となり、共に世々天文地理を掌るの官なり、昊天、昊は廣大なるなり、昊天は單に天といふに同じ、其の元氣昊然として廣大なるより名づく、授二民時一、民に五穀を植うる時節を敎ふること、羲仲、東方を主る官なり、周禮の春官の如し、郁夷、東表の地なり、暘谷、日の出づる所の稱なり、道、導くなり、東方にては導き迎ふるの意にして、西方にては導き送るの意なり、便程、別ち序づるなり、卽ち順序を立てゝ亂れざらしむるをいふ、東作、耕作のことなり、耕作の始めは春(五行にて東に配す)に於てす、故に東作といふ、日中、春分のことなり、春分には晝夜の時平分なり、故にいふ、而して春分に日中と記し、秋分に夜中と記したるは、春は陽にして秋は陰なればなり、星鳥、星は南方の朱鳥の七宿にして、其の中の柳・星・張の三宿が、昏に眞南に見るゝといふことなり、殷、正すなり、析、分れ居るの意なり、字微、字は乳化すること、微は交接することなり、申、重ぬるなり、カサネテと訓む、羲叔、南方を掌るの官なり、周禮の夏官の如し、南交、交阯のことなり、鄭玄の說に南交の下に曰二明都一の三字あるべしと、さもあるべし、南譌、譌は爲の誤字なり、南爲は南方の耕作營爲をいふ、日永、夏至のことなり、星火、火は蒼龍の中星にして心宿のことなり、一に大火ともいふ、因、老弱が田に在るの壯丁に因り就きて農事を助くるをいふ、希革、夏期には鳥獸の羽毛の希少となりて改まり易るをいふ、和仲、西方を掌るの官なり、周禮の秋官の如し、西成、秋月に物の成るをいふ、夜中、秋分のことなり、星虛、虛は玄武の中星なり、夷易、平易なるをいふ、暑氣退きて人氣の平易となりしをいふ、毨、毛の更り生ふるをいふ、おひとゝのふ、和叔、北方を掌るの官なり、周禮の冬官の如し、便在、便は辨つなり、

西土、曰昧谷、敬道日入、便程西成、夜中星虛、以正中秋、其民夷易、鳥獸毛毨、申命和叔、居北方、曰幽都、便在伏物、日短星昴、以正中冬、其民燠、鳥獸氄毛、歲三百六十六日、以閏月正四時、信飭百官、衆功皆興、

【講義】萬國和合して能く治まりければ、天地を掌る所の義氏和氏の官に命じて、彼の廣大無邊なる昊天に敬み順ひて、日月星辰を數へ法りて四時の氣節を度り、敬みて民に種植收穫の時を授けしむ、卽ち之を四方に分派するに、先づ義仲に命じて郁夷に居らしむ、其の地を暘谷といふ、義仲暘谷に至り、敬みて日の出づるを導き迎へて農作の事を辨ち序でて誤なからしむ、而して春の氣節を察するには、朱鳥の七宿の中の鶉火(柳・星・張の三宿)が昏に眞南に見るゝを以て正確なる春分と爲し、以て仲春の氣節を正せり、此の氣節の民は老弱は内に在り、壯丁は之に析れて外に行きて農事に從はす、鳥獸は兒を乳化し、又交尾するなり、次に重ねて義叔に命じて南方の交趾に居らしむ、義叔交阯に至り、南方の耕作營爲の事を辨ち序でて、敬みて民に農を致さしむ、而して夏の氣節を察するには、火(心星)が昏に眞南に見るゝを以て正確なる夏至と爲し、以て仲夏の氣節を正せり、此の氣節の民は老弱共に田に出でて壯丁に因り就きて其の農事を助くるなり、鳥獸は其の毛羽を希薄に改め易はるなり、次に重ねて和仲に命じて西土に居らしむ、其の處を昧谷といふ、和仲昧谷に至り、敬みて日の入るを導き送りて萬物の成就せるを辨ち序でり、而して秋の氣節を察するには、玄武の中星の虛が昏に眞南に見るゝを以て正確なる秋分と爲し、以て仲秋の氣節を正せり、此氣節の民は暑熱漸く退きぬれば、人氣平かにして過し易し、鳥獸は其羽毛更り生ふるなり、次に重ねて和叔に命じて北方に居らしむ、其處を幽都といふ、和叔幽都に至り、財物を蓄積藏伏して冬籠の備を辨ち序でしむ、而して冬の氣節を察するに

乘白馬、能明馴德、以親九族、九族既睦、便章百姓、百姓昭明、合和萬國、

【講義】 帝堯は名を放勳といふ、其の惠み心の大いなるは天の萬物を涵養するが如く、其の智慧の秀でたるは神の微妙にして測り知るべからざるが如く、人の之に依り就きて慕ひ懷くとは物の日に向ふが如く、其の德化の大いなることは雲の天を覆ふが如し、富むとも驕らず、貴けれども慢らず、黃冠と士服とを着け、丹車に駕し白馬に乘りて毫も奢侈に馳らず、能く人に順ふの德を明かにして先づ九族の間柄を親睦にし、九族既に親睦になれば、次に百官の才能を別ち明かにして其の職に就かしむ、百官各其の職を昭かにするを以て萬國從つて和合したり、

【字解】 放勳、放は致すなり、勳は一に勛に作る、功なり、一代の功を致しゝを以て名と爲す、如天、天の物を養ふが如きをいふ、如日、日の物を照し物の日に向ふが如きをいふ、如雲、雲の天を覆ふが如く高大なるをいふ、不舒、舒は猶慢の如し、あなどらざること、黃收純衣、收は冕の名なり、其の色黃なり、故に黃收といふ、純衣は士の祭服なり、彤車、彤は赤色なり、馴德、馴は順ふなり、馴德は能く人に順ふの德なり、九族、高祖・曾祖・祖父・父・己・子・孫・曾孫・玄孫是なり、便章、便は別つなり、章は明かにするなり、即ち才能を別ち明かにして各其の職に就かしむるをいふ、百姓、百官なり、

乃命羲和、敬順昊天、數法日月星辰、敬授民時、分命羲仲、居郁夷、曰暘谷、敬道日出、便程東作、日中星鳥、以殷中春、其民析、鳥獸字微、申命羲叔、居南交、便程南譌、敬致、日永星火、以正中夏、其民因、鳥獸希革、申命和仲、居

【講義】帝嚳高辛は黄帝の曾孫なり、高辛の父を蟜極といひ、蟜極の父を玄囂といひ、玄囂の父を黄帝といふ、故に玄囂と蟜極との二人は帝位に卽くことを得ず、其の間は顓頊之に代れり、而して高辛に至り又帝位に卽く、此の高辛は顓頊よりいへば同族の子なり、さて高辛は生れて神秀靈異にして自ら其の名を言へりとぞ、位に卽きてより普く德を施して物を利し、決して其の身を利することを爲さず、耳敏くして遠きことを知り、心明かにして微なることを察し、天の道に順ひ民の急を知りて之を救ひ、仁ありて權威あり、惠ありて信義あり、身を修めて天下服從し、土地の財物を取りてほど〳〵に用ひ、萬民を撫で敎へて利益を得しむるやうに諭し、日月の運行を推し數へて之を迎へ送り、鬼神を明かに識りて之に敬み事ふ、其の顏色は和ぎて郁々たり、其の德は高くして嶷々たり、其の動作は天時に順ひ、其の衣服は士服を着て公にして廉なるを貴べり、帝嚳は既に此の如き中正を執り行へるを以て其の德澤は天下に徧く、日月の照す所、風雨の至る所として悉く從服せざること莫し、帝嚳は陳鋒氏の女を娶りて放勛を生み、又娵訾氏の女を娶りて摯を生む、帝嚳崩じぬ、而して摯代りて立ちしかど德善ならず、崩じぬ、よりて其の弟の放勛立つ、是を帝堯と爲す、

【字解】曾孫、孫の子なり、ひまご、ひこ、族子、同族の子なり、此にては卽ち高辛は高陽よりいへば從兄弟の子なり、故にいふ、聰以明以、以の字は而の字に讀むべし、天之義、天の道なり、地之財、土地より產出する財物なり、曆日月、曆は算ふるなり、日月の運行を推し算ふるをいふ、迎送、曆を作りて豫め弦望晦朔を知るを迎ふといひ、豫定の曆に違はずして之を經過するを送るといふ、其色、顏色なり、郁々、和げるさまなり、嶷々、高きさまなり、其動也時、其の動作は凡て天時に叶ふをいふ、其服也士、士とは士服のことなり、士服は公にして廉なり、故に之を用ふ、溉、古文の既の字なり、執中、中正を行ふことなり、

○帝堯者、放勳、其仁如レ天、其知如レ神、就レ之如レ日、望レ之如レ雲、富而不レ驕、貴而不レ舒、黄收純衣、彤車

以象レ天、載は行ふなり、天時に順ひて事を行ふことなり、卽ち春は賞を行ひ、秋は刑を行ふが如きをいふ、依二鬼神一以剬レ義、剬は古文の制なり、鬼神に事ふるの心に依りて尊卑の義を制し得との意、卽ち神に事ふるには心を正直にして謹み敬ふべきなり、此の心を以て事に當れば則ち義を制し得となり、治レ氣以敎化、四時五行の氣を理めて萬民を敎へ導くをいふ、濟、渡るなり、動靜、動は鳥獸の類なり、靜は草木の類なり、大小神祇、大は五嶽四瀆を指し、小は丘陵墳衍を指す、砥屬、砥は平かなり、屬は從ふなり、四遠皆平穩にして來り服從するをいふ、

○帝嚳高辛者、黃帝之曾孫也、高辛父曰二蟜極一、蟜極父曰二玄囂一、玄囂父曰二黃帝一、自二玄囂一與二蟜極一、皆不レ得レ在レ位、至二高辛一、卽二帝位一、高辛於二顓頊一爲二族子一、高辛生而神靈、自言二其名一、普施利レ物、不レ於二其身一、聰以知レ遠、明以察レ微、順二天之義一、知二民之急一、仁而威、惠而信、修レ身而天下服、取二地之財一而節二用之一、撫二敎萬民一而利二誨之一、曆二日月一而迎二送之一、明二鬼神一而敬二事之一、其色郁郁、其德嶷嶷、其動也時、其服也士、帝嚳漑執レ中而徧二天下一、日月所レ照、風雨所レ至、莫レ不二從服一、帝嚳娶二陳鋒氏女一、生二放勳一、娶二娵訾氏女一、生レ摯、帝嚳崩、而摯代立、帝摯立不善、崩、而弟放勳立、是爲二帝堯一、

爲す、

【字解】 西陵、國の名なり、降、天子の子下りて諸侯と爲るをいふ、

○帝顓頊高陽者、黃帝之孫、而昌意之子也、靜淵以有謀、疏通而知事、養材以任地、載時以象天、依鬼神以制義、治氣以教化、潔誠以祭祀、北至于幽陵、南至于交阯、西濟于流沙、東至于蟠木、動靜之物、大小之神、日月所照、莫不砥屬、帝顓頊生子、曰窮蟬、顓頊崩、而玄囂之孫高辛立、是爲帝嚳、

【講義】 帝顓頊高陽は黃帝の孫にして昌意の子なり、性靜に奧ゆかしくして深き謀あり、物事に博く通じて百般の事を知れり、又材物を成長せしむるに土地の宜しき所に從ひて適當の種子を播き、天時に順ひて事を行ひ、鬼神に事ふるの心を以て尊卑の義を制し、四時五行の氣を治めて萬民を教へ導き、身を潔め心を誠にして祭祀を行ふ、又天下を安撫せむとて、北の方は幽陵に至り、南の方は交趾に至り、西の方は流沙を渡り、東の方は蟠木に至りて、遍く德澤を垂れたるを以て鳥獸草木は勿論、五嶽四瀆丘陵墳衍の大小の神祇より、凡て日月の照す所の遠き四邊の地に至るまで、四海悉く平定して皆來り順はざるは無きなり、帝顓頊子を生めり、窮蟬と名づく、顓頊崩じぬ、而して其の次は窮蟬立たずして玄囂の孫の高辛立てり、是を帝嚳と爲す、

【字解】 顓頊高陽、顓頊は名にして高陽は天下を有つ號なり、蓋し其の起りし地名なり、さて顓は專なり、項は正すなり、卽ちよく天人の道を專正せしより名と爲しゝなり、靜淵、靜にして奧ゆかしきをいふ、以、而と通ず、養材、材物を成長せしむることなり、任地、土地の宜しきに應じて種子をまくをいふ、載時

のならむ、此二字無ければ下文の迎レ日推レ筴に續かざるなり、迎レ日推レ筴、筴は策に同じ、めどぎなり、日を迎へて策を推すとは、未だ其の時節來らざるに豫め暦數を推し數へて氣節朔望を知ることをいふ、擧、任用することなり、天地之紀、天地四時の大法なり、幽明之占、幽は陰なり、明は陽なり、占は數ふるなり、存亡之難、存亡は猶安危の如し、難は猶說の如し、播、布き種うるなり、淳化、厚德に懷くこと、蛾、音ギ、蟻に同じ、旁羅、遍く布くことなり、節用、ほど〱に用ふることなり、土德之瑞、黄龍地螾の見れたるをいふ、黄は土色なり、螾はみゝずなり、みゝずは土精にして此の時見れたるは大さ五六圍長さ十餘丈ありしといふ、故に此の二つのものを以て土德の瑞兆となしゝなり、

黄帝二十五子、其得レ姓者十四人、黄帝居二軒轅之丘一、而娶二於西陵之女一、是爲二嫘祖一、嫘祖爲二黄帝正妃一、生二二子一、其後皆有二天下一、其一曰二玄囂一、是爲二青陽一、青陽降居二江水一、其二曰二昌意一、降居二若水一、昌意娶二蜀山氏女一、曰二昌僕一、生二高陽一、高陽有二聖德一焉、黄帝崩、葬二橋山一、其孫昌意之子高陽立、是爲二帝顓頊一也、

【講義】黄帝に二十五人の子あり、其の中にて姓を賜はり得たる者は十四人なり、黄帝は軒轅の丘に居りしを以て軒轅を名づく、西陵國君の女を娶りて正妃と爲す、是を嫘祖といふ、嫘祖二子を生めり、其の二子の子孫後に至りて各天下を有てり、其の一を玄囂といふ、是を青陽と爲す、青陽は天子の子より降りて諸侯と爲りて江水に居れり、其の二を昌意といふ、是れ亦降りて若水に居れり、昌意は蜀山氏の女を娶る、之を昌僕といふ、昌僕、高陽を生む、高陽聖德ありしかば後に帝位に卽けり、黄帝崩じぬ、橋山に葬る、其の孫にして昌意の子なる高陽立つ、是を帝顓頊と

こと無きなり、卽ち東の方は渤海の邊まで至り、丸山に登り又岱山に及び、西の方は空桐山に至り、又雞頭山に登り、南の方は長江に至りて熊山湘山に登り、北の方は葷粥を逐ひて中國に入らしめず、又諸侯を釜山に會して各其持てる符を合さしめて命に差はざることを證せしめたり、而して涿鹿山の下に都を定め、又其れより他所に遷り徙り往來して常の居處無く、至る所に於て師兵を營所の守衛と爲したり、黃帝には景雲の瑞ありければ、官の名は皆雲を附け、其の長官を雲師と爲す、又左右の大監を置きて萬國を監治せしめしかば、萬國咸和ぎ平げり、而して萬國和平の後に天地山川の鬼神を祭りて封禪することは古來の帝皇衆しと雖、就中黃帝を推して尤も盛大なりと爲すなり、又天子の寶と爲すべき鼎と神策とを獲たり、此の神策を推し數へて豫め氣節朔望を知ることを發明したり、又風后・力牧・常先・大鴻等を任用して民を治めしむ、さて其の施政の大綱は天地四時の大法に順ひて、陰陽の數を明かにし、死生安危の道を說き明かにするに在るなり、而して人生安危の繫りて大いなる所のものは衣食住より外なきなり、故に四時の宜しき時に順ひて百穀草木を布き種ゑしむ、かくて萬民を德化するのみならず、鳥獸蟲蛾に至るまで其の厚き德澤に化せられ、又日月星辰に災異無く、水波土石に別害無く、且つ山よりは金玉の如き珍寶を出す程、其の恩澤は遍く廣く行き渡りたり、かゝる高德の上に心力耳目を惜まず勞り勤め、河川に隄を築き、山野に火を禁じ、材物をほど〳〵に用ひて民に其の利を得しめしかば、天下太平國土安全となりぬ、此の時代に當りて黃龍地螾の如き土德の瑞兆見れしを以て、軒轅を稱して黃帝と名づけたり、

【字解】披、開くなり、寧居、安居に同じ、岱宗、岱は泰山なり、宗は長なり、泰山は五嶽の長なり、故にいふ、空桐雞頭、皆山の名なり、熊・桐、二山の名なり、葷粥、匈奴の古名なり、符、諸侯のわりふなり、邑、人の聚會する所の稱なり、此にては一時的の都となしゝことなり、涿鹿之阿、涿鹿は山の名なり、阿は山曲なり、營衞、軍營を守る者なり、封禪、封禪書に據るに黃帝は泰山に封じ、亭々山に禪せしなり、與、許すなり、多、稱美の語なり、獲寶鼎、封禪書には寶鼎神策を得たりといへり、此處には神策の二字を略したるも

の八代の孫の楡罔の時を指す、不享、享は上に奉ずることなり、不享とは入朝貢獻せざる諸侯をいふ、咸、皆なり、賓從、賓は從ふなり、德に懷きて從ふを賓從といふ、炎帝、炎帝の子孫なり、侵陵、おかし平ぐることなり、振兵、兵備を整ふるなり、五氣、五行の氣なり、藝五種、藝は植うるなり、五種は黍・稷・菽・麥・稻なり、度四方、度ははかり見るなり、四方は四方の民の安危なり、熊羆貔貅貙虎、熊はくまなり、羆はしぐまなり、貔は豹の屬なり、貅は一種の猛獸なり、貙は虎の屬なり、虎はとらなり、古は此の六つの猛獸を馴して戰を敎へ戰爭に使役せしものなり、禽殺、禽は古の擒の字なり、とりこにして殺すこと、

天下有不順者、黃帝從而征之、平者去之、披山通道、未嘗寧居、東至于海、登丸山、及岱宗、西至于空桐、登雞頭、南至于江、登熊湘、北逐葷粥、合符釜山、而邑于涿鹿之阿、遷徙往來無常處、以師兵爲營衞、官名皆以雲命、爲雲師、置左右大監、監于萬國、萬國和、而鬼神山川封禪與爲多焉、獲寶鼎、迎日推筴、舉風后・力牧・常先・大鴻、以治民、順天地之紀、幽明之占、死生之說、存亡之難、時播百穀艸木、淳化鳥獸蟲蛾、旁羅日月星辰水波土石金玉、勞勤心力耳目、節用水火材物、有土德之瑞、故號黃帝、

【講義】天下に順はざる者あれば、黃帝親ら征伐し、賊徒平ぎぬれば其軍を退け去りて民を安んず、又山林を開きて道路を通じなどして未だ一日も安居する

之野、遂禽殺蚩尤、而諸侯咸尊軒轅、爲天子、代神農氏、是爲黃帝、

【講義】黃帝は少典國君の子なり、姓は公孫といひ、名は軒轅といふ、生れながらにして神の如き威靈を備へ、まだ幼弱にして言ふこと能はざる時に於て已にもの言ひ、幼年の頃より才智勝れてすばしこく、長じては物事に手あつくしてさとく、成人となりては耳さとく事理に明白にして既に聖域に達せり、軒轅の將に興らむとする時は神農氏八代の後裔楡罔の代にして、其の治世は漸く衰運に向へり、由つて諸侯は天子の命を奉ぜず、互に相侵し伐ちて百姓を苦めり、されど神農氏は之を征服すること能はざりき、是に於て軒轅は民の疾苦を救はむとて、先づ干戈を用ふることを演習して戰爭の準備を爲し、以て朝廷に貢獻せざる所の諸侯を征伐したり、諸侯は其の勢に畏れて皆來りて服從す、而るに此の時蚩尤といへる諸侯ありて最も暴虐を逞しくして歸服せざれども、之を伐つこと能はざるなり、此の時に當りて炎帝の子孫は頻に諸侯を侵し平げて朝廷に歸順せしめむと欲すれども、諸侯は皆軒轅に歸順す、軒轅是に於て德を修め兵を整へ、五行の氣を治め四時の節を和げて五穀をうゑしめ、萬民を撫育し四方の民の安危を度り察て之を綏からしめたり、かくて天下已れに歸するを察し、乃ち熊・羆・貔・貅・貙・虎などの猛獸に戰を敎へ、此等を使役して炎帝の子孫と阪泉の野に戰ひ、三たび戰ひて遂に其の志を得たり、されど蚩尤は尙亂を爲して帝の命に從はざるなり、是に於て帝は軍師を諸侯より徵し集めて蚩尤と涿鹿の野に戰ひ、遂に之を擒にして殺したり、是に由りて諸侯は皆軒轅を尊びて天子と爲す、軒轅乃ち神農氏に代る、是を黃帝と爲す、

【字解】少典、諸侯の國號なり、人名に非ず、神靈、神の如く威靈あること、弱、幼弱の弱にして弱冠の弱に非ず、蓋し普通人のまだ言ふこと能はざる時を指す、徇齊、才智偏く廻りてすばやきことなり、敦敏、心あつくしてさときなり、神農氏世衰、神農氏の後裔の治世の衰へしことをいふ、即ち炎帝の時に非ずして其

三は攝提紀といひ四は合雒といひ五は連通紀といひ六は序命といひ七は循飛紀といひ八は回提といひ九は禪通紀といひ十は疏仡といふ、蓋し末紀の疏仡は恰も黄帝の時に當る、黄帝より司馬遷の史記已に詳記したれば、今は其れ以前の九紀の間の事を古書に據りて節錄し、其の足らざる所を補紀せし所以なり、

【字解】　載籍、書籍なり、禪、山に登りて地を淸め山川を祭ること、仲尼、孔子の字なり、悠邈、久遠なり、獲麟、春秋魯の哀公十四年に西の方に狩して麟を獲しこと、此處にては其の年を指す、韓詩、前漢灌嬰の詩經の解の名、管子、春秋時代齊の桓公の臣管仲のこと、此にては其著書をさす、夷吾、管仲の名、仲は字なり、昇而告、王位に昇りて天下に法令を發し告ぐ、春秋緯、讖緯學者の手になる書物の名、漢代の作なるべし、

五帝本紀第一

○黄帝者、少典之子、姓公孫、名曰軒轅、生而神靈、弱而能言、幼而徇齊、長而敦敏、成而聰明、軒轅之時、神農氏世衰、諸侯相侵伐、暴虐百姓、而神農氏弗能征、於是軒轅乃習用干戈、以征不享、諸侯咸來賓從、而蚩尤最爲暴、莫能伐、炎帝欲侵陵諸侯、諸侯咸歸軒轅、軒轅乃修德振兵、治五氣、藝五種、撫萬民、度四方、敎熊羆貔貅貙虎、以與炎帝戰於阪泉之野、三戰然後得其志、蚩尤作亂、不用帝命、於是黄帝乃徵師諸侯、與蚩尤戰於涿鹿

二家、夷吾所識十有二焉、首有無懷氏、然則無懷之前、天皇已後、年紀悠邈、皇王何昇而告、但古書亡矣、不可備論、豈得謂無帝王耶、故春秋緯稱、自開闢至于獲麟、凡三百二十七萬六千歲、分爲十紀、凡世七萬六百世、一曰九頭紀、二曰五龍紀、三曰攝提紀、四曰合雒紀、五曰連通紀、六曰序命紀、七曰循飛紀、八曰回提紀、九曰禪通紀、十曰疏仡紀、蓋疏仡當黃帝時、制九紀之間、是以錄於此補紀之也、

【講義】 人皇氏より已後に五龍氏・燧人氏・大庭氏・栢皇氏・中央氏・卷須氏・栗陸氏・驪連氏・赫胥氏・尊盧氏・渾沌氏・昊英氏・有巢氏・朱襄氏・葛天氏・陰康氏・無懷氏等あり、蓋し是等は皆三皇より已來天下を有ちし者の號なり、されど圖書に是等の事蹟を記載しあらざれば、姓王年代及び都は何處なりしかは知るに由無き也、而して韓詩には古より太山に封じ梁甫に禪せし者一萬有餘家ありしと云ふと雖、仲尼は之を觀て盡く識ること能はざりきといへり、管子にも亦古より太山に封ぜし者七十二家ありしと云ふと雖、管子が識れる所の者は唯僅に十有二家のみにして首に無懷氏ありといへり、然れば則ち無懷氏の前と天皇氏已後との年代は久遠にして其の間の王者は誰々が王位に昇りて天下に令を告げたるものか、古書亡びぬれば備に論ずべからざるなり、されど其の間全く帝王無くして經過したるものとも思はれざるなり、故に春秋緯には、開闢より春秋魯の哀公十四年に至る迄は、凡て三百二十七萬六千歲を經過し、此の間分れて十紀と爲り、世の代りしと七萬六百世といへり、其の十紀とは一は九頭紀といひ二は五龍といひ

皇氏といへるありて、其の王となりしもの十二人あり、其の頭は開闢草創のことなれば、王者は無慾にして何の作爲する所無けれども、其の俗自ら王化に霑ひて太平に治まれり、此の王は開闢第一の王者なれば五行の首なる木德の王なり、歲は甲寅の歲を以て紀元と爲す、兄弟十二人、各一萬八千歲づつ世を治めたりといふ、地皇氏は十一人なり、天皇氏に繼げるを以て火德の王たり、兄弟十一人ありて熊耳龍門等の山に興れり、是亦各一萬八千歲づつにして代を讓れり、人皇氏は九人なり、雲に乘り又六羽の鳥に駕して谷口を出でて天下に王たりしなり、兄弟九人分れて九州に長と爲れり、此の時に至りて人文漸く開けて各城邑を立つるに至る、凡て一百五十世、合して四萬五千六百年を經たりといふ、

【字解】開闢、天地の開け初めなり、圖緯、圖は河圖なり、緯は五行說を記したる書なり、春秋緯・三五曆等を指す、澹泊、無慾にしてさつぱりしたること、頭、人といふに同じ、攝提、大歲星が寅の方角に在る歲を攝提格といふ、故に攝提とは寅歲のことなり、而して此處にては上元太初の歲にして甲寅の歲なり、雲車、雲といふに同じ、之れに乘るより車の字を添へたるなり、六羽、六羽の鳥にて日中にある鳥ならん、故に日輪の意なるべし、九州、冀・兗・青・徐・揚・荊・豫・梁・雍是なり、

自人皇已後有五龍氏・燧人氏・大庭氏・栢皇氏・中央氏・卷須氏・栗陸氏・驪連氏・赫胥氏・尊盧氏・渾沌氏・昊英氏・有巢氏・朱襄氏・葛天氏・陰康氏・無懷氏、斯蓋三皇已來有天下者之號、但載籍不紀、莫知姓王年代所都之處、而韓詩以爲、自古封太山禪梁甫者、萬有餘家、仲尼觀之不能盡識、管子亦曰、古封太山七十

れり、周室の時に當りて甫侯と申伯とは並に周王の賢相と爲り、齊と許とは相列りて諸侯と爲り、中國に霸權を振へり、蓋し聖人神農氏の德澤廣大なりしかば、其の後胤繁昌して此の如く後世に至るまで、それぞれ名高く顯れしなりと云ひ傳ふ、

【字解】　有嬌氏、諸侯の國號なり、神龍、龍なり、其神變不可思議のはたらきあるより神龍と云ふ、斲、斫るなり、耜、鋤なり、揉、木を屈むるなり、たむ也、耒、耜の柄なり、耨、鍬なり、蜡祭、十二月に萬の農作物を聚め田に報ゆる祭なり、夏に淸祀といひ、殷に嘉平といひ、周に大蜡といひ、秦に臘といふ、始皇後に至り復嘉平と改む、赭、赤色なり、左氏、春秋左氏傳なり、禮、禮記なり、四岳、方伯なり、四人あるより四岳といふ、甫・申・齊・許は蓋し其後あり、祚胤、天子の子孫なり、

一說三皇謂天皇・地皇・人皇爲三皇、既是開闢之初、君臣之始、圖緯所載、不可全弃、故兼序之、天地初立有天皇氏、十二頭、澹泊無所施爲、而俗自化、木德王、歲起攝提、兄弟十二人、立各一萬八千歲、地皇十一頭、火德王、姓十一人、興於熊耳龍門等山、亦各萬八千歲、人皇九頭、乘雲車、駕六羽、出谷口、兄弟九人、分長九州、各立城邑、凡一百五十世、合四萬五千六百年、

【講義】　一說に三皇とは前の伏羲女媧神農に非ずして天皇氏・地皇氏・人皇氏を謂つて三皇と爲すといふ、既に此の天地が開けたる上は其の頃よりして君臣の始まりは無くて叶はざる所なり、故に河圖及び緯書の如き神怪の事を記載したる書と雖、其の記事を悉く信ずべからずとして之れを弃つべきものにあらざるべし、故に今茲に其の說を併記することとなしぬ、さて其の說によれば、天地開闢の初に當りて天

姜姓之後、竝爲諸侯、或分四岳、當周室甫侯・申伯爲王賢相、齊・許列爲諸侯、霸於中國、蓋聖人德澤廣大、故其祚胤繁昌久長云、

【講義】炎帝神農氏は姜姓なり、母の名は女登といひ、有嬌氏の女なり、少典の妃と爲り神龍に感應して炎帝を生みたり、炎帝は首に肉角ありて牛首の如く常人に異なる相貌ありしといふ、姜水の上に生長しければ姓を姜といふ、此の王は火德を以て天下に君臨したれば炎帝と號し、火を貴ぶ所より火を以て官の名に附けたり、此の時代の民は未だ耕作する術を知らざりしかば、帝自ら木を斲りて耜を爲り、木を揉めて耒を爲りて、鋤鍬を用ふることを發明し、始めて民に耕作を敎へたり、故に神農氏といふ、是に由りて農作物を得て穀食を始めしかば、歳末に種々の農產物を聚めて田に報ゆるの祭を行ふことを敎へたり、又當時未だ疾病を療治する方法を知らざりしかば、帝自ら赤色の鞭を以て山野の草木を鞭ち、始めて百草を嘗め試みて各種の藥を製せしかば、始めて世に醫藥といふもの有るに至れり、又五弦の瑟を作り、又人人に日中に市を爲し、貨物の有無を交易し、夕方に至れば各其の家に退くことを敎へたり、此の如く種々の事を發明したるが、皆萬民の喜びて便利とする所なりき、又遂に庖犧氏の八卦を重ねて六十四卦と爲したり、初は陳に都を定めしが、後に曲阜といふ地に徙りたり、王位に卽きて百二十年にして崩御し、長沙に葬れり、さて神農氏は本烈山に起りしを以て左氏傳には烈山氏の子を柱を曰ふと稱せり、亦厲山氏ともいふ、禮記に厲山氏の天下を有てると云へるは、卽ち此の神農氏のことを云へるなり、神農氏は奔水氏の女をめとれり、其の名を聽詙といふ、之を妃と爲し帝の哀を生む、哀は帝の克を生む、克は帝の榆罔を生む、凡て八代五百三十年にして黃帝軒轅氏興りて之に代れり、其後に州・甫・甘・許・戲・露・齊・紀・怡・向・申・呂等の國あり、是皆姜姓の子孫の治めし地にして是等は何れも諸侯と爲り、或は分れて四岳の官とな

して太皞（木）炎帝（火）黃帝（土）小昊（金）顓頊（水）帝嚳（木）唐（火）虞（土）夏（金）商（水）の如きをいふ、相克は木土水火金の順にして上なるもの下なるものに打ち勝ちて王となるなり、卽ち秦の水は周の火に克ち、漢の土は秦の水に克ちしが如きをいふ、金木輪環、金木は五行の金木なり、單に金木といへば他の火土水を含めり、五行の運行は車輪玉環の如く周り廻りて復本の所に來るをいふ、頻、重ねての意なり、智刑、智謀刑戮なり、五色、青・赤・黃・白・黑なり、舊物、まだ天柱折け地維缺けざる以前の狀態をいふ、

○炎帝神農氏、姜姓、母曰女登、有嬌氏之女、爲少典妃、感神龍而生炎帝、人身牛首、長於姜水、因以爲姓、火德王、故曰炎帝、以火名官、斲木爲耜、揉木爲耒、耒耨之用以教萬人、始教耕、故號神農氏、於是作蜡祭、以赭鞭鞭草木、始嘗百草、始有醫藥、又作五弦之瑟、教人日中爲市、交易而退、各得其所、遂重八卦爲六十四卦、初都陳、後居曲阜、立一百二十年崩、葬長沙、神農本起烈山、故左氏稱烈山氏之子曰柱、亦曰厲山氏、禮曰厲山氏之有天下是也、神農納奔水氏之女、曰聽詙、爲妃、生帝哀、哀生帝克、克生帝榆罔、凡八代五百三十年而軒轅氏興焉、其後有州・甫・甘・許・戲・露・齊・紀・怡・向・申・呂、皆

【講義】女媧氏も亦庖犧氏と同じく風姓にして蛇身人首なり、神聖の徳ありしかば庖犧氏に代りて天下に王たり、號して女希氏といふ、此の王は制度を革め造ることをなさず、多くは前代の政を踏襲したり、其の創作に係るものは唯笙簧を作りしのみなり、故に易の繋辭に古の列聖の功を擧げたる中に女媧氏のみは載せざるなり、又此の王は五行の運行を承けずして王たりしを以て其の徳を五行に配せざるなり、一說に女媧氏も亦木徳を以て天下に王となれりとあり、蓋し考ふるに庖犧氏の後已に五六代を經過して五行の金木等相運り周りて復初めの木に還りしならむ、而して特に此の女媧氏を擧げたるは其の功績高大にして三皇に充當するを以てなり、故に庖犧氏の木徳に繼ぐに復木徳を以て王たりしなり、さて其の功績の高大なりといふは天地の破壞せるを舊體に復歸せしめしことなり、それは女媧氏の末年に當りて諸侯に共工氏といへる者あり、智謀刑戮に任じ强力を以て諸侯の旗頭となりたれども未だ王たること能はざりしなり、されどかゝる勢權ある諸侯なれば、將に天下を覆さんとして先づ大洪水を起して山上の木にまでも達せしめたり、是に於て火の神といはるる祝融は之を鎭定せんとて共工氏を討伐したり、共工氏は戰利あらず、大いに怒りて此度は頭を不周山に觸れしかば、不周山は忽に崩壞したり、此の不周山は天を支ふる柱なるに、之が折けたれば從つて地を維持せる綱も亦缺けて、天地は傾き全く晦冥暗黑となりぬ、是の時に當り女媧氏は五色の石を錬りて天柱の折けたるを補ひ、鼇の足を斷ちて地の四方の綱を立て、蘆灰を聚めて大洪水を止め、以て冀州の災害を濟ひたり、是に於て地は平かとなり、天は全く蓋の如く圓く成りて舊物を改めず、天下太平となりたり、女媧氏沒して神農氏作れり、

【字解】革造、改め作ること、笙簧、笙は樂器の名なり、瓢を匏と爲し、其の中に大は十九本、小は十三本の管を環に立て竝ぶ、管每に簧ありて律を異にす、匏に孔ありて吹けば簧を鼓動して音を發するなり、シヤウ、シヤウノフエ、簧は紙の如き薄き金葉なり、吹く每に鼓動して音を發す、シタ、五運、五行の運行なり、帝世相承くるを五行の運行に配せり、之に二說あり、卽ち相生と相克となり、相生は木火土金水の順に

小繩を結びて記憶に便せしことをいふ、佃漁、佃は鳥獸を狩ることなり、かりなり。漁は魚鼈を捕ふることなり、すなどりなり、儷皮、儷は對なり、儷皮は二枚の皮なり、瑞、目出度き兆なり、木德王、五行說によるに萬物の生育するは木火土金水の五行の運行するに依るなり、而して太古の王者の交る〳〵代を繼ぐは猶五行の氣の交代するが如し、由つて王者の德を五行に配して第一に木德、第二に火德、第三に土德と、次第に相繼續するものとなせりと、故に庖犧氏は三皇の第一位たるを以て其の德を木に配したるなり、注春令、注は記すなり、春令は春時に行ふべき政令なり、易、周易なり、震、易の卦名なり、方位にて東に當る、月令、禮記の篇名なり、孟春、春三箇月の初の月、封、高山に登り土を高く盛りて壇を爲り天を祀ることなり、庖犧氏の太山に封ぜしより後世の帝王多くは此處に封ぜり、

○女媧氏、亦風姓、蛇身人首、有神聖之德、代宓犧立、號曰女希氏、無革造、惟作笙簧、故易不載、不承五運、一曰、女媧亦木德王、蓋宓犧之後已經數世、金木輪環周而復始、特擧女媧以其功高而充三皇、故頻木王也、當其末年也、諸侯有共工氏、任智刑以強霸、而不王、以水乘木、乃與祝融戰不勝而怒、乃頭觸不周山、崩、天柱折地維缺、女媧乃鍊五色石以補天、斷鼇足以立四極、聚蘆灰以止滔水、以濟冀州、於是地平天成不改舊物、女媧氏沒神農氏作、

の種々のあやもやうと地の方位高低等を觀察し、近くは象を人の身に取り、遠くは萬物に取り、此の如く天地人の三才を觀察して始めて八卦を畫して能く神明の德に感通し、能く萬物の情に適合して治めたり、又文書契約の制を作りて結繩の政に代へ以て民に便益を與へたり、又始めて嫁入り嫁取りの儀を定め、一對の皮を互に取換ふるを以て結婚の禮と爲したり、又鳥獸魚鼈を捕獲する網罟を作りて、民に狩獵漁業を敎へて肉食せしめたり、かゝる聖智の君なれば庶民皆之に歸服す、故に宓(伏)犧氏といひしなり、又犧牲を養ひて之を庖廚(クリヤ)にて料理し天神地祇及び祖先の靈に供へ祭ることを敎へたれば又一に庖犧氏ともいへり、此の代に當り龍馬の圖を負ひて河水より出でたる吉瑞ありしを以て、龍を此上無き目出度きものとして官名に悉く龍の字を附けたり、されば又號して龍師といへり、又三十五弦の瑟を作れり、さて庖犧は五行の第一なる木德の王にて春の時に行ふべき政令の次第を記せり、故に易の繋辭傳には帝・震に出づといへり、蓋し震は方位にて東に當り、五行にて木に當る、故に此の皇のことをいへるなり、又禮記の月令篇には孟春其の神は太皞といへり、亦此の皇のことをいへるなり、都を陳に奠む、東の方太山に登りて天神を祀り以て範を後世の帝王に垂る、王と爲り十有一年にして崩ず、其の子孫春秋の時に任宿・須句・顓臾(センユ)等あり、皆風姓の後胤なり、

【字解】　皇、天なり、君なり、大なり、美なり、光なり、弘なり、畢竟治世の君の德澤の弘大無邊なる猶天の神の如しといふことなり、卽ち至極至大の尊號なり、太皞、皞は明なり、一に昊に作る、庖犧氏は木德の王たるを以て其の位は東方に在りて日の大明に象れり、故にいふ、繼レ天、天位を繼ぐなり、大人、神人なり、象、天象なり、日月星辰の屬なり、法、地形なり、山川高卑の類なり、文、外表に見れたる形象模樣なり、あやなり、地之宜、宜は義なり、地の義とは土地の形勢をいふ、卽ち山川丘陵池澤等なり、八卦、乾・兌・離・震・巽・坎・艮・坤是なり、類ニ萬物之情一、類は同じなり、萬物の情意に適合して治むるをいふ、書契、書は文字なり、契は約束なり、木を刻み其側に文字を書して事を約束するをいふ、結繩之政、太古未だ文字あらざりし時の政をいふ、卽ち大事には大繩を結び小事には

三皇本紀

此の紀は上古荒邈の世の事なれば往々神話的の記事ありて常識を以て判斷すること能はず、今は唯本文の文面のみに據り、敢て牽强の說を採らざるべし、

○太皞庖犧氏、風姓、代燧人氏繼天而王、母曰華胥、履大人迹於雷澤而生庖犧於成紀、蛇身人首、有聖德、仰則觀象於天、俯則觀法於地、旁觀鳥獸之文與地之宜、近取諸身、遠取諸物、始畫八卦以通神明之德、以類萬物之情、造書契以代結繩之政、於是始制嫁娶、以儷皮爲禮、結網罟以教佃漁、故曰宓犧氏、養犧牲以庖廚、故曰庖犧、有龍瑞、以龍紀官、號曰龍師、作三十五弦之瑟、木德王、注春令、故易稱帝出乎震、月令孟春其帝太皞是也、都於陳、東封太山、立一十一年崩、其後裔當春秋時、有任・宿・須句・顓臾、皆風姓之胤也、

【講義】太皞庖犧氏は風姓なり、先代燧人氏に代り天位を繼ぎて王となれり、母の名を華胥といふ、華胥嘗て雷澤に往きて神人の迹を履み、之に感應して妊娠し、遂に庖犧を成紀といふ處に生みたり、庖犧の容貌は常人と異りて頭部は人なれども體軀は蛇の如くなりしといふ、成長して聖人の德ありて創制の才に富む、卽ち天を仰ぎ視ては日月星辰の現象を觀察し、地を俯し視ては山川高卑の形勢を觀察し、徧く鳥獸

纂釋史記讀本百三十卷　同　安藤定格

標註史記讀本百三十卷　同　廣部鳥道

此の外衞颯の史要、劉知幾の史通、蘇轍の古史贊、呂祖謙の十七史詳節、倪思の史漢異同、王鳴盛の十七史商推、錢大昕の二十二史考異、趙翼の二十二史箚記等の中には別に史記の部ありて各、有益なる評論あり、

史記考五卷　明　陳仁錫
史記百三十卷（標評）　同　同
史記評林百三十卷　同　凌稚隆 李光縉增補
史記測義百三十卷　同　陳子龍
史記彙評百三十卷　同　葛　鼎
史記輯評二十四卷　同　鄧以讚
史記論文百三十卷　清　吳齊賢
史記補正一卷　同　方　苞
史記註補正一卷　同　程　崟
讀史記十表十卷　同　汪越 徐克范增補
史記疑問一卷　同　邵泰衢
史記菁華錄六卷　同　苧田氏
史記蠡測一卷　同　林伯桐
讀史記箚記一卷　同　潘永季
史記毛本正誤一卷　同　丁儉卿
史記三書正譌三卷　同　王元啓
史記三書釋疑三卷　同　錢　塘
補史記註百三十卷　同　錢　坫
史記天官書考證十卷　同　孫星衍
史記天官書補目一卷　同　同

史記志疑三十六卷　同　梁玉繩
校刊史記集解索隱正義札記五卷　同　張文虎
史記抄十九卷　日本　釋　瑞仙
史記雋十卷　同　岡　伯駒
史記律六卷　同　清田　絢
史記文訣二卷　同　菊地武矩
史記解　同　戸崎允明
史記助字法二卷　同　皆川　愿
史記辯誤五卷　同　恩田維周
史記補正五卷　同　同
史記雕題二十三卷　同　中井積德
史記律曆補正一卷　同　松永德永
史記禪解　同　塚田　虎
史記文評十五卷　同　齋藤　象
史記糾謬稿一卷　同　古賀　煜
史記助語衡七卷　同　佐和　胐
史記辯解一卷　同　香川蓋臣
史記攷文一卷　同　岡本保孝
史記傳本考一卷　同　同
史記列傳啓蒙十卷　同　太田秀敬

もの相ついで出づるも、これによらざるものなし、

註解參考書類

史記の註解は宋(六朝)の徐廣の音義裴駰(ハイイン)の集解を以て初とし、歴代之を試みるもの多く數十家あり、左に年代順に排列す、

書名	時代	著者
史記音義十二卷	宋(六朝)	徐廣
史記集解八十卷	同	裴駰
史記音三卷	梁	鄒誕生
史記註百三十卷	唐	王元感
同	同	許子儒
史記音義三十卷	同	劉伯莊
史記地名二十卷	同	李鎭
同 同	同	徐堅
同 同	同	陳伯宣
同 同	同	李鎭
史記義林二十卷	同	同
史記新論五卷	同	强蒙
太史公史記問一卷	同	無名氏
史記索隱三十卷	同	司馬貞
史記正義百三十卷	同	張守節
史記名臣疏三十四卷	同	竇羣
史記纂訓百二十卷	同	裴安時
史記正傳九卷	宋	張瑩
史記註百卷	金	蕭貢
史記題評百三十卷	明	楊愼
史記考要	同	柯維騏
史記選要	同	唐順之
監本史記	同	余有丁
史記評抄	同	王鏊
同	同	陳沂
同	同	何孟春
同	同	王韋
同	同	茅瓚
同	同	董份
同	同	凌約言
同	同	王維楨
同	同	茅坤
同	同	張之象
同	同	王愼中

なり、

史記の我國に傳來せるは、下道眞備（シモツミチ）が之れを大學に講ぜるより見るも其古くより既に渡來せるを知るべし、王朝時代は唐の影響をうけて漢書と共に之れを尊びて士大夫の必修書たりき、足利時代に至り僧徒之れを喜ぶもの多く、瑞仙は講解をつくれり、德川時代に至りては學者之れを尊び註解又は文評をつくるもの數十家、就中皆川淇園、恩田仲任、中井履軒、岡伯駒、賴山陽等最も名あり、

次に史記の刊行につきて略叙せん、史記の刊行は宋の太宗の淳化年間の刊本を以て最初となすことは前にのべたり、其の本文のみなりしか又註本なりしか詳ならず、神宗の元豐年中の刊本は裴駰（ハイイン）の集解、司馬貞の索隱、張守節の正義を各本文下に按排して合刻せり、其の後明代に至るまで刊行絶えず、或は以上の三註を合刻するものあり、或は別々に刊行するものありて其の種類數十種の多きに至れり、其の順序も亦異同あり、明の凌稚隆・李光縉の評林本は宋本（元豐本の覆刻本？）を祖とし史公自序傳の順序により、司馬貞の三皇本紀を卷首に補入し定本とせるより、學者多く之れによるに至れり、而して前述以外其刊本の重なるものをあぐれば宋に在りては元祐、紹興、乾道、淳熙、蜀等の諸刊本あり、元に在りては至元、中統等の諸刊本あり、明に在りては葛氏、陳明卿、陳以子、馮應榴、鍾人傑、萬卷樓、汲古閣、正德、南監、北監、汪諒等の諸刊本あり、淸に在りては武英殿、江甯、蘇州、揚州、杭州、武昌、掃葉山房等の諸刊本あり、我國の刊行は二種あり、左に表示す、

宋元豐刊本――元至元彭寅翁刊本――朝鮮本（朝鮮にて覆刻せしもの）――活字板――嵯峨本

活字板とは活字にて印行せるよりいふ、吉田素庵（元和九年歿）の刊する所なり、世に之れを嵯峨本といふ、我國史記刊行の嚆矢なり、

宋本（何板なるか詳ならず多分元豐本の覆刻ならん）
汪本（明、汪諒の刊本、蓋宋本によりしもの）
＞―評林本―┬八尾板
　　　　　　└紅屋板

八尾板は寛永十三年京都三條の八尾助左衞門の刊行せしもの、紅屋板は寛文十三年京都の紅屋といへるものゝ刊行せるものなり、

以上我國に翻刻せし活字板、八尾板、紅屋板三種の中、八尾板最も盛に行はる、是より後史記を刊行する

を始め後世の文をいふ者皆叙事文の祖として學習摸倣せざるなし、されば史記は史學上に於て正史の祖たるのみならず、文學上に於ても亦叙事文の宗として絶大の位置を占むるものなり、

傳來

史記は遷の歿後、孝景・孝武の本紀、禮・樂・兵(今の律書)の三書、漢興以來將相年表、三王世家、日者・龜策・傳靳蒯成の三傳と併せて十篇を亡へり(漢書司馬遷傳張晏の註による、宋の王應麟、清の王鳴盛等頗る疑義ありて異説多けれども、姑く之を措く)、孝宣皇帝の時、遷の外孫平通侯楊惲、其の書を祖述し之れを天下に宣布せり、孝元孝成二帝の頃に褚少孫(學を當時の碩學王式にうけ博士となる)亡佚せる十篇を補作し、他篇にも亦増入せる所あり、漢末の碩儒劉向・揚雄は遷を以て良史の才ありとなし大に史記を稱揚し、劉向の門人馮商は史記の續編七篇を撰せり(今亡佚す)後漢に至りては學者之れを重視せず、范升は史記の經義に違戾せる三十一事をあげて光武帝に建白し、班固も亦其の經に違へるを責め、楊終は明帝の詔を受け史記を刪りて十餘萬言となせり、三國以後に至りては之れに反して推稱する者多く、魏の王肅、晉の張輔等皆其の史才の卓絶を稱せり、宋(六朝)の徐廣始めて音義十二卷を撰せり、是れを史記注解の嚆矢となす、裴駰亦集解をつくれり、唐に至りては研究大に盛に漢書と共に士大夫必讀の書となれり、これが注者は王元感(中宗の時の人)を始とし十餘人あれども、司馬貞の索隱、張守節の正義を以て冠となす(二子は共に玄宗の時の人、唐の天子は李姓なるを以て同姓なる老子を祖とし玄元皇帝の諡を贈りこれを廟祀せしかば、老莊列傳を最初に置けり、後世正義を刊行して老子傳のみを伯夷傳の上に置くものあるも、こは後人の所定にして信據すべからず)、司馬貞は亦三皇本紀を撰びて補へり、宋の太宗淳化五年杜鎬等に詔して史記を校正し尋で之を刊刻せり、是れを史記刊行の始とす、當代に於ても亦史記を尊び、高宗の如きは之れを親寫せり、又歐陽修、蘇洵父子、呂祖謙、黄震、眞德秀、王應麟の諸碩學亦評騭する所あり、金元以後も亦これの推稱と研究とは少しも衰へず、明代にありては文章上より評論する者多く、楊愼・唐順之・何孟春・王鏊・王世貞・茅坤等は其の最なるものなり、凌稚隆・李光縉の評林は諸家の註釋批評を集めて大成せるものにして史記注解の完備といふべし、清朝に至りては史實より考證評論するもの多く、王鳴盛、趙翼、梁玉繩、汪樾は其の雄なるもの

明の茅坤曰く、

屈宋以來、渾々噩々、長川大谷の如く、之れを探れども窮らず、之れを攬れども竭きず、百家を蘊藉し萬代を包括する者は、司馬子長の文なり、

又曰く、

太史公の記、其の二三千言の文を讀めば、堪輿の家千里來龍到頭只一穴を求むるが如く、其の小論或は斷言隻簡の文を讀めば、蜉蝣蠛蠓の生種も形神備はらざる所なきが如し、前段を讀めば便ち後段按を結ぶの處を識る可く、後段を讀めば便ち前段按を起すの處を追ふ可し、中に於て一句一字を損益せんと欲するの處は、便ち疋練中に於て一縷を抽くが如し、自ら手を下し難し、此れ皆太史公のみ獨り其の至を得る所にして後人の及ぶ所に非ざるなり、風調の遒逸、摹寫の玲瓏、神髓の融液、情事の悲憤なるは、則ち又千年以來絶えて無き所のものなり、

明の王世貞曰く、

太史公は文に聖なるものか、其の文數端あり、帝王紀は己を以て尙書を釋く者なり、其の文衍にして虛なり、春秋諸世家は己を以て諸史を損益せる者なり、其の文暢にして雜なり、儀・秦・鞅・睢・諸傳は己を以て戰國を損益せる者なり、其の文雄にして肆なり、劉項紀信越傳は聞く所を志すなり、其の文宏にして壯なり、河渠・平準・諸書は見る所を志すなり、其の文核にして詳に婉にして諷多し、刺客・游俠・貨殖・諸傳は寄する所を發するなり、其の文精嚴にして工篤く磊落にして感慨多し、

以上諸家の評誠に其の肯綮を得たり、宋の蘇轍、遷の文章は其の優越なる志氣の發露なるを以て此の絶調を得たるを說きて、

太史公天下を行りて周く四海の名山大川を覽、燕趙間の豪俊と交游せり、故に其の文疎蕩にして頗る奇氣あり、これ豈嘗て筆を執りて此の如きの文を爲ることを學ばんや、其の氣其の中に充ちて其の貌に溢れ其の言に動き其の文に見れて自ら知らざるなり、

といへるは、誠に能く其の心を知るものといふべし、史記の文は此の如し、故に歷代の史家は皆其の敍次文法を學びて史を作れり、又唐の韓愈・柳宗元二文宗

の四長をあげて曰く、
隱にして彰に、直にして寛に、簡にして明に、微にして切なり(中略)、噫、隱にして彰なれば則ち善を爲すの利を得るを樂しみ、直にして寛なれば則ち後人過を悔ゆるの漸あり、簡にして明なれば則ち人君中國禮義の貴きを知り、微にして切なれば則ち人君强臣專制の患たるを知る、力を用ふること寡くして功を成すこと博し、其の能く春秋の繼を爲して後の史をして及ぶなからしむるは是れを以てなるか、

宋の呂祖謙又曰く
太史公の書法は豈拘儒曲士の能く其の說に通ずる所ならんや、其の指意の深遠なる、寄與の悠長なる、微にして顯に、絶えて續ぎ、正にして變なり、文此に見(アラハ)れて而して意を起す彼に在り、魚龍の變化得て蹤跡すべからざるあるがごとし、是の書を讀むものは參考互觀して以て其の大指の歸する所を究めざる可けんや、
と、能く史記を讀むものといふべきなり、

文學上の價値

次に史記の文學上に於ける價値を見ん、史記の文章は古今獨步と稱せらる、其の筆力の勁健にして摹寫の神に入ること支那數千年また之れあるなし、宋の馬才子曰く、
子長の文、其の奔放にして浩漫なるは、狂瀾驚波陰風怒迹し號走して橫擊するが如し、停蓄にして淵深なるは、煙波千里太虛を含混し萬壑を呼吸して介量を見ざるが如し、姸媚にして蔚紆(ウツウ)なるは、靡曼綽約として春粧の濃きが如く、秋飾の薄きが如し、感憤にして傷激なるは、貞女の恨を呑み忠臣の血に泣くが如し、雄勇にして猛健なるは、龍跳虎躍、千軍萬馬の馳驅するが如し、斬絶峻拔なるは、斷崖絶壁の攀躋すべからざるが如し、曲重溫雅なるは、正人君子の容貌の如し、凡そ天地の間、萬物の變、驚く可く愕く可く以て心を娛ましめ人をして憂へしめ人をして悲しましむるもの盡くとりて文章と爲す、是れを以て變化出沒、萬象の四時に供はりて窮りなきが如し、

廬山、巴蜀、邛、筰、昆明、(以上四川省)
涿鹿、(直隷省)
九江、汶、泗、(以上安徽省)
會稽、(浙江省)
姑蘇、彭城、(以上江蘇省)
齊、魯、泰山、琅邪、勃海、鄒嶧、鄱薛、(以上山東省)
九疑、沅湘、(以上湖南省)
楚、(湖北省)
朔方、(蒙古)
黃海、揚子江、淮水の流域、
萬里長城、

これによりて之れをみれば司馬遷は殆ど支那全國より蒙古の一部を一周せしものなり、獨力を以て不充分なる史籍により苦辛して資料を收拾し公平なる態度を以て取捨して正確の史實(所々に誤謬あるは未定稿の爲のみならず、竄入脫簡の爲なれば深く咎むべからず)を傳へたる功績は實に偉とすべし、史記以後の正史は多くは官撰になり、而も之れに及ぶ能はず、其の正史の冠冕たる亦此にあるなり、

三、論斷の公平　後漢の班固其の著漢書に於て司馬遷を論じて曰く、

遷は其の是非すること頗る聖人に繆れり、大道を論ずれば則ち黃老を先にして六經を後にし、游俠を序すれば則ち處士を退けて姦雄を進め、貨殖を述ぶれば卽ち勢利を崇んで賤貧を羞づ、これ其の蔽はるところなり、

と、何ぞ其の言の淺薄なるや、固はもと儒敎的見地より史なるものを解釋し且つ自ら其の業を伸ばさんと欲して故らに其の瑜瑕をあげ之れを譏るのみ、史なるものは此の如き狹隘なるものに非ず、遷の識見の卓絕にして眼光の燃犀なる、早く史なるものゝ如何なるものなるかを知る、故に筆を黃帝に起して其の以前は之れを傳へず、項羽を本紀に列し、孔子を世家に加へ、子貢を以て孔子輔佐の主腦となすが如き、其の識見卓拔公平にして、少しも成敗を以て事を論ぜず、心を虛しくして洽く材料をとり、其の信ずべきによりて直書し、以て一部の史記をなせり、故に遷は黃老の學に通じ刑名の學を習ひ儒墨の學に深し、されば後世の史家が儒敎的見地より史をみて自ら其の範圍を狹くするが如きことなし、是れ史記の價値ある所にして正史の冠冕たる所以なり、宋の蘇老泉、史記

赤の三子之が傳を作れり、左氏傳・公羊傳・穀梁傳是なり、其の中公羊穀梁二傳は義理を説くを主とするを以て史書の價値なし、左氏傳は之れと異なり事實の敍述を主としたれば史書として充分の價値あり、左丘明また一書を著して其の闕を補ふ、國語是れなり、是れより楚の檮杌晉の乘は亡びて存せず、春秋と共に左氏傳・國語のみ獨り著はれたり、此の後黃帝以後春秋の時に至るまでの帝王公侯卿大夫の祖先の出づる所を錄したるもの世本あり（作者不明）、戰國の初より秦の始皇天下を統一するに至る迄の事を記したるもの戰國策あり（作者不明）、漢の天下を一統するや、太中大夫陸賈時功を錄して楚漢春秋を作れり、此れ三皇以後漢初に至る迄の歷史の略沿革なり、而して此の間になれる史書は一時代又は一部分の事を記したるものなれば、時代史・部分史として見るべきのみ、總史としては些の價値なきものなり、

司馬遷の史記は此の闕陷を滿さんが爲に著されたるものにして、支那に於ける總史の嚆矢たり、其の記する所は太古の黃帝より今代（司馬遷の時代）に及び、帝王諸侯より英雄偉人一技に秀出せる士に至るまで網羅し傳へて殘す所なく、禮樂刑政貨殖の沿革亦記して漏さず、後の正史をつくるもの皆之れに倣ひて而も其の上に出づる能はず、故に史記は正史の嚆矢にして亦正史の冠冕なり、

二、史實の正確　漢は秦火の後をうけたれば載籍甚乏しく、惠帝挾書の律を除くと雖未だ集らず、武帝に至り五經博士を置き盛に天下の遺記を集めしも亦未だ悉く世に出でず、されば司馬遷が史記を編纂するにも甚困難を極めしものなり、後漢の班固、遷の著作の資料を擧げて左氏傳・國語・世本・戰國策・楚漢春秋の數種に過ぎずとせり、こは其の主要なるものをあげしものにて、此の外六經論孟を始めとし先秦漢初の諸子雜記などは悉く參考したるものなり、又太史令たりしかば朝廷の祕密文書よりも幾多の材料を得たるは明なり、又好んで平日四方に遊び逸事傳聞の資料に資すべきものを收拾したり、今五帝本紀・河渠書・齊世家・蒙恬列傳・自序傳等によりて其の遊歷せる地名をあぐれば左の如し、

空洞、汭、（以上甘肅省）

龍門、梁、（以上山西省）

照)より成る、
一、本紀　帝王の事跡を編年體に叙述したるものなり、此れ以前に禹本紀・尙書世紀の書あり、之れに本づきて作りたるものなり、
二、表　史上の事跡を一目の上に瞭然たらしむるもの卽ち年表なり、此れより以前に周室の譜牒あり、之れに本づきて作りたるものなり、
三、書　禮樂刑政天文貨殖の沿革史なり、之れは遷の創作にして歷代の史之れによりて志をつくれり、
四、世家　諸侯王の事跡を編年體に叙述したるものなり、此より先き既に世家の一體あり、諸侯の事を記す、之れに本づきて作りたるものなり、
五、列傳　英雄豪傑學者文人忠臣義士循吏姦人より一技一藝に秀でたるものゝ一代記なり、之れは遷の創作なり、

此の體裁は紀傳體と稱し歷代の史皆之れによる、史記が正史の祖と稱せらるゝは主として之れによる、

史學上の價値

史記の史學上に於ける價値は之れを正史の祖、史實の正確、論斷の公平の三項に分ちて叙述す、

一、正史の祖　正史とは紀傳體の史にして司馬遷の創作にかゝる、之れを叙ぶるにあたりては少しく史記以前の歷史の沿革につきて說かざるべからず、抑も支那にて歷史の最も古きものは三墳五典なり、三墳は三皇の書にて五典は五帝の書なり、これは春秋時代までは存せしものにて、左傳に楚の左史倚相といふ人よく三墳五典を讀むと見えたり、今はともに亡びて傳はらざれども書經の堯典・舜典は實に其の一部なりといふ、此れより後三代に至りては各々史官ありて左史は言を記し右史は事を記すことを掌れり、春秋以後は諸侯の國亦史官あり、孟子にいふ所の楚の檮杌(タウコツ)、晉の乘、魯の春秋は皆其の國の史官の手になれる史なり、孔子魯の史記によりて春秋を著し褒貶の意を寓して世人を匡戒す、是れ蓋し現存する最古の史乘なり、されど語の簡約なるため其の意と事實とを得るに苦しむを以て、左丘明・公羊高・穀梁

財に臨んで廉なり、取與義に從ひ分別讓るあり、恭儉にして能く人に下り、常に奮つて身を顧みず、以て國家の急に徇せんことを思へり、其は素蓄積する所あればなり、僕以爲らく國士の風ありと、以て其の推服することの深きを知るべし、是に至り其の罪に陷るを聞き、書を上りて之れを救解す、帝大に怒り捕へて獄に下せり、遷獄に下るも家貧にして貨賂以て自ら贖ふに足らず、交友救ふ者なく左右親近亦爲に一言せず、遂に腐刑にかゝれり、乃ち喟然として歎じて曰く、此れ余の罪なるか、身毀れて用ひられずと、退きて深く惟ひて曰く、夫れ詩書の隱約なるは其志を遂げんと欲するなり、昔し西伯は羑里に拘はれて周易を演べ、孔子は陳蔡に厄せられて春秋を作り、屈原は放逐せられて離騷を著し、左丘は明を失ひて國語あり、孫子は脚を臏られて兵法を論じ、呂不韋は蜀に遷されて呂覽を傳へ、韓非は秦に囚はれて說難・孤憤あり、詩三百篇大抵聖賢憤を發するの作なり、これ人皆意鬱結する所あり其道を通ずるを得ず、故に往事を述べて來者を思ふなりと、是に於て上は黃帝より下は武帝に至る迄、天下の遺文故事殆ど之れを網羅して叙次す、史記是なり、

是れより先き遷は刑せられて後、中書令となり、尊寵せられたり、其の年月は詳ならざれども、征和二年（五七〇）友なる益州の刺史任安が遷に書を與へて古賢臣の義を述べて其の任官の非を責めしに答へたる文によれば、其の時は既に史記は脫稿し居りたるなり、これより見れば再任は征和一・二年の頃にして史記の脫稿も亦再任前なるべく、從つて再任も亦史記脫稿の賜ならざるかを推知せらるゝなり、

征和三年（五七二）以後は中書令として官務をつくすの暇、史記の添削修正に從事せしならんも其の詳得て知る能はず、從つて其の歿年も孝昭帝（孝武帝の子）の時なることは推知し得らるゝも、其の何年なりしかは得て知る能はず、たゞ現存せる史記の誤謬あるより見れば削正を全うせずして未定稿のまゝに歿したることを知り得べきのみ、

體裁

史記は黃帝より漢の孝武皇帝までの史にして、十二本紀・十表・八書・三十世家・七十列傳（以上目次參

略して歸れり、
遷の祖は世々周の太史なり、父を談といふ、天官を唐都に學び、易を楊何に受け、道論を黃子に習ひ、孝武帝に仕へて太史公となる、太史公は位丞相の上にありて天下の文書は先づ太史公に上り其の副書を丞相に上り最も貴重の官なりき、故に太史公の所には天下の遺文故事畢く備はらざるなし、談は著史の志ありて未だ果さず、將に死せんとするとき遷の手を取り泣きて曰く、余が先は周室の太史なり、上古より嘗て功名を虞夏の世に著はし天官の事を掌りしも、後世に至り衰微せり、夫れ孔子舊を修め廢を起し詩書を論じ春秋を作る、學者今に至るまで之に則れり、獲麟以來四百餘年而して諸侯相兼ね史記放絕す、今漢興りて海內一統す、其の間明主賢君忠臣義士あり、余太史となりて論載せずんばこれ天下の史文を廢するなり、余甚之れを懼る、汝其れ之れを念へや、余死せば汝必ず太史とならん、太史とならば吾論著せんと欲する所を忘るゝ勿れ、且つ夫れ孝は親に事ふるに始まり、君に事ふるに中し、身を立つるに終る、名を後世に揚げ以て父母を顯はすは孝の大なるものなりと、遷首を俯し涕を流して曰く、小子不敏なれども請ふ悉く先人次し給ふ所の舊聞を論じて敢て闕かずと、談元封元年(五五〇)を以て卒す、後三歲にして遷太史令となれり、是に於て石室、金匱(共に皇室の藏書の所)の書を抽讀し、孔子の意を稽へ詩書の源を會し、左氏傳・國語・戰國策・世本・楚漢春秋等によりて、接するに後事を以てし、大に其の文を論次す、後十年(天漢三年即ち五六四)にして偶、李陵の事に坐し縲紲に幽せらる、初め武帝の匈奴を擊つや、李陵をして大將軍李廣利に從ひ往きて之れを征せしむ、匈奴兵八萬を以て急に陵の軍を圍む、陵の軍僅に五千人、以て當るに足らず、兵つき矢きはまり士卒死するもの過半、而して匈奴を殺すことも亦萬餘人に及べり、陵援兵を請へども朝廷許さず、陵且戰ひ且退き連戰八日還りて未だ居延の地に至らず、匈奴急に其の路を絕ち追擊して陵を招降す、陵食乏しく救兵到らず、面目の以て陛下に報ゆるなきを以て遂に出でて降れり、帝大に怒り其の籍を削り妻孥を收捕せり、遷も陵と倶に郎中たり、深く其の人と爲りに服す、曰く、陵は自ら守るの奇士にして、親に事へて孝、士に交はるに信あり、

史記國字解第一卷

湖村　桂五十郎講述

史記解題

名義

史記はもと太史公書といふ、故に自序傳に、

凡そ百三十篇、五十二萬六千五百字、太史公書と爲す、

とあり、古人の著書は多くは其の姓又は官を以て名づくる例なり、此の書の作者司馬遷は太史公の官なりしかば之れをとりて其の著書に命ぜしなり、漢書後漢書ともに太史公書といひ史記といはず、其の史記といひしは蓋し三國に始まる、三國志魏志王肅傳、始めて史記と稱せり、故に隋書經籍志以後の書目には皆史記と著錄せり、

史記の意義に就ては唐の張守節の言之れをつくせり、曰く、

古は帝王、右史ありて言（帝王の言）を記し、左史ありて事（帝王の行事）を記す、言を尙書と爲し、事を春秋と爲す、太史公之れを兼ぬ、故に名づけて史記と曰ふ、（史記正義卷首）

卽ち史記とは右史左史――史官の記錄の義なり、太史公書は史官の記錄を集大成せるものなるより、此く命名したるものならん、

史記は又略して史といふ、此れも亦三國に始まる、三國志蜀志張裔傳に「博く史漢に涉る」といへるを見て知るべし、

作者

史記は前漢の司馬遷の著なり、遷字は子長、孝景帝中元五年（紀元五一六）を以て龍門（山西省河東道絳縣）に生まる、年十歲にして能く古文を誦す、孝武帝の元朔三年（五三五）二十歲にして天下を周遊し郎中に拜せらる、使を奉じて巴蜀の地を征し邛筰昆明の地を

孝文本記第十……………………………五三三
孝景本紀第十一…………………………五七三
孝武本紀第十二…………………………五八四

（目　錄　終）

史記國字解第一卷 目錄

史記解題……一
名義……一
作者……一
體裁……三
史學上の價値……四
文學上の價値……七
傳來……九
註解參考書類……一一
三皇本紀……一五
太皞庖犧氏……一五
女媧氏……一七
炎帝神農氏……一九
五帝本義第一……二四
黃帝……二四
帝顓項……二九
帝嚳……三〇
帝堯……三一
帝舜……四五
夏本紀第二……六二
殷本紀第三……九五
周本紀第四……一一九
秦本紀第五……一九二
秦始皇本紀第六……二五四
項羽本紀第七……三五六
高祖本紀第八……四二九
呂后本紀第九……五〇四

せるは當出版部の竊に自ら誇とする所なり。

大正八年五月

早稻田大學出版部

ず。是れ當出版部の巨資を投じ多年を費して古來何人も企圖せざりし史記國字解を大成せる所以なり。講述者は漢文界に令名嘖嘖たる四教授にして其分擔左の如し。

十二本紀、十表、八書　本大學教授　桂　湖村
三十世家　同　菊池晩香
七十列傳上　同　松平康國
七十列傳下　同　牧野藻洲

史記の八書は制度・法律・風俗・音樂の沿革より治水史・經濟史・古代の曆制・天文學等を網羅せる者なれば、古代の社會・古代の文化を詳にすべき貴重の記述たるに拘らず、其極て難解なるが爲に、之を讀むもの甚だ稀なり。世家の如きは、讀んで甚だ興味あるものなれども、未だ一の和解書を見ず。故に今日に必要なる部分は却て閑却せられたる觀なきに非ず。此時に當りて史記全部の和解を完成

天才にして、史を論ずるの體制に於ても文章に於ても皆その創意に出で、前に古人なく今も尙ほ之を軼するものなきことを。此書の永久に文學界の珍寶とせらるゝもの決して偶然に非ず。

史記の眞價は上述の如し。故を以て學校に於ても、個人に於ても、漢文を修むるには必ず此書を選ぶを例とし、古來殆ど冷熱あることなし。然るに史記の本文には錯簡・衍字・脱字・誤字の散點せるもののあるを以て、群籍を參照し幾多の考證を經て之を校訂するに非ざれば、文義の通ぜざるもの尠からざるに拘らず、史記註釋書の完璧大成を以て稱せらるゝ史記評林すらも殆ど之を顧みず、誤脫本に基きて牽强附會の註釋を施したり、況んや其他の註釋書をや、又況んや坊間發行の和解書をや。されば史記は、嘗に全部に亘れる和解書なきのみならず、其一部を和解せる書も孟浪杜撰ならざるなし。故を以て讀書界の完全なる和解書を望むや一朝一夕に非

良の風姿あり、陳平には陳平の風姿あり。勇者を叙するに廉頗には廉頗の面目あり、樊噲には樊噲の面目あり。同じく刺客を叙するに、豫讓と專諸と聶政とは纔に一語を出せば口氣已に各同じからざるを覺ゆ。高祖本紀は寛仁の氣、紙上に動くを見、項羽本紀は喑啞叱咤、人に迫るを見る。故に一部の史記を讀めば直ちに當時の人に接して親しく其事を見、親しく其語を聞くが如く、人をして忽ち喜び忽ち愕き、忽ち懼れ忽ち泣き、自ら已む能はざらしむ。是れ史記の文章の古今獨步と稱せられ、韓・柳・歐・蘇等の大文豪も亦之を崇拜せる所以なり。我が賴山陽の如きも、特に史記を嗜讀し、その日本外史を著すや、每旦必ず之を讀み、然る後に執筆せりと傳へらる。日本外史が今日尙ほ家傳戸誦の書となれるは、其文章の史記より出でて、善く人を動せるに由るなり。史記の文章が文章家千古の軌範たる多辯を要せず。見るべし、史記の著者は稀有の大

楊・墨・申・韓を說き、貨殖を論じ、姦人・刺客・游俠・佞幸の事蹟をも大切なる社會記事として傳へて漏さゞりしが如きは、非凡の大天才に非ざれば敢て試み得ざる破天荒の壯擧たり。當時の學者の驚倒せる亦宜ならずや。後漢の班固は曰く「遷は其是非するところ頗る聖人に繆れり。大道を論ずれば則ち黃老を先にして六經を後にし、游俠を序すれば則ち處士を退けて姦雄を進め、貨殖を述ぶれば則ち勢利を崇んで賤貧を羞づ。これ其蔽はるゝ所なり」と。是れ寧ろ其固陋を自白して司馬遷の大史才を激賞せるに齊し。

史記の文章は古今獨步と稱せらる。史記の史實に對して異論を挾む者と雖も、其文章に對しては袵を斂めて再拜せざるを得ず。其雄渾雅健の筆は千歲の下に於て墨痕尙ほ淋漓たるを覺ゆ。蓋し敍事の變化、精に入り微を穿ち、善く形を離れて神を寫すの妙は、史記の獨り擅にせる所なり。均しく智者を敍するに、張良には張

等（八書）に至るまで、亦記して漏さず。而して史上の事蹟を一目瞭然たらしめんが爲に、別に十種の年表（十表）を作りて之に添へたり。修史上に本紀・世家・列傳・書・表等の部門を分てるは私撰史たる史記の初めて試みしものにして、漢書以下、歴代官撰の歴史何れも之に則らざるなく、我が大日本史の如きも亦之に據れり。則ち史記は總史の嚆矢たると共に、永く修史の模範となれるものなり。

今日の進步せる史學より見れば、歴史は治亂興敗以外、一切の社會事項に亙りて、事實その儘を記述すべきものにして、著者の道德觀を以て取捨變改すべきものに非ずと雖も、歴史の記事が概して治亂興敗の事蹟に局限せられたる二千餘年以前の往時に在りて、司馬遷の史記が八書に於て文化史・經濟史等の記述の端を開けるは一大卓見たり。特に支那の如く倫理と歴史とを混同し、儒教的僻見を以て何事をも律せんとせし陋習を打破し、儒教に違へる黃・老・

初學に誤を傳ふるに過ぎず。　其全部に及べる和解の如きは、現代は勿論、往時に於ても絶對に有ることなし。　支那正史の嚆矢冠冕たる史記の如く、古今獨步の名文章として、文章家の理想典型とせる史記の如き名著に對して、尙ほ一部完璧の和解書なきは大正聖代の一大缺陷と謂はざるべからず。

史記一百三十卷は今より二千年前、前漢の太史公司馬遷の著す所なり。史記以前の著述たる左氏傳・國語・戰國策の如きは何れも一時代・一部分の事を記せるに過ぎざれば、時代史・部分史と見るべき者にして總史として見るべからず。　司馬遷の史記は此缺陷を補はんが爲に著せる者にして、支那に於ける總史の嚆矢たり。　其記する所は太古の黄帝より當代に及び、帝王(本紀)諸侯王(世家)英雄・豪傑・姦人・刺客より一技一能に傑出せる者(列傳)に至るまで、善となく惡となく、一切之を網羅して殘す所なく、法制・經濟・治水・音樂・風俗・曆制・天文

史記國字解

發行要旨

過ぎし漢學隆盛期には漢文研究には自ら漢文の註釋書行はれ、國字の註釋書は初學の用に供せられしに過ぎず。然るに現代に在りては、國字の註釋に非ざれば殆ど用を爲さゞるに至り、曩の補助的書籍は今は却て本幹書籍に變じ、國字の註釋なき漢籍は今や高閣に束ねられんとす。近時漢籍國字解書の廣く行はるゝに至れるもの洵に偶然に非ざるなり。然るに國字註釋の未だ曾て史記に及ばざるは何ぞや。他なし、其極て浩瀚なるが爲なり、其或部分は專攻の漢學者と雖も容易に之を解釋する能はざるが爲なり。故に史記の和解の偶、存するものは斷片的にして解釋杜撰を極め、

第一巻

本紀

桂湖村講述

史記國字解

一

史記國字解